東京冨山房發行

冷泉藤原喜代藏先生著

明治教育思想史

（好評忽ち再版）

幕末より現時に至る約六十年間の思想史、骨は編年史にして肉は文明史也。血は記傳史にして脈は哲學史也。炬火の如き眼光を以て政治道德宗教文藝社會等に關する時代思潮の變遷と教育思想及學説の發達とを論叙し、輕快靈妙なる筆致を用ひて最も大膽痛快に時代の中心的人物を活殺す。莊重莊嚴にして興味津々。教育家、經世家の必讀書也。

菊判洋裝全一冊
紙數八百頁
定價金二圓卅錢
送料金二十錢
臺樺卅錢韓清卅五錢

再版

三土忠造先生著

教育百言

「教育百言」は著者か豐富なる經驗と該博なる知識と鋭敏なる觀察とに依りて各種の教育問題を批判したる隨筆なり。**行文簡潔、論理明快、意見公正にして言々時弊を指摘して餘す所なし。**教育家政治家は勿論一般父兄の必ず一讀すべき良書たるを疑はず

四六版洋裝一冊
定價七十五錢
郵稅金六錢

明治四拾參年十月卅一日印刷
明治四拾參年十一月三日發行
明治四拾參年十一月五日再版
明治四拾參年十二月十日三版
明治四拾四年一月十五日四版

○孝道　上卷

○定價貳圓四拾錢

著作者　東京市小石川區表町五拾六番地
澤柳政太郎

發行者　東京市神田區裏神保町九番地
合資會社冨山房

代表者　同所合資會社冨山房社長
坂本嘉治馬

印刷者　東京市本所區番場町四番地
平井登

印刷所　東京市本所區番場町四番地
凸版印刷株式會社本所分工場

發行所（明治廿九年六月設立）　東京市神田區裏神保町九番地
合資會社　冨山房
（振替口座東京五〇一番　電話本局一〇三六番）

孝道上卷終

世の者すべて詐欺く時、
爾はわれを教へ導く。
此の世の坑を如何に穿つも、
爾を購はん鑛は出でじ。
吁、生の道を教ふるも爾、
吁、死の道を訓ふるも爾。」

われはそを胸に歴しあつる。
代々の昔より傳はれる、
わが一族の大樹はこれぞ。
母の手は此の聖書を持ちぬ、
母は臨終の床にてこを吾に與へぬ。

『其の卷々に錄さるゝ、
吁、我は名をこそ忘れざれ、
火爐の周圍に圓坐して、
夜毎夜毎の祈禱の後に、
閉ぢられたるは此の書なり。
さて、書につき互に語りしが、
其の聲は今もわが心を打てり。
彼等は旣に逝きたれど、
尙ほ此處にては活ける人。

『爾は人類の眞の友よ、
われは爾の節操を識る。

『其れは何の本か』と店主は鋭く問へり。 少年は答へて、

『聖書(バイブル)です。』

『此の紐育で聖書を持つて如何する積りだ。』

眼元涼しき田舍少年は、此の時ぢッと店主の顏を眺めて、

『私の御母さんが毎日それを讀めと仰つたから、斯うして携へて居るのです』と答へぬ。

此の答を聞きて一旦は拒絶したる店主急に心變りて、望の通りの地位を與へぬ。此の田舍少年は卽ち他日に於ける紐育市有數の大富豪なりき。

嗚呼、母に對して愛あり、母より與へられたる聖書に對しての敬重あり、是れ實に無上の紹介狀にあらずや。 詩人ジョージ、ピー、モリスの古き詩は、彼が机上なる母の聖書と共に、永久に吾人胸底の琴線を打つものなり。

『此の書(ふみ)こそ、今吾に殘れる總てなれ、
涙はそゞろに湧き出づらん。
戰く唇、悸つ額

なり。 余は母の死する數日前決して酒を飲まじと約束せり。 此の誓の守らざるべからざるは、今日も猶ほ當時の如し。

『さはれ、常に泥醉漢に取り圍まれたる頃の少年と、嚴格なる家庭の紳士とは、決して同一に論ずべからず』と尙ほ友人の言ひ張れば、

『しかし、ジョン君よ、誓は何時までも誓なり。 況して母の誓と云へば、二重に守るべき責任あり』とリンコンの答の斷乎たりしことよ。

余が語を聽き給ふ青年諸君よ。 諸君にして若し母の誓を守ること斯くの如く神聖にして、斯くの如く嚴格ならむには、リンコーンに彷彿せる大人格のいかで諸君の生涯に宿らざる理あらむや。

今は紐育(ニューヨーク)の大豪商たる人に、始めて都會に出で、田舍少年として仕事を求めたる折の物語あり。 彼は職を求めて諸所に奔走したれども、更に得る所なく、勇氣を失ひて最後に一商店頭に立てり。 無論冷淡なる拒絶を受けたり。

『しかし、私は立派な紹介狀を持つて居りますから』と訴ふる聲さへ力なく、鞄を探る折り不圖一冊の書籍は床に轉び落ちたり。

性格は、何人も賞讃する所に有之、殊に妾等極近親のものにとりては、彼を英雄となすに、別にサンチアゴの戰を要せず。彼は久しき前より眞の英雄、氣高き子、理想的の兄弟たりし次第に候。世界は彼に同情し、彼が勇敢なる戰功を歷史にも記載いたし候はむ。されど彼が柔順、溫和、性情の美などに至りては、只妾等最初より最も親しきもののみが知りて相語り申すべく候。』

吁、男子としての精神を有するもの、誰か斯くの如き母の讃辭を以て新聞紙、當局者の讃辭よりも更に大いに價あるものとなすに躊躇することあらむや。

歷史上名ある偉人が、成功の生涯を贏ち得たる所以を思ふに、世に知られざる母の助言相談に負ふ所甚だ多きもののあるを見る。エブラハム、リンコーンは、ウヰスキー酒の流行せる交際社會にて、母の遺訓『酒に向つて唇を閉ぢよ』を決して忘れざりき。嘗て議事堂に出でたる時、一友人、彼の素氣なく酒を斷りたるを非禮と評し、且其の理由として『貴下の如き年齡、習慣の人は、之を飮みたりとて決して害を受くることなからん』と言ひしに、リンコーン答へて、『ジョン君よ、余は諸君に禮を缺かんとする者に非ず。唯余の慈母に誓ひたれば

ソン大尉の行爲は、一世の稱讃を惹起したり。されど未だ大尉の母の手簡ほど有力なる讃辭はなかるべし。手簡は大尉の事に關して、紐育の一友人に贈られたるもの、次に錄するが如し。

『御手紙數日前に相達し候。彼子が功名につきて御同情深き御賞讃を蒙り、誠に御禮の申上げ樣も無之候　彼子が勇敢なる働は、全く天帝が彼を保護指導し下され候ことゝ信じ居候。尙ほわが國家、州、鄕里よりの讃辭も甚だ妾等を感激せしめ候。かゝる時、國民と當局者とよりの褒辭を得て、母親は心慰むを自然と思召し下され度候。

さりながら、かゝる賞讃も兼ねてより彼子の偉大なる價値を知れる妾に取りては、別に新らしくは感ぜられ申さず候。凡そ彼子の如く貴き子を有したる母は妾の外にはこれ有る間敷と存じ候。彼は長き間、妾が賴みの綱となり、一度も此の多人數なる家族を忘れたることなく、妾が愉快のために喜びて收入を割き居り候ひし。海外留學の三年間は、絕えず眞心籠もれる手紙を送り來り、且つ彼が財產は殆んど妾がものにて候ひき　彼子が柔順にて氣品高き

子に對して最も優しく、最も獻身的なる地上の唯一人は母なり。是れ明白なる事實として何人も認むる所。健全なる家庭の空氣に育ちたる青年は、皆其處に一個溫き「胸(ブズム)」の潜むありて、永劫我を忘れざるを知る。母を讃美せるキプリングが雄勁なる詩句は、卽ち多くの青年の心事を代表するものなり。

『そゝり立つ嶺の上高くわれ縊らるも、
尙ほ其の愛こそは尋れ來ん。
オゝわが母よ、オゝわが母よ。
滄溟の水底深くわれ溺るとも、
尙ほ其の淚は浸み來らん。
オゝわが母よ、オゝわが母よ。
われ身も魂も滅ぶとも、
尙ほ其の祈禱(いのり)は吾を救はん。
オゝわが母よ、オゝわが母よ。』

青年に取りて最も善き友、善き保證人は其の母なり。彼は『母に對して常に忠實なり』とは最も信憑すべき推薦狀なり。かのメリマック號沈沒の際に於けるホブ

ならず。彼の手は處理すべき用務を有せざりしにあらず。されど、彼は躬から出でて父を迎ふるの幸福を忘れざりき。博士ジョセフ、バーカーも言へるが如く、如何に職分の負擔は重くとも、いかで情の一片をこれに加へ得ざらむや。吾人は如何なる生涯を送るも、必ずこれに情の色彩を附し得べし。情なき人生畢竟何するものぞ。花も時に一滴の露の雫に淨光を宿してこそ麗はしけれ。吁、高堂に坐して老父の階に昇り來るを望む。大は卽ち大なり。されど躬から馬を驅りて郊外數哩の地に出で進んで路傍に父の手を執るの大なるに比して小なるを覺えずや。されば一掬の愛情の宿る處、一脈の溫情の流るゝ處、其處に幸福なる家庭あり。巍巍たる高厦と草廬とを問ふこと勿れ。家庭の幸福は唯感情にあり。人生の悲慘なる運命を和らぐるものは卽ち是れのみ。

余は先づ「父」を擧げて「母」を後にしたり。是れ困難なるものを後に廻すてふ人情の弱點より來れるなり。余はこれより母につきて說かむとす。されど余は青年に向つて母を論ぜむとする時、常に惑はざるを得ず。惑ふは母につきて語ることの少なきがために非ず、語るべきことの餘りに多きがためたり。

は全國民の媚を集めたり。されど、彼は此の權勢と豪華との爲に毫も品性を穢さざりき。麗はしからずや、此の物語。老耄れたる牧羊者は、遠く埃及に來りてヨセフを見むとす。當時の光景眞に想望に堪へたり。記錄に曰く、

『ヨセフ其の車を整へ、ゴシエンにのぼりて、父イスラエルを迎へ、之に見えて其の頸を抱き、頸を交へて久しく泣く。イスラエル、ヨセフに謂ふ。汝猶ほ生きて居り、我汝の顏を見ることを得たれば、今は死ぬるもよしと。ヨセフ其の兄弟達と父の家族とに謂ひけるは、我のぼりてパロに告げて之を曰ふべし、わが兄弟等とわが父の家族カナンの地に居りしもの、われのところに來れり。其の人々は牧者にして牧畜の人なり。彼等其の羊と牛及び其のもてる諸の物をたづさへ來れりと。』(創世記四六、二九―三二)

人間精神の美是に至りて極まれりと謂ふべし。彼は高き判者の椅子に凭りて權勢に驕り、埃及國の統治者を以て、父を引見することをなさゞりき。父をして王廷の威儀に臆せしむるがごときは斷じて爲さゞりき。彼の父を待つや自ら抑損し、出でて郊外に迎ふること、恰もクリーヴランドの停車場に吾人が父を待つに異

子が勝利を得むことを祈るなり。

強健なる身體を有し、元氣溢るゝ成功の青年が、其の親に對して幼弱時代の保護愛育を感謝する男らしき態度ほど、世に麗はしきものはなからむ。余が知れる友人の一人に、成功の生涯を贏ち得たるあり。彼は社會上に目覺しき榮譽を有する身なれども、余の眼より見れば、父の側に立てる折の彼が、最も偉容を備へたり。父は老いて腰さへ曲れるに反し、彼には希臘の神を思はしむるほどの堂々たる秀貌あり。父の不便不自由を補はむとする柔順の德、心籠れる奉養の如何に氣高きことよ。自己の強健にして成功せる生涯を父と偕に樂まむとする彼を見る人誰かは深く心に人性の善美を感ぜざらむ。

ヨセフの物語は人の子が父を厚く遇したる氣高く麗はしき實例なり。ヨセフは牧羊者の子なりき。彼の父も兄弟も皆羊を牧する野人なれば、いかで都の事情を知らむ。況して全埃及を統轄せる壯大無比のパロ王朝に行はるゝ百年の禮儀に至つては、夢にも辨へ知らざるなり。ヨセフは父と別れて二十年、今や世界最強の國民を率ゐる大宰相となり、大富者となる。彼の言は悉く王に聽かれ、彼の一身

遊子の身には榮華の光も徒なるのみ、
吁、かへせ我が賤しき茅屋を、
我に手馴れし聲よき小鳥を、
わけては懷かしき心の平和など、
我が家！ 我が家！ たのしき我が家！
我が家の如きは他にあらじ！

是れ實にペインがなせる神聖なる家庭の感謝にあらずや。現に家庭の團欒にある青年は如何に幸福なるべきぞ。斯くの如き感謝を以て、常に周圍の人々に對し、言語動作に己の讃美を表彰し得る青年は、如何に幸福なるべきぞ。

青年は時に父の眼に映ぜる自己の姿を見て、親が何物を我に期待せるかを考ふる必要あり。是れ子として頗る思慮ある事たり。父は吾が子を以て誇るに足るべき價値あるものと思ふべし。親の希望を實現するは子に取りて最も大なる行なり。心高き父は何れも其の子が偉大ならむことを望み、萬事に彼自身よりは一層善良ならむを願ふものぞ。父は其の過去を顧みて己の失錯瑕疵を知るが故に、子をして必ず再び之に墜ちざらしめむと欲す。父は己の敗れたる戰場にて吾が

子としての青年

神學博士　エル、エー、バンクス

「家庭」是れ何處の國に往きても最も甘き語なり。愛と柔和とに於て、之に次ぐ甘き語は「母」にして、母と家庭との二つの上に、嚴に立てる姿の麗はしきは「父」なり。嗚呼、「家庭」「父」「母」は、青年の心を動かさむと欲する畫家に取りては、必ず先づ其の刷毛を揮ふべき絶好の畫題にあらずや。何となれば、あらゆる若き人々は、此の畫に對する時胸に血潮の湧き立つを覺ゆべければなり。ジョン、ハワード、ペインは漂浪の生涯を送りたりき。されど『家庭、たのしき家庭』の詩を賦して、人類一般の至情を謠ひし彼は、確かに人道の眞詩人なり。

『百の快樂、玉の宮居にさまよひ見るも、
　何ものか我が茅屋に及ぶべき！
我が家に天の惠あり、よろづの物を浄むる如し。
是れ天が下に求むるも得られざるもの、
我が家！　我が家！　樂しき我が家！
我が家の如きは他にあらじ！

於て其の兒の最高福利を熱望するより以上のものはないのである。また兒が兒自身の最高なる幸福となる事を爲すほど、父母を喜ばすことは他にないのである知識に於て及び德性の優越に於て兒童の進步しゆくことは、何れの親に取りても子としての感恩の爭ふべからざる表號と見ゆるものである。說きて茲に至れば、此處が重要なる點である。人生の各期には各別段の本務があること、猶ほ又各期には一個の最高なる本務があつて此の周圍に他の本務が集合するものなること、而して最終に、各連續期に於て一たび後を顧みて前期の道德組織を新組織と善く調和する樣にする。此の最終の點に就て吾人は今簡易なる說明を與へんとするのである。學校期の最高本務は知識を得ることである。其の前期の最高本務は親を恭敬することである。併し今示したる如く、此の時期に於ける親に對する恭敬は誠意誠心を以てする勤學に依つて最善に表示せらるゝのである。かくの如くにして舊新二種の組織が一に融合せらるゝのである。

る深切は、吾人が決して償還し得べからざるものである。そは恰も吾人が決して充分に抹消することを望み得べからざる負債の如きものである。ただ吾人は及ぶ限り感恩を爲し得る。親若し彌、老いなば、吾人は之を擁護し得る。而して其の墓所に至る最後の歩みを滑らかになさしめ得るのである。又吾人自らが成人して順次に父たり母たるに至らば、吾人は吾人の兩親が其の有したる智光に從つて吾人に與へたる所のものと同じき精勵且睿智ある注意を吾人の子に與へ得るのである。かくして兩親が吾人の爲に盡しゝものを更に子の爲に盡すことに依りて纔かに理想的に兩親に償還するのである。但しこれは大人のみに關したる點である。若し夫れ兒童に就て云へば、兒事は輕微なる勤勞、優婉なる行爲に依つて幾分かこれが感恩を表示することが出來るのである。かくすることの主要なる價値が何處に存するかと云へば、それは兒童に感應したる情操より成り立つからである。但し主としては親たる人の嚮導を甘受することと、兒童自身の智力的及び道德的改善を目的とする熱心なる努力とに依りて成り立つものである。世に愛多けれども、親の愛の如くしかく非自利的なるものはあるまい。眞の親の心に

んとて苦勞する、親は其の熱愛より、旨き調理を鹽梅して兒に與へる。儲其の兩親を如何に見るべきであらうか。其れ必ずや其の兩親に負ふ所の凡べてを今更の如く新に實認し來り、加ふるに新しく且より深き溫情を以てして一層其の兩親を敬親するであらう。但し感恩の本務は就中兒が其の兩親より受けたる最大なる賜物、卽ち兒が其の生存の道德的目的を達するに就て受けたる扶助に基づくものである。

余は子の本務の原則中に「汝の兩親を愛せよ」との戒を加へぬ。そは余は愛は命令せられ得べき性質のものとは考へぬからである。恭敬、從順、感恩の正當なる態度が守られたるならば、愛は其れ自身次いで來るものである。愛は他人と合一の感である。而して子の愛が他の愛と異なる所以の特殊性は、吾人が全然依屬する人、吾人が因つて以て心的及び體的生存の養育を蒙る所の道德的優者との合一より胚胎するの點にあるのである。

然らば子の感恩の情操が其れ自身如何樣に表出するであらうか。感恩は受けたる深切の返報に依りて通常表出せらるゝのである。併し吾人が親より受けた

ある。然り、主要なる觀念と云ふも恐らくは誇大ではあるまいと思ふ。

偖吾人は更に精細に親の本務の性質を語らう。親たるものは其の兒の永久なる福利の守護者であると云ふことを心に記する以上、兒の個性を尊重し、保護し、發達せしめ、就中其の個性的傾癖を發見することは親の本務である。此の個性的傾癖たるや、屢、潜在的のものである。從て頑强に捜し出さねばならぬものである。兒をして其の本具の靈性を保持して失はしめざることは親の本務にして、又其の特權である。

此の親屬關係の上に子たるものゝ恭敬(所謂孝の道)が打ち建てらるゝのである。其の關係よりして、主たる子の本務が演繹せらるゝのである。兒は由來前述する如き運命のものなるに依りて、初めより何ものが自己のために最良であるかを知る筈がない。故に唯從順なる外ない。從順は子の本務の第一である。而して第二の本務は親の膝下にあつて受けたる恩惠に對して感恩を表示するように約束されてあるのである。親は兒に飲食、住居、衣服を給する。親は兒の病のときは屢、自己の睡眠、安樂、健康を犧牲にしても看護する。親は兒に何一つ不足なからしめ

理である。今日の改革家は過去の凡べての改革家の肩上に立ち居るのである。而して數多の共働者の協力と批評とがなかつたならば、其の爲さんとする何等の努力も成功の望殆ど無しと云ふべきである。尙ほ又自己の空想を刺戟し挑發せしむる如き改良の計畫を始むるは、其の人の爲に正經の事とは云はれない。寧ろ宜しく現在の事情の下に於て如何なる特殊の處置が最も能く進歩の原因を前進するに足るか、又如何なる資格に於て自己が特別に此の種の處置を作興するに適し居るかを考量すべきである。公正と眞理とは公的目的であつて、決して私的目的ではないのである。各人生活の最高目的たるや、個人としての自己が、人類の公的目的を遂達する上に於て特に其の適任なりとする貢獻を提供するの一事である。個人若し營々として其の私的快、苦に是れ心を奪はれ、單に自己の爲にのみ生活するに於ては、價値少き生物のみ。其の存在は旦に生れて夕に死する夏蟲の存在と殆ど價値を等しうするものである。然れども個人は已に人類の機關となつて永續せる價値を得たものである。而して其の個性は不可侵なる神聖を有するものである。今指示せる如き意義に於て個性の神聖は倫理學の主要なる觀念で

今日の科學者は先進科學者の幾十代に渉りて蓄積せられたる勞力を利用し、併せて其の業績の價値をば同時代の學者の協力と精査的批評とに託するのである。何人と雖も他人の扶助なくしては多大の知識を得べからざると共に、また何人と雖も自己のみの私的快樂のため、知識を求めまたは偶、以て自己の虛榮を誇らしむるに過ぎざる如き或る知識を求むることは正當とは視られない。例へば、誇示のためのみの外、何の用にも立たぬ怪奇なる學識を得んがために人の一生を消費するは、智力的本務の違犯である。知識の進步は公的目的であつて、私的目的ではない。各學者、科學者は自己の力のなし得る限り眞理の共同貯蓄を增大し、以て人類の科學的財產に補加すべき約束があるのである。然れどもこれを爲さんがために彼輩は自己の特殊の才能は如何なる方向にありて存するかを知り得ることが出來るか如何か。また才能を磨き修めるに勤勉能く其の一身を任かし得べきか如何かをしかと自ら問はねばならぬ。蓋し眞理の一般的興味に善く貢獻し得ることの出來るは、其の努力を一事に專注するによりて然るのである。社會的目的の追求、例へば社會的惡習の矯正、社會的正義の上進の如きものに就ても、亦同一の

此等三種の態度は吾人の上にあるものに對し、吾人の下にあるものに對し、及び吾人と同等にあるものに對する恭敬を標徴するためである。又此等三種の態度は眞正なる自敬の念に發し、且これより向上するのである。子の本務を語るに就ては、吾人は今乃ち吾人の上にあるものに對する恭敬の問題に觸れて居るのである。親は兒より看れば、體、心、及び德の優者である。兒の體、心、德の力の發達を助くることは親の本務である。兒をして其の力の充全を達し得しむる爲、並に前代が舞臺より隱退する曉には、これに襲で人類の使命を行はしむる爲に其の劣等の位置より漸々にこれを引き揚げることは親の本務である。劣者に對する優者の本務は劣者を助けて劣等の平面より昇上せしむるにある。かく助けられたる人の受容的及び感得的態度をば恭敬と稱するのである。但し吾人は親の本務の性質に一層熟近し置かねばならぬ。而して吾人は忽ち次の如き反省を念頭に浮べざるを得ないのである。それは何かと云へば、凡そ如何なる人も扶助なくしては人生の智力的目的を達し得べきものではないと云ふの一事である。荒蕪せる島地に住し、自己のみの心的資源に限られたる科學者は微々たる進歩を爲し得るに止まる

し置かねばならぬと。　先刻ダマーが父の室へ行くと間もなく引歸して來たのは、かう云ふ事情があつたのである。　それはダマーが室内の戸を開けた時に、其の老父が寢臺の上に眠つて居つたのである。　ダマーが靜かに室内に入らうとすると、生憎戸はキーと云つて、蝶鉸の軋る音を立てた、老人は驚いて起きた樣である。　ダマーは我と自分を叱して後へ戻つて來て、ヨシ余は彼の客が提供したる儲け仕事を棄てるとしよう。　余は老父の睡眠を妨ぐることを欲せぬと獨語した。　それは老父の睡眠はダマーに取つては神聖不可侵のものであつたのである。

　恭敬は子たる者の本務の骨子である。　諸君はゲーテが其の著「ウイルヘルム、マイステル」の中其の敎育的理想を略寫したる數章に於て、兒童の宗敎的及び道德的敎育を三重の恭敬の上に置いてあることを知つて居らるゝであらう。　ゲーテは次の如き標徵主義を適用したのである。　理想的敎育施設の生徒は種々の機會に於て三種の態度を取ることを要求せらるゝ。　即ち生徒は其の胸の上に腕を組み而して打明けたる容貌を以て上方を見よ。　再び其の背面に腕を組みて、地面へ輝ける瞥見を向けよ。　又再び列に立て、而して其の顏を右へ向け、各自隣の生徒を見よ。

の許を訪うて其の所藏の中から必要の寶石を擇まん爲に使者がイエルサレムから派遣された。ダマーは此の珍客を慇懃に待遇した。さて其の用向を聞いて、珍客の前に美麗な寶石の數々を廣げて見せたが、併し何れも氣に入らなかつた。所要の石は非常に大きくて光輝があるものでなければならぬ。此の條件を缺いたる物は用に立たぬのである。かくと聞いたダマーは忽ち想ひ起して、やがて云ふには、自分の老父の居る室内に一個の箪笥がある、其の中に寶玉が保存されてある其の中には必ず客の意に適する物があらうと。其處でダマーは搜索を爲す間數分間の猶豫を客に請うた。然るにダマーは玉を持たずに直ちに戻つて來て、さて非常に遺憾であるといふ風で、折角の厚意に從ふことが出來ぬ由を語つた。使者は聞いて驚いた、のみならず、これは必ず此の商人の計略であると信じて、ダマーに向つて莫大の買直段を申し聞けた。ダマーの云ふのに、かゝる儲け仕事を外すは如何にも殘念であるが、今は私の力の及ばぬ所である。若し一時間か二時間猶豫して下さるならば、何とか都合を附けましようがとかう答へた。使者が云ふには、最早一刻も猶豫は出來ぬ、高僧が何時其の職務を行はれても故障なき樣早々修理

トロヤの大火の燃ゆる中より老父アンカイシズを肩に負て遁れたイニアスの話、又はヘロドスの史傳(第一篇三十一章)にあるクリオビス、ビトーの話を語るを好しとする。ユーリシズに對する其の子テレマクスの獻身の昔語を想ひ起せ、レーガン及びゴネリルの行爲とコリジリアの行爲を比較しつゝリーアと其の娘との話を語りては如何、語るべき話の中にも別格兒童に適當なるはダマーの話であるイニアスとテレマクスとの二話は親に盡したる勤勞の中に表はされたる孝心を說明するに足るべき者ではあるが、併し親に對する眞の勤勞とも云ふべき程の機會は、小さなる兒童に度々來るべき者ではない。これに反してダマーの話は孝心が優婉と思慮との行爲に顯はれて居るを示して居る。而かも此等の行爲は何れの兒童にも出來る範圍の中にあるのである。此の話の場所はパレスチナであつて、イエルサレムの殿堂が尙ほ巍然と立つて居た頃の出來事であつたと想定されて居る。ダマーは他に比類なき至つて珍奇にして至つて高價なる品を豐富に所有して居るのを以て世に知られたる寶玉商人であつた。茲に會、イエルサレムの高僧が其の胸甲に飾られたる寶石の一揃を置き換ふる必要が起つたので、ダマー

集まりが催されました。此の會に於てロイド大將はホレースの胸に青銅の賞牌（メタル）をつけられました。それはホレースの勇敢を賞するしるしでありました。ホレースの母や父は傍にひかへて居ましたが、これを見てア、と云つたばかりで、言葉も何も出ませんでした。大將はホレースに賞牌をつけてしまつて、やがてマーテリ夫婦に向つて、あなた方はかやうに早く譽をあげた息子さんをもつておめでたいと祝されました。これは年はまだ若いが善人になれることを示した息子さんをもつたのを喜びますと云ふことです。

多分世間には、家の息子達もホレースのやうに立派であつて欲しいと思つた父や母があつたでせう、息子達や娘達が正しき行をすれば、兩親の胸は愉快で充たされるものですから。

兒童道德教育論抄譯　フエリツクス、アドラア

子の本務

せんでした。月日がたつてから皆さんは學校で學ばねばなりますまい。それから野や、店や、役所や、其の他のどこかにて働き始めるでせう。皆さんは大勢の人中に居て皆さんを愛して下さる母や父があることを考へたら嬉しいでせう。兩親が愛して下さるのは皆さんです。兩親は王や、女王や、大統領を愛するよりも、一層皆さんを愛するのです。

希臘の英雄エパミノンダスが或る時戰勝を得たことがありました、國の人民は此の人の勇氣をほめたゝへました。幾年の後或る人がエパミノンダスに、生涯の中で一番樂しかつたことは何でしたかと尋ねましたら、此の英雄は、さやう、私が勝利の後に兩親がまだ生きて居られて、其の息子の盛名を聞かれた時です。これが一生中の愉快でしたと答へられました。此の英雄は基督前三四百年頃の人でした。これから今の時代で勇敢な一人の息子のお話を皆さんにいたしませう。

一千八百九十七年の夏のこと、ホレース、マーテリと云へる若者が、父親と共に英蘭の南海の海邊を步いて居た時に、海中でもがいて居る男の子を見ました。これを見たホレースは直ちに水中に飛びこんで、男の子を救ひました。數ケ月の後に

笑ふ者もあれば、しおふせばよいがと思ふ者もありました。併し誰も若者に助力しようとはしませんでした。時は近づきました。鋭い目は見張つて居ました。父子が指定の時間迄に門につきそこなつたら容赦はありませんでしたらう。遂に其の子は最後の一走りを試み、門を通過しました。が、市の城壁外で氣絶して倒れました。かくてアッピウス老人は息子の勇剛によつて救はれました。

私共は今迄母と父とに就てお話をしましたが、終りに兩方併せて語りませう。皆さんは祝祭なり、觀兵式なりで、百萬人もあらうと云ふ群集の中に會て居たことがありますか。皆さんは一寸の間でもお父さんやお母さんにはぐれた時には、奇妙で、そして心細く感じませんでしたか。數多の男女が皆さんに近く押して來たでせうが、一人として皆さんの友達とは思へなかつたでせう。失望の感じが皆さんの胸に起つた。あゝ廣い世界に私は獨りぼつちだと云つて泣き出さんばかりでしたらう。

そこへ皆さんはお母さんの顏を見た。お父さんの延ばした手を見た。皆さんは走せて行つて、兩親に抱きついたでせう。もう皆さんは獨りぼつちではありま

商人は、イ、エ、どうしまして、あなた方が初めに御指定になりました金額で差上げませう。何も餘分に儲けやうとて父親を大切にした譯ではありませんからとかう答へました。

私は思慮深いと云ふ丈に止まらない一人の息子のお話をいたしませう。羅馬の市民にアッピウスと云ふ老人がありました。此の人は市の支配役達の怒を受けたので、數時間内に羅馬を立ち退くやうに云ひ附けられました。あゝどの道へ向いて行かうか分りませんでした。老人はとり急いで、なつかしい自國を離れて、どことも知らぬ世界にさまよはねばならぬのでした。おまけに歩く氣力も乏しかつたのです。併し或る時間内に立ち退かねば死刑に處せられるかも知れないのでした。友達もありましたが、皆避けてよりつきません。が、ただ一人の息子、此の息子が其の側に居てくれました。息子はほんの一青年でした、アッピウスは時間内に門にゆきつくかどうかと氣遣ひました。

青年は、お父さん、私があなたを負ひませうと父親に申しました。

羅馬の人民は若者が老人をかついで、あせつて行くのを見て不審に思ひました。

れと申し入れました。此のダマーは猶太人ではありませんでした。それ故人々は異敎徒と云ひましたかも知れません。併し皆さん、人は異敎徒でありませうと、猶太人でありませうと、基督敎徒でありませうと何れでもよいです。行爲が正しければ其の人は善人でありますと御承知なさい。

ダマーは使者に向つて、最も大きい金剛石をお目に掛けませうと云ひました。然る處ダマーは金剛石が貯へられて居る安全庫の鍵が、父親の外衣のかくしに入つて居たことを想ひ出しました。のみならず、父親が丁度寢て居ましたことを知りましたから、今老人の目をさますことはしかねますと申しました。

使者が云ふには、早々行つて父親をおこしてくれ、寶石の代金は多分につかはすからとかういふ談判。ダマーはこれを聞き入れませんでした。使者の人々は當惑した末、立ち去つて他の店へ行かうとしました。ダマーはお客を失ひかけました。恰も其の時に父親は目をさましましたので、息子は鍵を受け取つて寶石を出しました。

そこで使者が、前に云つた通り餘分に代金を拂ひませうと申しました。

此の羅馬の軍人が其の父親に尊敬を表しましたのは此の時が始めでしたと皆さんは思ひますか。イ、エさうではありません。其の軍人は子供の時から父親を敬ひ、父親に對して子供丈の深切を盡して居たのです。

四歳になる小さい女の子が父親が仕事を終へて歸宅すると、一日疲れた後を樂に坐らせてあげやうとて、常に上靴を父親に差出すことにして居ました。或る婦人が此の女の子に、けふ一日私と遊びませうと申しましたら、此の女の子は、ありがたう御座いますが、私は家を離るゝことが出來ません。若し私が居ませんでしたら、お父さんが家に歸つてこられた時、誰もお父さんに上靴をおはかせ申す人がありませんからと答へました。

皆さん此の女の子は、思慮が深かつたではありませんか。いかにも思慮深いことを示しました。年の長じた息子や娘にも同じやうな思慮深い例があります、二千年許り前のことでありました。猶太人の寺がエルサレムにまだありました頃、高僧が外衣の上に著用する胸當に飾る新しい金剛石を求めようとしました。そこで使者がダマーと云ふ商人の許へ尋ねて行つて、一番美しい寶石を見せてく

へ皆さんの父親が面會に來て、正確でない言葉でお話をし、質素無作法の風儀をして居たとしたら、皆さんがさながら其の人を知らぬ他人のやうに取り扱つたでせうか。若しさうなら皆さんは甚だ卑陋な、男らしくない、女らしくない精神を示したと云ふものです。

昔、大勢の人民が羅馬の街々に集まつたことがありました。その群集の人々は薰物をたきましたので、芳ばしい香の煙が空へと巻きあがりました。人民は行列がやつてくると叫びました。騎兵が大道の方へと來ました。兵車が轔々と音をしてきました。鎖でつながれた捕虜の數列が通りました。最後に、蠻人を征伐して勝利を得て凱旋に喜び勇んだ將軍が見えました。

ヨー、ヨーと人民は歡呼しました。

間もなく將軍は兵車を曳く者に止まれと命じました。將軍は兵車から飛び下りて、群集の中に立ちとまつて見て居た賤しげな衣服をつけた老人の方へ歩を運びました。將軍は老人に對して尊敬と溫情とを表はして鄭重な敬禮をしました。老人は誰でしたか、それは將軍の父親でした。

だ後數年たつて、生れた故郷の町をおとづれました。其の町では此の人の父親のことを尙ほ覺えて居ました。一人の年老いた町人が腕をとつて此の人に云ふには、

あなたは善い人です、併しあなたのお父さんのやうに善くなると思つたら考へ違ひです。

と申しました。聞いて居たディデローはほほゑみました。町人が父親は自分よりも善い人であつたと云ふのを聞いたのが嬉しかつたからで。若し此の父親が生きて居て、年の若いディデローを人々がほめるのを聞いて、ハイ、私の息子は私よりもずつとえらい人物ですから、それが何よりも嬉しいと、かう云うたとて何も不審はありません。

若し皆さんはのんだくれの父親を持つて居たら恥づかしくはないでせうか。併し若し身分の卑しい父親を持つて居たからとて恥づかしいでせうか。

假りに皆さんが學問に達して、一冊の書物位になる長い言葉で話すことが出來たとして、又皆さんが貴族や貴婦人と交際し、嚴かな挨拶をするしかた、華麗な食卓に就くすべ、皇族方に差出す手紙の書き方、これ等のことを辨へて居るとして、そこ

私は友達に向つて、なんと奇麗な繪ですねと申しました。

友達は、ハイ、さうです。併し云ふのもつらいことですが、それを好かない人が一人ありましたのです。其の人は此の繪をかいた人の父親でした。畫家は青年で、其の父親も畫家でした。父親は此のみごとな繪を見ると不興でありまして、息子のことをさんぐに惡く云ひました。父親は妬みましたのですとかう話されました。

皆さんも私もかゝる父親にはしりごみします。此の父親は眞の父親とは云へなかつたと思ひます。父は子の作を誇るべきであります。皆さんはわが息子等を寶玉だと稱しました羅馬の賢母コルネリアのお話、前に私がお話したそれを記憶して居ますか。そしてわが母親を世界で一番高貴な人だと思つた幼い男の子のお話を記憶して居ますか。親子双方に誇があるべき筈です。一方が他の一方を誇るべき筈です。そこに相互の誇があるべき筈です。

昔ディデローと云ふ名高い佛蘭西人がありました。此の人は多くの書物を著はしました。世の人々は此の人を偉人と信じて居ました。此の人は父親が死ん

私共の父親は私共にとつて船長の如く、主人の如く、王の如きものです。若し私共が父に從ふことを知るならば、どのやうに船長、主人、王に服從すべきかを知ります。私共は自分等の生れた國、自分等の愛する生地、英吉利、亞米利加、佛蘭西、日耳曼伊太利、墺地利、これらは私共の父國であります。自分等の國の法律は父國の法律であります。私共は正直な日々の仕事を爲し、人民が作つた法律に從ふときには、私共は父國の善良な子供であります。

父（つゞき）

父子の間の相互の誇―父親に對する尊敬と推讓―息子や娘が正しき行をするときには母や父の心は嬉しい。

或る時私は友達の家の一室に坐はつて居ましたら、壁に數多の繪が懸つて居ました。併し其の中の一つの繪が私の注意を惹きました。その繪には男の人も居ず、女の人も居ない、ただ一軒の農家と、數本の木と、一條の流れと、流れの中に立つて居る牝牛の一群とがかいてありました。其の牝牛と云つたら、すべて美しい牝牛で、或る牛は黑と白、或る牛は褐色、或る牛は殆ど純白でした。其の毛皮は滑らかで且健かで、其の大きな目は落ち付いて且輝いて居ました。

とう〳〵火は火藥室に及びました。艦船は鳴り響く雷のやうな音を立てゝ爆裂しました。船の破片は海上に散らされました。

子供は兩親に從ふべきですか。さうです。父親に從ふことがカサビアンカの義務でしたか。自分の居場所に止まつて居たのは正しいことを行つたのですか。さうです。それでは船が爆裂する迄待つて居たのは正じいのですか。これは皆さんの頭をなやませます。

それでは父親は息子の死ぬのを希望したのですか。イヽエ。カサビアンカが軍艦から端艇(ボート)に飛び移つて他の人々と共に逃れて行つたら、不正のことであつたでせうか。イヽエ。併しそれは父親のいひつけに背いて居なかつたでせうか。イヽエ。父親は死んで居ました。そして息子の危險なことは知りません。若し父親が生きて居つたなら、どうしたか皆さん御存じでせう。父親は叫んだでせう、悴、早く船を去らう、さもなくばこなみじんとなつてしまふ、止まるのは最早我々の義務ではないと。かうでしたらう。あゝその子は思ひ違ひをしました。併し自分の居場所に自若と止まつて居たとは天晴れでした。

を懲罰したと云ふ話を聞いたことを想ひ出します。息子等は父親を愛しました。それは父親の涙に悲しみのあるのが見えましたから。息子等は自分達も亦父親に苦痛を與へて居ることを知りましたから。

若し皆さんがお父さんに苦痛を與へるのを望まないなら、お父さんが皆さんに仕事をお命じなさつた時、使ひをおいひつけなさつた時、家に居れとか、病める兄弟の床邊に坐はつて居れとか、何時迄に家に歸れとか、惡い學校朋輩と話してはならぬとか、それ〴〵仰しやた時には、おとなしくお從ひになるでせう。

皆さんは佛蘭西の子供カサビアンカのことをお讀みになつたと思ひます。その子は年十三位で「オリエント」と云ふ軍艦の司令官の息子でありました。此の佛蘭西の軍艦はナイルの役でネルソンの艦隊と戰ひました。其の時此の男の子は父親に附いて艦内の一部に居りました。偶、艦に火災が起つたとき、男の子は自分の居場所に止まつて、父親が許す迄はそこを動かうとはしませんでした。あゝ併し、その子は知らなかつたようですが、父親は已に彈丸で打たれて船室に屍骸となつて居ました。

偖男の子は崖下におりました。空中をぶら〳〵動いたり、深い穴の上を舞つたりして降りましたが、少しも逡巡しませんでした。實に男の子は父親の手と父親の愛とを信じて居たからです。

皆さんはお父さんを愛するでせう。さうではないでせうか。皆さんが歩けるように足跡をつけて下さるから、皆さんはお父さんを愛するでせう。さうではないでせうか。お父さんが皆さんを恐ろしい岩に落ちないやうに繩を握つて居つて下さつたら、假りにお父さんが皆さんを罰したとして、又何か苦しい罰を課するようにしたとして、そのことでお父さんを愛しますか。恐らく何を答へてよいかおわかりにならないでせう。それでは苦痛をお好きになりますか。イヽエ。お父さんを愛しますか。ハイ。お父さんが與へて下さる苦痛をお好きですか。イイエ。たとひお父さんが苦痛を與へて下さつてもお父さんを愛しますか。ハイ。なぜでせうか。お父さんが苦痛を與へて下さる初終皆さんをかあいがります。お父さんは皆さんをかあいがるから苦痛を與へるのです。私は或る父親が二人の子供に鞭をあてねばならないと感じて悲哀の涙をこぼしたが、併し矢張り子供

信仰して居ます。皆さんは此の依りたのむ感情を何と申しますか御存じですか。私共はそれを信と申します。息子は父親に信を置くのです。

紳士連の一行がスコットランド高地方の岩をよぢ登つて行きました。それは珍しい植物を採集するためであります。此の人々は何れも植物學者でありました。其の中の一人が絶壁によりすがつて下に降りましたところ、岩の割れ目に兼ねて採集したいと希望して居つた花のあるのを見つけました。そこで覺えず喜びの聲をあげました。併しどうしてその花をとりませうか、自身では下におりられません。其の時一行に加はつて居つた一人の男の子の兩腕の下に繩を括り附けて懸崖を下らしたらと云ふ人がありました。男の子は崖が嶮しいのと高いのとであとしざりしました。その紳士は聲高かに、今お前をしばらうと、かう申しましたら、男の子は暫時考へました後、一行と一所に來て居たスコットランド生れの大膽な牧羊者を見かへつて、

若し私のお父さんが繩を握つて居て下さるなら私はおりませうとかう答へました。

かう申しました。

賊は驚きました。そして老人を振り向いて云ひました。

お前の悴があのやうに善いのはどうした譯だらう。

百姓は、私は自身善くしようとつとめましたとかう返答しました。

父親が其の息子に道を示すと、息子はそれに附いてゆきます。

併し森の中の道も雪の上の道も、常に樂ではないのです。密林の中では狼が出るかも知れません。父親は狼と息子との間に立ちとゞまるでせう。目を暗ますやうな雪嵐は少年の心に恐れを抱かせるでせう。父親は自分の上衣を脱いでそれで息子を包んで寒さを防いでやるでせう。父親は其の子供を保護なさるのです。狼がくると男の子は親の側に纒ひつくのです。暴風や雪がくると男の子は父親に密接して父親の手をつかみます。男の子はその學校朋輩と仲よくすることが出來なかつたら、父の許に行つてどうすれば更によいかを尋ねます。青年が煉瓦製造所や、鍛冶場や、鐵道停車場や、又は役所で忠實に働くことがむつかしい時には、父親の許に行つてどういたしませうかと尋ねます。息子は誰よりも父親を

のを見たらあなた方のお父さんはどう助けるのを例としたかを想ひ出すでせう。

昔し、十八世紀のころ、シシリーの山中に一人の兇猛な賊魁が居ました。その名をミーカと云ひました。此の人の所持金の多分は强盜をして得たのであります。ミーカは年をとつたので、小山のうへの住家で靜かな生涯を送つて居ました。が併し心には大きな憂をもつて居ました。それは一人の息子が粗暴で、且親に孝順でなかつた故です。或る時此の息子は小刀を振りあげて、父親を殺さうと飛びかかつたことがありました。尤も其の時は人にとめられました。同じ地方の年老いた或る百姓が、ミーカの家近くの地面を遊行して、一二頭の兎を打ちました。然るに此の百姓は、ミーカの家の男に取り押へられました。これを見たミーカは大いに怒つて、百姓を密獵の罰として暗い牢に入れるように男に命じました。偖次の日一人の靑年がミーカの戸口に來つて、主人に話がしたいと申し入れました。

その靑年はミーカに向つて、私はあなたがお捕へになつた百姓の悴です。私の父は年とつて居ますから、密室に閉ぢ込めらるゝ苦しみに堪へられませぬ。父に引き代へて私は堪へることが出來ます。どうぞ私を父の代りに罰して下さいと

事をさせないようにして居ます。多分父親は惡い場所へ導く戸を開けようとして居ます、多分父親は邪まの行をしようと手をあげかけて居ます。多分父親は辱を汚すような恥づべき言葉を發しようとして居ます。併し父親は躊躇します。皆さんのことを考へます。父親は獨言に、

私の息子や娘に惡い例を示すことになるから、私はそれをしますまい。

尚ほ其の上に、娘や息子は父親に正しいことをさせるやうに手傳ひます。子供が父親のするのを見て居ると思ひますから、父親は善い仕事へ導く戸を開けてるでせう。正しい行をするように手をあげてるでせう。眞實の言葉を發するでせう。森の中の道を私共に敎へて下さつたり、雪の野を通つて私共を案内して下さるお父さんを持つのは幸福ではありませんか。工場へ行けばあなた方のお父さんがどう働いたかを想ひ出すでせう。金を持つた時はあなた方のお父さんがどう金を費したかを想ひ出すでせう。惡い行狀の人に出逢つたらあなた方のお父さんがそんな人に對してどう仕向けたかを想ひ出すでせう。大きな苦難がかゝればあなた方のお父さんがどう之に堪へたかを想ひ出すでせう。隣人が困つて居る

て待つて居りました。さて野の方をふりかへつて見ると、息子は深い雪の中をそろ〳〵と歩いてくるのを認めました。息子は父親の足形を蹈んでくるのです。父親が右の方へ歩いた時は右へ、父親が左の方へ行つたときは左へ、又父親が曲つてあるいた處は矢張り曲つて、父親が眞直に通つた處は同じく眞直に、父親のとほりにつたつて來ました。父親はひとり語に、私がすることは萬事氣を附けねばならぬ、悴は私をまねる、私の例を寫す、私があれを正道の人にしようとするなら、先づ私自身から正道にせねばならぬとかう申しました。

すべての父親はみな正しい行をしますか。イヽエさうではありません。すべての父親は皆善い例を示しますか。イヽエさうではありません。假りに父親が屢、悪いことをするとして、其の父親は息子なり娘なりが悪い事をするのを好みますか。又善い事をするのを好みますか。私は父親が息子や娘が善い事をするのを好むでせうと思ひます。父親自身は度々悪いこともするでせう。併し其の子供の悪くなることを願ひますまい。私はそれでは皆さんに甚だ奇妙なことを話しませう。男の子や女の子達が、自身では氣附かぬでせうけれども、父親に邪まの

父

父の例示と保護――時々父は罰を下すことを必要と認むることもある――父に從順

或る男の子が森の中で道に迷ひました。其の周りに高い木々が巨人のやうに聳立ちて枝を頭上へと擴げて居ました。羊齒の密叢や莓類、冬青（そよご）の集團があたり一面に生へて居ました。その男の子はあちこちと走りました。あゝ森から出ないうちに暗くなつたでせうか。やうやう男の子は歡喜の一聲をあげました。道が見出されたのであります。男や女の足跡を見附けたのであります。人が前に通つた道であります。男の子はその足跡をつたはりました。暫らくして廣い牧場へ出て來ましたら、其處に自分の家のあるのを知りました。そして庭園の門に立てる父を認めました。

此の男の子は自分より前に誰かゞあゆんだ道をたどつたことを喜びました。實際、人々の足跡がその子を助けたのです。

雪が地面に積つた或る日のこと、父親とその小さい息子とが野を横切つてことことと歩きました。大人は子供よりもやす〳〵と歩きまして、踏段の所で止まつ

なくなりました。ア、分りました。兵士は倒れて血を流したのです。ア、血を流した、ア、血を流した。

私は再び其の人を見ましたから尋ねました。なせあなたは狩りをするのですか。耕すのですか。商賣をするのですか。建築をするのですか。槌を打つのですか。戰爭をするのですか。なぜ又あなたは非常な苦痛を忍びて長い時間、年々歳々、一生涯を通じて勞働するのですか。聞かせてください。

其の人は次のやうに答へました、私は子供のためにそれをするのです。

そこで私はあなたのお名前はと問ひましたら、其の人は、私を御存じないのですか。父を除いて私のやうに働くものが世にありませうか。晝も、夜も、熱い時も、寒い時も、夏も、冬も、喜びにも、悲しみにも、安全な時にも、危險な時にも、父はかあい子供の爲に働きます。世界の何處にでも「父」の仕事が見えませう。

私は叫びました、なんと善いお父さん、あなたはどんな報いをお願ひなさるのですか。

お父さんの返答は、私の子供が私を愛しましたらそれで澤山。

烈な鼠は人を襲擊したこともあつたでせう。

水夫としての其の人。初めは一隻の船に、それから他の船にと乘りました。甲板を歌うたひながら洗ひました。風は輕やかで、天は藍色でありました。大洋の中で帆を捲かうとした。風は帆をボロ〳〵に裂きました。動ける小山の如くに水は船の周圍をゆりました。電光のひらめきが突然と現はれて、綱や檣や桁や手摺があり〳〵と見ゆる迄と云ふものは、黑い空が海上にくつつくかと怪しまれました。それから砂岸近くにある漁船に乘りました。鰊をとるために網をうち廣げました。其の人の目の下には休みなき水が流れて、頭の上には星が輝いて居ました。

軍人としての其の人。背嚢を負ひ太鼓の音につれて進行しますと、他の兵士もつゞいて行きました。幾千人つゞきました。五萬人つゞきました。劍銃を握つて進行しました。木竿にひら〳〵せる旗を揚げて、それについて足をいためて、塵にまみれながら進行しました。驚いて居る馬や大砲が大きな音を立てゝぞろぞろ行きました。人は叫びました。煙は盛んに立ちました、兵士は一同に見え

の響に驚きました。工師は大路に石を据ゑ、小山に至る迄の町から町へ眞直に道を拵へました。道は迂曲して雁木形に行けるやうに造りましたから、通行する人馬のために始終堅固で安全でした。又工師は平地に鐵道線を引き、山を貫いてトンネルを通じ、笑ひながら機關車に乘つて蒸氣の漲る中を平氣で岩の中を廻轉し、更に又日光の表へと廻轉しました。

石炭を掘る人としての其の人。地下の狭い路で働いて居る時は、殆ど係蹄の中の鼷鼠の如く見えました。小さなランプの光で仕事をいたしました。腰の邊まで裸で、丁字鍬を揮つて、壁から光つて居る石炭の塊を切り出しました。時々は眞直に立ちかねる所に居ることもありました。その時は半ば脊をまげて石炭を打つて、バチ〳〵音をさせました。

下水の掃除人としての其の人。人孔にもぐりこんだり、鐵の梯子を下りて地下に行つたり、市の下水から吐き出す黒い川の走る隧道へさがつたりなどしました。黒い川からは人の目には見えない瓦斯が立つて、人の口や鼻の孔に這入つて、恐るべき力で人を殺しましたらう。鼠は下水に群をなして逃げました。その猛

入れて焼きました。それが牛乳や酒や水を入れる鉢でありました。これ以外に陶工は水瓶、花瓶、皿などを造りました。私が最後に此の陶工を見ましたときには、皿に赤、金、緑、藍などで彩色をして居りましたが、それが花や葉や舞蹈をして居る女の子の繪となりました。

硝子匠としての其の人。大きな室には戶のある圓い爐がありました、硝子匠が戶をあけると內面の炎が日光の如く輝いて居ました、戶がしまると此の人はすぐに爐の中に長い竿を入れ、端の方に溶けた硝子をつけて再度とり出しました。其の竿は吹管でありました。其の凹んだ管を吹きましたら、硝子は球のやうにふくらみました。するとすぐそれを壓しまして、且切りました。そこで陶工の鉢の如くに酒や水を入れるフラスコが出來上りました。又此の人が溶けた硝子を取り出して平たく轉ばして、後に銀めつきをして鏡に仕上げました。鏡の面には木や、山や、家畜や、廣やかな室がうつりました、おまけに私の顏までも。

工師としての其の人。其の人と外に共に働く人とが川に橋を架けました。其の橋の上を最初に私が渡つて下を見ましたら、洞門から水がほとばしる時の川

木をしつかり著け、藁で屋根を葺き、蝶番に樫の木の戸を附けましたので、烈しい風でも、ぱち〳〵と音たてる霰でも、雨のとばしりでも、柔いが併し無殘な雪でも何も恐れませんでした。

鍛冶屋としての其の人。　鍛鐵場の火が盛んになるにつれて、深紅の熾熱が其の人の顏を照らしました。斧を揮つたり、鐵砧の上にある眞赤に燒けた鐵を打つたりすると、鐵から火花が飛びました。其の人は雷人のやうに見える迄幾度も打ちました。其の强健な腕の力を見せてくれました。或る日其の人は鋼鐵の薄い長い葉を打ちました。それが研がれたのを見ましたら、それは人を殺す刀劍でありました。次の日には種子を蒔くやうに準備した土地を割るための犂頭をつくりました。又馬の足につける光つた蹄鐵も拵へました。

陶工としての其の人。　其の人が蹈木を足でおし附けますと、車はぐる〳〵小さな臺の如く廻轉しました。其の小さな臺の上に粘土の塊を載せて、屯の塊に指を置きました。車は絕えず廻つて居ました。車がとまると間もなく、小さな圓い臺に一個の鉢が出來上りました。數日後粘土は乾いて固くなりましたので、竈へ

丁度墓場へ埋めるやうに地中に落しましたが、穀物が死んでしまつたのではないかと半ば案じつゝ、毎月毎月待ちました。併しそれが墓地から薄い緑色の葉片のやうに發生して地上に競ひ出ると、はや日光は葉に接吻しました。到頭綠の莖は穗先に房々とした實を附ける黄色の藁に變りました。男は光つた鋼鐵の鎌をふりました。間もなく刈入の音を聞きました。刈り入れながら其の人は大きな褐色の顏に美しいゑみをたゝへた。それを見た私も亦覺えずほゝゑみました。

商人としての其の人。或る日其の人は駱駝の傍を歩みながら、粗野な悲哀の歌を歌ひました。そして駱駝の鞍で鈴が鳴りました。又或る時此の商人は荷物と一所に強い騾に乘つて旅行しましたが、強盜に逢つて其の所持品を取られてはならぬとあちこち警戒して、岩道を擇つて行きました。更に或る時は脊に荷物を負つて行商人の姿で村から村へ行き、田舍家の入口で女等に品物を見せたり、又は城の門番の許しを受けて中に入つて、嚴かな地位の奥方に物を賣りなどしました。

建築師としての其の人。其の人は粘土を裁つて煉瓦を造り、太陽の光線の如く眞直に、石の如く堅固に煉瓦を据ゑて四つの壁を仕上げました。又其の人が梁

ました。幾度も鹿はびつくりして、ヒースや羊齒を踰えて逃げました。其の人は疲勞したが、併し尙ほ忍耐して再び狩をはじめました。

牧羊者としての其の人。　其の人は谷間の靜かな流れの傍に羊の群を連れて行つて、其處に坐つて羊の群が綠色の牧場をあちこちらとさまよふのを番して居りました。さもなくば短い甘い草をくひ取らしむるために、險しい斜地を攀ぢらせたりして居りました。若し又小山の頂邊をうづまいて居る黑雲を見たり、四方が薄暗くなるのを見たりすると、暴風雨の襲ひくる前兆と知つて、羊の群を避難所へ引き入れたりしました。晝間は獅子や熊が來り、夜は狼が來りして羊を盜まうとするときは、齒をくひしばつたり、槍を握つたりして、敵に立ち向ひました。其の人は仕事も出來ました、戰鬪もやりました。

土地を耕す農夫としての其の人。　其の人は犂の柄と光つて居る犂頭とを持ちました。そして二頭の强い牛が畑の中をあつちこつちと犂を曳き廻してゆくに連れて、褐色の土地に奇麗な畦を作りました。二頭の牛の頸は軛で結び附けられて居りました。畑を耕してから種子の入つた籠を取り出して、黄金色の穀粒を

一事に於ては皆同様です、卽ち萬人悉く一人を尊敬することです、一人とは誰ですか、云ふ迄もありません母親です、萬人が萬人皆母親に敬禮を表します。

驚歎すべき人

私は驚歎すべき人をどこで見たでせうか。多分私は深夜それを夢に見ました。多分私は椈木（ブナノキ）の下の草原に横はつて、サラ〱と音する木の葉をながめて、色々不思議な事物を空想に盡くまで考へに考へました。私がどうして其の人を見たかは意に掛けないで置いて下さい。私の見たことを皆さんにお話しませう。併し差當り云うて置きたいことがあります。それは外でもありません、其の人の不思議なことは、中途で種々に形を變へましたけれど、併し始終同一の人であつたことです。

獵師としての其の人。其の人は脊の高い赤鹿を追ひ廻して、沼地のあたりを終日よぢ登つてくらしました。時としては獲物を待つために洞穴に隱れたり、又時としては藪陰に蹲踞（うづくま）つて、それから岩から岩へ息もたえ〴〵に匍匐（はつ）つたこともありました。或る時濃密な白霧でとりかこまれ、何にも見えなかつたこともあり

と。

親切でそして强い。が併し大層疲れました。やつと宮の門の所にとまりました。女祭司は丁度まに合ひました。人民は祭儀に集まつて居ました。母親は息子達に最上の惠を與へて下さるやうに神に祈りました。

クレオビスとビトンとは歡びに滿ちた群衆と共に食卓を圍みまして、果物や酒をたべました。其の夜母子三人は宮に附屬の室に泊りました。翌朝に至ると深切で勇敢な兩人の息子は死んで居りました。

あゝ死、併し此の息子達は忘られません。人民は兄弟の像を建てました。そして兄弟のことどもを寄るとさはると語り合ひました。今現に私も皆さんに兩人の息子の名、それから孝行の話をしました。他年皆さんも亦他人に、多分皆さんの小さい息子さんや娘さんにお話をなさるでせう。

基督敎の信者であらうとなからうと、白色人種であらうと黑色人種であらうと、熱中に住まうと雪中に住まうと、酋長、國王、大統領の何れに從屬しやうと、國旗がこの色であらうとあの色であらうと、それらに拘はらず、地球上ありとあらゆる人は、

對する子供の愛が、如何ばかりうるはしいものかと云ふことを希臘の人が知つて居つた證據になります。

アルゴスと云ふ町に女神ヘラの宮がありました。此の宮の女祭司は或る日祝祭に奉仕しやうとして、例に依つて車に乘つて牛にひかせて行かうと思ひ立ちましたが、あやにく牛が遠方の野に行つて居りません。お祭の時間は切迫する、集まりに出るに遲れはしないかと氣遣つて居ました。息子のクレオビス、ビトンの二人は、母親の當惑して居るのを見かねて云ひますに、

お母さん、御心配なさいますな、牛の代りに私共が宮へ車を引いて參りませう。

そこで息子達は頸の上に牛の頭に結びつける木板卽ち軛を置いて、車の棒に身をくゝりました。母親は車に乘りました。若者は宮までの遠い道をうん〳〵引つぱつて行きました。男達は外に出でて來てこれを見て云ひますに、

なんと強い若者達だ、こんな強い息子をもつて居る母親は仕合せだな。

婦人達が外に出でて來てこれを見て云ひますに、

なんと親切な若者達ですね、こんな親切な息子さんをもつた母親は仕合せなこ

ます。皆さんはもう少し大きくなつたなら、此の奇麗な物語を是非お讀みなさい。そして博士がかゝる書物をかいた理由をお考へなさい。

同じ年代頃にウィリアム、クーパーと云ふ英國の詩人がありました。或る日クーパーが稚い時に失つた母親の寫眞を從弟から送つて來ましたので、クーパーは机の前に坐つて、母親に就て思ひ出たことを詩につくりました。園丁のロビンがクーパーを暖かにつゝんで玩具の車をひきながら學校へつれて行つたことが其の詩の中にうたつてあります。又母親が寢床に這入つて居たクーパーを見にきたことや、毎朝顏を洗つてくれて、小さい砂糖菓子を朝のお褒美に下されたこともかいてあります。母親がクーパーの頭を撫でてほほと笑つて居る間に、クーパーは小さい紙片をとつて、母親の花形のついて居る上衣の端につけ、ピンでとめて模樣をこしらへたことなども云うてあります。

ジョンソン博士も、クーパーも、共に基督敎徒でありました。母親のことに關した記事をやめる前に、一つの希臘の昔話を皆さんに話しませう。此の話は母親に

はしくするように一層氣をつけるのが見えた時には、そこへ走せて行つて、母親の仕事を手傳つてあげるのです。なぜならば、たとひ母親が母たるべき丈の善い母でなかつたにしても、世界中最も愛して居る人は矢張り皆さんでありますから。

今一つ是非云はなければならない悲しいことがあります。前に私がカーテンに關してどう語りましたか。また母親は其のカーテンにどう隱されましたか、皆さんは記憶して居ますか。意味が分りますか。それは母親が死んで居たと云ふことです。若しさうとすれば、私共の行爲が常に母親の心を悅ばせなかつたことを考へて不快を感じないでせうか。これに反して、若し私共が母親を深切にいたはつてあげたことを想ひ出したら、一層幸福を感せずに居られませうか。

サムエル、ジョンソン博士と云ふ大學者は、常に母親を敬つて居りました。博士が如何に母親を敬つて居りましたかは、母親のなくなられた時に爲したことでわかります。博士は貧しかつたのです。去かし儀式にかなつた葬式をする費用、母親が隣人から借りたまゝ殘して置いた負債、これ等の支拂を立派にしようと博士は決心しました。そこで博士は書物を著はして、出版業者に賣つて金を作りまし

人でありました。リンコーンは黒奴の自由解放に盡した人でありました。或る時國會の議員達がリンコーンの貴き事業を稱讃した處が、リンコーンはこれに答へて、稱讃せられてよいのは私の母であります、私ではありません、私は萬事母のお蔭になるのですと申しました。

實際私共は母としてすべきことをせぬ母親を時々見ます。幼き子供すらよくないと辨へて居るやうなことを、言葉に出したり行爲にあらはしたりする母親がまゝあります。私共が其の家をのぞくと、家の内は不潔に取り亂してあつたりしますが、かゝることを話すのは好ましくないのですが、併し皆さんも御存じの通り、世間には往々目擊することです。今一寸假りにかやうな母親の娘若しくは息子であつたとしたなら、皆さんはどうなさいますか。母親の缺點が見つかりますか。イヽエ、他人や年老いた人は氣が附くでせう。母親が子供の悲しんで居るのを見た時、子供があはれげに母を見かへつて、何も物を云はなかつたらどうでせう。それは屹度母親の心を動かすでせう。そしてよい方に導くでせう。皆さんは母親を助ける機會を見のがさないことが出來ます。例へば、或る時母親が家庭をうる

ました。今私は寡婦であります。若しお前が遠くへ行くなら、二度私をやもめにするのです。私が死ぬまでお待ちなさい。もう長いことはありますまい。私が死んだらお前の好きな所へ行きなさい。

此の青年は、母親が死去するまで共に暮して居りました。後青年がシリアの沙漠に行つたことが、善いことをしたとは私は思ひませんが、併し使徒(かう云ふ名を得た)クリソストムが母親の存命中家に居つて母親に孝行したのは、善いことをしたと思ひます。

トーマス、デルフォードは有名な工師であります。此の人は橋や船渠(ドック)を造る間にも、母親のことを忘れません。母親は寡婦で、トーマスが嬰兒の時に此の親の愛や世話にもたれたやうに、今は息子の世話をたよりにして居ました。トーマスは屢、母親に金を送りこしました。又母親の衰へた目にたやすく讀めるやうに「私の愛する母上」と大きくはつきりした印刷文字でかいた手紙を母親によこすを例として居ました。

嘗て亞米利加合衆國の大統領であつたアブラハム、リンコーンは更に一段の偉

時に雨が少し降り出しました。ケートは、マア、こんなに降るときに、隨分不深切だ、なぜお母さん自身で買ひに行かなかつたらうと云ひました。學校で柔順であつたと云つてもだめです。つまりケートはよく教育されて居ませんと私はさゝやきました。

よく教育されて居る女の子、貴婦人は、みんな母親を敬ふものです。母親を尊敬した三人の偉人の話をのべませう。昔ジョン、クリソストムと云ふ青年が母の許に行つて、お母さん、私の友達がシリアの沙漠に行つて共に住まうと私に相談しましたから、私共は孤獨で住まうと思ひます。世の人は私共を隱者と云ふでせう。世間の物音や邪惡から離れて正しく生活する方が結構ですからとかう云ひました。

母親は息子の手をとつて、自分の室へつれて行つて、其處に坐りました。母親は苦しげに泣いて、やがて次のやうに語り出しました。

お前のお父さんがなくなつて以來、お父さん生きうつしのお前の顏を見るのがただ一つのたのしみでありました。お前が嬰兒の時からこれを樂みとして居り

さへて居ました。ヘンリーは老人に敬意を表したのです。

ヘンリーは今家に歸つたとしませう。母親がお前は何處に居ましたかと尋ねたら、其の答はかうでせう、お母さん、大きなお世話です、私がどこに居やうとよいぢやありませんか。

皆さんはヘンリーがかやうに話すのを聞いて、驚かぬでせうか。私は單に想像した迄であります。ヘンリーがさやうなことをするとは信じません。ヘンリーは國旗に禮した時には愛國者であります。老人に門をあけてあげた時には紳士であります。愛國者や紳士は母親に尊敬を表します。

ケートさんは課業を注意して聞いて居ますかと、私は先生に尋ねました。エヽ、氣を附けて居ます。學校ではきちんと規律正しくして居ますと、先生は答へられました。ケートさんは靜かで柔順であります。ハアヽ、さうです。そこで敎育のお蔭で少しはよくなるものだと私はひとりごとを云ひました。

其の後或る日ケートが學校から歸つて來た時、丁度私が其の宅に居ました。すると母親は、ケート一寸行つてパン屋でパンを買つて來ておくれと命じました。

これは母親が子供を誇つたのであります。偖或る小さい男の子が母親を自慢した話をしませう。男の子は客人の話を聞いて居ましたが、客人が話の序に、正直な人は神が作つたものゝ中の一番高貴なものだと申しましたら、其の子は叫び出しました。

イヽエ、私のお母さんが一番高貴よ。

此の通り母子双方の側に誇があるべきです。母親が子供を自慢するのを見るのは心地がよいが、母親を誇る子供を見るのも亦愉快であります。

母親（つゞき）

母に尊敬と名譽とを表すること。

兵隊が行進します。樂隊が吹奏します。旗手が旗を持ちます。人々が歡び聲を揚げます。小さいヘンリーは旗が通り過ぎるとき帽子を脱して自身の國に敬意を表します。

白鬚の生へた、腰の曲つた老人が、一步ごとに杖によりかかつて家路へ徐々と歸り行きます。ヘンリーは走つて行つて門をあけて、老人が中に入るまでそれをお

件があつた所に羅馬人は宮を建てて、ヴェチユリアを女祭司として此處に住まはせました。人民は此の母親の言葉が羅馬を救つたと云つて、非常に尊敬しました。皆さんに、母親を愛するようにと云ふ必要はありますまい。皆さんが母親を愛して居るのは私はよく知つて居ます。母親を愛するから、その仰せをよくきくのでせう。母親を愛して母親の仰せをきゝながら、母親を誇らうとなさるでせう。世間の人は往々云ひます、誇つてはいけませんと。併し母親を誇つてはいけないとは決して申しません。

コルネリアと云ふ羅馬の婦人が、自分の別莊にたづねてくれた友達と共に、何か語り合つて居ました。此の友達は小箱をもつてきました。其の中には寶玉やぴかぴかした石、靑玉や眞珠や綠玉石などがはひつて居ました。コルネリアは寶玉を見てほめましたが、自分の箱は一つも出して見せませんでした。程なく足音がしました。コルネリアの息子が二人(此の息子をグラツキー兄弟と云ひます)學校から飛んで歸つて來て、母親に接吻しました。

コルネリアは其の時申しました、これが私の寶玉です.

或る時羅馬で、母親から愛育された一人の男の子がありました。コリオレーナスと云ひました。成人してから戰爭に行つて、度々功名を顯はしたので、羅馬人は賞として冠を授けました。然るに後に人民の怒を買つて、國から追放されました。コリオレーナスはそこで大いに怒つて、羅馬の敵と連合して、自身の都市、人民に對抗して進軍すると聲言しました。

それで途上で掠奪をしたり、火をつけたりして、はや羅馬の門近く攻めよせました。其の時年老いた母親のヴエチユリアは、息子の嫁と二人の孫とを連れて其の陣營に行つて、猛惡な我が子の顏を悲しげに見ました。

オ、悴、私はお身をこんなことをするやうに育てましたか。お身は親族のものや血肉を分けたものに刄向つて今戰ふとするのですか。お身は母親や母都市に手向ひするのですか、と母親はたしなめました。

コリオレーナスは腕を組んで、そして强情で心に留めないやうな風を裝つて居ましたが、母親の言葉と涙とに動かされて、頭をたれて、これから惡いことをいたしますまいと云ひました。やがて軍隊を解散し、遠い田舍へ隱退しました。此の事

とはなさいませんか。無論なさるでせう。母親が或る所へ行つてはならない、或る事はしてはいけないと命じたら、皆さんはそれに從はないでせうか。若し母親の云ふことを守らないとすれば、母親に苦痛を與へます。併しおとなしく從へば、母親が苦痛や悲哀から免れるのです。

サー、皆さんは母親に從ふでせう。又さうすると他の母親に從ふことも習ふのです。他のつて、其の他のつて一體誰でせう。

先づ考へて見ませう、或る日私は役所へ行きました。そこには書記達が金錢出納簿を控へて居ます。私が金貨を支拂つたら、引換に受取丈くれました。其の時急に支拂ふのをいやに思ひました。併し又考へなほして、躊躇してはならない、喜んで出すべきだと思ひました。此の金は海陸の軍人、燈臺、巡査、それから學校を維持するものであります。私は私の分の租税を納めたのです。私は大なる母親によく盡したのです。その大なる母親とは誰でせう。私共の住んで居る國であります。又皆さんは父國と云ふかも知れませんが、意味は同じです。銘々の母や父に從ふ人は、やがて銘々の母國父國の法律に從はうと支度するのであります。

アーサーは、お母さん、行つてもいゝでせう、行かせて下さい、麒麟、黒猩々、海豹、象を見に、お母さんヨーと母親にねだりました。母親はかぶりを振りました。母親の返答に、アーサーは工合がよくないのであります。肝臓が大層悪くなつて居ますので、お醫者が今週は毎日見えるのです、アーサーの體は少しはよいやうなものゝ、まだ外へは出されませんとかうでありました。

アーサーは、オヽお母さん、新しい麒麟、珍しい麒麟、それから海豹…………。

そこで私は、アーサーさん、お母さんの仰しやることは正しいのです。お氣の毒ですけれど、行つてはなりませんと申しました。

私が此處を辭して歸りかける時、アーサーさんがひどく不平を鳴らして居るのが聞えました。多分アーサーさんは母親の睫毛にきらめく銀色の涙に氣が附かなかつたでせう。

皆さんの知つての通り、母親はたとひ子供達を警戒したり、苦痛をさしたりしても、矢張りかあいゝのであります。若し皆さんが銘々の母親に重いものが落ちかからうとして居るのを見たら、害を受けないようにと大聲を揚げて母親を救はう

障りますと申しました。

ジユリアンは姉が其の菓子を食べて居ることを見たことがあります。其の姉の通りにすることが出來ないのを苦痛に感じました。そこで澁い面をして不興のていで居ました。母親も矢張り子と同じやうに苦痛であります。母親は男の子の望む所を與へたいは山々であります。併しそれをしないのは其の子がかあいからであります。

或る日私は動物園へ子供を數人連れて行かうと思ひ立ちましたので、アーサーさんの家を訪ひ、アーサーさんも明日私共と一所に動物園へ行つてもよろしいかと兩親に尋ねやうとすると、丁度アーサンさんは平生よりもやゝおとなしくして肱掛椅子に腰かけて居りました。私は母親に向つて、アーサーさんにも明日一所に行くことを許してやつて下さい。動物園には新らしい麒麟も居ます、また新聞には黑猩々が面白い藝をすると出て居ました、私共は其處に居る海豹も見たいと思ひますし、それに象は見るばかりでなく、其の脊にも乘つて見ませうと、かう申しました。アーサーさんの母親は變な顏をして私を見ましたから、話をやめました。

だでせうか。ハイ最初には。して其の後はそれ處ではありませぬ。小鯉は大人や男の子が網を以て水溜りの處に歩いて來たのを見ました時には、どんなに恐怖したでせう。小鯉等はもう死は近づいたと知りました。偖小鯉が流れの中央に母親と共に停まつて居たと想像して、小鯉は嬉しかつたでありませうか。最初はさうでなかつたのです。して其の後は如何でせう。ハイ、それは非常によかつたでせう。小鯉はセイヌ河に幾年も住むとが出來たでせう。然らば母親は其の子供を喜ばすことを願つたですか。吃度さうでせう。母親は何年間も久しく幸福にくらして居ることを子供に望んだでせう。それ故子供を幸福ならしむる爲に最初は母親が子供の意にさからつたり、苦痛を與へたりすることは餘儀ないのです。秣場の上を泳ぐことを禁ずるのを母親は喜んだでせうか。イヽエ、母親はそれが子供に苦痛であらうと思つて居たのであります。併し母親は子供に永久分るゝ時の一層苦痛なことを感じて居たのであります。

或る時小さい男の子が菓子を母親に乞ひ求めました。母親は、いけません、ジユリアン、其の中にはカラント(一種の小乾葡萄)があります、カラントはあなたの體に

果して鯉の世界は續かなかつたのであります。大水は減じました。河はもとの水路に復して流るゝことになりました。こゝかしこで淺い水溜りが秣場に殘されました。或る水溜りの中には少さな鯉が心配氣に泳いで居りました。此の小さな鯉はもう外へ出ることは出來ません。もとの住居の河と此の水溜りとの間の乾いた土地を通過して行くことが出來ません。此處へ大人や男の子供が村から來まして、網を以て其の水溜りを一ト淩ひにさらひました。中に居る鯉と云ふ鯉は悉く籃の裡に投げ入れられました。話はこれで充分です。私は此の小さな鯉の悲慘な末路を皆さんに話すに及びますまい。

母親は自分の子供を喜ばすことを好みますか。さやう、母親は他の何人よりも一番自分の子供を早く喜ばせるでせう。洪水のある秣場を通過して泳ぐことが小鯉を喜ばしたでせうか。無論それは相違ありません。母親が其處に行くことを小鯉に禁じたでせうか。其の通り。然らば母親は子供に樂からひかへることを願はなかつたでせうか。さう願つたのであります。併し私等は前に母親は自分の子供を喜ばすことを好むとかう云ひました。如何でせう。小鯉は眞に喜ん

母親（つゞき）

母親の警戒――母親は時々其の子に苦痛を與へることもあれど、眞實に子を愛します――母子相互の誇。

みんな、氣をお附け、氣をお附け、河の中間を守つて退かないやうになさい。其の邊の水は深い、敵から離れて居て安全です。みんなが岸近く行くとあぶないよ。人が網や鋭い鈎を以てみんなを捕へやうとして居ます。

これは年老いた魚（それは鯉）がセイヌ河に泳いで居る時其の男の子や女の子に云うたと云はれて居る話であります。

四月が來ました。太陽が小山の上を照らして雪を融かしました。ぎら〳〵と光る流が谿を突き下つて大きなる河に合しましたから、河は益〻大きくなつて其の岸へ汎濫しました。小さい鯉も洪水のために野や藪や籬を通り越して押し流されました。

小さい鯉はみんな私共の世界だと云つてわめきました。母親は深い水中で動きながら、永く續きませんよと叫びました。そして其の子等があちらへ遠く遠く流れてゆくを見詰めて居ました。

青ざめてしまつた母親を見なかつたですか。母親が其の子に下さる薔薇花と云ふは、此等のことを云ふのであります。母親は子が達者である間喜ぶのでありま す。母親自身はこれがために苦しむことがありましても、矢張り喜ぶのでありま す。

或る時聾で瘂の母親がありましたが、それが自身の子の搖籃の側に腰掛けて居りました。此の母親は自身ではよく分らなかつたですが、他人の有して居る或る力が缺けて居ること丈を知つて居りました。此の母親は耳の中で何か知らんが起つた時には唇を動かしたり、向きかはつたりすることをして居りました。程なく此の母親は立つて行つて石を取つて來ました。そして眠つて居る嬰兒の傍に近寄りました。母親は何をするでせうか。母親は石を高く差し揚げました、そしてそれを地上に向けて力限り抛げつけました。嬰兒は響で目を覺まして泣き出しました。母親は愕然と跪きました。そして嬉し涙を流しました。此の母親は實は耳に何も聞えません。が併し、我が子が驚嘆すべき聽覺を持つて居るのを見てうれしかつたのであります。

るのを見て居ました。又私はあの年老いた寡婦のブラウンさんが、其の孫が病氣で寢て居る家の方へ杖にすがつて徐々と歩いて行くのを見ました。

ありがたう、アニーさん、あなたは見たもの、爲したこと、感じたことをみな話してくれて嬉しい。其處で私は、あなたの頭や胸の中に何があつたかを、あなたの話の中から語ることが出來ます。誰から、あなたの舌は頭や胸の中にあるものを語るやうな不思議な力を稽古したでせうか。誰があなたに小さい言葉、それから大きい言葉、それからあなたの傍の人に充分あなたの思想を發表するだけの明晰な話を敎へたでせうか。

偖私はあなたの歩み、お話、立派な健康などであなたの母親の愛の跡形を見ました。

今あなたの立派な健康でと申しました、それに就て尙ほ云ひませう。あなたは嘗て子に薔薇花を下さる母親を見ましたか。オヽ、あなたは嘗て子に頰の薔薇花を下さる母親を見ましたか。まだですか。あなたは子が達者になつて薔薇花のやうな艶をもつ迄病氣の子を介抱したが、自身は顏色を惡くして瘦せて、其の上に

皆さんは世人の云ふやうに、もうお母さんの前垂の紐に括られ居ますまい。併し皆さんは母親の跡形を持ち續いて居るでせう。母親が皆さんの頬の上に落した接吻は何の痕跡を留めて居ませぬ。私の謂ふ跡形とは何のことでせうか。

ジョンさん、あなたを名指しませう。あなたは私が命ずる通りになさい。室の向ふ側におあるきなさい。其の通り。今戸を開けてお駆け出しなさい。疾く庭園を一周して電光の如く迅くお歸りなさい。宜しい。あなたは座に著いて息切れをお直しなさい。何と云ふ速さでせう、何と云ふ力でせう、あなたは強い人になりませう。そしてあなたに其の足を使ふやうに敎へたのは誰でありますか。立つやうに敎へたのは、椅子から椅子に、壁から壁に、室から室に通るやうに、丘を昇り降りするやうに、大きなる世界を廻るやうに敎へた人は誰。あなたの歩みは母親の愛を語るのであります。あなたの健康は母親から受けたのであります。

アニーさん、あなたが今朝行つた所を私にお話しなさい。

私は小路に沿つて行きました、私は水車のある流の傍で「バターカップ」と云ふ草を集めました。私は風が果物園の樹を動かしたり、白い林檎の花を吹き廻つて居

共に感謝するでありませう。

皆さんは子供が如何樣に其の母親の衣服にまつはるかを見るでせう、子供は母親に倚りすがるやうです。英語で「デペンド」と云ふ意味はそれであります。子供は其の母に「デペンド」するのであります。子供の生涯は母親の愛に「デペンデント」のものであります。子供は敎へられずともそれを解するのであります。父親に腕を延ばすには大分修業がいります。が併し、母親に其の腕を差出すことは學ばないで知ります。母親は又最も上手に子供を抱きます、皆さんは嬰兒を介抱する男の人を見て笑はなかつたでせうか。皆さんはラフエルがさう云ふ畫をかくとは信じますまい。然らば母親のみが子供を介抱すべきものでせうか。イヽエ父親も疲れた母親を助けることが出來ます。皆さんは父親のしかたの下手なのを笑ふでせう。が併し、無論其の溫かい情を笑つてはなりませぬ。

されど母親の溫かい情ですね。それが皆さん方のために何の用をしたでせうか、皆さん、女の子、男の子、皆さん方の年は十、十一、十二、十三、皆さんはもうお母さんにもたれぬと云ふでせう。如何にも其の通り。皆さんはもたれぬのがよいのです。

す。然る處母親は遠方に居つて其の聲を聞くことが出來ぬとします。此の時田舎者が森の中に子供を看出しますか、又は深切な通行人が街上で子供を介抱するとしたら、此の人々は母に代つてそれをするのです。此の人々は、かあいお子ですね、お母さんは此處に居りません、私が其の代りをせねばなりません、とかう思ふでせう。

男の子達、皆さんが虐待された小供を見たなら、又皆さんが打擲しようとして振りあげた弱い者いぢめの手を見たなら、そして子供が恐怖の叫びを揚ぐるのを聞いたなら、此の叫びは乞ひ求めであると皆さんは知るでせう。母親が其處に居合せたなら、無論直ちに救ひに應じて行つて、其の暴漢の手から小供をひつたくるだらうと皆さんは思ふでせう。然るにあやにく母親は其處に居りません。此の時母親に代はるものは皆さん方であります。皆さんが子を防禦せなくてはなりません。此の世の中で物ごと正しくいつたなら、強い私共はかの泣きわめいたり、病んで臥して居たり、飢のために顔をしかめたりする子に對する父や母の如くになるでせう。又母親が其の子供を救はれたことを知つたなら、これに對して必ず私

見た母親のことを考へませう。　時折には母親が姿を見せぬこともあるやうです。そして小供が母親を搜すこともあります。　皆さんは夜中泣き叫ぶ小供の聲を屢、聞かなかつたでせうか。　小供は暗の中に目を覺まして其の小さな手をのばして呼びます。　此の嬰兒は乞ひ求めて居るのであります。　其の母親に乞ひ求めて居るのであります。　母親は直ぐそれを聞きます、母親は眠つて居ましても叫びを聞きます。　他の人々が家内に居りましても、一番に叫びを聞きつけますのは母親であります。　程なく默(だま)ります、それは乞ひ求めが應ぜられましたからです。　母親は其の胸に子を當てゝ其を喜ばして居ます。　或る時に小供は駈け走ります、そして倒れます。　苦痛の叫びは乞ひ求めの爲です。　母親は急いで行つて之に應じます。傷口を洗滌するか又は傷を繃帶します。　醫師が傷を繃帶することも無論出來ませう。　併し小供が母親を見詰めて、母でなくてはと思ふやうである間は、母親でなくては繃帶がうまくゆきませぬ。　高い松樹が影を拋げたり、槲樹が其の巨腕をのばして居る森の中、又は都會の人の群集する街路で、もしか子供が迷兒になつたとします。　そして其の母を求めやうとて小さい聲を張り揚げて泣いて居るとしま

の子等がさゝやきますには、おや、なぜ、ネリーさんとバーサさんとは黑い著物を著て來たでせう。

年老いた婦人が、此の二人の女兒を連れて來たのであります。此の老婦人は學校の女敎師の側へ行きました。老婦人が低い聲で、私は今晩のお集りに孫娘等を連れて來ました。此の子が黑衣で來たのをゆるしてやつて下さい。此の子等の母卽ち私の娘は數日前に死にました。私は家に籠つて心のゆくまで泣くことも出來ますが、併し私は此の子等が靜かな家の中に頭をたれてしをれて居るのを見ては居られませぬ、私はあなたが此の子等を歡迎して下さるでせうと思つて連れて來たのでありますとかう申しました。

さやう、此の子等は歡迎せられました。白色、玉子色、淡紅色、藍色の女の子等は黑色の女の子等を喝采して、其の哀しみを忘れさせました。併し此等の哂ひさゞめく女の子等は、何れも心の中で、私が家に歸つた時、私に接吻して下さるかあいお母さんが待つてるかと思ふと、私どんなに嬉しいか知れんとかう思ひました。

母親が隱れて見えないことに就てはもう云ひますまい。今日は小供の方から

て下さいと。書籍の中なり、室の壁の上なり、將た繪畫陳列場なりで、皆さんは母子の貴き顏を見ることが出來ませう。いつ見ても母親の顏は美しいです。さやう、母親が小供を見て笑顏をする時は、いつも母親の顏は美しいです。たとひそれが黑人種の母親でも、白人種の母親でも、乃至むさくるしい茅舍の母親の顏でも、莊嚴なる玉座に倚りかゝつてゐる母親の顏でも。

一時ラフヱルの畫の中で肖像が不意に變つたと假定しませう、嬰兒が床の上に寢て居ます。カーテンが閉ぢられて居て、母親は永久に此の世を去つたのかしら見ることが出來ぬと假定しませう。憐れな小供ですね、二人の天使も、四人の男も、二人の佳麗な翼のある小童も、皆嬰兒の渴望して居る愛を與へることが出來ませぬ。

或る日クリスマスの祝會が女學校で開かれました。小魔燈が點火されました。クリスマスツリーにつるした蠟燭が嚇灼と輝いて居ました。女の子等は白色、玉子色、淡紅色、藍色の裝ひをして此處彼處に飛び廻つて居ました。女の子等の絹絲の靴は滑らかな床の上に舞つて居ました。此處に黑い衣裳を著けた二人の女兒が這入つて來ました。歌ふことや、喋々しく語ることが急にとめられました。女

つたものであります。
皆さんは畫家の大家は誰と云ふことを知つて居ますか。其の人はラフエルと呼ばれた伊太利人であります。此の人は母と小供との畫をかくことが好きであつたのであります。此の人の筆には母の顏を隱す必要がなかつたのです。なぜと云へば、ラフエルは母親が笑顏を以て膝のうへの嬰兒をほれぐと眺めて居る畫をかいたからです。或る畫には小供が母の著物を引張つてると、母が讀みかけの書物をおいて、顏をむけて居る處があります。又或る畫には母親が靑々した秣場に坐つて居る其の膝で、小供が戲れて居るのをかいたのがあります。又或る畫にはかういふのを見るでせう、母親が玉座に倚りかゝつて居ますと、兩側に天使が居ましてカーテンを後ろに引いて居ります。これがために母親と其の嬰兒とが居ることがわかります。玉座の兩側に男が二人づつ立つて居ます。而して下に翼のある二人の小童が居ります。皆さんは嘗て此等の畫又は畫の寫しを見たことがありますか。若しまだ見たことがなければ、友達の許に行つてお云ひなさい、どうぞラフエルの畫を私に見せて下さい。美しい母親と美しい小供とを私に見せ

は卓の上のランプの上に笠があるからであります、微かな光が小屋の窓にさしこんできます、夜がまさに明けやうとして居るからです。皆さんは天井を横ぎりて梁があるを見るでありませう。素朴な田舍椅子があるのを見るでせう。そこに二個の椅子の横に粗末なる寢臺に何か臥して居るものがあるのを見るでせう。此の室に人が四人居るのであります。一人は醫師です。醫師は其の頤を手にもたせて、寢臺の上にのばされた或る物を見て居るやうです。寢臺の上には六歳許の子が寢て居ます、毛の縮れた頭が半ば枕に隱れて、其の手はだらりと垂れて、物を握るにも堪へられぬやうに見えます。醫師は此の愛らしい子の死に瀕して居るのを程なくさゝやくでせう。窓近に父親が立つて居ます。其の顏は愁を帶びて居ます。其の唇は固く結ばれて居ます。此の父は醫師を見詰めて居ます。そして皆さんは顏を見ることは出來ないでせうが、外に人の居ることを認めたでせう。顏の見えぬのは頭を其の腕の上に倚せ掛け、また其の腕は卓の上に置かれ、兩手はくまれて居たのであります。皆さんは其の人の顏を認めないにせよ、母親が泣きさけんで居ると合點するでせう。此の畫はルーク、フキルヅと云ふ畫家の筆に成

第四　西洋の部

歐米諸國の學者にして子の親に對する德義を論ずるものは決して少しとしない。殊に近年宗敎を離れて學校に於て道德教授を爲すべしと論ずる者の中には、必ず「子たるの本務」を擧げないものはない。今一々之を列擧するは其の煩に堪へないから、左に三篇を掲ぐるに止める。もとこれ西洋に於て稀に見る說ではない、寧ろ普通の說であるといつてよい。而かも其の說たる、大體孝道の要を得て居ると思ふ。且其の孝を說く方法の如何にも親切にして實行に有効なるらしく感ぜらるる所は東洋の說の或は、及ばざる所かと疑はるゝ位である。もとより祖父母より祖先に及ぼす孝の考は西洋には缺けて居る、從つて此の點に言及するものはない。

修身訓（抄譯）

英國　エフ、ジエー、グールド

母

母の愛――母の笑顏――母なき娘達――子は談話でも健康でも何でも其の母にもたれる。

私は皆さんが必ず此の畫を好むと信じます。此の畫は先づ暗く見えます、それ

地觀經に、父母は其の子の聲を發するを聞きて音樂を聞くが如しといへるものゝ如き、實に父母の愛情を說き得たりといはざるべからず。嗚呼人多しと雖も、吾が身の未だ生れざる先に當りて我を愛せしものは誰なるぞ。五年、十年、二十年、若しくは三十年、五十年を經過するも一日の如く子を愛し、子の吉凶禍福を以て親自身の吉凶禍福の如く感じ、喜憂する者他に之あるべき乎。嗚呼吾人は母の胸中を寢處となし、母の膝を遊處となし、母の乳を食物として生長せし者なり。母に依らざれば飮食せず、母に依らざれば起臥せざりし者なり。父母は食を喫せざる日あるも、我を忘るゝ日は一日もなかりしなり。父母の恩の深大なること實に思はざるべからず。父母自身は苦味を喫するも子には甘味を與へ、父母自身には弊衣を著るも子には好衣を與ふと、父母恩重經の說の如き、又子の顏(かんばせ)悅べば親亦欣び、又子慘戚することあれば親亦傾枯し、子出づれば愛念し、子還れば亦懷ふといへる孝子經文の如きは、いづれも皆父母の子に對する愛情の深きことを寫し得たり。之を見るもの誰か父母の恩の重大に感ぜざらん。（佛教倫理より抄錄）

は西洋思想のために、彼是れ非難の聲をうくることあるも、父母に對する孝道の如きは、人爲の自由に制定せるものにあらずして、天地の公道、自然の原則なれば、決して外界に伴うて變化あるべきいはれなし。

雜寶藏經に云く、但今日慈孝を讃歎するのみにあらず、無量劫に於て常に亦讃歎す。と。庶くは世間具眼の人よ、進んで孝道の眞義を發揮し、社會人道の光明と成り給はんことを。

親恩の廣大

村上專精

凡そ人として孝に關する釋尊の所説を熟讀翫味すれば、如何なる感想を起すべきか。是等の經文を見るも尙ほ一片の孝心を起さざる者は、實に人非人といはざるべからず。余輩父母の慈愛の深重なることを目撃せざるに非ず、之を目撃すと雖も、平素は兎角その重大なるを忘れつゝあり、實に慚愧の至なり。然れども偶、是等の經説を見る時は、余輩不孝の者と雖も、多少の感慨なきこと能はざるなり。心

日をも疎漫に附し去りて、報本反始の誠を致さゞるは、洵に恥かしきことならずや。彼の儒生輩は佛法を誹議し、排斥することを勉むと雖も、翻りて己が力を盡して民俗を改良するに努めざるは、其の罪何れに皈すべきや云云。

これ戒師大和上が、時弊の甚しきを見るに忍びず、痛棒を下し給へるものにして、在家有力の士は、自ら任じて孝道の模範者となり、木鐸となり給はんことを祈る、これ幽冥の父母をして、解脱の蓮臺に登らしむる所以なればなり。

結論

余は前九章に亙つて、孝道は天地自然の道理なることをのべたるが、古語に孝は百行の本なりと云へるが如く、世にあらゆる一切の善行美事は、悉くその源を孝より發せざるはなし。凡そ、ものの必ず本立つて末治まる、自己の本元たる父母に事へて孝なる時は、その心發して萬朶の櫻となり、散つて忠となり、悌となり、信となり、終に夫婦の愛、長幼の序、何れか孝心の餘香ならざらん。故に佛陀も父母のためには、出家の武器たる三衣袈裟を賣つても、父母に供養せよと命じ給ひぬ。嗚呼、星移り物換るにつれて、外界の變遷あると共に、内界の心相にもまた波瀾あり。從來の道德

と。斯の如く論じ來りて、末代今時國民の風俗の菲薄に皈したるは、一に佛敎の咎の如く思へるは、是れまた誤れるの甚しきものなり。前に既に述べしが如く、佛敎は斯の如き變風を行ひ、且之を敎ふるものに非ず。是れ畢竟日本の緇素風俗の時を逐うて紊れたるものにして、佛敎の正規そのものゝ咎にあらざるは論を俟たず。斯の如く紊れゆくを、自ら立ちて之が改正を圖らざるは、其の罪素より僧侶の免るべきにあらずと雖も、かく紊れゆくに任せて弊に弊を重ね、遂に今日に至りしは、文武農商を問はず、一般俗士も亦その責を負はざるべからず。

凡そ佛敎に入る者は、戒を以て最も重しとす、若し父母に孝ならざる者は名づけて持戒とすることを得ず。されば人たるもの、上の齋戒の心を得て、父母正當の忌日は固より、毎月父母祖先の忌日に當り、洒掃沐浴して身心を清潔にし、八齋戒を持ち、前に述べしが如く、酒肉五辛喫烟等を斷ち、佛前を莊嚴し、僧を請じ、經を誦し、以て追孝の誠を致さば、無上の追孝にして、また適當の修養法ならん。併しながら、古來衣食足つて禮節を知ると云へば、下等社會にして貧困に逼れる者は、且く之を措くも、父母の恩賴に依り衣食の資あるものにして、僅に一月一兩日の忌

に湯茶をも用ひざるを齋と云ふ。齋はモノイミのことにしてツヽシミを元とす。故に南山大師は齋は清心なりと註せられたり。然るに今時この齋時をトキと訓ずることは、その源は佛在家信者の爲に八齋戒を創し給ふや、八齋は時を限りて食するを其の體とするゆゑに、トキとは訓ずるなり。

太宰の經濟錄に、末代の僧風を議して、佛法渡來より國家の正範を紊したるものとなし、若し佛法なかりとせば、純に儒道の禮樂に依り、冠婚葬祭、吉凶の禮を正し、日々に民を新にすることありて、今時の如き蠻風行はれざるべしと慨き、曰く今時佛徒の祖先祭祀の風を觀るに、父祖の年忌と稱し、三年或は七年目に年を隔てゝ一回の追孝の儀式を行ひ、僧侶を請じて纔に讀經せしめ了りて、酒肴を供し齋と稱して、もつて無上の追孝の如く思へり。これ洵に甚しき謬誤なり。先王の定め給ふ祭祀の如きは、年々秋季に臨み、七日齋戒して、而して後如在の祀を致すを以て子たる者の道とす。然るに、今時は年を隔てゝ祭るのみならず、甚しきは五七年間一日の忌辰に當り、或は寺僧に托して酒肴を辨じ、寺門に於て緇素親戚を饗し、自宅に於ては一日の經營をも爲さゝるは洵に慨はしき至にあらずや

の追孝の眞意に就て、曾て我が戒師大和上(雲照)が垂示せられたる頗る有益のものあるを以て、煩を厭はず敢て參考に供せん。

祖先追孝のため、僧を請じて讀經廻向するは、是れ佛世より行はるゝ所の正法の風範にして、名けて齋といふ。然るに、此の齋は元「モノイミ」といふ字にして、祖先を祀る前等に、七日間潔齋して、酒肉五辛を絶つのみならず、夫妻室衾を同じうせず、默坐靜肅にして、意を清め、精神を神明祖靈に感通せんことを期し、如在の祭を爲さむが爲なり。故に又はツヽシムと訓ず、是れ佛者は固より外典に於ても、最も重き禮とす。今時書齋などいふは、もと靜肅にして、默坐しつゝしむ所の義を轉じて、遂に書室の名に用ひたるなり。然るを、今時僧侶を請じ、佛事を行ふを齋といふ、或は地方に依り持齋などと稱することあるは、もと佛世より起り、佛及び諸大羅漢もろ〳〵の衆僧等を請ずるの日は、必ず沐浴清淨にして、一家皆八齋戒を受持するを以て正規とす。八齋戒とは、不殺生、不偷盜、不婬佚(房事を絶つ)不妄語、不飲酒、不歌舞倡伎故往觀聽、不香油塗身、不坐高牀大牀、不非時食の八戒を云ふ。就中不非時食とは過中不食とて、時を限りて正午以前に食事を爲し、午後には濫り

追善を勤むる等、みな報本反始のいたす道ならざるはなし。然るに古來一般の人が、

孝行のしたい時には親は無し。

とて、孝行の善心おこり、聊か父母に衣食の滿足を與へんとするときには、兩親は既に去つて此の世にあらずとて嘆息するもの大多數なるが、これ等の人々は元來孝の意味を頗る偏頗に解する誤解の人々にして、孝なるものは百行の本なれば、幼少なりとて、或は貧困なりとて、爲し得べからざる理由なし。世人は口を開いて孝を談ずれば、二十四孝の例を聯想し、重盛が淸盛を諫言するがごとき、常道にあらずして變時の孝行のみを聯想し、以て孝行なるものは、何か變時にあらざれば出來ざるが如く思ひなし、或は直接に父母に口腹の欲を充さしめざるは、眞の孝行にあらざるが如く思へり。是れ大に誤れる考にして、眞實の孝行なるものは精神的にあるを以て、父母の精神に慰安を與へ、父母の精神を快樂ならしめ、父母をして快感を覺えしむるを以て世間孝道の第一の義とす。況んや、不幸にして、父母早く逝いて孝を盡すの餘裕なきものは、父母をして幽冥界より解脱せしむる追孝の眞法あり。こ

つら〲考ふるに、我等がこの五尺の身體は、全く父母の遺體にして、我が物とては一毫もなし。頭の頂上より足の爪先に至るまで、悉く父母の血肉の和合より成らざるものなし。さればわが所有權は皆無なりと觀念し、聊も我見を起し、我慢を張るべからず。是れ佛教の眞髓たる無我の眞理に入るの初門にして、最も緊要なる事なり。然るに人々前述の父母の大恩を忘却して、父母に不孝を爲すは、全くその本たるや、一點の自己の我見より萠し來るものなり。併しながら人爲の法律上より見るときは、戸主を以て一家の全權者なりと定めざるべからざるも、上來說きたる天地自然の大原則より見來るときは、一戸の大權は戸主よりも寧ろ父母に在り、父母にも又その父母在すゆゑに、その父母又その父母と其の源に推しのぼるときは、終に我が國祖伊弉諾伊弉冉の二神に皈入す。故に我が國民たるものは、常に報本反始の誠を盡し、一日片時も皇祖皇宗の御洪恩を拜謝し、また子たるものは、父母の生前には前述の孝道に由り、父母逝去の後は、終を愼み遠きを追ひ、全力をそゝぎて人倫の道を履み、十善の妙道を行ひ、父祖の幽冥得脫を祈らざるべからず。故に聖人は三年の喪を說き、わが國には五十日の喪を服し、佛法には七々四十九日の

流し、子の年命ををはるまで、以て恩養を養ふを孝と謂ふべきや。

諸の沙門(出家)の曰く、唯孝の大なること玆にくはふるなしと。 世尊告げて曰く、未だ孝とせず。 親愚痴にして佛法僧の三尊を奉せず、あらゆる愚痴の行に沈し、言行をさまらざるときは、子たるものの當に極諫し、以て之を啓悟すべし。

若し猶ほ盲々として未だ悟らずんば、卽ち爲に譬をひきて開化すべし。 若し復た未だ改めずんば、泣いて飲食せざれ。 親いかに不明と雖も、必ず恩愛の痛を以て、子の死なんことを恐れ、改むべし、猶ほ忍びて心を伏し、父母をして道を崇めしむべし。

と。 父母若し誤つて道を踏みはづし理に違ふときは、子たるものは自己の身體を犧牲に供するも敢て怨みず、心の熱き涙を以て父母の良心に訴へ、父母の佛心に十善を吹きつけざる可らず。

以上說き來りし所を以て、現在に我等を護念し給ふ父母に事ふる大綱を辨じたれば、是より一轉して、亡き父母の追弔得脫の眞意を辨せざるべからず。

曾子曰、若し夫の慈愛龔敬にして、親を安んじ、名を揚ぐるは參(曾子の名)命を聞けり。敢て問ふ、子の父の命に從ふ、孝と謂ふべきやと。

子曰く、參其れ何の言ぞや、是れ何の言ぞや、言の通せざるにや。

昔、天子に爭臣七人有れば、亡道と雖も天下を失はず。諸侯に爭臣五人有れば、亡道と雖も其の國を失はず。大夫に爭臣三人有れば、亡道と雖も其の家を失はず。士に爭友有れば、則ち身令名を離れず。父に爭子有れば、則ち身不誼に陷らず。故に不誼に當りては、則ち子も以て父と爭はざる可らず。臣も以て君に爭はざる可らず。故に不誼に當りては則ち之と爭ふ、父の命のみに從ふ、又安んぞ孝と爲すを得んと。(古文孝經)

と見えたり。こは世間の一例なるが、若し夫れ佛敎信徒たるものは、父母の非を改めしめんとするには、如何なる方便を以て爲すべきか、是れ吾人が攻究せざるべからざることにあらずや。今佛說孝子經に顯はれたる一節を意譯すれば、左の如し。

世尊(佛陀)又曰く、子の親を養ふに、甘露百味を以つて、其の口を恣まゝにし、天樂衆音以て其の耳を娛しましめ、妙衣上服其の身を光曜し、兩肩に荷負して四海を周

るのみにして之を敬するなくんば、獸畜を愛して、足を以てその頭上を撫づるもののみ。故に父母に仕ふるものは、先づ父母を敬すること神佛に仕ふるが如くせざるべからず。佛陀大集經に云く、

世にもし佛なくんば、善く父母に事へよ、父母に事ふるものは、卽ちこれ佛に事ふるなり。

と。あゝ父は天の如く、母は地の如く、天覆地載我をして安からしむ、子たるもの、いかでか父母を敬せざらんや。

父母に對する諫言

孝子の兩親に事ふるや、常に之を敬して、その命に順はざるべからざるは勿論なり。されど父母と雖も、時に煩惱惡鬼のためにその心を亂し、行の中正を缺くことなきにあらず。斯る時には、子たるものは、唯々諾々として、その命に從ふを以て至孝と爲さず、千思萬考して、能くその非を考へ、其の是を定めて父母を諫言せざるべからず。儒には、子の親に事ふるに三度諫めて聽かずんば、號泣して之に隨ふと云ひ、また

いまつるの眞勇をふるはんかな。

余は以上孝道の一端をば、正面より說き來り、述べ去りたるが、是より聊かその側面より說きおかざるべからず。蓋し天に晴雨あり、地に山川河海あるが如く、人生の上にも正あり、變あればなり。何ぞや、云く、

父母に對する敬愛

人間第一の樂は、肉體の樂にあらずして、寧ろ心の樂にあり、心に不平あり、樂しからざる所あれば、物質の樂は却て心を傷ましむるものなり。見よや、花は笑ひ、鳥は歌ふも、心に一點の憂あるときは、花鳥風月みな我を痛ましめ、我を苦しましめ、樂園變じて地獄となる。

されば、父母に孝を盡すにも、唯それ美衣を纏はしめ、美食を喰はしめ、金殿玉樓の中に棲ましむるも、若しこれを敬することなくんば、彼の庭に於ける犬馬を畜ふと何ぞ異ならん。若し敬なきの孝は、父母の心をして一層の不快を感せしめ、如何なる方法も、父母の心を笑はしむるに足らざればなり。孟子曰く、食て愛せざれば之を豕交するなり。愛して敬はずんば之を獸畜にするなりと。あゝ單に食せしむ

これ葛城慈雲尊者が、安永二年十一月二十三日に示し給へる法語にして、十善の奉行者と畜生道の比較を示し給へるものなり。　されば父母を導いては十善の法園に入れ、自己は進んで此の法味を受くるは、永遠に樂園を開くものにあらずや。若し夫れ、百尺竿頭さらに一歩を進めて論及せば、十善を信受せざるものは精神的死人、換言せば、一個の器械的肉塊のみ、蓄音器のみ。　佛陀は無常經に云く、

若し人不善(十惡)を作し、好んで小惡を行ふ者は、心常に憍慢を懷き、三寶(佛法僧)を敬はず、淨戒(十善戒)を持つ能はず、懈怠不精進なり、是の如き諸人等を、皆之を名づけて死と爲す。　好んで諸惡(十惡)を行ふ者は、生れて惡道に墮つ、若し人諸善(十善)を行はゞ、天に生ずることを得、若し人佛を信せず、亦法を行はず、非法(十惡)を行ふもの、是れ則ち名づけて死と爲す。

と。　見よ、十惡を行ふものは、肉體は活けるも、その精神は既に死せるなり。　何となれば、十惡は天地の理法に反し、自然の眞理にそむけばなり。　あゝ十惡を行ふもの、いかでか、鴻恩に報ずるの餘裕あらんや。

世の諸姉妹よ、諸兄弟よ、庶くは、とも〱十善正法の幢旗の下に、父母の大恩に報

第十に、善惡邪正も思惟すればわかる（不邪見戒）。心を攝むれば攝めらるゝ、不邪見戒の影は先づかうした者ぢや。畜生などをよく看よ、滿身の苦心ををさむるいとまもなきぢや。勿論理非を分別することならぬぢや。滿身の苦は彼が息づかひを見て知れ。佛語に畜生は喘息安からぬとある。邪見業道その影かくの如くぢや。經論諸傳に龍來つて法を聽聞せし類、師子月經に獼猴が三皈を受けたる類は別途の因緣ぢや。世間の人生れ付きたる善功德をも全く得ずして、畜生等の心になるは、實に悲むべきことぢや。總束して云はゞ、佛と異ならぬ心を持ちながら、自ら迷ひて些々たる業相の姿を構へて其の中に頭出頭沒し、此に死しては彼處に生れ、彼に死しては此に生れ、業風に吹きまどはされて暫くも定かならぬぢや。一切時一切處に生もなく、滅もなき場所に、自から生死を構へて、種種顛倒するぢや。彼もなく此もなく、一切平等なる場處、其處にしきりを拵へ、此處にはへだてを設けて、自ら窮屈に入るぢや。今此三界皆是我有、其中衆生悉是吾子なるに、其の子供が互にいさかひ、せりあひするぢや。甚しきに至つては、人たる道に違ふ。自己心中に大安樂の有るを知らずに迷つて居るぢや。

恚害の聲、悲哀の聲ぢや。兩舌業道その影かくの如くぢや。經中に水鳥和雅の音を出し、又念佛念法念僧の音を出すとあるは別途のことぢや。

第八に、大抵は平生足たものぢや(不慳貪)。此の人界の中は、酒食に敗らるゝ者は十に五六有つて、飢ゑて死する者は、百千人に一人も希ぢや。患難困苦に死する者は十に七八ぢや。まもりさへすれば、大方は生涯全きぢや。不貪欲戒の影は、先づかうしたことぢや。畜生は常に食を求むるばかりで、十に八九は足らぬと云ふことぢや。祇耶多尊者が衆に告げて、我過去多生、犬に生を受けしとき、唯兩度食に飽いたとある。佛語に、畜生は飢火常に燒ゆとあるぢや。貪欲業道、その影かくの如くぢや。廐に肥えたる馬あり、鷹鮮肉に飽く類は、前に準じて解せよ。

第九に、到る處親愛ぢや(不瞋恚戒)。恐れはなきぢや。外國の者が此の國に來ても仁愛を施す。此の國のものが海波に漂はされて外國に行つても、接待迎送する。不瞋恚戒の影は、先づかうしたものぢや。畜生の見れば怒り、逢へばかみあふを見よ、瞋恚業道その影かくの如くぢや。唐書に象の禮節あるを知らせる類、內典にも外典にも熊が人を救ひたる事の類は別途のことぢや。

綺語戒の影は先づかうしたものぢや。畜生は牛は牛、馬は馬、杜鵑は杜鵑、鷲は鷲、各その一樣の聲のみあつて、その中事々不具足なるぢや。綺語業道その影かくの如くぢや。佛經の中に禽獸の語言せし緣あり、世典の中に雀が公冶長に告げ、南山虎有りなどと云ひし類は別途の事にて、禽獸のあたり前ではなきぢや。

第六に、舌根も柔軟なるぢや(不惡口戒)。詠歌諷吟も、なせばなさるゝぢや。三管も奏せらるゝ。經陀羅尼も讀めば讀まるゝぢや。不惡口戒の影は、先づかうしたものぢや。畜生は舌根麁獷なるものにて、內外の經論を讀むこともならぬ。よきことに用ふることのならぬものぢや、鷲、杜鵑、山がらなどが、音聲の耳をよろこばしむるも、彼が自らの當り前は、苦惱羸劣の聲ぢや。惡口業道、その影かくの如くぢや。鸚鵡が能く言ふも此に類して知れ。

第七に、多くは親愛の聲ぢや(不兩舌戒)。たまさかに、恚怒の聲を出すは、音聲の變ぢや、賢人君子には、一生恚怒の聲を出さぬものも有る。又多くは歡樂の音聲ぢや.たまさかに悲哀の聲を出すは、音聲の變と云ふものぢや。又德人長者には、一生悲哀の聲なき者もある。不兩舌戒の影は、先づかうしたものぢや。畜生は多く

きぢや。

第三に、上下貴賤尊卑有りて、禮度亂れぬぢや（不邪婬戒）。民家に至るまで、冠婚喪祭相應の式あり。親族その序あり。眷屬その親みありぢや。不邪婬戒の影は、先づかうしたものぢや。畜生道の中は同類にもあれ、異類にもあれ、互に爭ふのみにて、その雌雄牝牡を見よ、邪婬業道を具へた姿ぢや。古書に鳳凰來儀するとき、衆鳥翼從すと云ふなどは、畜生の中に、一分人間の德を得たことぢや、畜生の當り前ではなきぢや。鴈行行列を亂さぬも、此に準じて知るがよきぢや。

第四に、此の言音が國を治め、家を治め、身を修むる具ぢや（不妄語戒）。王公大人は、或は一言を以て國をおこす、或は萬世の則を垂る。不妄語戒の影は、先づかうしたことぢや。畜生道の中には、唯食を得ては親しみ、食を爭つては相害す、唯慳貪嫉妬の聲牝牡相慕ふ聲ばかりぢや。妄語の業道その影かくの如くぢや。佛經等の中に、諸の禽獸の、君臣命を守りしことなどあるは、畜生の中に、一分の人間の德を得て失はぬことぢや。禽獸の當り前ではなきぢや。

第五に、言語正しく、五聲七音わかるゝぢや（不綺語戒）。その義理が備はるぢや。不

身體も柔輭なるぢや。坐するも正しく、行步も正しく、臥も正しく、衣冠威儀も正しきぢや。不殺生戒の影は、先づかうしたことぢや。畜生を見よ、獅子虎狼よりして、下は蛇蛙微細の蟲蟻に至るまで、大小强弱の別はあれども、皆相噉害する毒があるぢや。角あるもあり、牙あるものもあり、利爪あるもあり、大は小を凌ぎ、强は弱を挫きて、互に噉害し呑嚼するぢや、彼の殺生業道の姿はかくの如くぢや。古に麒麟は生物を害せず、青草を踏まぬと云ふ類は、畜生道の中に、一分人間の德を失はぬことぢや。畜生の當り前ではない、又經中の鹿野苑の緣などは、更に別途のことぢや。

第二に、福分相應のよそほひぢや(不偸盜戒)。外の世界に櫻桃棠梨の花がある。五穀菓果等がある。宮殿樓閣、錦繡綾羅がある。不偸盜戒の影は先づかうしたものぢや。畜生道の中を見よ、櫻棠桃梨も彼が分際には芳艷もなきぢや。錦繡綾羅も彼等が分際には、文彩その境界でない。福分なきに由て他の物を盜む姿ぢや。偸盜業道その影かくの如くぢや。犛牛が自ら其の尾を愛する、孔雀が自ら羽毛を惜む類は、畜生道の中に、一分人間の德を得しことで、畜生の當り前ではな

くことを、故に十善卽ち孝なるにあらずや。 華嚴經の中に、

佛子菩薩摩訶薩は、是の如く十善業道を護持し、常に間斷なし。復、是の念を作す、一切衆生惡趣(地獄、餓鬼、畜生)に墮する者は、皆十不善業を以てせずといふことなし。 是の故に我當に自ら正行を修し、亦他に勸めて正行(十善)を修せしむべし。 何を以ての故に、若し自ら正行を修行すること能はずして、他をして修せしむと云はゞ、是の處有ること無し。

と。 あゝ大なる哉、十善の妙法、近くしては人間普通の道義にして、また佛性開發の種因なり。 この十善の妙法に就いて慈雲尊者の趣味津々なる法談あるを以て、余は諸賢と共にその法味を味はんと欲す。 云く、

この業相緣起(因果應報)の中に、先づ人間と云ふ者は、其の姿にも十善はあらはれてある、その世界にも十善は顯はられてある。 經の中に、三惡趣(地獄、餓鬼、畜生)の者は、其の身も麁獷臭穢なりとある。 その世界も熱鐵、煨河、黑風熱沙ぢやとある。 此の中地獄餓鬼は肉眼に見えぬことなれば、且く置て、畜生に比對して此の人間を知れ。第一に、先づ仁愛の姿ぢや(不殺生戒)身に猛き爪牙がない。 頭に恐ろしき角がない。

かる口はいやしむることを知る、（第五不綺語戒）
麁言もよくないことを知る。（第六不惡口戒）
他のなか言を云ふまじきことを知る。（第七不兩舌戒）
物をほしがることを自ら恥づる。（第八不慳貪戒）
氣の短いことも自ら恥づる。（第九不瞋恚戒）
善事と云へば悦ぶ、惡事と云へは怖る。（第十不邪見戒）
なに故なれば、この十善は生れまゝに具へてあるぢや、儒書にも大人はその赤子の心を失はざるのみと有るぢや。

この尊者の言頗る平易にして、しかも吾人が心相の面目を說破せられたるを信ず。若しこの天性にそむいて十善の裏面なる殺生、偸盗、乃至邪見等の十惡の道に踏み込むものは、近くは父母の遺體たるこの我が身を傷ひ孽は延いて父母に及び、國家におよび、その極まるところを知る可からず。故に十善を奉行せざるより禍大なるはなく、不孝是より大なるはなし。思へ、十善を信受し、奉行するは、今世に在つては父母に安寧を與へ、未來永劫は地獄の門戸を閉ぢて、涅槃大樂の甘露門を開

の十善の妙法を信受せしむるに在り。十善を信受するは、現在にあつては、身を治め、家を齊へ、國を富ましむる妙道にして、後世に在つては、佛果を得、故に弘法大師云く、

十善とは身三、口四、意三なり、末を攝して本に皈すれば一心を本とす、一心の性は佛と異なることなし、此の寶乘に乘じて直に道場(極樂)に到る。

と、故に十善の法は天地自然に活動しつゝある眞理にして、人爲の制法にあらず、ゆゑに葛城慈雲尊者云く、

十善と說けども唯一佛性ぢや、一法性ぢや、法性に順じて心を起すを善と云ひ、此に背くを惡と云ふ、惡は必ず法性にそむく、法性と云へば、また名目に落ちて六づか敷が、手近く云はば、惡は人間生れまゝの心に背く、看よ、

子供でも、むごいと云ふことは知る。(第一不殺生戒)

盗人と云へば腹を立てる。(第二不偷盗戒)

婬事は恥づる。(第三不邪婬戒)

詐ると云へば赤面する。(第四不妄語戒)

も異ならず、木頭にも異ならずと誡めらる。

十善とは、不殺生、不偸盗、不邪婬、不妄語、不綺語、不惡口、不兩舌、不慳貪、不瞋恚、不邪見なり。

若し圖を以て之を示せば、

身°三°
- 不殺生
- 不偸盗
- 不邪婬

誡の身

口°四°
- 不妄語
- 不綺語
- 不惡口
- 不兩舌

誡の口

意°三°
- 不慳貪
- 不瞋恚
- 不邪見

誡の意

而してこの身三、口四、意三の善法は、悉く自己の本心即ち佛性の光明にして、自心の本面目の德相なり。　自己の一心は佛陀と異なることなく、一切衆生の心と異なることなく、天地萬有を呑み込みて更に二あることなし。　故に天地間の千態萬狀はみな一心の影像なり。　この影像の差別變化あるは、卽ち吾人が十善。　十惡（十善の反對）の行爲の反影にして、法性（本體）が善惡の因緣に應じて顯現せるものゝみ。

されば眞正の孝道は、自らこの一心の光明なる十善を奉行し、また父母をしてこ

ことを聽したまへと。　羅云復云く、唯願はくは我に祖王の棺を擔ふことを聽したまへと。　世尊は慰めて言く、當來の世人皆凶暴にして父母養育の恩を報ぜざる不孝の衆生と爲らん、その化法を設くる爲に、如來躬から父母の棺を擔はんと欲すとて、世尊は躬ら手に香爐を執り、前に立ちて墓所に詣りたまへり。（淨飯王泥洹經大意）

あゝ、大聖佛陀も父母に孝養を盡し給ふことかくの如し。　されば佛陀が傳道を開き給へる第一の華嚴會の梵網菩薩戒經の最初に、父母と師僧と三寶とに孝順せよ、孝順は至道の法なり、孝を名けて戒と爲すと說き給ふ。　即ち父母と師匠と三寶の鴻恩に報ゆるには、孝道を以て報恩の第一とするなり。　而して此の戒とは即ち十善戒にして、十善は人道の大本、菩薩の淨行なり。　故に十善即ち孝道なれば、余はこれより筆端を進めて十善の大意を辨じ、近くしては治國平天下の基を開き、遠く佛果の素因を示さん。

孝道即ち十善戒

人の人たる道はこの十善に在り。　人たる道を全くして賢聖の地位にも達し、高く智德圓滿の佛果にも登るべし。　故に佛陀はこの十善の道を失ふものは鳥獸に

て、知らず識らずの間に惡業を作り、煩惱のために苦しむことあり、故に爲造惡業の恩あり。　第九、子若し旅行勉學等のため遠く他國に遊歷する時は、父母は人知らず心中にて、海安かれ、陸安かれと、氣遣ひ給ふこと無量なり、故に遠行憶念の恩あり。　第十、父母は子兒が托胎するより、終に出產し發達して白髮の老人に至るまで、愛情盡くることなし、故に究竟憐愍の恩あり。

以上の如く、佛陀は父母の鴻恩を示して、その恩德の偉大なることを讃し給ふ。故に佛陀の父王淨飯王病重くして諸子を見んことを欲し給ふや、佛陀は父王の處をへだつる五十由旬のところの王舍城に在して、この父王の心念を知り、難陀、阿難、羅云に告げ給ひ、卽ち神足を以て天宮に到り、大光明を放ち、王の身を照し給ひしかば、王の苦痛も聊か安きことを得給へり。　復手を以て父王の額に著けて曰く、王は是れ淨戒の人なり、心垢已に離れたり。　今應に歡喜して經法を諦に思ひ給ふべしと。　時に父王は臥しながら、掌を合して心に禮し、忽ち逝き給ふ。　こゝに於て、諸弟子王を棺に斂めて獅子座に置く、佛は難陀とともにその前に立ち給ひ、阿難と羅云は住まりて後に在り、阿難跪きて佛に白して云く、唯願はくは我に伯父の棺を擔ふ

して示さば、卽ち左の如し。

第一、母は子を懷胎し給ふや、身を愼み、心を痛め、美食美衣も樂しからず、終日終夜子を思ふの情、念頭を離るゝことなく、守護し給ふ、故に懷胎守護の恩あり。　第二、生產の際には、母君は四苦八苦の艱難を嘗め、たとひ親は死するも子を活さんとの念充滿し、時としては、子のために自己の生命を失ふことあり、故に臨產受苦の恩あり。　第三、母君若し安產し給ふや、その母君の心情の嬉しきことは、三千世界にくらびなく、餘人の知るべからざる快樂あり、故に生子忘憂の恩あり。　第四、父母は甘きは子兒に喰はしめ、自らはそのまづき部分のみを喰ひ、子兒の發育を祈り給ふ故に、嚥苦吐甘の恩あり。　第五、若し誤て子兒寢中に不淨をもらす時は、父母は子兒を乾ける方に安眠せしめ、自らはその濕へる方に伏し給ふ故に、廻乾就濕の恩あり。　第六、子生るゝや、母君は自己の身體の衰弱するをも忘れて、日夜に子のために乳を呑ましめ給ふ、故に乳哺養育の恩あり。　第七、若し子兒不淨を以て身體衣服を汚すときは、父母は更に不淨なりとも思はず、直ちに之を洗濯し清淨ならしめ給ふ、故に洗濯不淨の恩あり。　第八、父母は子を愛するの念よりし

く、吾等の身心も、盡く父母の胎を依り所として生育し出胎するが故に、大地の德と名づく。第二、能生と名く。母の胎内に宿るや、母はあらゆる辛苦を嘗め、併も能く我等を生産し給ふ故に、能生の德といふ。第三、能正と名く。常に母君の手を以て、能く我等の眼耳鼻舌身の五根を安全に守り給ふ故に、能正の德といふ。第四、養育と名く。常に春夏秋冬の時季に應じて、能く我をして寒暖宜しきを得て、生育せしむるが故に、養育の德といふ。第五、智者と名く。能くあらゆる方便を以て、我等の智能を開發せしめ給ふ故に、智者の德といふ。第六、莊嚴と名く。父母は子の爲に相應せる衣服を調整し、我等の身體を裝飾し給ふ故に、莊嚴の德といふ。第七、安穩と名く。子は幼にしては、常に母の懷を以て自己の住居とし、總べての怖畏をはなるゝ故に、安穩の德といふ。第八、敎授と名く。善く巧に方便して子を導き給ふゆゑに、敎授の德と名く。第九、敎誡と名く。子に過あるときは容赦なく訶責して、善を勸め、惡を懲し給ふ故に、敎誡の德といふ。第十、與業と名く。父母は自己の財產を以て子に附與し給ふ故に、與業の德といふ。又父母恩重經にも、殆ど之に類する名目を以て母の十德を讃し給ふ。之を意譯

陥らんとするとき、非道の暗き小路に踏み込まんとするとき、懈怠のとき、憤怒のとき、慄然として父母の靈感あるを覺ゆ。　これ何人も日常經驗する所にあらずや。然るに彼等は却て父母の鴻恩を忘るゝの早きは、そも〳〵何の故ぞや。　孟子曰く、

　人少くしては父母を慕ひ、色を好むことを知つては少艾を慕ひ、妻子あれば妻子を慕ひ、仕ふれば君を慕ふ、君に得ざれば熱中す、大孝は父母を慕ふ、五十にして慕ふもの、予大舜に於て之を見る。

眞なる哉、滔々たる世間、今や色に溺れ、妻子に溺れ、官に溺れ、終に身を忘れ、果ては父母が家の一隅に在つて片足は棺に入れつゝも、猶ほ子孫を忘れず。　偶、父母が言を發すれば、子は一言の下に老人の口喧しきこととよとて、更に父母の心をくみ取らざるものあり。　これ軈て自己も子のためにかく扱はるゝを思ひ、めぐる因果の早きを省みざるべからず。

　今謹んで、佛說孝子經を拜讀するに、父母の十德を示し給ふ。　洵に痒きに手のとどけるが如く、寫し盡して餘蘊なし。　その十德とは、

　第一、大地と名く。　天地萬物、皆この土地を依り所として生長發達するがごと

を以て、この子の爲にかはらんと祈りたりき。　世の中に子ほど可愛きものはなし、見給へ、此の寫眞は卒業式當日の盛裝せるものなりと。　眺めては取り、取りては置き、云く、子を持つて知る親の恩とは、今ぞ胸に當ります、今になりてわれ等の兩親がいかに我等を愛育し、われ等の爲に心配せられたるかを知れり。　貴僧は未だ年若きお方なれば、眞實親の心は解し給はざるべし、庶くは親の心を解剖し、佛道の妙理を以て、廣く一切衆生を救ひ給へかし。　世はだん／＼に澆季の末世となり、父母に孝てふ如きことは古臭しとて、何人も口にするを恥づる傾とはなりぬ。　されど、眞實の孝道は天地の大道なれば、希くはます／＼孝道の眞義を鼓吹し給へかし。　これ我等一人のことにあらざるべし、世の親たるものは、皆この子のために三界流轉の苦を嘗むるものなり。　然るに、子たるもの父母の大恩を深く感せざるが如きは、如何にも悲しきことにこそと。　余はこの母君の溫かき話を聞き、佛陀が世間出世間の善道の第一なるは孝より大なるはなしとの給へるを、染み／″＼と感じたりき。これ多き中の一例なるが、何人の後にも、父や母が、或は家に在りて、或は幽冥に在りて、我等の身邊を取りまき祈念しつゝ、あることを思ひなば、われ等が惡魔の誘惑に

た自己の兩親がかくありしを知り、始めて兩親の切なる心情も掬まるべし。

昔し女人あり、子を負ひ遠く他國に旅行し、歸途に殑伽河を渡らんとするや、俄に河水暴漲して、今は力つきて如何ともする能はず、さりとて斷然その手中の愛子を河水に投ずれば、母親一人は助かるものを、今は子を念ふの熱情は漲る水をも恐るることなく、あはやといふ間に、母は子を抱けるまゝ濁水に呑まれ、あはれ、とも〴〵に冥土に去りしとなん。ああゝ、子を思ふ親の心はすべての危險を恐れず、艱難を辭せず、身を粉にしても子を守らんとぞ思ふ。終にその母は子を思ふ慈心善根力を以て、色究竟天に上り、大梵王となれりとなん、こは印度に於ける一例なるが、余はしば〳〵かゝる類例に接して、人知らず親の恩誼に泣くことあり。今その最近の一例を示さば、頃は本年の始めなりき、某博士の家に法務を帶びて行きけるに、あはれやその愛孃は、螢雪の苦學めでたく高等女學校を卒業し、今や花開く香りの園に入らんとする前、突然愛孃は十八歲の春を一期とし病の爲に逝きぬ。あゝ、雪の降る日、風吹く日、無量の心痛をなして、今は色香も美はしく漸く育て上げたるこの花は、一朝にして無常の風に散りぬ。母君は云く、若し思の通りに叶ひなば、妾はこの身

父母の大意を了したれば、これより進んで、父母がいかに辛苦し、經營し、我が身心を子のために犧牲に供し給ふものか、暫く佛陀の敎誡を仰がんと欲す。

父母の十德

古歌に

子たるもの親の心をしるなれば
　不孝ものとて世には有らじを

と詠じたる人あるが、洵に子は親の心を知らぬものなり。知らざるを以て、その恩德に報いんとする念も薄きものかな。父の恩は山よりも高く、母の恩は海よりも深しとは、曾て小學校の坊ちやん時代より抽象的に耳より吹き込まれたる敎なるが、稚きものの心には何等の感想もなけれども、今諸賢がつら〳〵現在の自身に就いて一考し給はゞ、いかに父母が子兒のために日夕營々として蟻のごとく東奔西走し、腦を痛め、心を焦し、辛苦の水を飮みつゝあるかを知り給ふべし。況んや現に花の如き愛子の頭を撫で、或は遊學のため等、八重の潮路をへだてて、他鄉の孤客となれる子兒を持ち給ふ親達は、自己が花の晨月の夕、子を思ひ、子を慕ふ度每に、ま

を受けずと云ふことなし、故に六道の衆生は皆是れ我が父母なり、しかるを殺し、しかるを食せば、即ち我が父母を殺すなり、亦我が故の身を殺すなり。

されば宗教的眼光より照し來れば、同胞盡く父母ならざるはなく、父母の遺體ならざるものなし。　故に一切同胞をして菩提心を發さしめ、一切衆生を愛護するは、即ち父母を愛護する所以ならざるはなし、是れ菩薩大士の本領にして、洵に愉快極りなきことにあらずや。

然れども、物に本末あり、事に終始あり、先づ自己に直接に因緣ある父母に孝養をつくし、漸次に一切衆生に及ぼすは論を俟たざるところなり、故に佛陀も普曜經に云く、

佛、優陀夷に告げたまはく、われ始め出家せる時、父母の爲に誓ひき、もし佛道を得ば、還りて父母を度せんと、今已に成佛しぬ、國に還るべし。

と云へり、また目連尊者の如きも、先づ自己の父母を濟度し、終に一切衆生にその利益を及ぼせり。　之れ平等海中却て本末あり、差別あるは、差別即平等の佛教の眞意なればなり。　吾人は以上の論述を以て、略ぼ佛教的孝道と倫理的孝道、幷に宗教的

世後世一貫して大樂大喜を得るの方法にして、佛敎的孝道の眞意と爲す。

然れども以上は、吾人と直接に血肉の關係ある父母に對して世間出世間の孝道の廣狹を說き、果報の勝劣を述べたるが、若しそれ、宗敎的父母卽ち眞正佛敎より見たる父母なるものは、獨り肉體の關係ある直接の父母のみを以て父母とするにあらずして、その範圍洵に廣大なり、無邊なり、何ぞや。余はこれより進んでその法味を翫味せざるべからず。

宗敎的父母

凡そ萬物は過現未の三時にわたりて一貫の脈絡を有す。卽ち吾人が現在の身心あるは、必ずや過去に於けるその原因あり、因緣あり、現在の身心はまたよく未來の結果を招くものにして、因緣に應じて種々の波瀾あるものなり。故に吾人が現在の五尺の肉我を打破して深く心界に立つて考ふる時は、われ等は現在の父母のそのまた父母を有し、展轉して求むるに無量の父母を有す。況んや一步を進めて考察するときは、一切の衆生悉く父母の關係あらざるものなし、故に梵網經に云く、

一切男子は是れ我が父、一切女人は是れ我が母なり、我れ生生に之に從つて生

自己の親を感化すること能はずんば、孝養を爲すと雖も猶ほ不孝と爲す（以上意譯）

此に由つて、つら〳〵考ふるに、如何に尊重慇懃の禮を以て父母に事へ、且つ身を立て名を揚ぐるも、若し佛陀の大智大能なる眼識より之を照し、三世通觀の因果應報の眞理より之を照見せば、恰も小兒の泣を止しむるに、黄金なりとて黄葉の一つを以てするが如し。　故に弘法大師云く、父子は親しみ親しむで親しみの親しみたるを知らず、夫婦は相愛して愛の愛たるを覺らずと。　信なる哉、世人の謂はゆる親てふものは、現在に於ける血肉を別けたる關係よりして、父子の恩愛を説くも、眞正の親愛てふものは血肉の連關以上、高く精神上に於て起るものにして、この因果の理法を明めざる親愛は卽ち之を痴愛と名づけ、却つて生死海に流轉する動機となるもの也。　されば、父母に對する第一の孝道は、父母をして三寶を信じ、轉迷開悟せしむるより善きはなし。　故に佛陀は不思議光經に云く、

　飲食及び寶は未だ能く父母の恩を報ずるに足らず、引導して正法に向はしむるを便ち二親に報ずると爲す。

故に何人も父母を導きて三寶に歸せしめ、自己の佛心を開發せしむるこそ、今

て、吾人の運命は廻轉極りなし。故に或る者は自業自得にて地獄の苦痛を嘗め、或る者は餓鬼の辛苦を味ひ、或る者は畜生道に墜ちて人身を失ひ、或る者は登つて菩薩佛陀の清淨界に入る。此に依て推究し考ふるに、父母をして眞正の大安樂を得しめ、涅槃淨樂の樂園に遊ばしめんには、彼の世間の孝道の如く、現在一世の短き生涯に於て圖るべからず。本より現世に於ける父母に對する孝道は、善は善なるも、未だ美を盡せりと云ふべかず。何となれば、世間の倫理的孝道のみにては、未だ生死の苦海を脱却するの法にあらざればなり。故に佛敎的孝道は卽ち父母を導きて向上せしめ、父母の心中深く閉ぢられたる佛心の光明を引出し、以て貪瞋痴の三毒を燒き拂ひ、未來墮獄の因たる惡業の門戸を閉ぢ、正覺快樂の善因を植ゑしむるにあり。故に佛陀は眞實孝子の要道を說き給へる孝子經に於て、實に左の如く敎誡せられなり。

能く父母をして、惡を去り善を作し、不殺生、不偸盜、不邪淫、不妄語、不飮酒の五戒を奉事し、佛に歸依し、法に歸依し、僧に歸依せしめば、朝に奉じて暮に終る者も、父母の恩、親の乳哺の養ひ無量なる惠よりも猶ほ重し、若し三尊(佛、法、僧)の眞理を以て

されば、才子必ずしも才子を生まず、富者の子弟必ずしも富者ならず、德者必ずしも德者を育てず、賤民必ずしも愚子を生まず、野合の子にも一代の英雄あり。　百姓の子にも學者才物あり。　大臣の子にも白痴あり。　倫理學者の血統にも、放蕩無賴漢あり。　故に吾人は信ず、敎育にせよ、遺傳にせよ、習慣にせよ、今日世人の思ふがごとく狹義のものにあらずして、佛敎に謂はゆる過去遠々の昔よりの業力(ごふりき)所感にして、この業力に由つて、人生の狀態は、その根柢を差別し、表はれて千樣萬態の波瀾となれることを。　故にこの業力所感、卽ち、萬物因緣生にしてその自性なく、風緣に由つて波瀾に大小あるが如く、善惡等の因緣によつて十界(地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天堂、聲聞、緣覺、菩薩、佛)の差別宛然としてあり。　この原因結果の理法は、等しく萬有に向つて流れつゝあるなり。

佛陀はこの原則を名づけて、因果應報と言ひ給へり。　卽ち小にして人間一代の榮枯浮沈(えいこふちん)より、大は人生の貴賤差別に至るまで、悉く吾人が前世以來爲したる業力の反影にして、生々世々の間に、自己が作れる運命ならざるものなし。　故にこの善因に善果あり、惡因に惡果あるてふ眞理は、萬有に等しく行はるゝ法則にして、神や佛や聖人が殊更に造れるものにあらず。　宇宙自然の原則なり。　この原則によつ

の美徳を全うする以上に於て、生々世々の大恩を説き、また之に報ゆるに妙法を以てするものなれば、錦上更に花を添ふるものと云ふべし。

然らば、佛教的孝道とは果して何を意味するか、之れ余が滿身の力を以て、諸兄姉の肺腑に吹き込まんと欲する所なり。

夫れ、人間の階級に、富貴榮華智愚賢不肖の分るゝ所以は、今日世人の謂はゆる敎育、遺傳、習慣等の力與つて大なるものあるは、元より吾人も之を是認するものなれども、吾人の專ら鼓吹しつゝある所の敎育、遺傳、習慣てふものは、その範圍洵に廣大なり。之を時間より見れば、過去の過去世より、之を空間より見れば、宇宙十方界を該羅して殘す所なし。この無限の時間と、無邊の空間に亙つて、吾人は敎育、遺傳、習慣の三要素を具有せり。何となれば、如何に現世の敎育の方を借るも、猶ほ愚なるものあり。親は當代一流の名士なるも、その子は不肖鈍才にして、更に父母の遺傳を受けざるものあり。又如何に習慣性を養はんと欲するも、到底改むべからざる習僻あるものあり。之に反して、猶ほ多大の敎育を受けざるも怜悧のものあり。父母は賤しくして取るに足らざる人にも、子は極めて才德兼備のものあればなり。

それ、世間の倫理的孝行に於ては、その見るところ、たゞ眼前の一世のみを標準として論ずるを以て、その敎ふるところ、その恩德を感ずるところ、極めて狹少なりと雖も、佛敎的孝道は、その見るところ過去、現在、未來の三世にわたつて之を通觀し、過去の因を知らんと欲せば、その現在の果を見、未來の果を知らんと欲せば、その現在の因を見、以て過去に鑑み現在を改め、未來に眞なる、善なる、美なる大果を得るを以て目的とす。故にその敎ふるところも、範圍頗る廣大なり。

今世間の倫理的孝道に就て之を見るに、夫子曰く、夫れ孝は德の本なり、敎の繇り て生ずる所なり、身體髮膚は之を父母に受く、敢て毀傷せざるは孝の始めなり、身を立て道を行ひ、名を後世に揚げて、以て父母を顯すは孝の終なり。夫れ、孝は親に事ふるに始まり、君に事ふるに中し、身を立つるに終ると。

されば、世間の謂はゆる孝行は、吾人の身體を父母の遺體と觀じて、之を尊重し、毀らず、傷はず、能く父母の命に從ひ、善行を勵み、進んで立身出世して、英名を後世に垂れ、父母の令名を輝かすを以て究竟とせり。

然れども、佛敎的孝道より見たる孝行の實義は、この倫理的世間の謂はゆる孝行

兩肩に擔いて天を載くが如く尊敬し、之を仰げるに由つて、自ら親の腰より以下は子の後にかくれたる貌なり。故に老といふ文字の上の半分に、子といふ文字を結び付けて孝字と顯はれたるものにして、この孝の一字が、如何に無量の說敎を爲し諷諭をなしつゝあるかは、聊か思考あるものゝ等しく味ふ所ならん。

以上は孝子の心情を文字に顯したるものなるが、若し夫れ、進んで三世を達觀し給へる佛陀の敎訓を仰ぐときは、父母恩難報經に云く、

若し子たるもの、右の肩に父を負ひ、左の肩に母を負ひ、千年を經る間、正使背の上に便利せしめ、而かも決して父母を怨むことなきも、猶ほ父母の恩を報ずる能はず、若し父母信なくんば敎へて信ぜしめよ、安穩の處を得ん云云。

故に眞正なる孝道は、子たるもの兩親を導きて佛敎の眞理に依らしめ、この眞理に安住せしむるに在ることを知らざるべかず、されば、世間の謂はゆる孝道と、宗敎上卽ち佛敎の謂はゆる孝道とは、その範圍及び方法の差違は如何。是れ卽ち次の問題の起る所以なり。

倫理的孝道と佛敎的孝道

云く、子は父母が自由に生みたるものなれば、子は決して父母にその恩を報ゆるの必要なし。　云く、子の父母より受けたる恩德は、自己の子孫を敎育し、安寧ならしめば、是にて父母の恩頼に報ゆるなりと。　云く、父母は我を生み、我を養育せるものなれば、子たるものは、その義務として、父母に報いざるべからずと。　云く何、云く何、その言ふ所千差萬別なりと雖も、その意や悉く天地の大經、因果の理法に背かざるものなし。

嗚呼、心あるもの誰か之を慨嘆せざらんや。　いでや、これより進んで、仰いでは佛陀聖賢の敎訓に鑒み、伏しては吾人が佛心に訴へ、おの〳〵父母の大恩に報いんため、聊かその事理と鴻恩に答ふる方法の一端を説かん。

孝字の解

余はこれより進んで、孝道の何ものたるかを説明せんとする前、抑々孝てふ文字は何を意味し、何ものを吾人に示しつゝあるかを説くの最も適當にして、思想の順序なるを信ず。

孝てふ文字は、老といふ文字の下に、子といふ文字が立てる貌にて、卽ち子が親を

これ孝子が父母を思ひ思うて、やまざる切なる心の叫びにあらずや、感想にあらずや。この清き心の働きは、やがて、その父母の恩德に報いんとする報恩謝德の心となり、父を見ることは、天の我を覆うて安からしめ、母を見ることは、地の我を載せて生長發育せしむるが如く、日夜その恩德を忘るゝ能はざるは、孝子の心底より漏るゝ光にあらずや。

思ふに古は、夫子孝經を說いて上は天子の孝より、下は庶人の孝に至るまで、一目瞭然その道を示し、佛陀は、孝子經、父母恩難報經、心地觀經報恩品、父母恩重經、佛昇忉利爲母說法經等の中に、父母の恩誼の無量無邊なることを說いて、人間自然の情性たる孝道の光を引き出し給ふ。その外、世々の賢人君子悉く父母の鴻恩偉德を讃美し、感謝し、報恩しまつらざるはなし。

然るに、悲哉、この天地の大經は濁れる小さき人の心に由りて、その光を失はんとす。見よ、幼にして二つなき孝子も、老いて父母を輕賤するものなきにあらず、特に泰西の學風漸く東洋の人倫を吹き拂ひ、この人心自然の作用たる孝子の眞心を吹き飛ばして、之に換ふるに、忌はしき風潮を以てせんとす。

目次

總論

香を聞いては花の所在を尋ね、流を汲むではその源を慕ふは人情の常、されば子として父を戀ひ母を慕ふは、寧ろ自然の情性なり。

ほろ〳〵と鳴く山鳥の聲きけば
父かとぞ思ふ母かとぞ思ふ

孝の眞義

釋　良海

緒言

樹靜ならんと欲するも風止まず。子養はんと欲するも親待たず。あゝ、身を立て名を揚げ、漸く以て父母を安んぜんと欲するときは、父は逝き、母は去つて、寒月徒らに一基の石碑を照らし、呼べども來らず、叫べども答へず、悶々として天を仰ぎ、哀々として地に伏するも、父の御聲を聞き母の愛顏を見ること能はず。嗚呼、何を以てか至孝至順の眞意を盡さん。

故に、古人詩經を講ずるに、哀々たる父母、我を生みて劬勞すと云ふ句に至るや、父母が我等をはぐくみ育て給ひし親愛の恩を思ひ出し、嗚咽して袖をしぼりしとなん。信哉、大聖佛陀も、我れ世に住すること一劫にして、父母の說くも盡されじとの給へり。大なる哉父の慈恩、母の悲德。

思ふに眞正の大孝は、三寶の威靈に依つて、今の世、後の世、ともに〳〵父母をして大安樂大歡喜を得しむるより善きはなし。庶くは萬民等しく孝道の眞義を守り、國饒(ゆたか)に民安く、自他共に無上道の樂を樂まむ。

明治四十一年七月十五日佛歡喜日

東都礫川十善會主筆　釋　良海　識

に受けたるが故なり。されば こそ敢て毀傷せざるをば孝の始とすと孝經にも見えたるなれ。何ぞ身肉を割きて之を以て孝とせんや。曾子參を拔き、子春家を出でざりし事跡は人の知る所なり。孝經列傳十二章に孝子二百七人あり、又孝順事實に載する孝子二百餘人なれども、未だ曾て股肉を割き身肉を毀傷せしものを記さず。是れ父母の全うして生みし所を子も全うして歸すは孝たる所以なればなり。如何に父母の病を癒さん爲なればとて、我が身を毀ひ傷りて死したらば、父母を看病する者は何人ぞや、能々思ふべきことなり。予南村先生の記し丶輟耕錄を閲するに、朱良吉といへるものあり、其の母の病を悲しみて、己の胸を割きて肉を取り、之を粥として母に與へしに、母の病は癒えたれども、良吉が胸の疵裂くること五寸に及び、氣躍り出でて痛苦甚しく、口にもの言ふこと能はず、將に死に垂んとせり。隣人寄り集りて名醫を求め、漸くにして死せざるを得たり。南村の曰く、夫れ孝は百行の宗たり。人は父母の遺體を以て生れ、乳哺養育の句勞其の恩極りなし。然れども胸を割き股を割かば生を傷ひて死せんことを恐る。父母は存ふとも子は死す。故に禁止の令ありと。

殷の紂王は王道正しからざれば、多くの牛羊を殺して厚く祭りしかども、彼の文王の禴祭には劣れりとの心なり。是れ文王は德を尙びて、蘋蘩等のものを以て薄く祭り給へども、却つて無道の紂王の懇なる祭よりは勝れたりとの心なり。彼の齊の宣王の牛を殺すを憐み給ひて、羊を以て代へよといひ、又梁の武帝の宗廟の祭には麪類を以てせよといひしも、日を同じくして語るべきことなり。皆德を以て尊靈を崇み、祭の供物をば崇ばざるなり。是等を以て能く〳〵辨ふべきことなり。其の誠心を以て祭に嚴を致さば、何の孝かこれに如かん。

身肉供養

大報恩經に曰く、忍辱太子の父母病重し、醫の曰く、一生瞋らざる人の肉を以て藥とせば卽ち癒えんと。太子おもへらく、我は生れてよりこのかた瞋らざるがゆゑに名とせるなり、たとひ國中に瞋らざるものありといへども、何ぞ彼を殺して我が親を救はんやと。卽ちみづから其の肉を割きて藥に和して進めたまひけるに、父母の病忽ち癒えたりと。又須闍(しゅじゃ)太子が身肉を以て父母に供養せしことは雜寶藏經、報恩經等に見えたり。おほよそ孝子は身體髮を護る。是れ卽ち父母

—大報恩經卷三。

し父母も、死して後は敬ふことも篤からず、供物等も美ならざるは、是れ祭るに嚴を致すものといふを得べしや。　孝子は身を終ふるまで父母を慕ふといへり。　最も哀み慕ひて祭るべきなり。　若し又其の身貧にして祭るに嚴を致す力なくば、深く父母の靈廟を敬ひ、心に常に父母存生の貌を忘れず、存生の人に事ふる如くに敬ひ祭らば、是れ則ち嚴を致すなり。　尙書君陳篇に、武王君陳に命じて曰く、我聞く馨香神明を感せしむ、黍稷の馨しきに非ず、明德惟れ馨しければなりと。　是れ亡者は德を享けて物を享けざるの謂なり。　又假令山海の珍味を盡し祭ると雖も、其の志實あらずば享けたまはざるが故に、黍稷の馨しきに非ずといふなり。　明德惟れ馨しとは、亡者は其の志を感じて、供物の善惡を感ずるにあらざるが故に、其の孝子の志誠ありて敬哀追慕の實あらば、神靈は其の志を受け給ふべし。　是をこそ明德惟れ馨しとはいふなれ。　猶ほ又左傳に曰く苟に明信あらば、澗谿沼濕の毛、蘋蘩薀藻の菜、筐筥錡釜の器、潢汙行潦の水も鬼神に薦むべく、王公に羞むべしと。　按ずるに、是れ尊靈は志を享けて、物を享けざる所以なり。　彼の周易旣濟の卦に、東隣に牛を殺すは、西隣の禴祭の實に其の福を受くるに如かざるなりといへるを按ずるに、是れ

をつり、飯は黑米を用ひ、或は粟稗の穗を其の儘供へ、時節の物とて瓜茄子の類を供ふれども、其の美ならぬを祕つて是を聖靈瓜と名け、茶湯も疎茗なるを供へ、敬ひ慕ふ心は少しも無くて、折懸燈籠に溝萩の花、荷葉、土器の類なる膳を備へ、剩へ十六日には靈膳茶湯其の外の供物をも荒席に打ち乘せて不淨なる堀溝などへ投げ棄つ。狼藉なるありさまは言語に絶し、心あらん人の見る目も薄情し。かゝる行をせよとは内外兩典の中に嘗てこれなき事どもなり。盂蘭盆經を見れば、七月十五日僧自恣日に、百味の飮食を盂蘭盆中に安きて十方自恣の僧に施せとこそ見えたれ、百味五菓を具へて先祖の靈を祭れとこそあれ、疎茶淡飯を奉れとは聞かざる事なり。或る人の曰く、餓鬼は慳貪の業にひかれて淨妙の衣食は得ざるが故に、是に施す供物は素茗不美の類なりと。是れ亦非なり。先祖の靈魂をば餓鬼道と思へるにや。今、佛より之を云へば、盂蘭盆の魂祭には、所生現在の父母、七世の父母、等の靈識を祭るには、三寶を尊信して、其の家内にも或は廟所にも供物に美味を盡し、香花燈明等も清明に、其の身も清淨にして、敬ひ尊び、生けるに事ふる如くに勤むべきなり。是れ追善の大孝とも云ふべきなり。然るを今の世の人多くは存生の時は敬したり

る式なれば、委く記せず。　今も日光、東叡山、増上寺等御三代の御廟、其の餘の靈地に先祖の御廟建立ありて、御靈屋と號して玉樓金殿甍を並べ、善盡し、美盡し、異國の人も目を驚かすほどの莊嚴、しかのみならず御年忌には一千百餘の衆僧を集めて一萬部の經典を讀誦し、樂人は絲竹を鳴す。　佛寶尊重、僧寶供養の御追善、言も絕えて殊勝に、天地の感應も偏に此の時にあり。　國土豐饒にして、堯日は扶桑の頂に輝き、天下泰平にして、武藏鐙小刀も鞘をさまれり。　是の如き聖代の御世に生れ得て、不孝をなさば、今生後生の大惡人ならずや。　天地神明の冥罰目前にあり、恐るべし、愼むべし。　それ國には忠臣ありて人君を扶け、家には孝子ありて父母を樂ましめば、天地も感應の眸を垂れ、佛神守護の手を下し、おのづから天下和順して風雨も時を以てし、國豐に民安し。　斯の行、國治まり、家齊ひ、身修まるにいたる。　嗚呼、人の行は孝より大なるはなしと。　至れる哉。　中庸に曰く、死せるに事ふること生けるに事ふるが如く、亡きに事ふること存せるに事ふるが如くするこそ孝の至なれと。　然るに今の世の人を見るに、父母死し給へば、其の嚴を致すことは曾てこれなくして、一年に一度の盂蘭盆の靈祭をするを見るに、麻空のなる程少さく弱き物を以て棚

て父母の厚恩を思はず、父母病めども少しも憂ひず、剰へ父母久しく病みて看病に氣鬱したりなど云ひて、遊山玩水を催して東西に走り行き、或は酒宴に耽り、色欲に溺れて病床へは到らざる者多し。噫悲しい哉。

祭るには其の嚴を致す。

祭るとは親沒して之を祭祀するを謂ひ、嚴とは精潔、肅敬にして謹み畏みて事を將ふを謂ふと孝經大義に見えたり。按ずるに、釋の中に今四十九日を中陰とし、百箇日、一周忌、三回忌等の年忌を弔ふ類なり。性理大全廿八卷に於て程子の曰く、鬼神は造化の跡なりと。論語に曰く、生けるときは之に事ふるに禮を以てし、死するときは之を葬るに禮を以てし、之を祭るに禮を以てすと。言ふ心は死せるに事ふることと生けるに事ふるが如く、謹み重んじて其の嚴を致すべしとなり。儒道にては廟を立てゝ祭ることと禮記の祭法に見えたり。天子は七廟、諸侯は五廟、卿大夫は三廟、士人は二廟、庶人は無廟なり。我が朝にても天下の祖神と崇めたてまつる天照大神宮、石清水八幡宮を宗廟とし、春日、賀茂、松尾等の神廟を社稷の神とす。其の外、家々に祖神あり、藤氏の春日、橘氏の梅宮の類の如し。是等のことは神書に習あ

禮記に曰く、父母に病あれば冠者は櫛らず、行くに翔はず、言ふこと惰らず、琴瑟御せず、肉を喰へども味を變ずるに到らず、酒を飲めども貌を變ずるに到らず、笑へども矧ゆるに致らず、怒れども罵るに至らずと。論語に曰く、孟武伯孝を問ふ、子の曰く、父母は唯疾をのみ憂ふと。實なる哉、父母の其の子を愛する心到らざるところなし、唯懼らくは其の子に疾あらんことを、常に以て憂となす。故に人の子も亦之を按ひ、父母の心を以て心とする時は、常に父母の疾あらんことを悲しみ、兼ねて思ひ正しく、病むときには甚だ憂ひて身に代へて父母の病を助けんことを思ふべき者なり。父母は常に子の病あらんことを憂ひ、病む時は或は子の命に代らんと思ひ、又は諸共に苔の下に朽ちんものをと思ふは世間の親のならはせなり。子に疾あれば則ち父母の病となること、釋の中にては佛之を說き給へり、父母恩重經に曰く、小大の身患む時は父母の心酸み、子悲しめば母の身永く代らんと思ふ云々と。之を以て之を思へば、我が身に疾を得ざれども子の疾を悲しみ給ふは父母なり。然らば又子として父母の疾を悲しみ憂ふべきは當然なり。今の世の凡夫を見るに、其の長ずるに及びては、己が自ら成人したるやうに思ひて嘗

不翔ハ容ナツクラザルナリ。

思はば、其の心父母と合して互に神感の不思議あるべし。元來一體の肉身にて、親子と分れたるのみなれば、心に孝誠あらば何ぞ親子の別あらんや。他人にても心相合へば親しき事共あり。意に合へば胡越も昆弟たり、心に合はざれば骨肉も讐敵となると鄒陽が言へるも誠なる哉。（文選三十九）縱令骨肉を分けたる兄弟にても、其の志合はざれば忽ち恐ろしき怨敵となるといへると、よく〳〵思ふべき事なり。近くは我が頼朝義經にて知るべし。胡越の遙なるも、心だに相應へば遠からざること、他人の上にも斯くの如くなれば、況して曾子の心感の如きは驚く（母其ノ指ヲ嚙メバ、曾子心痛メリ。）べきことにあらず。張志寬が官にありて母の病を知りたる(唐書)、明の良弼が心痛流汗して二親の變を知りたる(孝德傳)、裴訥之が并州にありて心痛して、鄴にある母の心痛を知りたる(北齊書)、齊の宗元卿が祖母の病を知りたる(南史)如き、數へ來れば其の例少からず。是等は皆これ孝誠の志暫くも父母を忘れざるが故なり。佛、父母の十恩を説き給ひて、其の第九に遠行憶念の恩を擧げたまへる、思ひ合はすべし。

父母病める時は其の憂を致む

親子は元來骨肉一體なれば、孝の志實あらば其の感應あるべし。然れども心に常に父母を大切に思はざる子は、身と心と各別なれば、縦ひ肉身を分けたりとも何ぞ心感あらんや。論語に、父母在せば遠く遊ばず、遊ぶに必ず方ありと云へり、誠に子として遠く至るときは、父母を去ること遠くして、又日を隔つること久しく、自ら父母に疎になならん。大全に曰く、親あるものは遠く遊ぶこと固より不可なり、近く遊ぶことも亦將に方あるべしと。然らば行くことあり遊ぶことあるときは、何々の所用ありて東へ行き、また云々の事にて西へ往くと、常に其の方所を父母に告げて出で行くべきなり。其の子の居所を知らば、父母の思ひ憂ふることも亦輕し。父母の心を以て子の心となすときは、孝子と謂ふべきなり。但し孔子の遠く遊ばずと云へるは、是れ常の方なり、若し已むことを得ずして遠く出づるは、又變に處するの道あり。聖人は常を云ひて變を云はざるなり。朱子云く、父母の子を愛する心は未だ少しも忘れず、人の子の親を愛する心も又將に跬歩の間も忘るべからずと。寔に親は少しの間も子の事を忘れず、いろ〳〵と苦しみ氣遣ひて止むことなければ、子も亦親の事をば一歩の間も忘るまじき道なり。心に親を忘れず、孝行の志を

くに諫むべし。禮記に曰く、父母過あるときは氣を下し聲を怡ばしめて以て之を諫むと。是の如くなればなる程敬ひて父母の腹立なきやうに諫むべし。若し又父母諫を聞き入れ給はず怒り給ふとも、違きて不孝をなすべからず、泣々したがふべし。其の諫を聽きて許容あらば彌、敬ひて順ふべし。三たび諫めて聽かれずんば號泣して之に從ふと云ふは是なり。彼の小松重盛公が常に父清盛の無道なることを諫め給ひしこと載せられて平家物語に見えたり。今時の人々は少かのことにて大恩ある父母を恨みて、他人に向ひて、己が骨肉分身の親を凶しさまに語り、或は怒り罵るものあり。かゝる不孝の人とは同座するも穢はしき事なり。是の如き人は普天の下何國に身を立つべき冥加あらんや。佛神にも見捨てられ、天罰をも受け、今世後世共に大罪人なり。愼むべく恐るべし。又少かの事にても繼母を恨みて忽ち父に告げて母に順はざるは今の世の人の常なり。閔子は繼母の惡みたまふを少しも父に語らず、實母の如く孝順を盡せしこと古今稀なる孝子なり。故に論語に曰く、孝なる哉閔子騫や、人は其の父母昆弟の言を間らずと。

遊方

じきことを得んと欲せば、先づ須く二親に孝養すべしと。故に賾禪師の云く、孝の一字は衆妙の門なり。佛語は孝を以て宗と爲し、佛經は孝を以て戒となす。言中昧からず、口より戒光を出す。直下分明にして頓に心地を開くと。その外涅槃經、大報恩經、父母恩重經等頻に父母の恩を說けり。佛敎は總べて父母を孝養することを以て、成佛の正因とすれば、佛道修行の輩暫くも孝道を忘れなば豈得たりといはんや。儒釋皆宗とするは其れ唯孝道なりといへるは是なり。

父母を諫むること

禮記に曰く、父母之を愛するときは喜びて忘れず、父母之を惡めるときは懼れて恨むことなかれ、父母に過あらば諫めて逆はずと、又論語に曰く、父母に事ふるには幾く諫む、志の從はれざるを見ては、又敬ひて違はず、勞して怨みずと。閔子騫が孝の如きは聖言に合へるもの、孝子の標準なり。父母我を憎みたまふとも、一念も恨みざれとの敎を遺せるなり。父母の惡みたまふは己が孝敬の足らざる故なりと、身を責め省みて愈、順ふべし。若し又過あらば諫めて順ふべし、諫めざるも亦却つて不孝なり。諫むるときは能く其の氣を下し顏色を怡ばしめ聲を柔かにして漸

て、甚だ報じ難しとす。何等をか四となす。一つには父母の恩乃至。若し父母を供養することあらば、無量の福を得て現世には人に讃嘆せられ、未來には菩提を得ん。増一阿含經に曰く、孝順にして父母を供養する功德は、一生補處の菩薩の功德と一等しくして異なることなし。舍利弗問經に云く、父母の恩は大なれば、報せざるべからず。夫れ出家は父母生死の家を捨て、法門の中に入りて、法身を生長して、功德の財を出し、智惠の命を養ふ。其の功德莫大なり。五分律に曰く、若し人百年の中、右の肩に父を擔ひ、左の肩に母を擔ひ乃至、世間の珍奇衣服を極めて、父母に供養すとも、猶ほ能く須臾の恩をも報せず。今より比丘に聽す、心を盡して父母を供養せよ。爾からずんば重罪を得ん。是のごときは我が弟子に非ず。知度論に曰く、恩を知るは大悲の本、善業を開く初門なり。恩を知らざるは畜生に異ならずと。觀經を閲すれば、彌陀佛國へ生るゝ正因を説きて、韋提希夫人に示して曰く、彼の國に生せんと欲するものは當に三福を修すべし、一つには父母に孝養せよ乃至、三世の諸佛の淨業正因なり。蓮宗寶鑑に曰く、念佛は乃ち諸法の要、孝養は百行の先たり。孝心は卽ち是れ佛心。孝行は佛行にあらずといふことなし。道の諸佛と同

たまふに、父王先づ悟を啓きて初果を得たまふ。此の故に普曜經に曰く、我初め出家せしとき父母と誓ひき、若し佛道を得ば還つて父母を慶せんと。今已に佛を得たれば、必ず當に國に還るべしと。其の後如來四十八歳にして、御母夫人の爲に忉利天に向つて大報恩經を說きて、亡母の大恩を報じ給ふ。是を安居の御法と云ふ。七十九歳にして、拘尸那城、拔提河の邊り、沙羅林の下にて入滅の時、御弟子阿那律尊者、佛をば金棺に納めたてまつり、忉利天に昇りて御母摩耶夫人に告げたまへば、御母驚きて悶絶して、眷屬に圍繞せられて天より下り給ひて、如來の衣鉢を右の手に執り、左の手にて金棺を拍きて大いに悲しみ惱み給ふに、如來神力を以て棺の蓋を開き、起坐して大光明を放ち、合掌を擧げて夫人を見給ひて曰く、諸行無常なり、願はくは啼泣し給ふことなかれと。其の時に御母少しく自ら安慰したまふ顏色ありければ、佛は乃ち、後世の不孝の人のために上の如き事を示すなりと宣ひて、金棺忽ち閉ぢぬ。あゝ至れる哉、出世の大孝已に斯の如し。心地觀經に曰く、慈父の恩高きこと猶ほ山王のごとく、母の恩深きこと譬へば大海の如し。若し我世に住して一刧に於て悲母の恩を說くとも盡すこと能はず。正法念經に曰く、四種の恩あり

より下庶人まで皆同じ。先王の至德要道といひ、君子は本を務むといふ、皆これ唯一つの孝道なり。

釋中、孝を以て宗とすることは、大凡如來一代の說敎、五時八敎の中に、最初成等正覺の時、花嚴に菩薩大戒を說くに、戒は萬品なりと雖も孝を以て宗と爲す。故に初に標して云ふ、その時釋迦牟尼佛初めて菩提樹下に坐して無上正×覺を成し、初めて菩薩*波羅提木叉を結す。父母師僧三寶に孝順なれ。孝順は至道の法なり。孝を名づけて戒と爲し、又制止と名づくと。されば大孝世尊は淨飯大王の太子にて、必ず王位を繼ぎ給ふべかりしも、修行得道して所生の父母の深恩を報ぜん爲に位を捨て、國を離れて、檀特山に入りたまふ。本行經に曰く、悉達太子數、出家を求められけるに、父王の曰く、汝方に輪輪王と成りて四天下を治むべし、何ぞ剃髮染衣を以て樂となすや。太子答へてのたまはく、今我が身、成等正覺を期して大千を統御せん。一切衆生を攝化して長夜の闇より出でしめん。豈天子を以て好ましと爲んやと。斯の故に十九歲にして檀特山に行きて難行苦行を成就し、三十歲にて成道し給へり。其の後二六年過ぎて本國に歸りて化を施し

×佛ノサトリ。
*身口七支ヲ別々ニ解脫スルコト、別解脫。

く、君子は本を務む、本立ちて道生る、孝悌は其れ仁を爲なふ本なるかと。仁といふは愛の理、心の德なり。君子は五常を勤むるを根本とす。故に仁の實は親に事ふることと是なり。義の實は兄に從ふことと是なり。其の仁とは則ち孝なり。根本已に生れるときには其の道自ら生る。之を移して以て君に事ふれば忠に、之を資つて以て長に事ふれば順に、之を閨門に施せば夫婦和らぎ、之を鄕黨に行へば朋友に信あり。斯の至德要道を能く辨へば身を立て全き人となる。乃ち知る、是れ孝は五常の本、百行の源なることを。夫れ孝にして不仁なるものは有らず、孝にして不義なるものはあらず、孝にして禮なく智なく信なきものはあらじ。一孝立ちて萬善之に從ふが故にこれを萬善の本とすと董注にいへり。子曰く、民に親愛を敎ふるは孝より善きはなしと。又曰く、其の父を敬すれば子悅び、其の兄を敬すれば弟悅び、其の君を敬すれば臣悅ぶ。一人を敬して千萬人悅ぶ。敬する所の者は寡くして而かも悅ぶものの衆きをば、此をこれ要道と謂ふ。曾子曰く、百行の先は孝より過ぎたるはなし。孝天に至れば風雨時に順ひ、孝地に至れば萬物化盛し、孝人に至るときは衆福來ると。百行の中にて父母に孝なるより大なるはなし。上天子

孝は儒釋の皆宗とする所

按ずるに、儒敎の孝を以て宗とすることは孝經に見えたり。孔子は曾子に對して、坐に復れ、われ汝に語らん、夫れ先王に至德要道ありといひて、專ら孝道を丁寧に示し給へり。專ら孝を行ふを先王二帝三皇の要道とす。二帝とは帝堯と帝舜となり。三皇は夏の禹王と、殷の湯王と、周の文王と武王となり。されば堯舜は大聖人にして、天下萬世の尊ぶところ、其の道孝悌に過ぎざるなり。孔子も之を學びて壹ら此の道を以て行ひ給へり。故に孔子曾子の法則も專ら斯の孝行にあり。故に曰く、夫れ孝は德の本なり、敎の由つて生ずる所なりと。又曰く、孝は親に事ふるに始り、身を立つるに終ると。至德要道なり。一理にして天に得る所の人心の德なり。其の德とは則ち仁義禮智信の德なり。道とは父子、君臣、夫婦、兄弟、朋友の道なり。德の至れるは卽ち道を行ふ所以の要にして、五常の要をばこれを德といふ。仁を以て本心の全德とす。其の仁は愛を主り、其の愛は親を愛するより大なるはなし。故に孝をば德の至とす。五倫の交りをば此を道と謂ふ。此れ行の最も先なるものなり。此の故に子として父母に事ふるをば是を道の要とす。論語に曰

くして、父子共に衣裳も故り破れて身を顯はし、春夏秋冬、行住坐臥安きことなく、又樂なし。此の如く貧富貴賤の人の品につきて孝行の用は各別なれども、父に事ふる心行は只一つにして違ふことなし。斯の故に孝は貴賤に貫して老若男女貧富ともに身の終るまで、隨分心の及ぶ程は勵むべき事なり。禮記には、孝に三つあり、小孝は力を用ひ、中孝は勞を用ひ、大孝は匱しからずといへり。謂ふこゝろは、慈愛を思ひて勞を忘るゝをば力を用ふと謂ふべく、仁を尊び義を按ずるをば勞を用ふと云ふべく、博く施して物を備ふるをば匱しからずと謂ふべし。集註には、小孝をば小人に配し、中孝をば諸侯、卿大夫、士人に約し、大孝をば天子に當てて細かに釋せり。中庸大全に曰く、朱子公違が曰く、大孝、至孝、達孝は同じからず、其の名づけて謂ふべからざるを以て是を大孝といひ、更に復た加ふるなきを以て至孝といひ、天下之を稱して異なる辭なきを以て之を達孝といへりと。是の如く人に貴賤ある故に其の德用には替りあれども、父母を愛敬し、孝行を盡す其の志は貴賤上下少しも易ることとなきなり。斯の故に尊卑、上下、貧富共に皆孝行を勵むべきこと人間の肝要なり。

誠なるかな。　世に聞ゆる異國の古人を見るに、多くは其の家みな貧にして、孝行の德は吾が朝までも書籍に記して、其の名普く貽れり。　其の數許多にして、孝德傳其の外の諸史に見えたり。　其の中には貧しき人の孝のみ多し。　彼の董永、吳猛、郭巨、蔡順、皆家貧にして孝行の名は世に普し。　和朝の孝子も亦同じ。　本朝孝子傳に載せたる赤穗惣太夫、鍛匠孫次郎がたぐひ、皆家貧しくして、朝三暮四の糧も乏しくて、孝行の名は高く天の感應を蒙り、書傳に載せられて、萬世に芳名を知らる。　其の用の別るといふは、高位にして德を備へ給ひし人、或は下位なれども其の身富みたる人は、何事も不足なければ、父母に事ふるも色々の美食を盡し、さま〲〵の珍味を調へ、彼の樂志論に、親を養ふには兼珍の膳ありといひし如く、衣食も時を違へず四季折々相應に有るが上にもこれを重ね、使へる男女も器量を選び、心に順へ、春は萬花を弄び、夏は涼風を招きて暑氣を忘れ、秋は月前の遊興、又紅葉を愛で、冬は爐邊に良友をともなひ、酒茶善を盡し美を盡し、諸事心にまかせて、父母も心易く行住坐臥して樂む。　皆是れ孝行の用なり。　さて又貧賤の輩は富慶も薄ければ何につきても不足ある故に、父母に事ふるに朝夕の饘飯も時分を失ひ、一簞の食、一瓢の飲も空し

人は最も賤しき者なり。諸侯、卿大夫、士人は、天子に對すれば賤しけれども、亦庶人に比ぶれば猶ほ貴し。孝經の五章に貴賤の孝行を明して、其の終に結びて、故に天子より下つかた庶人に至るまで、孝に終始なくして而かも患の及ばざるものは未だこれあらじといへり。唐の玄宗の御製の序に、五孝の用は則ち別なれども、而かも百行の源は殊ならずといへり。五孝は上天子より下庶人までなり。位は別あれども、孝は同じきなり。胡氏が曰く、位は貴賤の品あれども、而かも父母より生ずることは異なるものなしと。誠なる哉、斯の言や。人は父母より生ずれば、上は天子より下は庶人に至るまで、皆其の大恩を報ずべし。人の品は貴賤の別ありて、其の用は異なれども、百行の源は親につかふるに始まりて、身を立つるに終はるなり。天子より庶人に至るまで、只一にして毛頭もかはることなし。

富貴の人は言ふに及ばず、いかなる田夫野人の輩も、孝道は同じく勵むべきことなり。或は我は其の孝敬の志はあれども、家貧しくして孝行すべき力なしなど云ふべからず。いかほど貧しき身なりとも、身代相應に孝行の成らぬといふことはあるまじきなり。王良は、家貧にして孝子を顯はし、世亂れて忠臣を知るといへり。

孝道は人神に通ず

人神に通ずとは、人は乃ち人間なり、神は乃ち鬼神なり。是れ陰陽の兩氣なる故に廣く萬氣に通じて、孝行の義あり。夫れ深恩を憶うて孝敬を盡す事、少分を謂ふに畜類だも之有り。諺に曰く、烏に反哺の孝あり、獺に祭祖の孝あり、鳩に三枝の禮あり、羊に跪乳の敬ありといへり。愚按ずるに、かゝる鳥類獸類まで親を敬ひ、親を養ふ孝道あり、況んや物の靈たる人間として親を敬ふ道なくんば、何ぞ人と名づけんや。野山大師の、人として孝無くんば畜生に異ならずといへるも誠なる哉。兼好徒然草には、萬の小さき蟲までも心をとめてありさまを見るに、鳥獸も子を思ひ、親を愛しみ、夫婦を伴なふなどといへり。一切の鳥類畜類子を思ふ分野（ありさま）——徒然草第百二十六段。は、夜の鶴の子を思ひ、燒野の雉子の子のために其の身を燒き、巴猿の腸を斷つ類は人にまさりて悲深し。

孝道は貴賤を貫く

總じて人の貴賤を論ずれば、其の次第品々あり。先づ唐にては天子、諸侯、卿大夫、士、庶人とて上下を分てり。委くは孝經等に見えたり。されば天子は最も貴く庶

愚按ずるに、天は陽道を以て萬物を生ず。是れ父の德なり。天の經とは天の常といふことなり。天の德は間斷なく、日月星の三光照臨して、春夏秋冬の四時亂れず、寒暑序を正しくし、雲行き、雨施し、有情非情萬物を養育すること、古も今も變らず。是の常なることは天の孝にあらずや。地は順を以て天に承く。是れ母の德なり。地の義とは利なり。山澤林野等、土の宜きに隨ひて或は金銀を出し、石玉を出し、又は樹木と花草を長養して、非情萬靈を相續すること古も今も易らず。斯の利義あることは地の孝にあらずや。夫の天文地理ともに父母の道なり。故に易の說卦傳に云く、乾は天なり、故に父と稱す、坤は地なり、故に母と稱すと。孝天地に塞がれば其の中に生ずるは人なり。是れ則ち萬物の中に最も貴きものなり。人として孝の道を勤めずんば、天の惠も冥福も更に有るべからず。罪を天に獲ば禱る所なしと孔子は宣へり。故に天地の惠は專ら孝行の人にあり。能く〳〵之を思ふべきことなり。人間の行は孝より大なるはなし。故に孔子も天地の性は人を貴しとなし、人の行は孝より大なるはなしと宣へり。是れ百行の最要、萬善の根元なり。曾子の問ひしに上の如く答へ給ひき。委くは孝經に見えたる故勞を此に贅せず。

若かりき。喪の制、哭泣は我が敎に之を略すと雖も、蓋し其の愛惡を泯ぼして淸淨に趣かんことを欲すればならん。苟くも愛惡未だ悉きずんば猶ほ心は物に於てす。喪に臨みて而かも哀まざるは、亦人これ安んぞ忍びん。泥洹の時に其の衆膺を撫でて大いに叫べば、而ち血現して波羅奢の華の若かりきと、蓋し其れ忍びざればならん。律宗に曰く、哀苦を展べざるは亦通俗これ同じく恥づと。吾が徒たるもの、喪に臨みて哀まざるべけんや。

孝道（孝道故事要略抄）　春　鶯

孝道は天地に塞がる

宗密禪師の盂蘭盆經疏に曰く、天地に塞がり、人神に通じ、貴賤を貫き、儒釋皆之を宗とするは其れ唯孝道なる哉と。天地に塞がるとは、孝經に曾子の云く、甚しい哉孝の大なることや。子の曰く、夫れ孝は天の經なり、地の義なり、民の行なり。天地の經にして民是れ之を則る。天の明に則り、地の義に因りて以て天下を順にすと

てせば可なり。凡そ處れば必ず俗の子と位を異にし、斂を過ぐれば則ち時を以て其の家に往く。葬を送れば或は扶け、或は導く。三年のあひだ必ず心喪し、靜居して我が法を修し、父母の冥を贊く。葬期を過ぐれば唯父母の忌日と孟秋の旣望に必ず齋を營み講誦すること蘭盆の法の如くす。是を孝の終りと謂ふべし。昔者天竺の古皇先生、父の喪に居りては則ち肅容して其の喪の前に立ち、以て心喪するが如く、而かも其の哭踊を略せり、大聖人なるかな。其の之を送るに及びて、或は舁き或は導けり、大聖人なるかな。目犍連は母を喪して之を哭して慟し、饋を鬼神に致しき。目犍連も亦聖人なれども、尙ほ情を泯すこと能はざりき、吾が徒其れ情なからんと欲せんや。故に佛子は父母の喪に在りては哀慕すること目犍連の如くなるべし、心喪は大聖人を酌るべし。師の喪に居りては必ず其の父母を喪するがごとくす、而して十師の喪期は則ち降殺あり、たゞ法を稟け、戒を得る師は心喪すること三年にして可なり。法雲は母の憂に在りて哀慕殊に甚だしく、飲食口に入らずして日を累ねぬ、法雲は古の高僧なりき。—續高僧傳卷六。慧約は殆んど至人なるが、其の父母死に垂んとして與に訣してみな號泣して自ら存する能はざるが—同卷七。

き。故に曰く、葉落ちて根に歸すと。能公は至人なれば、豈其の異德を測らんや、猶ほ人として其の本を忘れざることを示すなり。道丕は其の世の亂に會つて母を負うて華陰の山中に逃れ、丐食して以て養を爲しき。父事に死しければ（宋高僧傳卷十七。）而ち丕往きて其の遺骸を求むるに、既に至れば而ち亂骨辨ぜず、道丕即ちこれを祝せしに、遽に髑髏ありて躍りて其の前に至りぬ、蓋し其の父の骸なりしなり。道丕は全孝と謂ふべきなり。（續高僧傳卷六。）智藏は古の僧の勁直なるものなり、師につかへて父よりも恭しく、師沒せるときには則ち心喪すること三年なりき。常超は師につかへて禮に中り、其の沒するに及びてはこれを奉ずること存せるが如（宋高僧傳卷七ニ載スル恒超カ。）かりき、故に燕人其の孝悌を美としき。律に佛子は必ず其の衣盂の資を減じて以て父母を養ふことを制す、然して此の諸公の其の親を遺れざるは聖人の意に於てこれを得たり。智藏と常超とは師に奉ずるに謹めり、蓋し亦其の起敎の大戒に合するものなり、法とすべきなり

終孝章第十二

父母の喪は亦哀しむ。衰経は則ち其の宜しき所にあらず、僧服の大布なるを以

なり、母に見ゆれば母之を拜すと。俗は固に眞に本づく、其の眞已に修まれば則ち僧なりと雖も以て王侯と禮を抗すべし、而ち武事之に近し。禮に曰く、介者は拜せずと、其の拜して拜をいつはるが爲なり。拜せざるは節を重んずるなり、母拜するは禮を重んずるなり。禮や節や、而かも先王は猶ほ重んじき、大道烏んぞ重んせざるべけんや。俗に曰く、聖人は父を無みすと。固なるかな、小人の毀を好むことや。彼の䀮然たるものにして、豈聖人爲孝の深渺を見んや。

孝行章第十一

道紀が其の母につかふるや、母遊べば必ず身づからこれを荷ふ、或はこれがために助くれば、道紀は必ず曰く、吾が母なり、君が母にあらざるなり、其の形骸の累は乃ち吾が事なり、烏んぞ以て君を勞すべけんやと、これぞ親に篤しと謂ふべき。——續高僧傳卷四十。 慧能は始め薪を鬻ぎて以て其の母を養へりしが、將に師に從はんとして、以て母の儲を爲すことなきを患ひて、殆ど傭を爲して以て貲を取らんと欲しき、還るに及びては而ち其の母已に殂せりしかば、道を以てこれに見ゆることを得ざるを慨きて、遂に其の家を寺にして以てこれを善くし、終にまた是に歸りて死し ——景德傳燈錄卷五。

に曰く、黍稷馨きにあらず明德惟れ馨しと。其れ然らざらんや、其れ然らざらんや。吾聖人の後に從へども、而かも其の德修まらず、其の道明ならず。吾が德は父母に負きて聖人に愧づ。

孝略章第十

天下に善なるは道を大と爲し、其の親を顯はすは德を優れりと爲す。告ぐれば則ち其の道德を得ず、告げざれば則ち道を得て德を成す。是の故に聖人は輙ち山林に遁る。其の道を以て返るに逮びては、德上下に被り、天下之を稱して曰く、子あり此のごとしと、其の父母を尊んで曰く、大聖人の父母なりと。聖人は始を略して而して終を圖り、善く權を行ふと謂ふべし。古の君子爲す所ありて而して此のごときものは吳の泰伯其の人なり。必ず大志は以て大義を張るべく、必ず大潔は以て大正を持つべし。聖人は勝德を人天に推し、至正を九嚮に顯はす、故に聖人の法は世嗣を顧みず。古の君子爲す所ありて而して此の如きものは伯夷叔齊其の人なり。道は固に人よりも尊し。故に道は子にありと雖も、しかれども父母は以て之を拜すべし、冠義之に近し。禮に曰く、已に冠して而して之に字するは成人の道

ち世と大慈にして其の世を勸む。是の故に君子の道を務むること辨せずばあるべからず、君子の善を務むること品なくばあるべからざるなり。中庸に曰く、苟くも至德ならざれば至道凝らずとは、此の如き謂ひなり。

德報章第九

養ひは以て父母に報ずるに足らざれば而ち聖人は德を以て之に報ず。德は以て父母を達するに足らざれば而ち聖人は道を以て之を達す。道てふ者は世の謂はゆる道にはあらず、神明に妙にして死生を出づる、聖人の至道なる者なり。德てふ者は世の謂はゆる德にはあらず、萬善を備へて幽に被り明に被る、聖人の至德なる者なり。儒に曰はずや、君子の爲す所の孝は意に先ち志を承けて父母を道に諭す、參は直養ふ者なり、安んぞ能く孝を爲んと、曰く君子の謂はゆる孝てふものは國人稱願して然して曰く、幸なる哉子あり此の如しと。謂はゆる孝なり。已に然りと雖も蓋し意は同じうして義は異なり。夫れ天下の恩に報ずるもの、吾が聖人は至りて恩に報ずるものと謂ふべし、天下の孝を爲すもの、吾が聖人は絕孝なるものと謂ふべし。經に曰く、三尊の敎を以て其の一世の二親を慶するに如かずと。書

かも世俗は賂ず、之を忽にして未だ始めより諒とせず、故に天下の福臻らずして而して孝は勸まざるなり。大戒に曰く、孝を名づけて戒と爲すと、蓋し此に存せるならん。今夫れ天下福を欲せば孝を篤うするに若かず、孝を篤うするは戒を修むるに若かず。戒てふ者は大聖人、正勝の法なり、淸淨の意を以て之を守れば其の福之を左右に取るが如し。儒者は其の禮に豈曰はずや、我戰へば則ち克ち、祭れば則ち福を受く、蓋し其の道を得たりと、其の詩に豈曰はずや、愷悌の君子は禮を求むること回はずと、是れ皆其の正を以てするを言ふなり。夫れ世の正なるもの猶ほ然り、況んや其の出世の正なるものをや。

孝出章第八

孝は善より出づるものにして、而して人皆善心あるも、佛道を以て之を廣めざれば、則ち善を爲すこと大ならずして孝を爲すこと小なり。夫れ佛の道たるや、人の親を視ること己の親のごとく、物の生を衞ること己の生のごとし、故に其の善を爲せば昆蟲だも悉く懷き、孝を爲せば鬼神さへ皆勸む。其の孝に資りて而して世に處すれば、則ち世と和平にして忿爭なし。其の善を資りて而して世を出づれば、則

所亦遠からずや。　元德秀は唐の賢人なり、其の母を喪うて哀むこと甚だしく自ら効すこと能はず、肌を刺し、血を瀝みて佛の像を繪き、佛の經を書きぬ、而して史氏は之を稱しぬ。　李觀は唐の聞人なり、父の憂ひに居りて血を刺して金剛船若を寫し、之を其の人に布して以て其の父の冥を資けしに、遽かに奇香ありて其の舍より發し、郁然として日を連ね、之を其の隣に及ぼしぬ。　夫れ善は固に其の大なるあり、固に其の小なるものあり。　夫れ道は固に其の淺なるものあり、固に其の奧なるものあり。　奧道は死生變化に妙にして、大善は天地神明に徹す。　佛の善は其れ大善なるか、佛の道は其れ奧道なるか。　君子は必ず其の大なるもの奧なるものに志す。語に曰はずや、多く聞きて其の善なるものを擇びて而して之に從ふと。

戒孝章第七

五戒は始めの一を不殺と曰ひ、次の二を不盜と曰ひ、次の三を不邪淫と曰ひ、次の四を不妄言と曰ひ、次の五を不飮酒と曰ふ。　夫れ不殺は仁なり、不盜は義なり、不邪淫は禮なり、不飮酒は智なり、不妄言は信なり。　是の五つの者修まれば則ち其の人を成し、其の親を顯はす、亦孝ならずや。　夫れ五戒は孝の蘊なれども、而

一 蘊ハ積ナリ聚ナリ蓄ナリ。

の棺を負うて以て葬りに趨れり。聖人は人道に與みして大順なりと謂ふべし。今夫れ方に其の徒たり、聖人に於ては則ち晩路末學のみ。乃ち孝を爲すことを務めざらんと欲して我は出家なり、道を專にすと謂はゞ則ち吾豈其の出家の心を見んや。夫れ出家は道を以て溥く善からんとするに、而るに其の父母に善からずんば、豈道と曰はんや、唯に其の心を見ざるのみならず、抑も亦聖人の法に率けり。經に曰く、父母は一生補處の菩薩と等しきが故に承事供養すべしと。故に律には其の弟子をして衣鉢の資を減じて其の父母を養ふことを得しむ。父母の正信なるものは恣に之を與ふべく、其の信無きものは稍、之を與ふべしと訓ふる所あり。

廣孝章第六

天下、儒を以て孝と爲して而して佛を以て孝と爲さず。曰く、既に孝あり、又何ぞ以て加へんと。噫是れ儒を見て而かも佛を見ざるなり。佛は極まれり。儒を以て之を守り、佛を以て之を廣め、儒を以て之を人とし、佛を以て之を神とせば、孝は其れ至りて且大なり。水は固に下るに趨るものなるが、洫して之を決すれば其の至る所亦速かならずや。火は固に炎上するものなるが、噓いて之を鼓てば其の擧る

必孝章第五

聖人の道は善を以て用と爲し、聖人の善は孝を以て端となす。善を爲して而も其の端を先にせざれば善なきなり、道を爲して而も其の用に在らざれば道無きなり。用は道を驗する所以なり、端は善を行ふ所以なり。善を行うて而も其の善未だ父母に行はれずば能く溥善ならんや、道を驗して其の道の溥善を見ずば能く道と爲んや。是故に聖人の道を爲すや善ならざる所無く、聖人の善を爲すや未だ始より親を遺れず。親てふ者は形生の大本なり、人道の大恩なり、唯大聖人のみ能く其の大本を重んじ、其の大恩に報ゆることを爲すなり。今夫れ天下の道を爲す者、聖人に孰與ぞ。夫れ聖人の道は大いに臻れり、巍々乎として獨り人天に尊し、得て生ずべからず、得て死すべからざるなり。其の物に應じて同じきを天人に示すに及びては、尙ほ必ず人道に順にして敢て其の母の旣に死せるを忘れず、敢て其の父の命せらるゝを拒まず、故に其の道を成せし初に方りて、天に登りて先づ其の道を以て其の母氏を諭し、三月にして復た世に歸り、命に應じて其の故國に還り、父を道に諭して其の國皆化しぬ。其の父を喪するに逮びては、聖人躬づから諸釋と與に其

評孝章第四

聖人、精神の變化に乘じて交人畜となるを以ふに、古今を更へ、混然として芒乎たり、然れども世俗は未だ始めより自ら覺らず。故に其の今の牛羊を視ては唯其の昔の父母の來る所ならんを恐るゝなり。殺を戒めて一微物をも暴せしめざるは親を懷ふに篤ければなり。今の父母を諭すには則ち必ず其の道に於てするは、唯其の生を更めて神を異類に陷れんことを恐れてなり。故に其の父母を既往に追へば則ち七世に逮び、父母の爲に其の未然を慮れば則ち更生に逮ぶ。其の譎然として世を駭かすと雖も、而かも道に在りて然り。天下苟くも其の不殺を以て勸めば、則ち生を好み殺を惡む訓は猶ほ以て風を移し俗を易ふべし。天下苟くも其の神を陷るを以て父母の爲に慮れば、猶ほ以て孝子の終を愼み遠きを追ふ心を廣むべし。況んや其の變化に於て其の實を得るものをや。夫の世の謂はゆる孝てふ者の一世に局りて而して玄覽に闇く、人に求めて而して神に求めざるに校ぶれば、是を遠しと爲さずして、孰をか遠しとせん。經に曰く、孝順の心を生じて一切衆生を愛護すべしとは、斯れ之を謂へるなり。

人に惠みて誠ならず。其の中を修めて而して形容も亦修まらば、豈唯父母に事へて而して人に惠むのみならんや、是れ亦天地を振かして鬼神を感せしむ。天地は孝と理を同じくし、鬼神は孝と靈を同じくす。故に天地鬼神は不孝を以て求むべからず、詐孝を以て欺くべからず。佛曰く、孝順は至道の法なりと。儒曰く、夫れ孝は之を置けば而ち天地に塞がり、之を溥けば而ち四海に横はり、之を後世に施せば而ち朝夕なしと、曰く夫れ孝は天の經なり、地の義なり、民の行なりと。至れるかな。大なり孝の道たるや。夫れ是の故に吾が聖人の人の善を爲さんことを欲するや、必ず先づ其の性を誠にして然して後に之を其の行に發す。孝行とは親を養ふ謂なり。行ふに誠を以てせざれば、其の養ひ時ありても、しかも匱し。夫れ誠を以て之を孝とせば、其の親に事ふること全く、其の人を惠み、物を卹むこと均し。孝なるものは效なり、誠なるものは成なり。成とは其の道を成すなり、效とは其の孝を效すなり。孝を爲して而かも效なきは孝にあらざるなり、誠を爲して、而かも成なきは誠にあらざるなり。是の故に聖人の孝は誠を以て貴しと爲す。儒に曰はずや、君子は誠を貴しと爲すと。

孝本章第二

天下の爲すことあるものは生より盛なるは莫し、吾は父母に資るに生を以てす、故に父母を先にするなり。天下の德を明かにするものは敎より善きはなし、吾は師に資るに敎を以てす、故に師を先にするなり。天下の妙事は道より妙なるは莫し、吾は道に資るに用を以てす、故に道を先にするなり。夫れ道は神用の本なり、師は敎誥の本なり、父母は形生の本なり。是の三本は天下の大本なり。白乃は胃すべく、飮食は無かるべきも、此は忘るべからざるなり。吾が前聖や後聖や、其の道を成し、敎を樹つる、未だ始めより此の三本を先にせずんばあらざるなり。大戒に曰く、父母、師僧、三寶に孝順せよ、孝順は至道の法なりと。それ然らざらんや、それ然らざらんや。

原孝章第三

孝に見るべきあり、見るべからざるあり。見るべからざるものは孝の理なり、見るべきものは孝の行なり。理は孝の以て出づる所なり、行は孝の以て形容する所なり。其の形容を修めて而して其の中修まらざれば、則ち父母に事へて篤からず、

修し、父母の冥費を爲めんと欲せずんばあらざるも、猶ほ果さざること然り。辛卯の其の年、自ら弘法を以て難に嬰り、しかも明年鄕邑も亦大盜に嬰りぬれば、吾が父母の墳廬其が爲に剽暴せられざるを得んや。之を望めば漣然として泣下りぬ。又明年事に會ひて益々感ずる所あり、遂に孝論一十二章を著はして其の心を示すなり。其の吾が聖人大孝の奥理密意を發明して夫の儒者の說に會すること殆ど亦盡せり、吾が徒の後學亦以て之を視るべし。

明孝章第一

二三子祝髮して方に吾が道に事へ、其の父母之を命ずるに逮びて佛子といふを以て辭して往かず。吾嘗て之に語りて曰く、佛子は情は正すべし、而れども親は遺つべからず。子も亦吾が先聖人の其の始て振くや大戒を爲しゝところ聞け。卽ち曰く、孝を名づけて戒と爲すと、蓋し孝を以て而かも戒の端と爲すなり、子戒に與りて而して孝を亡せんと欲せば戒にあらざるなり。夫れ孝は大戒の以て先にする所なり、戒は衆善の以て生ずる所なり。善を爲して戒微かりせば善何ぞ生ぜん、亦戒を爲して孝微かりせは戒何にか自らん。故に經に曰く、我をして疾く無上正眞の道を成せしむるものは孝德に由れり。

す。悲母の在る時をば名づけて日中と爲し、悲母の死する時をば名づけて日沒と爲す。悲母の在る時をば名づけて月明と爲し、悲母の亡き時をば名づけて暗夜と爲す。是の故に汝等勤加修習めて父母を孝養せよ。若き人は佛に供すると福等しうして異なることなし。まさに是の如くして父母の恩を報ゆべし。（心地觀經第二）

孝論

宋 明教大師 契嵩

叙して曰く、夫れ孝は三教皆之を尊びて、而して佛教は殊に尊ぶ。然りと雖も、其の說の甚だ天下に著名ならざることは、蓋し亦吾が徒の之を張ること能はざればなり。吾嘗て慨然として甚だ媿ぢぬ。七齡の時を念ふに、吾が先子の手足を啓くに方りて、即ちこれに命じて出家せしめぬ。稍ゝ長ずるや、諸兄は孺子の教ふべきを以て將に其の志を奪はんとせしも、獨り吾が母の曰く、此れ父の命なり、易ふべからざるなり」と。衣を攝して道を四方に訪はんとするに逮びて族人之を留めしも、亦吾が母の曰く、汝已に佛に從へり、其の道を務むること宜なり、豈に愛を以て汝を滯めんや、汝其れ行けと。嗚呼我を生みしは父母なり、我を育てしも父母なり、吾が母は又我が道を成しぬ、昊天と極り罔し、何を以てか其の大德に報いん。故郷を去りしより凡そ二十七載、未だ始めより南のかた墳隴に還りて法を

若し善男子善女人、母の恩を報いんが爲に一劫のあひだ毎日三時に自身の肉を割いて以て父母を養ふとも、未だ一日の恩を報ゆること能はず。その所以は、一切の男女、胎中に處るや、口、乳根を吮ひ母の血を飲み、出胎するに及びて、幼稚の前に飲む所の母の乳は百八十斛なり。母上味を得れば皆その子に與ふ。珍妙衣服もまた是の如し。愚癡鄙陋たりとも情愛に二なし。（中略）是の因緣を以ての故に母に十德あり。（一）大地と名づく、母胎の中に於て所依と爲るが故に。（二）能生と名づく、衆苦を經歷して能く生ずるが故に。（三）能正と名づく、恆に母の手を以て五根を理むるが故に。（四）養育と名づく、四時の宜しきに隨ひて能く長養するが故に。（五）智者と名づく、能く方便を以て智慧を生ずるが故に。（六）莊嚴と名づく、妙なる瓔珞を以て嚴めしく飾れるが故に。（七）安穩と名づく、母の懷抱を以て止息を爲すが故に。（八）敎授と名づく、善巧なる方便もて子を導引するが故に。（九）敎誡と名づく、善言辭を以て衆惡を離るが故に。（十）興業と名づく、能く家業を以て子に附屬するが故に。善男子の諸世間に於けるや、何なるが最も富み、何なるが最も貧しき。悲母の堂に在るをば、之を名づけて富と爲し、悲母の在らざるをば、之を名づけて貧と爲

而かも愛を生せず、憂念の心、恆に休息むことなく、但思惟すらく、將に生產せんと欲する時漸く諸の苦を受けんと、晝夜愁惱す。産難の時の若きは、百千の刄競ひ來りて屠割するが如く、或は無常を致す。若し苦惱なくんば諸親眷屬の喜樂盡くることなく、猶ほ貧女の如意珠を得たるが如くならん。其の子聲を發すれば音樂を聞くが如し。母の胸臆を以て寢處と爲し、左右の膝上をば常に遊履と爲す。胸臆の中より甘露の泉を出す。長養の恩は普天に彌り、憐愍の德は廣大比なし。世間の高き所は山岳より過ぎたるは莫けれども、悲母の恩は須彌よりも逾えたり。世間の重きものは大地を先とすとども、悲母の恩は亦彼よりも過ぎたり。若し男女あり背恩不順にして、其の父母をして怨念の心を生せしめ、母に惡言を發せしめば、子は卽ち墜墮ちて或は地獄餓鬼畜生に在らん。世間の疾は猛風に過ぎたるは莫けれども、怨念の微は復た彼よりも速にして、一切の如來、金剛天等及び五通僊も救護すること能はず。若し善男子善女人、悲母の敎に依り、承順して違ふこと無くんば、諸天護念して福樂盡くること無けん。是の如き男女は卽ち尊貴天人の種類と名づく、或は是れ菩薩の、衆生を度せんが爲に現じて男女と爲りて父母を饒益するなり

丘佛の所說を聞きて歡喜し奉行しき。

心地觀經抄

善男子よ、父母の恩とは父に慈の恩あり、母に悲の恩あり、母の悲恩は若し我れ世に住して一劫の中に於てすとも說き盡すこと能はず。我今汝が爲に少分を宣說かん。假使ひ人ありて福德の爲の故に一百の淨行の大婆羅門と、一百の五通の諸大神遷と、一百の善友とを恭敬供養して、七寶の上妙の堂內に安置し、百千種の上妙の珍膳を以てし、諸の瓔珞、衆寶の衣服を垂れ、栴檀沈香をもて諸の房舍を立て、百寶を以て牀外敷具を莊嚴り、衆の病を療治し、百種の湯藥をもて一心に供養し、百千劫に滿つとも、一念孝順の心に住して微少の物を以て悲母を色養し、隨所に供侍せんには如かず。前の功德に比すれば、百千萬分にして校量すべからず。世間の悲母の子を念ふこと比なく、恩は未形に及ぶ。始めて胎を受けしより十月を終ふるまで行住坐臥に諸の苦惱を受くること口の宣ぶる所にあらず。欲樂飲食衣服を得と雖も

比丘に告げたまはく、父母は子に大增益あり。乳餔し長養し、時に隨て將育し、四大成ることを得。右の肩に父を負ひ、左の肩に母を負ひ、千年を經歷し、たとひ、背上に便利せしめ、然かも心に父母を怨むこと有ること無けれども、此の子は猶ほ父母の恩を報ずるに足らず。若し父母信なくんば敎へて信せしめ、安穩處を獲しめよ。無戒ならば戒を與へて敎授し、安穩處を獲しめよ。不聞ならば聞かしめて敎授し、安穩處を獲しめよ。慳貪ならば敎へて施を好ましめ、勸樂敎授し安穩處を獲しめよ。無智惠ならば敎へて黠慧ならしめ、勸樂敎授して安穩處を得しめよ。かくのごとく、如來、至眞、等正覺、明行、成爲、善逝、世間解、無上士、道法、御天人師を佛世尊と號することを信じ、法を信ずることを敎へ、敎授して安穩處を得しめよ。諸法甚清にして現身に果を獲、義味甚深なり。是の如く智者明に此の行を通じ、敎へて聖衆を信せしめよ。如來の聖衆は甚だ清淨にして、行ひ直くして曲らず。常に和合法なれば、法成就、戒成就、三昧成就、智惠成就、解脫成就、解脫見慧成就す。最尊最貴なれば、當に尊奉敬仰すべし。是れ世間の無上福田なり。是の如く諸子當に父母に慈を行ふことを致ふべし。是の如く諸の丘比、當に是の學を作すべし。爾の時に諸の比

僧に供養せば、當に是の人は能く父母の恩を報ずるを知るべし。

帝釋、梵王、諸天の人民、一切の集合せるもの、經を聞きて歡喜し、菩提心を發し、啼哭して地を動かし、涙下ること雨の如く、五體を地に投げて佛足を頂禮し、歡喜して奉行し上る。

父母の恩德に其の十種あり。何等をか十と爲す。一には懷擔守護の恩、二には臨產受苦の恩、三には生子忘憂の恩、四には嚥苦吐甘の恩、五には廻乾就濕の恩、六には乳哺養育の恩、七には洗濯不淨の恩、八には爲造惡業の恩、九には遠行憶念の恩、十には究竟憐愍の恩なり。父母に既に此の十種の深恩あり、云何してか報答せん。佛の言はく但專念に父母恩重經を持念せば、卽ち父母の恩を報ずと爲す。一生にあらゆる十惡五逆無間の重罪並に消滅することを得ん。

佛說父母恩難報經

聞くこと是の如し、一時、婆伽婆、舍衞國祇樹給孤獨園に在しき。爾時に世尊諸の

姉妹には猶ほ陌路のごとし。父母の恩重し、昊天と報い難し。

佛言ひたまはく、汝等大衆よ、説くことを聽け、孝養慈孝の子は但是れ男のみに非ず、是れ女を論ずるにも非ず、亦出家の子あり。若し時新の甘菓あらば將ち來りて爺孃に供養せよ。父母菓を見れば恆常に歡喜す。虔心に佛に奉じ、三寶に廻施して然して始めて喫はんと欲せば、天知を啓告せよ。父母忽に病に染むことあらば、親しく自ら看視して大小の下賤に委ねず、床邊を離れざれ。母に粥飯を勸むるに、母は兒の勸むるを見て强ひて粥を喫へば、兒の心は歡悦す。母暫く睡ることを得ば、其の喘息を聽きて廣く良醫に問ひて病に應じて藥を贖ふべし。父母の恩重し、常に報効の心を懷くべし。日夜に常に大乘を誦して、我が慈親の病の痊愈を得ることを願ふべし。父母の恩重し、昊天と報じ難し。

阿難座よりして起つて、偏に右の肩を袒ぎ、長跪し合掌して前んで佛に白して言さく、世尊は此の經をば何んか之を名づけ、云何んか奉持すべき。佛、阿難に告げたまはく、此の經を父母恩重經と名づけん。若し一切衆生ありて能く父母の爲に福を作して經を造り、香を燒き、佛に請ひ、三寶を禮拜し供養し、鉢に飯食を盛りて衆

懷胎すること十月、迅速にして停らず、月滿ち時臨みて業風催促す。生るゝ日に當りては遍體酸疼し、骨節分離して千支倶に解く。中心悶絶して死活未だ分らず、忽爾に身を亡す、兒に由つて母を害す。父母の恩重し、昊天と報い難し。

嬰兒幼少にして未だ東西を辨へず、屎尿を淋羅す腥臊の臭き處に、兒の穢汚に汚れて膿流を浣洗し、故りたる被、破れたる氈を恆に持して眠臥し、灰を敷き濕れるを掩ひ、乾ける處には兒を眠らしめて、猶ほ子の寒からんことを恐るゝが如し。愛情絶えず提携し、長大すること喩へば明珠の若し。慈母は兒を怜みて勞倦を辭せず。小大身患ふれば父母の心酸み、子痛み聲悲しければ母の身永へに代らんとす。父母の恩重し、昊天と報い難し。

生るゝ日に當りて母の盛なる華の顏は、子を養ふこと二三すれば、形容憔悴す。未だ乳哺を知らず、思議すべきこと難し。

長大し成人しては聲を抗げ氣を怒らし、父の言をば受けず、母の語に瞋を含む娉して妻房を得ては、兄弟に乖違し、姉妹を憎嫌し、喩へば他人の若し。婦の族來り過ぎれば堂に昇らしめ、室に入らしむ。衆生顚倒して疎き者は皆親しみ、兄弟

ること甚だし。年老い力衰へて蟣虱多饒にして夙夜に臥されず、長吟して嘆息す、何の罪の宿愆にか此の不孝の子を生める。或は時に喚呼すれば目を瞋らして驚怒し、婦兒は罵詈すれども頭を低れ笑を含む。妻も復た不孝にして子も復た五擿なり。夫妻和合して同じく五逆を作る。彼の時に喚呼して急疾に使はんとするに、十たび喚べば九たび違ひて盡く從順せず、罵詈し瞋恚すらく、早く死するには如かず、強ひて地上に在らんよりはと。父母之を聞きて悲哭して懊惱し、流涙雙び下りて啼哭して目を暗くし、汝初め少なかりし時には、吾に非ざれば長せず、但し吾の汝を生めるには、本より無きに如かざりしなり。

佛、阿難に告げたまはく、若し善男子、善女人能く父母の爲に父母恩重大乘摩訶般若波羅密經一句一偈を受持し讀誦し、書寫して一たび其の耳を經るものは所有五逆重罪悉く消滅することを得て永く盡きて餘り無からん、當に佛を見、法を聞くことを得て速かに解脫を得べし。偈を以て讃して曰く、

哀々たり、父母我を生みて劬勞しぬ、之の恩を報ぜんと欲すれども昊天と報い難し。

子の爲に身を曲げて下り就き、長く兩手を舒べて塵土を拂拭し、其の口を鳴和して懷を開いて乳を出し、乳を以て之に與ふ。母は兒を見て歡び、兒は母を見て喜ぶ。二つの情、恩悲す、親愛の慈重きこと復た此に過ぐることなし。二歳三歳にして意を弄して始めて行く、其の食時に於ても母に非ざれば知らず。父母行來して他の座席に値いて或は餠肉を得ば、敢て噉食せずして懷挾して將ち歸り、歸り向つて子に與ふ。十たび還れば九たび得て、恆常に歡喜し、一たび過ちて得ざれば憍啼佯哭す。憍子は不孝にして亦五擿なり、孝子は不憍にして必ず慈順あらん、遂に長大して朋友に相隨ふに至りては頭を梳づり髻を摩づ。好衣を得て身體を覆蓋せんと欲するには弊衣の故り破れたるをば父母自ら著し、若し好錦絹帛なれば、先づ其の子に與ふ。官私の急疾に行來して心を南北に傾くるに至りては、子に東西に逐うて簪を頭上に橫ふ。旣に妻婦を索めて他の子女を娶れば、父母には轉た疎うして私房の中に共に相語樂す。父母年高うして氣力衰微ふれども、朝を終へ暮に至る迄來りて借問せず。或は復た父孤に、母寡にして獨り空房を守ること猶は客人の他の舍に寄止するが如し。常に恩愛なく、復た臥被なくして單寒し、辛苦して飢羸す

く。父母懷抱して和々として聲を弄するに、笑を含みて未だ語はず、飢うる時には食を須つも母に非ざれば哺せず、渴く時は飲を須つも母に非ざれば乳せず、母の飢ゑに中る時も、苦を吞みて甘きを吐き、乾けるを推りて濕れるに就く。父に非ざれば親しまず、母に非ざれば養はず。慈母の兒を養ふや闌車を去離すれば、十指の甲の中に子の不淨を食す。計るに母の乳を飲むこと各八斛四斗あり、母の恩を討論するに昊天と極罔し。嗚呼慈母云何か報ずべき。若し孝順慈孝の子ありて能く父母の爲に福を作して經を造り、或は七月十五日の僧自恣日を以て能く佛盤及び盂蘭盆を造りて佛及び僧に獻せば、果を得ること無量にして能く父母の恩を報ず。若し復た人ありて此の經を書寫し、流布して人に施し、受持し讀誦せば、當に是の人は能く父母の恩を報ずるを知るべし。父母の恩云何か報ずべき。東西の隣里に行來して井竈し碓磨するに至りては、時ならずして家に還る、我が兒の家中に啼哭して我を憶はんと。母卽ち心驚して兩の乳流れ出で、卽ち我が兒の家中に我を憶ふと知りて卽ち走りて家に還る。其の兒遙かに母の來るを見て、或は闌車に在りて頭を搖がし腦を弄し、或は復た曳腹して隨ひ行き、嗚呼して母に向ふ。母は其の

るはなし。是を以て沙門は獨にして雙ならず、其の志を清潔にして唯道をのみこれ務む。此の明戒を奉ぜば、君となりては卽ち四海を保ち臣となりては卽ち忠にして仁を以て民を養ひ、父は法明に子は孝慈に、夫は信にして婦は貞ならん優婆塞優婆夷執行すること是の如くならば、世々佛に逢ひ、法を見きて佛道を得ん。佛の說きたまふこと是の如くなれば、弟子歡喜せり。

優婆塞優婆夷ハ佛道ニ入リタル在家ノ男女。

父母恩重經

是の如く我聞けり、一時、佛王舍城の耆闍崛山の中に往きたまふ。大菩薩摩訶薩と聲聞の眷屬と倶に、亦比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷と一切諸天の人民及び龍、鬼神と與に皆來りて集會し、一心に佛の說法を聽き、尊顏を瞻仰して目暫くも捨てず。

佛の言ひたまはく、人の生れて世に在るや、父母を親と爲す。父に非ざれば生まず、母に非ざれば育はず。是を以て母胎に寄託して懷娠すること十月、歳滿ち月充ちて憂愁して倶に啼く。生れて草の上に墮つれば、父母養育して臥せて闌車に著

なからん。是に於て二親世に處して常に安し。壽終はらば、魂靈昇りて天上に生じ、諸佛と共に會して、法言を聞きて、道を獲、世を度し、長く苦と別るゝを得ん。

佛諸の沙門に告げたまはく、世を視るに孝なくして、唯斯れ孝となすのみ。能く二親をして惡を去りて善を爲し、五戒を奉持し、三自歸を執らしめば、朝に奉じて暮に終る者も、その恩、親の乳哺の養無量の惠よりも重からん。若し三尊の至を以て其の親を化すること能はざる者は、孝養を爲すと雖も不孝とす。孽妻を以ふることなかれ、賢を遠ざけて親まざればなり。女情多欲にして色を好みて倦むことなくんば、孝に違ひ、親を殺し、國政荒亂して萬民流亡せん。もと惠施に志し、戒を以て自ら檢し、輭心にして仁を崇め、蒸々として德に進み、潛意寂寞として、學志叡達す。名は諸天に動き、明は賢者に齊しきも、自ら妻聚に穢れば志を女色に惑はし、欲に荒迷せん。妖蠱の姿態は其の變ること萬端なれば、薄智の夫、淺見の士は其の此の如くなるを視て、微漸して遂に志を廻へし、身を沒ぼすことを覺らず。彼の妖媚邪巧の辭に從りて或は親を危くし、君を殺す。色を悋しみ、情蕩け、忿嫉し、怠慢し、散心し、盲冥なれば行を鳥獸に等くす。古世よりこのかた、之に由りて身殺し宗を滅さゞ

ものなし。世尊告げて曰く、未だ孝とせず。親頑闇にして三尊に奉へず、兇虐殘戾にして濫りに非理を竊み、外色に婬泆し、僞辭非道、耽愐荒亂、正眞に違背すること、兇孽斯の若くならば、子は當に極諫して以て之を啓悟せしめ、若し猶ほ曹々として悟らずんば、卽ち爲に開化して、譬を牽き類を引きて、王者の牢獄諸囚の刑戮を示すべし。曰く、斯に不軌を爲せば身衆毒を被ぶり、自ら殞命を招き、命終はらば神去りて大山に繫がれ、湯火萬毒、ひとり呼ぶとも救ふものなし、彼の履惡に由りて、斯の重殃に遭ふと。若し復た未だ移らずんば悲泣啼號して絕えて飮食せざれ。親不明なりと雖も必ず恩愛の痛みを以て子の死なんことを懼れん。猶ほ當に強く忍びて心を伏せ正道を崇めしむべし。若し親、志を遷さば佛の五戒を奉けしむべし。仁惻にして殺さず、淸讓にして盜まず、貞潔にして婬せず、信を守りて欺かず、孝順にして醉はずば、宗門の內卽ち親は慈にして子は孝に、夫は正しくして婦は貞に、九族和睦し、僕使恭順なるべく、潤澤遠く被ぶりて含血恩を受けん。十方の諸佛、天龍、鬼神、有道の君、忠平の臣、黎庶萬姓敬愛せざるなく、祐けて之を安んぜん。顚倒の政、佞孽の輔、兇兒、妖婦、千邪萬怪ありと雖も、己を如何んともすること

理道ヲ開陳シテ善ニ化スルヲ開化トイフ。

第三　印度の部　附佛教諸家の說

佛說孝子經

佛諸の沙門に問ひたまはく、親の子を生むや懷抱十月、身は重病たり。臨生の日には母の危く父の怖ること、其の情言ひ難し。既に生れたる後は、燥けるを推りて濕へるに臥す。精誠の至れるや、血、化して乳となる。摩拭し、澡浴し、衣食し、教詔し、師友に禮賂し、君長に奉貢す。子の顏和悅せば親も亦欣豫し、子設し慘戚せば親の心は燋枯せん。門を出づれば愛念し、入れば之を心懷に存し、惕々として其の不善を懼る。親の恩此の若し、何を以てか之を報せん。諸の沙門對へて曰く、唯當に禮を盡して慈心供養し以て親の恩に賽ゆべし。世尊又のたまはく、子の親を養ふに、甘露百味を以て其の口を恣にし、天樂衆音を以て其の耳を娛ましめ、妙衣上服もて其の身を光曜し、兩肩に荷負して四海を周流し、子の年命を訖ふるまで、以て恩養に賽ゆるを孝と謂ふべきか。諸の沙門曰く、唯孝の大なるものにして茲に倘ふる

因に日本に於ける孝經點註書の主なるものを次に掲げる。

孝經啓蒙（中江藤樹）
孝經外傳或問三卷（熊澤蕃山）
孝經彙註（大鹽後素）
孝經集傳（新井祐登）
孝經考（會澤安）
繪本孝經（北尾蕙齋畫）
新版繪入大和孝經（著者未詳）
古文孝經正文（太宰純點）
孝經知言（東條方菴）
孝經譯說（馬淵會通）
古文孝經國字解（西山元）
孝經刊誤集解（中村欽）
孝經參釋（川崎履）
孝經定本（松本豐多）
今文孝經講義（城井壽章）

孝經解或問十卷（熊澤蕃山）
孝經小解四卷（三輪執齋）
孝經識（荻生徂徠）
古文孝經定本（朝川善菴）
孝經賀知章攷異（岸本勝敏）
繪本孝經（高井蘭山）
改正音訓古文孝經（綽堂）
孝經鄭氏解補證（東條一堂）
神儒佛三法孝經口解（釋圓慈）
經義掫說（山本北山）
孝經見聞抄（林道春）
孝經刊誤集註（氏家顯）
孝經纂釋（土屋弘）
古文孝經講義（內藤耻叟、東條永胤）
孝經講義（深井鑑一郎）

孝經小解二卷（熊澤蕃山）
孝經解意補義（佐藤一齋）
孝經外傳（山崎闇齋）
古文孝經孔傳參疏（片山兼山）
孝經賤が枝折（中村正尊）
大和孝經（著者未詳）
古文孝經攷異二種（太宰本、清家本）
孝經兩造簡孚（東條一堂）
孝經通（蒔田雁門）
孝經說（古屋鼎）
孝經講義（安藤道）
古文孝經略解（細野栗齋）
孝經發揮（津坂孝綽）
孝經（岡本監輔）
孝經大義示蒙（大內熏平）

次

(百六十九)朱升……孝經旁註
(百七十)余時英……孝經集義
(百七十一)陳炫……孝經章句集解
(百七十二)朱鴻……家塾直解、古文直解、
經書孝語、質疑等
(百七十三)沈淮……孝經會通
(百七十四)潘府……孝經正誤
(百七十五)蔡復賞…編次孝經
(百七十六)陳堯道、朱鼎材…孝經考註
(百七十七)孫本……孝經解意釋疑
(百七十八)虞淳熙…孝經邇言、孝經集靈
(百七十九)韓世能…萬暦丙戌進孝經
(百八十)江元祚……重訂歷代孝經等、併

彙註

(百八十一)江旭奇…崇禎己巳進疏義
(百八十二)梅鼎和…孝經疏鈔

清代の述作中主なるものを左に掲げる。

世宗……御註孝經
朱軾……孝經註
阮元……孝經校勘記
阮福……孝經義疏
姚舜牧……孝經疑問
嚴可均……孝經鄭註
周春……孝經外傳、中文孝經
丁晏……孝經述註、孝經徵文
毛奇齡……孝經問
方宗義……孝經章義

(百四十四)李克孝…孝經註義

(百四十五)朱熹……定古文孝經、刊誤孝經

(百四十六)胡一桂…孝經傳贊

(百四十七)黃榦……孝經本旨

(百四十八)項安世…孝經說

(百四十九)馮椅古…孝經輯註

(百五十)袁廣微……孝經講義

(百五十一)楊簡……古文孝經解

(百五十二)王行……孝經同異

(百五十三)袁甫……孝經說

(百五十四)無名氏…孝經直解

(百五十五)王悱……獻孝經解義

(百五十六)程全一…進孝經解

(百五十七)林獨秀…進孝經指解

(百五十八)趙湘……進孝經義

(百五十九)朱申……註古文孝經

元

(百六十)吳草廬……校古今文孝經自註

(百六十一)李孝光…孝經義疏

明

(百六十二)成祖……孝順事實

(百六十三)孫蕡……孝經集善

(百六十四)王偉……孝經集說

(百六十五)魯王府…刋孝經註疏

(百六十六)沈度……孝經旁註

(百六十七)章品……孝經重定傳註

(百六十八)周木……新考定古今孝經節

(百十八)王漸……孝經義

(百十九)徐孝克……講疏

周

(百廿)皇靈孝經.

宋

(百廿一)太宗淳化御書孝經

(百廿二)高宗紹興御書孝經

(百廿三)蘇彬……孝經疏

(百廿四)邢昺……孝經正義

(百廿五)司馬光……古文孝經指解

(百廿六)趙克孝……孝經傳

(百廿七)任奉古……孝經講疏

(百廿八)張元老……孝經講義

(百廿九)范祖禹……古文孝經說

(百卅)呂惠卿……孝經傳

(百卅一)王介甫……孝經解

(百卅二)吉觀國……孝經新義、家滋解義

(百卅三)杜鎬……集孝經諸說

(百卅四)方逢辰……孝經解

(百卅五)何初……孝經解

(百卅六)胡子實……孝經註

(百卅七)王文……獻孝經詳解

(百卅八)林椿齡……孝經全解

(百卅九)沈處厚……孝經解

(百四十)趙湘……孝經義

(百四十一)張師尹…孝經通義

(百四十二)張九成…孝經解

(百四十三)洪興祖…古文孝經序贊

北齊

(九十六)李鉉……孝經義疏

(九十七)賈公彥……孝經義疏

(九十八)任希古……孝經義疏

隋

(九十九)劉炫……稽義一篇、孝經述義五卷

(百)劉綽……孝經疏

(百一)張仲……孝經義

(百二)魏貞克……孝經訓

(百三)明克讓……孝經義疏

南朝

(百四)陳王元規……孝經義疏

北朝

(百五)何妥……孝經義疏

唐

(百六)玄宗……孝經註、石臺孝經

(百七)陸德明……孝經釋文

(百八)孔穎達……孝經疏

(百九)謝諤……孝史

(百十)平眞眘……孝經義

(百十一)李嗣眞……孝經指要

(百十二)劉子玄……孝經註議

(百十三)徐浩……廣孝經

(百十四)元行沖……孝經疏

(百十五)尹知章……孝經註

(百十六)李適……孝經章句

(百十七)王元感……孝經註

(七十一)明山賓……孝經説
(七十二)沈驎士……孝經要略

後魏

(七十二)孝明皇帝…孝經義
(七十四)周弘正……孝經疏
(七十五)陳奇始……孝經註
(七十六)宇文敬……孝經註
(七十七)阮璵………孝經錯緯
(七十八)龍昌期……孝經註
(七十九)宋綬………孝經節要
(八十)韋節…………孝經
(八十一)揚少愚……孝經續義
(八十二)林起宗……孝經圖解
(八十三)熊大年……孝經

(八十四)陳選………孝經註
(八十五)余息………附刋誤説
(八十六)汪宇………孝經集解
(八十七)柯遷之……考定古文
(八十八)黃金色……編定古文
(八十九)龔栗………孝經集義
(九十)釣滄子………孝經管見

周

(九十一)樊深………孝經問疑
(九十二)熊安生……孝經義疏

陳

(九十三)顧越………孝經序論
(九十四)洛範………孝經蒙求
(九十五)三槐………孝經釋

(四十六)荀勗……孝經集解
(四十七)何承天……孝經註
(四十八)陶淵明……五等傳贊
(四十九)祁嘉……依孝經作二九神經
(五十)釋慧林……孝經註

齊

(五十一)陸澄……孝經註

梁

(五十二)武帝……孝經義疏
(五十三)簡文帝……孝經
(五十四)皇侃……孝經義疏
(五十四)賀瑒……孝經註
(五十六)主玄載……孝經註
(五十七)沈文阿……孝經義疏

(五十八)明僧紹……孝經註
(五十九)嚴植之……(闕)
(六十)蕭子顯……孝經敬愛義
(六十一)張譏……孝經義
(六十二)劉眞簡……孝經說
(六十三)趙景韶……孝經義
(六十四)徐孝克……孝經講義疏
(六十五)陶弘景……孝經集說
(六十六)孔僉……孝經講疏
(六十七)張士儒……演孝經
(六十八)袁宏……孝經註

魏

(六十九)陳奇……孝經註疏
(七十)盧景裕……孝經說

(十九)王肅……孝經註
(二十)蘇林……古文孝經註
(廿一)孫熙……古文孝經註
(廿二)何晏……古文孝經註
(廿三)劉邵……古文孝經註
(廿四)嚴畯……孝經傳註
(廿五)大史叔明…孝經義
(廿六)梁有晉……孝經
(廿七)宋均……孝經緯註

晉

(廿八)謝萬……集解孝經
(廿九)虞盤佐……孝經註
(三十)虞翻……孝經註
(卅一)殷仲……孝經註

(卅二)文叔道……孝經註
(卅三)徐整……孝經註
(卅四)魏克己……孝經旁訓
(卅五)袁敬仲……孝經集文
(卅六)荀昶……孝經諸說
(卅七)孫昶……孝經集解
(卅八)范曄……(闕)
(卅九)鄭志……今文孝經註
(四十)虞喜……孝經註
(四十一)揚泓……孝經註
(四十二)車胤……孝經講義疏
(四十三)何約之…孝經講義疏
(四十四)孫氏……孝經註
(四十五)庾氏……孝經註

支那に於ては孝に關しては孝經があるから、學者の孝を論ずるもの悉くこれが註釋に過ぎないと云うてもよい。從つて孝經の註釋は極めて多い。今孝經大全により左に其の註釋者及び書名を掲げる。なほ明末に出でたる註釋書も少くないであらう

列國

(一)魏文侯……孝經傳

漢

(二)劉向……傳今文孝經
(三)長孫氏……孝經說
(四)江翁……孝經說
(五)后蒼……孝經說
(六)翼奉……孝經說
(七)張禹……傳孝經
(八)孔安國……古文孝經
(九)魯國三老……獻古文孝經
(十)衞宏……校古文孝經
(十一)鄭衆……今文孝經註
(十二)馬融……古文孝經註
(十三)高誘……孝經解
(十四)鄭玄……今文孝經註
(十五)孔光……孝經註
(十六)何休……註訓孝經
(十七)許愼……撰具孝經

三國

(十八)韋昭……孝經註

も、謹飾して心を存せば、顯揚なしと雖も亦玷辱鮮し。乃ち不孝の徒あり、寡廉鮮恥、名節を敗壞し、或は身に重戮を受け、或は顯はれて惡名を被る。人は皆曰ふ、此れ其の父母の不德なればなりと。即し稍、之が爲に寬なるものも亦必ず曰はん、是れ義方の訓なければなりと。且怨みを人に取りて而して其の親をして詈を受けしむるものあり、更に不忠不義にして禍の親に及ぶものあり。嗟乎身づから作して身づから受くるは己に在りて自ら惜むに足らざるも、父母は何の辜ありてか亦非常の辱を受くる。其の罪は上は天に通ず。夫の有德の士は族黨友門すら且其の光に沐ひ其の惠を被ぶるなるに、此の孼類の若きは父母の德を報ずる能はずして而して重ねて父母の名を傷つく。泉臺靈あらば能く切齒せざらむや。天道は昭然たれば斷じて輕赦することなし。人の子たるものの當に以て戒と爲すべし。（檀几叢書二集卷四）

附

孝經註釋者及び書名

し、期に臨みて倉卒を致さざるべし。棺木衣衾は倶に當に厚に從ふべく、而かも制度は尤も必ず精詳なれ。

凡そ人、父母の生辰に於ける、四十より後に五十あり、五十より後に六十、七十ありて、猶ほ前に嗇かなるも後に豐かにすべし。此の事の若きは則ち一生に惟一日なり。嗟乎此の事に心を盡し力を竭さずして、尚ほ何事をか待たむ、此の時に心を盡し力を竭さずして、尚ほ何時をか待たむ。稍に失ふことあれば悔ゆとも及ぶことなし。これを愼めよ、之を愼めよ。

十三　節義を全うして以て其の名を顯はす

大孝

子たるものの志を奮ひて書を讀み、功名赫奕として、父母をして朝廷の貤封を享け、鄕里の欽仰を受けしむるは固より孝となすに足れり。然れども能く忠臣となりて吾が親をして忠臣の父母たらしめ、能く豪傑となりて吾が親をして豪傑の父母たらしめ、等して之を上り、能く聖賢となりて吾が親をして聖賢の父母たらしめ、芳を奕祀に流し、不朽の大名を垂れ、千秋に血食られ、俎豆を勿替に享へるは、豈に孝の

孝道の極致

至大にして子道の極隆なるものに非ざらんや。即し或は自ら愚拙を守れるもの

小孝

誠を人に輸すは親の爲なり

增し之を減ず。力の自ら主たる能はざるあるものは、曲に善言を爲して以て之を喩す。是れ豈其の薄き所に厚くして此を以て恩を示すものならんや。蓋し人の吾が父母の心を害するあらんことを恐れて、吾は其の逮ばざる所を彌縫するなり。人は必ず轉じて之を思ふ。其の親を害せんことを慮りて以て其の子を傷つけ、其の子を念ふに因りて以て其の親を釋す。故に孝子の誠を人に輸す所以のものは、人の爲にするにあらずして、仍ほ其の父母の爲にするなり。荊棘を用つて藩籬となし、干城を敵國に資る。仁人孝子の心を用ふること極めざる所なし。斯れ及ぶべからずとするか

殯殮は大事なり

十二　殯殮を愼みて以て其の膚を保つ

殯殮は大事なれば、疎忽にするものをば之を不孝と謂ひ、費えを吝むものも亦之を不孝と謂ふ。然らば卽ち孝なるものは、其の時には躄踴して哀號し、荒迷して措く所を知らざれば、宜しく戚友の老成練達なるものに托して代りて主持たらしむべく、其の諸物を措辦するには宜しく誠實の人に托して專ら司らしむべし。庶幾くは實に其の益を得む。之を總ずるに、老親多病なれば切に須らく早く留心を爲

親の令名を傷つくるは不孝なり

承順

の親の悟らんことを冀ふのみならず、亦其の過ちを彰はして而して其の親の懷に慚ぢんことを恐る。夫れ孝子は猶ほ其の親の懷に慚ぢんことを恐るゝなるを、しかるに不孝のものは之を怨み之を訴へ、他人の盡く其の父母の過ちを斥けて而して後に快きを得んと欲す。且つ妻家の勢力に倚りて而して父母と樹敵するものさへあり。嗟乎、人獸の分相去ること抑、何ぞ遠からんや。

十一　幾諫を用ひて以て其の悟らんことを冀ふ

父母の子を待つには當に其の過ちを見るべからず、父母の人を待つには當に其の過ちを審すなかるべからず。何となれば、令名は失ふべからず、怨尤は招くべからざればなり。親に倘し無心の失あり、倘し執性の愆りありて、知れども言はず、親の名をして玷あらしめ、親の身をして傷あらしめば、子の心其れ能く安んぜんや。故に幾諫とは朱子のいはゆる氣を下し色を怡ばし聲を柔かにして以て諫むるなり。然して或は省悟の遲きもまた善全の法あり。親の怒を人に加ふるや、其の罪を稱せずして子は從うて之を慰め、或は人に取ること應に多かるべからずして之を多くし、人に與ふること應に少かるべからずして之を少くせば、子は從うて之を

父母の愛憎は我に原く

父母の不慈を怨ずるは罪ふかし

順うて之を受く

を以てか壽夭の一ならざる、窮通の等しからざるあらむ。豈天も亦偏愛偏憎を爲さんや。故に父母の我を愛し我を憎むはみな我の命に出るものにして、父母の偏に關するに非ず、猶ほ夫の人の眷祐を受くるものは當に答天の貺たるを思ふべく、人の譴罰に遭ふものは當に囘天の怒たるを思ふべきがごとし。是の如くなれば則ち不平の鳴ることなし。世の人一たび父母に憎まるれば其の心に卽ち怨懟を生ず。夫れ父母、子を憎みて而して子卽ち之を怨むは、是れ子の心を存すること已に極めて不肖なるに、而るに父母の憎みをば乃ち先づ之を見ること明なり。其の憎みは偏たらず。且つ怨みと憎みと相倚角するは已に梟獍の殘に同じ。又何の暇ありてか親の憎みに偏なると否とを問はむ。尤も異しむに足るものは、父母に憎まるゝ毎に特に之を心に怨むのみならず、且つ偏く人に訴ふることなり。之を心に怨むだに心已に當に誅むべし、之を人に訴ふるは罪は尤だ赦すべからず。父母たるもの之を鄉黨の外に逐はず、之を懲らすに三尺の法を以てせざるは、猶ほ是れ愛に溺るの餘なり。僅に之を憎むも亦已だ寛なり。君子は之を知れり。父母の偏憎に於ては順うて以て之を受くるのみ。順うて以て之を受くるものは、第に其

父母に憎まるれば自反すべし

天命に安んぜよ

ず。而かも其の子は百計を益して以て之を難ず。嗟乎殘忍の已甚だしき、人心安くにかある。何ぞ父母は止汝一子のみなるを思はざる。汝も又何ぞ曾て幾父母あらんや。父母は既に獨子なるを以て憐みを爲す、豈人の子たるもの反つて雙親を以て念とせざらんや。抑、父母の汝の病を憂ふるを思はゞ、汝何ぞ獨り父母の病を顧みざる。桃を投くるものにすら尙ほ李を報ゆべきを、豈恩を受けて反つて讐を以て酬いんや。大道はもと是れ庸常のみ。告ぐるも誡むるも並に深刻なること無し。苟くも人心を存せば自ら此に至らじ。

十　偏憎を受けて以て其の過ちを隱す

憎みて而して日に偏なるは父母の過ちに屬するが似きも、然れども宜しく之を躬に反みるべし。君子は橫逆の來るに於てさへ猶ほ三たび自ら反みるを、況んや親は我を生みし者たるをや。其の力を竭すべきは益、其の力を竭し、其の心を盡すべきは益、其の心を盡し、憎みの日に偏なるを疑はずして、祗孝の至らざるを悔いなば、親の心は必ず幡然たるものあらん。仍ほ能はざること或らんか、又當に自ら命に安んずべし。夫の天は何の私かこれあらむ。天には私なきを、而るを人のみ何

老憊して疾病生ず

父母を忘るゝ不孝者

父は外を治めて籌畫に艱辛し、母は内を治めて生育に苦み繁し。年日に老いて血氣憊れ、血氣憊れて身軀弱り、身軀弱りて疾病多く、疾病多くして藥餌を需む。然れども予は謂へらく、其の病ありて而して藥餌せんよりは、未だ病まずして藥餌せんに若かず、其の藥餌を用ひて以て病の發れるを治せんよりは、又寒暑を愼みて以て病の源を杜ぐに若かずと。古の孝子は形なきに視、聲なきに聽けり、夫の寒燠の若きは猶ほ察し易しとす。人の子たるものは親の老を知る。老ゆれば則ち性執し易くして思忽ち迷す。其の寒燠の節、飮食の宜に於ける、老人は僅に自ら一二に主たるべし。子若くは媳は宜しく之を提携し、之を珍惜し、其の情形を察して之を裒益せよ。赤子を待つものを以て老人を待たば則ち老人安んぜん。若し徒らに之に任せて意を經ざれば疎虞にせざるものあること鮮し。故に寒燠を審かにするは、病を審かにし藥を審かにするより先にあり。

九　人心を存して以て其の德を酬ゆ

世に獨傳の子あり、愛を恃みて故らに其の父母を挾制す。怯弱の子あり、病に倚りて偏に其の父母を磨折す。親の溺愛に在るもの、未だ其の愚を受けざるはあら

奉養を忘る子は雛豕に若かず

父の僕をも憐む

嬉遊し、家事を置いて理めずして務めて宴樂を爲す。生業を問へば而ち茫然たり。人の子の常職を曠くして老いたる親の深憂を貽す。夏となれば則ち葛を衣て園林に瀟灑し、冬となれば則ち裘を披て爐を香閣に擁し、而かも其の親をして風を餐み露に宿り、山川を跋渉せしむ。是をしも忍ぶべきか。人の雛豕を養ふすら其の肥ゆるを待たば猶ほ烹るべし。是の若き子は則ち其の父を父とせずして其の父を奴とするもの、其の父を奴として而して子は猶ほ雛豕の口腹に供ふるに足るにだも若かざるなり。則ち亦何を貴うてか之を生みて之を養へる。嗟乎予嘗て世德の家に老僕あり、以て之を僕視せざるを見たり。曰く「爾は吾が父の舊人なり。爾は冗食を以て自ら嫌からずとして、諸僕の役々たると同じくすることなかれ。爾其れ食を安んじて爾の餘年を終へよ」と。嗟乎父の僕をすら猶ほ父の恩を推して之を矜卹するなるを、我を生みし父にして而かも其の勞勩不安、德門の老僕の如くなるを得ざるは、則ち誠に人世の異變なるかな。人の子たるもの何ぞ一たび之を思はざる。

八　寒燠を審りて以て其の疾を防ぐ

かも猶ほ餘りあれば寧ろ其の狎朋昵友を邀へて之に食はせて、而して父母は竟に食ふを得ざるに至る。　嗟乎、嗟乎、人の心は喪滅し盡しぬ。　或は予が言の已甚だしきを疑ふものは而ち其の予の目擊して心傷し、旁觀して髮指する所たるを知らざるものなり。　予豈謗を規に寓せんや。

七　勤めて勞に服して以て其の體を適にす

父母を逸かならしめよ

凡そ人の少壯なる、未だ勞せずして能く業を成すものはあらざるも、老ゆれば則ち勤めに倦む。　人の老いて嗣乏くして勞するをば、路ゆく人すら且つこれを憐む。若し父母既に子を生み有てるに、而かも猶ほ其をして勞せしむるは、其の子なきと等し。人の子たるものは必ず先づ其の心を逸かにして、而る後に其の體を逸かにすべし。　事は巨細となく預め經營を爲して布置し、吾が親をして其の心を用ふる所なく、而かも併せて其の力を用ふるに及ばざらしめよ。　一事を問へば而ち一事已に成り、數事を問へば而ち數事悉く備る。　即し父母好みて蚤起を爲し、好みて遲眠を爲さば、月夕、花朝、陶情詩酒のみに非ざる無きのみ。

遊惰の不孝

乃ち不孝の徒は祇己の逸かならんことをのみ圖り、親の勞を惜むなくして終日

父母の子媳と較せざる所以

父母に在りては、子媳と較するを屑しとせざるものあり。其の心に曰へらく、「孝は強ふべからざるなり。吾は老人なれば寧んぞ口腹の故を以て璅々然として食を東郭に乞ふがごとくならんや」と。子媳と較することを敢てせざるものあり。其の心に曰へらく、「吾は老人なり、龍鐘たる朽物なり。之と較して彼勉めて從はんか、意に且に懟みを含まんとす。之と較して彼從はざらんか、又其の慍りを増すのみ。寧ろ較すること毋からん」と。嗚呼人の子にして父母をして與に較するを屑しとせざらしむるは、已に禽獸の中に入れるなり、與に較するを敢てせざるに至つては、豈禽獸にだも若かざるものに非ずや。

兄弟分養の不孝

尤も不孝なるものあり。或は兄弟と分ち養ひて竟に一餐を加ふるを以て貪婪となし、一刻を多ぐすを逾限となす。嘉殽あり、珍味あれば己之を食ひ、妻之を食ひ、子之を食ひて、而して獨り父母は食ふを得ず。更に己は寧ろ食はずして盡く妻子をして之を食はしめて、而して父母は食ふを得ざるなり。甚だしきは己之を食ひ、妻と子と之を食ひ、而して其の餘りをば寧ろ妻の父母に獻じて、而して父母は食ふを得ざるに至る。甚だしきは己之を食ひ、妻と子と之を食ひ、妻の父母之を食ひ、而

孝養の時を怠るなかれ

風樹の憾み

賤なる者も亦宜しく力を竭して職に供すべし。豈漠として相關せざるべけんや。然れども天下富貴なるものは少くして、甚だ富貴ならざるもの多し。試みに曰へ、桑楡晩景、光陰幾何かあると。若し必ずしも富貴たるを俟ちて而る後に豐かにせんとせば、恐らくは老親は待つに及ばざらむ。菽水と雖も亦承歡すべし。然かも中心卒に多く憾みを抱く。世人獨り此の一節に、毎に多く詞を飾る。吾が家貧乏なりと曰はざれば、卽ち孝養に期ありと云ふ。樹靜かならむと欲すれども風寧まらず、子養はんと欲すれども親在さゞるに至るに及びて、良心動くと雖も、之を悔ゆること晩し。終天の恨み寧でか自ら釋かむ。音容既に邈く、墓には宿草あり、杯酒盞羹、僅かに故事を存するも、一滴何ぞ曾て九泉に到らむてふ此の言良に味ふべきなり。何の世の人か父母を養ふことを得るを以て幸と爲さずして、而して反つて以て苦と爲すものぞ。財利めば則ち其の日に增さんことを望み、親に膳すれば則ち惟漸く減せんことを思ふ。半ばは己が意より出でて半ばは妻の言を聽く。聲音顏色の間、厭はざるに似て厭ひ、怒らざるに似て怒り、怨みざるに似て怨めるものあり。其の親の實に堪へ難き所なり。

共爲子之職而已矣。(孟子)

を傷むとは何ぞや。情の堪へ難き、之を他人より受くるすら且つ甘んぜじ、矧んや其の子よりするをや。之を忍びて之を容るとは何ぞや。蓋し彼已に之を生みたれば、亦事の如何ともすべきもの莫ければなり。是に於てか或は影を顧みては嗟きを興し、或は風に臨みては涙を灑ぎ、憂懷解くるとき莫く、病ひは卽ち之に隨ふ。嗟乎、人の未だ子を生まざる、子を期つ心日に切なり。子既に生まれたり、抑、又長せり。百年の歲月も多きこと無し。而るを有限の精神を以て、無窮の鬱抑を耗らす。劬勞をば既に之を前に竭して、愁苦をば又之を後に續く。是れ子を生むは適、以て累を及すに足るなり。吁。

六　善く奉養して以て其の身を安んず

人の子の身は皆父母の遺體なり、豈財利も囊中の私物たらんや。若し徒に費えを惜みて甘旨違ふあり、親の顏をして顦顇せしめんか、心に於て忍びんや。故に特に自ら奉ずること豐かにして親に奉ずること儉なるを不孝となすのみならず、卽し自ら奉ずること儉にして親に奉ずることもまた儉ならば均しく不孝なり。富貴なるものは宜しく躬親づから侍奉すべく、專ら臧獲に委すべからず、貧

罵奴曰臧、罵婢曰獲。(楊雄)

つ匪類と往來して、毎に不測の禍に罹る。是かる不孝の由は多くは擇交を愼まざるに因るなり。予故に曰ふ、孝恩を盡さんと欲せば當に交友を愼むべしと。

五　婉容を動かして以て其の歡びを得

赤子の心もて父母を慕へ

人の子たるものは、豈に惟に功名富貴の氣をのみ之を其の親に加ふべからざらんや、即ち道德文章の概も亦之を己に形はし難し。蓋し父母の前には宜しく屢に孺慕すべし。是れ即て赤子の心なるぞや。朱子は「色難し」といふを註して曰く、「孝子の深愛あるものは必ず和氣あり、和氣あるものは必ず愉色あり、愉色あるものは必ず婉容あり」と。

色難し

親につかふる際惟色をのみ難しとなす。今の人は愁容、怒容、德色、傲色、狂態、鄙態、頑狀、蠢狀、唐突抵觸して各其の時を以て紛へて父母の側に形はす。玄かも一たび其の妻妾子女を見れば、轉瞬の間に、雲霧を撥ひて青天を視るが如し。其の和ぐことを覺えずしておのづから和ぎ、其の愉ぶことを覺えずしておのづから愉び、其の婉かなるを覺えずしておのづから婉かなり。噫嘻異しい哉。此れ豈賦性の惡にして其の咎天に在るか、抑、習俗の瀉にして人心日に喪ふものか。

父母の悲嘆

夫れ父母の之を受くる、之を傷まざるには非ず、但暗忍して之を容るゝのみ。之

夫婦相勸めて孝道を勵め

益、切に心に痛めん。吾願はくは天下の子媳たるもの、夫は其の婦を勸め、婦は其の夫を勸めて、互に相勉勵して以て孝道を全うせんことを。而して其の責は尤も男子に重し。

男子の責最も重し

蓋し婦女は未だ嘗て書を讀まざれば、爲す所暴戾矜躁にして、鄙吝窒滯の氣或は一日にして數、見はれんも、唯男子機に因りて訓誨して大體を知らしめ、正氣以て其の戾を消磨するあり、至誠以て其の心を感動するあらば、悍婦に遭ふと雖も亦當に漸く孝に歸せん。予故に曰ふ、孝は當に妻子を訓ふるを以て急とすと。

四　交遊を愼みて以て其の慮りを免る

交遊の感化

交遊は麗澤の益を收めて、比匪の傷を防ぐに在る所以なり。善人と居れば則ち子と子と孝を言ひ、弟と弟と悌をいひ、善あれば相勸め、過あれば相規す。惡人と居れば則ち檢を敗り閑を踰え、倫を蔑にし節を喪ふこと爲さゞる罔し。故に朋友は倫常を講習する所以なり。

近世の人の誤れる交友

近世、正人を嚴憚りて樂みて邪佞と交はり、類もて聚まりて群を成す。博奕、飲酒、迷戀、烟花に非ざるは無し。或は無益のことを作爲して專ら侈靡を務め、其の財帛を耗らし其の身家を敗る。父母之を訓むれども從はず、之を責むれども改めず、以て暮景の蕭條を致して、懟みを含みて釋くこと莫し。且

子を育てて知る親の恩

情を以て情を揣る

らば、是れ其の心を狼虎にして其の性を蛇蝎にするなり。

今不孝の者を執りて與に語りて曰く、「汝夫婦の汝が子を愛するや甚だし。汝は其の成立を冀ひて而して之を愛するか、抑、其の成立を冀はずして之を愛するか。汝は其の孝子たらんことを望みて之を愛するか、抑、其の孝子たるを望まずして之を愛するか。如し其の成立を望み、其の孝子たらんことを望みて之を愛するに、而るに汝が子異日設し大不孝とならば、汝の心能く恨むることなからむか」と。故に凡そ人は、我今日の子を愛することを是の如くなるを知らば、即ち父母昔日の我を愛せしことも亦是の如くなりしを知り、我の今日、子の異日の不孝を懼るゝことを知らば、即ち父母の昔日、我が今日の不孝を懼れしことを知る。情を以て情を揣るに、天良に未だ發見せざるものはあらざるなり。夫れ父母の恩は天地と並べり。然れども予以爲く天地は逸にして父母は勞し、天地は泛にして父母は切なれば、其の恩德尤だ之に過ぎたりとなす。更に孀母あり、青年にして節を守り、皓首にして貞を全うし、遺孤を撫して艱辛を歴盡し、千磨を受けて他志なきを矢ふは、止子の長成を得ば、彼をして老景を娛むべからしめんことを期するのみ。子如し不孝ならば

父母の恩は高大なり

ふ。獨り己の身軀を惜まずして唯妻の快意を求むるのみならず、兼ねて父母の身軀をも借りて而して妻の歡心を得んと欲す。其の或は妻と父母と合はざるときは、則ち必ず妻を是として父母を非とす。即し妻其の非を顯露して明かに禮に悖るも、猶ほ必ず妻を信じて無心の過ちとなして、而して親の過ちて其の罪に入るゝを怨む。堂上の千言は枕邊の一訴に如かざるなり。嗟乎人は下愚と雖も既に身を以て妻に殉して、併せて父母を以て妻に殉せんとす、是れ何の心ぞや。是に於てか父母憂鬱すれども顧みず、父母忿怒すれども顧みず、父母疾病すれども亦顧みざるなり。設し其の妻にして是に一つあらんか、則ち首を疾ましめ額を蹙め、彷徨して措くところなし。嗟々衾枕の愛の其の人の天性の愛を奪ふこと、何ぞ是の若く其れ易々にして、而して慘酷竟に斯に至るや。

試みに思へ、身は何く從り來れるかを。懷胎乳哺より以て長大に迄るまで、父母鞠育教訓の恩、髮を數ふるも盡き難し。父母に在りて子のために媳を娶るは、上は宗傳を接ぎ、下は支派を延べ、之に兼ぬるに孝養を暮年に待ち、悲思を身後に留むるに非ざるは無し。若し子媳たるもの、唯自ら私暱をのみ圖りて倫常を顧みざるあ

孝は妻子に衰ふ

以て親を九原に慰むべし。乃ち世には兄弟の富貴なるを見て忌み、兄弟の貧困たるを見て喜ぶ者なり。各門戸を立てゝ其の隙を伺うて訐發する者あり。各黨羽を立てゝ其の危きに乘じて攻擊するものあり。寧ろ其の奴隸を曲護して怨みを同胞に買ふ者あり。他人を以て密友と爲して兄弟を視ること寇讐の如く、流言を布散し、戈を同室に操る。嗟乎父母の心、能く惘むこと無からんや。故に孝を盡さんには必ず當に兄弟を和すべし。

三　妻子に訓へて以て其の憂を解く

夫婦相愛するは人の常情なり。乃ち世には不孝のものあり、其の未だ娶らざるに當りては、猶ほ稍人心を具ふるも、一旦婚を成せば遂に昏迷溺愛を致す。妻の言は金石なり、親の言は草芥なり。其の妻を視るや錦繡珠玉の珍しがるに足り、其の親を視るや豺狼虎豹の畏るゝに足るなり。其の妻を視るや天帝菩薩の敬ふに足り、其の親を視るや奴隸犬馬の賤むに足るなり。妻の愛する所は即ち之を愛し、妻の憎む所は即ち之を憎む。妻の以て樂みとするものは急ぎて曲に其の樂みを全うせん所以を思ひ、妻の以て憂となすものは急ぎて曲に其の憂を解かん所以を思

抑、何ぞ易き。而るを況んや天性の間には、本より人の知ることを求めずして、切々焉として唯自ら之を盡して慊れりとする者あるをや。

不孝者は本心を失へるもの

然らば則ち人の不孝なるは、自ら其の本心を失ふに因るのみ、豈に嘗て生れながらにして不孝なるものあらんや。如し果して能く自ら其の固有の天性を全うして、而して實に其の孝を盡さば、則ち父母は自ら生人の樂みありて、悒鬱の傷ひ無からん。されぱこそ、人は、天下唯孝のみ至りて難しと謂へど、予は、天下唯孝のみ至りて易しと謂ふなれ。

二　兄弟を和げて以て其の心を慰む

兄弟の友愛

兄弟の間は多くは財帛の爭競に因りて傷殘を致し、或は妯娌の睦しからざるに縁りて忿怒を生ず。兄弟不和なれば親の懷は滋、慼ふ。君子は當に物利を以て輕しとなし、人倫を以て重しとなすべく、尤も偏に枕席の鄙言を聽きて而して手足の至性を傷ふべからず。友恭各盡して怡然蕩然たらば、父母の之を顧みて喜ぶことを知るべきなり。若し牆に鬩ぎて變あらば、定めて庭幃の心を傷らん。是れ不友に

不友卽不孝

してやがて不孝なり。或は不幸にして父母に背かれなば、益、當に互に相愛敬して

孝は行ひ易し

本具の良心

人は、天下唯孝のみ至りて難しと謂へど、予は、天下唯孝のみ至りて易しと謂ふ。何を以てか然かいふ。天下の事には我の本より能くせず、本より知らざることあるを、而るを學びて能くし、學びて知らむは則ち難し。孝の若きは則ち天性として素より具はる所の良知良能にして、孩提の童も同じくする所なり。夫れ豈易からずや。天下の事は我と疎きもののあるを、而かも我の之を親まんことを欲し、我より卑しきものをも、而かも我の之を尊ばんことを欲し、我に恩德なきものをも、而かも我の之に酬ゆるに恩德を以てせんことを欲するは則ち難し。父母の若きは則ち本より親しくして而して之を親み、本より尊くして而して之を尊び、本より恩德ありて而して之を恩德とするもの、何の難きことかあらむ。天下の事は我は我が力を竭し、我は我が心を盡すとむるも、而かも人は曰ふ、是れ彼の應に爲すべき所、稱するに足らずと。則ち人の鼓舞して而して興起せんことを欲するは難しと爲す。孝の若きは則ち我が力を竭し、心を盡して而して天下の人皆之を稱し、之を仰ぎ、之を愛し、之を慕ひ、感激して之を稱歎して曰く、是れ及ぶべからざるなりと。是に於て鄕黨之を倣ひ、朝廷之を徵し、自ら己を盡して而して人に食報す。其の鼓舞興起すること

諸女曰く、婦道の善なることは敬んで命を聞きぬ、小子不敏なれども願はくは終身以て之を行はん、敢て問ふ、古にも亦不令の婦ありしか。大家曰く、夏の興るや塗山を以てし、其の滅ぶや妹喜を以てせり。殷の興るや有莘氏を以てし、其の滅ぶや妲己を以てせり。周の興るや太任を以てし、其の滅ぶや褒似を以てせり。此の三代の王は皆婦人を以て天下を失ひ、身は死し國は亡びき、而るを況んや諸侯に於てをや、況んや卿大夫に於てをや、況んや庶人に於てをや。故に申生の亡は禍驪女に由り、愍懷の廢は豐南風より起れり。是に由つて之を觀れば、婦人にして家を起すものも之あり、家に禍するものも亦之あり。陳御叔の妻夏氏に至つては、三夫を殺し、一子を戮し、一君を弑し、兩卿を走らせ、一國を喪へり、蓋し惡の極なり。夫れ一女子の身を以て六家の產を破る。吁畏るべきかな。若し善道を行はゞ則ち此に及ばじ。

妹喜ハ桀ノ寵姬、妲己ハ紂ノ寵姬、褒似ハ幽王ノ寵姬。

愍懷ハ惠帝ノ太子ニシテ謝淑姬ノ出、南風ハ帝ノ后ニシテ太子ヲ讒ス。

敎孝編

清　姚廷傑

一、天性を全うして以て其の生を樂む

母儀章第十七

大家曰く、夫れ人の母たるものの其の禮を明かにするや、之を和ぐるに恩愛を以てし、之を示すに嚴毅を以てし、動けば而ち禮に合ひ、言へば必ず經あり。　男子六歳になれば之に數と方名とを敎へ、七歳にして男女席を同じくせず、食を共にせず、八歳になれば之に習はすに小學を以てし、十歳になれば從はしむるに師を以てす。出づるには必ず告げ、反れば必ず面し、遊ぶ所は必ず常あり、習ふ所は必ず業あり、居るに奧に主たらず、坐するに席に中せず、行くに道に中せず、立つに門に中せず、高きに登らず、深きに臨まず、苟くも訾らず、苟くも笑はず、私財を有たず、立てば必ず方を正し、耳は傾聽せず。　男女をして別ありて嫌を遠ざけ、疑を避け、巾櫛を同じくせざらしむ。　女子七歳になれば之に敎ふるに四德を以てす。　其れ母儀の道は此の如し。　皇甫士安の叔母言へることあり、曰く、孟母三徙して以つて人と成るを敎へ、肉を買ひて以つて信を存するを敎ふ、居るところ隣をトせざるは、汝をして魯鈍ならしむるの甚しきなりと。　詩に云く、爾の子を敎誨して、穀を式つて之に似しめよ。

擧惡章第十八

諸侯に諍臣あれば無道なりと雖も其の國を失はず、大夫に諍臣あれば無道なりと雖も其の家を失はず、士に諍友あれば則ち令名に離れず、父に諍子あれば則ち不義に陷らず、夫に諍妻あれば則ち非道に入らず。是を以て衞女は齊の桓公を矯りて淫樂を聽かざらしめ、齊姜は晉の文公を遣はして霸業を成さしめき。故に夫非道なれば則ち之を諫む。夫の令に從ふは、又焉んぞ賢たるを得んや。詩に云く、猷の未だ遠からざる、是を用つて大いに諫むと。

胎敎章第十六

大家曰く、人は五常の理を受けて生る、しかも性習あり、善に感ずれば善くなり、惡に感ずれば惡しくなる、胎養に在りと雖も豈に敎無からんや。古は婦人子を妊むや、寢ぬるに側らず、坐するに邊せず、立つに跛せず、邪味を食はず、左道を履まず、割くこと正しからざれば食はず、席正しからざれば坐せず、目には惡色を視ず、耳には靡聲を聽かず、口には傲言を出さず、手には邪器を執らず、夜は則ち經書を誦じ、朝は則ち禮樂を講ぜり。其の生まるゝ子や形容端正、才德人に過ぐ。其の胎敎や此の如し。

の子之を和すと。

廣揚名章第十四

大家曰く、女子の父母に事ふるや孝なり、故に忠を舅姑に移すべく、姉妹に事ふるや義なり、故に順を娣姒に移すべく、家に居るや理なり、故に理を六親に聞ふべし是を以て行は內に成りて、名は後世に立つ。

諫諍章第十五

諸女曰く、夫の廉貞孝義にして、姑に事へ、夫を敬ひ、名を揚ぐることの若きは則ち命を聞きぬ、敢て問ふ、婦の夫の令に從ふは賢と謂ふべきか。大家曰く、是れ何の言ぞや、是れ何の言ぞや。昔者周の宣王晩く朝せしに、姜后簪珥を脫して罪を永巷に待ちしかば、宣王之が爲に夙に興きぬ。漢の成帝は班婕妤に同輦を命せしに、婕妤は辭して、妾は三代の明王には皆賢臣ありて側に在りしを聞きつれども、嬖女と同乘せしを聞かずと曰ひしかば、成帝は之が爲に容を改めぬ。楚の莊王は遊畋に耽りしに、樊女乃ち野味を食はざりしかば、莊王これに感じて之が爲に獵を罷めぬ。是に由りて之を觀れば、天子に諍臣あれば無道なりと雖も其の天下を失はず、

し、獨なければ則ち止む。兄弟を送るには閾を踰えず。此れ婦人の要道なり。汝其れ之を念へ。

廣守信章第十三

天の道を立つ、曰く陰と陽と、地の道を立つ、曰く柔と剛と。陰陽剛柔は天地の始にして、男女夫婦は人倫の始なり、故に乾坤交泰誰か能く之を間せん。婦は地にして夫は天なれば、一を廢するも不可なり。然らば則ち丈夫は百行にして、婦人の一志なり。男には重婚の義あれども、女には再醮の文なし。是を以て芣苡歌を興して蔡人誡を作り、匪石歎を爲して衞主慚を知りき。昔楚の昭王出で遊び、姜氏を漸臺に留めしに、江水暴かに至りぬ。王約すらく、夫人を迎ふるには必ず符合を以てすと。使者倉卒に遂に請はずして行く。姜氏曰く、妾聞けり、貞女は義として約を犯さず、勇士は其の死を畏れずと、妾は去らずんば必ず死なんことを知れり、然れども符なければ敢て約を犯さず、行らば必ず生くと雖も、信なくして生くるは、義を守りて死するに如かずと。會〻使者還りて符を取れば、則ち水高まりて臺浸しぬ。其の信を守ること此の如し。汝其れ之を勉めよ。易に曰く、鶴鳴いて陰に在り、其

ば則ち乖ふ。三つの者除かれずば、和すること琴瑟の如しと雖も猶ほ婦たらずと爲す。

五刑章第十一

大家曰く、五刑の屬三千あれども、而れども罪は妬忌より大なるは莫し。故に七出の狀には其の首に標す。貞順、正直、和柔にして妬むことなく、幽閑を理めて外に通せず、目に色を徇めず耳に聲を留めず、耳目の欲、其の事に越えざるは、蓋し聖人の敎なり。汝其れ之を行へ。詩に云く、令儀令色小心翼々たり、古訓に是れ式り、威儀を是れ力むと。

廣要道章第十二

大家曰く、女子の舅姑に事ふるには力を竭して禮を盡し、姊姒に奉ふるには心を傾けて義を罄し、諸孤を撫はるには仁を以てし、君子を佐くるには智を以てす。姊姒との言は信に、賓侶に對する容は敬に、財に臨みては廉に取り、與讓は苟くも得ることをせず、動くには必ず方あり、貞順にして勤勞に、其の荒怠を勉まし、然る後に言語を愼み、嗜慾を省く。門を出づれば必ず其の面を掩蔽し、夜行くには燭を以て

愛を妨げられ、妾の寵を奪はれんことを知れども、然かも敢て私を以て公を蔽はず、王の多く見、博く聞かんことを欲すればなり。今、虞丘子は相に居ること十年なるに、薦むる所は其の子孫に非ざれば則ち宗族昆弟のみ、未だ嘗て賢を進めて不肖を退けしことを聞かず、賢なりと謂ふべけんや。王以て之を告げぬ。虞丘子爲す所を知らず、乃ち避けて露寢に舍して、人をして孫叔敖を迎へしめて之を進め、遂に立てゝ相と爲しぬ。夫れ一言の智を以て諸侯敢て兵を窺はず、終に其の國に霸たりしは樊女の力なり。詩に云く、人を得るものは昌え、人を失ふものは亡ぶと、又曰く、辭の輯げるは人の洽なりと。

紀德行章第十

大家曰く、女子の夫に事ふるや、纚笄して朝するときは君臣の嚴あり、沃盥饋食するときは父子の敬あり、報反して行ふときは兄弟の道あり、期を受けて必ず誠にするときは朋友の信あり、言行玷くる無きときは家を理むる度あり。五者備はりて然る後に能く夫に事ふ。上に居りて驕らず、下となりて亂らず、醜に在りて爭はず。上に居りて驕れば則ち殆く、下と爲りて亂れば則ち辱められ、醜に在りて爭へ

や君子に於てをや。故に人の懽心を得て以て其の親に事ふ。夫れ然り、故に生きては則ち親之を安んじ、祭れば則ち鬼之を享く。是を以て九族和平し、萋菲生せず、禍亂作らず。故に淑女の孝を以て上下を治むるや此の如し。詩に云く、愆らず、忘れず、舊章に率び由ると。

賢明章第九

諸女曰く、敢て問ふ、婦人の德は以て智に加ふるものなきか大家曰く、人は天地に肖り、陰を負うて陽を抱き、聰明賢哲の性あり、之を習へば利からざるなし、而るを況んや心を用ふるに於てをや。昔、楚の莊王朝より晏くしければ、樊女進んで曰ひけるやう、何ぞ朝を罷むることの晩きや、倦むことなきを得るかと。王曰く、今は賢者と樂を言へり、日の晩るゝをも覺えずと。樊女の曰ひけるは、敢て問ふ、賢者とは誰ぞ。曰く、虞丘子なり。樊女は口を掩うて笑ひぬ。王怪しみて之を問へば、對へて曰く、虞丘子は賢は則ち賢なり、然かも未だ忠ならざるなり。妾は事に後宮に充てらるゝを得て、湯沐を倘り、巾櫛を執り、掃除に備はること十有一年、妾は乃ち九女を進めぬ。今は妾より賢なるもの二人、妾と同列なるもの七人あり、妾は妾の

三才章第七

諸女曰く、甚しい哉夫の大なるや。大家曰く、夫は天なり、務めざる可けんや。古は女子の出でて嫁ぐを歸と曰へり。天を移して夫に事ふ、其の義遠し。天の經なり、地の義なり、人の行なり。天地の性にして而して人は是れ之に則る。天の明に則り、地の利に因り、防ぎ閑りて禮を執り、以て家を成すべし。然る後之に先んずるに汎愛を以てせば、君子は其の孝慈を忘れず、之に陳ぶるに德義を以てせば、君子は行を興し、之に先んずるに敬讓を以てせば、君子は爭はず、之を導くに禮樂を以てせば、君子は和睦し、之に示すに好惡を以てせば、君子は禁を知る。詩に曰く、既に明に且哲し、以て其の身を保んずと。

孝治章第八

大家曰く、古者淑女の孝を以て九族を治むるや、敢て卑幼の妾をだも遺れず、而るを況んや娣姪に於てをや。故に六親の懽心を得て以て其の舅姑に事ふ。家を治むるものは敢て雞犬をだも侮らず、而るを況んや小人に於てをや。故に上下の懽心を得て以て其の夫に事ふ。閨を理むるものは敢て左右に失はず、而るを況ん

なし。人の知らざらんことを欲せば爲すことなきに若くはなし。人の傳ふる勿からんことを欲せば行ふことなきに若くはなし。三者備はりて然る後能く其の祭祀を守る、蓋し邦君の孝なり。詩に云ふ、于に以つて蘩を采る、沼に沚に、于に以つて之を用ふ、公侯の事にと。

庶人章第五

婦たる道は義と利とを分ち、人を先にし己を後にして以て舅姑に事へ、紡績し裳衣し社賦し蒸獻す、此れ庶人の妻の孝なり。詩に云く、婦は公事無し、其の蠶識を休くせよと。

事舅姑章第六

女子の舅姑に事ふるや、敬ふこと父と同じく、愛すること母と同じうす。之を守るものは義なり、之を執るものは禮なり。雞初めて鳴けば咸な盥ひ、漱ぎ衣服して以て朝す。冬は溫かにし、夏は凊しくし、昏に定めて晨に省みる。敬以て內を直くし、義以て外を方にす。禮信立ちて而して後行はる。詩に云く、女子行あり、兄弟父母に遠ざかると。

后妃章第二

大家曰く、關雎麟趾は后妃の德にして、憂ひは賢を進むるにあり、其の色に淫せす、朝夕思念して憂ひ勤むるに至り、德敎百姓に加はり、四海に刑となる、蓋し后妃の孝なり。詩に云く、鐘を宮に鼓せば聲は外に聞ゆと。

夫人章第三

尊きに居りて能く約かに、位を守りて私無く、其の勤勞を審にし、其の視聽を明かにす。詩書の府は以て之を習ふべく、禮樂の道は以て之を行ふべし。故に賢なること無くして名の昌んなるをば是を積殃と謂ひ、德小にして位大なるをば是を嬰害と謂ふ、豈誡めざらんや。靜かなるには專に、動くには直に、其の儀を失はず、然るに後に能く其の子孫を和らげ、其の宗廟を保つ、蓋し夫人の孝なり。易に曰く、邪を閉ぢて其の誠を存せば、德博くして化すと。

邦君章第四

禮敎の法服にあらざれば敢て服ず、詩書の法言に非ざれば敢て道はず、信義の德行に非ざれば敢て行はず。人の聞かざらんことを欲せば言ふことなきに若くは

に足らずと雖も、亦以て閨庭を少補すべし。輒ち揆量せず、敢て茲に聞達す。輕しく屛戾に觸れ、伏して罪戾を待つ。妾鄭氏誠惶誠恐死罪死罪。謹言。

開宗明義章第一

曹大家間居し、諸女侍坐す。大家曰く、昔者聖帝の二女孝道あり、嬀汭に降りて卑讓恭儉思に婦道を盡し、賢明多智にして人の難を免れたりき、汝之を聞（堯ノ二女、舜ノ后トナル。）けりやと。諸女位を退きて辭して曰く、女子の愚昧なる、未だ嘗て大人の餘論に接せず、曷んぞ以て之を聞くを得ん。大家の曰く、夫れ學びて以て之を聚め、問ひて以て之を辯にし、多く聞きて疑はしきを闕かば、以て人の宗たる可し、汝能く其の言を聽き、其の事を行へ、吾汝の爲に之を陳べん。夫れ孝は天地に廣がり、人倫を厚くし、鬼神を動かし、禽獸を感せしむ。恭にして禮に近く、三たび思うて後に行ひ、其の勞を施さず、其の善を伐らず、和柔、貞順、仁明、孝慈にして德行成るあらば、以て咎なかるべし。書に云く、孝なる乎、惟れ孝なれば兄弟に友しとは、此を謂へるなり。

妾聞く、天地の性は剛柔を貴び、夫婦の道は禮義を重んずと。仁義禮智信は是を五常と謂ひ、五常の敎は其の來ること遠し。總べて主たるものは實に孝に在るか。夫れ孝は鬼神を感せしめ、天地を動かし、精神至り貫きて達せざる所無し。蓋し夫婦の道は人倫の始なるを以て、其の得失を考ふるは細務に非ざるなり。易に、乾坤を著せば則ち陰陽の制別あり、禮に、羔鴈を標すれば則ち伉儷の事、實に陳す。妾や先聖の垂言を覽、前賢の行事を觀る每に未だ嘗て躬を撫して三復し、歎息すること之を久しうして、緬に餘芳を想ひ、遺蹤蹈むべしと欲せずんばあらず。妾が姪女特に天恩を蒙り、策せられて永王の妃たり。少きより閨闈に長りしを以て、未だ詩禮を嫻はず、經誥に至りては事に觸れて牆に面す。夙夜に憂惶し戰懼交、集る。今戒むるに婦たる道を以てし、申ぬるに巾を執る禮を以てし、並せて經史の正義を述べ、復た浮詞を載することなし。總じて一十八章、各篇目と爲し、名づけて女孝經と曰ふ。上は皇后に至り、下は庶民に及ぶまで、孝を行はずして名を成しゝものは未だ之を聞かざるなり。妾は敢て自ら專らにせず、因りて曹大家を以て主となす。之を巖石に藏むる

光あらしむ。 今の人は然らず、無用の費を豐かにして、而して顯親の禮に嗇み以て妄りに自ら誑きて、以て自ら勉むることを學ばず。 不孝焉より大なるは莫し。

三年の喪は中より出づるものなり、人に強ふるに非ざるなり。 其の心の莞簟を安んぜざるに因るなり、故に土を枕にし苫に寢ぬ。 其の心の肥厚を甘んぜざるに因るなり、故に粟を啜り、水を飲む。 其の佚樂に忍びざるに因るなり、故に外次に居る。 樂を聞かざること、豈禮を制して爲ざらんや、情の止むこと能はざればなり。 今の世のひと能く喪するもの寡し。 飲食起居平時の如く、談笑容服更變する所なし。 古の民を戮すると、天下の俗を正しうせんと欲すると、これを此に始むるに非ずして夫れ安んぞ始まらん。(孝經大全癸集)

女孝經

唐　鄭　氏

進女孝經表

唐朝散郎陳邈妻鄭氏　上

曰く、夫れ孝は天の經なり、地の義なり、民の行なりと。

○

道書に曰く、孝誠の至は神明に通じ、四海に光る。感あれば必ず應あり。善く父母に事ふるの致す所なり。

敎孝誡俗

明　方孝儒

孝子の親を愛するや、至らずといふことなし。生けるときは其の壽からんことを欲し、凡そ以て生を養ふべきもの皆心を盡す。死するときは其の傳はらんことを欲して、凡そ後世に昭揚すべきものは復た敢て忽にせず。養ふこと及ばざることあるをば、之を其の親を死しむといひ、沒して道を傳へざるをば、之を其の親を物にすと謂ふ。斯の二つの者は罪なり、之を物にするは尤も罪なり。是を以て孝子は德を修め行を修めて、令聞を以て祖考に加へ、職を守り功を立てゝ、顯號を以て祖考に遺り、其の善を稱げて之を人に厲して之を薦譽し、久しうして忘れず、遠くして

則ち犬馬より別ち、釋は則ち擧身七多。　二に、養ふときは其の樂を致すとは、儒は則ち聲を怡ばしめ、氣を下し、溫凊定省する等なるが故に、枕を扇ぎ、蓆を溫むるの流あり、釋は則ち信毀を節量し、衣鉢を分減する等なるが故に、肉を割き、饑に充つるの類あり。　三に、病むときは則ち其の憂を致すとは、儒の中には、文帝の先づ湯藥を嘗め、武王の冠帶を脫がざるが如き、釋の中には、太子の肉を以て藥と爲し、高僧の身を以て而して擔ふが如し。　四に、喪には則ち其の哀を致すとは、儒には武丁の言はざる、子皐の血に泣けるあり、釋には目連の大いに叫べる、調御の棺を舁けるあり。　五に、祭るときには則ち其の嚴を致すとは、儒には筍を薦むるの流あり、釋には飯を餉くるの類あり。　祭の法を立てゝ神靈に敬事せしむ。　神靈とは則ち父母の識性にして、祖考の常に存するを顯はすに足れり。　既に形は滅すれども、而かも神は滅せざるを、豈形を厚くして而かも神を薄くせんや。

○

契嵩は原敎孝論を作りて曰く、天地は孝と理を同じくし、鬼神は孝と靈を同じくす。　故に天地鬼神は不孝を以て求むべからず。　詐孝を以て欺くべからず。　故に

きは則ち屢、嘆を致す。若乃天性の二字は闡發尤も明なり。謂へらく、學は以て其の性を涵養す、性は學に由つて有するにあらざるなり。又王中之論叙に於て獨り焉を詳にす。其の曰く、孝經は聖賢の格言大訓なりと。又曰く、孝は百行の原、萬善の本、其の道は孝經の一書に備はれりと。此の經を表章すること此の如し。故に禮樂明に備はり、敎化大いに行はれ、上下咸く和ぎ、年穀屢、豊かに、道には遺ちたるをも拾はず、人は爭訟すること無く、海外の諸夷命を受けて王となるもの三十餘國なり。諡して至孝と曰へるは、殆ど通せざる所なきの謂なるか。

○

黄省曾曰く、夫れ孝經は天地を彌括し、道德を樞領す、六藝の貫歸にして、百王の鴻範なり。仲尼風象を唐虞に遡りて、而して精蘊を曾參に吐けり。生民の理は茲に越えず。

附　集

圭峰宗密禪師曰く、混沌に始まり、天地に塞がり、人神に通じ、貴賤を貫き、儒釋皆之を宗とするもの、其れ唯孝道のみ。一に、居るときは則ち其の敬を致すとは、儒は

と成らじと。　後稍、其の誤を疑ふと雖も、而かも首章に於ては則ち斷じて以て經の文となし、卒の章に于ては則ち贅して以て精妙となし、紀孝行、五刑、感應等の章に於ては則ち並に以て格言となして、未だ嘗て尊信して、之を表章せざんばあらず。　其の屏山遺帖に跋して云く、老大にして成ることなく、以て仰ぎて當日付授の意に副ふこと有る能はず。　此の愧恨を抱きて、毎に念ふに、以て先生に地下に見ゆることとなし。　今や病已に力だし、何の復する所ぞと云へり。　其の晩年の悔深いかな。

○

明の成祖文皇帝孝を以て天下を治め、孝順事實一書を見はす。　天の經、地の義、民の行の旨をば黃香に于て之を發し、身體髮膚敢て毀傷せざるの旨をば范宣に於て之を發し、疾むときは其の憂を致め、喪には其の哀を致むるの旨をば張稷に於て之を發し、生けるには愛敬を事とし、死せるには哀戚を事とするの旨をば孝肅に于て之を發し、身を立て、道を行ひ、名を揚げ、親を顯はすの旨をば日知永叔に于て之を發し、親に事へて孝あり、故に忠をば君に移すべしの旨をば玄暐、九齡、高登に于て之を發し、孝を德の本とするに至りては、則ち四たび意を見せり。　孝の神明に通ずると

延篤曰く、人の孝あるは、猶ほ四體の心腹あり、枝葉の本根あるがごとし。聖人は之を知れる故に曰く、夫れ孝は天の經なり、地の義なり、人の行なりと。孝は心體根本を以て先となす。

○

屏山先生曰く、孝子の心は萬慮俱に忘られて、唯一の敬念のみ。念の通ずる所は、門なく、旁なく、天地に塞がり、四海に横はりて其の紀極を知ること莫し。昔の人は塚を發きて夢通じ、指を齧みて心動きしものなり。其の知覺の中にありて影響するが如きものありて、鬼神の秘、禽魚の微、草木の無知に至るまで、皆感格すべし。詭異に非ざるなり。敬心既に純にして、大本發露し、虛明洞遠にして、兢々肅々の中に躍如たり。此れ至孝の士、行は外に成りて、性は内に修まる所以なり。曾子の孝や身を立て名を揚ぐてふ唯この一節をば、平日服膺して、茲を念ふこと茲に在るのみ。

劉子翬ノコト、朱子ノ師ナリ。

○

朱子幼にして孝經を讀み、手づから題して曰く、若し此の如くならずんば便ち人

の內は唯大麥を食すること日に三溢のみ。尊位に居るに及びて、卽ち鍾山に大愛敬寺を造れり。帝孝經を註す。國士、博士蕭子顯、表して制旨孝經助敎一人、生十人を置き、專ら帝が行ふ所の孝經の義に通ず。四方の郡國學に趨り、風に嚮き、京師に雲集す。大同七年に詔して曰く、天の道を用ひ、地の利を分つは、蓋し先聖の格訓なり。凡そ是の田桑、廢宅沒入のもの、公創の外は悉く以て貧民に分給し、皆其の能くする所を量りて以て分田を受けしめんと。南郊に祀れば、忽ち異香を聞き、風に隨つて三たび至る。神を迎へ畢るに及びて、神光ありて壇上に圓滿す。朱紫黃白。食頃にして乃ち滅ぶ。駕して建陵に謁するに紫雲ありて陵上を蔭へりしが、食頃にして乃ち散じぬ。帝は陵を望みて涕を流せしが、霑ひし草は皆色を變へぬ。陵の傍に枯泉ありしが、是に至りて水流れ出で、香潔掬すべし。又嘗て朝服して太廟に入り拜伏悲感すと夢みて、延務殿にて之を說きぬ。何敬容對へて曰く、臣聞く孝悌の至は神明に通ずと。陛下の性、天と通ぜるが故に感應斯に至れるなりと。上極めて之を然りとし、便ち拜陵の議ありき。

○

曾子曰く、孝子の言ふことは聞くべきことを爲すは、遠を悅ぶ所以なり。行は見るべきことを爲すは、近を悅ぶ所以なり。親近して遠に附するは孝子の道なり。

已上の數節は其の文未だ盡く純ならずと雖も、其の事未だ盡く信ずべからずと雖も、姑く之を存して以て參考に備ふ。（江元祚）

孝經集靈（抜萃）

虞淳熙

○

說苑に曰く、昔者舜孝道を盡せば、天下之に化し、蠻夷率ひ服しぬ。北のかた渠搜を發き、南のかた交趾を撫せば、義を慕はざるはなかりき。麟鳳は郊に在りき。故に孔子曰く、孝弟の至は神明に通じ、四海に光るとは舜の謂なりと。

○

梁武帝は生知純孝の人なり。六歲の時母亡せしが、水漿だも口に入らざること三日。父の憂を聞くに及びては、道を倍して星の如くに馳す。形容消毀せり。服

り。孔子之を聞きて曰く、舜の瞽瞍に事ふるや、之を使はんと欲すれば、未だ嘗て側に在らざりしことなく、索めて之を殺さんとすれば、未だ嘗て得べからず。故に瞽瞍は不父の罪を犯さずして、而して舜も亦烝々の孝を失はざりき。曾子の曰く、參が罪大なり。

曾子、鄭に往かんと欲して勝母里に至りて、車を旋して返れり。

曾子、仲尼に從ひて楚にありしとき、心動きぬ。母に問へば、母の曰く、之を思ひて嘗て指を齧めりと。孔子之を聞きて曰く、參が至誠なる、精萬里に感ず。

曾子の後母之を遇すること恩なかりしかど、而かも供養衰へざりき。

曾子曰く、子養はんど欲すれども而かも親待たず。木靜ならんと欲すれども而かも風止まず。是の故に牛を椎ちて墓を祭らんよりは、雞豚もて親の存せるを待つに如かず。故に吾嘗て齊に事へて吏たるや、祿は鐘釜に過ぎざれども、尙ほ欣々として喜べりしは、其の親に逮ぶを樂みてなり。既に沒して後、吾嘗て南の方楚に遊ぶや、轉轂百乘なりしも、猶ほ北に嚮ひて泣けるは、吾が親に逮ばざるを悲しみてなり。故に家貧にして親老いぬれば官を擇ばずして仕ふ。

曾子問うて曰く、喪服を廢ぎて以て饋奠のことに與るべきや。孔子曰く、衰を說ぎて奠に與るは禮に非ざるなり。以て擯相するは可なり。

雜附

齊は曾子を聘して卿たらしめんとしけれども、而かも就かずして曰く、吾が父母老いぬ。人の祿を食ふときは則ち人の事を憂ふ。故に吾は親を遠けて而して人の役となるに忍びず。

曾子の孔子に事ふること十餘年、晨に昏に舂然として、二親の皆衰へて養ふことの備らざるを念ひて、歸耕の操を作る。

（眹ナランカ舂ノ字ナシ）

曾子敝衣にして、力めて泰山に耕して人に下る。雨雪凍ゆること甚しくして、旬月歸るを得ず。其の父母を思ひて、梁山の歌を作る。

曾子瓜を耘りしが、誤りて其の根を斬りぬ。曾晳怒りて大杖を建てゝ以て其の背を撃ちければ、曾子は地に仆れぬ。良久しうして乃ち蘇り、欣然として起つて進みて曰く、大人力を用ひて參を敎へられたり、疾なきを得たりやと。乃ち退きて琴を援きて歌へり。曾晳の之を聞きて、其の體の康きことを知らしめんと欲してな

祭る。

曾子問うて曰く、如し將に子に冠せしめんとして、而かも未だ期日に及ばずして齊衰大功小功の喪あるときは、則ち喪服に因つて而して冠して、喪を除くも改め冠せざるか。孔子曰く、父沒して冠するときは、已に冠して地を掃うて而して禰を祭り、已に祭りて而して伯父、叔父に見え、而して後、冠者を饗す。

或るひと曾子に問うて曰く、夫れ既に遣して而して其の餘を包むは、猶（遣ハ遣奠ナリ。）ほ既に食して而して其の餘を裹むがごときか。君子は既に食すれば其の餘を裹むか。曾子曰く、吾子は大饗を見ずや。夫れ大饗は既に饗して、三牲の俎を卷きて賓館に歸る。父母にして之を賓客にするは哀をなす所以なり。子は大饗を見ずや。

仲憲、曾子に言つて曰く、夏后氏は明器を用ひて、民に知ることなきを示し、殷人は祭器を用ひて、民に知ることあるを示し、周人は之を兼用して、民に疑を示す。曾子曰く、其れ然らざらんや、其れ然らざらんや。夫れ明器は鬼器なり、祭器は人器なり。夫れ古の人胡爲ぞ其の親を死なしめんや。

如何。孔子曰く、遂ぐ。既に封して服を改めて而して往く。

曾子問うて曰く、並に喪あるときは之を如何。何をか先にし、何をか後にすべき。孔子曰く、葬は輕きを先にして重きを後にす。其の奠は重きを先にして輕きを後にするは禮なり。啓より葬に及ぶまで奠せず。葬に行くに次に哀せず。葬より反りて奠して而して後殯に辭す。遂に葬の事を修む。其の虞は、重きを先にして輕きを後にするは禮なり。

奠ハ祭。虞ハ父母ノ葬ヲ終ヘテ歸リテ殯宮ニテ其ノ精ヲ祭ルコト。

曾子問うて曰く、君薨じて既に殯して、而して臣に父母の喪あるときは則ち如何。孔子曰く、歸りて家に居りて、殷事あるときは則ち君の所に之く。朝夕にはしかせず。曰く、君既に啓して、而して臣に父母の喪あるときは則ち如何。孔子曰く、歸りて哭す。而して反りて君を送る。曰く、君未だ殯せずして、而して臣に父母の喪あるときは則ち如何。孔子曰く、歸りて殯して、君の所に反る。殷事あるときは則ち歸る。朝夕にはしかせず。大夫は室老事を行ひ、士は則ち子孫事を行ふ。

孔子、曾子に謂つて曰く、父母の喪將に祭らんとして、而して昆弟死するときは既に殯して而して祭る。宮を同じくするが如きは、則ち臣妾と雖も、葬りて而して後

母を失へば、何の常聲か有らん。

曾子問うて曰く、親迎するに、女は途に在りて、而して壻の父母死するときは之を如何。孔子曰く、女は服を改めて布し、深衣縞總して以て喪に趨く。女途に之きて而して女の父母死するときは則ち女反る。

曾子問うて曰く、三年の喪弔するか。孔子曰く、三年の喪には練して群立せず、旅行せず。君子は禮以て情を飾る。三年の喪にして而かも弔哭するは、亦虚ならずや。

練ハ小祥ノ服。

曾子問うて曰く、大夫、士に私の喪ありて、以て之を除くべきに、而かも君の服あるときは、其の之を除くこと如何。孔子曰く、君の喪ありて身に服するときは、敢て私に服せざるを、又何をか除かん。是に於てか、時を過ちて而して除かざること有るなり。君の喪服除かれて、而して後に殷祭するは禮なり。

曾子問うて曰く、君の喪をば既に引して、父母の喪を聞くときは如何。孔子曰く、遂ぐ。既に封して歸る。子を俟たず。

引ハ柩ヲ引クナリ。遂ハ君ノ柩ヲ送リ遂グルナリ。封ハ棺ヲ下スコト、子ヲ俟タズシテ已先ヅ歸ル。

曾子問うて曰く、父母の喪をば既に引して、塗に及びて君の薨せるを聞くときは

江元祚曰く、喪に居りて疾に遇ふときは、其の嗜まざるを以ての故に草木の味を加ふ。以て薑桂の謂と爲すといふ一句は、けだし記者が草木の滋を釋するものか、亦或は曾子が禮の言を稱して而して之を釋するものか。

曾子の疾あるや、門弟子を召して曰く、予が足を啓け、予が手を啓け。詩に曰く、戰戰兢兢として深淵に臨むが如く、薄氷を履むが如しと。而今より後は、吾免かるゝを知る。小子よ。

曾子問ひて曰く、昏禮既に幣を納めて吉日あるに、女の父母死するときは則ち之を如何ん。孔子曰く、壻は人をして弔せしむ。如し壻の父母死するときは、則ち女の家も亦人をして弔せしむ。父の喪には父を稱し、母の喪には母を稱す。父母在さざるときは則ち伯父、世母を稱す。如し已に葬れば、壻の伯父は命を女氏に致して曰く、某の子は父母の喪あつて、嗣ぎて兄弟たることを得ず、某をして命を致さしむと。女氏許諾して而かも敢て嫁せざるは禮なり。壻喪を免ぐときは、女の父母は人をして請はしむ。壻は取らずして、而して後に之に嫁するは禮なり。女の父母死せるときも、壻は亦如くす。

曾申、曾子に問うて曰く、父母を哭するに常聲有りや。曰く、路に中りて嬰兒其の

に居ること四年にして學ばざるは何ぞや。公明宣曰く、安んぞ敢て學ばざらん。宣や夫子の庭に居るを見るに、親在す時は叱咤の聲未だ嘗て犬馬に至らず。宣之を說びて學べとも而かも未だ能くせざるなり。宣や夫子の賓客に應ずるを見るに、恭儉にして懈惰ならず。宣之を悅びて學べども、而かも未だ能くせざるなり。宣や夫子の朝廷に居るを見るに、嚴にして下に臨めども而かも毀傷せず。宣之を說びて學べども而かも未だ能くせざるなり。宣は此の三者を說びて學べども而かも未だ能くせざるなり。宣安んぞ敢て學ばずして、而して夫子の門に居らんや。

曾子曰く、先王の天下を治むる所以のもの五つあり。德を貴び、貴を貴び、老を貴び、長を敬ひ、幼を慈しむ。五つの者は先王の天下を定めし所以なり。謂はゆる德を貴ぶとは、其の聖に近きを謂ふなり。謂はゆる貴を貴ぶとは、其の君に近きを謂ふなり。謂はゆる老を貴ぶとは、其の親に近きが爲なり。謂はゆる長を敬ふとは、其の兄に近きが爲なり。謂はゆる幼を慈しむとは、其の弟に近きが爲なり。

曾子曰く、喪に疾あれば肉を食ひ、酒を飲む。必ず草木の滋あり。以て薑桂の謂となす。

く終あること鮮しと。

曾子曰く、生けるときには之に事ふるに禮を以てし、死せるときには之を葬るに禮を以てし、之を祭るに禮を以てす。

曾子曰く、終を愼み遠を追ふときは、民の德厚に歸す。

曾皙、羊棗を嗜みしかば、而ち曾子は羊棗を食ふに忍びず。公孫丑問うて曰く、膾炙と羊棗と孰れか美き。孟子曰く、膾炙なるかな。公孫丑曰く、然らば則ち曾子は何爲れぞ膾炙を食ひて、而かも羊棗を食はざる。曰く膾炙は同じくする所なるも、羊棗は獨りする所なればなり、名を諱みて姓を諱まざるは、姓は同じくする所なるも、名は獨りする所なればなり。

曾子は子思に謂つて曰く、伋や吾の親の喪を執るや、水漿すら口に入らざること七日なりき。子思曰く、先生の禮を制するや、之に過ぐるものは俯して之に就かしめ、焉に至らざるものは跂して之に及ばしむ。故に君子の親の喪を執るや、水漿の口に入らざること三日、杖して而る後能く起つ。

公明宣は曾子に學ぶこと三年なれども、書を讀まず。曾子の曰く、宣や、而參の門

故に惡言をば口に出さず、忿言は身に反らず、其の身を辱しめず、其の親を羞しめざるをば孝と謂ふべし。

曾子曰く、孝子は唯巧に變ず、故に父母は之を安んず。夫の坐するときは尸の如く、立つとは齊ふるが如く、訊はざれば言はず、言へば必ず色を齊するが若きは、此れ成人の善きものなり、未だ人の子の道とすることを得ざるなり。

曾子曰く、親戚説ばざれば敢て外に交らず。近きもの親しまざれば敢て遠きを求めず。小なるもの審ならざれば敢て大を言はず。

故に人の生るゝや、百歳の中に疾病あり、老幼あり。故に君子は其の復すべからざるものを思ひて、而して先づ之を施す。親戚既に沒せば、孝せんと欲すと雖も、誰か孝をせん。年既に耆艾なれば、悌せんと欲すと雖も、誰か悌を爲ん。故に孝には及ばざることあり、悌には時ならざることありとは、其れ此を謂へるか。

耆ハ六十、艾ハ五十。

官は宦の成るに怠り、病は少愈ゆるに加はり、禍は懈惰に生じ、孝は妻子に衰ふ。此の四者を察して、終を愼むこと始の如くせよ。詩に曰く、初あらざること靡し、克

びて而して忘れず、父母之を惡めば懼れて而かも怨むことなく、父母に過あれば諫めて而かも逆はず、父母既に沒すれば必ず仁者の粟を求めて以て之を祀るをば、此を禮の終と謂ふ。

樂正子春、堂より下りて其の足を傷けしが、數月出でず、猶ほ憂色あり。門弟子曰く、夫子の足は瘳えたるに、數月出でずして、猶ほ憂色あるは何ぞや。樂正子春曰く、善いかな、爾の問の如きや。善いかな、爾の問の如きや。吾は之を曾子に聞き、曾子は之を夫子に聞けり、曰く、天の生ずる所、地の養ふ所、人より大なるはなし、父母は全うして之を生めるなれば、子の全うして之を歸すをば孝と謂ふべきなり、其の體を虧かず、其の身を辱しめざるをば全うすと謂ふべきなり、故に君子は頃步だも敢て孝を忘れざるに、今、予は孝の道を忘れたり、予こゝを以て憂ふる色あるなり。一たび足を擧ぐるにも而かも敢て父母を忘れず、一たび言を出すにも而かも敢て父母を忘れず、一たび足を擧ぐるにも而かも敢て父母を忘れず、是の故に道にして徑せず、舟にして游がず、敢て以て父母の遺體を先んじて殆に行かず。一たび言を出すにも而かも敢て父母を忘れず、是の

頃ハ半步ナリ、步ハ再ビ足ヲ擧グルコト。

道ハ正路ナリ、徑ハ間道ナリ、游ハ徒渉ナリ。

なす。父母既に沒するも其の身を愼み行ひて、父母の惡名を遺さゞるをば、能く終ふると謂ふべし。仁とは之を仁にするものなり。禮とは此を履むものなり。義とは此を宜くするものなり。信とは此を信にするものなり。強とは之を強くするものなり。樂は此に順ふより生じ、刑は此に反するより作る。

曾子曰く、夫れ孝は之を置けば而ち天地に塞がり、之を溥けば而ち四海に横はり、之を後世に施せば而ち朝夕なし。推して之を東海に放せば而ち準ひ、推して之を西海に放せば而ち準ひ、推して之を南海に放せば而ち準ひ、推して之を北海に放せば而ち準ふ。詩に云へる西より、東より、南より、北より、思に服せざることなしとは、此をば謂へるなり。

曾子曰く、樹木をば時を以て伐り、禽獸をば時を以て殺す。夫子曰く、一樹を斷り、一獸を殺すにも、其の時を以てせざるは孝に非ざるなりと。

孝に三あり。小孝は力を用ひ、中孝は勞を用ひ、大孝は匱しからず。慈愛を思ひて勞を忘るゝをば、力を用ふと謂ふべし。仁を尊び義を安んずるをば勞を用ふといふべし。博く施し物を備ふるをば匱しからずと謂ふべし。父母之を愛せば、嘉

然り、而るを況んや人に於てをや

曾子曰く、孝に三あり。大孝は親を尊び、其の次は辱しめず、其の下は能く養ふ。公明儀、曾子に問ひて曰く、夫子は以て孝と爲すべきか。曾子曰く、是れ何の言ぞや。是れ何の言ぞや。君子の謂はゆる孝は、意に先ちて志を承け、父母を道に諭す。參は直、養ふものなり。安んぞ能く孝とせんや。

公明儀ハ曾子ノ弟子ナリ。

曾子曰く、身は父母の遺體なり。父母の遺體を行ふに、敢て敬せざらんや。居處莊ならざるは孝にあらざるなり。君に事へて忠ならざるは孝にあらざるなり。官に涖みて敬せざるは孝に非ざるなり。朋友に信ならざるは孝にあらざるなり戰陳に勇無きは孝に非ざるなり。五つの者遂げざれば、裁親に及ぶ。敢て敬せざらんや。

烹熟羶薌を嘗めて而して之を薦むるは孝にあらずして養なり　君子の謂はゆる孝とは、國人稱願して然して曰く、幸なる哉、子あること此の如しと、所謂孝なり。已に衆の本敎を孝と曰ひ、其の行を養と曰ふ。養は能くすべし、敬をば難しとなす。敬は能くすべし、安んずるを難しとなす。安んずるは能くすべし、卒ふるを難しと

至と謂ふ。道の心はこれを親に事ふるに見るをば、之を孝と謂ひ、これを長に事ふるに見るをば、之を弟と謂ふ。渾然たる神明は本より間隔なきこと、日月の四海に光々たるが如くにして、而して思に非ず、爲に非ず、通せざる所なし。詩を引きて證と爲す。所以に思うて服せずるといふ無きものは、東西南北の心、此の道の心に同じきを以ての故に默感して應ずるなり。道あるときは則ち應じ、道なきときは則ち離る。易に曰く、聖人は神道を以て敎を設けて天下服すと、此の道至りて通せざる所なきを以ての故なり。

曾子孝實

明　江元祚　删註

曾子曰く、孝子の老を養ふや、其の心を樂しましめ、其の志に違はず、其の耳目を樂しましめ、其の寢所を安んじ、其の飮食を以て之を忠養す。孝子の身終はる。身を終ふるとは父母の身を終ふるにはあらず、其の身を終ふるなり。是の故に父母の愛する所をば亦之を愛し、父母の敬する所をば亦之を敬す。犬馬に至るまで盡く

ならず、亦其の父母にも明かならず、父母の情意を知ると雖も父母の正性を知らず。人は惟自ら己が正性に明かならざるが故に亦父母の正性に明かならず、亦天地の性にも明かならず。人は皆曰ふ、我は惟父母を知りて天地を知らずと。此れは道を知らざるものの言なり。明かなる者が之を觀れば、父母は卽ち天地なり。人生れて己私を執して意を起し、彼此牢くして解くべからねど、一日醒覺せば吾が性は淸明廣大にして際なく、畔なくして、誠に其の天地の殊あることを見ず。苟くもいまだ明通せざれば則ち父母に事ふれども實に父母を識らず、況んや能く天地に事ふるをや。孝子の心は卽ち天地の道なるを、惟自ら知らざるのみ。故に易に曰く、百姓日に用ひて知らずと。天地明察なるに于ては則ち神明彰かに著はれ、融一にして間なく、度るべからず、矧んや斁ふべけんや。天子明堂に祀る、先老に釋奠して尊ぶことありと、言ふこゝろは父あればなり。三老五更を食するに先んずることありと、言ふこゝろは兄あればなり。宗廟敬を致すは親を忘れざればなり。身を脩め行を愼むは先を辱めんことを恐るればなり。至孝の發用は卽ち天地の變化なり。敬を宗廟に致せば、鬼神實に在し、實に著はれて融明靜虚なり、これを孝弟の

人のいふことは虚言に非ず。斯の道は天地之に同じく、四時鬼神之に從ふ。宜しく四國之に順ふべし。

子の曰く、むかしの明王は父に事へて孝ありしが故に天に事ふること明に、母に事へて孝ありしが故に地に事ふること察かに、長幼順なりしが故に上下治りぬ。天地明察にして神明彰はる。故に天子と雖も必ず尊ぶことありと言ふは父あればなり。必ず先んずることありと言ふは兄あればなり。宗廟敬を致すは親を忘れざればなり。身を脩めて行を愼むは先を辱めんことを恐るればなり。宗廟敬を致して鬼神著はる。孝弟の至は神明に通じ、四海に光り、通ざざる所なし。詩に云く、西より、東より、南より、北より、思うて服せずといふことなし。父母を愛敬する心は卽ち天地の心にして、天地の變化なり。孔子循々として善く誘きたまふ。姑く類を以て、言はんに、父は天に母は地なり。明は猶ほ察のごとし、謂はゆる曉達なり。明王の父母に事へて孝あるは、未だ明かならざる者の孝に異なり。いまだ明かならざる者の孝は、孝すと雖も未だ通せざるが故に、天に事ふるに于て其の天に明かならず、地に事へて其の地に明かならず。特に其の天地に明かならざるのみ

子の曰く、むかし明王の孝を以て天下を治むるや、敢て小國の臣をだも遺れず、而るを況んや公侯伯子男に于てをや、故に萬國の歡心を得て以て其の先王に事ふ。國を治る者は敢て鰥寡をだも侮らず、而るを況んや士民に於てをや、故に百姓の歡心を得て以て其の先君に事ふ。家を治むるものは敢て臣妾をだも失はず、而るを況んや妻子に於てをや、故に人の歡心を得て以て其の親に事ふ。それ然り、故に生けるときは則ち親に之を安んじ、祭るときは鬼之を享く。是を以て天下和平にして災害生せず、禍亂作らず。故に明王の孝を以て天下を治むること此の如し。詩に云く、覺なる德行ありて四國之に順ふと。此の章道心の至和を發明すること、何ぞ其れ深切著明なる。此の心の虛明變化、至和至順にして、孝を爲し弟を爲し、博愛を爲して、一點の己私を其の中に置くこと無し。春風の如く、和氣の如く、簫韶九成の音の如くにして、言ふべくして盡すべからず。烏虖至れるかな。簡や、此の章を誦するごとに、每々生を樂むことも亦、春風和氣の油然として中に動いて自ら喩すこと能はざる如く、身は唐虞三代の盛世に在るが如くにして、其の親安く、鬼享く、天下和平にして災害生せず、禍亂作らざること、灼に其の致すべきことを知る。聖

名を後世に揚げて以て父母を顯すは孝の終なり。夫れ孝は親に事ふるに始なり、君に事ふるに中し、身を立つるに終る。大雅に云く、爾の祖を念ふこと無からんや、聿に厥の德を脩むと。人咸身體髮膚を以て己と爲して、之を父母に受けたることを知らず。孔子是に於て其の私有の窟宅を破りて、其の本心の大公に復らしむ。人は己より切なるはなく、己より愛するはなし。其の己を愛するに因きて、而して之を啓くに之を父母に受けたることを以てするときは、則ち愛は公に出でん。其の肯て毀傷せざるに因きて、而して轉た敢てせざるを曰ふときは則ち公にして私ならず。因つて聖人の循々として善く誘くに拂らず、人心本有の道德を發明して之を行うて以て其の身を立つるときは、則ち身は公器となりて私せず、名、後に揚りて以て父母を顯すときは、則ち名は公名と爲りて私せず。夫れ人の其の道を失ぶ所以のものは私のみ。此の大公至孝の心を以て君に事ふ二道なし。言ふこゝろは君に事ふるは此の心の通を明かにする所以なり。又大雅の祖を念ふを引けるは、父母よりして之を祖に通ずるも亦此の心の通を明すなり。念ふこと無からんやとは念ふなり。聿には語の助なり。

惟心通じ、內明かにして、乃ち克く決擇せん。

孔子の曰く、夫れ孝は天の經なり、地の義なり、民の行なりと。此の道は通明にして疑ふべきものなし。人は堅く其の形を執り、牢く其の名を執りて而して意始めて分裂して一ならず。意一ならずと雖も、其の實は未だ始より一ならすんばあらず。人心は體なければ通せずといふ所なく、限量する所なし。是の故に親に事ふる道は、卽ち君に事へ長に事ふる道なり、卽ち幼を慈む道なり、卽ち事に應じ物に接る道なり、卽ち天地生成の道なり、卽ち日月四時の道なり、卽ち鬼神の道なり。

孔子の曰く、孝弟の至は神明に通じ、四海に光り、通せざる所なし、詩に云く、西より東より、南より、北より、思ひて服せずといふことなしと。夫れ六合の間は一のみ。天といひ、地といひ、神といひ、鬼神といふ、其の名は殊なれども其の實は同じ。惟れ同じきが故に通せずといふことなく、應せざる所なし。自ら私し、自ら蔽ひて、始めて隔り、始めて離る。私去り蔽開けなば、通應すること故の如くならん。

子の曰く、夫れ孝は德の本なり、敎の由つて生ずる所なり、坐に復れ、吾女に語けん、身體髮膚は之を父母に受けたり、敢て毀傷せざるは孝の始なり、身を立て道を行ひ、

欲するを愛敬と爲し、博愛とし、敬讓と爲し、敢てせずと爲し、驕らず溢らずと爲し、德義と爲し、禮樂と爲し、敢て小國の臣をだも遺れずと爲し、敢て鰥寡を侮らずと爲し、敢て臣妾をだも失はずと爲し、敢て父の令に從はざるは其の父の罪を鄕黨州閭に得んことを懼ると爲し、君の過を補ふと爲し、哭すれども依せず、禮すれども容することなしと爲す。皆此の心の變化にして、一以て之を貫くなり。以て彼は粗く、此は精しと爲すべからず。粗しといひ精しと曰ふものは意なり、吾が謂はゆる通せずといふ所なきものには非ざるなり。其の物は十百千萬に似て、其の實は未だ嘗て十百千萬ならず。故に曰く、孝弟の至は神明に通じ、四海に光り、通せざる所なし。詩に曰く、西より、東より、南より、北より、思うて服せずといふことなしとは此の謂なり。此の心の神は通せざる所なし。光明此の如し。此に由るをば之を正學と謂ひ、此を失ふをば之を僞學と謂ふ。而るに章句の陋儒ども、孔子が曾子に與へし所の書を取りて妄りに己が意を以て之を增益して、開宗明義章といひ、天子の章といひ、諸侯の章と曰ふ。混然たる一貫の旨を取りて之を分裂す。又古文閨門の一節を刊落し大道を破碎し、相與に妄りに迷惑の中に論じて而して自ら知らず。此は

くに庶し。　目に明かにすとも見るべからず、耳を傾くとも聞くべからざるは、子夏に告ぐる所以にして、以て衆人に告ぐるには非ざるなり。

孔子の曰く、天に四時あり、春秋冬夏、風雨霜露、敎に非ずといふことなしと。　箇も亦曰く、敎に非ずといふことなしと。

孔子の曰く、地は神氣を載す、神氣とは風霆にして、風霆形を流けば、庶物生を露はす、敎に非ずといふことなしと。　箇も亦曰く、敎に非ずといふことなしと。　敢て人を惡まざるもの此なり。　敢て人を慢らざるもの此なり。　上に在りて驕らざるもの此なり。　節を制し度を謹むもの此なり。　敢て先王の法服に非ざるを服ざるもの此なり。　敢て非法の言を道はざるもの此なり。　敢て非法の行を行はざるもの此なり。　母を愛し君を敬して、而して敬愛を父に兼ぬるもの此なり。　天の道に因り、地の利に因り、身を謹み、用を節にして以て父母を養ふもの此なり。　是れ三才の同じうする所なり、人性の自ら有する所なり。　人性の自ら有する所にして、悖を爲し、亂を爲すものは意に動いて昏し。　孔子が毎々學者を戒めて意とすること勿れといひしは、其の昏亂の萠を絶たんとてなり。　意、淸明を作さずして和融ならんと

いふことなく、長るに及びては兄を敬することを知らずといふことなし、兄を敬ふは卽ち親を愛する心なり、壯にして君に事ふるときは君に忠することを知らずといふことなし、君に忠する心は卽ち親に事ふる心なり。　二心なく、二道なし。　其の君に臨むに及びて博く施す心の、又生ずることを期せずして自ら生ずるは卽ち其の親を愛する心なり。　此く二心なく、二道なし。　泛焉として應酬し、縱焉として交錯す。　愛敬互に興り、哀み喜び怒り樂む。　二心なく、二道なし。　此を仁するをば之を仁と謂ひ、此を宜しうするをば之を義と謂ひ、此を履むをば之を禮と謂ひ、此を樂むをば之を樂と謂ひ、此を知るをば之を知と謂ふ。　古人は禮を以て之を言ふ、故に禮の本と曰ふ。　大一分に於て天地と爲り、轉じて陰陽となり、變じて四時となり、列びて鬼神となる。　又哀樂を以て之を言ふ、故に哀樂相生ると曰ふ。　正に目を明かにして之を視れども、得て見るべからず、耳を碩にして之を聽けども、得て聞くべからざるなり。　又曰く、無聲の樂は日に四方に聞ゆと。　此れ卽ち天の經なり、此れ卽ち地の義なり。　謂はゆる民の之に則るとは彼に則るに非ざるなり。　昏々たるもの天下に滿つ、以て漸く通せずんばあるべからず。　漸く以て之を通ずれば、其の聽

か之に則る。　身體髮膚は之を父母に受けたり、敢て毀傷せざるは是れ之に則るなり、是れ天の經なり。　居るときは則ち其の敬を致し、養ふときは則ち其の樂みを致し、病あれば則ち其の憂を致し、喪には其の哀みを致め、祭には其の嚴を致むるは、是れ之に則るなり、是れ天地の經なり。　膝下に嬉嬉するときより皆其の親を愛することを知る、其の親を愛する心を孝と曰ふ。　事の、其の親を愛する心は、吾其の自つて來る所を知らざるなり。　之を窮むれども原なく、之を執れども體なく、之を用ふれども旣すべからず。　勉めずして中り、思はずして得、洞焉として通ず。　廣大にして際なし。　天の健行して息まざる所以のものは乃ち吾が健行なり。　地の博載して化生する所以のものは乃ち吾が化生なり。　日月の明なる所以のものは乃ち之が明なり。　四時の代る〲謝する所以のものは乃ち吾が代謝するなり。　萬物の天地の間に散殊する所以のものは乃ち吾が散殊なり。　吾が道は一以て之を貫けり。　果して吾が自ら有する所なり、人も皆之を有すれども、而れども自ら省み自ら信ずるもの寡し。　志に曰く、聖人の道は萬物を發育すと、又曰く、聖人とは先づ我が心の同じく然る所を得たるものなり、孩提の童も其の親を愛することを知らずと

んぞ竟に廢れて行はれざるを得んや。五百年にして必ず王者の興るあり、其の間必ず世に名あるものあり、是に嗣いで而る後に孝を以て天下を治むる明王の上にありて、而して海內仁人孝子興起して之を振作せば、必ず是の經を輯錄し奧蘊を發明し、將に莌羅して之を纂集せんとす。愚言幸に存せば、或は亦芻蕘の采得となり、籠中の藥物を備はらんも未だ知るべからず。今日の言は寧んぞ他日の用に非ざらんや。若し言の道に悖り聖心に印せず、經意に合はざるあらば、亦後の仁人孝子の我を敎へんことを俟つのみ。我又何ぞ自ら知るを得んや。

孝經論

宋　楊　簡

孔子曰く、夫れ孝は天の經なり、地の義なり、民の行なり、天地の經にして民是れ之に則ると。夫れ天の以て俄にして度るべからざること、彼の地の俄にして測るべからざるが如し。又彼が如くならば、而ち民は何を以てか之に則る、謂はゆる民の則は惟に聖賢のみにはあらず、凡民も皆其の中に在り、然らば則ち凡民は何を以て

り。布帛の以て躬を華やかならしむべきに非ざるは、乃ち其の常に服る所なればなり。然れども、常食の中に至味あり、常服の中に至美あり。但人は食ひ且つ服ざるものなきも、而かも膏粱を喜び文繡を好み、其の味と美とを知るもの豈に鮮からざらんや。孝經の廢弛せること日久しく、士は奇詭の學を尙びて此を視ること土苴のごとし。談にして之に及べば唇を反して訕れ、口を掩うて笑ふ。以て迂となさずんば、則ち以て腐となす。氷炭蕕薰兩ながら相合はず。愚雅に讀書を嗜み、仕進を求めず、退いて山僻に居り、典墳を蒐究すれども、然かも陳説を襲ふを喜ばず。間孝經を閱みし、少に一二を參へ、之に名づけて管見といふ。猶ほ井に坐して天を觀るがごとし。但其の間若し自得の趣あらば、輙ち註して輙ち喜ぶ。甫めて成りて即ち之を笈笥に函れて、以て自ら珍とせり。之を己に私して之を人に公にせざらんと欲せしにはあらず。苟も孝道の中に在りて力を用ひずして孔曾の旨に達せざる者と、持して之を語らば、是れ强ひて粟菽を以て膏粱に易へ、布帛もて錦繡を奪はんとするなり。烏んぞ能くせんや。故に寧ろ之を秘して發せざりしなり。然りと雖も、卞氏の璧は塵埋に終はらず、趙氏の珠は久しく淵沒せず。聖人の經安

べきなし。　孔子云へり、治はいまだ嘗て之を德に本づけずんばあらずと。　德は仁の發にして、仁は孝の端なり。　然るに天下後世を慮るに、民に君たるものにして此に昧きものあらん。　故に特に敎孝の人に因りて以て孝旨を發す。　專ら孝の爲にするが若きは、實に其の民を化し俗を成す天下の要を指せるなり。　然らずんば、何ぞ獨り孝の一端に於て諄々として詳に告ぐること此の如きものあらんや。　愚故に曰く、二帝三王の治は道に本づき、二帝三王の道は身に本づき、二帝三王の身極は心に本づき、二帝三王の心極は孝に本づき、孝は乃ち齊治均平の準なりと。　惜しい哉、其の經の異端曲學の私に湮泯せることや。　愚や不慧なれども、經を讀む次に稍、覺悟するあれば、敢て其の一二を擧げて而して之を明發す。　淵を蠡もて測り、天を管より窺ふが如くならんのみ。　後の君子倘し翹起して復た之を振し、幸に其の疵を晒ふことなくば幸何ぞ如かんや。

管見後記　　同

夫れ粟菽の以て唇を甘からしむべきに非ざるは、乃ち其の常に食ふ所なればな

治化美し。大なる哉孝の道や。之を全うせば以て身心を淑くす可く、之を擴めば以て民物を淑くすべし。之を惟淵惟默の中に根ざし、之を形生神發の際に賦し、須臾の頃だにも離れず、恒に方寸の間に完し。生民よりこのかた改まりしことなし。之を奈何せん、一たび嬴火に廢れ、再び曲學に廢れ、竹編と蝌蚪と錯雜し謬誤し、穿鑿し考訂し、臆説沸騰せるを。是を以て荊公の政を執るや、此の經を卑視し、大廷は以て士に策はず、史館は以て進講せず、家の長老は以て子孫に垂訓せず、學の傅師は以て弟子に課誨せず。此經の特に治平の具たらざるのみならず、且つ蒙習も亦之を辨髦せり。嗟夫、聖人の精神命脈の發も將に淵に沈み土に覆はれんとするか。豈に人の天性の良、古今の賦、受くること殊ならんや。殆んど然らず。其の景を灼かずんば瞶者は覩ざるなり。其の聲を裂かずんば、聾者は聽かざるなり。其の肱を翼けずんば、跛者は行かざるなり。性は固有に賦けたりと雖も、良は本然に具はると雖も、開示し、訓導し、警覺し、提撕するにあらずんば、安んぞ能く性に復り良に返りて、而して其の天に還らんや。上に身をもて先つ效なく、下に化に向ふ機なし。治の古を軼さゞるは異む

不ニ急下一レ吾烹ニ太公一、漢王曰、吾與レ羽、俱北面受ニ命懷王一、約爲ニ兄弟一、吾翁卽若翁、必欲レ烹ニ而翁一、幸分ニ我一桮羹一云々（通鑑廣紀ニヨル）

と無かれ。熙や大願に勝へず。

孝經管見

元釣滄子

說く者は曰ふ、二帝三王の治は道に本づき、二帝三王の道は身に本づくと。愚おもへらく、二帝三王の極を身に建つるは、心の極を立つるなり。心の極を立つるは、極を孝に端すなり。孝は良心の切近精實なるものなり。其の切近精實なる所の者を以て之を推せば、則ち惻隱となり、辭讓となり羞惡となり、是非となる。又之を推せば齊家となり、治國となり、平天下となる。何れも是より出でざるはなし。已に是を舍いて而かも治に適かんことを求むるも繇なきなり。故に(一)齋栗して豫を抵して、四方を風動し、(二)膳を視て三たび朝して、汝墳化に遵ひ、(三)善く述べ、善く繼ぎて、西海永へに淸し。若し羹を分ち忍びて終に貊に雜はるを成し、父を劫かして謀りて竟に夷に雜はるを致さば、其の功効成驗梗槩を知るべけんや。是れ孝立ちて心の極建ち、心の極建ちて身の極端しく、身の極端しくして

(一)舜　(二)文王　(三)武王

分レ羹。楚軍食少、項王患レ之、乃爲レ俎、置二太公其上一、告二漢王一曰、今

準ひ、推して之を西海に放せば而ち準ひ、推して之を南海に放せば而ち準ひ、推して之を北海に放せば而ち準ふ。詩に云ふ、西より、東より、南より、北よりこゝに服せざるはなしとは、これを謂へるなりと。甚しい哉、孝道の大なるや、天下得て踰ゆるものなし。世には以て童子の書となして之を忽にするものあり、惑たるなからんや。孝道の天下に彰々たらずして、俗習の頽敗する所以なり。噫。

孝經序

明　虞淳熙

床景濂曰く、古今文の異なる所は特詞語の微に同じからざるものあるのみにして、其の文義を稽ふれば、初より絶えて相遠きものなしと。諸儒は經の大旨に於て發揮する所あるを見ず。而して獨り斷々然として其の紛紜を致すこと此の若きは抑ゝ末なり。經を窮むるには、其の義を師とせんか、其の詞を師とせんか。如し詞のみを以てせば則ち辨ずべし。玄からずんば、其の大志を會り、之を行事に見すの深切著明なるに如くは無し。後の君子は今よりの語に泥みて復た紛紜を致すこ

之を射るは、衆人之を射て其の中を取ること多しとするに若かざるなり。臣敢て狂僭の罪を避けずして、先王の道に於て、萬一も補ふ所あらんことを庶幾ふ。

孝經序

明　朱鴻

竊に嘗て論じたりき、天下の道は具に六經に載せられ、六經の旨趣は各一に歸することを。故に曰く、易は以て陰陽を道ひ、書は以て政事を道ひ、詩は以て性情を理め、禮は以て節文を謹み、樂は以て功德を象はし、春秋は以て名分を嚴にす。孝を論ずるに至つては、夫子は則ち曰く、德の本なり、敎の由つて生ずる所なりと。是れ孝經の一書は乃ち兼總條貫して、天の經、地の義、民の行たるなり。故に六經の旨は士子各其の一を習ひて、其の精を求めば、而ち通ぜん。孝經の義の若きは童より之を習ひ、白首にいたるまで暫くも離さずと雖も、夫れ亦豈に能く其の蘊を盡さんや。是を以て曾子之を賛して曰く、夫れ孝は之を置けば而ち天地に塞り、之を溥けば而ち四海に横はり、之を後世に施せば而ち朝夕なく、推して之を東海に放せば而ち

明皦は日月の若くにして、而かも歴世爭論自ら伸ぶる能はず。其の中異同多からずと雖も、然れども要は正を得たりと爲す、これ學者の當に重惜すべき所なり。前世中、孝經多きは五十餘家、少きも亦十家より減ぜざりき。今や祕閣藏する所は止鄭氏、明皇及び古文三家あるのみ。其の古文には經あれども傳なし。案ずるに、孔安國は古文の時に通ずるなきを以ての故に、隷體を以て尙書を寫して之を傳へたり。然らば論語孝經のみ獨り古文を用ふるを得ず。此れ蓋し後世の事を好めるもの、孔氏の傳本を用て更に古文を以て之を寫ししものならん。其の文は非なれども其の語は是なり。夫れ聖人の經の高深幽遠なる、固より一人の能く獨り了る所に非ず。是を以て前世、百家の說を並存して、明者をして擇ばしむるは思慮を廣くし、經術を重んずる所以なり。臣の愚なる、以て前人の胸臆を度越し、先聖の藩籬を闚望するに足らずと雖も、時に見る所あるに至りては、亦各爾の志を言ふ義のみ。是に敢て輒ち隷を以て古文を寫して之が指解を爲る。其の今文の舊注にして未だ盡さゞる所あるものは之を伸ばし、其の合はざるものは易きて之を去りつ。亦未だ此の是たり、彼の非たるを知らざるなり。然れども經は猶ほ的のごとし、一人

て眞を疑へり。是を以て載を歷ること百を累ねて、而して孤學沈默して人知ることなし。隋の開皇中、秘書學生王逸、陳人の處に於て之を得たり。河間の劉炫之が爲に稽疑一篇を作り、將に以て墜ちたるを興し、廢れたるを起さんとしつ。而かも時の人已に多く之を譏笑せり。唐の明皇の開元中、詔して孔鄭二家を議するに及びて、劉知幾以爲らく、宜しく孔を行ひ鄭を廢すべしと。是に於て諸儒の爭難蠭起して卒に鄭學を行へり。明皇自ら注するに及びて、遂に十八章を以て定と爲しつ。先儒皆以爲らく、孔氏秦の禁を避けて書を藏せりと。臣は竊かに其の然らざるを疑ふ。何となれば、秦は科斗の書廢絕してより已に久し。又始皇三十四年始めて焚書の令を下しつ。漢の興るを距ること纔に七年のみ。孔氏の子孫豈に悉く知るものなく、必ずしも共王を待つて然る後に乃ち出づべけんや。蓋し始めて藏し時は聖を去ること未だ遠からざれば、最も眞ならんか。夫の他國の人轉〻相傳授して世を歷て疎遠なるものと誠に侔しからず。且つ孝經は尙書と倶に壁中より出づ。今人皆尙書の眞なるを知りて、而かも孝經の僞なるを疑ふ。是れ何ぞ膾の啗ふべきを信じて、而かも炙の食ふべからざるを疑ふに異ならんや。嗟乎、眞僞の

則ち文繁く、之を略せば又義闕く。今は疏を存して用て發揮を廣くす。

古文孝經指解序

宋　司馬光

聖人は言へば則ち經となり、動けば則ち法となる。故に孔子曾參と孝を論じて、而して門人の之を書したるものをば之を孝經と謂ふ。傳授すること滋〻久くして章句浸差ひぬ。孔氏の人、其の流蕩して眞を失はんことを畏れたるが故に、其の先世の定本を取り、虞夏商周の書及び論語と雜に之を壁中に藏めき。苟も人をして之を知るあらしめば、踵を旋らすまに散失せんが故に、子孫と雖も以て告げざりしなり。秦の滅學に遭ひ、天下の書は地を掃うて遺るものなし。漢の興るや、河間の人なる顏芝の子、孝經十八章を得、儒者相ともに之を傳へぬ。是を今文となす。魯の共王の孔子の宅を壞すに及びて古文始めて出でぬ。凡そ二十二章あり。是の時に當り今文の學已に盛なりしが故に、古文は根を排されて學官に列するを得ざりき。獨り孔安國及び後漢の馬融のみ之が傳を爲りき。諸儒黨同疾異、僞を信じ

觴して之を傳するものも皆糟粕の餘のみ。故に魯史春秋は學に五傳を開きて、國風雅頌は分れて四詩となりぬ。聖を去ること逾遠くして、源流益、別れぬ。近ごろ孝經を觀るに、舊註踳駁尤甚しく、跡相祖述に至つては殆ど且に百家ならんとし、業に專門に擅にするもの、猶ほ將に十室ならんとす。堂に升らんことを希ふ者は、必ず自ら戶牖を開き、逸駕に攀ぢんとする者は、必ず殊なる軌轍を騁す。是を以て道は小成に隱れ、言は浮僞に隱る。且つ傳は經に通ずるを以て義と爲し、義は必ず當るを以て主と爲す。至當は一に歸し、精義は二なし。安んぞ其の槃蕪を翦りて而して其の樞要を撮らざるを得んや。韋昭、王肅は先儒の領袖なり、虞飜、劉邵は抑、又次たり。劉炫は安國の本を明かにし、陸澄は康成の注を譏る、理に在りては或は當らんも、何ぞ必ずしも人に求めんや。今故に特に六家の異同を擧げ、五經の旨趣を會す。文を約して敷暢す、義は則ち昭然たり、注を分ちて經を錯ふ、理も亦條貫せり。之を琬琰に寫す、庶幾くは將來に補あらん。且つ夫子の經を談ずるや、志は訓を垂るゝに取る。五孝の用は則ち別なりと雖も、而かも百行の源は殊ならず。是を以て一章の中に凡そ數句あり、一句の內に意の兼ねて明かなるあり。具に載すれば

くは實義を明にして廣く羣英を育て、上は主の德を尊び、下は斯の民を庇はゞ、庶幾くは夙に夜に所生を忝むること無けんと。(孝經大全)

孝經序

唐玄宗

朕聞く、上古は其の風朴略にして、心に因る孝已に萠すと雖も、而かも敬を資る禮は猶ほ簡なりき。仁義既に有るに及びて親譽益〻著れぬ。聖人は孝を以て人を敎ふべきを知れり。故に嚴に因りて以て敬を敎へ、親に因りて以て愛を敎へつ。是に於て順を以て忠に移る道昭かに、身を立て名を揚ぐる義彰かなり。子曰く、吾が志は春秋に在り、行は孝經に在りと。是れ孝は德の本たるを知れるか。經に曰く、むかし明王の孝を以て天下を理むるや、敢て小國の臣をだも遺れず、而るを況んや公侯伯子男に於てをやと。朕嘗て斯の言を三復し、先哲を景行す。德敎百姓に加はるなしと雖も、庶幾くは廣愛四海に刑とならん。嗟乎、夫子沒して微言絕え、異端起りて大義乖りぬ。況して秦に泯絕して之を得るものも皆煨燼の末のみ、漢に濫

誦經威儀

每日清晨に盥ひ、櫛り、盛服上香し、北に向つて禮拜し、畢つて北に面して默坐し、目を閉ぢて想を存し、自身見今の年歳より、逆に孩提親を愛せしときの光景何如んを想回し、又逆に下胎の一聲啼叫せしときの光景何如を想回し、又逆に母の胎中に在りて、母呼すれば亦呼し、母吸すれば亦吸せし時の光景何如を想回す。此に到りて情識倶に忘れられて、只綿々たる一氣のみありて忽然として自ら歡喜を生ず。然る後將に身づから箇の孝を行ひし曾子の侍立して孔子の側に在りしごとき限なき恭敬、限なき愛樂を作さんことを想ひ、然して後に目を開き手を擧げ、稱讚して曰く、曾子孝を行ひ孔聖經を說けり、經は何くにか在る、吾が此の身にあり、手は圓に、足は方に、耳は聰に、目は明にして、人々倶に足り、物々完く成る。身を離れて孝なく、孝を離れて身なし。身を立て道を行ふ。身立ち道行はれて、四海に光り、神明に通ず。至德要道なり、地の義、天の經なり。我今持誦すれども聲に循ふことを得ず。願は

を敬となし、敬の至を齋と爲す。　齋戒して心を洗ひて、浩然の氣兩間に塞がり、赫然の光四表を照すことを得るに到らば、方に纔に是れ個の全孝にして、方に纔に孝子と叫作す。　這れ是れ極平、極易、極庸、極常の道理にして、人の目の能く視、耳の能く聽くが如し。　只平易庸常を把り做して一生盲聾的の人をして忽然として此を得しめば、便ち大驚小恠神異を誇張す。　然れども究竟し來れば只是れ個の平易庸常のもの、如何んぞ些子を添へ得んや。　且つ世上に五等の人あり。　孤子と義子と怙を失へる子と、人の後たる子と中貴の人となり。　他は親く父母に事ふることを得ざるを恨みて、殊に此の身既に太虛天地の遺體たりとせば、是れ君父、繼父、繼母の遺體にあらずと道ひ難きことを知らざるなり。　昔日王祥が輩は、但只一味の繼母に孝順にして就ち許多の靈感あり、豈是れ那の繼母の他を生下し來つて孤子に至らんや。　乾坤あり、君師あり、宗廟あり、在るところに隨ひて皆孝を盡すべし、在るところに隨ひて皆感通あらん。　這の五等の人は父母なしと雖も、事ふることを得るは、其の實膝下に在ると一般なり。　若し肯て這の心法に依著して行ひもて去らば、何れの處にか本生の父母に遇はざらんや。（孝經大全）

として孝にならざるはなし。援神契に曰く、孝は混沌の中に在りと。曾子の曰く、夫れ孝は之を後世に推せば而ち朝夕なしと。時として孝にあらざるはなく、物として有らざるなく、時として暫くも停まることなくして、以て規に應ずるなり。人は言ふ、釋老は太虚を超出して父母を拜せずと。太虚外なければ復た何ぞ超ゆべけんや。即ち與に體を同じくす。能く虀蒴ならずして而かも孝とせんや。（孝經大全卷一）

全孝心法

人の氣中に在ること、魚の水中に在るが如し。父母の口鼻は天地の氣に通ず。子の母腹に居るときは、母呼すれば亦呼し、母吸すれば亦吸す。一氣の流通已に間隔なし、何ぞ況んや那の本靈本覺にして氣に乘じて出入するもの、又甚麽の界限する處かあらん。見るべし、此の身は但是れ父母の遺體たるのみならず、也た是れ天地の遺體たることを。人は是れ太虚の遺體なり。遺體を保養する法は氣を馭め靈を攝る一事に過ぎず。氣を馭め靈を攝ることは、愛敬の二字に過ぎず。愛の極

しては、能く孳萠するを子と爲し、太虛を老としては三才萬物を子となす。乾を老としては坤の順承するを子となし、乾坤を老としては六子を子となし、乾坤を老となしては日月五行民物を子となす。日を老としては月の光を受くるを子となし、日月を老となしては五行民物を子となす。五行の我を生むを老としては我生るゝを子となす。山は祖脈を老と爲しては胎育を子となし、川は源を老となしては委を子となす。五行を老となしては渾敦氏を子となし、渾敦氏を老となしては人を子となす。二氏の父母を老となしては二氏を子となし、兆人の父母を老となしては兆人を子となし、四夷の父母を老となしては四夷を子となす。五等の貴きものを老となしては賤者を子となす。禽獸草木には各牝牡雌雄あり、胎化同じからずと雖も、而かも生むものを老となして、生を受くるものを子となす。老を以て子を孚し、子を以て老を承く。物

全孝圖

乾
火
日
月
渾敦氏孝子
土
山川
水
坤
金
木
釋氏
老氏
諸侯
卿大夫
士 中官附
庶人 女子附
禽獸
草木

の端を發せしむ。永樂の間儒臣に命じて孝順事實を纂集して以て孝の實を收む。二祖の教に孝を以てすると、何ぞ啻に家、に至り、日、に見るのみならんや。列聖相承けて是の道に率ひ循ふ。是に胤ひて嘉靖中興して至孝を尊崇すると、千古に超越して明倫の一書を纂む。萬曆庚辰、乙酉、咸く此の經を以て士を策し、之を用て材を掄ぶ。今や皇上益、孝の恩を篤くして、親ら孝經の注疏を御して、扆前に留置す。蓋し以て天下に風示して、必ず且之を經筵に進め、之を學官に頒ち、五經四書と世に並列せしめて、以て夫の重熙累洽の盛を得しめんと欲するなり。（孝經大全卷一）

全孝圖說

孝の字は老の省けるに從ひ、子に從ふ。子、老の傍に在りて抗して而して順ならざるは孝に非ざるなり。老、子の下にありて逆にして順ならざるは孝に非ざるなり。老は上に、子は下なるは、斯れ象形なり。規は太虛にして、規の中な一規ハ圓ヲナス。るものは其の孕めるなり。約して老に從ひ、子に從ふの象を以てす。太虛を老と

疏五卷を撰せり。梁の昭明、唐の壽王及び諸の胤子皆殿庭に講せり。唐の太宗は孔穎達に命じて國學に講せしめき。是く累朝の英君碩補尊尙せざるなし。而して諸儒の註疏は穿鑿踳駁多し。開元の間に乃ち群臣に詔して義を集めしめき。玄宗に至りては最も古を好むことを爲し、篤く是の經を信じて、繁蕪を剪り、樞要を撮りて、重ねて註疏を加へて、更に精密となし、國學に書勒して、仍て敕して家ごとに藏せしむ。學者今に至るまで石臺孝經と稱すといふ。宋の大宗には御書孝經あり、仁宗には篆隷の二體あり、高宗には眞草の二刻あり、復た邢昺、杜鎬に詔して、爲に講義を置けり。是く此の經の宇內に流播すること日の天に中するが如く、誠に六經の總會にして、百王の衡鑑なり、夫れ何ぞ王安石が偏拗の學を以て既に以て斷じて春秋を爛視して、而して此の經も亦淺近を以て黜けらる。夫れ昔の秦に火あるや、旋漢に復せり。今徒に司馬光との隙を挾みて、遂に先王の至德要道をして晦蝕せしむるもの五百年に餘れり。其の禍は之を秦に較ぶれば尤も烈し。洪に惟みれば、我が明の尊號定謚は必ず孝德を聖母に加へて以て孝の本を端す。洪武の初め、孝經の大旨を會して纂めて御製六言と爲し、遒人をして鐸を路に振つて以て孝

今文孝經

古文孝經

るもの、其の憲を萬世に垂るゝこと宜なるかな。魏の文侯傳を立てしが、傳は嬴秦に至つて六籍と同じく燬けしに由り、漢興りて惠帝挾書の律を除きて、孝經は顏貞氏より出でたり、乃ち隷書なりしがゆゑに今文と名づく。文帝は爲に博士司隷を置きて師制を專らにして、天下をして誦習せしめしことあり。涼州の變に及びて家家をして之を習はしめ、詔書もて詰り責めたり。武帝の時、孔壁より孝經を出せり、皆蝌蚪の書なりしが故に古文と名づく。光武の時は虎賁士をして之を習はしめ、明帝の時には羽林をして悉く孝經の章句に通せしめき。是の時は惟天下の經生學士のみならずして、家ごとに誦し、戸ごとに習ひて、武人にも遍ねかりき、況んや廟號には率ね孝の謚を用ひ、士を選ぶには每に孝廉を先にせり。世に漢の治は古に近しと稱すること殆ど誣ひざるかな。第歷代とも經籍を表章し、咸く學官を列ねて、直に此の經を以て明し顯せども、未だ諸儒をして會議せしめざりしが爲に、經旨未だ統一すること能はざりき。悠々たる千載嘆ずるに勝ふべけんや。曹魏より以後注せしもの無慮百家あり。是に於て晉の永和及び孝武大元の間に再び群臣を聚めて、共に經義を論せしめき。梁に迨びて武帝は疏十八卷を撰し、簡文帝は

服れども安からず、樂を聞けども樂しらず、旨を食へども甘からず、此れ哀感の情也。三日にして而して食するは、民をして死を以て生を傷ることなく、毀すれども性を滅せざらしむるものにして、此れ聖人の政也。喪三年に過ぎざるは民に終あるを示す也。之が棺椁衣衾を爲りて之を擧め、其の簠簋を陳ねて之を哀感し、擗踊し哭泣し、哀しんで以て之を送る。其宅兆を卜して之を安らかに措き、之が宗廟を爲りて鬼を以て之を享し、春秋には祭祀し、時を以て之を思ふ。生に事ふるに愛敬し、死に事ふるに哀感す。生民の本盡き、死生の義備はれり、孝子の親に事ふること終れり。

孝經考

謹みて漢の藝文志及び鈎命訣、孝經中契、孔聖全書、年譜、宋景濂が生卒の辨を按ずるに、謂へらく、孔子七十二にして春秋を以て商に屬し、而して孝經は則ち――商ハ子夏、參ハ曾子。以つて參に屬せりと。是かれば春秋孝經の成れる、斯の時を同じうするに似たり夫れ魯麟生じて春秋成り、孝經成りて而して圖文見はる。天人交、應じて理固に然

應感章第十六

子曰く、昔者(むかし)明王は父に事へて孝なり、故に天に事ふること明に、母に事へて孝なり、故に地に事ふること察(あきらか)に、長幼順へり、故に上下治まれり。天地明察なれば神明彰(あらは)る。故に、天子と雖も必ず尊ぶべきものありとは、父あるをいへるな

　古語ヲヒケルナリ。

り、必ず先んずべき者ありとは、兄あるをいへるなり。宗廟に敬を致すは親を忘れざるなり、身を脩め、行を愼むは、先を辱(はづかし)めんことを恐るればなり。宗廟に敬を致せば鬼神著はる。孝悌の至(シゴク)は神明に通じ、四海に光(て)り、通せ。ざる所なし。詩に云ふ、西より、東より、南より、北より思(こゝ)に服せざるは無しと。

事君章第十七

子曰く、君子の上に事ふるや、進みては忠を盡さんことを思ひ、退きては過を補はんことを思ひ、其の美を將順し、其の惡を匡救す、故に上下能く相親むなり。詩に云ふ、心に愛す、遐(いつく)んぞ謂(い)はざらん、中心に藏す、何の日か之を忘れんと。

喪親章第十八

子曰く、孝子の親に喪するや、哭せども偯(い/ナキイル)せず、禮に容(キリツ)なく、言(ことば)は文(かざ/アヤ)らず、美しきを

の如く大ならむ。

廣揚名章第十四

子曰く、君子の親に事ふるや孝なり、故に忠を君に移すべく、兄に事ふや悌なり、故に順を長に移すべく、家に居つて理まる、故に治を官に移すべし。是を以て、行は内に成りて、名は後世に立つ。

諫諍章第十五

曾子曰く、夫の慈愛に、恭敬にして、親を安んじ、名を揚ぐるが若きは則ち命を聞けり、敢て問ふ、子が父の令に從ふは孝と謂ふべきか。子曰く、是れ何の言ぞや、これ何の言ぞや。昔者、天子に爭臣七人あれば、無道と雖も天下を失はず、諸侯に爭臣五人あれば、無道と雖も其の國を失はず、大夫に爭臣三人あれば、無道と雖も其の家を失はず、士に爭友あれば、身令名を離れず、父に爭子あれば、則ち身は不義に陷らず。故に不義に當りては、則ち子は以て父に爭はざるべからず、臣は以て君に爭はざるべからず。故に不義に當つては則ち之を爭ふ。父の令に從ふは又焉んぞ孝と爲すを得んや。

アシキチ知リツ、從フナリ。

ものは上を無みし、聖人を非るものは法を無みし、孝を非るものは親を無みす、此れ大亂の道なり。

廣要道章第十二

子曰く、民に親愛を敎ふるには孝より善きはなく、民に禮順を敎ふるには悌より善きはなく、風を移し俗を易ふるには樂より善きはなく、上を安んじ民を治むるには禮より善きはなし。禮は敬のみ。故に其の父を敬すれば則ち子悅び、其の兄を敬すれば則ち弟悅び、其の君を敬すれば則ち臣悅び、一人を敬して而して千萬人悅ぶ。敬する所の者寡くして而かも悅ぶ者衆きをば、此をこれ要道とは謂ふなり。

廣至德章第十三

子曰く、君子の敎ふるに孝を以てするや、家ごとに至りて、而して日、に之を見るにはあらざるなり。敎ふるに孝を以てするは、天下の人の父なるものを敬する所以なり。敎ふるに悌を以てするは、天下の人の兄たるものを敬する所以なり。敎ふるに臣を以てするは、天下の人の君たるものを敬する所以なり。詩に云ふ、愷悌の君子は民の父母なりと。至德にあらざれば、其れ孰か能く民を順にすること此

なりて、民則(のつと)るなく、善に在らずして而して皆凶德に在れば、之(ココロザシ)を得と雖も君子は貴ばざるなり。　君子は則ち然らず、言は道(い)ふ(ミチニカナヘル)べきを思ひ、行は樂むべきを思ひ、德義は尊ぶべく、作事は法(のつと)るべく、容止觀るべく、進退度とすべくして以て其の民に臨む。是を以て其の民畏れて而かも之を愛し、則りて而して之に象る、故に能く其の德敎を成して而して其の政令を行ふ。　詩に云ふ、淑人君子は其の儀忒(たが)はずと。

紀孝行章第十

子曰く、　孝子の親に事ふるや、居るときは其の敬を致し、養ふには其の樂を致し、病めるときには其の憂を致し、喪には其の哀を致し、祭るときには其の嚴を致す。五の者備はりて、然る後能く親に事ふ。　親に事ふるものは、上に居つて驕らず、下と爲りて亂らず、醜(ヒトナカ)に在りて爭はず。　上に居つて驕れば則ち亡び、下となりて亂れば則ち刑せられ、醜に在りて爭へば則ち兵せらる(ハモノニカヽル)。　三のことを除かざれば、日に三牲(牛羊豚)の養を用ふと雖も、猶ほ不孝となす。

五刑章第十一

子曰く、　五刑の屬(たぐひ)三千にして而かも罪は不孝より大なるはなし。　君を要する

なる德行あれば、四國之に順ふと。

聖治章第九

曾子曰く、敢て問ふ、聖人の德は以て孝に加ふるものはなきか。子曰く、天地の性は人を貴しとなし、人の行は孝より大なるはなく、孝は父を嚴くするより大なるはなく、父を嚴くするは天に配するより大なるはなし、則ち周公は其の人なり。昔者周公は后稷を郊祀して以て天に配し、文王を明堂に宗祀して以て上帝に配せり。是を以て四海の內各其の職を以て、來りて祭を助けたり。夫れ聖人の德は、又何を以て孝に加へんや。故に親みは之を膝下に生じて、以て父母を養ふことは日に嚴となる。聖人は嚴に因りて以て敬を敎へ、親に因りて以て愛を敎ふ。聖人の敎は肅ならねども成り、其の政は嚴ならねども治まる、其の因る所のものは本なり。父子の道は天性なり、君臣の義なり。父母之を生めるなれば、續くこと焉より大なるはなく、君親之に臨めるなれば、厚きこと焉より重きはなし。故に其の親を愛せずして而して他人を愛するをば之を悖德と謂ひ、其の親を敬せずして而して他人を敬するをば之を悖禮といふ。以て順にせば則ち逆と

——悖德悖禮ヲ以テ天下ヲ順治セントセバ則チ逆ナリ。

り、以て天下を順にす、是を以て其の教、肅ならねども成り、其の政、嚴ならねども治る。先王は教へて以て民を化すべきを見たり、是の故に之に先つに博愛を以てすれば而ち民其の親を遺るゝことなく、之に陳るに德義を以てすれば而ち民興つて行ひ、之に先つに敬讓を以てすれば而ち民爭はず、之を導くに禮樂を以てすれば而ち民和睦し、之に示すに好惡を以てすれば而ち民禁を知る。　詩に云ふ、赫赫たる師尹よ、民具に爾を瞻ると。

孝治章第八

子曰く、　昔者明王の孝を以て天下を治むるや、敢て小國の臣をだに遺れず、而るを況んや公侯伯子男に於てをや。　故に萬國の懽心を得て、以て其の先王に事ふ。　國を治むるものは敢て鰥寡をだに侮らず、而るを況んや士民に於てをや。　故に百姓の懽心を得て、以て其の先君に事ふ。　家を治むるものは敢て臣妾にだに失はず、而るを況んや妻子に於てをや。　故に人の懽心を得て、以て其の親に事ふ。　夫れ然り、故に生けるときには親之に安んじ、祭れば鬼之を享く、是を以て天下和平し、災害生せず、禍亂作らず。　故に明王の孝を以て天下を治むるや此の如し。　詩に云ふ、覺

士章第五

父に事ふるに資りて以て母に事ふれば、而ち愛同じく、父に事ふるに資りて以て君に事ふれば、而ち敬同じ。故に母には其の愛を取りて、而して君には其の敬を取る、之を兼ぬるものは父なり。故に孝を以て君に事ふれば則ち忠に、敬を以て長に事ふれば則ち順なり。忠順を失はずして以て其の上に事へて、然る後に能く其の祿位を保ちて、而して其の祭祀を守る、蓋し士の孝なり。詩に云ふ、夙に興き夜に寐ねて、爾の所生を忝しむること無かれと。

庶人章第六

天の道を用ひ地の利を分ち、身を謹みて以て父母を養ふは、此れ庶人の孝なり。故に天子より庶人に至るまで、孝終始なくして、而かも患の及はざるものは未だ之あらず。

三才章第七

曾子曰く、甚しい哉、孝の大なるや。子曰く、夫れ孝は天の經なり、地の義なり、民の行なり。天地の經にして、而して民は是れ之に則る。天の明に則り、地の利に因

愛敬を親に事ふるに盡して、而して德敎百姓に加はり、四海に刑となる、蓋し天子の孝なり。甫刑に云ふ、一人慶あれば兆民之に賴ると。

諸侯章第三

上に在つて驕らざれば、高けれども危からず、節を制し度を謹めば、滿つれども溢れず。高くして而かも危からざるは、長く貴を守る所以なり、滿ちて而かも溢れざるは、長く富を守る所以なり。富貴其の身を離れず、然る後に能く其の社稷を保ちて而して其の民人を和す。蓋し諸侯の孝なり。詩に云ふ、戰々兢々として深淵に臨むが如く、薄氷を履むが如しと。

卿大夫章第四

先王の法服に非ざれば敢て服ず、先王の法言に非ざれば敢て道はず、先王の德行に非ざれば敢て行はず。是の故に法に非ざれば言はず、道に非ざれば行はず、口に擇言なく、身に擇行なし。言は天下に滿ちて口過なく、行は天下に滿ちて怨惡なし。三の者備はりて、然る後に能く其の宗廟を守る、蓋し卿太夫の孝なり。詩に云ふ、夙夜懈らず、以て一人に事ふと。

第二　支那の部

孝經定本

開宗明義章第一

仲尼居し、曾子侍す。子曰く、先王に至德要道ありて以て天下を順にせり、民用て和睦し、上下怨なかりき、汝之を知れりや。曾子席を避けて曰く、參の不敏なる、何ぞ以て之を知るに足らん。子曰く、夫れ孝は德の本なり、敎の由つて生ずる所なり。坐に復れ。吾汝に語らん。身體髮膚之を父母に受けたり、敢て毀傷せざるは孝の始なり。身を立て道を行ひ、名を後世に揚げ、以て父母を顯すは孝の終なり。夫れ孝は親に事ふるに始まり、君に事ふるに中し、身を立つるに終る。大雅に云ふ、爾の祖を念ふことなからんや、聿に厥の德を脩むと。

天子章第二

子曰く、親を愛するものは敢て人を惡まず、親を敬するものは敢て人を慢らず、

風を尙ふれば必ず偃すと。斯の言や猶ほ信なり。大將は南朝名臣の後を以て世〻匪躬の節を竭し、父に事ふるに資りて以て君に事へ、忠臣を求むるには必ず孝子の門に於てす。其の喪を致すこと三年なること既に已に彼の如くにして、而して帝の崩ぜさせ給ふに遭ひ、其の驚慟攀號の意は哀歌の卒章に溢る、其の方喪も亦必ず人に過ぐるものありしならんに、今は皆詳に考ふべからず、豈に重ねて惜むべきの甚だしきものにあらずや。方今升平二百年に垂んとし、四海虞無く、金革起らず、搢紳學者、法を孔子に誦ず、これを南北戰爭の世、異敎天に滔り、正學未だ興らざるものに比すれば、其の相去ること遠し。而かも風俗益漓く、人情愈薄きは是れ歎ずべきなり。（下略）

衣を除く歎ある所以なり。喪期限りありと雖も、然れども哀慕の心は則ち窮りなし。故に喪服既に除かるゝも而かも泣血して已まざるは、此れ人情の實、孝子の志にあらずや。源中將の意に以爲らく、親は既に逝きぬ、復た見るべからず、藤衣の服は、至痛飾たる所以なり、歲月の久しき、音容益、遠く、故を以て物を興すは唯藤衣あるのみ、然るに遽しく一期に至りて之を除くは亦獨り何ぞやと。是に因りて之を觀れば、二君子は皆周期の喪に慊らざるもの、設し當時三年の制あらしめば、則ち其の優に之を爲しゝや必せり、惜しいかな。故に知る、古の聖人の始めて喪服を制せしや、天より降りしにはあらず、地より出でしにもあらず、亦人情の已むべからざるものに因りて之が節文を爲せるのみ。民の彝を秉る是の懿德を好むとは、孔子もつて道を知れる言と爲しき、豈に我を欺かんや。嗚呼世道陵遲便ち叔季の習、徒に夫の邪淫を害ふ人の朝に死して夕に之を忘るゝを見て、遂に水土に厚薄あり、時代に古今あるを謂ひて、禮敎の振はず、綱常の將に墜ちんとするをも恬として之を省みる莫し、亦悲しからずや。後村上帝は偏安の世にありて高宗亮陰の禮を興したまへば、時に則ち藤原長親の若き、子皐泣血の喪を執

ものは固に此の如きあり、我が朝に人なしと謂ふべからず。　吾が輩は既に行ふこと能はず、能く愧づるなからんや。(泣血餘滴)

藤井臧曰く、長親が喪を致しゝこと、其の考ふべきものは、獨り一首の和歌のみ。其の節文の詳略、持守の寛嚴、居處の內外、飲食の厚薄、起居の難易、顏色の戚否、今皆得て知るべからず。　然りと雖も和歌も亦猶ほ詩の性情に本づくが如し。　謂はゆる藤衣三載、淚の乾き難きもの、豈に是の情なくして而かも是の辭あらんや、既に是の辭あれば、其の實も亦從つて知るべし。(本朝孝子傳)

按ずるに藤原道信の其の父恒德公の服を除けるや、和歌あり、曰く「かぎりあれば今日ぬぎすてつふぢごろも、はてなきものはなみだなりけり」。(拾遺和歌集)源有房の父の服を除けるや和歌あり、其の妹に示して曰く「ふぢごろもなどひととせにかぎりけむ、こればかりにぞかたみとおもふに」。余嘗て此の篇を三復して未だ嘗て潸然流涕せずんばあらざるなり。　夫れ三年の喪は人道の至文なるも、而かも皇朝降して一期と爲せば、天下の通喪は敢て過ぐべからず、藤原中將の天性至孝なるも、亦俯して時俗に就かざるを得ず、是れ喪期に限あれば已むを得ず藤

賢の訓に稽へ、これを祖宗の意に本づけ、渙然として流水の源の如く、法を一國に爲して而して天下後世に傳ふべし。書に謂はゆる其れ唯言はず、言へば乃ち雍なるもの、公に焉あり。曾子曰く、終を愼み遠きを追へば民の德厚きに歸せんと公の自ら致す所以のもの、既に已に彼の如くにして、而して又推して以て四竟の內に及ぼし、士君子をして、喪祭禮に遵ひ、以て夫の異教の害を免かれたり、蓋し亦周公禮を制して之を天下に達するの意、小大の殊ありと雖も、然かも其の揆は一なり。今謹みて之を錄するは、公の達孝たるを著はす所以なり。

藤原長親

林恕(道春の長子)曰く、本朝の舊制は、父母のためには服一年、職事あれば官を解きしこと、舊記の據るべきあり、哀歌の證すべきあり。然れども近世は五旬の忌畢れば則ち諸事平生と異ならず、唯一年の間、神社の事に與らざるのみ。嗚呼流俗の變ずべからざるや、人子の情をして謭薄此の如くならしめ、之を奈何ともするなし。嘗て聞けり、應安中、南朝の右大將藤原の長親は三年の喪を行ひ、和歌を詠じて以て其の意を述べきと。其の歌幷に小序は載せて新葉集にあり。志ある

ふと雖も、抑も亦學術の致す所にあらずと謂ふべからず。公の學に志しゝは伯夷傳を讀みしより始まり、而して終身、吳泰伯の人と爲りを慕ひ、自から號して梅里と曰へり。則ち其の平生義氣滂沛として天地の間に塞りしもの、淵源の自る所知る可きなり。（中略）志を繼ぎ事を述ぶるは孝の至なり、而して首善の効は四方これに則り、其の仁遂に天下に被り、今に至るまで其の賜を受く。公の德や遠し。孔子嘗て曰く、三年父の道を改むるなきをば孝と謂ふべしと。曾子も亦曰く、吾之を夫子に聞けり、孟莊子の孝や、其の他は能くすべし、其の父の臣と父の政とを改めざるは、是れ能くし難きなりと。蓋し孝子の喪に在るや、哀慕すること猶ほ父の在すがごとし、而るを輙く其の父の道を改むるは、もとより心に忍び爲すところにあらず。高宗の三年言はざるは、其の德の類せざるを恐れてなり。古人愼重の至り、かくの如し。三年の喪廢れてより、而ち此の義世に明かならず、夫子の孟莊子を稱する所以なり。然れども孟氏は特百乘の家のみ、猶ほ是を以て難しと爲ば則ち諸侯は知るべし。公は聖を去ること二千餘歲の後に生れて、能く孔曾も難しとする所のものを行ひ、而して三年の外、號を發して令を出し、一に諸

公子頼常の生まるゝや、公は以て子とせざりしかば、英侯私かにこれを養ひけるが、明年台命ありて、英侯をして頼常を以て子とせしめ、後其の封を襲がしむ。寛文六年丙午夏四月新に士人墳墓の地を常磐及び坂戸に賜ふ。公嘗て世俗の葬祭を浮屠に委するを歎き、朱子家禮に據りて、其の儀を略解して以て之を頒てり。

按ずるに、義公の盛德大業は具さに人の耳目にあり、賢者は其の大なるものを識り、不賢者は其の小なるものを識る。今此の篇に錄する所は唯居喪の一節のみ。然れども三日にして食し、三年父の道を改むることなく、遺命を奉じて殉死を禁め、之を葬るに禮を以てし、之を祭るに禮を以てするが如きは、世主此に一あらば以て世に表見するに足れり、況んや兼ねてこれを有するをや。讓國の一事の如きに至りては、則ち尤も千古に卓絕す。舜水先生嘗て曰く「上公讓國の一事、之を爲して而かも泯然として迹なし、眞に大なる手段なり。舊くは泰伯夷齊を稱して至德と爲せども、然かも之を爲して而して其の迹あれば、尙ほ未だ是が敵手たらず」と。嗚呼公や不世出の資を以て親を親しみて民を仁み、民を仁みて物を愛しみ、江河を決するが如く沛然として之を能く禦ぐなし、天縱命世の才と云

五十日を終へ、朝夕奠を奉じ、臨哭して惰らず。威公の廟を府城に建て、祭祀禮を以てす。公江戸に在れば則ち公族或は大夫をして之を攝せしめて以て永制と爲す。九月には封内の墾田を割きて諸弟の食邑と爲し、器財寶貨をば諸公族に頒ち、敢て自ら有せず。十一月十四日所生谷氏薨ず、謚を奉じて靖定夫人と曰ひ、久昌寺に葬る。(後改めて瑞龍山に葬る)公、至性あり、頻りに怙恃を失ひて、荼毒辛楚、哀戚備さに至る。是より追遠忌辰に至り、盛に法會を設けて以て冥福を薦めぬ、先妣の志に從へるなり。寛文三年癸卯秋七月公始めて國に就き、九月十五日命じて士大夫二十七人の職掌を定めぬ、威公の薨じて後、此に至るまで三年なり。公嘗て曰く「三年父の道を改むるなきは、唯孝子の忍ぶ能はざるのみならず、三年の久しきに至りて賢否得失、之を察すること既に熟し、擧錯黜陟以て大過なかるべし。大抵老成にして事を更む、後輩の輕しく之を動搖せんと欲するは其の害を爲すこと甚だし」と。是より先、英侯既に讃岐に封ぜられ、冬の十二月には台命ありて、靖伯を立てゝ世子と爲すことを許さる。公の素志は是に至りて遂げたり。靖伯の弟にて諱は綱條といひ、時に釆女と稱せしをも、亦英侯に請ひて之を子養し、孝慈一に所生の如かりき。

を襲ぎて、殉死者の多きを以て相誇るに至れり。是に於てか幕府は嚴しく禁令を設けて其の弊を革む。公は實に之が首倡たり。九日台命ありて、公を召して江戸に詣らしむ。初め公の仲兄龜丸夭しければ、伯兄英侯を超えて嗣たり、居常心にやすからず、十八歳の時、適、伯夷傳を讀みて感あり、遂に第土を英侯の子に傳へんと欲せしに、九日台使命を傳へて封を襲ぎ、常陸の五郡二十八萬石を食ましむ。前一日、公は英侯及び諸弟と威公の神位の前に坐し、賴重に謂つて曰く「明日台使の邸に至るは、意ふに我をして封を襲がしむるならん。我は弟を以て世子となり、心に負けること舊し。然れども先君世に在しゝを以て、迹を晦まして位を去らば、則ち衆は將に父子隙ありと爲んとす、隱忍して今に至りし所以なり。願はくは伯兄よ、松千代を以て我に賜へ、我は以て嗣と爲ん、然らずんば、台使邸に至るとも敢て命を奉ぜず直に世を遁れんのみ」と。英侯は固執して可かず。諸弟英侯に勸めて曰く「吾兄宜しく允諾せらるべし、否んば則ち事は測られざらんとす」と。英侯は已むを得ずして之を許しぬ。公は大に悦べり。松千代とは卽ち靖伯の小名なり。旣にして封を襲げり。例として朔望に當りて朝謁すれども、公は疾と稱して出でざること

居るものは宜しく其の文を畧して其の實を勉むべし。吾は之を我が立原先生に聞けりと云ふ。

水戸義公

水戸義公、諱は光圀、威公の第三子なり、生れて岐嶷、六歳にして立ちて世子となる。寛文元年辛丑秋七月、威公藩に在りて疾ひ病なり、公は省覲を請ひしに、十六日に大將軍之を許しゝかば、卽日途に上り、晝夜兼行して翌日水戸に至りき。二十九日威公遂に薨じき。公慟哭哀痛して飮食口に入らず、八月の朔にも公未だ水漿を視ざりしかば、群臣之を患ひき。公曰く「吾は强ひて食せんと欲すれども、而かも其の喉を下らざるを如何せん」と。諸老皆涕泣して退きぬ。二日、公始めて粥を進むること僅に一溢米。三日には饘を歠ること稍、昨に加はれり。四日出棺す。士人の威公の譴責を蒙りて門を杜して屛居する者は皆沛宥せられ、路側に列りて靈輀を拜するを得たり。是の日瑞龍山に葬り、謚を奉りて威公と曰ふ。葬儀は一に禮制に遵へり。近臣に自殺して葬に殉せんと欲するもの數人ありしかば、公は遺命を奉じて親しく其の家に就き、敎諭懇惻以て之を止む。時に四方の侯伯は戰國の餘習

き。

按ずるに、皇朝にては三年の喪をば降して一期となし、周期にして喪を免かれんと欲するは則ち孝子の忍びざる所なれども、三年制を終へんと欲するは則ち國論の與せざる所なれば、親王の心を處することや亦苦し。周期除服して敢て朝制に違はず、心喪三年亦敢て私恩を屈せず、其れ禮を亡へるものゝ禮に庶幾からんか。先儒言へるあり曰く、喪の禮制に斬齊功緦の服を爲すものは其の文なり、飲酒食肉せず、内に處らざるものは其の實なり。中に其の實ありて外之を飾るに文を以てするは是を情文の稱と爲す。徒らに其の服を服るとも、而かも其の實なくば、則ち服せざると等しきのみ。其の服を服ずと雖も而かも其の實ある者は之を心喪と謂ふ。心喪の實は降あれども殺なく、服制の文は殺あれども降なきは古の道なり。此れ不易の論たり。後世禮懐えて其の行ふべからざるを病ふるは其の文なり、其の實は何ぞ嘗て行ふべからざらんや。文と實とは孰れか輕くして孰れが重き。其の文の行ふべからざるを以て、而ち其の實の行ふべきものをも併せて之を弃つるは、是れ饐を聞きて食を廢するなり。今の喪に

るのみ。帝の若きは南朝偏安の世にありて猶ほ能く古禮を行ひたまへり。其の喪を免かれたまひし歳の五月、前の大納言實爲に賜ひし和歌(いまさらにねにこそたつれ三年まで、あやめもしらですぎしかなしさ)を觀るに則ち三年哀感して菖蒲の生ふるをも知らずと曰(のたま)ふに至りては、諒闇の服は內より發するものありて、虛加に非ざること審かなり。仁孝至誠英明特達の主にあらずんば、其れ孰れか此に與らん。四海一家の政を爲すものは、反りて南北亂離の世に若かずして可ならんや。服制を定めて以て太平を興し風敎に留意するもの、其れ焉を察せよ。

重明親王

重明親王は醍醐帝の第四子なり、初の名は將保といひしが、後に今の名に改めき。延喜八年親王と爲り、尋で四品に叙し彈正の尹と爲り、太宰の帥を兼ね、三品に進み、中務卿、式部卿を歷て、天曆八年九月に薨じぬ、年四十九。親王は學を好みて至行あり、醍醐帝の崩せさせ給ふに及びて哀慕して已まず、時の臣子の喪制は周期にして除服せしも、唯親王は公朝の外は衣服食器敢て綾羅朱漆を用ひず、以て三年を終へ

ば、庸谷凡主をしてこれに處らしめば、將に朝に夕を謀らざる意あらんとせしならんを、しかも帝の天性至孝なる、能く三年の喪を行ひたまへり。　孝慈の感ずるところ、能く臣子をして其の忠を盡さしめき。　此れ其の舊物を失はざる所以のもの、豈に徒然ならんや。　嗚呼周の末造よりして三年の喪を行ふこと能はず、子張の孔門に學べるすら猶ほ高宗亮陰の文を疑ひ、宰我の賢も、期にして已むべきかとの問ありき。　魯は周の禮を秉ると稱すれども、而かも此の禮は先づ廢れぬるを、尙ほ何ぞ滕の父老皆欲せず、齊の宣王の喪を短くせんと欲せしを恠まんや。漢文は日を以て月に易ふる制を權定して、而して後世遵守してこれを能く改むるなし。　晉武、魏文二君の天質の美といへども、亦當時の臣子の議に勝つ能はず、加ふるに杜預巧みに經傳を飾りしを以て、以て人情に附き、遂に人君既に葬りて喪を免かれ、心喪して制を終ふる說あり、後世禮を議するもの援いて口實と爲す。是に於てか嘗に三年の喪を行はざるのみならず、亦其の說を併せて之を失ひき。悲しい哉。　皇朝制を定め、父母の爲に服一年とすることは著れて令條に在るも、而かも天子の喪は時に臨みて議定し、率ね月に易ふるの制に從ひ、唯心喪一年あ

て而して末造の失も亦其の國の故に非ずして上は以て政を爲し、下は以て俗を爲し、其の習を便とし其の俗を義しとし、爲して已まず、操りて釋てざる者あり、謹擇して之を痛改せざるべからず、豈之に諉せて俗を變ふるを以て止むべけんや。近今の世、繁文多事にして風俗益〻薄く、國制の限る所、鄕議の拘はる所、誠に處し易からざるものあれば、則ち行ひの慮に中ること亦難し。喪に居る者は宜しく其の文を略して其の實を盡すべし、二連の事を尤も深切と爲す。云々。

後村上天皇

後村上天皇正年十三年戊戌夏四月二十八日丙申、新待賢門院（後醍醐皇后廉子、後村上帝の生母）崩せさせたまふ。天皇諒闇、三年の喪に服したまふ。（新葉和歌集）

按ずるに、綏靖帝の太祖神武帝の喪に居りて悲慕已むなく、心を葬事に悉し、仁孝業を守りて以て萬世の基を固めたまひしより、賢聖代り作り、天智帝の軍國多務に遭ひて先帝を葬ること能はず、素服制を稱して六年に至らせられしが若きものあり。此れみな世人の能く言ふところ、必ずしも表してこれを出すことを竢たず。惟り帝や陽九の運に丁りて神器を深山窮谷の際に擁したまひしなれ

西戎の無君無父の教一たび東方に入りて、喪祭の大禮は專ら浮屠に委ねられ、流俗因循、恬として之を省みる莫し。　此れ世の君子の腐心切齒する所なり。　而るに戰國の世、人を殺して城に盈て、金革を衽にして死して厭はず、好生仁壽の俗は變じて生を輕んじ殺を好む風となり、遺毒餘烈は延いて後代に及びぬ、何んぞ喪紀の廢を恠まんや。　慶長元和の政にて殘に勝ち殺を去りしより以來、文化漸く開けて師儒輩出し、往々三年の喪を執りし者ありき。　然れども古今制を異にし、醇醨宜を殊にし、盡く周公孔子の法に遵ふごと能はざれば、則ち風俗人情に因りて斟酌せざるを得ず。　禮時大と爲すと、誠なるかな斯の言や。　周禮土均、禮俗喪紀祭祀、皆地の媺惡を以て輕重の法と爲して之を行ひ其禁令を掌る。（鄭玄曰く、禮俗は邦國都鄙、民の行ふ所、先王の舊禮なり、君子は禮を行ふや俗を變ずることを求めず、其の土地の厚薄に隨ひて之を爲して豐省の節を制するのみと。禮器に曰く、禮といふものは天時に合ひ地財を設け鬼神に順ひ人心に合ひ萬物を理むと）志に曰く、喪祭は先祖に從ふと。（孟子滕文公上篇、滕國の父老の言を載す。趙岐曰く、志は記なり、喪祭の事各其の先祖の法に從ふと。朱熹曰く、志に言ふ所は本は先王の世に舊俗の傳ふる所の禮文の少しく異にして以て通行すべき者を謂ふのみ、後世の禮を失ふこと甚しきものを謂はずと）記に曰く、君子の禮を行ふや、俗を變ふることを求めず、祭祀の禮、居喪の禮、哭泣の位、皆其の國の故の如くし、謹んで其法を修めて審に之を行ふ。（曲禮下）皆古の格言なり。　禮を行ふものは宜しく知るべき所にし

其の後土師宿禰の年位高進のもの大連となり、其の次は小連となり、並びに紫衣を著、刀劍をおびて世々凶儀を執れり。(職員令義解)新井君美、韓人に對ひて稱ひし所の、天朝の凶禮は小連氏大連氏とて之を掌るものありとは蓋し此を謂へるなり。(按ずるに君美又曰く、孔子が善く喪に居りきと稱するものは卽ち此れなりと。此れ蓋し誇張の辭のみ、故に服せず)文武の令を制し給ふや、專ら唐禮に遵へども、而れども、服紀の數は則ち三年の喪をば降して一年と爲し、周朞の喪をも亦五月と爲し、玆より以下皆降殺ありき。(三年の喪以下、三代實錄貞觀十三年の文、令を按ずるに服紀の一條は喪葬令の末に見ゆ)風土人情を斟酌して之が制を立て給ひしは、議すべき者なからずと雖も、然も其の恩義を重ね倫理を篤くする所以のもの、良法美意も亦尠しとせず。藤布の服、倚廬の居、其の制寖備りぬ。但し周朞の喪は既に天下の通喪たれば、則ち有志の士は亦俯して之に就かざるを得ず。藤道信、源有房の如きは、皆一年の服に慊らざりしこと、其の除服の和歌を觀て知るべきのみ。重明親王の如き、紀夏井の如きは蓋し亦千百中之一人なり。後村上帝が大后の爲に三年の喪を服し給ひしは、誠に曠世の偉典なり。上の好む所は下は焉より甚だしき者ありて、藤原長親は父の喪を執ること三年に至りき。南朝偏安の世なれば其の詳の傳ふる亡きは、惜むに勝ふべけんや。嗚呼

十餘日、喪屋を作りて殯し、哭泣悲歌して酒肉を御せず、既に葬れば擧家水に入りて澡浴して以て不祥を祓ひしものならん。史傳の載する所、略、考ふべきのみ。

魏志倭人傳曰、其死有棺無槨、封土作冢、始死停喪十餘日、當時不食肉、喪主哭泣、他人就歌舞飲酒、已葬擧家詣水中澡浴、以如練沐。范曄後漢書、唐太宗晋書略同。

後漢書云、家人哭泣不進酒食、而等類就歌舞爲樂。

日本紀、古事記記天稚彦之喪、舊事紀記饒速日之喪、二章可併考。

易に謂はゆる古は喪期に數なしとは亦猶ほ是の如し。而して素盞嗚尊は下土を汨治し、材木を樹植し、生を養ひ死を送る法を定め、柀を以て尸を藏むる具と爲し給ひき。（倭名鈔云、柀木名埋之能不腐者也）則ち孝子仁人は固に其の誠を盡すを得て、而して未だ嘗て薪を衣せて壑に委つる慘はあらざりき。爾後千有餘歲、孝德帝の位に即き給ふに迨びて、臣民の貧絕は專ら營墓に由るを以て、乃ち其の制を定め、尊卑をして別あらしめ給ひしは善政と謂ふべし。然れども其の凡そ王以下及び庶民は殯を營むを得ずと云ふに至つては、枉れるを矯めて正に過ぎたるもの、父子の恩を傷ふに幾し。是より先、垂仁帝殉死を停めたまひ、始めて明器あり、土部連天子の喪葬を主どりき。

夷の子にして禮に達せるものなりと。(孔子家語)論語に逸民を記して少連と柳下惠とを以て並列し、而して其の言の倫に中り、其の行ひの慮に中れるを稱す。 朱子以爲く、少連の事は考ふべからず、然れども記には其の善く喪に居り、三日怠らず、三月解らず、期悲哀し、三年憂ひきと稱すれば、則ち行ひの慮に中れる、亦見るべしと。(論語註)記に又曰く、始めて死するや三日怠らず、三月解らず、期悲哀し、三年憂ふるは、恩愛の殺なり。 聖人は殺に因りて以て節を制す、此れ喪の三年なる所以なり、賢者も過ぐるを得ず、不肖者も及ばざるを得ず、此れ喪の中庸なり、王者の常に行ふ所なり。(喪服四制)是に由りて之を観れば、孔子の以て善く喪に居りきと爲すは亦宜ならずや。 夫れ古の喪禮は死者をして倍弃の患なく、生者をして毀滅の累なからしめて、幽明の間、兩つながら其の情を得、仁の至なり、義の盡なり、而して二連の行ひは慮に中り、哀戚の誠、變除の節、苟に禮に達するものに非ずして、其れ孰れか之を能くせん。

謹んで按ずるに、神州の仁厚俗を爲せること天性より出でて固より已に三方の外に異なり。(三方ハ南西北ヲ謂フ。) 伊弉諾尊寓に御して既に殯葬の事あり、其の由りて來る所久し。 太古の喪禮は其の詳は聞かれざるも、蓋し初めて喪するや喪を停むること

附論

二連異稱（抄譯）

藤田一正

孔子曰く、子生れて三年にして然る後に父母の懷より免る、夫れ三年の喪は天下の通喪なりと。蓋し人の子の父母に於けるや、之が悳を報いんと欲せば、昊天と極り罔きを、三年にして畢らんや。然り而れども之を遂げんとせば是れ窮り無きなり。故に聖人は之が中制を立てゝ、再期にして喪を免れて、而して忌日をば以て終身の喪となし、賢者をして俯して之に就き、不肖者をして企てゝ之に及ばしむ、戎狄の道、直情徑行なるものと年を同うして語るべからす。竊かに嘗て之を攷ふるに、戴氏の記及び歷代の史傳に載する所、高柴顏丁よりして下、善く喪に居りきと稱せらるゝもの其の人に乏しからざるも、而れども少連、大連は蓋し其の最なるものならんか。子貢問うて曰く、これを晏子に聞けり、少連、大連は善く喪に居りきと、其れ異稱ありや。孔子曰く、父母の喪に、三日怠らず、三月懈らず、期悲哀し、三年憂ひき、東

立て、道を行ひ、名を後世に揚げて、以て父母を顯すは孝の終なり」と。女孝經にも亦曰く「女子の父母に事ふるや孝なるが故に忠を舅姑に移すべく、姉妹に事ふるや義なるが故に順を娣姒に移すべく、家に居るや理なるが故に理を六親に聞ふべし。是を以て行は內に成りて名は後世に立つ」と。孝は德の本なりと云ひ、孝は百行の本なりと云ひ、又人の行は孝より大なるはなしとも云へり。古來貞婦の孝子の門より出でたるも亦宜なるかな。

御製

たらちねの親の心をなぐさめよ
　國につとむるいとまある日は。

たらちねの親の心は誰もみな
　としふるまゝにおもひしるらむ。

（女子修身訓）

又子の溫順、貞淑にして事に忠實なるを見て喜ばざる父母は世にあるなし。總じて子の美德に進むを見ては喜び、惡習に染まるを見て憂ふるは父母の情なり。されば從順、親愛、尊敬、奉養四者の內、その日々起る所の事は、父母の心を安んずる一事のみ。「世の中に思あれども子をこふる思にまさる思なきかな」とはよく親の至情を歌へるものといふべし。父母の心を安んぜんには、この心をもつて己の心とせざるべからず。「子を思ふ心の道の心もて親に事へよ世の中の人」

父母の心を以て心とすとは、父母の意を迎へて故らに顏を和らげ、優しき言葉を呈するをのみ言ふにあらず、姉妹として、朋友として、學生として、妻として、はた母として、能くその本分を盡すにあるなり。之を反面より云へば、姉妹に友ならざるものは父母に孝なる能はず、朋友に信ならざるものは孝子にあらず、學生として智德の修養に心掛薄きものは孝子にあらず、人の妻として貞淑の德なきものは孝女にあらず、母となりて子女の敎養に心を用ひざるものは孝女にあらざるなり。されば孝を全うせんとせば總ての道德を實行せざるべからず。

孝經に曰く、「身體髮膚は之を父母に受けたり、敢て毀傷せざるは孝の始なり、身を

とり立てて云ふほどのことにあらず。而して其の奉養と云ふは、父母の體を養ふと、志を養ふとの二つに分つを得べし。父母の扶養は相續者の義務なれば、己、他家に嫁したる上は之を舅姑の上に移すべし。唯父母の志を養ふと云ふに至りては、容易ならざるものなり、しかもこれ孝道に於て最も重要なることなりとす。

父母の志を養ふとは、その心を安んじ、其の情を樂しましむるをいふ。父母の心を安んずるは、直接に父母に對する場合とのみ思ふべからず。父母は日夜子の疾病なからん事を思ふ、若し子の攝生に注意せずして、或は適度の運動を怠り、或は過度の勉强をなし、或は不足の睡眠を爲し、或は不時の飮食をなすを見ては、父母はその心を痛むるを禁ずる能はず。されば攝生の心得を嚴守するは父母の心を養ふ所以にして、不攝生は直ちに父母に不孝なる所以となる。父母は姉妹の親和友愛なるを見ては無上の樂となす。されば姉妹の道を完うするは又以て孝たる所以なり。

父母はその子が信義に厚きを見ては喜び、朋友と相爭ふを聞いては憂ふ。父母はその子が勤勉にして學業を勵むを見ては喜び、行跡の修まらざるを見ては憂ふ。

二は、父母の遺志を繼ぎて其の事業を遂げ、己が名聲と共に父母の名譽を揚ぐることなり、此くの如くにして、始めて孝道を完うせるものといふべし。

女子其の家に在る間は、養育の事は言ふも更なり、衣服、化粧等の事に至るまで、一一父母を煩はさずといふことなし。然るに成長して後は、他家に嫁して、父母の側を離れ、孝養を盡し難き場合なしとせず。されば、常に、其の恩の厚くして、之に報ゆることの足らざるを念ひ、益、孝道を勵むべきなり。（女子修身教科書）

孝子

澤柳政太郎

能く親に事へて終始渝らざるものは孝子なり。人の子たるものは皆その本務を盡さざるべからず、卽ち皆孝子たらざるべからず。

孝の父母に事ふる道は、分ちて之を云へば從順、親愛、尊敬及び奉養の四となる。何人も父母に從順ならずして可なりと考ふるものあらず、又何人もその父母を親愛尊敬せざるものなく、亦何人も父母を奉養せざらんとするものなし。而して親に事ふる道一見繁多なるが如しと雖も、父母は日々訓誨命令を下すものにあらず、その親愛尊敬と云ふが如きも、常人の日常、言語動作の上に表するものにして、實は

成長して後は敬と愛とを盡して、父母の身心を安んずるに在り。

父母の體を養ふは、其の衣服飲食を豐にし、又耳目の娛樂を供するに在れども、其心を安んずるは、己が身體を健康にして父母の心を勞せしめず、又身を立て家を興して、父母の望を滿たすに在り。されば古の聖人は「身體髮膚、之を父母に受く、敢て毀傷せざるは、孝の始なり。身を立て、道を行ひ、名を後世に揚げて、以て父母を顯すは、孝の終なり」と云へり。

若し父母の命にして非道ならば如何、又父母にして過あらば如何、これ孝子の心得ざるべからざる要條なり。貝原益軒曰はく「若し父母の身に過あらば、子たるもの我が顏を悅ばしめ、聲を和らげ、言をゆるやかにして、やうやく諫むべし、父母諫を用ゐずして却りて怒らば、諫をまづやむべし、父母の心にそむくべからず、時すぎて父母のけしきよき時、又いさむべし、はげしく諫めて、父母の心にさかふべからず」と。これ我等の心得べき事にて、平重盛の如きは、能く此の變道に處せし人と云ふべし。

孝子は又父母の死後に對する道を知らざるべからず、其の主なるもの二あり。其の一は、分に應じて心を喪祭に致し、哀悼の至情を盡すべきことこれなり。其の

體養と心養

格言

諫諍の方法

死後の孝道

あり。人のこの世にありて、遠慮なく打ち解け得べく、また打ち解けざるべからざるは、親子の間なり。されば欲するところあらば求めよ。思ふところあらば談ぜよ。心にあまることとあらば敎を請へよ。斟酌するにも及ばず、遠慮するにも及ばざるなり。たゞよく父母または社會他人に對し、不利益とならず、感情を害せざるやう、注意すべきのみ。(明治女大學)

父母

井上哲次郎

父母ありて始めて我が身あり、父母なければ我が身あることなし。又我等が生まれ出でてより、自ら生活を營むに至るまでには、必ず十年、二十年の久しき歳月を要し、其の間、父母の心を勞すること幾何なるを知らず、其の恩、山よりも高く、海よりも深し。故に子たるものは、日夜孝を盡して、其の萬一を報ぜんことを思ふを當然の道とす。されば、敎育未だ備らず、人智未だ開けざりし古代に於てすら、孝道を全うして、孝子の名を揚げたるもの少からず。明治の昭代に生まれたるもの、豈之を忽にして可ならんや。

孝道は多端なり。然れども、其の大要は、幼時に於ては偏に父母の命令に服從し、

らざるによるなり。戒しめざるべけんや。

孝は社會より見ても重大なり

親子の愛情は人倫の大本にして、これなければ、他の德性も成就せざるなり。故に、「忠臣は孝子の門より出づ」ともいひ、「孝悌はそれ仁をなすの本か」ともいへり。されば、孝不孝は、ただ一家の私事のみにあらざるなり。

孝は形より心を主とすべし

形を以て親に事ふることは、法律も習慣も共にこれを命せり。されど、世には孝の形のみ備はりて、孝の心のかへつて薄きものあり。これを「犬馬の孝」といふ。犬馬もなほこれをなし得るの意なり。されば、人たるに恥ぢざる孝行は、親の心を安んじ、樂しましむるを以て第一となさざるべからず。

親心

父母の心は、種種樣樣なるべしといへども、子に對する親の心は大概相同じ。親はひたすらその子の無病健全にして、才德兼ね備はりたる人として、成人せんことを願ふものなり。されば、平生、身體を大切にし、精神を修養し、立派なる淑女となりて、親を安心せしむることは、眞の孝行といふべきなり。

愛情を養ふ方法

されど、孝行に最も大切なるは愛情なり。愛情を養ふ道は、親が子に對して一體なりと考ふるが如く、子もまた親に對して少しも隔意なく、その苦樂を共にするに

人には、親疎の別あり。而して、親の最も厚きは家族にして、家族の中にて最も親しきは親子なり。而して、子が親に事ふる道を、孝といふ。

親子の緣

親の恩の大なることは、今更いふに及ばず。しかも、親は通例これを恩とも思ひ居らざるなり。世豈にかくの如く淸く尊き愛情あらんや。親子は、かかる愛情によりて、恰も一體の如き關係を生ず。故に、子の喜は親の喜にして、親の悲はまた子の悲なり。子の成功は親の喜によりて一層貴く、親の健康は子の喜によりて一層價あり。かくて相互の樂は倍に增し、苦は半に減り、人をして、天地の間、もつべきものは親なり子なりの感を生ぜしむ。

子たる者の陷り易き過惡

されど、ここに不思議なるは、親の心に對しては、「まされる寶、子にしかめやも」と歌ふものあるに反し、子の心に對しては、「親の心、子知らず」の諺あること是なり。人、幼少の時は、一心、親を慕ひて餘念なきも、年漸く長ずるに及びては、その親に對する愛情の度合次第に劣り行き、「子を持ちて知る親の恩」の諺に洩れず、遂には、及ばぬ後悔をなすものあり。これ、一つには、子たるものが獨立の人となり、日日の用事に忙はしきがため、已むを得ざるに出づといへども、また一つには、子たるものの用意の足

我が國家は一大家族にして、家は國の縮小せられたるものなることは既に之をいへり。然らば家族主義は即ち國家主義なり。此の點より考ふるも、亦忠孝一本の義を推知することを得べし。而して家族主義の個人主義と相悖らざることは前段に述べたり。然らば、我が國にありては、以上の三主義は相調和するものなりといふべし。個人と家と同化し、家と國と同化し、父子君臣一體となりて國運の發展を期するは、我が國民道德の特色にして、東亞の一小島國を以て、今や世界列强の間に重きを成す所以のもの、實に此に由らずんばあらず。かの一部の輕薄者流が、徒らに新を尙び奇を好み、個人主義の風潮をこれ喜びて、我が國固有の長所を忘れんとするが如きは、大に戒むべきことなりとす。(中學修身書)

三、高等女學校教科書

高等女學校修身教科書の種類少からず、其の中に就き說明を異にするものと思はるゝもの數篇を採る。

孝　　加藤弘之
　　　中島德藏

を有す。故に彼の國國にありては國家の單位は個人にありといふべく、家にありとはいふべからず。彼は卽ち個人主義にして、我は卽ち家族主義なり。忠孝の特に我が國に重視せらるゝ理、おのづから明かなりといふべし。

個人本位の社會にありても、子女が父母を敬愛するを以て一美德となすは素よりなれども、之を以て首德となすことはなし。家族本位の我が社會に於ては孝を以て萬德の基、百行の本となす。歐洲の諸國に於ても、國民は君主に對して忠順の意を表すと雖も、その父母を敬愛すると何等の關係なく、各獨立せる本務とせり。然るに我が國にありては忠と孝とは離るべからざる關係を有す、卽ちその本は一なり。彼我道德の相違する所はこれにて知らるべし。

我が國は家族主義なりといふは、個人の人格を認めずといふ意にはあらずして、個人と並んで家族の重大なるもののあるを認むる意なり。我が國に於ては家族主義と兩立調和する個人主義を認容す。唯個人の利害にして家の利害と衝突するものを斥くるのみ。然れども個人の利害は概ね家の利害と相一致す、卽ち個人として身を立て名を揚ぐるは、やがて父母を顯し、一家の名譽を揚ぐる所以なり。

家族を統治するのみならず、祖先の遺業を承けて之を紹述し、之を後代の子孫に傳ふべき義務を有するものなり。家族がその家長に服從するは、祖先の威靈に服從する所以にして、此の關係は我が國民の宗家たる皇室に擴充せらるべきは當然なり。即ち孝なるは忠なる所以にして、忠なるは孝なる所以なり。

之を西洋の諸國に見るに、祖先崇拜の風は古代に存して、今は之を失ひたり。隨つて彼の國國にありては、近親相集りて同一の家屋の内に共同生活を爲すことはありと雖も、我が國に於けるが如き家を成すにあらず。夫婦、子女相集りて幸福なる家庭を作るといふことはあれども、その謂はゆる家庭は之を祖先に承けて又之を子孫に傳ふるものにあらず、一代生活を營む所にして、一代の存在を有するものに過ぎず。我が國の家は家族團欒の樂を偕にする所たるのみならず、之を過去の祖先に承け、現代の我等を經て、將來の子孫に亙り、相續不斷の存在を有するものなり。故に彼の國國にありては、法律も家族相互の權利義務を規定すれども家長權を認めず、隨つて財産の相續はあれども家督の相續はなし。我が國にありては、法律上にも家長權を認むるを以て、財産相續の外、別に家督相續ありて重大なる意義

たるものなれば、我等が現代の陛下に忠順なるは、やがて我等が祖先の遺風を顯彰する所以なり。忠孝一本の大義は、斯かる國家の歴史より生れ來れるものにして、その淵源は實に祖先崇拜の思想にあり。蓋し人類が父母を敬愛し、國君に忠順なるは、人情の自然に出づるものにして、ひとり我が日本にのみ限らずと雖も、我が國民道德に於ける忠孝の大義は、この自然の人情に基づき、加ふるに我に特異なる國史に根柢を有するものなることを思はざるべからず。

父母を同じうする子孫は、家長の下に一家を成し、同祖より出でたる家は、その始祖の直系たる皇室を戴いて國家を成す。これ即ち我が國家の組織なり。單に人種を同じうせる民衆が、箇々相依りて國家を成すといふにあらず、家々相集りて國家を成せるなり。家を擴大したるもの即ち國家にして、國を縮小したるもの即ち家なりといふべく、家と國とを聯結するものは即ち同一の血統なり。

國家の單位は個人にあらずして家にあり。我が國に於ける家は、單に現存せる家族相集りて一家を成すにあらずして、遠く過去に溯り、永く未來に亙り、同一家系に屬せる血族のすべてを包含せるものなり。現代の戸主は家長として現にその

を保持して愈〻之を發揮せんことを忘るべからず。

我が國民道德の特色は忠孝一本の大義なり。これ我が國に特異なる歴史上の事實と、國家の組織とに基づくものなれば、我が國民の生存せん限りは永へに失はるべきものにあらず。

祖先崇拜は實に我が民族の精神にして、歷史上の事實なり。祖先崇拜の念は血族團體を作り、且つ之を持續するに與つて力あるものにして、血族團體の存續は、又祖先崇拜の思想を鞏固にす。血族團體は利害の關係に由りて集合し、契約によりて協和せるものとは異り、その團結鞏固にして且つ永久なり。何となれば血族相依るは自然の人情にして、敬愛、忠順の念、おのづから深厚なるべければなり。我等が父母を敬愛し、その慈愛ある保護に從順なる至情は、おのづから父母の父母に及び、次第に祖先に溯るべし。我等の祖先の祖先は、恐多くも我が天祖にてましますなり。天祖は國民の始祖にましまし、天祖の直系たる皇室は國民の宗家にてましますす。然らば我等が父母を敬愛し、父母に從順なる至情の、天祖に及び皇室に及ぶは自然の道理なり。我等の祖先はその宗家たる皇室に忠誠を盡すを以て心とし

て、父母の教導、訓誨、命令等を守り、既に自立自營の人と爲るも、父母の言辭は惶みて遵奉せざる可からず。然れども、萬一父母の指導を不條理なりと信ずる事あれば、叨りに之に從ひて罪過に陷り、併せて父母に累を及ぼすことあるべからず、宜しく親愛尊敬の情を以て、從順の本旨を失はず、辭色を和げ、好機を見て之を諫め、其前意を飜さんことを希ふべし、事の善惡正邪を顧みずして之に從ふは、從順に非ずして盲從なり、思はざるべけんや。

父母既に歿してのちは、其遺志遺業を成就せんことを圖り、又、其遺訓に違はざらんことを務め、而して時時の祭祀を怠らず、香花を捧げて其靈を慰むべし。若し能く斯の如くせば、孝情常に動きて、己の心身は親の遺體なることを念ひ、刻苦奮勵して、身を立て名を揚げ家を興し、以て聖旨に奉答するを得べし、是れ孝道の終なり。

(日本臣道教科書)

我が道德の特色(忠孝)

澤柳政太郎

我等日本人は彼の長を採り、我の短を補ふに吝ならず、以て益、自己の品性を修養し、國家の品位を高めんことを欲す。これと同時に我が國民道德の特色は能く之

親愛、及、尊敬を保持するには、父母に對する報恩の觀念固からざる可からず、蓋し、報恩は總て人間至高の道德にして、鳥類の如きも能く之を知れりと云ふ。然れども、精神の狹小なる者は、小に明にして大に暗く、日日幾億燭の電燈に比すべき光線を惠與する太陽の恩澤を顧みずして、却つて晩餐一回の饗應を德とするが如く、絕大無量の父母の恩誼を忘れて、隣人が些少の惠與を感謝する者尠からず、吾人はかゝる愚態を學ばず、日本臣道の示す所に從ひて、親の鴻恩を感銘し、夙夜報効の實を擧げざる可からず。親愛尊敬を實行するには、又從順の德を缺くべからず、從順とは、誠意を以て、父母の敎導訓誨、命令等を遵奉するをいふ。父母は我身の本、我が心の師にして、菅原道眞の母が、「久方の月の桂もをるばかり、家の風をもふかせてしがな」と云へるごとく、子女の幸福繁榮を念として、其慈愛の深厚なること、他に比すべきものなし。實に父母は子女が幸福の源泉なり、敎導、訓誨、命令等は皆、其源泉より湧出する慈愛にして、子女の人格を高尙にし、また、其顯榮利達を希ふが爲なり、時として、其言行殘忍冷酷なるが如きことあるも、是れ却つて至切の慈愛なれば、子女は其顯れざる血と涙とを思はざる可からず。されば、人の子たる者は、常に此心を以

の子には有りけれ」と云へる如く、吾人は常に父母の心を以て己の心と爲し、毫も其意に戻らざらんことを務めざるべからず。かくて、己の健康を保ち、己の德行を積み、己の業務を勵みて、修身齊家の實を擧げ、以て日本臣道の大規を實踐して、名利二つながら全きを得ば、父母亦自ら體胖かに、氣和ぎ、心樂しく、身も心も極樂世界に住するの思あるべし。

親愛と尊敬とは車の兩輪の如く、兩者相待ちて孝養を全からしむるものなり、父母に對する親愛の情は、禽獸と雖も猶ほ且つ之を有す、萬物の靈長たる人として、豈に此情無きを得んや、況んや吾人帝國の臣民に於てをや。若し夫れ、父母に對して特に深厚なる親愛の情を有せざれば、禽獸にも如かざるの譏を免るべからず、故に、吾人は私利私慾に惑はず、父母に對する自然の愛情を保持すべきは勿論なれども、親愛の情に尊敬の念を缺くときは、或は溺愛となり、或は侮慢となりて、父母の恩威を冒瀆するの弊に陷るべし、又、尊敬は禮儀の基本なれども、尊敬の念のみ厚くして、親愛の情薄きときは、親子の間疎遠となりて、骨肉の誼を失はん。實に尊敬と親愛とは、孝道の經緯なれば、よく其中を執りて偏重せざらんことを期すべし。

族の關係、及、社會の風俗、習慣等により其方法を異にするも、其要に至りては此を出でざるなり。

體養とは、父母の身體を安泰ならしむるをいふ。吾人は、分限資力の許す限り、飲食を調へ、衣服を選び、住居を安らかにするを始とし、生活に必要なる百般の調度を供して、其身體を安樂ならしめ、父母共に健全にして天壽を全うせられんことを希ひ、既に老衰して肢體自由ならざるに至れば、自ら身を以て奉侍して、其用を辨じ、其意を滿たし、又疾病の際は特に注意し、公職公務にて萬止み難き時の外は、必ず看護を親らして父母の恩に報いざるべからず。心養とは、父母の精神を安樂ならしむるをいふ。蓋し精神と身體とは、形影の如く相伴ふものなれば、心養と體養とは、共に相待ちて其効果を全うするものなり、縱令、父母を金殿玉樓に奉じて、珍味佳肴、綾羅錦繡を侑むる等、體養に盡さざるなきも、心養に缺くる所あるが爲に、父母をして心中に苦悶憂愁の存するあらしめば、父母は居常快快として竟に瘠骨稜稜たるに至るべし、斯の如くにして、奚ぞ體養を全うするを得んや、されば、體養に力むると共に心養を盡すべきなり。飯田年平が歌に、「子を思ふ親の心を思ふこそ子を思ふ親

母の胎内にあるや、母は胎兒を慮りて、寢食起臥をも忽諸にせず、既に出生しては、之を懷にし、之を撫でて、寒を慮り、暑を厭ひて、其一笑を善び其一顰を憂へ、只管其成長を祈り、晝夜曾て注意を怠ることなく、其漸く成長するに從ひ、其衣食住より家庭に於ける言語、動作、及、學藝の修養、訓練等、父母の辛勞は益、多大となり、既に六七歲となりて學校に入るや、父母は唯其敎育の全からんことを希ひ、其向上進步を苦慮するの外他念あることなく、漸く長じて丁年に達し、自立自營の人となるも、其吉凶禍福の爲には、滿幅の同情を寄せざるはなし。實に父母の生命、自由、名譽、財產等は、多く子孫の幸福の爲に捧げらるるものなり。されば、子女たるものは、親子の關係の自然なることを思ひ、父母の恩誼の厚大なることを知るが上に、孝は日本臣道の骨子たる尊皇愛國なる我民族的精神の發露せるものなることを銘し、以て臣子の本分として、孝養を全うせんことを圖るべし。孝養は尊皇愛國の精神を基礎とするものにして、孝養を大別して、體養心養の二となすを得べし、而して體養、及、心養を盡さんとする者は、必ず先づ親愛尊敬の二德を備ふるを要し、親愛尊敬は亦自ら從順報恩の二義を含蓄するものなり。蓋し、孝養は、親子の性質、地位、境遇、家風、家業、家產、家

ける不孝の子なるを見る時は、孝の大切なること明なり。

孝は、最も我國にて重んぜられたる德にして、歐米各國にては、之に當る語さへなし。語のなきは其重んぜられざる證據なり。國々各特長あり、孝心の特に強く、親子の關係の特に美しきは、我國の美風なり。親子相愛し敬愛する心の強きは、一轉して老幼相助け、親族相救ふの風となり、親族間に不幸の事ある時は、疎遠の者にても、尙之を救養するは、歐米各國には比類なき程なり。此る美風は、永く保存せざるべからず。（中學修身）

父母に對する本務

日比野寛

夫れ、親子の關係は先天的にして、其愛情も亦自ら眞善美なり、山上憶良が、「白銀も黃金も玉もなににせむ、まされる寶子にしかめやも」と詠せしは、よく父母の本心を描出し、川原虫麿が、「父母え祝ひて待たね、つくしなるみづく白玉取りて來までに」と詠せしは、よく子女の本心を描出せるものなり。されども、世間往往にして、私慾の爲に此本心を失ひ、親として敎養を怠り、子として孝養を思はざるものあり、戒めざるべからず。抑も親の恩愛の深厚なるは、子の愛慕の企て及ぶ所にあらず、其始め、

親

山本良吉

山本良吉

親に對する道を孝といふ。孝は邦人の古より久しく敎へられ、久しく行ひ來りたる道にして、吾等生れ落つれば、直ちに之を敎へられ、直ちに之を行ふ。邦人にして孝を知らぬ者なく、孝を大切と思はぬ者あるべからず。されば今別に學ぶまでもなし。

凡て人の性質習慣は、皆幼時に養はるゝ者なり。吾等が生長して後、人よりは信用を受け、下よりは尊敬を受けて、大に社會に活動せんには、必要なる諸德を身に具へざるべからず。而して其諸德は、皆親に對する孝を押し擴めたるものなれば、家に於て孝道を能く心得置かば、自然に他人に對しても、正しき交際をなし得るなり。孝は德の本なり、敎の生ずる所なりと孝經に敎へたるは、卽ち此意なり。

孝は古より久しく敎へられたるを以て、或は之を陳腐と思ふ、特に青年子弟は、間間此事あれども、人生れて親あり、親の恩によりて生長し、學問をもなし、立身をもなす。其親を大切にせずして、いかで心にすむべきぞ。恩を恩とも思はぬ者こそ、社會に出でて危險の說を立て、過激の行をなすなれ、世上幾多不良の徒は、家庭に於

つも、父母の心を安んせしむる所以なり。

父母、若し過あらば、子は禮を盡して之を諫めざるべからず。然れども、是れ小事の、吾が意の如くならざるが如き時を云ふにあらず。實に、萬已むことを得ざる時を指すなり。斯かる時、最も心すべきは、其の敬意を失ふべからざることなり。

凡そ、子の生長すると共に、父母の老衰に傾くは、自然の數にして、如何ともす可らずと雖も、子たる者は、少しも長く父母の健全ならんことを冀ひ、孝養の道、一日も怠る可らず。古語に、「樹靜まらんと欲すれども風止まず。子養はんと欲すれども親待たず」といへることあり。實に、人事は意の如くならざるものなれば、よく心を用ゐて、父母の健在中に、十分の孝養を盡すべきなり。

父母の志を繼ぎて、之を大成するも孝の一なり。故に、父母の歿後に遺志あらば、事情の許す限り、子は之を成す可きなり。總べて、子たる者、能く道を行ひ、業を起して、父母の名を顯すは、孝道に於て大切なることなり。其の他、父母の歿後も、長く愛育の恩を記して、歳時の祭祀を怠らざるが如きも、子たる者の宜しく務む可きことなりとす。（中學修身教科書）

凡そ動物の中、其の出生の初に當りて、孱弱助けなきこと、人類の如きは少かる可し。鳥獸は生まれ落つるや否や、自ら步み、自ら食を求むるの本能を現はせども、人は然らず。若し、父母の慈愛に由らずんば、生を保たんこと難し。鳥獸にも親の子を保護することありと雖も、其時日の短少なること、到底人類の比にあらず。人類は、實に諸動物中、最も長く親の保護を要するものなり。是れ卽ち、人類に特に、孝の德の大切なる所以なり。

抑も、人の子たるもの、親に對して親愛の情を有せざるものはあらじ。是れ蓋し、天性の然らしむる所なり。されば、父母に對して、親愛の情を保つべきは勿論のことなりと雖も、子たる道は之を以て足れりとせず、尊敬の情を失ふ可らず。苟も愛敬の誠心だにあらば、孝道の大本に於て、違ふことなかるべきなり。

又、父母に對しては、顏色を和げ語氣を穩にし、擧動態度を鄭重にして、假初にも無禮の事なからんことに注意すべし。是れ亦所謂心を養ふの法なり。總べて何事につけても、父母の心を安んじ、歡ばしむることを主とすべく、口腹の奉、耳目の樂の如きも、勉めて父母の好む所に從ふべし。又、吾が身を愼み行を正しくし、健康を保

實に其の幾百分にだも當らざるなり。

父母の體を養ふも、其の志を養はざれば、未だ以て孝道を盡せるものと謂ふべからず。志を養ふとは、心を安んじ、情を樂ましめ、其の志望を忖度して之を成就せしむるを謂ふ。父母の衣食を輕甘にするは、金錢と勞力とを以て之を能くすべけれども、志を養ふに至りては、眞に心より出でざるべからず。これ孝子が居常心を此に用ふる所以なり。是の故に衣食を奉養するに當りても、務めて父母の心情を忖度して、其の嗜好に適せんことを務め、家事の料理より、世間百般の事に至るまで、父母平生の志業を翼賛して、務めて其の成功を企圖し、父母の死後に至りても、仍其の遺志遺業を遵守して、之を履踐せんことを要す。養志と養體と相俟ちて始めて孝道を完くすと謂ふべし。子女が、其の身體を强壯にし、智德を修養して、立身功名の爲に勤勞するも、亦父母の志を養ふの一端なり。

父母既に死するに及びては、禮を厚くして之を葬り、永く香花を絕たざらんことを要す。（中學修身）

子の道

高島平三郎

を完くすべきなり。

愉色婉容

父母の喜憂は専ら其の子の心術如何に存す。　子善く從順なるも、其の言行、衷心より出でずして、而も愛敬の情に乏しければ、以て父母を悅ばしむる能はず。　子能く愛敬を盡して孝道を行はゞ、粗衣粗食も尙父母をして樂ましむるに足る。　父母に事ふるには、冷淡嚴格なるべからず、溫厚にして情味掬すべく、靄然として春日の和煦なるが如くなるべし。

孝子之有深愛者必有和氣、有和氣者必有愉色、有愉色者必有婉容。孝子如執玉如捧盈。

養體

報恩は、孝道の最も大なるものなり。　人既に長じて獨立するに至らば、誠意を以て、父母が多年愛育の大恩に報いんことを務めざるべからず。　恩に報ゆるは、體と志とを養ふに在り。　卽ち衣食を厚くし、寢處を安んじ、交遊の資を裕にし、心を用ひて其の嗜好を滿足せしむべし。　父母既に年老ゆれば、朝夕之を慰藉して、扶持愛護すべく、若し疾病あらば、枕席に侍して、親ら看護を怠るべからず。　己の衣食を節して父母に厚くし、以て扶持看護に務むるも、父母が、曾て己を愛育せし所に較ぶれば、

和げて之を諫むべし。

子女長じて丁年に達すれば、幼時に比して其の從順の度を異にせざるべからず。或は丁年に達せざるも、國家の公職に從事するに及びては、自ら之が責任を負ふ故に、父母に從順なるを以て、獨り其の務となすべからず。然れども、親子道德上の關係は、長幼を論ぜず依然として持續するものなれば、子女が父母に從順なる精神は、毫も昔日と變ずべからず。乃ち父母は事に臨みて懇切に子女に助言すべく、子女は其の助言を謹聽すべし。濫に意見を挾みて、父母に違背することあるべからず。

今之孝者是謂能養、至於犬馬皆能有養、不敬何以別乎。

尊敬

親愛

敬は禮の由りて立つ所にして、子女の父母を尊敬するは、人倫の大本なり。而も、子女の父母に於ける、百般の行爲、一に皆愛情に出でざるべからず。蓋し父母の其の子に慈愛なる、如何なる劬勞も辭する所に非ざるが故に、子女の父母に事ふるも、亦私慾を絕ち、義理を離れ、事事物物皆親愛より出で、心を盡し身を致して、之が爲に勞せざるべからざるなり。然れども、敬を以て之を律して狎侮に陷らざらんことを要す。愛敬は、孝道の經緯なり。愛敬二つながら備りて、而して後、親子骨肉の情

従順
孝道

孝は之を約して、従順、尊敬、親愛及報恩の四とす。

従順とは、父母の訓誨命令を遵奉して、事の疑はしきは之を商議するを謂ふ。従順は孝の第一義なり。蓋し子女幼少なるときは、知識經驗に乏しくして、必ずや他人の保護を俟たざるべからず。この故に事毎に父母に従順にして、違背すべからざるは多言を須ひずして明なり、年稍長じて、自ら事理を辨別するに至るとも、父母の言に聽從せざるべからず。重要の事に至りては、自ら進みて其の示導を仰ぐべし。これ父母は閱歷多く、世故に練達して、過誤失策なきこと、年少子女の能く及ぶ所に非ざればなり。子女たるもの常に溫柔にして、苟も父母に對して、忿恚抗言するが如きことなく、絕對的に従順ならざるべからず。之を子の責務とす。或は、合理の場合に於てのみ従順なるべしと思ふものもあるべけれども、これ誠に誤れるの甚しきものなり。何となれば、合理と不合理とは、宜しく父母の決定すべき所にして、子女の自ら之を決定するは、既に父母に従順なる所以に非ざればなり。人或は曰はん、父母背德の事を命ずるあらば如何と。然れども子女の視て背德なりと思へることは、往往然らざるものなり。但其の事理に違ふこと明白ならば、辭色を

本義に悖るものなり。

春秋二季の皇靈祭は、主上、親ら、列聖の威靈を拜し、所謂報本反始の大道を垂れ給ふものなり。吾人も、亦、之にならひて、祭祀の禮を愼み行ふべきなり。(中學修身教科書)

山路一遊

子の責務

白金も黃金も玉もなにせんに

まされるたから子にしかめやも。

山上憶良

世の中に思ひあれども子をこふる

思ひにまさるおもひなきかな。

紀貫之

父母の子を思ひて心を勞するや、實に量るべからざるものあり。父母は、日夜劬勞して其の子を愛育すること至らざる所なし。情の深厚なること、何物か父母が子を思ふの情に過ぎん。其の恩海よりも深く、山よりも高し。故に曰く孝は百行の本なりと。人、親に事へて孝にして、而して後、兄に事へて悌に、君に事へて忠に、信義立ち、仁愛存す可し。若し夫れ親に孝ならずして他人に交り善きは、悖德と云ふべし。

祖先崇敬

祖先の門地に關せず敬ふべし

養ふ力なしといへども、父母に侍するには、常に己が私情を制して、父母の爲に種々の勞をとり、特に父母の病み給ふ時は、十分に看護をつとむべく、又父母年老いて肢體意の如くならざる時は、扶持提携して物見遊山をもなさしむべし。こらのことは、父母の子に對する勞苦に比すれば、九牛の一毛にも價せざることなり。されば、いかほど、孝養したりとて、盡せりとはいふべからず。

孝の道は、父母に事ふるより進みて、祖先を敬するに至るべし。父母を敬するの人道たるを知らば、祖先を敬するも亦人道たること明なるべし。特に我國に於いては、古來、上、皇室より、下、庶民に至るまで、祖先崇敬の念頗厚く、これによりて、一家の繁榮と國運の隆盛とを來したるものなれば、わが國民たるものは、深く此の意を體せざるべからず。

祖先は、其の門地如何に拘らず、之を崇敬すべきこと勿論なり。祖先の名譽高かりしものも、然らざりしものも、一家の根源たるに於いては、毫も異なる所なく、皆、其の遺澤によりて今日あるを致せるものなればなり。世には、往々、自己の祖先の門地を誇り、其の極、他の家系を賤むるものなきにあらず。かくの如きは、祖先崇敬の

愛敬

愛敬とは、親の子を思ふが如く、親をいとほしみて、大切に之に事ふることなり。父母の深き惠に對して、赤心より之を愛するは、子たる者の第一の務にして、親子互に相愛して始めて家門の繁榮を得るものなり。然れども、親しきに狎れて尊敬の念を失ふが如きことあるべからず。敬意を缺くときは、上下の分立たざるに至るべければなり。さりとて、敬ひ畏れて之を疎んずるも亦道に反す。

從順

從順とは、父母の命令訓誨を受けたる時、謹んで之に服從するをいふ。父母は、年齒經驗共に己より富みたる者なれば、幼時は特に父母の命令に從ふべきなり。次第に成長するに至れば、事理を辨別しうるによりて、父母の精神も知ることをうれば、ますます其の命令訓誨に服從するを要す。

然れども、從順は、もと、愛敬の精神より出づべきものなれば、萬一、父母過つて不正の命令を與へたるが如き場合には、宜しく誠意を以て、和かに之を諫めて、善に導くべし。かの平重盛の如きは、よく、斯の道を盡したるものなり。

奉養

奉養とは、父母をして生活に不自由なからしむるのみならず、其の心を察し、其の耳目を喜ばしめ、其の身體を安樂ならしむるをいふ。年なほ若き間は、未だ父母を

欺くものにして、最も不可なり。 若し其の訓誨、命令にして實行し難く、または不審なりと思ふことあらば、面を和げて之を質し、其の敎を待つべきなり。 萬一父母過あり、又は不正の命令を與へられたるときは、氣を下し誠を盡して之を諫止すべし。單に從順を道として、父母を不德に陷らしむることあらば、また不孝の子たるを免れず。

養體

孝行は父母の志を養ふと共に其の體を養はんことを要す、少時に在りては、常に起居、寢食に注意し、之を安樂ならしめん爲めには、己の勞を辭すべからず。 成年の後自ら父母を扶養するに至らば、成るべく其の衣服、飮食を豐にし、又耳目の娯樂をも適宜に供すべし。 さりとて體を養ふことも、唯、金錢の力を以てのみなし得べきにあらず、衣食住共に父母の嗜好を察し、寒暑の度に注意し、分に應じて孝養を怠らざらんことを要す。（修身敎科書）

孝

吉田静致

孝道の精神

孝の道

孝道の精神は、父母の心を以て心となすにあり。 孝を行ふ道、大要三あり。 曰はく愛敬、曰はく從順、曰はく奉養、是なり。

を安んじ、其の情を樂ましむるを云ふ。されば父母に接するには溫容を以てし、其の訓誨、命令に服從し、其の希望を成就して、常に其の心情をして滿足怡樂ならしめんことを勉むべし。

父母の希望は絕えず其の子の身上に繫り、之が幸福を祈りて、傷心苦慮最も切なるものあり、されば子たるもの身體を壯健にし、品行を愼み、業務を勵みて、一日も早く父母の心を安んせんことを務むべし。特に家を離れて遠く遊學するときは、最も憂慮を抱かしめ易し、故に身を持すること嚴正にして、假にも惡聲の父母の耳に入るが如きことなからしめ、且つ時時の音問を怠らず、其の情誼一に左右に侍すると異なる所なかるべし。

父母の訓誨、命令に接せば、誠意を以て之を遵奉すべし。これ父母は經驗、知識共に己に勝れるが爲めのみにあらず、其の言皆慈愛の至情より出づるものなるが故なり。苟且にも之に抗言し、又は不滿の色を以て之を迎ふる等のことあるべからず。たとひ多少己の意に滿たざることありとも、父母の至情を思へば、忍びて服從すべきなり。特に面前にて其の言に服從しながら、後に至りて之に違ふは、父母を

萬一にも父母過ちて不正の命令を與へたるが如き場合あらば、面を和らげ、聲を靜かにして、誠意を以て諫め、父母をして正しきに遷らしむべし。かの平の重盛の如きはよく孝諫の道を盡したるものなり。（中學修身訓）

孝養

井上哲次郎
大島義脩

親子の關係

親子の關係は家族間に於ても、最も親密なるものにして、父母の其の子を愛するは、天然の至性に出で、其の情の深厚なること、他に比すべきものなし。且つ其の子の初めて生るるより、長じて獨立するに至るまで、心身を勞すること殆ど量るべからず。されば子たるものの父母に事ふるには、其の全力を盡すも唯及ばざらんことを懼るべきのみ。

孝は百行の本なり

孝は家庭に於ける道德の第一たるのみならず、一切道德の根本となるものなり。古より「孝は百行の本なり」と敎ふるものは、父母に孝なる心を以て、推して萬事に及ぼすときは、百行完きを得るの意なり。父母にだに事ふるに道を以てすること能はざるものに、いかで他の善行を望むことを得べき。

養志

孝の道一ならずと雖も、父母の志を養ふを以て主要とす。志を養ふとは、其の心

父母と協同せざるべからず」ともいひ得べき道理なり。又「孝經」に「孝は親に事ふるに始まり、君に事ふるに中し、身を立つるに終る」と說かれたるが、これをも今の語に引直さば「孝は親に事ふるに始まり、社會と協同するに中し、國家に貢獻するに終る」ともいひ得べし。蓋し自然の情合の强く相牽ける間柄にてすら協同し得ざるやうなるものの、全く他人と廣く永く協同することを望まんは頗る難きことなればなり。

然らば父母に事ふるの道は如何にすべき。

孝を行ふに當りては、第一は父母の心を以て我が心となし、一方には身を愛し、行を修め、業を勵みて身分相應、天分相應の貢獻を社會になし、以て父母の心を安んじ滿足せしむると同時に、他方には老いゆく父母の心を察し、これを扶け、これをいたはり、身を立てて後は、常に孝養の誠を盡し、何かにつけて身にも心にも不自由なからしむるを理想とすべきなり。親しきに狎れて侮ること勿れ。されぱとて敬ひ畏れて遠ざかること勿れ。

父母の命ずるや子の爲を思はぬは稀なれば、謹みて其の指圖を聽け。無要のやうに思はるることも、人に害なき限りは、謹みて從ふべきなり。

りながら、父母に對しては慈愛に慣れたる我儘より、又は親しきに狎れたる侮りより、常に自分勝手を極め、不孝、無禮に立振舞ふものも無きにあらず。忠恕博愛の大切なる所以を知らざらばこそあれ、知りて尙生みの恩の深く、養育の恩の高き至親の父母を愛敬し若しくは思ひやる心さへなきは無知無學の不孝よりも罪深し。「其の親を愛せずして他人を愛するをば悖德と謂ひ、其の親を敬はずして他人を敬ふを悖禮と謂ふ」と「孝經」にも說かれたる如く、至りて親しきを愛せざるは人情自然の理に悖れり。

然かしながら善く父母に事ふるの要は、ひとり人情の自然なるが故なるのみにあらず、又強ち報恩の務たるが故なるのみにもあらず、否、むしろ斯くすることが人と生れたる者の本分を盡すべき道なればなり。卽ち彼の廣く社會と協同し、國家に貢獻する所以の必然の順序なるが故なり。「大學」に「古の明德を天下に明かにせんと欲する者は、先づ其の國を治む、其の國を治めんと欲する者は、先づ其の家を齊ふ」とあり。これを並々の人の身の上に引直して言はば「人間の本分を盡さんと欲する者は、先づ社會と協同せざるべからず、社會と協同せんと欲する者は、先づ其の

其の子の上を思ふ。「此の心をだに思ひやらざるもの、何として他人に思ひやりの心あるべき。思ふに、孝行の道は廣くして遠しといへども、父母の心を安んずるにはじまる。我儘勝手を愼み、かりそめにも父母の命令、訓誨にそむく勿れ。（中學修身訓）

孝

坪内雄藏

「孟子」に「人皆恆に言へらく天下、國家と。其の天下の本は國に在り、國の本は家に在り、家の本は身にあるものを」といふ言あり。又「中庸」に「仁とは人といふことなれば、先づ最も親しき人に親しむが第一なり」といふ意味の訓へあり。いづれも、人と人とが協同して國家に貢獻するの糸口は、先づ最も近しきあたりより開き始むべし、といふ意味に外ならず。

按ふに、孔子が「孝は百行の本」といはれしも、親を愛する程の者は、敢て他人をも惡まざるべく、親を敬ふ程の者は、よもや他人にも無禮はすまじと思はれてなるべし。「忠臣は孝子の門より出づ」といふ古言、此の道理より見れば明かなり。

然るに、稀には博愛の訓へを心得ながら、又他人に對しては相應の思ひやりもあ

犬が主人に忠義を盡し、命をすてし話も東西古今に尠からず。馬琴の「弓張月」に見えたる忠義なる猿の話も、リウエルリンの愛兒を救ひし犬の話と思ひ合せて考ふれば、多分事實にもとづけるなるべし。

鳥獸さへも思ひやりの心はあるを、若し人にして互ひに思ひやる心なく、只我が身勝手のみを働き、人の難義、迷惑を顧みざるものあらばいかに。幼きより共に暮し、共に育ちし兄弟、姉妹に對してすら思ひやりの心薄きものあらばいかに。生みの恩、養育の恩深きおのが父母に對してすら思ひやりの十分ならぬものあらばいかに。

かくの如きを人非人とはいふなり。

父母は我れを生み、我れを養ひ、我れを撫さすり、我れに乳を與へ、寒さ、暑さにつけて病をきづかひ、心を盡して介抱し、恙なく今の年齢まで、我れを生長させてくれられたるなり。他人ならば穢なし、憎しと思ふべきことも父母は怒ることなく、厭ふことなく、且つ長き年月の間少しもかはることなし。一日、片時とても父母の子のことを思はぬは稀なり。暑さ、寒さ、雨、風につけておのれの身のことは思はずして

二、中學校修身教科書

中學校修身教科書の數頗る多し、其の中數篇を採る。

孝は百行の本なり　　坪内雄藏

下等動物とても互ひに思ひやる心はあるものなり。鷄の雄が雌に餌を拾はする、親ならぬ犬の小犬に魚の骨などくはへ來りて食はする、これらは常にも見る所なり。時としては猫が鼠の子又は鳥の雛を育てし例あり。或西洋の飼猫の見知らぬ猫の病めるを憐み、荒庭の隅までも肉のあまりなどを運びゆきて、病癒ゆるまでいたはり養ひし話、ある動物學者の著書に見えたり。

親の子に對する情合は猿、猩々などは人とちがふ所なし。或人スマトラの島にて子多く連れたる猩々を狩りいだしけるが、猩々は其の子らを逃さんとて、おのれは銃丸をいくつともなく受けながら、子供を樹の上へ抛げ上げ〳〵、逃げよ〳〵といふ如くに啼き叫びて死にけりとぞ。中央アフリカにて大いなる白象が其の子を腹の下に掩ひたるまま動かず、數知らず銃創を蒙りて死にし話もこれに似たり。

れず。況や我等の祖先は數千年來列聖の深厚なる恩澤を蒙り常に報效を圖り來れるものなれば、我等が皇室に忠を盡すは卽ち祖先の志を成す所以なるに於てをや。忠孝の一致は實に我が國體の特色なり。

家の團結は家長によりて統一せられ、國の團結は皇位によりて統一せらる。而して忠孝は此の統一を確實にし、其の團結を鞏固ならしむるものなり。是の故に人人忠孝の大義を辨へて之を失はずば、家國の繁榮期して待つべし。

人の團結は唯權力服從の關係のみによりて存するものにあらず、又互に相愛する情ありて之が連鎖をなすなり。家國の制に於ては君父臣子の間に權力服從の關係ありて秩序を立つると共に、尊敬親愛の情によりて和合協力すべきものとす。忠孝は實に此の兩面に亙りて之を兼ぬるの德たり。君父に服從すると同時に君父を敬愛するの義を示すものなればなり。

是に由りて之を觀れば、忠孝の大義は家國を成すの大本にして、又家國の制と離るべからざる關係を有す。忠孝は家國の制によりて發生し、家國は忠孝の大義によりて存立す。而して此の大義の存亡は直ちに家國の存亡に關するものなり。

をいたはるべし。

子たるもの長じて成年に達するに至れば自營の計を爲さざるべからず。其の家を繼ぐ者は其の家業に就くべく、又別に一家を起さんとする者は獨立して何等かの職業を求むべし。かかる場合に於ても、常に父母の意見を聽き、よく父母の教を請ひて其の意に背かざるやうにすべし。

忠孝（同前）

教育に關する勅語に「朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」と宣へり。實に忠孝は我が國道德の大本なり。苟も此の大本にして存せば百德自ら具らん。

子の父母を敬愛するは人情の自然に出づるものにして、忠孝の大義は此の至情より發するものなり。前にも說きたる如く、我が國は家族制度を基礎とし國を擧げて一大家族を成すものにして、皇室は我等の宗家なり。我等國民は子の父母に對する敬愛の情を以て萬世一系の皇位を崇敬す。是を以て忠孝は一にして相分

情は一切の道德の根源なるが故に古來孝は德の本なりと云へり。

父母が子を愛護して成育せしむる辛苦は言語に盡し難し。子たるもの之を思ひて孝行を勵むは當然の理なり。加之父母は祖先の志を承け、一家の繁榮の爲に盡すものなれば、子の父母に孝を盡すは又祖先と家とに對する務を全うする所以なり。

孝行の要は愛敬と從順とにあり。父母の心に逆ふことなく、父母を慰め安んじ、又父母の志を繼ぎて家名を揚ぐるは、子たるものの務なり。父母父母たらずとも子は子たるの道を盡すべし。父母に過あるときは靜かに之を諫め、父母をして其の行を正しくし、其の名譽を全うせしむべし。

親の子を愛護するは親たるものの本務なり。されど其の愛に溺れて子女を敎養する方法を誤ることあらば、其の愛は却つて仇となりて親たるの本務に傷つくべし。貝原益軒曰く「愛過ぐれば却つて子を損ふ」と。子を損ふは祖先の志に背き家を衰へしむる所以なれば、親たるものはよく子女の將來を考へ、忠良なる臣民とならしめんことに心掛くべし。また養子女に對しては實子に對すると同じく之

各自の信敎の如何に拘らず之を重んずべきなり。毎年時を定めて祖先を祭るは極めて大切なる習慣にして、一は以て祖先を崇敬するの情を溫め、一は以て子女をして孝順の心を養はしむるものとす。

祖先に對する務は祖先を崇敬すると共に、祖先の志を繼ぎ、祖先の美風を傳へ、進んでは自ら善事善行をなして家名を揚ぐるにあり。若し或は祖先の墳墓の地を離るることありとも祖先を敬慕するの念を失はず、常に意を用ひて家名を揚ぐることに努めば、我等は孝順なる子孫たるを得べし。

今日の子孫たるものは他日の祖先たるものなり。己が行を正しくして家系を汚さざるは獨り祖先に對する務たるのみならず、又子孫に對する務たるなり。祖先の善行偉勳は子孫たるもの之を傳へて其の遺風を仰がざるべからず。立派なる祖先を有せざる者の如きは自ら奮つて子孫の爲に立派なる祖先となるの心掛なかるべからざるなり。

親子 (同前)

子として親を敬愛し親として子を愛護するは人情の自然なり。而して此の至

を思ひ、各自其の行を愼み、益、家名を揚げんことに努むべし。

家族制度は我が國の社會組織の基礎なり。個人の家に對する觀念の厚薄は人民の國に對する觀念の厚薄に關係す。家を愛するの心は國を愛するの心となり、親に孝なるの心は君に忠なるの心の基礎をなす。これ我が國の特質なり。

祖先（同前）

我等は祖先を敬愛せざるべからず。祖先を敬愛するは本に報い始に反るの理にして自然の道といふべし。然るに人或は父母を敬愛するを知りて祖先の敬愛すべきを思はざることあり。これ理義を辨へざるものなり。血統を重んじ、祖先を崇敬するは我が國の美風なり。我等の家は祖先を基本として存續するを思ひ、又我等の父母が其の父母を敬愛せしこと、我等が父母を敬愛するが如くなるを思はば、我等も亦祖先を崇敬するの美風を永遠に維持すべきにあらずや。

子の父母を敬愛するは人情の自然なり。之を推して父母の父母を敬愛し又其の父母に及すときは、遂には家に於ては一家の祖先、國に於ては民族の祖先に及ぶべし。かくて祖先を祭るは我が國風なるが上に、人情の自然に基づくものなれば、

家（高等科第三學年）

合同生活の最も自然なるものは血族團體なり。父母を同じうする人人が父母の慈愛の保護の下に相依りて團結するは家を成す所以にして、實に人情の自然に基づくものなり。

我等は父母の愛護の下に成長するが如く父母はまた其の父母の愛護によりて成長せり。かくして次第に父母の父母に遡らば、我等の今日あるは祖先の賜なることを悟るべし。故に家家其の祖先を祭りて敬愛の誠を致すべきなり。

家長は家の長にして家族に對し愛護の權力を行ひ、又家の秩序を保持す。普通の場合に於ては父は卽ち家長たれども、時としては父にあらざる者が家長たることあり。要するに戶主は卽ち家長にして、祖先に代り其の子孫を愛護するの任務を有す。家族は又家長の命令に從ひ、家長と共に家の永遠の存立と繁榮とを完うすることに努めざるべからず。

祖先の志を繼ぎて家產を興し家名を揚ぐるは家長及び家族の本務なり。父祖の遺產は成るべく保存すべし。又家の名譽を汚すは祖先の名を辱むるものなる

君には忠を盡し、父母には孝を致し、兄弟に友に、夫婦相和し、朋友に信なりき。われ等がこれ等の諸德を重んずるは卽ち祖先を崇敬する所以なり。

祖先に對する務の中にて大切なるは家名を汚さざることなり。われ等が正しき行をなし、君のため國のため、力を盡し、行を愼み、業を勵みて、家名を全うするは祖先に孝なる所以なり。もしこれに反し、人たる道に背きて家名を傷くることあらば、これ卽ち祖先の名を汚すことにて、祖先に對して不孝となるなり。家名の重んずべきは門地の如何によるべきにあらず、また祖先の功業の有無に拘るべきにもあらず。

祖先より傳はりたる家產を保持し、進んではこれを增殖するも祖先に對する務なり。天災地變疾病の如き避くべからざる事情によるにあらずして、祖先より傳はりたる家屋を破るが如きは、祖先に對して大なる不孝なり。また新に一家を興すものも家產をつくりて、その家の基礎を固うし、以て祖先の名を全うすべし。家產は大切なるものなれば、家業に勉勵して、家產を增殖することをつとむべし。されど不正なる手段によりて家產をつくるが如きは、却て祖先の名を傷くるものなれば、かたく戒むべし。

ことを得たるも、畢竟父母の恩惠にあらずや。

子たるものはまた父母の名譽を重んぜざるべからず。己が行を愼まず、これがために父母の名譽を傷くるが如きは不孝の子たるを免れず。これに反してよく己が行を愼み、身を立て家を興して、父母の名を揚ぐるはまた孝行の道なり。

世には非常なる場合にあらざれば孝行を盡し難しと考ふるもののなきにあらざれども、これ大なる誤なり。日常よく父母に對する務を盡すは孝行の道なり。

格言　父母ノ恩ハ山ヨリモ高ク、海ヨリモ深シ。

孝ハ親ヲヤスンズルヨリ大ナルハナシ。

祖　先（同前）

目的。　祖先に對する務を知らしむるを以て、本課の目的とす。

說話要領。　祖先を崇敬するはわが國古來の美風なり。わが國は世界の文明國中にて最も古き國の一にして、上に萬世一系の天皇あり、下に忠良なる臣民あり。かくて皇室を尊び、祖先を敬ふの美風を生ぜり。この美風はわれ等が祖先より受けたる所なれば、われ等はまたこれを子孫に傳へざるべからず。われ等の祖先は

子たるものは父母の心を安んずることをつとめざるべからず。子にして正しからざる行をなして、父母に心配をかくるが如きは不孝なり。さればよくわが行を愼み、身體を重んじて、かりそめにも父母に心配をかくることなく、常に父母の心を慰めんことをつとむべし。二宮金次郎が母の心を安んぜしが如き、上杉鷹山が父重定を慰めたるが如き、いづれも孝行の道にかなへるものといふべし。

子たるものは父母に從順なるべし。父母はその子を愛し、その子のためをはかりて、種種の教訓を與ふるものなれば、子は謹んでその命に從はざるべからず。父母より仕事をいひつけられたるときは、喜んでこれに服すべし。父母の命の道理にあはざることあらば、これにさからふことなく、言を和げてその正しからざるよしを說くべし。

父母を愛し父母を敬するは子たるものの務なり。世には瑣細なる感情の行違よりして、その父母を疎んずるものなきにあらず。これ甚しき不孝なり。己が知識の加り、または身分の高くなるに從ひて、その父母を愛敬する念の薄らぐが如きは甚しき心得違なり。その身の知識の進むことを得たるも、その身分の高くなる

様を見ざりしならんには、大名はかかるものぞと安んじて、父君の給仕の如きも、召使にのみまかせ、思はず孝行を怠りしなるべし。われ今父君と別居しをれば、朝夕給仕をつとむること能はず。せめては御招き申す時なりとも、自らつかへん」とて、それよりは、父と會食するたびに、自ら給仕してつかへたり。

孝　行　（高等科第一學年）

目的。　孝行の道を知らしむるを以て、本課の目的とす。

說話要領。　人の生るるや、自らその生命を維持すること能はず、父母の力によりて、食物を得、寒暑を凌ぎ、次第に成長するものなり。されば常に父母に對して、厚き感謝の念を懷かざるべからず。もし父母の高恩を忘れて、己れ獨りの力にて成長したりと思ふが如き擧動をなすものあらば、これ大なる心得違といふべし。

父母はその子を見ること己れの如く、己が懷をその子の寢所とし、己が膝をその子の遊所とし、日夜、その子のために心身を勞するなり。かくしてその子の成長して獨立するまでには、幾ばくの苦勞を重ぬるかを知らず。諸子よ。かかる高恩を受けたる父母に對して如何すべきか。

居の後は、風雨寒暑を厭はず、毎日自ら父の邸に赴き、その喜ばしき顏を見るを樂となしたりき。かくして重定の沒するまで、十五年の長き間、少しも怠ることなかりき。

重定は能樂に巧にして、また甚だこれを好みたり。然れども鷹山は深くこの道を稽古せしこともなかりしが、ある日、心に思ひけるよし、父君老後の樂は能樂にしくものなし、この後はわれも相手となりて、父君を慰めんと、これより能樂のあるたびに、鷹山自ら父重定の前にて稽古をなし、父の指南を請ひたり。また鷹山、江戸にありし時、金剛三郎が能樂に巧なるを見、父にもこれを見せて喜ばせんと思ひ、三郎をしてその門弟二三人と共に、はるばる米澤まで下らしめたりき。

ある時、父重定はその隱宅の庭を廣げて、面白く作りなさんと思ひたちしが、上下とも儉約を厲行したる際なりしかば、遠慮してこれを見合せたり。鷹山これをきき、「御老年の御慰何かはこれに過ぐべき。何の遠慮にか及ばせらるべき」とて、數人の人夫を遣して、重定の思ふがままに、庭を作らしめたりき。

鷹山嘗て九十歲以上の老人を城內に召して、料理などを與へしとき、つき添ひ來りし子や孫などの睦ましげに老人に給仕するさまを見て、深く感心し、「今日この有

教科書に現れたる孝道の説明

一、小學校修身教科書

尋常小學校第四學年以下に於て孝道を教授するは、多くは孝子の事蹟を説話し、依て以て孝の心を養ふを主とし、其の以上の學年に至りて、始めて一般的に説明す。故に玆には尋常科第五學年、高等科第一學年及び第三學年に於けるものを掲ぐ。而して前二者につきては教師用書に於ける説明の方詳しきを以て之を採り、後の一は兒童用書より採る。共に皆國定教科書たるは言を竢たず、且修身書は同じく國定教科書中に於ても最も意を用ひて鄭重に編纂したるものなることを記すべきなり。

孝行（尋常科第五學年）

目的。　孝行の心を起さしむるを以て、本課の目的とす。

説話要領。　鷹山は孝行の心甚だ深き人なりき。藩主の職にありし間、政務の忙はしかりしにも拘らず、隔日に父重定のもとに行きて、その起居をうかがひ、己が隱

なすは、なす舅姑の猛省すべき點にして、婦何ぞ之に關せん。只之を忍ぶは婦人の道なり。婦人の禮なり。且彼の國は富の程度高ければ、舅姑と別居すとも、供養の資十分なれば、格別差支なしと雖、我が國は然らず。是國情の異なるに由る。況や人誰か老なからん。而して今日の婦は明日の姑たるを免れず。故に婦の今年舅姑に孝養するは、後年自分に孝養を受くる次第なるをや。若し婦と舅姑との別居を可とせんか。強壯の時身骨を勞して、秋の木枯の老の後見捨てらるるものと言はざるを得ず。されば人生は甚しく無味なるのみならず、鳥獸の行と何れにか差ある。吁、天下の婦女、此の風潮に迷ふなくば、國家の慶事之に過ぐるものあらむや。

（女子の本分）

夢に來る母をかへすか郭公　　其角

自ら賓客の如くし、反りて父母を使ひ、放恣を極むる實相あるにあらずや。誠に戒むべきことの至りなり。一旦嫁ぎし後は、夫に代はりて舅姑に事へ、勤勉以て其の肢體を養ひ、信實以て其の心慮を安んじ、恰、家に於いて父母に事へし如くなるべし。漢の文帝の時、孝婦といふ寡婦ありき。其の夫、軍營に赴かんとして曰ひけらく、今は我が死生知るべからず。汝、吾にかはりてよく老母を養ふか。婦對へけらく、諾と。時に婦、未、子なしと雖、餘念なく姑を養ひて敬愛愈深かりき。偶、其の生母取りて他に嫁がしめんとしければ、婦曰へらく、人の尊ぶ處は其の行にあり。而して天下其の子のために婦を娶る所以のものは、其の老後の身を托せんとするに外ならず。されば夫不幸の後、婦其の姑を養ふは當然の道なり。之を務めずして可ならんやと。少しも肯んずる色なく、爾來、自、紡績の業を取りて孝養の資に充て、二十八年一日の如く信實を盡くし、遂に天命もて姑死にたれど、尚、終身其の祭祀を惰らざりきと云ふ。此等は婦道の標準として見るに足る。然るに近來歐米風を學び、新婦は舅姑と別居すべしと云ふ議論をなすものあり。成程世に無敎育の老人ありて、殊更其の婦を困しめ、終始一家の風波絶えざる例なきにあらずと雖、その不理を

いふべきなれ。其逆境にあひて、已む無くも身を殺し、家を亡すに至るも、君の爲國の爲たらんには、また決して親に對しての不孝たらざる理りを、思ひ知るべき事なりけり。（婦女家庭訓）

父母舅姑に孝なるべし　三輪田眞佐子

嗚呼、人誰か、父母に恩なからん。而して既に恩あれば、之に酬いずして可ならんや。殊に女子は男子に比して柔弱なれば、幼き時より、寢食ともに父母の恩顧を仰ぐのみならず、他日人に嫁ぐものなれば、現在の衣類より未來の立世に至るまで、一として、兩親の配慮を煩はすものにあらざるはなし。其の稍成年に及び、山海の恩に報ゆべき時に達し、父母の膝下を離るゝものなれば、是非幼時の僅々たる年月間に、高恩の萬分一に對する孝養をなさゞるべからず。而して、其の孝養の主なるものは、父母を病床に慰め、敢て山海の珍味を進むるに止まらず、品行を愼み、勉勵もて郷黨隣里の譽を得て、能く父母の心を安んずるにあり。然るに世の處女を見るに、

いふにはあらず。分に超えたる驕侈は、却りて不孝の行ひとこそいふべきなれ。されば、父母盆栽を愛し給はゞ、貧しき子はいさゝかの暇あらん時、野邊に出でて菫の一株を掘りもて歸り、又は緣日に五六錢の盆栽を購ひて參らするも、みな其嗜好に適する父母の悦びは、數千金の珍卉、名花を捧げたるに變ること無く、富者の萬燈よりも、貧者の一燈こそ中々に光ありて、其志を助くる道に協ひぬべきなれ。況て、父母が世の爲、人の爲、且つは慈善、教育などやうの有益なる事業に志し給ふこともあらば、其れこそ子たる者は、其力一杯をこれに傾けつくして、なるべく其愛たき志を遂げしめまつらんことを欲し望むべきなれ。さるを、不孝なる子は、父母の志を助けて長じまつらんなどはせず、たゞ、益無きことに老の繰言いはるとのみ罵り退けて、苟且の神詣で、寺參りなどをさへ、心の儘にせさせまつらぬこそ、いと憎く爪彈きもしつべき事なれ。人の子たらん者、能く〳〵心せずはある可らず。

約言すれば、孝經に敎へられたるこゝろばへの如く、孝子はわが身を大切にし、其言行を愼み、其職務家業を勵み、父母の養ひに不足なく、わが名譽と幸福とを永久に完くして、父母の名をしもあらはし尊ばするをこそ、孝道の圓滿完全なるものとは

人の、事に臨みて其が異見をも述べ、又其不可を唱へて諫め止めたらんには、誰れしの人かは感じ動きて其云ふ所を諾はざる事のあるべき。形先づ正しからざれば、其影の正しき事能はざるべき理りを思ひ知るべきにこそ。

父母の志は助け行ふべし。凡そ人には皆すべて何事かを志す所ありて、其志を達せんと欲するを、第一の希望とするものなり。國家の爲、公共の事などに就きて、大きなる志を懷く人は云ふも更にて、或は文學に、技術に、又は各種の遊戲其他に於る嗜好の千差萬別、大なるも、少なるも、將た有益のこと、無用のことなど、取りぐなるべしと雖ども、子の親につくさんと欲する意志は、假令、父母が志の格別稱賛すべき程の事ならずとも、苟くも不正不義の事たらざる以上は、なるべく力の及ばん限り助けて、成就せしめまつるべきなり。假令ば、書畫を集め、盆栽を培ひ、又は鳥を飼ひ、魚を養ふが如きは、極めて其志の小なるもの、其希望の低きものにて、富みて且つ豐かなる家ならでは、決して充分の滿足を與ふること能はざるべしと雖ども、抑も親に事へては能く其の力を竭すべしといふは、其身分相應、出來得らるゝ限りの度迄、竭せといふの意にて、決して身分不相當なる無理わざしても、親の爲にせよと

過ちは犯すことある可らずなどやうに、世の人も思ひ成りぬべきやうにぞあらまほしき。　昔小松の內府が、君の爲又親の爲に、父淸盛が暴行を諫止せられける時、さすがの淸盛も心解けて、其過ちを謝せられけるに、內府潸然と打ち泣きて、子として親を諫め參らするだにいと悲しきを、我が過ちを免せかしと父君に詫び云はせ奉る子の不幸、罪去り所無しと悲しまれけん涙の玉ぞ、二つ無き道の寶とは、世に顯れける。　凡そ、少者の長者を諫め、子の親を諷するが如きは、順にあらずして逆なり。逆境には宜しく注意の上にも注意して、決して其中を失はざらん事を期すべきなり。　斯く父母の過失を諫めて、能くこれを正に歸せしむるが如きは、單へに其子たる者が平素の行ひを愼みて、且つ父母を始め一家一族にも、信用の極めて深く固からんことこそ肝要なれ。　日頃は父母の心を勞し、又は親戚にも心行かぬ者に思はれ居たらんには、事あらん時、偶ま良き說を唱へ正しき言を云ひたりとも、先づ大方は聞かれぬものにして、ともすれば、己れが過ちを知らず顏に、長者に對ひて諫言だてすることそ奇怪なれなど、反對に燃る火に薪を添ふるが如き事、爲出でじとも云ひ難し。　さるを、常に孝悌、和順の德を守りて、萬づに謹愼の心深く、且つ耐忍の力強き

無きにしもあらじ。さる折には、子は他の誹議攻撃を受けしめざる前に、能く眞心をつくして諷諫すべし。されど、決して苟且にも不敬不遜のふるまひ、ゆめ〳〵あること勿れ。詞を卑くし色を和らげ、諄々として徐かに懇ろに理のある所、義の奪ふ可らざる事を説きて、能く〳〵其心よりげにと思ひ知らるゝやうにあらしむべし。一度諫めたるに聞かれずとて、心短く止む可らず。其機嫌をはかりて、幾度も說き誡むべし。斯くてもつひに父母の嘉納し給ふ事無くして、其過ちを遂げらるるが如き事あらば、子は單へに我が過ちと均しく思ひて、いよ〳〵わが行ひを愼み、能く勉め、能く勵みて、其過ちを償ひ參らせんことを期すべし。斯くて、他人若し惡ざまに云ひおとし、又は詰問することもあらば、出來得べき限りは其非を覆ひ、且つ自らの過ちに云ひなして、露許りも、親の上、誹りがましきこと人に語る可らず。子は父の爲に隱す、直きこと其中に在りとは、古聖も云はれにけり。さりとて、僞りを設け詞を飾りて、他を欺くは惡し。何も〳〵、たゞ己れが不肖不德に取りなして、他をして、其孝子が衷情のいとほしさに、再び口を開きて問ふに忍びざるの思ひあらしめ、つひには、斯かる善良孝悌の子を養ひなしたる父母の、よも人の云ふがごとき

にも命じ、我が爲し得べくんば、速かに繕ひもし、洗ひもして奉るべし。　其寐ね給ふ時には、冬は床の暖かならんやうに、夏は臥戸の涼しからんやうに注意し、眼覺めて召し給ふべき茶、烟艸盆、摺附木、蠟燭の類ひも、なるべく邊り近く參らせ、被ひたる衾は、風透かぬやうに手して袖裾のあたりを壓しつけ、能く其機嫌を尋ねて、さて後自ら寐に就くべし。　朝はとく起きて、又父母の所用を助け參らせ、嗽ひの湯水、朝飯等のこと人に打ち任せずして、なるべく自ら下り立ち、取りしたゝめて參らすべし。　これは、奴婢召し使はぬ人は云ふも更にて、縱令、餘多の從屬を使役する尊貴の家に生れたる人なりとも、父母の事は勉めて己れ其使人等に先き立ちて心を添へ、助け爲し參らすべし。　かまへて〳〵、至敬至愛なる双親の上を、他人の手にのみ一任すること勿れ。

父母の過ちは諫止すべし。　幼なくしては、父母に從ふはもとより子たるの道にして、決して背き戻る可らざるは云ふ迄も無き事なれども父母若し過ちあらば之を諫め、これを止むべきは、また子たるの本分なりかし。　長上、尊親も人間なれば、神の如き全智萬能を有し給ふべきにあらず。　時としては、或ひは千慮の一失これ

き事無からんやうにぞあらまほしき事なる。

父母の側らにあらん程は、父母の喫し父母の食し給ふ飲料食物、及び其召し給ふ衣服、使ひ給ふ調度、臥床、被衾にも能く〳〵注意して疎かなること無からんやうにあるべし。　往昔、孝を以て世に聞えたる人は、身、至尊の位に在りても、尚湯藥は必ず自ら嘗めて後これを親に薦め、身、尊貴の職に在りても、親の爲に粥を煮、肉を裂き、又は幼稚の身を以て衾を暖め、蚊を防ぎたるなどの跡を慕ひて、幼けなき程より孝道の最も最良きものに從はんことを心がくべし。　一碗の湯を汲み、一煎の茶を注ぎて參らするにも、まづ、父母は常に濃きを欲し給ふか、薄きを欲し給ふか、または餲きたるがためにも求め給ふか、氣倦みたるがゆゑに欲し給ふかなどをも思ひはかりて、其心に望ましく思はるゝ所を薦め參らすべし。　されば、苟且のすゞろ歩きにも、先づ父母の嗜好を思ひ出でて、片手に摘める土筆、蒲公英も、子が孝養を嬉しみ受け給ふ父母は、山海の珍味にも增して、甘く味よく覺え給ひぬべきにこそあれ。　父母が衣服を召し更へ給ふに侍し參らせなば、其裂け綻び、汚れ垢つきなどはせずやと心を配りて、己れなほわが身に爲し能はざる程は、年かさなる人に告げ、又は婢女など

く能く會得すべきなり。されば、子の學文技藝に長じて、且つ他の交際等の上にも、誠あり、情ある人ぞと、世に愛で囃されたらんには、父母はわが身の褒められたらんよりも、樂しく嬉しく覺え給ふべし。されば、身を立て道を行ひ名を後世にあげて、以て父母をあらはすは、孝の終りなりともいひけらし。さるを、苟且にも親の名を汚し、親の面にかゝはるが如き事したらんには、不幸これより大いなるは無かるべし。かへす〴〵も萬づを愼みて、苟くもせざらん事を希ふべきことにこそ。

さて、妙齡に及びて人の家にも嫁ぎたらん後は、しば〳〵親里に歸りて父母の安否を訪ふさへ、難き境遇に立ち至ることこれ無きにあらず。然らん程は、たゞ其良人舅姑に事へ、夫の家を能く治めて、父母の敎育實に最良じかりけりと、人々に褒め稱へらるゝやうにあるべし。これぞ生みの親に對する孝道の正しきものにして、彼の外戚をひきて、濫りに私の親族に厚うするが如きは、決して眞の孝行にあらざることを、能く〳〵思ひ知るべきなり。さればこそあれ、女子は、父母の膝下に在りて、旦暮に馴れ親み、慰め事へ參らする年月は極めて短きほどなれば、男子に倍して尙一層心を用ひ、力を竭し、年長けて後、斯くもあらなんをと打ち歎き、悔い憾むが如

べきなり。　又、父母の此上無く心を痛めらるゝは、子の病する時にこそあれ。　されば子たる者は、物の心少し知るやうに成りたらんには、先づ第一に、父母より分ち給はりたるわが身を大切にして、不養生、不注意等の爲に不測の病に罹り、不慮の負傷等を爲ざらんことを心がくべし。　さて、斯く常に能く注意したる上にても、不幸にして病に犯さるゝ事もあらば、勉めて醫師、看護者の詞に從ひ、苟且にも、我儘、氣隨のふるまひ無く、一日も早く怠りて、父母の心を安からしむるやうにすべく、疾病、負傷の痛苦も、なるべく堪へ忍びて、泣き呻き、悶へ騷ぎなどして、親の歎きを添へまつらぬやうにと辛抱すべし。　人は心の持ちやうにて、苦に居ても左程に苦を感ぜず、樂に居ても亦左ばかり樂を感ぜぬものにこそあれ。　幼きよりの教育、習慣によりて、いかやうとも、なりもて行くものなれば、早くより、善き道に移りて岐路に迷はぬやうにと希ふべきなり。

況て、よし無き人の噂さをし、人を嘲り、人の蔭言、中言など云ふ時は、つひに親戚、朋友にも疎み嫌はれ、善からぬ風評は、ひきて、父母の身にも及ぶべきなれば、我が過失は我れ一人の不面目に止まらずして、父母の上にも及ぶべきものぞといふ事を、能

心に事ふる樣を見ば、父母は幾多他人の心を用ひて事へたらんよりも、嬉しく心行くものに覺え給ふべきなり。　又、夜など暇あらん折は、父母の肩腰をさすり、或は其が慰めともなりぬべき物語などをもし、又、草を摘み花を折りて捧げ參らせなど、いさゝかの事にても、たゞ其心を安からしめ、樂しからしむるやうにと心がくべし。

賓客などありて家の內事繁からん時には、なるべく邪魔にならぬやうにし、齡ややうやう長じて、父母の手助けとも成りぬべき頃に至らば、力の限り下り立ちて、出來得べきだけ父母の勞を分ち參らすべし。　況て、客の前に出でては、愛々しく大人しく打ちふるまひて、いさゝかも父母の心に背きたる事の無きやうに注意すべし。

父母の許に在りて父母の育みを受くる程は、奴婢も決して我がものにはあらず、父母の召し使ひ給ふものなれば、ゆめ〳〵我儘無禮の擧動ある事無く、常に慈みの心を以てこれに對すべし。　さりとて餘りに打ち解け謙るにすぎて、主從の分ち無きやうならんは、以ての外なり。　慇懃に、情々しく言ひ行ふ中にも、亦、一種、嚴然として犯す可らざるが如き所あるべし。　蛇は三寸にして其氣を呑む。　幼けなくとも下部等などに侮られ輕しめらるゝは、其父母を辱め參らすると同じ事なりと思ふ

み謀りたるものにこそあれ。世に、人の他を褒むるに當りて「汝より彼れは優れり、汝は彼れに及ばず」といはるゝ時、中心悦びて且つ諾ふものは、子の親に優れりといふ一事あるのみ。其他は、いかなる賢人と雖ども、己れの他に劣れりといはるゝ時、能く斯くの如く歡喜する者あること無しと、人の云ひたる。げに、さる理りもやあるらん。親は我が子の嬉しげに樂しめる樣を見ては、己れ歡ばしき事あるが如く心勇み、其悲める樣を見ては、己れ憂はしき事あるが如く心結ぼれて思さるゝものぞ。されば、人の子たらん者は、幼き程よりたゞ單へに父母の心を安からしめん事を念じて、造次顚沛の間にも、更に〳〵忘れ怠ることある可らず。少女、父母の家に在る程は、先づ朝は時間を定めて、なるべく早く起くべし。されど年若き頃は眠りを貪ること多くして、目覺め難きものなれば、若し父母又は他の人の、時なりぬとて起されたらんには眠たきを耐へて機嫌能く起き出で、化粧、裝飾、手早くして、身の廻りの物はなるべく人手を借らず取り片づけ、さて先づ父母の安否を問ひ參らせ、縦令、學校に通ふ程にて時持たぬ身なりとも、一分時間許りだにあらば、茶、烟艸盆薦むる等の事をも、我が手づからなし參らすべし。いさゝかの事なりとも、我が子の眞

間ぞかし。人の家に行きては、心に思ふ千々が一つも、里方の親の爲に爲し得べくもあらざめれば、返す〳〵も、幼き程より能く心に心を用ひて、兩親の思さん事に背き違はざらんことを希ふべきなり。

父母の齡を辨ふべし。人壽百歲を過ぐる者少なく、七十は古來稀なり。而して子の大人々々しくなりて、やう〳〵親に孝ならんと欲する程は、其父母が殘りの齡いと僅かに成り給ふぞかし。且つその老いかゝまりて、病の床に就かれなどしたらん上は、百の珍味、千々の美服も、更に〳〵嬉しとも快しとも覺え給ふべきにあらず。況て沒り給ひぬる後に、喪を厚くし、墓を麗しくし、其追善冥福に巨額の金を費やしたりとも、亦何の甲斐かあらん。「子孝ならんと欲して親まさず」返す〳〵も、人の子たらん者は、幼きより早くこの孝なる道を辨へて、長じて後に、後悔、臍を噛むの悲しみ無からんやうに、心がくべき事なりかし。

父母の心を安んずべし、父母の心を樂ましむべし。凡そ親に孝ならんと欲する者は、宜しく先づ其父母の心を安からしめて、且つ之を樂ましめんことを思ふべし。前にも云へるが如く、父母は其身のならんさまをも忘れて、たゞ其身の爲との

彼の禽獸も子を慈むの情に於ては、まことに其天然自然に出でて、甚だ怪しむべきものあるを見るべし。　母鷄の雛をかへす時は、其身の肉落ち、骨痩するを顧ず。　乳虎が仇を防ぐの猛威は、彈丸も爲に能く之を射ること能はざるものあり。　況てや萬物の靈なる人の、襁褓の裡より保育して、這へば立て、立てば歩めと、たゞ其行末の希望に、我が齡の積り行くをも覺えず。　若し偶ま其病めるに遇へば、我が身のいたづきあるにも增して、夜は終夜に目をだにあはせずして、懷去らず見あつかひ、身のしとどに濡れ、衣の汚れけがるゝだに心もつかで、食は味はひを變じ、面は色を失ひつゝ、たゞ其恢復をのみぞ祈るなる。　若しこれを子の親に事ふることに變へたらんには、あはれ希世の孝子とこそはいはるらめ。　凡そ物を買ふ人は必ず其報いを出だし、借りたる品は返さざるを得ず。　さるを、子の親に育み慈まれたる報酬は、抑もいかなる事を爲してか、又相ひ償ふに足れりと云ふべき。　其終生、力のあらん限、隙間も無く盡し參らせたりといふとも、更に〳〵其惠みの萬分が一にも足らずとこそいはるらめ。　殊に、女は年頃になりては、早く既に父母の家を離れて他に嫁がざる可らざるものなれば、父母の膝下に在りて孝養を盡さん程は、たゞ假寐の夢の

而して君々たらずとも、臣は以て臣たらざるべからずとし、不道の君の爲にもなほ其身を致す者を、人呼びて忠なりとは稱へ云ふぞかし。又、妻の夫の無情に對してもなほ節操を全くするを、世擧りて貞女とは、褒むるなりけり。況んや、その兄弟に於る、朋友に於る、他の不義不正をしも覆ひかばひて、以て其愛情を益々厚からしむるが如きは、實に異數異例の事とすなり。斯かる例は甚だ世に在ること稀れなるが故に、忠と號け貞とは稱し尊ぶにこそあれ。何人も、みなこと〳〵く斯くの如くならば、などかは忠臣といひ、貞女と呼ぶの必要あるべき。されば、不忠の臣と知りつゝも、なほ君のこれを愛し、不貞の妻と悟りつゝも、夫のなほこれを慈むが如きは、其一種異例の人ならざる以上は、また決してあるべきの理なし。

父母の慈愛を思ふべし。然るを、父母が其子に對するの情の如きは、其賢なる者、孝なる子に厚きは云ふも更にて、其不孝の子、其不智の女に對しては、なほ益深く厚きを見る。勿論、賢明なる父母に在りては、泣く〳〵も其不正を責めてこれを叱り、これを遠ざくることと、これ無きにあらねども、其責むるは寧ろ責めらるゝ人よりも、幾數層つらく悲しく覺ゆること、賢愚尊卑、更に〳〵かはる所無きものなりかし。

要するに博士の孝道に對する議論は、眞摯を缺き、史的研究の體度によられぬのみならず、徒らに慢罵嘲笑の口吻を以て聖賢の立言を飜弄せられたに過ぎぬのは、予の甚だ遺憾とする所である。予が不肖を顧みず以上疑點を擧げて敎を乞はむとするは、敢て辯を好むにあらず、斯道の爲に已むを得ざる次第である。

父母に對する心得　下田歌子

「人の親の心は暗にあらねども、子を思ふ道に惑ひぬるかな」とは、げに能く親の心情を吐露したる歌なりけり。凡そ世に慈愛といふことの極度に達したるものは、親の子を思ふに上越す者無かるべし。夫妻の情、君臣の情、及び兄弟、朋友の情の如きは、其道理の內に在る所の情にして、其道理の外に溢れたる情にはあらず。他の我れに對して情厚きが故に、我れも亦他に對して情の深きなりけり。何となれば、君、臣を見ること手足の如くなるが故に、臣の君を見ること腹心の如くなるなり。故に君の臣を見ること土芥の如くすれば、臣の君を見ること寇讐の如くなるなり。

出で、自由意志の選擇によるものである。又沒我と云ふ文字は自己保全と云ふ意味を缺く樣に解せらるゝので、これは儒教道德を形容する言葉にはならぬ。何となれば、志士仁人が生を捨てゝ義を取るのは、とりもなほさず、自己の人格保全の爲であつて、生と義と大小輕重を比較した後に起ることで、初めより自己の生存を輕く見るわけではない、これは孟子によりて充分說き盡されて居る。

孟子曰魚我所欲也熊掌亦我所欲也二者不可得兼舍魚而取熊掌者也生亦我所欲也義亦我所欲也二者不可得兼舍生而取義者也生亦我所欲所欲有甚於生者故不爲苟得也死亦我所惡所惡有甚於死者故患有所不辟也如使人之所欲莫甚於生則凡可以得生者何不用也使人之所惡莫甚於死者則凡可以辟患者何不爲也由是則生而有不用也由是則可以辟患而有不爲也是故所欲有甚於生者所惡者有甚於死者非獨賢者有是心也人皆有之賢者能勿喪耳云々。

又佛敎にも煩惱卽菩提、生死卽涅槃、世間卽實相、娑婆卽寂光土の說があつて、尙ほ現實生活に至上の意義を認むる點があれば、沒我主義など一口に限るのはあまり胡椒丸呑ではなからうか。 これに就ては題目を改めて別に論ずるであらう。

をよく〳〵理解した日には、自然に時勢によりて變はらねばならぬ樣になつて來る。それが聖賢の主意に叶ふのである、つまりそれが儒教中の仕事である。

博士は東洋の道德は沒我的で、何でも自我を一層大なるものに悉く埋沒して掛つて來る所にあると云つて御座る。博士の言ふ所の自我を一層大なるものの爲に埋沒すると云ふは、例令ば臣子が君父に對して忠孝のために一命でも捨てると云ふ所を指したのである。併し相手が君父であるから其の場合は一層大なるもののゝために埋沒すると云ふことにもなるが、東洋の道德の根本主義は、決して一方に偏倚して居らぬ。君臣父子一心同體、各私情私欲を去つて相爲に心力のあらむ限り盡す所にある。大學にも

爲㆓人君㆒止㆓於仁㆒爲㆓人臣㆒止㆑於敬爲㆓人子㆒止㆑於孝爲㆓人父㆒止㆑於慈與㆓國人㆒交止㆑於信、

仁敬孝慈信各時處位の宜しきに適ふ樣にするのが、道の主眼になつて居る。又此の沒我と云ふことを他動的の意味に用ゐては困る。志士仁人が身を殺して仁を爲すと云は皆自動的の行ひで、決して他より命ぜられて餘儀なくすると云ふ犧牲的の意味ではない。古來忠臣、孝子、節婦、義僕の行を見るに、皆中心の至誠より湧き

で、これ以上から信用が出來る。 併し三世以上にも亦品位等級はある、今日に於ても同じく政府の保證ある開業醫中に色々品位等級のあるを見ても分かる。

井上博士は三世と云ふを父子孫の三世に限ると考へらるゝ故に、青山胤通君の如きも一代で大醫になつたと言つて御座る。 予は貝原益軒と同じく三世を父子孫に拘はらず、師弟相續三代と見る故に、青山胤通君は申すに及ばず、今の普通醫學校の卒業者は、代々の教師から傳はつたので、其の學統から言へば、何代續いて居るか分らぬ、故に禮記の説によつても、皆一通り信用するに足ることになる。

井上博士は末段に「孝と云ふ觀念の内には、色々な形式が含れて來て居る。 處が是等は時勢によりて大に變はらなければならぬ」と云ふことを述べて御座る。 之によりて見れば、博士の胸中にも、確かに孝道に就て觀念は觀念、方式は方式として別に見なければならぬと云ふことに御氣がつかれて居る。 只博士の心中經書に對する信念が薄いので、動もすれば、早呑込の議論を以て、聖賢の立言を誹謗せむとするの癖がある。 博士の樣に強て聖賢の立言を非議して、是等は時世によりて大に變へなければならぬと力身むには及ばぬ。 眞摯に聖賢の書を研究して其主意

貝原益軒翁は、三世とは父子孫に拘はらず、師弟相傳へて三世なれば其業くはし、其說然るべしと養生訓に述べて御座る。益軒翁は博學多識であれば、何かの古書に據てかくは述べられたものであらう。醫師は吾人の生命を托するもので、信用の置ける人を擇ぶべきは勿論のことである、然るに醫師の良否は却々素人には分り兼ねる、分り兼ねると言つて無暗に醫師でさへあれば賴むと云ふわけにゆかぬ。そこで先づ其人の履歷を知るの必要がある。今日世間でも、あれは醫學校の卒業であるとか、あれは內務省の檢定合格者であると言つて、ソレ〴〵醫師の品位を評定して居る。若し醫學校と云ふ者の設けもなく、又政府の保證もない時代であつたならば、一般素人は何を標準として醫師の品位を定めて信用を置かんとするであらうか、醫不三世不服其藥は實にさういふ時代に於ける醫師選擇の標準である。

こゝに人あり、誰に就て學んだと云ふこともなく、只自分免許に醫業を始めたものがあるとすれば、心あるものが其技量を疑はずに病を托するであらうか、又左樣な人に就て學んで醫師に成つた人も險呑である。そこで先づ三代以上師弟相續して居る內には、自然に病氣の鑑別、藥物の効能等に實驗が積めて來る筈であるの

栓を拔くのも、同樣の類である。

井上博士は其の藥と云ふ者が劇藥でなければ宜い。葛根湯位ならば、吾々も甜めても宜いけれども、今は藥が支那の其時とは違て發達して來て居るから、却々滅多に嘗められぬと言て御座る。これは元來如何樣な心根から出來た言葉であらうか。井上氏の言はるゝ理由ならば、益、以て嘗めねばならぬ必要があるではないか。少しく分量を過ぎても、人を仆す樣な劇藥があるとすれば、豫め醫師とも研究して置て、舐めた所の味で、厚薄の度合を知ることが出來れば、其れ丈けの經驗を得て置くのが肝要であらう。左樣な危險な藥を若し分量を過つて居たときに、親が飲んで死ぬるのは構はぬ。自分は恐ろしいから嘗めることはせぬと云ふことで見ると、これはまた大變な筋の違た話で、孝道觀念の變遷ではない。孝道觀念の缺乏と云ふわけで、孝子の親に事ふる心底と云ふものは、何所にあるであらう。井上博士は、今日只今父母に對して右樣な心底を持て御座るか、一應改めて伺て置く。

醫不㆓三世㆒不㆑服㆓其藥㆒これも至極尤もな事である。元來此三世とあるを、父から子、子から孫と三代續くこととのみに思ふは、甚だ狹義な考で、事理に適せぬ事である。

を進める樣なことがあつては、子は何處までも不注意の責を免るゝ事が出來ぬ。殊に昔は藥物の學問も制度も開けて居らず、調合もほんの醫師の匕加減を當てにする。　言はば不安心の時代であつたので、一層其の注意が肝要である。　今は製藥の學問が開け、制度が嚴重になつて、藥舖で賣て居る藥は、衞生試驗所の檢印の捺したもので、藥劑師の資格あるものが之れを取扱ひ、醫師は醫師で皆相當學校の卒業者若しくは內務省で試驗をして學問技量を政府で保證したるものに限る、それが藥局定量の範圍內に於て責任を負て調合をすることであるから、念の上にも念が入れてあつて、言はば只今は國家が凡ての人に代て、法律と云ふ舌を以て二度も三度も嘗め試みて、やるわけであるから、今の藥は賣藥にしても醫師から貰ふ藥にしても安心して、親にも又凡べての病人にも飮ますことが出來る。　これで今の人は尋常の場合は必ずしも嘗めなくても善い。　**併し親の爲には、藥を嘗めて毒味をしなくてはならぬと云ふ觀念は、昔と變らぬ樣に何人も持たなくてはならぬ。**　殊に親に對して、藥を進める時、少許を嘗め試みると云ふことは禮として奧幽かしい感じを與へる。　例令ば今の人が、客に罎詰の酒でも進めると、特に客の前でコルクの

分る、若しこの儀が分らずして、道德と云ふものは、觀念を去つて一から十まで古人のした方式通りを行はなくてはならぬものと、誤解するに於ては、其の行は必ず常識をはづれたことになる。　昔し或る馬鹿な男があつて、或日芝居を觀物に行きて、二十四孝の藝題で孟宗が寒中に筍を劚て親に食はせたと云ふので、大に後世に名譽を揚げたと云ふ所を見て、孝行と云ふことは、何でも親に筍を食はせることと思つて、家に歸て母親に向て云ふは、己れは今日から孝行をしやうと思ふが、筍が食ひたくはないかと云つた、所が母親が云ふには、己れは筍は嫌いであるが、唯向ふの店で賣て居る素麵が一膳食ひたいと云つたら、其の子が大に腹を立てゝ、二十四孝に素麵を食はせることがあるかと云て、いきなり母親の頭を二つ三つなぐつたと云ふ話がある。　世の學者として德敎を論ずるに、敎訓の意味觀念を措て唯方式の末許りを見て居るものは、德敎の何物たるを知らぬので、此の昔話の主人公の類である。

父有疾飮藥子先嘗之これは子たる者、親の病氣の折に湯藥に侍するの心得であつて、吾輩は尤千萬のことと思ふ。　萬一藥の調合にでも過まりがあつて、親の病氣

君や父に服せるものがあつては危ぶないから、臣たる者が、先づ毒ではないか試して見る必要があつたかも分らぬけれども、それでも險呑なことで、斯ることを今日實行させやうと云ふやうなことがあつたならば、非常な間違、幸ひ誰も實行しないから結構であるけれども、兎に角斯る形式的の側に於ては、必ずしも守るには及ばぬことがあることを知らなければならぬ。　これから三世も續た醫者の藥でなければ服んではいけない。　醫科大學あたりの人で三代續た人が何人あるか、靑山胤通君始め一代で、大抵の人は一代で名醫になつて居ります云々。

井上氏は、何處迄も方式を以て觀念と同一に視て御座る。　其故始終斯樣な議論が出來るのである。　吾輩が見る所では、儒敎の發揮して居る孝道觀念は、人性の自然に根基したもので、古今一貫で素より增す必要も、滅ずる必要もない。　唯之を行ふ方式は時處位の宜しきに隨つて變更すべきで、一定不變では反て融通がきかぬことになつて、つまり儒敎の精神に背くことになる。　敎育の勅語にも、斯道は皇祖皇宗の遺訓にして、子孫臣民の倶に遵守すべき所、之れを古今に通じて謬まらず、之れを中外に施して悖らずと、仰せられてあるによつても、道の古今一貫と云ふ事は

とある。　これは故國を去つて他國に移つた者が、祭祀之禮と居喪之服は、矢張故國で行た習慣に從てよろしいと云ふのである。　況んや初めより、國を異にするに於てをや。　孔子の弟子が、孔子の喪に皆々心喪を服すると云て、形ちに喪服を着せずに、心に喪服を着た心掛となつて、謹愼の意を以て喪を勉めたと云ふことが書てある。日本人も孝心の深いものは、矢張心喪の心持ちを以て二年間位、即ち二十五ヶ月位は謹愼の意を表すべきである。　人情の上から見ても、父母に別るゝは一生の大事で、二年間位は物見遊山等にうかれ迴る氣にはなれぬのが當りまへである。

次に井上博士は禮記の曲禮にある

君有レ疾飲レ藥臣先嘗レ之親有レ疾飲レ藥子先嘗レ之醫不二三世一不レ服二其藥一。

と云ふ語に就て口を極めて非議せられてある。

これはちやんと法律の如きものでありますが餘程困る。　其の藥と云ふ物が、劇藥でなければ宜い、葛根湯位ならば、吾々も舐めても宜いけれども、如何なる劇藥があるか分らぬ。　今は藥が支那の其時とは違て、發達して來て居りますから、ナカナカ滅太に舐められぬ。　素より是は支那の昔でありますから、怪しき藥を

言ひ、儒に對して譏評を極めて居て、素より信ずるに足らぬが、併し其頃禮法儀式を知つて居ると云ふを以て、富豪貴人の家に聘用せられ、儀式の差圖をして生活する一類の人、卽ち孔子の所謂小人儒の輩があつて、名を孔子並に七十子の說に託して、禮法儀式をつとめて複雜にして、吾れこそ專門の學者なれと云ふ風に、高くとまつて無暗に葬の儀式を華奢にして、其の禮の本意を失ふこと少くない。　そこで一時天下が墨子の簡略な說に傾いたが、併しこれが亦極端に走つて、人情を害するので、其の後、子思の門人が正しき學統を傳へて、其の系統から孟子の樣な大人物が出て盛に楊墨を排斥したのである。　孟子以後五十年計りにして荀卿が出で、子夏の學を傳へた事にはなつて居るが、其の說偏僻で、孔子直傳の學、卽ち吾輩の所謂原始儒敎の精神として受取る譯にゆかぬ。　此等の點を度外にして、何もかも禮記にある所を妄信するは、所謂科學的研究の態度によらぬと云ふものである。　さて日本には古來三年の喪が禮法となつては居らぬ。　法令となつてをらねば、必ずしも支那の通りに、齊衰の服を着るには及ばぬ。　禮記にも

君子行レ禮不レ求レ變レ俗祭祀之禮居喪之服哭位之位皆如二其國之故一謹修二其法一而審行レ之。

のは其の頃の術士の類を指したのであらう。元來儒と云ふ名は、孔子以前古くより稱せられて、文學とか、禮法とかを知て居るものの總稱であつて、其の品位等級も亦色々あつた。孔子が子夏に對して、汝君子の儒となれ、小人の儒となることなかれと仰せられたのも、儒に色々の品位等級のあることを證するに足るのである。殊に孔子の沒後五六十年墨子生存の前後には、孔子の直傳の弟子も漸く死亡して、流風餘韻を傳ふるものも乏しくなり、此處彼處に名も知れぬ村學究の類が居つて、妄に儒の名を冒して、愚民を誘ひ、私利を營んで居た形跡があつた。墨子の非儒篇に於て

夫繁飾禮以淫人久喪僞哀以謾親。

と云ひ、

貪於飲酒惰於作務。

と云ひ、

富人有喪乃大說喜曰此衣食之端也。

と云て譏て居る。非儒篇は墨子の門人小子の手に成つて、通篇殆んど無根の事を

下請以殉葬子亢曰以殉葬非禮也雖然則彼疾當養者孰若妻與宰得已則吾欲已不得已則吾欲以二子者爲之於是弗果用。

と云ふことが載せてある。陳子亢は孔子の弟子子禽のことであつて、子車の兄弟である、子車の妻が葬に殉を用ゐんとするの非理なるを止める爲めに、若し是非に殉を用ゐねばならぬとすれば、子車の生前に疾を養ふべき義務ある妻と宰とを用ゐるが善い。殊に其の事を發議した人を用ゐるが善いと云たので、妻も宰も大に閉口して、殉を用ゐることが沙汰止みになつたと云ふ。流石孔子の門人たる子禽の取計ひ丈けに、頗る面白い話が載せてある。されば、此の時代に行はれたる厚葬の弊害に對しては、孔子及門弟子は、疾くに充分認めて、之れを救はんとしたることは明瞭である。墨子が其の後に起て、厚葬の弊を論じたが、其の先鞭は已に孔夫子が着けて御座る。墨子が厚葬の弊風に向て攻擊を加へ、節葬を論じたのは、大體の主意に於て取るべき所はあるが、其書が多く門人小子の手によりて、論旨が遂に極端に走つて、人情に悖ることが多いから、遂に後世に至て、識者の顧る所とならぬ樣に立至たのである。其の非儒篇に於ては專ら儒を攻擊して居るが、此の儒と云ふ

の沒後を去る五十年乃至七十年の後に、墨子が起て節喪論非儒論等を唱へたが、其の厚葬の弊害を擧げて居る内に左の言葉がある。

征夫賤人之死者殆竭家室諸侯之死者虛府庫然後金玉珠璣比乎身綸組節約車馬藏乎壙。

と云ひ、

天子殺殉衆者數百寡者數十將軍大夫殺殉衆者數十寡者數人。

これは多少誇張して書いてあるが、併し此の類の事獨り墨子の時に限らぬ、孔子の時にも同樣の弊風があつたものと見えて、孔子並に門弟子に於ても、力を極めて之れを救て御座る。孔子家語に

季平民卒將以君之璵璠斂贈以珠玉孔子初爲中都宰聞之歷級而救焉曰送而以寶玉是猶曝尸於中原也其示民以姦利之端而有害於死者安用之且孝子不順情以危親忠臣不兆姦以陷君乃止。

又禮記檀弓にも

陳子車死於衛其妻與其家大夫謀以殉葬定而後陳子亢至以告曰夫子疾莫養於

喪禮稱家之有無不可勉厚葬而致有之慮家廢則宗廟不能以獨存矣

此精神で往けば、商賣せねば立行かぬ家は、無論引き續き商賣をして差支ぬことでなければならぬ。　之れを要するに、禮記の書の編纂せられたるは、秦火の後漢の武帝の時、河間獻王が古書を採集することになつて、古禮の書が漸く集まつて來て師弟相承けて宣帝の時になつて、戴聖が諸の逸書を輯めて一纒にしたのであつて、其の各篇に就ても其の作者の後世に傳はり知れてをる分は、僅かに緇衣の(公孫尼子)中庸の(子思)月令の(呂不韋)王制の(文帝の時の博士)樂記の(荀卿若しくは河間獻王)と云ふ位のことで、此等六篇とても疑問に屬すると云ふ次第で、其の内容は頗る錯雜なもので、勿論漢代に入てからの時代思想の混入の多いことは分る。　山路愛山氏は先年孔子論と云ふ書を著はして、其の初めに禮記の事を論じて、同書の禮運の篇に、大道既隱天下爲家の一章を擧げて「この思想は正しく黄老の學の行はれたる時代に非ざれば人の理解し能はざる所にして、而して唯此の如き時代にのみ發し得べきものなりと」論じてあるは、誠に卓見と云ふべきである。　予は更に進で喪に關する記事に就ても、矢張同樣の態度を以て詮議するが肝要であると思ふ。　孔子

と大にわけが違ふ。其の頃は官吏は皆世祿と云て、政府より其の家に一定の土地を受け、其の公田から取上げる收入によりて衣食することであるから、若し父母の喪に當つたならば、三年の喪卽ち二十五ヶ月間は、事を致すと云て公の勤務を休まして貰ふので、時の政府よりも遠慮して其間は公役に使はぬのである。「君子不奪人之親」で人の親喪に居るものの心を奪て勝手に役向に使はぬは、國家が個人に對しての一の重大なる德義と云ふことになつて居つたので、それで「父母之喪三年不從政」とか「又は三年之喪祥而從政」とか云ふわけである。それは勿論禮の經であるが、又禮の權の場合もある。

既葬與人立君言王事不言國事大夫士言公事不言家事君既葬王政入於國既卒哭而服王事大夫士既葬公政入於家既卒哭辨経帶金革之事無辟也。

既に葬つたのちに國に重大の事件があつて君より仰せがあれば、素辨環経で出て仕事をして、金革の事卽ち戰爭にでも從事するのである。又商賣して居るものは喪中に商賣を止めるが善いかどうかと云ふことは「喪不慮居」と云ふ文で解釋の付くことである、禮記の劉氏の注に

する弊を認めて、之れを救はんとせられたる意見が現はれてをる。

夫喪禮與哀不足而禮有餘不若禮不足而哀有餘。

と云ひ、又

子游問喪之具孔子曰稱家之有無焉子游曰有無惡乎齊孔子曰有也則無過禮苟無矣則斂手足形旋葬懸棺而封人豈非之者也。

と云ひ、

喪不慮居毀不危身喪不慮居爲無廟也毀不危身爲無後也。

或は又子と衞生の關係に注意しては

子貢問居父母之喪孔子曰敬爲上哀次之瘠爲下。

と云ひ、

饑而廢事非禮也飽而忘哀亦非禮也。

と云てある。 此等は確かに孔子の意に稱つて居る。

又井上博士は喪に當て官職にあるものが職を罷めると云ふことを困難の一つに見てあるが、成程今の人の考へで喪中其の官を去て免職同様になることゝ思ふ

孟子曰三年之喪齊疏之服飦粥之食自二天子一達二於庶人一三代共レ之。

誠に簡易明快、曾子子思の學の正統を承けたる孟子の面目が現はれて、彼の論語の食二夫稻一衣二夫錦一於レ女安乎と相表裏し照應して居る。この語は孟子が鄒に居られたとき、滕の國の定公と云ふが薨なれて、世子は則ち文公であるが、文公が、孟子の賢者たるを知て、然友と云ふ家來を鄒にやつて、久しく廢れてをつた三年の喪の事を孟子に尋ねられた時の孟子の答である。一國の王者が禮を盡し遙々その臣をして來らしめて喪の禮を問うたのは珍らしき心掛けであるから、肝要の所を示されたのである。喪中は齊疏の服一定の制ある喪服を衣ること、飦粥は二字ともかゆなれども飦は濃厚の分で、飯の少し柔かきものと見てよろしい。之れは喪中二十五ヶ月は悲哀の情態で居るので、飦若しくは粥を以て胃の加減を取る爲で、必ずしも二十五ヶ月間飯が食れぬと云ふわけでない。（病氣があつて藥の爲ならば酒肉をも許してある。）禮記中にも一方に六ヶ敷禁止の條件があるかと思へば、又一方に又其れを打消したる如き文章も現はれて居る。故に餘程斟酌して考ふる所がなくてはならぬ。例令ば前段に掲げた外に孔子は確かに當時富豪貴族の間に、派手な葬式喪禮をして人に誇らんと

すので、充虞が問たのは孟子が三年の喪を魯で終て後歸途に嬴に止まられた時の事であると論じ、前日とは必ずしも近い前の日には限らぬ、數年前の事をも前日と云て差支がないと云つてあれど、毛奇齡が云ふには、孟子は當時魯に家がないから、一旦故郷の魯に葬りて後齊に反哭するのである。然るに閻若璩は充虞との問答が三年の喪を魯にて終りたる後の事とすれども、それならばこの文章充虞問て曰くを以て筆を起すこと、孟子の別の章の陳臻問て曰くの格と同じかりさうなものであると云て居る。全く余の意見と同樣である。誠に本文の脈絡から見て孟子が母を魯に葬りて間もなく齊に立返らるゝ途中であると云ふ方が、無理の無い解釋であると思ふ。然るにこれを故らに三年の喪を終てから還らるゝ中途であると云ふのは、例の先入の見からして禮記の三年の喪の內容條件一名杓子定規を以て無理やりに孟子の行動に當て嵌めて杆格する所ないやうにせんとの意に出でたるものである。一應御苦勞ではあるが、全く無用の辯、最屓の引轉ばしである。喪中の旅行對話等何れも孟子を累すには足らぬ、孟子には三年の喪に付てちやんと已に一定の意見がある。

は子游子夏に劣る所があるにしても、其の學風が簡易直截で、毫も他の支離滅裂の所がないと云ふのであらう。然るに禮記の曾子問を見ると、孔子との問答が澤山並べてある中には、隨分迂濶な問があつて、どうも論語に現はれてをる曾子の面目を認むることが出來ぬ。それから又若し「喪中不旅行」とか、又三年の喪には「言而不語對而不問」が絶對的に守らねばならぬ條件であるとすれば、かう云ふことは何うであらう、孟子の母が齊にあつて死なれたときに、孟子は遙々魯に反つて葬を濟まし更に齊に引き還る途中、嬴と云ふ所で門人の充虞と云ふ者と長々しく問答をして御座る。其本文は左の通りである

孟子自齊葬於魯反於齊止於嬴充虞請曰前日不知虞之不肖使虞敦匠事嚴虞不敢請今願竊有請也木若以美然曰古者棺椁無度中古棺七寸椁稱之自天子達於庶人非直爲觀美然後盡於人心不得不可以爲悅無財不可以爲悅得之爲有財古之人皆用之吾何爲獨不然且比化者無使土親膚於人心獨無恔乎。

そこで孟子の行爲も禮記にある所を當はめると勿論禮に缺けると云ふことになるので、色々の辯護說が出てをる。淸の閻若璩は前日とは三年も前のことを指

曾子曰三年之喪弔乎孔子曰三年之喪練不群立不旅行君子禮以飾情三年之喪而弔哭不亦虛乎

とあつて、曾子が三年之喪中に他に死人があつたら其れを弔ふと云ふことは差支は御座らぬ乎と云ふに、孔子は答て、禮は情を表はすの具である、三年の喪に居て群立旅行等心が他事に移れば情が專らにならぬ、まして喪中に人を弔うて哭するに於ては、親に對する情が虛くなるではないかと曰て居られる、然るに同じ書の檀弓下には

子張死曾子有母之喪齊衰而往哭之或曰齊衰不以弔曾子曰我弔也與哉

と云ふことが載せてある。これは前の孔子に聞く所とはまるで反對のことであるのみならず、曾子は現に友人の死を弔哭しながら「我れ弔するならむや」とは全體何等の詭辯であらうか、前の孔子の言と云ひ後の曾子の辯と云ひ、いづれも皆事實とは信じ難い、何れも皆後世の擬作であらう。元來曾子は能く孔夫子の學問を傳へたと云ふを以て名が顯はれて居る。殊に孟子は曾子を推尊して「曾子の學は約を守る」と云うて御座る。これは何故であるかと思ふに、曾子は孔門の文學に於て

らう歟、これが不思議でならぬ。　故に孔子に問を發したのである。　孔子の答に「何必高宗古之人皆然君薨百官總己以聽於冢宰三年」で、これは何ぞ獨り高宗のみであらう、古の王者みな左樣であつた。　何となれば君が薨なれば、世子の喪中には政府のもろ〳〵の役人は、各其の職を治むるに付ては、何れも大宰卽ち大臣の命令を承る。　其の間世子は非常の事件でない限り常の政務は大宰に任せらるるの規定である。　故に政務上に就いて何も仰せられぬである。　實際に於て口を閉ぢて何事も物言ひ給はぬではないと云ふ意は、充分に聞えてをる。　これによりて考ふるに、當時禮記にある如く三年の喪に「言而不語對而不問」など云ふことが一般の禮として行はれて居つたか。　若しくは孔門の禮法に於て豫て講述せられて居つたならば、子張が決して此の疑問を出す筈はない。　子張が此の問を發したのは、卽ち事の甚だ耳新らしく、不思議に感ぜられた故であらう。　これによつて見ても、禮記の書中には孔門の學に無きことが數多混入せられたることが分る。　又禮記之篇中には、往々前後矛盾する事や、孔子の言葉として受取れぬことがある。　例令ば曾子問の篇には

面より觀察するのである。禮記の檀弓の篇に、魯人に朝に祥して夕に歌ふ者があつた。元來三年の喪と云ふも、其實は二十五ヶ月即ち二年と一ヶ月で終るので、其の祭を祥と云ふのであるが、或人が朝に祥の祭を終て其の日の夕に歌をうたつて騷いだ。孔子の門人の子路が思ふに、其人喪の終るを待ちかねて居た樣な擧動であると、孔子に其事を話して嘲り笑つたら、孔子の曰はれるには、由汝人を責むるは程々にせよ、三年の喪も隨分久しい、無論退屈したであらうと曰はれたと云ふことが載せてある。これでは論語の宰我との問答とは、まるきり反對の態度ではない歟、これ禮記の悉く信ずるに足らぬ一證とすべきである。又論語の憲問の篇には、子張の問が載せて「子張曰書云高宗諒陰三年不言何謂也」と云つてある。高宗は殷の中興の名天子であり、諒陰とは天子の喪に居るの名である、高宗が父帝の喪に三年間ものを言はれなんだと書にあるが、あれは何のわけで御座らうと問うた。この間何の意味かと云ふに就て、古來註釋家の說はまち〳〵ではあるが、予が見る所では、子張は孔門の屈指の人物で、諒陰の字義を知らぬでない。唯「三年不言」が如何にも不思議にあつたのである。如何に天子でも、三年ものを言はずに居られるであ

記に

父母之喪、既虞、卒哭、疏食水飲、不レ食二菜果一、期而小祥、食二菜果一。

とか、又

父母之喪、居二倚廬一、寢レ苫枕レ塊。

とか、又

三年之喪、言而不レ語、對而不レ問。

とかあつて、儀禮にも亦大同小異のことが載せてある。葬を終て一ヶ年間疏食水飲菜果を食はぬと云ひ、苫に寢ね塊を枕にすると云ひ、三年の喪には己れが事を言ふのみで人と話をすることはならぬ、咨へるのみで問ふことはならぬとか云ふことは、人間に行はれ難いことで、聖人の法でも先王の道でもないことは分りきつてをる。無論此等の書は周末からかけて秦漢迄の諸禮家の傳へ傳へて書き加へたものを緝めたもので、其中には種々なる時代思想の加はつて居ることが其處彼處に認められ、實に玉石混合で、全部古禮として信ずるに足らぬことは學者の往々指斥する所であつて、其の證例は澤山あるが、予は煩雜を避くるが爲めに、今は唯喪の方

宰我の出去つた後、他の門人に向て言はれるのに、子生れて三年にして父母の懷を免る。其の義に取つて子が三年の喪をつとむることが、天下の通義となつたのであると述べられたのである。つまり父母の喪中には、日本で云へば音樂を聞かず、芝居を見ず、錦の衣物を著ず、餅をついて食はず、居常愼で居るわけである。別に其の他の事に付ては禁じてない、尙鄕黨の篇幷に子罕の篇には、「子見齊衰者」云々と云ふことが載せてある。又述而篇には「子食有喪者側」云々と載せてある。昔から齊衰卽ち喪服を著て道路を步き各自用事を達したり、人と同座して食事をしたりすることもあつて、平生と大なる相違もないが、唯其謹愼の情態を主要としたに違ひなからう。親に別れると云ふことは人生の一大事、されば以上の條件が其國の古禮であれば、無論何人も守るべきであると思ふ。

論じ來て見れば、論語に見はれたる父母の喪は、人生堪へがたき程の苦しきことではない。然るに博士は何故に、宰我に左袒して、孔子を非議せらるゝ歟と云ふに、これは博士が先入の見、儀禮禮記等に載せてある所を信用し過ぎて、三年の喪と云へば非常に苦しきことをするのであると思ひ込まれた結果であらうと思ふ。禮

るを忘れむとするを見て、發したる言葉であらう。そこで論語に所謂三年の喪なるものの內容を想察するに、果して人に行ひ難き所を責めたものであらうか、否々決してさうではない、予が考へでは左の如くに解する。

宰我が問た所は、抑も三年の喪中は玉帛鐘鼓の禮樂をすることが出來ぬ。博士の所謂音樂を聞たり、井上博士の所謂演劇を見たりすることが出來ぬので、期の喪限りで三年の喪を廢めてはどうで御座らうと言た、これは氣隨氣儘な申分であつて、斯樣の條件で以て國の古禮たる三年の喪を廢めると云ふことは、孔子に於て取上げらるべき筈でない。孔子はそこで、汝三年の喪を廢して、他人とちがひて獨り音樂芝居を慰むの外、彼の稻（これは伊藤仁齋によるに糯もちごめのこと）即ち餅でもついて食ひ、にしきの著物でも著て威張て廻る氣になれる歟と云はれたら、勿論安んじて其の氣になれますと云つた、孔子はこれは濟度すべからざる人物と思うて、汝安くば之れを爲せと云て、宰予をして深く其の心に悔悟せしめむとせられたのであつた。故に之れに繼で、君子の喪をつとむると云ふは他のわけではない。口に旨を食ても甘くない、耳に樂を聞ても樂しくない、常の業も安心ならぬほどであると諭されたので、尙

云ふが其の本領である。　故に其の國の古禮舊式を遵奉して、故らに異說を挾まぬと同時に、又徒らに形式に拘泥して、人に爲し難く行ひ難きを責むる事のないと云ふことは、論語を讀むものゝ容易に理會し得べきわけ合である。　例令ば喪に就ても、喪與其易寧戚で、喪のことはあまり方式形容を派手にして中心かなしみの情の薄いよりは、形式作法等は略でも、哀みの情の見はれたるこそよけれと云ひ、顏回の死せしとき、孔子の門人が、生前の顏回の身分不相應に、立派な葬式を取行ふを止められたれど、門人共が夫子の意に背いて手厚き葬をしたのであつた。　然るに夫子は之れを彼の禮の「葬具家の有無に稱ふ」と云ふ精神に違た不都合の所爲であると嘆息して、回也視予猶父、予不得視猶子也、非我也夫二三子也、卽ち回よ汝は生前に於て、予に對しては父を視る如くにして居たのであつたに、今汝の死後汝を葬るに、嘗て吾が子の鯉を葬りしが如くするを得ざりしは、返す〴〵も遺憾なり。　嗚呼これ彼の二三子、卽ち門人等の爲す所なりと、述べられたこともあつた位である。「又喪致乎哀而止」とは、門人子游の言として、論語に收められたる言で、素より孔子の意たるに相異ないが、これも定めて世俗の徒らに形式の末に拘泥して、喪は哀を本とす

くに忍びない。父母の死んだ後三年位は、此の喪を實行しなければならぬと云ふのが、孔子の孝。ところが門人の中宰我と云ふ人が、之れに就て質問をして居る。著者曰く、次に掲ぐる論語の本文の間に博士の解釋が加へてあれど、これは本論の讀者には必要がないことと思ひ省いておく。

宰我問、三年之喪期已久矣、君子三年不爲禮、禮必壞。三年不爲樂、樂必崩。舊穀既沒、新穀既升。鑽燧改火。期可已矣。子曰食夫稻、衣夫錦、於女安乎。曰安。女安則爲之。夫君子居喪、食旨不甘、聞樂不樂、居處不安、故不爲也。今女安則爲之。宰我出。子曰、予之不仁也、子生三年、然後免於父母之懷。夫三年之喪、天下之通喪也。予也有三年之愛於其父母乎。

かう云ふ問答が論語の中に見えてる所を以て考へまするど、既に孔子の生存中の門人が、三年間の喪は長過ぎると云ふ感じを持つて居つたことが明らかであります。

井上博士はとう〳〵孔子の爲に朽木は彫すべからずと評定せられた宰我先生の亞流たることを自白せられた。成程論語にある通り、孔子は確かに三年の喪を守らねばならぬと主張せられたに相異ない。併し孔子は性來甚しきを爲さぬと

るに孟獻子の死後、孟莊子が父の時代に用ゐて居られた家臣共を能く使役して、統御の道を得、父の良法を守つて、魯の政道を失墜せざりしを賞揚して、他に盡された多くの孝道より、一きは勝れて實に能くし難き所であると云ふのである。これは孟莊子が終身父の善道を改めなかつたればこそ賞揚せられしなれ。若し二年や三年で止めたならば、聖人が感服せらるゝ筈はない。これは分りきつたことである。

次に博士は喪の事に就て論じて居られる、先づ其の論旨を擧ぐれば、

孔子は孝を重んずるがために、喪を大變に大事にしました。父母の歿した時には、三年間喪を守らなければならぬと云ふのが孔子の精神であります。喪に當つてはどう云ふことをやるのかと云へば、いろ〳〵な樂みのことをしない。即ち音樂を聽いたり、或は演劇を見たりする樣なことを一切廢めて、粗末な食物を食べ、粗末な衣服を著て、官途に就て居る者は其の職を罷め、商賣して居るものは商賣を止めて、三年間親の死んだあとだからと云て、悲い狀態で居らなければならぬ。如何に旨い物があつても食ふに忍びない。如何に結構な音樂でも聽

曰父之道則固非悖理亂常之事也。

荻生徂徠曰蓋道謂所由也雖非先王之道人人亦各有自以爲道者是其心自以爲善而由之故皆謂之道有守詩書一言片句以終身者其所爲雖有所窒碍亦謂之道如是道也何足以賊是也(中畧)後儒所以疑焉者以父有大惡如桀紂所爲而子不改之則有害於家國也夫桀紂之惡雖桀紂亦不敢自以爲道是則亡論云々。

第三に井上氏の「若し父の道が善い道ならば、三年守つて其後はどんなにしてもよいと云ふわけではいかぬ」と云ふ。これは要らざる理屈論で、前段の說明に照して最早辯明するの必要がない。此の章の所謂父の道は無論絕對に善道若しくは惡道と決定したことでないが、併し善い道なれば子が何時までも守るべきは申す迄もないことで、これに就ては論語の中孔子が父の善道良法を守つて、失墜せなかつたを賞美せられた言葉が、別に子張篇にあつて、曾子により左の如く述べてある。それを見れば、孔子の意は充分わかるのである。

曾子曰吾聞諸夫子孟莊子之孝也其他可能也其不改父之臣與父之政是難能也。

孟莊子と云ふは魯の名高き賢大夫孟獻子の子であるが、其の賢父に及ばぬ。然

全體世の中の事と云ふ者は、善でなければ惡、惡でなければ善と、確かり二つに極つては居らぬ。 善の否定は非善であるが、それは善でないまで、直ちに其れが惡とは言はれぬのである。 又惡の否定は非惡ではあるが、其れは惡でないまで、其れが直ちに善とは言はれぬのである。 世の中には、善惡の問題以外に利害得失等を主としたる問題も澤山ある。 父の道と子の意見と衝突することは、必ずしも善惡問題とのみ思ふは此の章の意ではない。 家政の取方、儀式作法の意見、經濟上等重に利害得失の關係ある問題で、孝子たるもの父の死後大害のない限りは急に取換へるに忍びぬ所があるべきで、これは尤もの次第である。 井上博士は哲學倫理學の大家であれば、此邊は疾くに御承知あるべきことゝ思ふ。 此の解釋は余が獨斷臆說ではない、左の人々も同說である。

李延平曰道者是猶可以通行者也三年之中日月易過若稍稍有不愜意處卽率意改之則孝子之心何在有孝子之心者自有所不忍耳非斯須不忘極體孝道者能如是乎。

張南軒曰若悖理亂常之事孝子其敢須臾以寧不曰孝子成父之美不成父之惡乎

ない行」をしたりするのを意味して、父が惡行を爲すに子の時代になつて直ちに改められぬと云ふ筈はないと云うて居らるゝ。これは餘りの素人評である。經書を說くは經書を說く古來の方式次第系統がちやんと立つてをる。左樣な無茶苦茶な解釋では困る。此に云ふ父の道と云ふは、所謂先王の道と云ふ樣な事とはちがひて、單に父が平生執り來れる家政上の仕來りや、社交上父が是とし道として主張して居る事を云ふのである。彼の賭博や竊盜を父が吾が道なりとして子に傳へんとする者は恐くはあるまい。假令あるにしても、此等は生存中と雖も諫むべき事柄で、論語の別章にも、子が父を諫むることは論じてある。又しだらがないと云ふ樣なことは、性癖であつて、父の道とは言へぬ。何となれば、常識にかけて見て無論善いことでないから、父自身と雖もわるい癖として悔いて居るべき筈で、それを吾が道と信じては居るまい、これは性癖である。性癖は子が何程眞似んとしても、若し其の生れ付きが行儀正しい性分であつたならば、到底眞似が出來ぬ。且又性癖は父の死亡と共に父が持つて死んで仕舞ふ故に、子が改めるも改めぬも無いことである。

説である。これも一通り分らぬでもないが、末段、三年無改父之道に至つて、索然味ひが無いことになるから、矢張前説に從ふべきである。然る處井上博士の解釋は、右兩說以外に妙に新機軸を出されたわけで、其志其行と云ふを、兩ながら子に屬せらるゝ所は、朱子と同一であるが、其の志行の範圍を、非常に狹義に解釋して、子に向ての子の志、父に向ての子の行と云ふことに解けてある。それでは何故に父在と父沒するとによりて、志行を分ける必要があるのであらうか、父の生存中は、子は唯孝の志丈けあれば、孝の行はなくても善いのか、それでは一向合點の行かぬ解釋である。

第二、三年無改父之道、可謂孝矣と云ふ事は、前段を受けて云つた言葉である。さて父沒した後、直ちに子の行動を見て人物が決せらるゝかと云ふに、孝行な子は又格別で、父の生存中、假令、父と意見を異にして居ることがあつても、父の沒後直ちに父の仕置を改むると云ふ事は遠慮して、兎角三年間位は其儘にして置くことがあるから、之れをも注意すべきである。

此の父の道と云ふに付て、博士は極端な例を引て、父が賭博をしたり、又しだらの

に分けて一々辯じて見やうと思ふ。第一、父在觀㆓其志㆒父沒觀㆓其行㆒は、朱子によれば人の品格等級を觀分けるに、其の人の父の生存中と、死亡後によつて觀方がある。父生存中は、小事件を除くの外、子が隨意に專斷決行すると云ふ事は少ない。大概父と相談して行ふのであるから、志はあつても行へぬ事がある。然るを外から觀て、彼れは之を行はぬから詰らぬとか、誰の仲間に這入らぬからいかぬとか、批評を下すのは酷である。そこで此の場合は、唯重もに其人の志を觀て其品格の評を下さなければ、正鵠を失ふのである。故に父在觀㆓其志㆒と云ふのである。さて父死亡後に至つては、子が隨意に己の志を行ひ得べき時であるから、行の方も併せ觀て、人物の品位を評定し得べしと云ふ主意になつて居る。此の解釋の仕方は殆ど普通であつて、孔安國も日本の伊藤仁齋も、又荻生徂徠も、此の點は朱子と同一に出でてをる。又其志と云ひ其行と云ふのを、子の志、子の行と觀ないで、父の志、父の行と觀る一派の解釋がある。其の説によれば、父生存中は恆に父の志を觀て、其の意を承順し、聲なきに聽き形なきに見て心を安ずるので、父の沒後は、父生存中の行を回顧して、其の事業を繼ぐと云ふ意味の解釋であつて、これは日本でも佐藤一齋などの

ない父親が隨分世の中にあるから、どうも三年どころでない、生存中に疾くに改めなければならぬ。どうも三年父の道を改むることがなければ孝と云へると云ふことは、餘程考へものであります。固より玆に父の道とあります、此の道は善い道を言つたのでありませう。孔子の考では、恐らく父が立派な人で、善い道を實行して居つた人ならば、子供がそれを三年位は改めないやうにしなければいかぬと云ふ意味かも知れないけれども、さう解釋しても困る。善い道ならば三年間守つて、其の後はどんなにしても宜いと云ふ譯ではいかぬ。善い道ならば永續して行かなければならぬ。これはどうしても實行上困ることであります。云々

愈、出でて愈、奇なりとでも評せざるを得ぬ。予は博士の立言の順序に從つてこれを三段に分ち、

(一) 父在觀其志、父沒觀其行の解釋の批評と
(二) 三年無改父之道の父之道と云ふことを惡い方に見た上の批評と
(三) 善い方に見た上の批評と

に遠遊を許さぬ精神であるとすれば、亞聖顔回の如きも先づ敎訓違犯であつて、御當人の孔子もそれを勸められたわけ合で、實に言行矛盾する事になる。　故に論語の此章は、博士の解釋の樣な窮窟の意味でないことが分る。

井上博士は又、論語の父在觀其志、父沒觀其行、三年無改於父之道、可謂孝矣を擧げて、左の如く論じて御座る。

此の章の意は、父が生存して居る時には、どう云ふ具合に父に對して子供が孝道を執るか、それに依りて子供の志と云ふものが分る。　又父が歿した時は、どう云ふ孝道を爲すか、それに依つて子供の行の如何と云ふとが分る。　父が歿した後、三年の間父の道を守つて居らぬければならぬ。　三年の間父の道を守つて居れば孝と言へる。　斯う云ふのであります。　是は情に於ては誠に立派であるか分かりませぬけれども、餘程實行し難いことで、さうして又必ず之を實行すると言うたならば、餘程弊害があらうと思ふ。　其の父と云ふ者が言派な父であれば、其道を三年守つて行くどころではない、何時までも守つて差支ないが、天下の父が皆さう立派と云ふ譯でない。　どうも博徒などのやうなひどい奴や、しだらの

た者である。子たるものは成るべく父母の膝下にありて、朝夕定省の勞を執るが實に其の本意でなけらねばならぬ。これは常の場合を言た者で、又遠く父母の膝下を離れて其業を研き、立身出世して父母の心を安んずるものも、亦孝道であるから、矢張遠遊しても差支がない、故に遊必有方とあつて、變の場合が示してある。遊必有方は井上氏の解釋の樣に、一定の方向と云ふ而已では融通がきかぬ。遊ぶ方角は變つても、已に告げて東に行くと言へば、告げずしては更に西に行くことのない樣にありたいと云ふので、兎角父母の安心出來る樣にするのである。

且つ孔夫子の事跡に就て考ふれば、一層明瞭な事がある。孔夫子は曾て魯の國に志を得ずして、定公の十四年に、魯を去て天下を遊歷された。此の時衆くの門人弟子は、夫子に從て遊歷の途に就いたのであつた。當時夫子の歲は五十六歲で、孔子家語によると、孔子の弟子は子路外一兩名を除くの外、孔子より二十歲乃至三十四五歲の歲下であつて、顏回を初め皆若年の者で、素より父母生存中の人々が多かつたのである。然るに孔子は此等の人々の隨行を拒まずして、相倶に天下を遍歷せられた所から考へても分る。若し井上博士の解釋通りに、父母生存中は絕對的

に留學に行くなどと云ふことは尚更むづかしくなる。此の父母在不遠遊と云ふことは、餘程青年の發達に防害となるに相違ないからして、此の通りにはナカナカ實行が出來ないのであります。殊に父母が長生して居るとき、八十乃至九十以上迄生きて居るときには、其の間子供が遠く遊ばぬ、卽ち東京にも西洋にも行かぬとしたらどうでありますか、餘程困まる。云々

これが帝國文科大學敎授井上博士の論語に對する說であらうか、驚き入つた事で、予は餘程此の方に困る。これが予の所謂論語の精神に通せぬと云ふものではあるまいか。論語の此章の精神が、果して青年輩の遊學を差止める爲に孔子が斯く述べられたものだとすれば、何も今の青年のみが困るわけでない。孔子以後の周の人も困れば、漢の代の人も困る、日本の學者も昔から困れば、朝鮮の人も困るわけで、二千四百有餘年の後に井上さんの口を借りて始めて苦情を聞くまではない。支那も日本も古來隨分學者は多いが、論語に向つて左樣な苦情を申し出でた人はない。そこは已に常識を以て判斷が下してあつて、誰もよく分つてをるゆゑである。さて此の章の前段、父母在不遠遊と云ふは、孝子の父母に對する眞情を發露し

時代を異にして、多少變つて行くべきものは、方式作法の末であると思ふ。博士の所謂孝道觀念の變遷とは、これを指したものならば、其れは方式の變遷と云はなければならぬ、觀念の變遷と云ふわけではないのである。伊藤仁齋は

欲讀孔孟之書者、不可以不識孔孟之血脈。

と云て御座る。頗る卓見である。論語を讀むには、孔子の腹の內に這入つて、其の血脈精神を會得するの意氣込がなくては、如何に千古の格言も融通の利かぬものとなつて、左支右梧、いや此處は時勢に合はぬとか、いや彼處は時代に後れ居るではないか、などと迷ひ込んで、遂に妙味を悟ることが出來ぬ。遺憾の事である。予は博士が示された論語の孝道が、敎訓として果して今の時勢に合はぬ歟否歟、一應論究して見やうと思ふ。博士曰く、

論語に父母在不遠遊、遊必有方とあります。父母の生存中は遠方に行つてはならぬ。遠方に行くときには必ず一定の方角と云ふものを極めて行かぬければならぬ。斯う云ふのでありますが、今日の場合ではナカ／＼むづかしい。地方の青年が東京のやうなところに留學に出て來ることが出來ない。また西洋

文學博士井上哲次郎氏は我國哲學界の泰斗で、殊に東洋哲學に於ては深奥なる造詣ありと稱せられて、氏の言論は今の學者社會に餘程重きをなして居る。然るに氏が儒敎に對する論評意見の世間に行はるゝものを見るに、往々經書の解釋を誤まり、剩へ淺陋菲薄の見を以て聖訓を誹譏せらるゝことのあるは、誠に以て痛嘆の至りである。若し之れをして一介書生の放言漫語ならしめば、予は笑つて其の愚を憫んで已まんも、苟も帝國文科大學敎授の首座を占め、威勢今の學界を風靡せしむる井上博士其の人にしては、其の後進に影響するところの弊害至大なるべきが故に、默止するに忍びず、予の不肖を顧みず、これが辯駁を試るの已むを得ざる次第である。

井上博士は曩に丁酉倫理會講演集に、孝道觀念の變遷と題する演說を掲げて、其の冒頭に、孝道の觀念は時勢によりて變遷するので、彼の論語に在る所の敎訓の如きも、今日に於ては行はれぬ事が多くなつて來たと云て居らるゝが、予が見る所は先づ第一にこれに異なつてをる。孔子の道は人情の自然に基づいて立てゝあるから、論語の敎訓によりて示されたる孝道觀念は古今一貫である。唯國を異にし

孝道辯論

佐伯元吉

予は平素儒教を尊信する者である。之れを以て根本主義として、學生の教育に從事すること十數年に及ぶ。されば昨年來我國の學者教育家の間に、儒教興復の聲あるは、予の甚だ喜ぶ所である。

顧ふに我國に於ける儒教の傳來は至て古く、千餘年來、世の渇仰を得たる所の先賢古哲は、概ね皆儒教の感化を受けぬ者はないと言ても宜い位で、言はゞ儒教は我國精神界の共有財産である。人静かに我國家社會の各方面を見渡したならば、儒教は今尙ほ政治、法律、教育、風俗等に多大の影響を與へて居ることが分る。儒教は是の如く我國民に多大の關係ある德教であれば、教育家は申すに及ばず、世の學者たらむ人は、儒教の經典に對しては、愼重の體度を以て講究して貰ひたいと思ふ。一知半解、輕輕に臆斷して、自から誤り、又誤りを後進に傳ふる無からむことを望むのである。これは無論學者としての公德であつて、この公德が行はれて、然る後に眞誠の儒教興復が始めて事實となつてあらはるゝであらうと思ふ。

ものは眞如實相の中に這入つてしまふ、沒我的になつてしまふ、東洋の宗敎は沒我的宗敎、西洋の宗敎は沒我的宗敎でない人格的の宗敎であります。此の人格を立る間はまだ差別相が殘つて居る、佛敎の方では人格を超絕したもう一つ上に沒我的のものがある。此の佛敎の側には差別相のものもある、基督敎の側には此沒我的の超絕的のものがない、そこで佛敎と云ふものは基督敎よりも一段上に超絕的のものを持つて居る。此の思想は矢張東洋の道德の全體にあるのであります。是に於て乎どうしても基督敎が來て佛敎を基督敎化することがむづかしい、寧ろ基督敎が佛敎化せらるる傾きが多くなつて來居る。佛敎には最後のところに非常に絕大なものがある、東洋の道德は區々たる形式に現はれて居るやうであるけれども、段々精神を探つて見れば、非常に大きな人間以上のものに一切を貢獻して掛るところにある。孝は其の一方面を現はしたものであります。此の事については尙ほ十分述べたいのでありますけれども、時間がありませぬから、今日は是だけにして置きます。

自己本位で、さうして玆に個人の權利、個人の資格を明かにして其獨立的に活動して來るにある、それで、一長一短であります、西洋も其弊に堪へぬことが澤山あるけれども、西洋の良い所を日本に入れるために、孝に限らず總て古來の道德上の弊害を攻擊する所から、東洋の道德は總ていかぬやうに考へる人があるかも分らぬが、それは間違である、東洋の道德にも確かに良いとがある、あるからして日露戰爭の際に日本が勝利を得た。それで道德の勝利といつて差支ない。唯武力だけに依つて勝利を得たのではない、矢張民族の一切のものが關係して居る、殊に道德が關係して居る、露國よりは日本に良い道德が行はれて居つたのであります、西洋の良い所を採り東洋の粹を取つて兩者を融合調和して今後の道德思想を發展させて行かぬければならぬ、西洋の良い所は其個人的の所に在る、東洋の良い所は沒我的の所に在る、さうして基督教と佛教とを較べて見ると、一つ是に關係して居ることがある、基督教にあつては何處迄行つても個人の人格と云ふものが存在して居るのである、個人の人格が神樣と一緒にならない、個人々々の人格は何處迄もなくてはならぬ、ところが佛教ではさうでない、佛教の側では最後には個人の人格と云ふ

居るからして、近來孝に對して攻擊を加へる人も出て來たのであります、孝に對して攻擊を加へる者が出て來るに隨つて、孝について隨分疑を抱く者があるであらう。今の青年の中にはさう云ふ人が隨分あるやうに思はれる。それは私が擧げたことの外にも、孝の實行の仕方に隨分困ることが澤山あるのでありますから、さう云ふことを攻擊する所から、終に總てのものを無用に歸せしむるやうな傾向が出來ては居らぬかと思ふ、けれども東洋の道德の全體の性質は皆此社會の大なるものに――大なるものは畢竟宇宙の根本原理に歸するかも分らぬ、――兎に角社會の大なるものに自己の一切を捧げて掛るところの道德が成立つて居る、即ち吾人民が一切のものを捧げて、命も何も悉く捧げて國家の爲若しくは君主の爲に活動する場合にそれが忠と云ふものになる、又子たる者が自分の一切を捧げて父母に敬愛を盡す所に眞の孝と云ふものが成立つ、又妻たる者は生命其他一切を棒げて一に貞節を盡す所に妻の眞の德義と云ふものが認められるのであります、さう云ふ形に於て、此東洋の道德と云ふものは出來て居る、卽ち沒我的、自我を一層大なるものに悉く埋沒して掛つて來る所に在る、西洋の道德の良い所は個人本位で、

が種々なる關係に依つて發展して來たのと斯う見るべきである。其大なる愛と云ふものを孝と名けた、だからして緯書の中の援神契に「孝在混沌之中」世界がまだ混沌の狀態にある時に孝と云ふものが含まれてある。又曾子は「夫孝推之後世而無朝夕無時非孝也。無物不有。無時暫停以應期也」と云つて居る。孝の概念の廣大無邊なることが分るであらう。併し中江藤樹が「孝は天地未畫の前に在る太虛の神道なり、天地人萬物皆孝より生ぜり」と云ふに至つては、至大至廣で絕對と稱すべきものである。要するに、孝は非常な大きな世界の原理、さう云ふものがあつて其が道義的方面に現はれて來て、終に種々な名稱を受けてあらゆる德目が出來たが、それを總括して仁といふのである。それからして孝と云ふ事を狹く解釋すれば、一家の內に於て父母に敬愛を盡すことである、此非常な優美な情と云ふものが決して無くなしてならぬものである、其處に東洋の道德の粹がある、形式がひどく害を爲して來たのであるが、此形式が矢張孝と云ふものゝ內容を爲して來て居る、孝と云ふ此概念の中に總てさう云ふ形式が含まれて來て居る、處が是等は時世の進步に隨つて大に變へなければならぬ、それで孝の概念の中に有害なるものが含まれて

は孔子の考では、此仁と云ふものゝ起因と見た、仁と云ふものは廣いものである、博愛人道で大變廣い、が何處からか起り始めぬければならぬ、其起り始めるのは家庭である、一家の内に孝と云ふ形に於て起る、子供が父母に對して敬愛を盡す所に仁の萠があると斯う見た「孝弟也者、其爲仁之本與」と云ふことが論語の始めに見えてるのが、あれが其趣意である、孝弟と云ふをから仁が始まる、一家の内に於て父母に孝を盡す此念慮を推擴げて行くと、博愛人道といふ大きなものになる、其博愛人道を一つに引括めて「博愛之謂仁」と韓退之が定義を下したのは其意味であります、其始まりは一家の内である、小さく具體的に仁と云ふものが先づ萠して來なければならぬ、始めから博愛人道抔といふ廣汎なる者のあらう筈がない。ところが孝と云ふ言葉は、一方に於て非常に廣い意味を持つて居る、どう云ふ廣い意味を持つて居るかと云ふと、孝は宇宙の根本原理として見てある、廣義に解すれば、孝は大なる愛で天地を一貫せるものである。それだからして丁度耶蘇敎の愛のやうなもので、此宇宙の發展して來る其中に一つ愛と云ふものがあつて、それが人間の關係に現はれて孝となる。五倫を以て重大なる本務を言現はして居るのは、皆大なる愛

いた人が何人あるか、青山胤通君始め一代で、大抵の人は一代で名醫になつて居ります。併しさう云ふ人の藥を服めば安全である、三代も續いた醫者の方が險呑で、漢法醫者か何かで甚だ怪しい。それでどうも斯う云ふ側のことは幾らもありまするが、どうも形式的であつて、從ふことは要らぬのである。それからして又孝子として古來稱揚してある人の傳を讀んで見ると云ふと、どうも今日では餘程困る、迚も今日の孝子の理想に合はないことが澤山出來て來るのであります。それで斯う云ふことを考へて見ぬければならぬ、東洋では昔から孝と云ふことを說いて來たが、其實行の仕方は餘程違ふ。其實行の仕方は其時代によつて變るべきものであるから、それに拘はる必要がない、拘はるやうでは甚だ困る。今私が最も甚だしいものを二三擧げて御話したのであるが、此外まだ澤山實例がある、是等は何れも實行の仕方であるから、內容といふより寧ろ形式といふ方が宜いかも分らぬけれども、孝といふ概念は、さういふ實行の仕方を含んで居るのである。それで內容といつても好からう、兎に角孝と云ふことの內容は、餘程時勢によつて變つて來居る。處が此孝と云ふことを今日でも大事な德行としてるのは、斯う云ふ點にあると思ふ、孝

ない者の方が多かつた。　三年の喪抔と云ふことが儒教の形式的の方面でありますけれども、決してさう形式に拘はるべきものでなからうと思ふ。　其が一つであります、外に幾らもありますが、どうもさう云ふことを一々擧げて今日御話する暇はありませぬが、唯曲禮に斯う云ふことがあります「君有疾飲藥、臣先嘗之。親有疾飲藥、子先嘗之。醫不三世、不服其藥」是はちやんとした法律の如きものでありますが餘程困る。　其藥と云ふ物が劇藥でなければ宜い、葛根湯位ならば吾々も舐めても宜いけれども、如何なる劇藥があるか分らぬ。　今は藥が支那の其時とは違つて發達して來て居りますから、ナカ〱滅太に舐められぬ。　素より是は支那の昔でありますから、怪しき藥を君や父に服せる者があつては危いから、臣たる者、子たる者が、先づ毒ではないか試して見る必要があつたかも分らぬけれども、それでも險呑なことで、斯ることを今日實行させやうと云ふやうなことがあつたならば、非常な間違、幸ひ誰も實行しないから結構であるけれども、兎に角斯る形式的の側に於ては必ずしも守るに及ばぬことがあると云ふことを知らぬければならぬ。　それから三世も續いた醫者の藥でなければ服んではいけない、醫科大學あたりの人で三代續

所に遣はして、どうしたら宜からうと言つた。　孟子が是非行はなければならぬと言うて行ふことになりましたが、此時に既に反對がある、之が餘程面白い、況や滕の宗國である魯國が實行して居なかつたと云ふことが是で見える。　其から亦淮南子の齊俗訓に「夫三年之喪、是强人之所不及也。而以僞輔情也」と云ふことが見える。　此淮南子と云ふ本は、漢の高祖の孫に當る淮南王安が學者を集めて拵へさせた本でありますから、採るべき點があります。　それで此三年の喪と云ふやうなことは其後どうなつたかと云ふと、頃ろ支那では支那皇帝の崩ぜられて三年の喪を實行すると云ふことが布告になつたと云ふことで、日本の新聞にも出ました、さう云ふことが今日迄全く廢れては居らぬ、廢れては居らぬが、どうも形式的になつて居る、三年は長過る、宰我の人物は採らぬけれども、兎に角彼の言つたことが餘程適切である、一年位で濟した方が宜い、一年でも既に餘程長いのである。　それで日本ではどうしたかと云ふと、日本では儒教が行はれて來たけれども、三年の喪と云ふものを餘り行はれなかつた、行はなかつた方が宜い、實際行はれて居ない、伊藤仁齋のやうに稀に行つた人がある、それは珍しいと言つて褒められたことがありますけれども、行は

なことで、其間は粗末な著物を被、粗末な食物を食べて居るのである、それは天子庶人の區別なく皆やつたものである、唐虞三代皆是は實行して來て居るのである、無論滕の世子は之を實行せねばいかぬ。　然友歸つて世子にそれを申上げた、さうしたところが斯う云ふことがある「父兄百官皆不欲。曰」三年の喪を實行することは皆不承知である。　父兄と云ふのは世子に親戚の關係のある老臣と見える、何れまア有司百官と云ふ意味で「皆不欲。曰、吾宗國魯先君莫之行」滕の國の宗國と云ふのが魯であります、先君以來斯る喪を實行したことがない「吾先君亦莫之行也」魯の國でも行はなければ、滕の國でも行はない「至於子之身而反之、不可」世子の身に至つて是に逆らつたことをするのは不可である「且志曰、喪祭從先祖」喪だの祭は先祖のやつたことに從はなければならぬ「曰、吾有所受之也」昔から斯う云ふ風俗を承けて來て居るのであるから、即ち三年の喪を行はぬと云ふ風俗を承けて來て居るのであるから、今更三年の喪を行ふと云ふのは甚困つたものである。　さうして見ると三年の喪と云ふのは、當時十分行はれて居なかつたものと見える。　けれども孟子は孔子の教を奉じて居りますから、誤りはないであらうと、再び滕の世子が然友を孟子の

程擧げてそれ〴〵斯様に長所があるのに官途に用ゐられて居らぬと云ふことを孔子が言つたのであつて、十哲と云つて、孔子の門下の十人の優れたのを選り拔いて擧げた譯でない。そこで所謂十哲の中に入つて居ないで偉い人がある、曹子のやうな人。曹子はナカ〳〵偉い人である、それだから昔は孔丘曹參と言つて孔子と曹子を並べて言つたことがあります、淮南子の中にも一箇所見えます、それ程に曹子は孔子と並べ稱する位秀でて居ります、宰我は十哲の中に加へてあるけれども、孔子が見捨てゝ居ります「宰予晝寢。子曰、朽木不可雕也、糞土之牆不可杇也。於予與何誅」と言つて、朽果た木又は汚れた壁のやうな物に較べて見捨てゝ居る。又宰我と云ふ人は、末路も面白くなかつたやうである。兎に角三年の喪と云ふことは、さう云ふ具合に昔から實行が出來ない。之が又孟子の中に出て居る、三年の喪は困る、それで孟子の中には「滕定公薨」滕と云ふ國の王樣が亡くなつた、さうしたところが世子即ち其跡嗣の人が、然友と云ふ人を使者にして、斯う云ふ場合にはどうしたら宜いかと云ふことを鄒と云ふ所まで行つて孟子に尋ねさせた、ところが孟子が言ふに「三年之喪、齊疏之服、飦粥之食、自天子達於庶人、三代共之」三年の喪といふものは大事

でも其處に愉快に居るやうな氣にならぬ、それだからしないのである。「女安則爲ㇾ之」其でも平氣ならばやれと孔子が言はれたから、「宰我出」宰我が行つてしまつた。「子曰、予之不仁也。子生三年、然後免ㇾ於二父母之懷一」予と云ふのは宰我の名であります、宰我の不仁、仁愛の心がない、子は生れて三年間父母の懷に養はれるのである、それだから三年の喪が必要である。「夫三年之喪天下之通喪也」三年間父母の喪を實行することは、天下何處でもやつて居ることである。「予也有二三年之愛於一其父母乎」宰我は三年の愛を父母に對して持つて居るかどうであるか、甚だ疑はしい、三年間喪を實行すると云ふことは、三年間父母の爲に養はれるからと云ふのであるのに、一年で以て平氣で居る、斯う云ふ樣なことは實に怪しからぬことである。斯う云ふ問答が論語の中に見えてる所を以て考へまするど、既に孔子の生存中の門人が、三年間の喪は長過ぎると云ふ感じを持つて居つたと云ふことが明かであります。但此宰我と云ふ人は、世に所謂十哲の中に入れてありますけれども、餘り良い門弟子ではなかつた。あの十哲と云ふのは後世の俗說であつて、十人擧げてあるのは、あれは孔子が地方を廻る時に大勢弟子が附いて居つた其中の人を擧げたのであります、十人

うて言ひますのに、三年間も喪を續けるとは既に長過ぎる、君子三年不爲禮、禮必壞。三年不爲樂、樂必崩、三年の喪中は禮儀を行はぬのであるから禮儀が壞れる。　音樂も廢めて居れば三年の後には崩れてしまう、舊穀既沒、新穀既升、もう舊い穀物は沒きてしまつて新しい穀物が出來た時である、一年も經つと云ふと變つて居る、鑽燧改火、其時には新に火を拵へる、さう云ふ風俗があつたものと見える、期可已矣、去年の穀物が盡きて新しい穀物が實る、さうして一年經てば其處で燧を鑽つて火を改む、喪は一年で止めて澤山でありませう、一年で宜いではありませぬか、三年は長過ぎるではありませんかと問うた。　すると子曰、食夫稻、衣夫錦、於女安乎、其三年の喪中においしい穀物を食べ、立派な著物を被ると云ふことは心に於て安んじてやれるが、親の歿したあとに二年も經たない中にさう云ふことをやつて何ともないか。　曰安、平氣であります、もう一年經てば平氣の平左衞門。　所が孔子がどう言つたかと云ふと女安則爲之、もう見捨てた言葉だ、貴樣さう云ふ考でやるならばやれ、夫君子之居喪、食旨不甘、聞樂不樂、居處不安、故不爲也、君子の喪に居るときは、旨い物を食べても旨いと感じない、又結構な音樂を聞いても樂しくない、又居る所が如何に立派

の歿した時には三年間喪を守らぬければならぬと云ふのが孔子の精神でありま
す。喪に當つてはどう云ふことをやるのかと云へば、いろ〳〵な樂みのことをし
ない、即ち音樂を聽いたり、或は演劇を見たりするやうなさう云ふことを一切廢め
て、粗末な食物を食べ、粗末な衣服を著て、官途に就いて居る者は其官職を罷め、商賣
して居る者は商賣を廢めて、三年間親の死んだあとだからと云つて悲しい狀態で
居らなければならぬ、さうして如何に旨い物があつても食ふに忍びない、親が食べ
ないのに自分一人之を食べるに忍びない、又如何に結構な音樂だの其他の樂しい
ものがあつても聽くに忍びない、自分一人聽くのが悲しくて堪らぬ、親に聽せるこ
とが出來ぬ、それでどうも自分一人樂しいものを見たり聽いたりすることが情に
於て忍びない、親に食べさせたい、親に見せたい、親に聽せたいと云ふ此情があるの
に、此情を滿たすことが出來ないから、父母の死んだ後三年間位は此喪を實行しな
ければならぬとふのがと云孔子の考、ところが是には孔子の門人も困つた、三年守る
と云ふことは堪らぬ、それで門人の中の宰我と云ふ人が之について質問をして居
る。此宰我の言つたことを申しますと「宰我問、三年之喪期已久矣」宰我は孔子に問

もそんな眞似をしてはならぬ、それでどうも此三年父の道を改むることがなければ孝と言へると云ふことは餘程考へものであります、固より茲に父の道とあります此道は善い道を言つたのでありませう、孔子の考では、恐らくは父が立派な人で善い道を實行して居つた人ならば、子供がそれを三年間位は改めないやうにしなければいかぬと云ふ意味かも知れないけれども、さう解釋しても困る、善い道ならば三年間守つて其後はどんなにしても宜いと云ふ譯ではいかぬ、善い道ならば永續して行かなければならぬ、是は何れにしても實行上困ることであります、是は孔子の言葉に相違ないが、此孝の見方が十分でない、今日の如き開けた世の中には應用の出來ないやうな見方であります。　孔子は聖人であるけれども、どうも時世が變つて居る、其時には或は是で宜かつたか分らぬが、今日には應用が出來ない、それは變へるが宜い。　是は今日から二千四百年も前の支那の社會について孔子が述べたのである、今日の日本の社會について述べたのでない、それで斯う云ふことは變へなければならぬ、それは姑く措きまして、茲に一つ特に諸君の御注意を惹きたいことは、孔子は孝を重んずるがために喪と云ふことを大變に大事にしました、父母

に實行したならば、隨分弊害があることゝ見なければならぬ、餘程今日は解釋を寛くしなければならぬ、此通りに實行することはどうも今日ではいけぬと思ふのであります。　それから又斯う云ふことがある「父在觀㆓其志㆒、父沒觀㆓其行㆒。三年無㆑改㆓於父之道㆒、可㆑謂㆑孝矣」是は父が生存して居る時にはどう云ふ具合に父に對して子供が孝道を執るか、それに依つて子供の志と云ふものが分る、又父が沒した時にはどう云ふ孝道を爲すか、それに依つて其子供の行の如何と云ふことが分る、父が沒した後三年の間父の道を守つて居らぬければならぬ、三年の間父の道を守つて居れば孝と言へると、斯う云ふのであります。　是は情に於ては誠に立派であるか分りませぬけれども、餘程實行し難いことで、さうして又必ず之を實行すると言つたならば餘程弊害があらうかと思ふ。　其父と云ふ者が立派な父であれば其道を三年守つて行くどころでない、何時迄も守つて差支ない、永く守るべきやうな立派な道かも分らぬけれども、天下の父が皆さう立派と云ふ譯でない、どうもその博徒などのやうなひどい父だの、しだらのないいけない父親が隨分世の中にあるから、どうも三年どころでない、生存中に疾くに改めなければならぬ、生存中どころでない、一日と雖

うな所に留學に出て來ることが出來ない、又西洋に留學に行くなどと云ふことは尙更むづかしくなる、此「父母在不遠遊」と云ふとは、餘程青年の發達に妨害となるに相違ないからして、此通りにはナカ〳〵實行が出來ないのであります。殊に父母が長生して居るとき、八十乃至九十以上迄生きて居るときには其間子供が遠く遊ばぬ、卽ち東京にも西洋にも行かぬとしたらどうでありますか、餘程困る。伊藤圭介と云ふ人は九十九歲迄生きて居つた。父母があゝ云ふ長生の人であつて其間子供も孫も留學をしないで居ることになつたら少しも發達が出來ない、それも伊藤圭介と云ふ人は東京に居つた人だからまだ宜いが、田舍の漁村のやうな所、或は山間の僻村に年とつた人が居る、處がそれの子供が何時迄も其處に居らなければならぬと云ふやうなことは餘程困る、それは青年の爲に害になるのみならず、社會の爲に宜くない、青年はドシ〳〵發達の出來る道を開いて出來るだけのことをやり遂げるのが却て父母の爲にも宜い、子供が出來なければ詰らぬ、子供の發達の出來る方が父母の爲にも宜いが、國家の爲にも宜い、さうして又人類の爲にも宜いのでありますから、其處を考へて見ると「父母在不遠遊、遊必有方」と云ふとは若し嚴密

の一篇に精しく出て居ります。孝道と云ふものはどう云ふ具合に實行せぬければならぬか其方法が書いてあります。それを讀んで見ますと、孝道の實行の仕方と云ふものは實に嚴重なものであつた。今日ではナカ〳〵行へない、迚も其通りに行へるものでない、社會の狀態も餘程變遷して來た爲めに、內則の篇に書いてあるやうに行はないでも宜いやうになつて來て居ります。其內則のことは姑く措きまして、此論語の中に見えて居りまする孝にしても、餘程形式に拘泥した所が見える。孔子の敎は非常に良い所がありますけれども、又或る點に於ては餘程形式に拘はる弊がある。殊に此孝と云ふ事に於てはそれが甚だしいのであります。其處は今日は孔子の考と餘程違つて來て居る、又違つて來なければならぬ譯があります。今日最も適用の出來難いと思ひまする點を二三擧げますと、先づ第一に斯う云ふことがある。「父母在、不遠遊、遊必有方」とあります。父母の生存中は遠方に行つてはならぬ、遠方に行く時には必ず一定の方角と云ふものを極めて行かぬければならぬ、斯う云ふのでありまするが、それは固より成るべくさうやつた方が宜いのでありませうが、今日の場合ではナカ〳〵むづかしい、地方の青年が東京のや

孝と云ふ意味を此處で御話する必要はありませぬ。唯此孝と云ふ名は同じであるけれども、孝と云ふ意味が次第に變遷して來居るのではないか、最早餘程變遷して居るのではないか、どう云ふ具合にそれが變遷して來つヽあるか、其事について少しく考へて見る必要があると思ふ。社會萬般の事、名は同じでありましても、餘程內容は時勢と共に變つて來ることがある、現に吾々日本人と雖も名は同じく日本人でも、昔の日本人と今日の日本人は思想の內容が非常に變つて居る。さう云ふ具合に此孝と云ふことについても、餘程其內容が變遷して來て居る、又變遷しなければならぬ。此孝と云ふことは元來どう云ふことを言つたものであるか、それを一つ考へて見なければならぬ。で此孝と云ふことは餘程廣い意味にもと使はれて居つたのであります。「夫れ孝は天の經なり、地の義なり、民の行なり、天地の經にして民是れ之に則る」とあるを見ても分る。が、大體父母に敬愛を盡すと云ふ意味に解しても差支ない。併しながら其頭の孝と云ふものは、それだけの意味に解釋すれば今日と雖も變りはないやうでありまするが、其實行の仕方と云ふものは迚も今日の人の想像の及ばないほどに嚴重なものであります。殊に禮記の內則

說から言へば、孝の教は一時の便宜から起つた說ではない。宇宙の法則の一の「ケース」である。凡そ物の存在するところ自から秩序と云ふものがないことは出來ぬ、差別あり秩序のある自然界の理法に基いて互に守るべき道を守るのが孝の本質であつて、これが孝の根本であると考へます。この理法を君臣の間に應用すれば忠となるのである。故に忠にも孝にも哲學的基礎のあるといふことは明かであります。復古學派などの餘りに卑近にのみ忠孝を解せんとするは、却て思想の根柢を明にせぬことになると思ふ。

孝道觀念の變遷に就いて

井上哲次郎

私は此孝道觀念の變遷に就いてと云ふ題で、少しく私の見る所を諸君に述べて見やうと思つて居ります。

此忠孝の孝でありまするが、此孝と云ふことはもう今日殊更に述べるまでもなく、古來の東洋の教でもあり、又教育勅語の上に現はれて居りますからして、普通の

て、人間の本體は宇宙の本體と同じであると見る。陽明の言葉を以て言へば、卽ち吾々の本體は良知であつて、良知は宇宙の本體の現で、孝とはそれの一つの有樣であると云ふことになるのであります。此說は何も藤樹一人の說ではないのでなりまして、支那に於きましても矢張さう云ふ考はあつたのであります、孝經彙註（孝經大全第五）にかうある。虞淳熙曰、孝在混沌之中、生天生地生人來、都是這箇道理、卽人人同稟的良知とあります。これ卽ち孝は天地未畫の中にあるといふと同一である、而して斯う云ふ見方は夫れ以前にもある樣に思ふ、董仲舒の說として傳はつて居るものであります、孝經集靈上（孝經大全第八）にかうある。河間獻王問董仲舒曰、夫孝天之經、地之義、何謂也。董子對曰、天有五行、春木主生、夏火主長、季夏土主養、秋金主收、冬水主成。是故、父之所生、其子長之、父之所長、其子養之、父之所養、其子成之、諸父之所爲、其子皆奉承、而續行之、乃天之道也。故曰、夫孝者天之經也、此之謂也と。この意味は春夏秋冬を火水木金土の五行に合せまして、其五行の運行である自然界の現象を人間界に適用し、その間に孝の理を發見せるので、孝は天地の大法卽ち宇宙の法則となるのである。隨つて孝には哲學的根據のあることが明である、それであるからして支那の

居る。其最も著しいものは、我國に於て陽明學の祖と言はれて居るところの中江藤樹の孝論であります。藤樹の孝と云ふものになりますると余程大袈裟なものである、藤樹の書いた本の孝經心法と云ふ本の中には「孝は天地未畫の前にある太虛の神道なり」としてある。天地未畫と云ふのは天地が未だ分かれない以前のことで、太虛と云ふのは儒敎の所謂太極である。是れは又朱子の解釋と餘程違ふのでありまして、孝と云ふものは既に宇宙の本體であると云ふのである。此說は餘程分りにくいのでありますが、藤樹は孝經援神契に元氣混沌、孝在其中といふ句を引いて、孝在混沌之中、太虛本體之神靈、在方寸者爲孝、所謂未發之中是也ともあります。其他藤樹の翁問答の初めを讀んで見ましても、孝と云ふことに關する藤樹の考は餘程特別なものであることが分る。而して之れを今日の學說からして分析して考へて見まするど、斯う云ふことになると思ふのであります。藤樹の孝と云ふのは孝を行ふ所の本體を指すのである。卽ち孝の用と體とを一緒に見た說である。所謂哲學的直覺主義によつて孝の用と體とを一緒にしたのである。藤樹は吾々人間の本體と云ふものは夫自身既に太虛の中に存在して居るものであつ

して天と地との氣を受けて生れ來つたものが卽ち人間であるからして、人性には自から天地の氣が入つて居る。卽ち人間の中の強い者は天の氣を受け、人間の中の弱い者は陰の氣を受けて居る。或は人間の中の强い者は天のやる職分を爲し、弱い者は地の爲す職分を取ると云ふのであります。それであるからして、此思想から言へば、君と云ふものは人間の中の强いもので、天の如く一般の人民を惠むのが其職分である。臣はそれと反對で、天を尊ぶ卽ち君を尊ぶのが當然の職分である。是れは天地の自然の理を其儘人間界の行に現はしたものであります。それと同じ原理で以て孝と云ふことも出來て來るので、親としては子供を愛する、それは自然の原理であるが、子として親を敬ひ親に從ふのが當然の本務である、それであるからして孝行と云ふものは決して勝手に出來たものではない、天地の道を其儘人間の行に現はしたのであると云ふ考である。若し此考を以て此句を解釋致しますれば能く説明がつくので「孝者天之經也、地之義也、民之行也」といつて少しも差支がない。

次に陽明の方の學派になりますると、此句を他の意味に於て哲學的に説明して

こともあり、又平帝も序庠に孝經師一人を置かしめ、其後も代々孝經は支那に於ての經典となつて居つてゐたのであります。隨つて孝と云ふ考は矢張孝經に書き現はされて居るところに依つて傳つて居つたのであります。

「孝者天之經也、地之義也、民之行也」と云ふ句に對する解釋にも諸說あります。先づ朱子の解釋を擧げて見ますると云ふと、朱子は孝經について二種の註釋本を書いて居るのであります。其一つは朱文公定古文孝經と云ふのでありまして、他の一の本は朱文公刊誤古文孝經と云ふのであつて、刊誤古文孝經は、古文孝經と今文孝經とを比較しまして、其の中の誤を正したものであるといふことであります。此本を見ますと云ふと、矢張朱子の哲學上より說明をして居ります。即ち天以陽生物、父之道也。地以順承天、母道也。天以生覆爲常、故曰經。地以承順爲宜、故曰義。人生天地之間、稟天地之性、如子之肖像父母也。得天之性而爲慈愛、得地之性而爲恭順。慈愛恭順、卽所以爲孝、故孝者天之經、地之義と。支那古代の思想から行くと、何處迄も世界を二分するのでありまして、其間に強いものと弱いものとの差別を認め、強い方の側を陽と名付け、弱い方を陰と名付け、陰と陽との關係が天と地との關係になる。而

云ふ本其ものが孔子の手に成つたと云ふことを考へる者はないだらうと思ふのであります。尤も孝經の中にも古文孝經一篇二十二章と、今文孝經一篇十八章とがありまして、今文孝經と云ふのは隋の經籍志に、河間人顏芝所ㇾ藏、漢初芝子貞出ㇾ之とあります。何故に其を今文孝經と云はれるかと言へば、隷書で書いて居るからであります、之れに對して古文孝經がありますので、其は隷書の前の書體を以て書いて居るものであつて、是れは孔子九代の孫の鮒が、本が秦始皇帝に燒かるゝことを恐れてそれを壁に塗込んで居つたものを、洪水で其壁が崩れた際に發見したと云ふのであります。併しながら是等の說は何れも疑はしい點がありますので、今日は孝經と云ふ本を「オーセンチック」のものとは見ませぬで、之を以てそのまゝ孔子の言とすることは困難なことゝ思ふ。併しながら其は孝經といふ本其ものが孔子の手に成つたものでないと云ふことの證據とはなるかは知らないが、孝と云ふことの思想に對して斯う云ふ考が昔からあつたと云ふことは拒むことが出來ぬのであります。加之孝經といふ本は古來大に尊ばれたのである。孝經集靈(孝經全集第八)に據ると、漢の文帝は孝經博士司隷を置いて專ら孝經を天下に流布さした

ある。併し乍ら孝字釋の中には他にも多くの解釋が載つてをる。即ち「經云、孝者天之經也、地之義也、民之行也」而して此言葉は孝經の中にも引かれてありまして、其の意味を解釋をすると云ふことになると、どうしても常識的道德の本務としては說明がつかぬと思ふのであります。孝行と云ふのは子が親に對する務であるならば、何故それが天之經であるか、何故地之義であると云ふことが出て來るか、是れ大なる疑問であると思ふ。尤もさう申しまするると更に斯う云ふ問題が起る。爰に經に云くとしてありまするが、其經とは何を指して居るのか甚だ明かでない。若し孝經を指して經といつたとしますれば、孝經と云ふ本が果して孔子の作つたものであるか、儒敎の本旨を傳へたものであるかと云ふことが問題になります。夫れについては古來學者間にイロ〳〵な說がありまするので、今日にありましては何人も孝經其ものを孔子の作つたとは考へない、又孔子の敎を其儘述べた書とも考へないのであります。尤も漢書の藝文誌の中には、孔子が曹子の爲に孝經を作つたと云ふこともあり、朱子の如きも孔子の敎の一部分を曹子の弟子が敷衍して綴たものが孝經であると云ふやうに解釋して居るのであるが、今日では孝經と

と訝しい云ひ方の樣でありまして、今日の道德思想から言へば、孝と云ふのは子が親に對する務であり、忠と云ふのは臣が君に對する務であるからして、忠と孝とは本務の「カテゴリー」が違ふのである。「カテゴリー」の違ふ二つの本務が一であると云ふのは訝しなことの樣でありまするが、これも思想の基礎を尋ねることに依つて別に訝しくもなくなる、卽ちそれの哲學的基礎を考へることに依つて其疑が解けて行くと云ふのであります。

孝と云ふことは先づどう云ふことであるかと申しますると、それにはイロ〳〵な說があるのであります。第一、孝と云ふ字義について孝字釋(孝經全書第一)といふ本の中に種々の說をあげてをる。今其の二三をあげますれば、爾雅に善事父母爲孝とあり、釋名に孝好也とあり、疏に孝者、道常在心、盡其色養中情悅好、承順無怠之義などいふこともある。此等は至つて簡易にして解し易い孝の定義である。又古學派の取つて居るところの論語及び孟子の中に現はれて居るところのものを孔子の正旨と見ますれば、孝といふことは極めて卑近なことであつて別に深い解釋を要せぬやうであります。何も孝と云ふことの哲學などいつて騷ぐ必要はない樣で

派的の考から極めて實際的に勉めて卑近に解する學風にもよることゝ思ふ。即ち子が親に對して務むるところの本務を孝と云ひ、臣として君に仕へるところのものを忠と云ふ風に極めて簡單に敎へ傳へて來たのであります。併し忠孝に關する支那の敎其ものゝ中には、既にかう云ふ見方では解釋のつかぬことが含まれて居ると云ふのであります。

なほ本論に入ります前に御斷りをして置かなければならぬことは、私は茲に忠孝といふ二つの言葉を掲げてありますが、支那に於ても既に忠孝は二つのものではないと云ふ思想がありますに依つて、私は主として孝と云ふことについての說明を致し、それの哲學的基礎に說明を試み、それを忠と云ふことにも適用せんとするのである。而して忠と孝とを一つに見る考其のものが、既に哲學的基礎の上に立つて初めてよく說明が出來ると思ふのであります。孝經の中にも「以孝事君則忠」と云ふ言葉がある。又同じ孝經の中に「資於事父以事君而敬同」と云ふ言葉もあり「子曰君子事親孝、故忠可移於君」と云ふやうな言葉もあるのでありまして、忠と孝とは一つのものであると云ふ考は既に支那にあるのであります。一寸考へます

ふ。（敎育的倫理學）

忠孝の哲學的基礎

吉田熊次

忠孝と申しますれば我が國民道徳の大本であるに依つて、何人も分り切つたことのやうに考へて居るのであります。又忠孝と云ふことは極めて卑近なることでありますからして、其意味もさう深いものではなく、深い根柢の有ることではない樣に思つてをる人もある。甚しきは之れを全く平凡なる敎であるかの如く考へる人もないではないと思ひます。けれども私の考へまするところに依ると、忠孝と云ふことの中にもイロ〳〵の理があるのであつて、之れを哲學的に解釋を致しますれば、確かに或種の哲學的基礎が含まれて居ると云ふことが出來ると思ふのであります。世間で忠孝と云ふことを極めて淡白に解釋することになりましたのは、通俗的に擴つて居るところの儒敎の影響にも因り、且は朱氏學派或は陽明學派の稱へて居る說は餘りに牽强であつて孔子の敎でないと云ふやうな復古學

差はない。又其節には大學生は松明行列をなすのである。英吉利に於ても國民が其皇室を尊ぶ情は甚だ强いのである。忠君の敎訓として過去に傳はらなかつたのは、過去の事情の然らしむる所で、今日及び將來は次第に皆忠君を尊ぶことと思ふ。元より我が國の如く强くなるや否やは問題である。現に一月二十七日は獨乙皇帝の誕生日として、全國の學校が我國にて天長節を祝ふが如く祝賀式をあげて居る。又愛國心の養成には各國とも力を盡して居る。

私の甚だ奇怪に思ふのは、我が國の忠君愛國は動もすれば外國に劣つて居る點のあることとである。我國にては口に忠君愛國を唱へながら、内心は利己主義の人が少くない。それも忠君愛國の眞理を悟らずして思想に統一が付いて居らぬからでもあらうが、實に痛嘆に堪へぬ次第である。例へば徵兵に行くことを厭ふと云ふやうなことは、獨乙あたりにはないことである。國民として國の爲に事へることは當然と考へて居る。我が國人は口ではうまいことを言つて居るが、實際は如何はしい行の人もあるやうに思ふ。是は嘆かはしいことで、社會生活の眞理に背き國民の發達を害するものである。敎育者たるもの大に思を致すべき點と思

を促した事情もあると思ふ。少くとも過去の狀態に於ては、忠君と云ふ德は歐羅巴に於ては敎へられて居ない。若し之がありとすれば、其は君主に直接に從屬して居る所の家來とか武士とか旗本とか云ふやうな範圍に限られて居る。併しながら理想的國家生活にありては、決して君主の利害と臣民の利害と相反するものではない。故に輓近の歐米諸國は次第に我國の有樣に接近し來つて、忠君の思想が高まりつゝある有樣であります。

近時に於ける歐洲の强國は、專意國民の發達と國家の利害とを眼中に置いて銳意計畫して休むことがないのである。而して一般人民の感情も次第に變つて來て忠君の觀念を持つて來て居る。獨乙の國民の健全なる分子は確かに忠君の念に富んで居ると思ふ。獨乙のストラスブルグには皇帝の離宮があります、何故に離宮があるかと云へば、ストラスブルグはアルサスローレンの首府で、千八百七十一年の戰役に於て獨乙に戻つたのである。其土地の人心を收攬する爲めに年々一度は皇帝の行幸がある。其際には一般人民は爭つて街路の兩側へ整列して皇帝を迎へるのであります。其有樣は我が國民が陛下の行幸を歡迎すると大した

又さう云ふ社會に於て初て理想的道德となり得るのである。所が外國の歷史を考へて見ますと、多くはさう云ふ關係に行つて居らない。君主が臣民を見ること、恰も家長が家族を見るが如く一般臣民の利害を以て自己の利害と考へた例は極めて少い、君主と云ふものは寧ろ人民の利害を省みず其を壓迫し、無理に租稅を徵收し、無理に懲罰すると云ふ風に、君主の利害と云ふものと臣民の利害と云ふものと相容れない場合が多かつたのであります。それでありますから臣民の側から云へば、君主は自己の保護者でなくして壓制者であると云ふ感じを與へた。從つて忠君の德が發達しなかつたのであると思ふ。

忠君と云ふ觀念が歐羅巴の哲學及び倫理學に無いと云ふことも、彼地の社會事情と關聯して居る。ホッブスの如き、皇室に關係を有つて居る學者の論は君主の權利を重く見、君主を尊ぶことを道德上正當と說いたけれども、君主の利害關係と反對の側に立つて居る學者の說は、忠君といふ德を尊ぶべき者として敎へて居ない。是は人情の勢でありませうが、また一つには學者と云ふものは主觀的個人的のもので、自分勝手の說を吐くものであると共に、彼地の社會の生活がさう考へること、

外國には忠君の敎なし

れを國民道徳の基礎としてゆくことは、獨り理論に悖らざるのみならず、是れ實に理想的社會生活の必然的要件である。併しそれを唯口でばかり忠君とか愛國とか云ふのでは足りない。以上の理を心底より悟了し、一擧一動悉くこれと關聯せしめねばならぬ。

斯く忠と云ふ事が大切であり、且つ理論に合つて居る事であるならば、外國に於ても果して忠君の敎もあり、忠君の例もあるかと云ふ考が起るであらうと思ひます。此點に於ては忠君といふ事と孝行と云ふ事とは餘程關係が違ひます。私の知つて居る範圍に於きましては、古來の敎訓の中で、積極的に君に忠を盡せと云ふ敎訓を下せる例は外國に見當らない。然らば是れは如何なる事情に因るかと考へて見ますると、これは全く國家發達の具合が違つて居るからであると思ふ。忠君といふ徳が人生の理想的要件になり得るといふ前提としては、其の國家生活が社會生活として理想的狀態に在ると云ふことを豫想する、卽ち君主と臣民とが互に相助けて、ヘーゲルの所謂交互作用によつて無限の發達を爲すやうになつて居ることが必要である。忠君と云ふ徳は、さう云ふ社會に於てのみ發達するもので、

と同じやうに、上と下との關係は極めて圓滿に極めて理想的に、上下共に其の守るべき德を守つたと云ふことも、亦此の美德を發揚するに至つた一大原因であると見なければならぬ。我國に於ては上に在ますする所の君主は我が國の父であると云ふ大御心を以て、常に我が國全體の繁榮卽ち我が國運の發揚と國民全體の幸福とを眼中に置かせられて、其れを大方針として百般の御政治をなされたのである。此事は我が大日本帝國憲法を拜讀しても能く分る。我が國家は、我が國の發達に對して積極消極兩面の施設を執るのである。此等は皆君主の大御心になつたものので、その內容は悉く國民の安寧幸福に在るのであります。恰も家長が其の家族に對して幸福を圖ると同じく、君主は國是として我が國民の繁榮を圖られ慈愛を主としてゆかれるのであります。これを一家に施せば理想的家庭となり、これを一國に施せば理想的國家となる。斯う云ふ社會生活其者は實に人生として理想的の者であつて、其れ自身尊ぶべき價値を有するものである。從つてさう云ふ狀態より起る所の忠と云ふ觀念は、言ふ迄もなく理想的生活の法則と爲すべきであると言はねばならない。さう考へて見れば、忠といふ德は少しも無理はない。こ

忠孝の盛に行はれたる所以

が國土を略奪し其住民を屈從せしめたと云ふ譯ではなく、又以前より居つた所の個人々々が約束的に日本國と云ふものを建てたと云ふ譯でもない。大和民族といふ一つの血族的團體が擴大して、大なる家族となつて治者被治者に分れ、其れが國家といふ形式をなして發達を爲して來たのである。故に我が國にあつては國家は是れ家族の擴大したるものである。されば家族の間に行はるゝ所の道德關係は、國家の内にも行はれるのは怪むに足らぬのである。尤も後世には血族關係を持たぬもの卽ち日本民族に屬しない者も外國より入來つたけれども、それ等の人々は皆我が國家組織の中に吸收せられて同族關係となつたのである。さうすると孝といふ德が正當であると云ふ理由を移して、直に忠と云ふ德が正當であると云ふことになるのであります。卽ち一方から言へば人情の自然であり、一方から言へば報恩の理に合する所以であり、又一方から言へば宇宙の秩序に合する所以であります。これ忠孝一致の理であります。

而して我が國に於て忠孝の德の盛に行はれ得たと云ふ理由は、我が國の君主が恰も一家の家長が家族に對すると同じく、又天が地に對して光を與へ惠みを施す

孝に就ては以上述べた通りであるが、忠といふ事になると事情が大變に違ひます。忠とは臣民たる者が君主に對する關係の德であるが、支那に在ては、君主たる者が一般臣民に對して如何なる心得をもたねばならぬかと云ふ敎訓は隨分ある。尤も支那でも韓詩外傳には、親たる者が子に對して如何なる心得をもたねばならぬかと云ふことが說いてあるが、其他には少いのである。又外國の例を考ふるに、忠といふ敎は殆んどないといつても宜しい。而して孝より忠に移る道行が何うであらうか。我が國では能く忠孝一致と云ふことを言ひますが、それは如何なる理論的基礎を持つものであるか、是れは無論其の國の成立によつても違ふ譯であるが、先づ一般社會の發達を考へて見れば宜い。抑も國家は社會學上如何にして興つて來たのであるかといふに、國々に依つて多少其の狀態は違つて居るが、我が國の狀態に就て考へて見ると、我が國は血族團體が國家の始りである。我が國は此點に於て一大家族によりて起つたものである。皇室はその家長の正統であつて國民は同じ血族團體ではあるが、皇室の末家としてこれに奉仕して來たのである。……………我が國の國家は如何にして出來たかと云へば、他國の君主が我

ある。上なる者が下なる者を憫み、下なる者が上なる者を尊敬するは是れ宇宙自然の理法で、孝はその一つの現れ方である。此の自然の理法に依つてゆくと云ふことが、人間の行を支配する自然の法則でなければならぬ。天は上に在つて地に光を送り、地は天の光を受けて萬物を生育する。是れ上なる者と下なる者と互に其の德を交換する所以である。孝行も其れと同じ理法である。親は子を憫み子は親を尊び、兩者の間が圓滿にゆく、是れ即ち宇宙の大法に依る所以であるから、人の行の則とすべきである。かかる見方も亦理由のあることであつて、斯う云ふ解釋を致しますと、孝行は獨り倫理的に人生の法則を全うする所以であるのみならず、進んでは宇宙の理法に合する所以の方法となつて來るのである。

以上三つの見地は何れも理由のあることでありまして、其の何れから見ても孝行と云ふことは道德として大切なるものである。社會的生活の根本の德と見て差支ないと云ふことは明かであると思ふ。之を諸外國の敎訓に徵し、實際に照し、又其の理論的基礎を研究して、孝行と云ふ事を正當なるものと認むるのは、今日の倫理思想の是認する所であると云ふ結論を下して差支ないと信ずる。

あらう。　併しながら其れはその人の考へ方が間違つて居るのであつて、人生の見方の根本的見解が違つて居るのである。　少くとも吾々が存在し得ると云ふことは矢張り父母在るに因ることは言ふ迄もない。　而して吾々が今日の如き身體をもつて居ることは、其れ自身既に父母の恩に依つて居ると云ふことも明かな事實である。　さう云ふ事實があるならば、其の事實に對して感謝し、報恩をなすのが當然である。　報恩といふことを主にして父母を養ふのは適當でないかも知れぬが、報恩と云ふことが孝行の理論的基礎の一つになると云ふ風に考へても、必ずしも道理に戻ることはない。

それから孝行と云ふ事に對する理論的基礎の第三として、是は寧ろ東洋の哲學思想に現はれて來ることでありますが、孝行と云ふ事其の事が既に宇宙の大法に從ふ所以であるとする解釋であります。　陽明學派の孝行に關する解釋の如きは其れに近いのである。　即ち親は子を生じたのであつて、親と云ふ者と子と云ふ者との關係は、造つた者と造られた者との關係である。　造られたものが造つたものに對して服從を爲し、孝行を盡すと云ふことは宇宙の大法である。　自然の約束で

て吾々は他より種々の恩を受けて居るけれども、家族生活として父母及祖父母より受くる恩より大なるものはない。其恩に報ゆると云ふことから言つても、孝行は道徳上大切なるは明かである。尤も或人は斯う云ふことを言ふ。子が親の恩を感謝する爲めには、親が自己に對して善いことをして呉れたと云ふことを豫想せねばならぬ。若し親が自己に對して善い事をして呉れぬならば感謝する必要はない。例へばよく敎育をして呉れたならば初めて感謝する價値がある。よく敎育をして呉れなければ、恨みこそあれ感謝する必要はないと斯ういふのである。甚しきは、自分が此の世の中に幸福に生活して居るならば、此の世の中に出して貰つた親に對して感謝するが正當であらうが、若し世の中が苦しくて厭で、寧ろ生れなかつた方が宜かつたと感ずる場合には、親に對して恩を感ずる必要はないと云ふやうなことを言ふ人もある。成程報恩に關する理屈としては尤もである。併し自己の生活を悲觀すると云樣なさういふ考へ方其れ自身が間違つて居る。人生は上を見れば限りがなく、又下を見ても限りがないのであるから、縱令自分は金殿玉樓に居る身であつても、此の世に生れたことを不足に思ひ、不平を云ふことも

卽ち孝とは社會生活が圓滿に爲さるゝ場合に於て自然に起つて來る所の親子間の感情の一であります。而して人類の生活は社會的生活に外ならぬ。社會的生活の最も圓滿なる形式は何であるかと云へば、有機的關係の最も密接に圓滿に行はるゝことでなければならぬ。有機的關係といふのは、一つの者が他の者を助け、他の者はその者に對して助けあふことである。かかる相互的關係が社會生活の本質であつて、此の關係が圓滿に行けば行くほど、其の社會生活の形式は理想的に近いと言つて宜いのである。此意味に於て家族的生活は社會的生活の最も圓滿なるものゝ一つとして宜いのである。孝はかかる理想的の社會生活卽ち理想的人生の間に自然に發揚して來る感情であるから、其の感情を保存することに依つて愈社會生活が圓滿に遂げられ、完全に理想的に人生が遂げられる道理である。其の點から言つても、孝行と云ふ德の大切なることは明白なることである。

其れのみならず、一般社會生活の德の一として、他より恩を受けたる者は、其の恩に對して感謝をすると云ふことは當然である。これは佛敎の所謂報恩の理であつて、如何なる道德說と雖も、謝恩及報恩の美なることを認めぬものはない。而し

美德とする事實を說く）

孝の德は日本の專有に非ず

孝行といふ德が我が國の專有物であると考へ、外國にはないけれども、昔からの仕來りであるから、いや〳〵ながら孝行せねばならぬと云ふやうな考をもつて居る者あらば、其れは根本的間違であるといふのであります。吾人は孝行の文明世界の國民道德に共通なる美德であると云ふことを確信し、熱心に眞面目に其の美德を發揚することに力めて行くべきであると思ふ。以上に述べた所のものは外國の例でありまして、忠孝の倫理的基礎を攻究した譯ぢやない。外國で行はれて居ることは必ずしも善いと云ふことにはならない。外國で行はれて居ることでも間違つて居ることなら之を棄てゝゆくのが、文明國民の遣り方でなければならぬ。外國の例に盲從する必要は毫もないのである。

孝行の理論的價値

然らば更に飜つて孝といふ道德觀念は理論的に考へて倫理學上價値があるものか何うかといふことを研究する必要があります。前にも申しました通り、孝といふ德は主として感情によつて養ひ得る德でありまして、さう云ふ種類の感情は家族的生活が圓滿に行はれて居る際には自然に起つて來る所のものであります。

うしませうか。其時は是非なく理屈を云はなければならぬ。と云ふのは我が國は萬國と交を結び彼我の文物を交換する結果、我が國民は色々の思想に接し、從來の如く我が邦土に發生して來た所の思想だけに包まれて居る譯には往かない。既に我が國明治維新後の思想の變動が事實に於て之を證明して居るのである。既に我が國民が覺めたる狀態にありますから、我が國の傳說的道德に關して種々の疑惑が起つて來て居るのであります。其惑ひを解いてやるには、理屈を以てするより外に仕方がない。私は敎育に從事して居らるゝ諸君に向つて、理屈づめに忠孝の觀念を養ひなさいと御勸めする考は毫もない。是は忠孝の觀念を養ふ正當の方法とは思はぬ。理屈の必要は傳說的の敎訓に疑惑を抱く時期に達したる場合に於て起るのである。又は疑惑を起さしむるやうな誘惑のある場合に於て、それの防禦策として、忠孝に關する理屈を說かなければならぬと云ふのであります。

私は忠孝の倫理學的批評を致しまする前に、先づ忠孝は我が國特有の道德であつて外國には無いのであるか何うかと云ふことを明かにしたいと思ふ。(中略。基督敎も孝行を敎へ、希臘思想に於ても孝を善とし、其の他近世に於ても孝行を一の

神作用のあるもの、感覺と感情とのあるものは、獨りで居ることによつて寂寞を感じ、同類のものと同居することによつて慰むは、自然の心理的要求であると思ふ。家族の中に、親と子とが長い年月の間同居致しますならば、其間に自然の心理作用として、親は子を愛し子は親を慕ふやうになるものであつて、孝の觀念は人情の自然の然らしむる所で、人爲的に理屈を付けて作つたのではないのであります。忠と云つてもそれと同じことである。我が國の如く、君民同祖の關係に於て長き年月の間、同じ鄕土に於て生活を續けて往きますと云ふと、家族的生活に於て親子間に孝の感情が起るが如く、君主と臣民との間には忠の感情が起るのである。これもまた人情の自然であります。それでありますから、我が國民道德の大本は、元々議論に依て築き上げられたるものに非ずして、我が國特殊の國家組織の間に傳說的に自然に人情の美を發揮して出來上つたものである。故に私は忠孝に就て理屈を述ぶることは餘り望ましく思はない。寧ろ理屈なしに、自然の人情よりして忠孝を慕ふの狀態に長く在りたいのであります。此狀態は恰も春の夜に結ばれたる夢の如く、極めて快きものである。併ながら既に一度夢より覺めた曉にはど

ありますからして、先刻二十四孝のことを烏渡口走りました序に、御話致して置きますのでありますが、道徳を致して愚になるの、馬鹿になるのといふ譯はない。今日は道徳が是非必要でありますからして、思ひ付きましたまゝ申し上げましたのであります。(弘道館に於ける演說)

我邦の忠孝は人情の自然より起る

忠孝の倫理學的基礎

吉田熊次

我が國民道德の大本としての忠孝は、感情を基礎とするもので理論以上のものであります。我が國の忠孝の觀念は理屈で築き上げたものでなくして、傳說的に我が國の社會生活に自然に湧き出て來た感情であります。我が國の如き社會生活の發達する際に、人情の自然として起つて來るものであると思ふのであります。

一體人間は生れながら社會性を持つて居る者であると云ふことは、既に希臘に於てアリストテレスの認めた所である。人類に限らず、下等動物に至る迄、獨居するよりも、同類と同居することを好み、集合的生活を望むのが常であります。苟も精

の傍に裸體になつて寐て居ました。自分だけで喰はれて親の所に蚊の往かないやうにしたので、此の上もない貧乏で、又何分子供であつて見れば、自分の力では致し方もないことでありますから、これ等のことは實に賞すべきことであります。されども忠臣の話、孝子の話抔は飾物でなく、實際自分の身に行はるゝことでなければならぬことであつて、話で聽いて身に能できなくては一向詮もないことである。呉猛の蚊帳のことは親類があつたか知れませぬが、自分が大きくなつたらば返すやうなことにして、一時蚊帳を分別した方が却つて本當の孝道をすることになるでありませう。自分が裸體になつて寐て居た所で、蚊が往かぬといふ譯には參らぬことである。併ながら人から救助を仰ぐといふことは、面白くないことであるから、そんな事はせぬでも宜しいと高尙に構へて居るものは格別でありますけれども、苦しいことをせずとも、孝道の行へる道は澤山あることでありますから、道德にも才覺を加へたいと考へます。昔の書きものには、隨分多くあや飾りがあつたり、又は極端に走つて往々事實の眞相を失ひ、其の人の品格を下し、俗に謂はゆる贔屓の引倒しといふ樣に相なり、今日から見ますれば、事實上あるまじきことが多く

に書いてあるのは、裸體になつて、氷が張り詰めて居るのを俯臥になつて體熱で氷を解かして、鯉を捕らうとした所が、旨く鯉が其の下に居つて、忽ち躍り出て、親に與へて喜ばしたと記載した本があります。これは餘程附加つた話で、裸體になつて氷を暖めて鯉を取る抔といふことは、身體が凍つて迚も出來ませぬ。原の本を調べて見ますると「將二裂レ氷求レ之」とあります。氷を裂くといへば、東京邊りでは分りませぬが、私の國抔は北國でありますから、寒中氷が張りつめて居るで、夫れで魚を捕ります時には、ザイホリといふことを致します。此のザイホリといふのは、幅三四寸に長六七寸の木片の眞ん中に穴を明けて、竹を通して、竹の拔けぬ樣に堅く締めて、氷を割つて彼の木片の附いて居る方を入れて、頻りに水に突込んでは上げます。鮒などは氷が張りつめて居りますから、水が動搖すると、何かあることと思うて、其處に寄つて來る。丁度今の木を入れたり出したりして居る時に、水と共に鮒がいくらも出て來ます。それを直ぐ捉へます。寒中には皆さうして取ります。王祥はそんな方法でもありますまいが、そんな趣向にしてゞも捕へたといふのでありませう。又吳猛といふ人は貧乏でありまして、蚊帳を買ふことが出來ないので、親

知其非有也」といふことがある。借物でも久しく先へ返さなければ、卽ち自然其の人の物になつて來るといふことであるから致しまして、何でもよい事を見習ひ聞習つて、さうして眞似をするが、卽ち善人になる所の手近の方法であると申してあります。此の鷹山公などの、一人を稱して他の人にも一般夫れに習うて善い人にさせるといふのは、同じ譯であります。……………………………………………

序でありますから鳥渡申し上げて置きますが、先に二十四孝のことを申しましたが、彼の二十四孝は何時頃出來たものであるか、確と知りませぬが、支那の元の世の頃の立派な人でもありませぬであらうが、俗物か何かゞ拵へたものでありませうが、其の書いたることに於きましては、至つて可笑しいことも載つて居りますから、其の通りやることは出來ぬ事柄も多くあります。依つて其の形を眞面目にやると愚になる抔といふ非難がありまするが、成程そんな譯もないとはいはれますまい。王祥は至つて篤行な人であり、至つて孝行な人でありますからして、二十四孝中屈指の人である。寒中に親が鯉をたべたいと申されましたからして、鯉を取りに往きました。極く孝心である。夫れは宜しうございますけれども、其の俗本

を得やうと思うて、さうして親を脊負つて出掛けて來るのは、親孝行の眞似をするのであるから、是れも孝子である、褒美を取らせて宜い、心底から親孝行の者が出て、夫を待つて褒美を呉れやうといふ積りではないからして、誰も彼も親孝行の眞似をすれば滿足すると仰せられまして、同樣に御褒美を下すつたといふことがあります。右の譯で卽ち理は同じことでありますからして、卽ち一人の人が親孝行をしますれば向うの人も夫れを眞似る、こちらの人が兄弟中睦じければ隣家の人も兄弟中が宜くなる。御互に習ひ合ひまして、善き人の手本を採つて眞似る。誰も彼もさういふことになれば、一般の風俗になつて、格別親不孝だの、兄弟喧嘩するだのといふやうな不都合な人がないやうになりまして、風俗が淳良になるといふことでありませう。世に八釜敷い議論を申すものがありまして、心から善いことをせぬければ嘘である、詐であるから、誠の心を持つてしなければ孝行にならぬといふ理屈論もありますけれども、良くないのでありまして、聖人とか賢人とか申す人で、自然生れ付きなれば知りませぬけれども、天下の人が皆さういふ人計でもありませぬから、善き人の眞似をし、稽古をして宜いことである。孟子に「久假而不歸惡

横切つて、若い男子が老人を脊負つて通つた。何者であるかと御訊問になりまし
た所が、あれは何の某と申す者で、至つて親に孝行であつて、朝夕よく仕へまして、老
人を負つて此處へ出掛けて參つて、親に保養させ、誠に近邊の褒め者になつて居る
と云ふことを申し上げました所が、感心されまして、褒美を取らせろと云ふことで
ありました。夫から又他日御出ましになる時に、同様の様子で若い男が老人の親
を脊負つて、道の側を通りました。是も先日と同じ様な孝子で奇特なものである
からして、褒美を取らせて遣れと仰せになりました所が、御側に居る者が、これはど
うも先日の者とは大違ひであつて、先日のは至つて孝心でありますけれども、此の
男は承はりますれば至つて横著もので、酷く親を粗末にします、先日御出ましの時
分、孝心の者が御褒美を戴いたことを聞きまして、御褒美を得んが爲に今日孝子の
眞似をして、御褒美を得やうと巧む趣で、誠に横著者でありますからして、御褒美を
遣るところではなく、遂つ拂つて叱つて遣つて宜しいものでありますと、斯う申し
上げました所が、イヤ、そりやあさういふ譯ではない、心底からして親孝行をして始
めて孝子と云ふものではない、先日の孝子が御褒美を得たからして、自分も御褒美

は人々の固有の本分を盡して、さうして忠孝仁義の道を行ふやうに致したいことであると考へます。併ながら固より敢て大孝子になりましたり、大忠臣になつて貰ひたいといふ樣な六ケ敷い望はない。昔の二十四孝といふやうに難行苦行を堪へねばならぬといふ譯でもありませぬ。一と口に申しまするど、一通りの孝道を行ひ、不孝不忠にさへならなければ、先づそれで宜しいことであらうと考へます。さう申しまするといふと、何か大なる孝道や、大なる忠義などはせぬでもよいといふやうに聞えますけれども、さういふ譯ではないのであります。一體どうも大孝大忠をするといふことは、素より人の勸めや、人の說諭でなるものではありませぬ。從來其の人が天稟至孝至忠でありますから致しまして、さうなつて來るものである。でありますから致しまして、一般の人の事にして見まするといふと、即ち不忠不孝の人々がなく、淳良忠實の風俗を成しまして、さうして人間の道を立て、人間の土臺、即ち其の程度を美しく定めたいので、國內一般に不忠の人もなく、不孝の人もなくなりますれば、結構なことではありませぬか。

昔鷹山公でありましたか知りませぬが、他へ御出掛けの時に、其の御成りの道を

……日本は他國と違ひまして、神代は扨措き、神武天皇以來にても、二千五百六十年も續いて來た所のものである。其の間風俗を成したる所のものは何であるかといふと、忠孝の二つが大いなる本を成して居るのであります。即ち前に述べた朝廷幕府の御世話が、風俗製造の根本であります。然るに外國と交際をしなければならぬといふことでありますからして、外國の風を見倣ふといふことになり、遂に外國人を親分に致したといふことである。田舍者が東京へ奉公に出まするに就ても、國の親を連れて來る譯に往きませぬから、別に親分を立てゝ奉公をする。それはそれで宜しいけれども、國家の上では少し考へなければならぬ。外國と交際するには、外國の風儀を少しは見習うて、從前のカタズンで居る所を少しは平たう交際するのは宜しう御坐いますが、併ながら親分をとつてからして、遂に本當の親まで打捨てゝ仕舞ふといふことは逆樣事である。目前の事の爲に二千五百有餘年來の親を捨てまして、假にその假親を取つて、從前の事を打捨てるやうなものである。さて見ますれば、竹に木を接ぐやうなものであつて、間違つた話といふものである。でありますから致しまして、外國交際は別段といたしまして、國內の付合

さすると云ふものである。　夫れは目前の愛情に堪へかねて、親の仰せに背き、倶々に籠城して死んで仕舞つたところが、却つて親の意に違ひ、親の希望を空しうするものでありますからして、義を以て情を斷じ、親を捨てゝ君に從ふといふ、これ等はすべて此の中室淨人の狀にある意味合と相表裏して、大いに國のために力をいたし、君恩を報ずると云ふ所の忠臣孝子であります。　何せなれば、元々親も先祖もかく心掛けて居れば、其の通り行はざれば、却つて不孝となるからのことである。　それでありますからして、後世戰爭に出まする時には、皆讓狀を書いて、家の處分を付けて、然る後に出立するなどは一般の風儀であります。　又軍事に從ひまするにも、病氣抔と申すことで斷りまするは大變臆病なことであるといふ譯になつて居る。さういふ風に一般に皆國家を大切に致し、主人を深く思ひ居ると云ふのは、他國に於て見ることは出來ませぬ。　右のやうに、子は父を、臣下は君を深く敬愛し、それから兄弟の間柄、夫婦の間、又隣里鄕黨の附合抔と申すことが、凡て其の忠孝の二つから生み出して、さうして手篤くなつて參りますのが、日本固有の性質、固有の風俗であります。……………………………………

も、先づ「禮敬を公けに致し云々」とありますからして見ますれば、高官に昇つて學問のある人は、勿論深く夫れ等の譯を心得て居つて、君を大切にし、國を先んじ、一心に奉公を致すは知れ切つて居る。　かく忠義に厚き處が、卽ち日本人の持ち前である。支那あたりでは決してかやうに手厚くは參りませぬ。　夫れよりして彼の武士道と申して、後世の武道を勵む人に於ても、自分の家と身をば後にして、一圖に君のことに奉公する。　彼の三浦大介が、賴朝の石橋山に敗れた時に、必ず何處ぞへ身を匿して居るであらうから、先途を見屆けるやうにとて、子供等に自分の手許を去つて賴朝に從ふ樣に申し付けた。　大介は此の時八十有餘で、殆んど死旦夕に迫るといふやうな人である、殊に畠山が攻來るといふ危急の場合であるに、子供等は親を捨てゝ城を出で、賴朝を尋ねて出掛けるといふことは、親には至つて手薄であつて、力を君の方へばかり用ひ、カタズンで居るやうに鳥渡考へられるけれども、其所等は親の意見であつて、君に忠義を盡すは親の希望である、自分は老いたる故に、子供に名代として忠義を盡さするは親の希望である、——深く望む所である。　親の意に從つて忠義を全くすると云ふことで見れば、却つて深い孝心である、親の心を遂げ

ます。　右樣に皆孝子や忠義の者に褒美を致すと申しますものは、一人を勸めて他の人を奬勵する趣向でありまするからして、其の他の人々も見習ひ聞倣うて、自然善道を心懸けますゆゑ、風俗が善くなる譯であります。　畢竟これは孝道は人倫の本であるからして、誰も行はなければならぬと云ふ筋でありますから、皆斯の如くに夫れ夫れ御取計らひになるのであります。

又忠に於きましては、日本の固有の性質習慣でありまして、他國に於て比類なきことであるから致しまして、――主君を大切にするといふのが、特別の性質を持つて居ることである。　こゝに鳥渡した話ではありますけれども、天正年中に、中室淨人と申す人の誤り證文が、奈良の正倉院の秘書の中にありましたが、その誤り證文の中に「凡そ宦する者は禮敬を公けに致して後に孝悌を親に及ぼす」と申すことがあります。　これはマア鳥渡見ますと尋常一樣のことでありまして、何も奥深い意味合があるとも見えませぬけれども、併しながら中室淨人と申す人は、至つて卑しい人である、祿地も何も所持して居る人でない、官に對して不行屆があつた誤り證文を書く位の人である、學問もない人である。　それ等の者が書きます文面の中に

徳川五代將軍の時であります。…………此の徳川時代に始めて孝子とて褒賞を得ました者は、駿河國富士郡今泉村の孝子五郎右衞門と申すものであります。是れは頗る豪農で、家僕抔も多く使つて居りましたさうでございますが、至つて父母に孝道を盡したといふことで、其の作り來つたる田畑九十石を永代無年貢にて作り取りに仰せ付けられた。それを大變謙退いたし、自分では一向行屆かぬものなるに、まして孝道だのと申して、御褒賞を頂戴しましては恐れ入るとて、固く御辭退を致しましたけれども、將軍家より御朱印を賜はつて、厚く御說諭がありましたから、遂に御受をするやうになつた。將軍家の御直の御朱印を平民に賜はることは、當時にありては非常の特典で、古今例なき事であります。これも孝道のあり難き仔細を見るべき譯である。それから致しまして、歷代孝子義僕等へは褒賞がありまして、寛政年中其の人々の姓名事實を編輯して孝義錄と申すものが五十冊出來ました。孝行者を始め、忠義の者や、兄弟睦しい者、婦人の貞操を守る者、或は奇特の者、農業出精の者等、幕府又は諸藩の領主より褒賞を受けた者の總數七千餘人でありましたが、夫の孝行を以て褒狀を受けた者が、其の內五千二十七人といふ譯であり

とがあるかと云へば決してありませぬ。又色狂ひとか、藝妓狂ひとかいふことは申すまでもありませぬで、又財産を破りまして先祖の御位牌を顧みないといふやうなことを致しまするかと言ひますと、是れも亦ありませぬ。又人に對して不義なる事を仕懸け、或は騙りを致して惡事をたくらむといふやうなことがあるかと言ひますと、これも決して無いのであります。して見ますれば、孝道をさへ能く行ひますれば、何事に依らず悉く善道に叶ふやうになつて參るからして、孝は百行の本と申すことであります。………………されば昔から最も之を重んじまして、孝謙天皇の御時には天下に御沙汰になりまして、家ごとに孝經を一部貯藏して、朝夕之を讀みまして孝道を心懸けると云ふやうに御世話がありました。又恐多いことでありますけれども、天子の御讀書始、卽ち御讀みぞめには、必ず孝經を先きに御讀みになると云ふ譯であります。又凡て其の親に善く事へまする者がありますれば、必ず御褒賞を下されて、位階を賜はり、租稅を御免になりまして、其の村には旗を建てゝ、孝子の里と申すやうな旌表を致されることであります。それは王朝の昔にあつた仕樣で御座いますが、德川氏になりましても、矢張褒賞があります。其の始めは

が、一體人たるものは、忠孝の二字を守るべきことは固より申すまでもございませぬで、貴きも賤しきも生れ墮ちたるより、親の養育を受けて成長いたすものでありますれば、其の恩を享くることは至つて高大なるものであつて、殆んど山海も及ばぬといふことでありまするから、其の厚恩に報ずる爲に孝道を行ふことであります。又君に忠を盡しまするに付きましても、君の土地に住し、君の穀祿を食みて身を立て、妻子眷屬を養ふことなれば、主恩を大切に存じ、自分の家のことを爲すが如くに、主人の爲に力を盡しますること、是れ亦人倫の道でありませう。昔からそれゆゑに忠孝仁義とか、孝悌忠信とか申しまして、卽ち此の人間たるものの行ふべき所の目安、人たるものの道の標準に致して居ります。忠は主君に善く事へ、孝は兩親に善く事へ、仁は慈悲深くして人に不便を加へ、義は何事も筋道に順うて不正の行を爲さず、又悌は兄たる者によく事へ、忠信は深切に人に交はつて不實の行なく、約束を違へぬことであります。此の中、取分け孝を大切に致し、古人も孝は百行の本と申し、尤も心を用ふる事であります。其の譯は、親に孝行を盡しまする人は、何事も善を行ひ、平生の行狀に於きましても、酒を飲んで暴れるといふやうなこ

萬事萬物一に歸するといふは、其の眞理に止るのみと存じます。

又これは釋迦氏の敎ぢやが、釋迦氏が男子女子を澤山寄せて、時に善男子よ善女人よ、家の富とは如何、父母家にあるを富といふ、父母家に無きを貧といふ云々と語られた。これは珍重すべき敎と存じます。實に兩親は尊いもので、慈の字を以て父につけ、悲の字を以て母につけ、慈父悲母と名を顯しました。慈悲の二字は拔苦與樂といふ意で、卽ち苦しみを拔いて樂しみを與ふることで、これは萬づのことに關係致します。父母あつての子なるが故に、父母が無くなれば子は苦しみに堪へず、家も貧となり、靈魂を祭つて父母在ますが如く朝夕拜を爲し、忌日には其の祭をなしまする外に孝行のなしやうはありません。これもまた孝の本になる樣に思ひます。（下略）（日本體育會に於ける演說）

忠孝の話

星野恒

「忠孝の話」といふ題で、歷史上のことなど取り雜せまして鳥渡御耳に入れませう

於後世以顯父母孝之終也、誠に親といふものは、子を思ふ情が深い、因つて子供のことに心配する。妄りに身體を傷けてはいかん。玆に何某といふ人があつて、其の人は結構な人物で、誠に穏にして言行正しく、文武の事業に勉強して、天子の前に出たこともなく、固より修行中なれば父母の前に出ることも少いが、心身合進の道を行つて居るから、萬人が之を尊び名を擧げて呉れる。そこでこの人を生んだ人は誰ぞや、定めて其の父母の正しきなりといふ。其の父母は格別高名の人ではないが、子の爲に親の名までも擧げたものを、是を孝の終といふのであります。之は孝の側だから忠でないといふとは言へない。天子が御聞きになつて、是の男は心身正しくして、未だ話したこともないが、定めて父母が滿足であらう、實に此の男は忠孝兩全である、これは全國の標準になると云ふことを天子は陰ながら御譽めになるに違ひない。又兩親の方から云ふに、吾が子は天子の爲に產んだ子だから、天子の爲には固より死すべきものであるから、決して惜むことはない、若し非常の節には人人に後れはあるまい、實に忠臣である、孝子であるなりと兩親は朝夕打寄つて喜びをなします。心身正行眞理に歸するを以て忠孝一致なりと存じます。孝忠の他、

精華といふことは、第一君に忠に親に孝に億兆心を一にする、それが精華である。我が全國の櫻なり、梅なり、菊なり、牡丹などは、立派だと人々の目に見て滿足をします。去りながら、忠孝一心の三者合一にして、合進實行全國に滿ちたるを國體の精華なりといふ、天子の厚き思召を國中の臣民明白に了知致して居るか居ないかと甚だ案じます。右三者の體は目を以て見るべき者なく、靈心に歸して一位にて多言を盡しませぬ、御互に注意すべきことと存じます。學校に出て其の學びをなす大目的といふ者は、有形無形合一に進まんければならぬ。それ忠孝といふは、他人が忠臣孝子なりと稱美をした名義である。依りて己れ美名の欲を離れ、唯一心に天然の天子に奉體し、天然の臣民が天然の眞理職分を盡せば忠となる。これは美名であつて、自分から言ふことはできない。或は父母に事へて我は孝子だといふこともできない。天然の父母の天然の子供が天然の眞理職分を盡せばこれが孝となる。しかし話をするには忠孝の名を以て通用して居るものと存じます。假令君の御前に出なくとも、職分がなくとも、又父母の前に出なくても忠孝は出來る。則ち孝の方から言つて見ると、身體髮膚受之父母、不敢毀傷孝之始也、立身行道、揚名

となり。尤も孝弟は仁と相近くして、孝弟ある人は多く仁愛の心ある者なれば、其の仁愛の心を以て天下を治むれば、能く治まるの理なれども、仁愛のみにて治術治法なければ、亦能く治まることとなし。仁愛のみありて治術治法なきは、孟子の所謂徒善なり。（泊翁叢書）

國體の精華

海江田信義

今日の問題は「國體の精華」。此の國體の精華といふことは、二十三年の十月三十日に詔を以て仰せ聞かされた通り、君に忠に親に孝に億兆心を一にせよと、即ちそれが國體の精華の原因であります。………そこで國體の大體といふものは、則ち天然の帝國で、天然の君、天然の臣民である。これが國體の原因にして、其の國體の大體中に含蓄する者は色々ある、假令臣民が四千萬居るも一つに違ひないといふことを了解しなければ、事々物々上に大なる害を生じます。この三者は三つにして合一だといふことを明白に知了して、分寸の誤りなきを肝要とする。然る所で、

忠孝は固より美徳なり。然れども儒者、國學者之を説くこと誇大に過ぎ、遂に本末輕重の序を失ふに至るものあり。孝經の如きは天下を治むるも、一國を治むるも、一身一家を治むるも、皆孝を以て之を爲し得べしと言ふ。卒然と之を聞けば至極尤なることの樣に聞ゆれども、其實は決して左樣には參らぬことなり。天下を治むるには天下を治むるの治道治術あり。一國を治むるには一國を治むるの治道治術あり。一身一家の如きも亦然り。善事父母爲孝と。父母に善く事へるのみにて天下の能く治まることとならば、甚だ容易なることなれども、天下決して此理なきなり。勿論孝經は朱子なども之を僞書なりと言ひ、余が見たる所にても、決して孔子の書に非ざるべければ、深く之を論ずるに足らざれども、後世の儒者或は其の言を信ずる者も少なからざれば、爰に一言し置く者なり。堯舜之道孝弟而已矣と言へるが如きも、唯孝悌の重んずべきことを言ひたる者にして、是を以て事實に適合すべしとする者に非ざるなり。夫れ不孝の人は固より能く天下を治むべからず。堯舜も孝弟の人たるに相違なし。然れども其天下を治めて治安を致すは別に其道のあることにて、孝弟を推して天下を治むることを得ると云ふは決して無きこ

ち進んで君に事へ、其の大義を全うせば、乃ち親に孝なる所以なり。君子の君に事ふるや、委吏乘田をすら敢て苟くもせず、且つ況んや風敎の治に關するもの、豈に獨り忽にすべけんや。然らば則ち退いて親を養ひ其の風敎を助くるは、乃ち君に忠なる所以なり。忠と孝とは二ならざるなり。其の本は處る所如何に在るのみ。而して忠孝不全の說を立つるものは則ち曰ふ、家居して親を養ふときは則ち身を君に致すこと能はずと。是れ徒らに夙夜公に在るの忠たるを知りて、而して綱常を扶植するの大忠たるを知らざるなり。又曰く、死を以て國に殉するときは則ち力を父母に竭すを得ずと。是れ徒らに冬溫夏凊の孝たるを知りて、而して身を殺して仁を成すの大忠たるを知らざるなり。善いかな歐陽修は臣子の變に處するを論じて曰く、身は其の居に從ひ、志は其の義に從ふと。其の忠孝一本の旨に於て得たりと謂ふべし。(弘道館述義卷下)

忠孝

西村茂樹

す。周官師氏の國子に教ふるや、曰く、孝德は以て逆惡を知ると。一德を擧げて而して衆行判る。是に由りて之を觀れば、忠孝の二なきこと亦明かなり。聖人既に沒して、大道明かならず、衞輙の無父を以てして、而して春秋を傳せしものは、或は義を以て之を許し、伍員の無君を以てして、而して史記を編せしものは、烈丈夫を以て之を稱しき。後儒又或は以爲く、忠は國に廢すべからず、孝は家に廢すべからず、孝は既に經あれども、忠は則ち猶缺くと。乃ち仲尼の意を述べて忠經を作りき。夫れ子を以て父を拒ぎ、兵を構へて國を爭ひ或は父母の邦を屠り、舊君の屍を鞭つは、其の無道殘忍已に甚し。而るを啻に不孝不忠の名を免るゝのみならず、之を賢君烈士の科に列ぬ。何を以てか後世をして勸懲する所あらしめん。忠經の作に至りては、則ち忠孝の一本なるを曉らずして叨りに聖經を模ねて蛇足を添ふるのみ。此れ皆謂はゆる經師良史なるに、而るに其の謬妄猶是の如きものあり。其の弊や遂に忠孝兩全ならざる説あり。果して然らば則ち周家の典も孔子の教も信ずるに足らざるなり。以て辯せざるべからず。夫れ孝子の身を敬むや、身體髮膚をすら猶敢て毀傷せず、況んや大義の我に在るもの、豈に獨り虧くべけんや。然らば則

て、罪は實に天に通せり。鎌田正淸意に阿り非を飾り、主臣綸背して以て君父を弑する大惡に陷れり。吁亦醜むべきかな。今井兼平は木曾の暴逆に從ひ强く諫むること能はず、相與に亂賊の黨と爲る。事は同じからずと雖も其の罪は一なり。野間の變、粟津の亡、其れ亦遲し。親房の論の最後の一節、太平の世に復らざるは名行の壞に由るといふに至つては、則ち卓絕の見、至當の言、識者感ありと云ふ。(原漢文)

忠孝一本說

藤田東湖

臣彪謹んで案ずるに、人道は五倫より急なるはなく、五倫は君父より重きはなし。然らば則ち忠孝は名敎の根本、臣子の大節なり。而して忠と孝とは途を異にすれども歸を一にす。父には孝と曰ひ、君には忠といふ。吾が誠を盡す所以に至りては則ち一なり。むかし孔子の曾參に敎ふるや、曰く、夫れ孝は親に事ふるに始まり、君に事ふるに中し、身を立つるに終ると。一孝を言ひて、而して忠をば其の中に寓

いかでか終に其の身を全くすべき。滅びぬる事は天理なり。凡そかゝる事は其の身のとがはさる事にて、朝家御あやまりなり。よく案あるべかりけるに、其の比名臣もあまた有りしにや、又通憲法師萬申し行ひしに、などか諫め申さゞりける。大義には滅親といふ事のあるは、石碏といふ人其の子を殺したる——左傳隱四年事なり。不忠の子を殺すは理なり、父不忠なりとも、子として殺すといふ事道理なし。孟子にたとへをとりていへるに、舜の天子たりし時其の父瞽瞍人を殺す事のあらんを、時の大理なりし皐陶とらへたらば、舜はいかゞし給ふべきといふに、舜は位をすてゝ父を負うてぞ去らましとあり、大賢の教なれば忠孝の道あらはれておもしろく侍り。保元平治よりこのかた、天下みだれて武用さかりに、王位かろくなりぬ、いまだ太平の世にかへらざるは名行のやぶれそめしによれることとぞみえたる。(神皇正統記)

嗚呼親房の論甚だ當れり。余、爲義の、義朝若し我に託りて來らば吾は必ず當に吾が命に換へて以て之を救はんと言ふに讀み至る毎に、未だ嘗て卷を廢して歎せざるはなし。義朝は是に於てか、人心を喪へるの至りと謂ふべくし

を背きて何ぞ忠信に從はん。されば孝を父にとり、忠を君にとる。君忠を面にして父を殺さんは不孝の大逆、不義の至極也。されば百行の中には孝行を以て先とすと云ひ、又三十の刑は不孝より大なるはなしといへり。其上大賢の孟子喩を以て問うて曰く、虞舜の天子たりし時其父瞽瞍人を殺害する事あらんに、時の大理なれば皐陶是を捕へて罪を奏せん時、舜如何し玉ふべき、孝行無雙なるを以て天下を保てり、政道正直なるを舜の德と云ふ、然に正く大犯を致せる者を父とて助けば政道をけがさん、天下は是一人の天下にあらず、若し政道を紊くして刑を行はば又忽に孝行の道にそむかん、明王は孝を以て天下を治む、然れば只父を負うて位を捨てさらましとぞ判ぜる、況義朝の身に於てをや、誠に助けんと思はんに、など救はざらん、他人に仰付られんには無力次第也。誠に義に背ける故にや、無雙の大忠なりしか共、異なる勸賞もなく、結句無幾程して身を亡しけるこそ淺猿けれ。(保元物語)

義朝重代の兵なりしうへ、保元の勳功すてられがたく侍りしに、父の首を切せたりし事大なる罪なり。古今も聞かず、和漢にも例なし。勳功に申替るとも、みづから退くとも、などか父を申し助くる道なかるべき。名行かけはてにければ、

關東御下向にては候はず、守殿宣旨を奉りて正清太刀にて失ひ進らすべきにて候、再三なげき御申候しか共、勅定重く候間無力被申付候と申たりしかば、口惜きことかな、爲義ほどの者をたばからずと討せよかし、縱ひ綸言重くして助る事こそ不叶とも、など有の儘にはしらせぬぞ、又誠に助んと思はゞ、我身に替てもなどか可不申宥、義朝が入道を憑て來らんをば爲義が命に替ても助なん、親の樣に子は思はぬ習なれば、義朝一人が罪にあらず、只うらめしきは此事を始よりなど知らぬぞとて、念佛百返計となへつゝ、更に命惜む氣象もなく、程經ば定めて爲義が頸斬見んとて雜人なども立込むべし、疾々切れと宣へば、鎌田次郎太刀を拔きて後へ廻りけるが、相傳の主の頸きらん事心憂くて、涙に暗て太刀の當所も覺えねば、持たる太刀を人に與へて終に被斬給ひけり。　頸實檢の後、義朝に給ひて可孝養由被仰下ければ、正清是を請取て墓を建て壇をつき、卒都婆などを被造立てやう／＼の孝養をぞ被致ける。　抑、義朝に父を斬らせられし事非前代未聞儀哉、且朝家の御誤り、且は其身の不覺也。　唯背勅命に依て是を誅せば忠とやせん、信とやせん。　若し忠也と云はゞ忠臣は孝子の門に求むといへり、若し又信と云はゞ信せば義に近くせよといへり、義

を背かば忽ち違勅の者と成ぬべし、可ニ如何一と有しかば、正清畏みて申すに、恐多候へども、愚なる事を御諚候物哉、私の合戰に討奉らせ給はん事こそ其罪も候はんずれ、是は朝敵となり給へば、終には遁間敷御身也、縱御承にて候はずとも、可ニ時日廻一御命ならぬにとりては、御方に侍らせ給ひながら人手に懸て御覽候はんより、同は御手に懸け進らさせ給ひて後の御孝養をこそ能々せさせ給はんずれ、何か苦しく候べきと申せば、さらば汝計へとて泣々內へ入り給ふ。　即鎌田、入道の方へ參り、當時都には平民の輩權威を執り、守殿は石の中の蛛とやらんのやうにて御坐せば、東國へ被レ下給ひ候也、判官殿は先立て奉らんとて御迎に進せられ候とて車差寄たれば、さらば今一度八幡へ參りて御暇乞申すべかりし者をとて、南の方を伏拜みて、軈て車に乘給ふ。㊥七條朱雀に白木の輿を舁居たり、是は輿より乘給はん處を討奉らん支度也。　其時秦野次郎延景鎌田に向て申けるは、御邊の計ひ誤れり、人の身には一期の終を以て一大事とせり、それを暗々と殺し奉らん事無レ情侍り、只有の儘に知せ奉らん、可レ被ニ仰置一御事もなどかなかるべきと云へば、正清尤可レ然、物を思はせ進らせじと存じて加樣に計ひたれども、誠に我あやまりなりと申ければ、延景參りて、誠には

被らん。然らば則ち兄弟死を同じくして以て吾が親の義を好める美を成して而して其の母をして養を得ずして沒せしむるも、亦將に忠義の鬼となりて九泉に憾み無からんとす。則ち其れ亦其の大なる者を識りて善く死するものと謂ふべし。或る人曰く、謝枋得は何を以てか母の在るが爲に死せざる。曰く、謝枋得は安仁戰敗の後、自ら山中に逃れ、宋亡びて元に仕へざりしのみ、故に尙ほ母を養ふを以て而かも忠孝の全きを得たるなり。毛受の如きは身方に敵に當りて鋒を拒ぐ、忠死の義は當日に決す、固より母の在るを以て遺り生くるを得ず。(原漢文)

太閤記十八、諸士傳、毛受、兄ト忠死シ、其ノ平日至孝ニシテ朋友ニ信アリ、無告ヲ惠メルコト等ヲ記ス。

源義朝

保元の軍敗れて後、爲義法師が頸を可レ刎由左馬頭に被二宣下一ければ、可二宥置一旨やうやうに兩度迄被二奏聞一けれ共、主上逆鱗ありて、淸盛既に伯父を誅す、何緩怠せしめん、甥なほ子のごとしと云へり、伯父豈に父に異ならんや、速に可二誅戮一、若猶令二違背一ば淸盛以下の武士に可レ被二仰付一由勅定重かりしかば、無レ力淚を押へて鎌田次郎に宣ひけるは、綸言如レ此、依レ之判官殿を討奉らば五逆の罪の其一を犯すべし、罪に恐れて宣旨

ばいよ〳〵御恩賞深かるべき旨を手を摺りて詫びければ「孝行と云ひし事尤も其の理なきにあらず、されども御身を見捨てて退きなば、汚名世と共に有りなん。其の上老母は其方存知の如く義理を好み給へり。義理を捨てゝ退きなば母の心にも違はんか、いかでか義理を汚さんや」とて兄弟共に忠死を極めたりしは、異朝にては高祖の臣紀信、吾朝にては義經の臣佐藤兄弟等なるべし、類すくなき事共なり。新手を入れかへ〳〵攻入らんと再三しけるに、兄弟共の外歴々の者ども多く有りて、突退(つきの)けて息をもさせず戰ひしかども、或は手負ひ、或は討れ、殘すくなく成りにけり。勝助兄に向つて「勝家退き給うて一時に餘りぬべし、心安くのき給ひなん。いざこゝろよく最後の合戰して腹きらんと云ふまゝに、殘りたる兵十餘人引連れ突いて出で、散々に相戰ひ追散らし、其の後兄弟腹をぞ切りたりける。其の身は柳瀨の浪に沈むと雖も、名は高峰の雲と立ち上り、在今あつぱれ剛の者なりと、其の比は市豎孩童迄も口號み候ひき。(太閤記)

嗚呼毛受兄弟は其れ忠孝義烈の士と謂ふべし。若し當時茂左衛門をして死を逃れて歸らしめば、則ち不忠の餘軀を以て其の母を養ひて、母も亦不忠の汚を

漢三年五月、楚國滎陽紀信、請ウテ楚ヲ誑キ、王車ニ乘ツテ出陣ヲ爲ス、漢王走リテ關ニ入ル。

候はゞ、見るが内にいたづらに成るべう覺え奉る」と急々に諫めしかば、さすが其の道に得たる勝家なれば、尤なりとて五幣を勝助に渡し、「心もある者は毛受に與みせよ」と云ひ捨てゝ、諸鐙を合せ退きしなり。　勝助五幣を受け取り、我手の者三百餘人、其の外、勝家の小姓馬廻少々左右に隨へ、原彦次郎居たりし要害幸に明きしかば是に取り入り、老母妻子共の方へ形見の物を舊功の者に渡しけり。　かくて盃をいたじ樽あまた取りちらし、それ〳〵と云ひし時、皆かはらけおつ取り〳〵酌みたりけり。　追ひ行く兵共柴田が馬驗を見「これに修理亮こそ扣へたれ。　まはらがけすな」と追行く勢を制し止むるも過半せり、又勝家打取り名を天下に揚げんと勇むもありて、ひた〳〵と取卷きし所に、勝助名乘りけるは「天下に隱れもなき鬼柴田と云はれしは吾なり」とあたりを拂ひて突いて出でければ、二町余もはつとひらきにけり。かゝる所に兄の毛受茂左衛門尉、殿してありしが、此の由をきゝて、さらば弟と一所に討死せんと思ひ、向ひたる敵を追拂ひ來りしを、勝助うれし氣に逢ひつゝ敬ひけるは、御心ざし返々も忝く存候ふ、さりながら、數多討死をとげ候ふとも、此の極運をいかでか救ひ給はんや、貴方は老母への孝行に御退きありて撫育し給へ、さもあら

あへず、左もこそあらんと思ひつれ、よし我是にて一合戰すべしとて勢を備へ待ちにけり。痛はしや匠作(修理の唐名)は剛にいさめ共、西の方玄蕃兄弟が勢敗軍におよび、彌、勇みて衆をはげませども旗本の勢又いつ滅ずるともなくわづか三千計に成りしかば、此の勢にて勝に乘りたる多勢に向はん事いかゞあらんと長共申しゝを、修理亮「合戰の間は左はなきものぞ、千計にても心を一致にして十死一生に極め合戰におよぶ時は勝つものなり、我に任せよ」と勇みけれども、各尤と請けぬ貌とかや。毛受勝助其の趣を見、柴田に申しけるは「御意の上とかう申すに相似候へども、其は昔尾州に於て度々軍になれたる下々數多持ち給ひしに因りて其の御働きも有りしぞかし、今度は見にげ鬪逃に數度逢ひたる下々にておはしまし候ふ故、過半落ち失せぬ。昨日より思召し寄りし事を先手の者共致さゞるも、又下々かくの如く落ち散りしも皆極運のしるし眼前に候ふ。是にていひかひなき討死をなされ名も知れぬ者の手にかゝり給はゞ、後代まで口をしかるべし。願はくは北の庄へ御歸城なされ、御心靜かに御自害候へ。某御馬印を請取り奉り、御名代に是にて討死を致し候ふべし、其の隙に急ぎ御歸陣成され候へ。斯く申上げ候ふ事も、とかう思召

天正十一年志津が嶽の軍敗れ、秀吉の勢總がかりにかゝりしかば、佐久間玄蕃允が勢惣敗軍に成りにけり。柴田修理亮勝家は、小性、馬廻、其の勢七千餘騎、堀久太郎が要害東野を押へ對陣せしなり。玄蕃允勝に乘り、引取らざるを悔み怒り、急に引取候へと使者敷浪を立てゝ言ひやりしか共、用ひずして引かざりしかば、其の道にくらき者なりと散々にのゝしり腹立して有りし所に、案の如く夜半の比より四方物さわがしく成り出で、何共なうひそめきあへりぬ。是は如何様然るべからざる事なるべしと、家老の者共勝家の陣にあつまりつゝ玄蕃引取らざる事に付て先非を悔いける所に、いまだ其の舌も乾かざるに秀吉前夕夜通しに多勢を率し、濃州より至り、此の表今曉著陣の由何方ともなく沙汰しければ、軍中雜説を云ひ、こゝもかしこも以ての外さわぎ出し、怯弱なる者共は多く頓疾虚病に事よせ夜の間に落ちしもあり、悉く色を失ひ度に迷ふ躰はかゞしき事はあらじとおもふ處に、餘語の海邊に當りて鐵炮の音こと〴〵しく鳴り出でどよみあへる聲おびたゞしし、彌、陣中危からん事急になり、かたづを呑みてありし折節、水野小右門尉が飛脚來て、玄蕃今曉志津が嶽より退き候へば、敵ひたと付て危く見え候ふと云ひしかば、勝家聞きも

論に非ず、實は亦程子の說、許レ友以レ死するものに本づきて之を推せるなり、姑らく明者の正を俟たん。（原漢文）

徐庶

蜀の先主劉備新野に屯せしとき、潁川の徐庶先主に見えき。先主之を器とせり。後、先主に從ひて南行し、曹操に追ひ破られき。操は庶の母を獲たり。庶、先主に辭して其の心を指して曰く「もと將軍と共に王霸の業を圖らんと欲せしは、此の方寸の地を以てなりき。今は已に老母を失ひて方寸亂れぬれば、事に益なし。請ふ此より別れん」と遂に操に詣りぬ。注引魏略に曰く、庶は魏に至り、黃初中、右中郎將御史中丞に至り、後數年にして病みて卒しき。（蜀志）

余謂へらく、徐庶の劉備に於けるや、固より方面專仕の責無く、しかも君臣の分も亦いまだ定まらざれば、已むを得ずして操に詣らば、則ち終身濱に遁ひて躬づから耕して母とともに沒へて可なり、魏に至りし後、遂に其の官を受けしは非なり。（原漢文）

毛受兄弟

程子曰く、君の城を以て賊に降りて、其の母を生かさんことを求むるは固より可ならず、然れどもまた當に母を生かす所以の方を求むべし、奈何ぞ顧みずして遽しく戰はんや。必ず已むを得ずんば、身往きて之に降るも可なり、徐庶は之を得たり。

竊かに謂へらく、苞或は其の母を生かす道あるに、遽しく戰うて顧みざらんには固より非なり。若し當時、千思萬策、既に母を生かす方なからしめて、而して守る所の城をして、己に由つて以て陷らしめば、則ち母の命をして克く全からしむと雖も、また何ぞ不忠不職の罪を贖はんや。或は身降りて城全き謀あらば則ち徐庶を爲すべし、但虜の其の母を質とせしは、もと其の城を得んが爲にして、趙苞を獲んと欲するにはあらざれば、恐らくは苞をして身を束ねて特り降らしめば、則ち虜は必ず肯て聽さじ。又宜しく審にすべき所なり。大抵の論者、專ら親の死を濟ふを以て要義と爲すは、是れ固より然り、然れども夫れ母のみ獨り人類に非ざらんや、若し惟不忠不義を以て其の命を活さんとこを望まば、是れ人類を以て吾が親を待たざるなり、而して可ならんや。此れ皆私

つて曰く、「子として狀なく、微祿を以て朝夕に奉養せんと欲せしに、圖らざりき母の爲に禍と作らんとは。 昔は母の子たり、今は王の臣たり、義として私恩を顧みて忠節を毀るを得ず、唯萬死以て罪を塞ぐ無かるべし」と。 母は遙かに謂つて曰く「人各命あり、何ぞ相顧みて以て忠義を虧くを得ん、爾其れ之を勉めよ」と。 苞は卽時進み戰ひければ、賊は悉く摧破し、其の母は賊に害せられき。 苞歸りて葬り訖り、鄕人に謂つて曰く「祿を食みて難を避くるは忠に非ざるなり、母を殺して以て義を全うするは孝に非ざるなり、是の如くなれば何の面目ありてか天下に立たん」と。 遂に血を歐きて死にき。(通鑑綱目)

尹起莘曰く、趙苞は王事に急にして、遂に其の母を全うする能はざるに至る。故に血を歐きて死せりと雖も、綱目亦略して書せざるは、輕重を權りて示訓する所以なり。 嗚呼微なるかな。

竊かに謂へらく、 綱目の直に太守趙苞之を破ると書けるは、正に其の職守の績を著はす所以なり。 血を歐きて死せるは、乃ち其の母の爲にして王事に死せるに非ざるなり、故に自ら之を書せざるのみ。 尹氏の論は未だ當らず。

なり。若し當時既に其の地を爲して、而かも顚沛錯迕、母をして遂に藉に獲られしめば、則ち陵の不幸も亦奈何ともするなし。但し陵の母の志特漢王の長者たるを識つて而して其の子の顯達を望むに在るのみならば、則ち陵が身降りて母存せば之を爲して可なり。然るに陵の使方に至りて、其の母は卽ち死を以て陵に送りて、而して藉は遂に之を烹たれば、則ち陵の終に漢王に從ひて以て藉を滅すは此れ乃ち其不共戴天の讐を報ゆる所以にして、而して其の後、漢に相たり功業觀るべし、亦已むべくして已まざる者に非ざれば則ち其の本來蓋し議すべきものなからん。楊氏は陵のたゞ後の功を計りて死を以て母に當日に謝せざるは則ち過多しと擬するに似たり。(原漢文)

趙苞

漢の靈帝の喜平六年鮮卑遼西に寇しけるに、太守趙苞之を破りき。遼西の太守趙苞の官に到るや、吏をして母を迎へしめけるが、道に柳城を經けるに、鮮卑萬餘人塞に入りて寇鈔するに値ひき。㧻して苞の母を質として載するに撃郡を以てせり。苞出で戰ひて對陣すれば、賊は母を出して苞に示しき。苞は悲號して母に謂

ち東向して陵の母を坐せしめ以て陵を招かんと欲しき。陵の母は既に私かに使者を送りて泣いて曰く「老妾の爲に陵に語れ、謹みて漢王に事へよ、漢王は長者なれば、老妾の故を以て二心を持すること無かれ、妾は死を以て使者を送る」と遂に劒に伏して死にき。籍怒りて陵の母を烹たりき。陵は卒に高祖に從ひて天下を定めぬ。(史記、陳丞相世家)

楊維禎曰く、陵の漢に歸するや先づ母の地を爲さずして、籍に持せられ、既に死してまたこれを鼎鑊に附す、また何をもつて吾の膚髮あらんや。其の母に報ゆるものを移して漢に報い、卒に漢に從うて天下を定めて漢の相國となり、大后の諸呂を王とせんと欲しけるや、陵獨り正論を持して、甘んじて相權を去り、病と謝して死すとも亦漢に負く無かりき。漢に負くなかりしは是れ母に負く無かりしなり。然れども終天の痛は、伊呂の功と雖も何ぞ益せんや。君子曰く、病と謝して死するは母と謝して死すると孰れか愈れる。(史記評林)

母ノ地ヲ爲ストハ母ノタメ安全ノ地ヲ爲スノ意。

余謂へらく、陵の先づ母の地を爲すべきものありて爲さざるは固より不可

へも落すか、又は貴邊其の心得あられ候へ」と宣へば、大藏實に嬉しさ忝さに不覺の泪をぞ流しける。尊氏仁木義長を召され、此事仰せければ、義長則ち時を替へず討手を遣しけるに、早落失せて陣々には人なしとにや。其の後、大藏、義長を以て申しけるは、上の御腹いさせ給ふ事は侍るまじければ、某腹を仕らんと申しけれども、將軍在べくもなしとて留め給ひき。武藏野の軍に打勝ち給ひて天下將軍の御代と成りしにも、此入道一命恙なく、數年を送り終りぬ。大藏も隱居の御分とて所領餘多分遣してければ、何の不足もなかりしとかや。

按ずるに此の所傳の如くならば、則ち右馬頭は君を存し父を全うせんとて、力を竭して彌縫せるもの、亦能く處せりと謂ふべし。但、大義に昧き責は終に逃るべからざれば、則ち是又齒決なきを問ふ比（たぐひ）のみ。嗚呼惜しい哉。（原漢文）

漢王陵

漢の王陵は故（もと）は沛の人なり。高祖の微なりし時は陵に兄事せり。高祖の沛に起るに及びて、陵は又自ら黨數千人を聚めき。高祖還りて項籍を攻むるに及びて、陵は乃ち兵を以て漢に屬しぬ。籍は陵の母を取りて軍中に置き、陵の使至らば則

斥けず、而して此に至りて區々以て尊氏を奉じ、逆威を助けて忠と爲さんと欲す、豈に大義に昧きの甚だしきものならざらんや。(原漢文)

或は傳へ云ふ、大藏右馬頭は、父が此事を語りければ、思ひ留まり給へと諫言を成しけれども「獨り思立ちたるにも非ず、同意の人々何とて思ひ留るべきぞ」と申すの間、あらけなく申して、やがて將軍の御陣に參り「御傍の人々を除かせ給へ、直に申し入るべき旨の候」とまうす。將軍傍の人を除かせ、大藏右馬權頭を召されけるに、大藏泪をはら〳〵と流して申し候は「此事隱し申さんとすれば御一家の御滅亡、又申さんには不孝の罪あり。兎角の望み候ふが叶へ給はらんとの仰せ承り度事にこそ」とて然々と語る。將軍大いにあきれさせ給ひければ「望みと申すは此にて候。親父入道が命の替りに某が首を召され、入道が一命を御扶に預らばや」と申しければ、將軍泪を流し給ひて「傍々の忠義、當家子孫に至るまで忘るる事あるまじければ、入道が命の事誠に惡しとは思ひながら、今の志の義に當りてやさしく覺ゆる上、貴邊に參らせ候ふべし。其の時所知の事共申付くべきにて候ふ。只今討手を遣はすべし。入道が陣へは討手を遣はすまじ。三浦の者討取りなば、入道は先づ何方

告申さでは叶ふまじと申して歸り候ひけるは如何。此者が氣色よも告申さぬ事は候はじ。如何樣聽て討手を向けられんと覺え候。いざさせ給へ、今夜我等が勢を引分けて關戸より武藏野へ回りて新田の人々と一所になり、明日の合戰を致し候はん」と宣ひければ、多日の謀忽に顯はれて却て身の禍になりぬと恐怖して、三浦、葦名、二階堂、手勢三千餘騎を引分けて寄手の勢に加はらんと關戸を廻りて落ちて行く。（太平記三十一）

右馬頭、亦事ふる所に純なるものと謂ふべし。然れども其の父方に弑逆の擧を謀り、其の子を召して之を告ぐるに、子たるもの當に瀝汗敷膓、反復規諫して言下に死して可なり、其の謀を以て主に告げて而して後父と生死を同じくして可なり。今は乃ち路人の路人に於けるが如く、一言以て之を諫むること有らず、直に去りて顧みずして、以て父の惡を濟す、此れ豈に忠臣孝子の爲すべき所ならんや。況んや尊氏は固より無君の賊たり、而して薩埵山の戰は兄弟相鬩げるもの、皆仕ふべき主にあらず、しかも直義の毒殺に遇ふに及びて又尊氏に降りて之が臣たり。右馬頭是の時に當りては未だ嘗て一言其の父の黨惡忘義の恥たるを

と問給ひければ、三浦「げにも是程の事を告進らせられざらんは後悔あるべく覺え候、急に知らせ進らせ給へ」と申しける間、石堂禪門、子息右馬頭を呼びて「我薩埵山の合戰に打負けて、今降人の如くなれば、仁木細川等に押しすべられて、人數ならぬ有樣、御邊も定めて遺恨にぞ思ふらん、明日の合戰に三浦介、葦名判官、二階堂の人々と引合て合戰の最中將軍を打奉り、家運を一戰の間に開かんと思ふなり。相構へて其の旨を心得て我が旗の趣に隨はるべし」と云はれければ、右馬頭大に氣色を損じて「弓矢の道貳心あるを以て恥とす。人の事は知らず、某に於ては將軍に深く憑まれ進らせたる義にて候へば、後矢射て名を後代に失はんとはえこそ申すまじけれ。兄弟父子の合戰古より今に至るまでなき事にて候はず。何樣三浦介、葦名判官隱謀の事を將軍に告申さずば大なる不忠なるべし。父子の恩義已に絕え候ひつる上は、今生の見參はこれを限と思召候へ」と顏を赤め腹を立て將軍の御陣へぞ參られける。父の禪門大に與を醒まして急ぎ三浦が許に行きて「父の子を思ふ如く、子は父を思はぬ者にて候ひけり。此事右馬頭に知らせず、敵の中に殘りて打れもやせんずらんと思ふ悲さに告知らせて候へば、以ての外に氣色を損じて、此事將軍に

千騎はあらんずらん、將軍戰場に打出で給はんずる時、態と馬廻に扣へて合戰已に半ならんずる最中、將軍を眞中に取籠奉り、一人も殘さず打取りて後に御陣へ參るべし」と、新田の人々の方へ相圖を堅く定めて石堂入道、三浦介、小俣、葦名ははたらかで鎌倉にこそ居たりけれ。諸方の相圖事定まりければ、新田武藏守義宗、左衛門佐義治、閏二月八日先づ手勢八百餘騎にて西上野に打出らる。これを聞いて國々より馳せ參りける當家他門の人々都合其の勢十萬餘騎所々に火をかけて武藏國へ打越ゆる。將軍是を聞きて鎌倉を打出で、敵を道に待ちて戰を決せんとて、十六日の早旦に僅に五百餘騎の勢を率し、敵の行合はんずる處までと、武藏國へ下り給ふ。鎌倉より追付奉る人々都合其の勢八萬餘騎、將軍の御陣へ馳せ參る。已に明日矢合と定められたりける夜、石堂四郎入道、三浦介を呼のけて宣ひけるは「合戰已に明日と定められたり。此間相謀りつる事を子息にて候右馬頭に曾て知らせ候はぬ間、此者一定一人殘止りて將軍に討れ進らせんと覺え候。一家の中を引分けて義卒に與みし、老年の頭に冑を戴くも、若し望み達せば後榮を子孫に殘さんと存ずる故なり。されば此事を告知らせて心得させばやと存ずるはいかゞ候ふべき」

時を過すべからず、早く義兵を起して將軍を追討し宸襟を休め奉るべしとぞ被レ仰下ける。信阿急ぎ東國に下りて三人の人々に逢うて事の子細を相觸れける間、さらば軈て勢を相催せとて、廻文を以て東八箇國を觸廻るに、同心の一族八百人に及べり。中にも石堂四郎入道は近年高倉殿(直義)に屬して薩埵山の合戰に打負けて、甲斐なき命計を助けられ、鎌倉に在りけるが、大將と憑みたる高倉禪門は毒害せられぬ。我とは事を起し得ず、哀れ謀叛を起す人のあれかし與力せんと思ひける處に、新田左兵衛佐、同少將の許より内狀を通じて事の由を知らせたりければ、流に棹と悦びて、軈て同心してけり。又三浦介、葦名判官、二階堂下野二郎、小俣宮内少輔も高倉殿方にて薩埵山の合戰に打負けしかば、降人になりて命をば繼ぎたれども、人の見處、世の聞處、口惜き者哉、哀れ謀叛を起さばやと思ひける處に、新田武藏守、同左衛門佐の方より憑み思ふ由を申したりければ、願ふ所の幸哉と悦びて、則ち與力してけり。此人々密に扇谷に寄合ひて評定しけるは「新田の人々旗を擧げて上野國に起り、武藏國へ打越ゆると聞えば、將軍は定めて鎌倉にてはよも待ち給はじ、關戸入間河の邊に出合ひてぞ防ぎ給はんずらん。我等五六人が勢何ほど無くとも三

んには則ち亦貴ぶに足るものなきなり」と。懷光の死するに及びて、璀も亦自殺しぬ。(通鑑綱目)

胡寅曰く、嗟乎、李璀の死や、父の非義を知りて之を諫けども從はれず、君の背くべからざるを知りて之に事へんと欲すれども得べからず。德宗既に之を全うせんと欲せば、則ち宜しく預め馬燧に詔して、懷光叛逆の罪を以て其の身に止め、嘗て王に勸めしを念うて、特に其の子を宥め、懷光父子をして之を知らしめば、則ち懷光は必ずや璀をして死すること勿らしめて、璀も亦以て死せざるべし。

胡氏の論は誠に善し。然れども竊かに謂ふに、德宗をして此の詔あらしむとも、璀たるもの生くべき理なし。(原漢文)

大藏右馬頭

故新田左中將義貞の次男左兵衞佐義興、三男少將義宗、從父兄弟左衞門佐義治三人、武藏、上野、信濃、越後の間に在所を定めず身を藏して、時を得ば義兵を興さんと企て居たりける處へ、吉野殿未だ住吉に御座ありし時、由良新左衞門入道信阿を勅使にて、南方と義詮と御合體の事は暫時の智謀なりと聞ゆる處なり、仍つて節に迷ひ

しめしに、懷光は兵を屯して進まず。璀密かに德宗に言つて曰く「臣が父は必ず陛下に負かん、願はくは早く之が備を爲られよ。臣は聞けり、君父は一なりと。但今日、陛下は未だ臣が父を誅する能はざれども、而も臣が父は以て陛下を危くするに足れり。故に忍びて言はずんばあらず」と。德宗驚いていはく「卿は大臣の愛子なり、當に朕の爲に委曲之を彌縫せよ」と。對へていはく「臣が父は臣を愛せざるにあらず、臣も其の父と宗族とを愛せざるにあらざるなり、願ふに臣が力竭きて廻らすこと能はざるのみ」と。德宗いはく「然らば則ち卿は何を以て自ら免れんことを策るか」と。對へて曰く「臣が父敗るれば則ち臣は之と倶に死なんのみ、復た何の策かあらんや。臣をして父を賣りて生を求めしめば陛下亦安んぞ之を用ん」と。懷光遂に反きぬ。德宗は梁州に奔りぬ。李泌の陝に赴くに及びて、德宗之に謂つて曰く「朕が懷光を全うせんと欲する所以は誠に璀を惜めばなり。卿よ、陝に至りて試みに朕が爲に之を招け」と。對へていはく「陛下未だ梁州に幸せられざりしならんには、懷光猶ほ降すべかりしならん、今は臣に降らんことを請ふと雖も敢て受けじ、況んや之を招くをや。璀は固より賢なれば必ず父と死を倶にせん、若し其れ死せざら

共三十八、並に下々三百人、道々賄並に警固等に至るまで無殘所仰付なり。（太閤記十二）

左馬助の志、固に哀むべし。其の氏直に告げしも亦已むを得ざる擧にして過とせず、唐の李璀是のみ。但し李璀は其の父の死せるを聞きて卽ち自殺しき。松田は則ち其の父を諫めて時に死せず、又父の謀逆を告げし時に死せず、又其の父の誅せられし時に死せず、又城の陷りし時に死せず、徒らに氏直に從ひて敵に降り、城を獻じて以て氏政兄弟をして死に至らしめ、終に高野山に登りて以て遺息を保ちぬ、此れ恨むべきなり。或る人謂く、是の時左馬助年甚だ少かりき、此を以てこれを議するは過なりと。然れども左馬助年甚だ少きを以てして、志節の觀るべきもの旣に此の如くなれば、則ち責備の義、固より已むべからず。（原漢文）

李璀

唐の朱泚反して德宗を奉天に圍むや、李懷光衆を帥ゐて入りて援けしかば、奉天の圍解けぬ。德宗は懷光の子璀を以て監察御史と爲し、懷光に詔して長安を取ら

こえて哀なり。　關白殿仰せられけるは、今度北條家を打果すべき爲にて有るぞかし、しかるに氏政以下悉く助けなば兼ての言葉も空しきに似たり、氏政氏照には切腹させ、氏直兄弟は相助くべき旨家康卿へ御相談ましませば、尤よろしき御事に奉存候由に付、檢使をぞ定められける。　然るにより、十日の晩、石川備前守、蒔田權助、中鄕式部大輔、佐々淡路守、堀田若狹守、家康卿より榊原式部大輔檢使として安淸軒が宅に來り、其有増を言出んも痛はしく思ひ侍りし體を、氏照令推察「行水の暇を芳情あれ」といはれしかば、いかにも緩々と御文なども調へられ候やうにと、何れも申しけり。　如此侍りて切腹の形勢、さすが北條家代々相續ありししるしかなと思はれて、殊勝にも思はれ、又誰も衰へにならんをば、かねて知りたき物にこそあれと銘心俯ける兩人の面を秀吉公へ家康卿御持參ありしかば、不恐天命者の事なれば洛の戻橋に懸置可申旨石田治部少輔に被仰付にけり。　小田原の城を受とらせ給ふ人人は、本田中務少輔、伊井兵部少輔、榊原式部大輔也。　かくて同廿日氏直高野に上り可被申旨に因りて、供し侍る人々、一門には、北條美濃守(名規)同左衞門佐(氏勝)家老には松田左馬助、大道寺孫九郎、内藤左近大夫、垪豫左兵衞尉、余田大膳亮、其外近侍の者

中其外役所々々の固を日々夜々心を賦り持ち行くといへども、今は彌、運を開くべきやうもなく見えしに因りて、氏直思惟せしやうは、幾年を經とも堅固に有るべしとたのみし城々は悉く殿下の幕下に屬し、當城に於て腹心のごとくおもひし者共も疑心上下の間をへだて、今は涸魚の身と迫りぬ、所詮某降人と成りて籠城の上下を相助くべしと思慮を究め、七月六日の朝尾張守に腹を切らせ、軈て馬に打乘り、山上郷左衛門計めしつれ、家康卿の御陣へ參り、此由かくと申し入れしかば「尤の存分に候、然ば羽柴下總守所へ相越し其旨被申が宜しからん」との指圖に任せ參り侍り「某降人と罷成出で申候、父氏政其外籠城の上下一命を續せ給はり候へかし、卽城を明日渡し奉るべき旨宣はれしかば、下總守、頓て御所へ出窺ひ候へば、奇特なる存分なりと感じおぼさる、何やうにも其望を相叶へ能に計ひ遣すべき旨意得申せとありしに因りて、卽氏直へ如此の趣におはします條御心を安じ候へと申ければ、悅入る旨にて七日より九日に至り小田原七口を開き、上下異儀なく出しけり。　悉くおのがさまざまに成侍りしなり。　昨日七日迄は數萬騎の主として有りしが、今日は引かへて七月八日醫師安清軒が宅に移り、浮世の日數迫り來て、時を待つ有樣、物に

極めける。　左馬助役所は肝要なる丸なれば、歸りしか共、此者の心は忠義ふかゝりし故、何方へも出でざるやうに、番の者共多く付けて遣はしけり。　左馬助具足甲、本丸に在りしを取りに遣はしければ來りぬ、卽其具足櫃に入替りて十四日亥の剋に本丸へ忍び入り、氏政氏直に申上るやうは「尾張守命を某に下さるべきに於ては、一大事の儀を知らせ候はん」と堅く其約束を申定め、斯て呷きけるは「父逆意を企て申候事急に可レ有二御座一之條、明朝是へ被レ召二寄一可レ然候はんや」とて、又おのが役所へぞ歸りける。　氏政より十五日の朝、尾張守方へ可レ致二登城一之旨使者を立てしかば、軈て參りしを、北條陸奥守並に江雪齋を使者として「敵方より其方事逆心を思ひ立ち、長岡、池田、堀、彼等三人が勢を汝が丸へ明後十七日の夜引入れ、某父子に切腹をさせんとこれある由內通ありしなり、それは何故かくおもひ立ちしぞ」とたづねられし時、答へ申すやうは「其古しへ武田信玄當地へ働き申ける時、我逆意を企て信玄と入魂これある由、敵方より間者を入れ、密に云はせけるを、實と思召、某人質を被レ召二置一候ひき。其節も聊存じよらざる事に候ひき、今以間者の云爲なるべし」と陳じ申す時「いや今度は左馬助忠義を正し知らせたるぞ」と重ねて兩使申しゝにより、松田心服す。　城

おもひけり。同月十四日の曉、長子笠原新六郎、二男松田左馬助、三男彈三郎、內藤左近大夫、太田肥後守に饗應し了りて、數寄屋へ呼入れ茶を沙汰し、其後「此座中何れも不通心中と思ひぬれば、一入たのもしくおもふなり」と事あたらしきやうに云ひ出でぬ。爰に於て各、是はいかなる事にや、かくは被申けるよと思ふ處に「何も案して見候へ、此籠城の爲體、三日は出まじきと思ふなり、其子細は成田下總守が擧動其外歷々の者共皆おのが身の上のみを專にし、上下の心各隔に見え侍りぬ。是は搦手の大將羽柴筑前守利家謀計を以て數箇所の城主を秀吉公の幕下に屬し、又は武勇の功を勵し、八王寺の城を攻めし故、今は當城涸魚の體に異ならざるにより、籠城の面々孤疑の心蜂起し、當家滅亡思の外急なるべし。某一人忠義を守り、一門一族の父子妻子共を一時に亡さん事も口惜し。所詮逆意を企て、彼等を救ひ見んとおもふなり。明夜長岡越中守、池田三左衞門、堀久太郎が勢を以て某が丸へ可引入之行に究めたるぞ。みな〳〵其の心得をなし候へ」となり。左馬助十五日の夜を延べ申度思ひ「此事始めて談合ありし日も八日、明日も又不成就日にておはしまし候、願はくは明夜は御延ありて宜しからんや」と諫めしかば、尾州同心し、十七日の夜にぞ

諫言。

六月八日　（熊と互の名字なかりしなり）

松田返章を令披見安堵の思をなし、翌朝二男左馬助を本城より呼寄せ密に云ふやう「近年氏政氏直、某に對し差儀にも非ざる事を甚以て淺からざるやうに被申懸候ひつる事は、內々其方も存知の儀に候、然ども時を得ずして憤をおしこめ過ぎ來りしなり、然間逆意を思ひ立之條令同心我鬱憤を散じくれよ」とぞ告げける。左馬助承り、涙をはら〳〵とながし、申けるやうは「御身は北條家代々重臣として莫大の地を領し、政道をも掌り給ひ、一門一族其澤を蒙りし事關八州に隱もおはしまさず候、縱令無據御恨有りとも此節は全く義に非ざる所なり、願くは思召留られ然るべく候はん」と諫めしかば、尾張守「面目もなき次第まことに言葉もなきぞ、此の上は自害せんより外はなし」とて脇差に手をかけし處を左馬助おさへつゝ「それ程に思召入り給ひなば、不及是非同心申條、御心を安うしおはしませ」と、十四日までは其義に同しけり。痛はしや左馬助、此儀に同しぬれば主君への不忠、同せずんば則父への不孝、とやせんかくやあらまし、身もがな二と、晝夜思ひ煩ひし形勢を、尾張守も不審

松田左馬助

天正十八年秀吉小田原北條の城を攻圍まる。　松田尾張守は代々北條の重臣として其の勢五千有餘、威蓋二八州一富甚洋溢し、子も多かりしが、長子笠原新六郎は國器の才あり、二男松田左馬助は忠義の志篤く、三男彈三郎は學道曉し。　左馬助は容顔美麗世に勝れ、心も優に艶かりしかば氏直側近う愛し侍りき。　然る間今以て本丸に在りて父の方へは偶なり。　松田思ふやうは、當家滅亡の時至りぬと覺る事は、數箇所の城々皆關白殿に屬し奉り、今小田原一城に迫りしかば、落城幾程あるべからず、其の上秀吉公の計策張子房、武勇は韓信程の名將なれば、中々運をひらくべき望もおもひたえたり、我一人義を守りても其の詮なかるべし、堀久太郎方へ便り秀吉公へ降しみんと思慮し、六月八日其の有增使札を以て申入れしかば、久太郎其の旨窺ひ申しければ、是れ天の與ふる所の事なり、しかるに於ては伊豆相模永代可二宛行一之旨能に計ひ申すべき由なるに因つて返簡に及ぶ。

芳翰並御使者口上之身即殿下へ令二披露一處、尤忠節之段悦思召候、然者伊豆相模永代可レ被二扶助一旨候、彌被レ極二御分別一重而誓紙等の儀委御沙汰候而頓可レ被二仰越一候、恐惶

ふべし。一には婦德、心に備ふる善なり。二には婦言、口にいふ詞なり。三には婦容、身に顯すかたちなり。四には婦功、手にとる事業なり。女子は親のもとに止るは暫の中なれば、婦道を敎ふるを母たる者の道といふなり。

擧惡章第十八

女の道は陰にして男にしたがひ、卑弱を第一とするといへども、國の政事におこたり、家事治らず、其の土地に凶惡あるは、みな主君の愼あしきにより、天道の憎をうくるものなり。いかほど女の顏容美麗にして、主君の心にかなふとも、婦德なき婦人はこゝろざし恣に驕り、國をほろぼし、家をみだる例すくなからず。殷の世の亡ぶるや妲己より起り、周の世の亡ぶるや褒姒より起る。其の外擧げてかぞふべからず。婦人賢明なれば、君善にすゝみ、家治り、國平なり。

本篇は高井蘭山の序文にも「或人云々」といへるが如くその作者を詳かにせず。今は女訓孝經敎壽に從ひ、姑く八隅山人の述とすれども、その果して何人なるかは明かならず。

忠孝類說　　淺見絅齋

すれば寐ぬるに側たず、坐するに邊らず、立つに跛せず、邪味を食せず、左道を履まず、割め正しからざれば食せず、席正しからざれば坐せず、目に惡しき色を見ず、耳に惡しき聲を聽かず、口に惡しき言を出さず、手にあしき器を執らず、夜は正書を讀み、朝に起きては立居振舞を正しくすれば、其の生るゝ子、形容端正にして、才德人に勝るといふ。これ胎敎を守るの德なり。

母儀章第十七

夫人の母たる者は、其の禮儀を明かにして、和同するに恩愛を以てし、これに示すに嚴毅なるを以てし、動いて禮にかなひ、言ふ事かならず經あり。男子には六歲にして數と方角とををしへ、七歲にして男女席を同じうせず、食を共にせず、八歲にして小學を習はせ、十歲にして師をとり從はしむ。出入每にかならずつげ、遊ぶ所必ず常あり、習ふ所かならず業あり。居るには奧に主たらず、坐するには席に中せず、ゆくに道に中せず、立つに門に中せず、高きに登らず、深きに臨まず、假初にもそしらず、假初にも笑はず、私の財あらず、立つには必ず方を正し、耳を傾け聽かず、男女の別を守り、嫌を遠ざけ、疑はしきを避け、巾櫛を同じうせず。女子七歲にして四德を敎

れば、夫姨にも其の如くにしてむつまじく、又親類緣者近隣に至るまで其の聞えありて、世上に父母兄弟の名をあらはし、天下に譽れを得るは、これ行ひ内になりて名後世に立つといふ。

諫諍章第十五

婦人は夫を天として廉貞孝義をもて事るといへども、夫もし不義非道の事あるときは諫むる道古より其の例すくなからず。舅姑はいかなるひがごとのたまふとも諍諫の道なし。これを曲從の敎といふ。曲從とは、まげてしたがふといふ事なり。夫もし婬亂不義非道の事あらば、我色を和うげ聲を雅にしていさむべし。さすれば男の心遂に和らぎ、惡をやめ、善にうつるものなり。爰を以て男を不義に陷らせず。いにしへかくのごとくにして國家を治め、名を後世に傳ふる賢女和漢に其の例おほし。これをよく諫むといふなり。

胎敎章第十六

夫人は五常の理を受けて生るといへども、性と習といふあり。故に善に移れば善人となり、惡に移れば惡人となる。これみな敎によるなり。古の敎に婦人懷妊

上たる人を敬ひ、下を惠み、客人をもてなし、其の道にあらざる賄はうけず、舅姑の賜は一通り辭退するは禮なれども、其のうへ強ひ給ふは受くべし。又私の財なく、人の富を羨まず、他行には面をあらはに見せず、夜行くには燭なければ行かず、兄弟を送るとも門の外へ出でず、出家沙門にも側近くよらず。これ婦人の要道なり。

廣守信章第十三

天の道を立てゝ陰と陽といひ、地の道を立てゝ柔と剛といふ。陰陽剛柔は天地のはじめ、男女夫婦は人倫の始なり。夫を天となし、婦を地となす。此の道をかけば陰陽はなる。故に夫婦の道は和同を專務とす。然れども、男は天德に則るを以て剛く、重婚の義あり、女は地に則るをもて柔かなるを道とする故に、再緣の法なし、爰を以て婦人は地の天に隨つて萬物を生ずるがごとく、夫の德に隨つて事らざれば、一生安穩に終る道なし。ゆゑに婦道の敎を守り、信を盡す事を第一とはなすなり。

廣揚名章第十四

女子の父母に事るに孝行なれば、嫁して舅姑に事るも亦孝行なり。舅姑に孝な

義備り、はづかしめらるゝことなし。

五刑章第十一

一 五刑の屬三十、つみ不孝より大なるはなしと。其の中にも婦人は嫉妬を大なる罪とす。この嫉妬あるは自らに婦德なき故に、萬事につき物さわがしく、本心晦み疑ひを生じ、夫、舅、姑、嫜にも其の容顯れ、召つかひを憎み、親類緣者の中も疎になり、邪見のほむら面にあらはれ、遂に夫婦の道も和同せざるは、これ嫉妬の罪より發るを以て、婦人七去の首に不孝を出せり。婦は心を貞しく、正直の魂を磨き、柔和第一に人に順ひ、内を理め、門より外の事に拘らず、目は色に狥はず、耳は聲に迷はず、見ると聞くとの欲を禁むべし。たとへば酒宴の座、見物ごとの席に列り、麗しき色を見、妙なる聲を聞くとも、其の時その座限にするは妨なし。念を殘し想を懸くるは事を越ゆるなり。又嫌疑を避くるとて人に恠しと思はれ疑はしと思はれむ擧動假初にもすべからず。これ聖人の敎なり。

廣要道第十二

一 女子の舅姑に事ふるに力を盡し禮をつくし、娣姒を奉じ、親類緣者を疎遠にせず、

右の淑女の孝を以てうちを治むるは、臣下の妻妾を卑み遺れず、況んや娣姪に於てをや。故に親類縁者と睦しうして人々心に懽び敬ふを以て、舅、姑、夫のこゝろにかなひ、嫜、下、妣、召仕の恕慈悲を専とし、自ら嫉妬の心なき故に、夫の行もおのづから正しく、家内和同し、福日々來り、禍亂起ることとなし。これを孝をもつて上下を治むといふ。

賢明章第九

古賢明なる婦人は君の過あれば時をうかゞひ、事によそへて善を進め惡を退け、愛妾おほしといへども假初にも嫉妬のこゝろなく、自らよき妾を進めてあしき妾を遠ざくる事をなし、臣下の過を顯さず、俊才をあげ、愚昧を憐み、下部をして越度なからしむ。これ賢明の婦人の孝なり。

紀德行章第十

古の賢婦人は上に居て驕らず、下として亂れず、醜にありて爭はず、夫に事ふるや貞實にしてかみ容おとなしく、立居振舞ものしづかにして、外を愼み、うちをまもり、湯浴飮食のをりも父子兄弟の禮を愼み、言と行とに玷くることとなければ、婦人の禮

事舅姑章第六

女子の舅姑に事ふるや、敬は父とおなじ、愛は母と同じうす、これを守るは義なり、これを執るは禮なり。夜は遲く寢ね、朝は早く起き盥ひ嗽ぎ、衣服を以てみまひ、機嫌を窺ひ、冬は溫かにし、夏は凊しくし、昏に定めて晨に省み、敬をもつて內を直うし、義を以て外を方うす。禮と信とをはなるゝ事なし。婦人は夫の家を我家とする故に嫁を歸といふ、我家に歸るといふ事なり。故に夫の家に行きては舅姑を我親よりも重んじ敬ふこと娵たる者の孝なり。

三才章第七

天の經と、地の義と、人の行とを天地人の三才とはいふなり。これをもつて、人みな其の行を愼まずんば有るべからず。夫を天とし仰ぎ事るは、なほ地の天の惠によつて萬物を生ずるの理なり。それ婦人は別に主君なし、夫を主人として敬ひ、夫の敎訓に叛かざるは陰の陽に隨ふ道理にて、かくべからざる道なり。かへすぐも夫に逆ひて天道の罰を受くべからず。

孝治章第八

のこゝろふかく、民を憐み、朝暮に君の不德なからんことをおもひ給ふこと關雎麟趾の詩にいへる如くにして、これ后妃の孝なり。

夫人章第三

尊きに居て儉約を能し、位を守りて私なく、其の勤勞を審かにし、其の視聽を明かにし、古書の敎をまなび、絲竹の芽出たきを愛で、主君の身に殃害なからむ事をはかり、其の儀を失はず、よく子孫を和らげ、其の先祖を恭敬ひ、邪を閉ぎて其の誠を存する、これ夫人の孝なり。

邦君章第四

君賢にして夫人婦德あれば、家治り國安く、宗祖鬼神福を賜ひ、五穀豐熟にして民悅ぶ、これ君よく法令をまもり給ふの德なり。

庶人章第五

婦人の道は義理の二をよく辨へ、人を先にし、己を後にし、夫舅姑に能くつかへ、兄、嫂、女公を敬ひ、織縫、紡績の事をつとめ、萬事儉にして費を省き、家內和同し、召つかふものを憐み、他人を敬ふは、これ庶人の妻の孝なり。

し、或は我が身を恣にせむとて義理を顧みず、これみな恩を忘れて不孝をいたすなり。夫はじめて母の胎内にやどりしより、生れ出でて襁褓の中にあり、竹馬の戯れ、疾病の患ひ、父母のおもひ更に喩へ難し。心をひやし、魂をけして、幾度か涙をぬぐひ、幾度か身をこがして、漸く育てあげ、物を學ばしむる其の子として、親既に年老い力衰へ、老耄し拙しとて嫌ひ、病によりて行歩かなひ給はねども立居にも心つけず、早く死ねよかしと思ふ。かゝる輩は縱ひ養ふといふとも、犬雞を飼ふが如し。親を養ふことは鳥だにもやしなふぞかし。妻子の愛に忍び、身を恣にせむ事を求めて梟の母を喰ふが如し。不德不信におそろしく、其の父母舅姑にあたり侍らば、子なきにはしかじ、況んや身を愼まず、咎を蒙り、世に恥をうけば、父母の身をも毀ひ傷るといふべし。かへすがへすも愼み給ふべし。爰を以て孝行を人倫第一の道とするによつて、能く孝を盡すにおいては、天地も感應ましまし家富み榮ゆ。これを身を立つるといふなり。

后妃章第二

古の德ある女御、后は賢明の婦德を持ち、其の色に淫せず、臣下の賢をすゝめ慈悲

それ女子は生涯人に隨順ふべきものなれば、父母の許にある間行儀正しく教へざれば、暫くの宮仕にも君の心に應ぜず、嫁しても親族迄の意に從はず、遂には身の因邊を失ひ、あらぬさまに零落し、父母親族迄の恥醜を貽す。此の時切に悔ゆれども曁ばず、是れ何の故ぞ。其のもとは父母たゞに愛して教のなければなり。いにしへ孔門の高弟曾子は至孝の人にして孝經を著し、是に慣ひて唐土に後世女孝經十八章の書あり。今この册は或る人彼十八章の意にもとづきて日のもとの言葉に和解げつゝ、貴きより賤しきまでの孝道を説けるなり。愼みて是に從はゞ宮仕には男子に勝る忠烈を顯し、他に適きては孝婦貞操の名を以て父母の名を揚げ、子孫萬世の繁榮を基せんこと鏡中に影を見るが如くならん。

文政壬午春　　高蘭山翁演

開宗明義章第一

夫孝は百行の本、萬善の源にして、凡の善事皆孝より始るなり。親に事へて孝ある者は、夫舅姑に事へて孝貞にして、其の外の事においても誠あり。故に忠臣は孝子の門に出づといひて、萬善悉く是より生ずるを以て、聖人の教にも孝を第一とし給ふなり。抑、孝は天地に廣く、人倫に厚うし、鬼神を動し、禽獸を感じ、恭禮に近うし、三思ひて後に行ひ、其の勞を施すことなく、其の善に伐らず、和柔貞順、仁明孝慈、此の道に過ぎたる德あることとなし。然るに世の人或は妻子に心を傾け、親兄の敬を失

ともなくして、古の訓に似も似ずなりもて行けども、幸にして豊なる御代に生れ合ひしゆゑ、憂しと思ふこともなく、ただ性のおろかなるまゝ朝夕獨言に、己若し兄弟(このかみおとうと)ありて、かぞいろはも世にいまし給はば、雪の旦は圍爐裏をまとひ居て、もはら宗易居士のふりを學ぶにもあらで、手折りし薪をもやし、澁き茶なれど心の底を汲み添へて先づ兩親にまゐらせつゝ、ゆうべの夢の物がたりしてうち笑ひ、彼所の山を望み、此所の垣根を眺めて出づるまゝの口吟(くちずさみ)し、月の夜は賤が伏屋もわかぬ影に兩親を誘ひ出で軒端ちかく莚をひらき、うすき酒からき魚なりとも有るにまかせてよきほどにすゝめ、そのなごりを兄弟たがひに酌みかはして今日の憂さを忘れ、明日のいとなみを語り合ひ、興に入りて年波の流れゆくをも思はず、かぎりある生を樂しまんこそ限りなき樂しみのいたりならめと思へど効(かひ)なし。　親兄弟ある人はよく〳〵思ふべし。

女訓孝經

八隅山人述

らべて後つよきを求め、馬は服して後良をもとめ、人は必ず愨にして後智能をもとむと、古人ものたまへり。　されば徳行をもて本となし、君子の儒とならんことを專ら願ふべきなり。

さて佛の道は我知らねども、梵網經に「孝順と慈悲とを名づけて佛性とす」或は「父母に孝順せよ」或は孝順は至道の法なり、孝を名づけて戒とす」また觀經にも「極樂に生れんことを思はば三福を修すべし。　第一には父母に孝養すべし」となん。　なべて親につかへ、兄につかへ、夫につかふる身は、士農工商その外何の業をいとなむとも、常に親、兄、夫のよろこび給ふやうにもてなして、夙に興き夜に寢ねて、貧しき富めるは時のまに〳〵、その分に安んじて家のつとめを怠らざるを第一と心得べし。されば世移り時變りて、日用のつとめを說きたまへる尊き儒の道をば、却つて遠く難きことにおもひて、所詮聖賢のこゝろは學びても得がたしと、われとわが身をすつる人はあれど、心を正しうし行を方なるやうにと身にしめてつとむる人は希なり。　ただ昔人の「一尺を讀み得るは一寸を行ひ得るに如かず」といへることを暫くも忘るべからず、　されど斯く言ふ身もおなじ末代の愚俗なれば、何一つ辨ふるこ

いにしへ今、畏くも上天子より卑しき庶人にいたるまで、なべて聖の訓へをまなぶこそ道を慕ふ本意なれ。孔子のいはく「我が行は孝經にあり」と。また「君子は本を務む。本立ちて道なる」と仰せ給ふ。孟子も「堯舜の道は孝弟のみ」と說き給へり。それ本とは孝弟なり。父には孝の道を盡し、兄には弟の道をつくすべし。その孝といふさまは、子たるもの我が身は父母のものなれば、起つも居るも父母まかせと、露さかふことなく大切につかふるをいふ。弟とは謙遜にして我意を立てず、兄の命に從ひうち和らぎて交るをいふ。この道を推し及ぼして、世の人に交るにも謙遜なるを順といふなり。また妻の夫に事ふるも同じ樣にて、平生この二つを忘れず、かたく謹みなば人たる道なるべし。斯く身にしめて學ぶを己が爲にする學者、又君子の儒ともいふ。しかるに博く書よむをのみ學者と心得て、文は[1]韓柳にも肩を比べ、詩は[2]李杜にもゆづらざる風情にて、唐土の昔話をとなへて才に誇り、心へりくだることなくして、かの聖賢の御心はあぢはひ慕ひもせず、ただ餘所のことにのみ見過ごすは恥づべく淺ましきことならずや。たとひ數千卷の書を讀むとも道の本を忘れては、いかでか聖の敎にかなふべき。弓はし

1 韓退之、柳子厚
2 李太白、杜子美

三回忌の供養を勤めけるとき、もと金を贈りたる人々をまねきて、わびたる麁膳なれども、潔よく調じて恩の深きを謝し、それ〴〵に本の金を返しぬ。やつがれ思ふに、さしも睦しき夫婦、むなしき苔の下まで同じ道にと契りしも、去るものは日々に疎しと、夫死すればわりなきこしかたのことは打ち忘れて、只おのが身の行末飢寒の憂ひもやあらんと、夫のかたく證據して借りし金をも吝みてかへさず、又甚だしきはあらぬ不義不貞をなすものもあるに、いはが操あはれにもいと殊勝におぼゆ。此のさま知らぬ人おほければ、惜くて見聞けるまゝを記す。いは今年五十九とぞ。夫を喪ふ身はいはが志をまねぶべし。

十二、父子篤く、兄弟睦しく、夫婦和するは皆孝の道より出づる事、並に學者の心得

父子あつく、兄弟むつましく、夫婦和するは皆孝の字の意をもてすべし。よりて孝は百行の本なりと聖の文にも見えたり。されば儒の道も佛の道も信じ仰ぎて行ふは孝より先なるはなし。學者の心得はその初めて道に志す時よく心に銘して片時も孝のことを忘るべからず。それ學問とは何を學ぶことぞ。唐も大和も

けもなげに認めしに、女この文を見て、甚う嘆きて返す言葉なくて、「志ある方よりの僞は、誰が誠より嬉しかりけり」といへりとなん。是れ夫の非を擧げずして少しも妬む心なし。その貞節ふかき有様いと殊勝に哀れなることなり。此の一段は榊原侯姫路にあらせられしとき、儒官なる佐藤直方、姫君嫁入の餞とて女の心得べきこと書きて上げられし、その中に見えきと、友兄石見老翁語られき。やつがれ思ふに、上の三女の心ざまは、誠に妻たるものの鑑なるべし。

わが住む鄕に婦あり、いはといふ。夫は中風の病にて半身かなはざるに、常に心を盡して介抱せり。女子二人あれども皆幼くて、母の勞をたすくるものなし。素より家まづしくして夫を養ふよすがなければ、いは一人の働きにて、辛うじてかすかに其の日を堪へ忍びぬ。その頃見る人いたう憐れに思ひて、無盡講とて十人よりあひ、金そこばくづつ出し合はせ、乏しきを賑はすためとて贈りけり。されど夫の病日々に重りて、灸藥の驗もなく、七年餘にして身まかりぬ。いは悲しむこと限りなし。それより後は洗濯縫鍼の業をして二人の女子を養育し、生長するをまちて人に仕へさせ、おのれも又人に傭はれ、いさゝかの賃を得て、夫の遺言なりとて十

へ嫁すべき所存はあらず」と涙ながら言ひければ、三人のもの哀れにも限りなく悦びきとなん。されどくに一人の働きにては朝ゆふの煙もたえ〴〵なりしが、それを憂しとも思はずして、貧しき世を堪へ忍びぬ。その殊に痛ましきは、女の身にて耕し耘ぎる業をつとめ、又深山に入りて炭燒く事をならひ、みづから牛に炭を負はせて嶮岨なる山坂を持ち運び、其の賃をもて三人を介抱し、その餘の諸事の費えを助けきとなん。千辛萬苦心遣ひのほど凡そ九箇年なり。されば其の地を治めたまふ但州生野の縣令布施義春君、上へ達して有りがたくも厚き褒賞を賜はりぬ。これ享和三年亥の年の事なり。我が知れる渡邊信名くはしく示さる。

伊豆の國なる池田氏の妻、その名を蘭といふ。夫は短慮にしてやゝもすれば怒り罵る事ありしに、一日妻を打ち毆きければ、蘭は泣々一句を口ずさめり。「青梅や花ならかくは叩かれじ。」夫も深く恥ぢきとなん。友人三枝睹著つたへらる。

又いつの頃にや、京なる商人西國へ下り、三とせばかりかへらざりしに、或るとき京への便りに文をのぼせて、いろ〳〵のたはれたること書き、その奥に「金百兩。卷物幾つ。其の外いろ〳〵。右の通りあれば遣はしたく候へども、御座なく候」と情

十一、妻の夫に從ふは、すべて夫の非を擧げずし 貞節を盡すべき事

妻の夫に事ふるは、萬のことその敎に從ひて貞節を盡し、平生夫を天のごとく敬ひたふとみて、露程も背く心なく命と共にそひ果つべしと思ひ、飢ゆともひとり食せず、寒くとも獨り著ず、遲く寢ねて夙く起き、わが幸不幸は天道にまかすべしと心に堅く誓ひて、たまたまうるさきことありとも胸にをさめて色にあらはさず、たとひ富める家より出でたりとも、必ず夫の家の貧を侮ることなくして、いかほど辛き産業をもつとむべし。

美作の國に三次郎といふ農民ありて、その妻の名をくにといひしが、舅姑につかへて孝あり、又夫に貞節を盡しぬ。夫は人の惡む病にて手足もかなはざるさまなり。兩親は次第に老の重なりぬれば、子の病を憂ひていよいよ心細く思ひけれども、くにが年三そぢにも足らぬ身の、その行末いたく不便なれば、「われら親子はともかくも成るべし。汝は故郷へ歸りていづ方へなりとも嫁すべし」とひたすらいひけるに、くには辭みて、「夫の病める、兩親の齡いたう傾きたまへるを見棄てゝ再び他

の一條は兄弟義居せしにはあらねど茲に掲ぐ。

飾西郡西延末村といふ所に親、子、孫、三人ながら夫婦全くして暮しぬる民あり。これ父慈に子孝に、妻の夫を敬ふことの切なるにあらざればいかでか斯く睦しかるべき。その親を八右衛門、子を仲次郎、孫を仲三郎といふ。寛政六寅の年、その地を領せさせたまふ姫路の太守忠道の君、三人のものを召されて厚き御辭を下したまはり、米三俵をさへに給はせられきとなん。八右衛門は八十四歳にして既に身まかりぬ。仲次郎親子は父の遺訓を愼しみ守りて家いよ〳〵全かりき。その和順なるありさま、君あはれと思召し、同じき十年のとし仲次郎を召させられて有り難き御ことの葉を下し給ひ、前のごとく再び米を賜はりぬ。また御仁愛いたれるは、ことし文化四年卯の春、賤の男賤の女等、聖の敎、孝弟の道にかなひしもの二十人餘を召させたまひ、御褒賞のあまり、尊き御もてなしを賜はりけるが、仲三郎もその中にあづかれりとなん。有りがたくも珍しきためしといふべし。やつがれ思ふに、積善の家々は餘慶ありといふは是れかも。此の書すでに筆をとめけれども、人の傳ふるまゝ惜くて茲に掲ぐ。

光顏は弟なれども先だちて妻を娶りけるゆゑ、母は常に家事を弟よめに任せけり。のち兄の先進妻を迎へければ、弟よめ家財を記して兄よめに授け、今よりのちはよきやうにはからはせ給へといへば、光進は妻にをしへて、弟の妻こそ母につかへて、母つね〴〵家事をまかせ給ひけるなれば、母は既に身まかりたまへりとも、今はた如何にさることのあるべきといはせければ、二人の嫁ゆづりあひて、過ぎ逝(ゆ)きたまひし姑のことを打ち嘆きて、互に手を執りて泣きけり。それより後は弟よめに强ひてはからはせけりとなん。本朝にてもかゝる例も有るべし。

赤穗坂越の浦に市右衞門といふ船人ありしが、年八十餘なり。其の子五人あり、兄を久兵衞、その弟小兵衞、久五郎、治八、傳次郎といふ。各妻あり子ありて數人暮しけり。されど五人の妻いと睦しくして子を育(そだ)てやしなふに互に子をあづかり、是に乳をのませ、彼に食を哺めて、我人の隔なし。また家のわざを勸むるも相共に助けあひて、すべてのこと親しみふかくありきとなん。領主忠贇(たゞすけ)君御感ありて、五人のものを召されて、有りがたくも厚き褒賞を賜はりぬ。頃は天明四年のことゝぞ。やつがれが門にあそびし坂越の人室井玄川くはしく語りき。次

官刻孝義錄ニ載ス。

是れ思ふに師のをしへに化せられしなるべし。

妯娌(あひよめ)は夫の兄弟あまたあれば、その次々をみださずしてそれ〴〵に事へて互に情け深く親しむべし。弟娵は必ず嫂(あによめ)を敬ふべく、兄よめもまた弟よめを侮ることなかれ。又こと〴〵しからぬやうにもてなして、かりにもかげごとなどいふべからず。舅姑もし弟よめを深く愛して、それに家事をまかせたく思ふやうに見えなば、兄よめ必ず弟よめを嫉み惡むことなくして、たゞ己がつかへあしきゆゑと舅姑の心を酌み取りて、弟よめに家事を頼み、いつも笑をふくみ悦べるさまにて交るべし。又舅姑兄よめを愛したまはゞ、弟よめ能く心得て兄よめを厚く敬ひ、姑につかふるごとく思ひて、物事あらそふ心なくして從ふべし。

もろこし晉の人、王渾(こん)、王湛(たん)とて二人の男ありけるが、兄王渾が妻は親里たつとくして富み、弟王湛が妻は親里いやしくして貧し。されど兄よめ其のいやしく貧しきを侮らず、弟よめもまた兄よめの里の貴く富めるを恥ともせずして、いと睦しくつね〴〵情ふかくありしとなん。

唐の世に兄を光進、弟を光顏とて二人の武官ありしが、家を分けずして住みけり。

七十六。　さて兄弟睦しきは高きも卑きもすべて弟よりのつかへこそ大切なれ。

司馬温公兄の白康と友愛いと深かりき。白康齢八十なりしに、そのつかふるさま嚴なること父のごとく敬ひ、又いたはり養ふに於ては母の嬰兒を愛するに似て、天冷ゆれば衣うすからずやと問ひ、食物おそければ飢ゑたまはずやと窺ひきとなん。温公のごときは宋朝三百年間の一人なれば、それに雙べ稱すべきにはあらねど、温公の心ざまをならひしたふに似たる人あり。

寶曆年中の事にぞ、丹波氷上郡若林といふ里に兄を文平、弟を兵祐と稱する二人あり。文平は書を能くし、兵祐は東涯の門人にて、二人とも文雅にして篤實なる人なり。兄弟睦しく暮しゝが、兵祐常に夕每に兄の方へ行き、ものごと打ち和らぎ、世の中のことなど語り合ひて兄の心を慰め、たとひ雨ふり雪つもるとも一夜もかくことなく、時に臨みては酒酌み茶飲みて互に老をたのしめりとぞ。皆七十餘にして身まかりぬ。やつがれ童の時、たまたまその軒端を通りけれども、道を慕ふに心薄かりければ、行跡を問はざりしに、後文平門人植木玄敬くはしく示さる。兄につかふる身は學び慕ふべし。はた玄敬も弟ありて、その交り友愛いとふかゝりき。

夕心淋しく思ふに、何とぞ兄君の子一人給はるべし」といへば、「そこの望みいかでか違背すべき」と答ふ。行喜かぎりなく悦び、かくて日を歴て兄にむかひ、「今より男子二人なれば、一人は農業をいとなますべし。かの父の讓りなる田地をこの子へ與へたまへ」といひ、また他の田德そこばくを買ひ添へて、「これは己よりの讓りなり」とて贈りけり。この兄弟の者のなせる類は、さのみ德行と稱すべき程の事もあるまじけれども、世の人の父母の歿後に天倫を亂し家貲を爭ひ、互に怒り詈りて官に訴ふる輩もあるに、それに比すれば雲泥の違ひといふべし。父の名は恒行、伊右衞門と稱す。性質至つて實直にして書讀むことを好み、頗る經史に渡りけるが、專ら王學を信じて藤樹先生の跡を踐み、平生の座談にも良知のむねを唱へて敎訓をたれきとなん。重行、行喜が義に勇み友愛いと深かりしも、父の敎淺からざるゆゑならん。やつがれ若かりし時京に遊び、行喜と窓を同じうて學びしに、其の行跡よのつねの人とは大いに異なり。其の故鄕なる兄を思ふことの切なるさま、ひたすら見て感に堪へず、委しく記さんと思へども、話長ければこゝに漏す。重行は父のあとを續ぎて後伊右衞門と稱す。過ぎしとし八十六歲にして身まかりぬ。行喜今年

となびしてもいよ〳〵睦じくして、共に兩親に孝行を盡しぬ。或る日宗四郎いひけるは「我は順禮の子なり。磯八こそ實の子なれば彼に家を繼がせ給へ」とぞ。磯八は辭みて「本は知らねど、我の生れぬ前よりの兄なれば、家を繼がせ給ふこそ順なれ」といひぬ。互に讓り合ひていつはつべしとも見えざりけるゆゑ、村の長、上へ訴へければ、國の君ふかく御感ありて、二人とも厚き褒賞を賜はれりとぞ。

官刻孝義錄ニ載ス。官命ジテ宗四郎ニ家ヲ繼ガセ、磯八ヲバ足輕ニ任用セリ。

美作の人甲田行喜は醫を業とせしが、初め學に遊ぶの費は兄重行ふかくいたはり助けけり。後居を異にすれどもその交りいよ〳〵ふかゝりき。あるとき重行いふやう「田地これほどは父の讓りなれば汝に分つべし」と。行喜答へていへらく「兄さきに我を惠みたまふゆゑ、幸に醫も行はれ、飢寒の憂ひなければ、今更田地を分ち受くべき理あらず。」と固く辭しけれど、「否。兄として弟をめぐむは我が任なり。田地は父の讓りなれば、我より贈るにはあらず。必ず辭することなかれ。汝若し辭みなば、我死して父に向ひ答ふべき言葉なし」といひはるに、行喜もせんかたなく「さあらば仰に從ふべし。さればこれよりも亦ねがひあり。われ男子一人にて朝

て從ふべし。兄は弟をいつくしみ、深く慈愛を加ふべし。幼兒の兄弟中あしき例は聞きも侍らず、年稍、長ずれば、私欲の念抑へ難くして、餘命もなき身にだに、兄弟牆に鬩ぎ、僅の欲のあらそひにて、仇敵の思をなし、恩愛の情けを忘るゝものあり。

後漢の孔融は四歳の時兄々と共に梨を食ひしに、數ある中にて其の小さきを擇びければ、見る人その故を問ひしに、答へていふやう「小兒は小なき物を取るべき筈なり」と。幼き時より志すぐれて自然と兄に讓る道に契へり。されば「負うた子に敎へらるゝ」てふ諺もうべなりけり。兄につかふる人、よく心得愼しむべき事なり。

蒿蹊翁のあめる書に、若狹のくにに與右衞門といへる農民ありき。一日女道者その門に立ち、わらはは西國順禮にてさふらふが、御情けに一夜あかさせたまへといふ。與左衞門あはれに思ひ、快くもてなしけるに、女懷より男兒を出して「此の兒あるゆゑ、道もはか〴〵しからされば、折々は捨てもやせんと思ふことあれども、それも得せず、何とぞ此の兒を養ひたまはらばこの上もなき幸ならん」といふ。與左衞門夫婦もとより子なければ、違背なく肯きけり。それより夫婦大切に養育して宗四郎と名づけけるが、後八年を歷て實子をまうけ、その名を磯八といふ。兄弟お

らず、戰場に臨みて勇なきは孝にあらずといへりしも、正行、忠雄の二子に於てふかく思ひ當りぬ。

寛永の頃、或るやんごとなき御君御幼少の時、父君に仰せられけるは、（徳川光圀ト父賴房。）「我、汝と共に戰場に臨みて、若し手を負ひて仆れ伏しなば、汝介抱すべきや」と御尋ねありしに、答へたまひて「若し君御手を負はせ伏したまひなば、我は御身の上をのりこえて思ふ敵と戰はん」と仰せられければ、父君御感ありて深く悦びたまひきとなん。嗚呼やつがれ醫のわざを勤めて、太刀佩き軍のさま習ふ身にてはあらねど、武士の操又戰場のありさま斯くやと思ひはかれば、いさぎよくも又憐れに覺えてそぞろに泪をしたでぬ。

十、弟の兄につかふるは己を退け、物事讓り從ひて父のごとく敬ふべき事。並に妯娌（あひよめ）は互に情ふかくして中垣なく親しむべき事

兄弟の間なれ〳〵しく、戲れたることをいひ、かたち無禮をなすは固よりよからず。又敬ひ過ぎて疎々（うと〳〵）しくなり行くはすさまし。とかく弟は己を退け、兄を尊み

感じあへり。

元祿の頃大高忠雄（たゞを）は赤穗故淺野侯長矩君の家臣なりしが、忠節世に稀なる人なり。父は既に身まかりて一人の母に孝養せり。淺野家測らざること起りて君うせさせ給ひ、家滅び國絕えて、數多の臣皆離散せり。その義士なる者四十七人、主君の讐を報いけり。忠雄も其のうちの勇士にて、彼方此方と千辛萬苦、夜となく晝となく心を勞せしこと推し量るべし。さて東（あづま）なる旅宿を立ち出でて讐の家に忍び入らんとする時、母の方へ送れる文あり。上下の言は略しぬ。そのうちにいへらく「いくほどもあるまじき御身に、さぞ心ぼそく便りもあらぬ方にとぼしき月日を御しのぎあそばし候はんと存じ奉り候へば、いかばかり心憂（う）く候へども、その段力および申さず候。時に臨みては主命をも背き、父母をかたにかけ、いかなる山の奥、野の末にもかくれ、また主君のために父母の命をもうしなひ申し候事、義と申すものゝ止みがたきためしにて候。これらの道理くらからぬそもじ樣にておはしまし候へども、筆にまかせ申殘し候」と認めしは、誠に忠にいさみ、孝を忘れざる丈夫の操、いと殊勝にもいたましきことならずや。曾子の、君に仕へて不忠なるは孝にあ

び給ふやうになしぬるを第一とすべし。されば武士の身はよのつねの人とは違ひ、身を君に致して其の祿をもて親を養ふものなれば、君に忠を盡すべきは勿論にて、親への孝も忘るべからず。忠孝二つながら全くしがたしとはいへども、忠を盡せば卽ち孝の道にもかなふべし。

そのかみ建武年中のことなりとぞ、楠正行は年やう〳〵十三なりしが、父の正成訓へていへるは「異國の獅子といふ獸は生れて三日にして能くその父を學ぶとなん。汝わが言を記せよ。我若し死せば尊氏の世とならん。その時汝身を保たんとて彼に降るべからず。この言を心に銘して義ある軍をして命を君に致すべし。是れ我への大孝ぞ」といひて別れぬ。後正成うたれければ、正行は悲しみに堪へず、倶に死なんと思ひしに、母の諫め、また父の遺言おごそかなれば、それより後は常の遊び戲れにも、太刀佩き矢負ひて軍のかけひきを學ぶより外なかりけり。年稍、重なりて、名ある敵にあまた打ち勝ちて、父のわざにも劣らざるいみじき軍しけり。されど矢多く射立てられければ、豫ての覺悟なるから、弟正時とさしちがへて伏しぬ。年僅に二十二とかや。天下知るもしらざるも、あはれ父の志を繼ぎけりと皆

赤穗に藤田自傚といふ醫師あり。術は殊に鍼に妙なり、又書をも能せり。時の人之を賞しぬ。もと江府の産なり。幼き時その母追ひ出されて赤穗何がしの家に再嫁せり。自傚は父の家に育ちて父への事へも孝なりしが、父身まかりて後、また母を思ふこと切なるゆゑ、父の神靈へはおそれあれども、住み馴れし江府を立ち出でて、緣を求めて赤穗の浦に尋ね來り、いつとなく居を營みて朝夕母の安否を伺ひきとなん。自傚が孝心のさま推し量るべし。

唐土の朱壽昌が七歲にして母に別れ、五十年過ぎて圖らず母に邂逅ひしも、誠の天に通ずるゆゑなり。自傚はつねに朱壽昌を慕へる人ならん。今の世にても父母その家を遁れ遠きにいますものあらば、子たるもの王原、朱壽昌が跡をふみて自傚がごとく必ず尋ね行くべし。但し禮には出母に喪せずといへども、子たるもの親を思ふ情止み難ければ、時に隨ひ心の內にて道に契ふやうにはかるべし。

九、武士の身は出でては君に忠義を盡し、歸りては親への孝順をも忘るべからざる事

何の業を營みて親の養ひに備ふるも心を盡すことは皆同じ。常に親のよろこ

衞、長作に於て何の面目かあるべき。ふかく此の二子を信じて常々其のさまを養ふべし。

八、父母その家を遁れ出でて遠きに在さば尋ね行くべき事

明の王原は至りて孝なる人なり。幼きとき父の王珣ゆゑありてその地を去り、何地ともなく遁れ行きけり。王原ふかく嘆きて彼方此方尋ね求むること止まず。折しも日暮れぬれば、或る神祠のうちに宿りけるが、寢ぬるかと思へば、輝縣の無學寺に行くべしと夢みぬ。こは神のつげなりと思ひ、急ぎその寺に尋ね至れば、住持の僧、王原より事の由を委しく聞きて後、王珣を出して逢はしめき。父子共に暫くはものをも得いはずして涙に咽べり。されども王珣は歸るべき意なく、「我妻子を棄つること二十年に餘れり。何の面目ありてか汝の母を見む」といふ。王原涙ながら父の衣を牽き、是非とも歸り給へと請ひければ、住持も哀れに思ひけん、「四海の廣きに父子斯くまで相遇ふことを得たるは人力にあらず。是れ偏へに天の助ならずや。誠の天に通ずるは孝心深き故なり」とて、強ひて王珣をして歸らしむ。珣時に六十四なりとかや。

めけり。その頃寶家は裕かに暮せども、義兵衞は貧しきをうしとも思はずして、朝となく夕となく身を賣りて辛きつとめをなし、常にその日その日を樂しみて孝養を怠らざりき。

會津の城下に一人の男あり。名を長作と呼ばる。養ひ親につかへて孝行を盡しぬ。されど家貧しければ、朝夕の煙も斷え〴〵にて、唯己が身を賣りてかすかの賃をもて父母を養ふ助とせり。哀れにも又至りて難きは、父母ねがふ食物あれば風雨を厭はずして彼方此方と走り求めて之を進む。父母の快く食し給ふを見ては悦べること限りなし。誠に母親の稚き兒を愛するに同じ。時ありてはその望めるものと思ひて多く持ち歸ることあれば、父却つて是を怒り罵りて、或は追ひ、杖などとりて打ち毆きしこともありつれど、長作露うらむる氣色もなく、唯我が不才覺なるゆゑなりとて一しほ憂ひけりとなん。

嗚呼世間に多き例にて、養子の身として、養家の風儀を紊し、朝夕己が身に傲り、智を奮ひて養父養母へのつかへを怠り、家を滅すに至るものあり。又養家貧しければ、父母の老いぬるをも見棄てゝ、あらぬ不義不孝を爲すものあり。是等の輩、義兵

ざるがごとしと雖も、馴るればまことの歯にかはらずと歯工のいへりとぞ。されど
ども年長けて養家に行きたる人は、元來血肉の親にあらざれば、互に心に愜はぬこ
とゞも多かるべし。たゞ眞實の志をもて堪忍するが大事なり。蒿蹊翁のいへる、
近江の國大津に何某といふ人、子を養ひしが、とかくして家內和せず、養子心安から
ずして歸らんとせし時、ある人留めんとて俳諧の發句いひやりけり。「けぶたきは
後ほど居よき蚊遣り哉」となん。此の句に感じて居止まり、終にその家を相續した
り。面白きことにぞ侍る。これは文雅の德といふべし。凡そ人の子となりては、
常に養ひ親の心を推しはかりて、嘸たよりなくおぼすらめと、一きは親しみふかく
つかふべし。

明和年中の頃かとよ。山城の國桂川の邊なる川島村といふ里に、義兵衛といへ
るやつやつしき農民ありき。京の何がしの子なりしが、藁の上より川島村某の家
に養はれて養母に事へて孝なり。母そのつかへのいみじきを深く悅びて、人若し
養子といふものあれば、直にうちけしして義兵衛へかくしぬ。義兵衛も亦己が實子
にあらざることはかねて知りぬれども、故と知らざる體にもてなして母の心を慰

中井竹山の編める子華孝狀を見るべし。

さて陳茂烈は家に老親あれば三公にも換へずといふことをよく理會せる人といふべし。惟命、隆秀のごときは、まことに實行家にて、己が爲になる學者、君子の儒といふべし。嗚呼世には兄なく弟なくして、己ひとり父母に孝養すべき身なれど、學に遊ぶとて古鄉を僻びたりと思ひ、もとより學は道を修むる爲なるを悟らずして、久しく京に住居して、春は嵐山の花に醉ひ、秋は鴨川の月に浮かれて、家なる父母の旦暮門に倚りて待ちぬるをも顧みず、或はあやまりて色に絆され、金に迷ふ心出來るより、己が家をすてゝ餘所の家の子となり、いつしか生みの親には日々に疎くなり、或は老親を家に殘し、己官祿を求めて揚揚としてその身の榮に誇るもあるべし。是等の輩、陳茂烈、惟命、隆秀の三人に於てふかく恥づることを知るべし。

古ノ學者ハ己ノ爲ニシ、今ノ學者ハ人ノ爲ニス。（論語）

七、養ひ親に事ふるは一しほ大切にいたすべき事

子なき人は他より子を養ひてその家を繼がしめ、老後の養を賴む。これを義子といふは、入齒を義齒といふが如し。されば始めはまことの齒と違ひて心よから

本朝にても陳茂烈の如き人もあるべし。われ常にかしこくも殊勝に覺ゆるは、寛永の頃近江の國小川といふ所に、中江與左衞門惟命といふ人あり、世に關西の孔子といへり。家に古りぬる藤一本ありしかば、卽ち人呼んで藤樹先生と稱す。父既に身まかりぬ。先生幼きより書を讀むことを好みて、母に事へて孝なり。もと伊豫の國大洲の城主加藤君に仕へて、母をその所に迎へ養はんといひしに、母否みて從はざれば、先生つゆ逆ふ氣色なくして、仕をやめて故鄕に歸らんと乞へども、君ゆるしたまはず。先生打ち嘆きていはく「我不孝なりといへども、祿の爲につながれて定省を闕かんや」と。文かきおきて、ひそかに遁れ歸りて母のよろこびを得たりとなん。今にも先生の住みたまひし小川村は、昔の風儀のこりて人皆質扑淳和なりとぞ。その餘德の存せること、感ずべくも仰ぎ尊むべし。

寶曆年中のことにぞ、美作國田殿村の人稻垣淺之丞隆秀は、我が播磨なる安志侯の儒官なりしが、父の心に從ひて故鄕へ退き、みづから鋤鍬とりて朝な夕なに農業を營み、餘力あれば聖賢の書を讀みて樂しめり。父の命といへばいかほど辛きことをもつとめて、露ほどもその心に背かずして厚く孝養を盡しぬ。委しきことは

之を酒の價となさば何ほど飲みたまふとも、得も盡したまはじ」といひしかば、父大いによろこび、それより思ひのまゝに飲みて、まことに富めりと思ひきとぞ。

光政君の槍振りの眞似をなしたまへる、老萊子が幼兒の貌を似せける、繪屋が金箱を打ち出しける、斯くまで親の心を慰めける孝子の志、あはれともいと殊勝に覺ゆ。

六、他國に住居する時、父母命あらば急ぎ故郷へ歸りて孝養を盡すべき事

他國に住居して、いかほど安樂に暮しぬるとも、故郷なる父母歸り養へとのたまへば、居宅をもすて、官祿をもかへりみずして家にかへり、懇に孝養を盡すべし。

明の陳茂烈といへる人は御史の官なりしが、母老いたるゆゑ、身退きて孝養を遂げたしと、情を述べて願ひけるやう「我が母ことし七十七なり。君の恩は猶ほ盡さるべけれど、母の齡は再び得難し。臣常に母を懷ふこと息まざれば、君に報ずる心おのづから亂る。母も亦臣を思ふこと切なるゆゑ、身を保つ念すくなからん」と涙ながらに申し上げければ、君もあはれに思召し、御暇をゆるしたまへりとなん。

と御意ありければ、光政君かしこまりたてまつるとて、直ちに箒をもてことよと仰せられ、それをもて槍となし、裾をからげて奴のまねを爲したまへり。母君よろこびたまひて、弟君にも所望と御意ありけるに、御返答なくして、只笑を含みたまふ。光政君流眄にて睨ませたまひ、日を經てのち「弟君はいかゞ思はれしぞ。我等年來母君につかふといへども、國を領することなれば、御傍にてつかはせ給ふ人、また御膳に供ふるものなどは、大抵御不自由はあるまじ。たまたま御意ありしことをいかでか爲さずして止むべき」と、御孝心のほど自然と御顔色にあらはれければ、御傍にありあふ人皆感ぜぬはなかりきとぞ。彼の老萊子が七十にして二人の親に事へ、身に美しき衣を著て幼きものの形になり戯れ、或は親の食し給ふ前にて故と躓き仆れ、幼兒の泣くやうに泣きしも、皆親を慰めんためなり。

又寛永のころにや、京に勘兵衞とて、衣裳の繪を描くことを業として、父に孝なる男ありき。父つねに酒を好めども、家の貧しきを悲しみて飲めども樂しまざりければ、勘兵衞夫婦これを憂ひて、黃金いるべき箱ひとつ求め來りて瓦石を滿て、よくもしたゝめ置き、夫婦これを舁き出でて父に向ひ、「我等年來まうけし金、是ほどあり。

心のうち思ひやれば、誰か之を感せざらん。病める親に事ふる身は、つとめて之を鑑としならふべし。

五、父母の齡傾きぬれば、一しほ心を配り、老のものうさを慰むべき事

父母の齡かたむきぬれば、萬のこと懶く思ひたまふゆゑ、見るにつけ聞くにつけ、朝夕心せはしくくして不與に見えたまふこともあり、或は老耄して氣おとろへ、今言ひたることをも打ち忘れ、又すこしのことも悅び、すこしのことも悲しみていと愚に見ゆるもあり。子たるもの、父母の斯く老いたまふを見ては、いよ〳〵力を盡し、面色よろこばして、容貌やはらかに、唯父母の御心にかなふやうにして、老の物憂さを慰むべし。

されば慶安の頃、岡山侯光政君、つねに書よむことを好みたまひ、國の政事聖の敎にかなひて、國中皆其の德に服せざるはなかりき。或る時御弟某君と同じく母君の御前に坐したまへりしが、母君光政君に打ち向ひてのたまひけるは、「江戸への通行に奴の槍ふることいかゞいたし候ふや。われいまだ是を見ず。その樣見たし」

三人のものを召されて、厚き褒賞を賜はりぬ。母は八十二歳、伯母は八十歳にて終りき。

又大和の國に庄右衛門となんいふ人ありける。その父與十郎、伊豆の國新島といふ所へ流されけるが、明け暮れ故郷を思ふことの切なるゆゑ、悲しみの涙に兩眼ともに明を失ひ、今はやうやく島人のなさけにて露命をつなぐばかりなりと聞えければ、家にありし庄右衛門兄弟妻ともに悲しみて、互に涙に袖をぞしぼりける。庄右衛門いかにもして島へ渡り父の介抱なすべしと、妻兄弟に別をつげ、官へ願ひ出でけるに、有りがたくも願ひかなひければ、住み馴れしわが家を立ち出でて、いつ歸るべくもあらぬ旅なれども、少しも厭ふ氣色もなく、つひには父の住家にいたりつきぬ。庄右衛門妻子に別るゝ十年なれども、露ほども妻子のことをいはず、ひたすら父の心を慰むることにのみ心を盡しぬ。その孝狀上の御聞きに達して、父子共に歸國仰せ付けられき。庄右衛門事跡は他の書にも見ゆれども、遠きに行きて親の介保に心を盡しゝは、唐も大和も此の人の如き者なきゆゑ、こゝに揭ぐ。

嗚呼庾黔婁はいふも更なり、佐左衛門夫婦、庄右衛門が如き孝順なりしありさま、

つとなく眼を病みしが、終には明を失ひけるに、又父の妹あり、痿癖とおぼしき症にて、手足かなはざるゆゑ、嫁すること能はずして家にありしが、佐左衞門夫婦のもの、二人の介保に心を盡し、彼には食をくはせ、是は手を引きなどして、朝となく夕となく病の憂さを慰めけり。　或る日母、夫婦のものに向ひ「父なくなりたまふうへは、伯母君を父とおもひて大切につかへよ」といへば、伯母その言を聞きて「いやとよ。　わが手足のかなはざるよりも、眼の見えざるはその困みおほく、さぞ心憂く思ひ給はん。　必ず我がことはうちおきて母ごぜへの孝養怠ることなかれ」と、互に夫婦の勞をいとひて讓りあへば、夫婦のもの「二方とも御心ぐるしくな思ひ給ひそ」と、乏し氣もなくもてなし、いと懇に事へけり。　伯母は手足かなはざるゆゑ、常に兩便とも便器をもてとりしが、急なるときは、しま兩手をもて便を受けしこともありきとぞ。　すべて深切なる介保、見る人皆感ぜずといふことなかりき。　其の孝狀委しきことは短き筆には書き取りがたし。　庚黔婁が糞を嘗めしは難きことなれども、佐左衞門が妻の、時に臨みてひたすら手をもて糞を受けしも亦同じきことならずや。　ありがたくも寛政五年丑の四月、姫路侯忠實君御感ありて、佐左衞門夫婦、その子佐助、

げなく、いとほしみて介保すべし。されば古き書にも「木靜かならんとすれども風止まず、子養はんとすれども親いまさず」といへば、身ののちはいかほど嘆くとも其の甲斐あらじ。元より藥養等すべて大切にすべし。子若し遠きにありて親病みぬと聞きなば、早く歸りて介保すべし。また親他郷にありて病みたまはゞ、急ぎ行きて介保すべし。

庾黔婁は孱陵といふ所の令となりしが、其の所に至りて未だ十日にもならざるに、忽ち心おどろき、身に汗流れぬ。こは父のわづらひ給ふにやと、其のまゝ官を棄てゝ歸りければ、父病みてやうやく二日なり。醫師のいへらく「糞の味苦くば治すべし」と。黔婁すなはち糞を嘗むるに其の味甘かりき。それよりいよ〳〵憂ひ悲しみて、夕ごとに北斗の星を拜し、わが身をもて父にかへたまへとふかく祈誓をかけけりとなん。

近き頃姫路に隣れる中島村といふ所に、佐左衛門といふ農民あり、妻をしまといふ。子五人あり。家素より貧しく、朝夕の煙もたえ〳〵なれども、親へのつかへ至らずといふことなし。父は七十六にして既に身まかりぬ。母は老の重なりてい

望に從ひなば、不和なることはあるまじ」といへり。五助大いに悦び、敎のごとくにして、その身は出でて外に家居せり。それより後は何の障りもなく、却つて實子よりも親しみ深くなりぬ。むかし北條泰時は、父の身まかりて後も、父常に弟を愛したまひけるゆゑに、所領を分つにも父の志に適ふやうにして、弟へ多く與へたまへりとなん。況んや父母の世にありて弟を愛したまふを知りながら、いかでかそれに家をゆづらざらんや。泰時の孝狀その頃政を聽ける二位の尼君も深く感じて、泪を落し給へりとなん。

四、父母如何なる病を患ひ給ふとも、心を盡して介保すべき事

父母病める時はなほさら孝養を盡すべし。いはんや耳きこえず眼みえず、或は手足かなはずして、其の身の不自由を苦しみ、世にある甲斐もなしと死を甘んずるさまにていと心細く見ゆるは、彼の方より言ひ出し給はざるうちに此方より氣をつけて懇につかへ、他所にて聞きしこと或は見しことなど打ちとけて物語りし、心の憂さを慰むべし。若し重き病に臥したまはゞ、食を嘗め藥を嘗むるばかりか、朝夕病の床を離れず、恐るゝ心ふかくして、色も形も打ち萎れ、ものいふこともをかし

三、父の偏へに弟を憐み侍るに兄たるもの心得あるべき事

親の心により兄を惡み弟をあはれみ、或は愚なる子がかはゆくして、心ざまあしきものをば却つて深く愛し、何によらずこのものにのみ與へたく思ふものあり、或は他へ嫁しづけし娘の貧しきを哀しみてわが家のあるなきを顧みず、嫁子にも隱してひそかに袖にして送るものあり。兄と生れて家を繼ぎぬる身は、殊更心をつくし、父母の常々愛して此の子に家をつがせたく、或は此の子にこれほど與へたしと思ふ風情を見ば、心の底を酌みて露うらむる氣色なく、何となりとも託せて此方より言ひ出して彼に家を讓り、是に財をわけて、父母の思をやすめ、懇にもてなすこそ子たるものゝ道なれ。

安永のころ、備後の國に五助といふ人あり、母は繼母にて、其の生める一人の子ありしが、母常に弟を愛し、五助をふかく惡みてあしざまに言ひ做し、父も遂に其の言を信じて、共に嚴しくあたり、殺さんと謀りしこともありけり。五助ふかく案じ煩ひて、村隣なる孝子某に斯くと語りければ、何がし懇にをしへて、「父母の斯くまで憎みたまふは、多くは家を弟に繼がせたく思ひたまふゆゑなるべし。兎に角父母の

また薛包は書讀むことを好みて孝行の志深き人なりしが、早く母をうしなへり。父後の妻を娶りて、常に妻のあしざまに言へるを信じて、深く薛包を憎み、杖をもて打ちたゝき、終には逐ひ出しけり。薛包歎き悲しみて、旦ごとに其の家に來り、泣く泣く水をうち掃除などして父の心を慰めけれども、その怒尙ほ止まず、しかも露うらむる氣色なく、家ちかき所にやどりて朝夕父母の安否を尋ね、一日も怠ることなくして一年あまり過ぎけり。後には父母もつらきしむけを爲しつるを慚ぢて、呼びかへしけるとかや。

是等は唐土の美談たり。本朝にても繼母にかく孝を盡しゝこと例すくなからず。これ皆こらへがたき所をこらへて、我は子なれば親に敵すべき理あらずとおもひつめたるならし。劍をもて怒りたまはゞ、我は首を縮めて恐るべし、兎の毛の末程も逆ふことなかれ。子たるものゝ斯く恐れ愼しみて事へまつりなば、つれなき繼母の心なりとも、いつしか和らぎて親しみ深くなるべし。古き歌に「風さゆるとしまが磯の群千鳥、たちゐは波の心なりけり」とよみしも、起つも居るも波によさすごとく、何事もたゞ親の心にまかせよといふなるべし。

二、繼母に事ふるは更に心得あるべき事

幼くして母をうしなひ、父後の妻をめとるとも、父の心に違ふべからず。されば世間多き例にて、父のちの妻を迎ふれば、それより子の心かはり、父もまた慈しみ薄くなりて、波風日々に寧まらざるものあり。子たるものよく心得て、平生胸に忍の字をおきて、父の仰せに從ひ、萬のこと懇にもてなして、父の心を歡ばしむべし。たとひ他よりは愚に拙く見ゆるとも、はびにも疎み惡むことなく、生みの母とおもひてひたすら情深く事ふべし。なべて後の母に事ふるは難きことに侍れども、孝の道をおもひて其のつかへを遂ぐるこそ、子たるものゝ本意なれ。

閔子騫は幼き時母をうしなひしが、父後の妻をめとりて二人の子を得たり。彼の妻、我が子を深く愛して閔子騫を憎み、冬の寒きにも著る物に蘆の穗を入れて著せけり。父之を知りて大いに驚き、妻を去らんとしければ、閔子騫かなしみて、我一人寒さを堪へなば、二人の弟は暖かなるべしと、さまざま諫めければ、父去ることを止めぬ。繼母も罪を悔い、ふかく閔子騫の志を感じて、其の後はまゝ子の隔てなく親しみ深く成りきとぞ。

しや。若しそれをそれとも思はずして父母の心に順はず、剰へ父母を惡し樣にいひなし、他人に斯くと告ぐるはまことに恐ろしきことなり。斯くと言ひ斯くと指す、その口その手皆父母のものならずや。然るに己を善とし、言葉あらく、面色うらやかにせざるは不孝のいたり、諺にいへる「仰ぎて吐く唾にて」天の咎め免かれ難かるべし。

陸奥の盲人長薰といへる人、兩親は老いおとろへて起居かなはざりしに、厚く孝養を盡しぬ。されど養ふことの便なければ、たゞ唐臼をつき、ひき臼をひきなどして僅の賃をもて朝夕の煙を立て、貧しき世を堪へ忍びぬ。晝の勤に疲れても夜ごとに山にさぐり入りて爪木を拾ひ、寒き夜はこれを焚きて親の身を溫め、暑き時は涼しき方に負ひ行きて世の中の事など語りあひて心の憂さを慰めり。さて常に瓢を腰にはさみ、雇はれたる家より與ふる酒あれば、移し入れて歸りて親に進めきとなん。嗚呼目なき人の斯くまで孝順なりしは、いと妙なる心樣にこそありけれ親の衣食に美を盡すをのみ孝とはいふべからず、たゞ誠を盡しなば、たとひ疏食垢衣といふとも、親うれしくよろこび給ふらん。

子は子たらずばあるべからずと、聖の仰せたまふを堅く守りて、只おのが身をつゝしみ、力を盡し、いかほど情なくあたりたまふとも、顔を和らげ、氣を平にして、悦べるさまにて、大切につかへたてまつるべし。　大舜はその父瞽瞍こゝろだて頑にして事の善惡を見わかざる人なり、また母は心よこしまにして嚚なき人なり、剰へ弟はさがなきわざをし、常に高ぶり傲りて大舜を敬ふことなし。　されど大舜は己がつかへ惡しきゆゑと泣き悲しみ、大空に告げて、みづから其の身を責めて孝行を盡したまふ。　終には父母弟も舜の孝心に愛でて、いつとなく心和らぎしとなり。

大舜はいと尊くなり給ひて後も、父母の仰せは何にてもいなみ給ふことなかりき。　父母つね〴〵大舜を憎み、廩にのぼせ下より火を放ちて之を燒かんとすれども大舜燒けたまはず、又井の中に入れ埋めんとすれども、その死を免かれたまへりとなん。　今の世にても大舜の心さまをもて眞實に父母につかへなば、たとひ火に入り水に入るとも、孝の誠天に通せばいかでか天これを殺したまふべき。　親につかふるものは朝夕このことを心に銘じて一點の私なく、他念なくして父母を慕ひ孝行を盡すべし。　斯く眞實に子たる道を盡しなば、天の惠みあらざることあるべ

る山路をとほりしに、頃は霜月のはじめつかた、こゝの山かしこの谷、冬枯の氣色身にしみ、殊更その日は道行く人も稀にて、やつがれ一人あゆみしに、物すごき音するゆゑ、人もや來ると後なる山の端を見れば、猿多く集まり居て、親猿ともおぼしく老いたるに、何やらんすゝむる體、又小きものは肩にのぼり、膝により、いと親しみ深く見えたり。まことに人として親へのつかへをおこたり、彼の猿にしも劣れるは、恥づべきことのかぎりなりと、覺えず涙をながしぬ。

親の子に於ける、父となりては慈に止まると聖も喩(さと)したまへば、常に我が子は我が手我が足とおもひて、かく爲(せ)ばかく痛かるべし、かく言はゞかく思ふべしと、我が心にて推し量り、慈愛を加ふべし。されど此の書には親たる道を强ひて喩さんとにはあらず。其の故は、世に慈愛すくなき親は至りて稀なり。抑、生れ出でてより父母のふところに育(やしな)ひかしづかれ、甘きものは自ら食(は)みたまはずして先づ之に食ませ、寒きときはみづから著たまはずして先づこれに著させ、夜晝心を盡して人となしたまふ、その高恩をつゆ忘るべからず。たま〳〵父母の心ざまよろしからずして慈愛うすきものありとも、子たるものの聊か恨み咎めずして、父は父たらずとも

夕いとまある折から、甕のごとなる牖にむかひ侍るに、庭なる木々の梢まばらにかれはてゝいともものさびしげなる氣色を見て、げに人のよに生るるも飛鳥川ながれてはやきことなれば、いつしか老の浪のよせ來てまたかくならんと、身のゆく末を思ひつゞけて心やすからずなんありければ、みづからの誡めともし、家なる妻子にも見せまほしとて、唐のやまとの古きつたへと、今の世に見きゝし事など、そこはかとなくかいつけしが、しかすがに拙き言草なれば、ものしれる人のまへには花すゝき穗にいだすべきものならずとて、ふかくひめおけるを、夜の鶴のおもひにたへで、かくもらしそめぬるものならし。

明和六年己丑の冬　頤齋書

一、父子の親しみは子よりのつかへ大切なるべき事

父子の間あつく親しむは子よりのつかへこそ大切なれ。其の身は骨肉より髮毛の末にいたるまで、みな父母のものなれば、よろづのことすべて父母の仰せごとに背かずして、かりそめにもさかふ心なく、青柳の風に靡くが如く、いつも悅びぬる風情にて孝養を盡すべし。往にし年やつがれ京にありしが、家に歸るとて、丹波な

し候ふこと、孝子第一の行にて候。荒々傳記に說き置き候ふ趣など書きしるし、御目に懸け候。古人の詞にも「世人の書を讀むや、但能くいへども行ふ能はずと申し如く、素より私など萬分の一にも行立たざる身の行を以て、斯樣の儀など申し進め候ふこと、內に顧み候へば衷心誠に恥入り候ふ事に候へども、長日の御慰みにもと燈の下に筆を呵し候。一通り御覽も下され候はゞ幸甚の至りに存じ候。あなかしこ。

右中殿樣　相模樣へ御調被進の由

則當大殿樣也。

さとし草

兒島顚齋

序

榛間のくに、ある山ざとに醫のかたはしをおぼえて耕しくさぎる業にかへ世をものする男ありけり。さりし冬いさゝかやみぬることありて、こもりゐけるが、朝

母の體を如在に致し候ふも同じ事に候ふ故、今日身の行を正し、道藝を學び、君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友の五倫五常をも詳かにし、勤め候へば、人々にも稱譽致され、當世のみか、後の世までも榮名を傳へ候ふは、則ち是れ父母を顯はすにて候。若し又身の行も正しからず、不義放逸の身持に候へば、人々にも指さゝれ、當世のみか、是もまた後の世までも汚名を傳へ候ふは、則ち父母の名までも辱むるにて候。此の事を孝經にも「身を立て、道を行ひ、名を後世に揚げて以て父母を顯はす」と之あり候。「高きに登らず、深きに臨まず、苟くも訾らず、苟くも笑はず」と申すも我が身を戒愼致す教にて候。古へ樂正子春と申す人、堂より下りんとして其の足を傷つけ、數月まで出でられず、猶ほ憂色ありしかば、門弟子その故を尋ねしに、子春の答に「天の生ずる所、地の養ふ所、唯人を大とす。父母全うして生めり、子全うして歸すを孝とす。其の體を虧かず、其の身を辱めざるを全しとすといへり。故に君子は頃歩だも敢て孝を忘れず。今、予、孝の道を忘れたり。是を以て憂色あり」と申され候。曾子の「予が足を啓け、予が手を啓け」と申され候も、この事にて候。壯年の血氣にまかせて攝養を怠り、疾を生じて父母の心を痛め候ふ類ひ不孝の至りに候ふ間、我が身を敬愼致

とを底す」と孟子にもこれあり、終に其の歡心を得られて萬世までの大孝と仰がれ給ふことにて候。然るに今日面々の父母に事へ候ふ上には、斯樣の難儀迷惑なる筋もこれなきに、孝の行屆かざるはさりとて殘念の至りに候。人生七十古來稀なりと申して、人間一生は百年と申せども、七十まで長生いたすだに稀なることにて候。樹靜かならんと欲すれども風停まず、子養はんと欲すれども親待たずと申し候。歲月の流るゝことは白駒の隙を過ぐるよりも速かにて、行く水と共に行くてふこともなく候ふ故に「孝子は日を愛しむ」ともこれあり候。今日つかふべき時につかへず、可惜月日を徒に暮し候ひて、又何の時にかつかへ候はん。近代或る人の歲暮の歌に

たらちねの老のひととせつもらずばさぞや待たれん花鳥の春

と詠じ候ふも、實に老の身に事ふる孝子の心なるべく候。其のうへ人の子たるものは、我が身を敬するを以て第一の勤めとは致し候。その仔細は、身は親の枝なりと申して、父母より受け得たる此の身に候へば、樹木に譬へて申せば、父母は幹にて子は枝條にて候。其の身體を我がものの樣に存じ、如在に致し候ふことは、則ち父

孝養の時を怠ること勿れ

敬身

れば唯して諾せず、手に業を執れば投げ、食口にあれば吐きて足る」と、古への敎は斯樣までに心を用ひたることにて、造次顚沛、須臾の間も父に事ふる道に氣を拔かざる事にて、是れ皆父の心を安んずる樣に事ふる聖人の敎にて候。今日御互に事へ奉り候ふ上にも、及ばずながら萬分の一をも心懸けたき事にて候　昔舜と申すは歷山といへる野に耕されし農夫にておはしましけるが、天性至孝の御德これあり、終には堯帝の禪を受けたまひ、一天四海の君と仰がれたまひし大聖人にて候。然るに舜の父母はよからぬ人にて、斯かる舜の孝德をよろこび給はず、却つて舜を害せんとまでせしほどの儀に、舜は父に事ふることの足らざる故なればとて、日夜に是を憂ひたまひ、田に出で給ひて唯此の父母に得られ給はぬことをのべ歎きたまひて、終身父母を慕ひたまひしこと嬰兒の父母を慕ふがごとくましましき。故に孟子も「五十にして慕ふものは予大舜に於て見る」と申され、西漢の揚雄も「父母に事へて自ら足らざることを知るものは其れ舜か」と申し置き候。舜は斯樣に父母に得られぬことを歎きたまひて、猶ほ〳〵孝行を盡され、唯父母の歡心を得んとのみ願ひ給ひし事にて候。此の誠の至れるにや「舜親に事ふる道を盡して瞽瞍豫ぶこ

攝養　安志　容貌　擧動　心を案す　承順　聖教の周到

きものは曲げて從ふべし。 若し父母の命を以て非とし、直ちに己が志を行はゞ、孰る所皆是なりといふとも猶ほ不順の子とせん、況んや必ずしも是ならざるをやと申し置き候。「家に爭子あり」の本文を以て聊のことまで彼是申し爭ひ候ふなど、以つて外のことにて候。 禮記などに說き置き候ふ「冬は溫かに夏は凊しく昏に定めて晨に省みる」とは、父の攝養に心をつくす道にて候。「出づるには必ず告げ、反れば必ず面し、游ぶ所は常あり、習ふ所また業あり、恆の言に老を稱せず」とは、父母の志を安んずる心を盡す道にて候。「孝子の深愛あるものは必ず和氣あり、和氣あるものは愉色あり、愉色あるものは必ず婉容あり」とは、父に事ふる容貌に心を盡す道にて候。「玉を執る如く、盈てるを奉ずるが如く、洞々屬々然として勝へざるが如く、失はんとするがごとし」とは、父につかふる敬愼に心を盡す道にて候。「聲なきに聽き、形なきに視る」とは、父の心を失はんとするかと恐るゝ心を盡す道にて候。「若し飲食せしめば嗜まずといへども必ず嘗めて待ち、衣服を賜へば欲せずといへども服して待つ。 是に之を加へて人をして代らしめば、己欲せずといへども姑く使めて後に復す」とは、父の心に違はず怠るまじきに心を盡す道にて候。「父をして呼ばしむ

に事へられ候ふは志を養はれ候、父に事ふるは曾子の如きこそ可なれ」と申し置かれ候。

養志の法

志を養ふとはいかゞと申すに、父の心に違はず、父の志の安からんやうに事へ候ふことを志を養ふとは申し候。

幾諫の心得

勿論その事品によりて、父の過ちあるにも違はずして、父をして不義に陥らしめ候ふ類は、却つて不孝の至りに候。家に爭子あれば不義に陥らずとこれあり候。若し其の過ちあるに當りては、泣きつ、すかしつ、諫めて父母の不義に陥らざるやうに取り計らひ候ふを孝とは申し候。それとても臣の君を諫むるが如く顏を犯し色を替へて直諫する筋にはこれなく候。君臣の間は義を以て立ちたるものに候ふゆゑ、三たび諫めて聞き入れ給はぬ時は去ると申し候ふ道もこれあり候。父子の間は恩義を厚く立てたる道にて候ふ故、さやうの厲しきことには之なく候。若し父聞き入れ給はぬ時は姑らく其の意に隨ひ、又其の時を以て諫め、終に不義を除き候ふことと父を諫むる道にて候。是を幾諫すと申し候。

司馬温公の言

司馬温公と申すは宋朝の名臣にて、此の人の申し置かれしにも、父の命ずる所行ふべからざることあらば、色を和らげ聲を柔らかにして、是非利害を盡して白し、父母のゆるしを待ちて改めよ。若し許しなくば苟も事に於て大なる害な

士庶人の孝

相應に孝を盡し候ふ次第にこれあることにて候。其の儀はかねて御習讀なされ候ふ孝經などに委しく說き置かれ候。士庶人は飲食衣服より朝夕のことまで、外に召使ふべき人とてもこれ無く候ふゆゑに、飲食衣服のことよりして心を盡し、夏は團扇を執りて老の身を凊しくし、冬は火を以て父の體を溫むる類ひに心を盡し候ふこと、上もなき孝にて候。

貴人の孝

王公大人の上にても、是等は如在にして宜しと申すにはこれなく候へども、それ〴〵の人供奉致し候ふやうの筋は、いづれ一通りの心遣ひにても行き屆き申す事に候。唯大人の上の孝と申すは、父母の心を安んずるこそ最上の孝にて候へ。

曾子の孝養

昔曾子と申す人の、曾晳に事へられ候ふに、酒肉の餘分もこれあり候へば、父に「何方へ遣はされ候ふや」と伺ひ、又父より「餘分もありや」と尋ねられ候へば、必ず「有り」と答へられ候ひしは、其の意に隨はんとのことにて候。又曾子の子曾元と申す人の、父曾子に事へられしは、酒肉の餘分これあり候ひつるも其の沙汰致されず、曾子の「餘分ありや」と尋ねられ候ふ時は「なし」と答へられ候。是はまた重ねて父に進めんとの事にて候。いづれ父を思ふの切なるに二つはなく候へども、孟子之を評論致され「曾元が父に事へられ候ふは口腹を養はれ候、曾子の父

顔之推家訓

五倫五常

古今に通ずる道

孝は萬善の本

み學問致すも、皆これ此の致し樣を稽古し、或は賢智の孝を盡し候ふことを見習ひ聞き覺ゆる事にて候。　北齊の顏之推が家訓にも「未だ親を養ふことを知らざる者は、古人の親の意に先ち、顏を承け、聲を怡ばしうして苦勞を憚らず、甘煗を致し、事を觀て惕然として慙懼し、起つて是を行はんことを欲す」と之あり候。　古聖人の道と申せば、何樣中華のむかしの事にて、日本の今には用ひ難き不自由なることのやうに人々存じ候へども、全くさやうの筋にては之なく候。　君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友の五倫は、今日人々生まれ出で候へば、無くてかなはぬものにて候。　是に事へ候ふ道、接はり候ふ筋を敎へ置きまたふことにて、稽古修行だに致し候へば、人々誰にも成し得られ候ふやうに制し置き給ふ道にて候。　若し學びて成り難くむつかしきやうなる道を立て置き給ふにて候はゞ、何とて聖人よ賢人よとて貴び崇め申すべき。　古に宜しく今にかなはざる事にも之なく、小く用ふれば小く其の功を得、大いに用ふれば大いに福を得候ふ萬世不易の道なればこそ、千載の後の中にても父母に事ふる孝の道を第一に說き置かれ候ふなれ。　此の孝よりして萬の善德にも進み申すことにて候。　其の孝に天子、諸侯、大夫、士、庶人それ〴〵の分際これあり、其れ

功成就致さず候。是れ程重き職分に候ふ故、天地の間に於て人を第一の貴物とは申し候。然るに今日如何なる冥加を以て人と生れ出で候ふことか、思へば有り難き事にて候。尤もかく人と生れ出で候ふこと、佛經などには謂はゆる地水火風の凝成したるにも有るべく候へども、さりとて父母のこれなくば、いかでかこの世に生れ出で候はんや。よし生れ出で候ふとも、言の叶はず、食することの叶はざる嬰兒、父母の養育に預らずして何として成立致すべしや。其の養育と申すは、三年の間懷に抱かれ候ふより、出入寒暑朝夕の思念いたらぬ隈もなく候。己が身を分けし子なればいとほしさかはゆさの餘りには候へども、さりとては此の苦勞並々のことには有るまじく候。是を以て漸々人と成り候ふこと、おもへば父母の御恩ほど果てしなきものは之なく候。此の御恩に報せんこと、なか〳〵及びなき事にて候ふ故に、せめては纔かなる父母の一生を快くすごしたまふ樣につかふることを勤め候ふをば、是を孝とは申候。さればこそ人の上に孝ほど貴き德もなく、是に上越す道もなく候へ。日々の上唯父母の心に逆はず、父母のこと如在に存せず、我が身のことを打ち棄てゝ父母のことを大事に心懸け候ふことにて候。今日書を讀

如何にして人たるを得るか

父母の恩

報恩の道

いふ語は、先づ常にいらぬものなれば、反古にして紙屑買に賣るも可なり。家にあらそふ子ありて、其の家亡びずといふ文字は、石にて打ち碎きて棄つるも可なるべし。是は子たる人のいましめなり、親たるものは身を正しくして此の諫のいらぬやうに愼まざるべからず。（孝行瓜ノ蔓ニ於テ著者ガ五兵衛ノ口ヲ藉リテ述ベタルモノナリ）

反哺篇（帝國圖書館所藏寫本）

上杉治憲

凡そ天地の間に生じ候ふ物は、森羅萬象數限りもなき事にて候。天を翔ける翼、地を走る獸、水にすめる魚鼈、花咲き實のる草木まで、百年千年の齡を保つもこれあり候へば、夏の暑さをのみ知りて冬の寒さを知らざる蟲もこれあり、其の中には朝に生じて夕に死する短き命もこれあり候。唯人と申すものこそ萬物の靈なれとて、天地の間に人ほど貴きは之なく候。夫をいかにと申すに、天功に人其れ代るとこれあり候。春は耕し、夏は耘り、秋は收め、冬は藏むるよりして、皆是れ天地の御手傳ひを致すことは人にて候。若し人の御手傳ひなくば、天地の大德といへども、其の

子喧嘩の種を蒔き、世間をそこなひ、人情にそむくこと少なからざればなり」と五兵衞のいひければ、かの醫師之を聞きて「こは道理(もつとも)のことなり。世間讀書の人は多くは不孝なり。いかなる故ぞと思ひたりしに、さては諫めあらそふが孝行なりてふことが種となりて斯くありつるにや」とて大いに感じたりき。

諫め爭ふとは聖人の敎とのみ心得て、事の大小淺深の時宜あることを知らず。たとひ聖人の詞にもせよ、甚だ人をそこなふものは合點ゆかずば闕如して用ひぬこそまさらめ。況んや別人の誣説なるもはかりがたきものなどに於てをや。孔子沒したまひし時曾子三十に足らず。しかも曾子八十餘にして果てたまひしとなり。然るに禮記には曾子の御逝去をしるし、曾元童子ゆかのあらそひをのせ置きたる上は、何人の記録ともはかりがたし。扨諫むるものは多くは人情に背く。一たび諫むるだに容易ならず、二度諫むるは又甚しからずや。三度諫むれば大かたは喧嘩となるなり。家に從順の子ありといはゞめでたかるべし。家に喧嘩する子ありといはゞ多くは親の首かせなり。國君にそむくをむほん人といひ、國政をそしるを賊臣といふ。父母にそむくを賊子といふ。然れば則ち三たび諫むと

父子相隱す

諫を用ふべき時なし

禮なり。然らば親を諫むる時節は我が歳も三十か四十になるべし。我三十、四十なれば、親は六十か七十なり。六十、七十なれば一生のことは濟めりといふも可なり。たとひ無道心とて又致し方はなきなり。古は七十、八十なれば罪ありとも刑罰を加へずといへば、國君にても容赦あることゝ見えたり。然るに子として其の非を求め、いさめ爭うて、己が手柄とし、父に恥辱をあたへんと欲するは學者のあやまちならんか。父は子の爲にかくし、子は父のために其のあしきことをかくすこそ本意ならめ。且つ人壽きは多くは素直なる者なり。邪なるものは若きうち死ぬるなり。ゆゑに六十、七十にしてあしき者はまれなり。其の人を諫めんとは大膽なることかな。若し夫れ父母の若き時を諫めんとならば、我は未だ生れず、たとひ生れたりとて、口の側に五香の滓を持ちながら、それはあしきことよ、これは大學の道にあらず、是は先王の道に背くなどといふはをこがましきことならずや。されば則ち諫むべき時節はなきなり。今儒者は世間のきらひものにて、里によりては一人も知らぬ者も有り。是れ何故ぞや。かのかたくななる儒者、何の辨もなき血氣旺なる少年に諫めあらそふが孝なりと說き聞かせ、親

父爲レ子隱、子爲レ父隱、直在二其中一矣。(論語)

年の功

絶對的從順

親無道ならば如何にせん

人を諫めんには分別を要す

はあれども、子として父に躾すといふことはなし。父に行義すてふことは禮記孝經などにありて、儒者たる人の道にして、心得もありて用ふべき事なり。何の譯もなく用ふべきことにあらず。且つ今時諫むといふは、多くは身上の持樣なり。是は右へ行くも左へ行くも大體同じことなり。我は理窟とおもへども、蟹の甲よりも年の功といへば、多くは親の了簡がましなり。一方の理を知りて一方の理を知らず、始を能くして後の落付を知らず、かの身に覺ありて仕馴れたまひし親の了簡を打ち破らんと欲するは大いに心得違なり。故に竪にも横にも父母に背くまじと急度覺悟を極めるこそよけれ。釜さかしまにぬれとならば、さかしまにぬるべし。頭で歩けとならば、頭であるくべし。淵へはまれとならば、淵へはまるべし。死ねとならば、死ぬべし。

斯く心得る時は不和合はなきなり」といひけるに、かの醫師また重ねて「若し父母無道心ならばいかゞせん」と問ひければ「人を諫めんとせば先づ我にも少しは分別あるを要す。分別は四十ならねば定まらぬといへば、十や二十の口の側に五香氣のあるうちは先づいらぬことなり。十や二十にして極老に異見せんとは先づ無

今の人の心得違

孝經を以て親をうつ

諫諍の誤用

父は父たり子は子たり

く教を施したまひしによりて、後世是は孔子の仰せられしことなりといへば人々信仰する故に、其の名をかりて、さま〲妄作したる書物も多きこととなり。能く眼を正しく開きて見るべし。三たび諫むといふは、家に火をかけ、路行く人をとらへて打擲し、役所の門に小便するごとき大惡をいさむるなり。今人の諫むといふはさにあらず。いき〵かのことにいたるまで諫めて手柄にせんとおもひ、常々父母の非をさぐり求め、父母の心をして己が心のごとくならしめんと欲し、いさかひあらそふは大いなる心得違ならんか。今の學者を見るに多くは不孝なり。初はむつまじきも、書を讀むに隨ひてそろ〲、論語讀みの論語しらずとなりて、心の内には何となく、孝經を以て父母を打擲せんず勢のほの見ゆるこそ、よそながらもうたてけれ。是れ何の教ぞや。家に爭ふ子ありて、其の父不義の咎をのがる、罪を郷黨に得んよりは、むしろつく〲諫めよといへる教より行き過ぎて、父は聞かず、子はつら〲諫む、あげくのはては親子喧嘩となり、隣の家婦の異見にあづかる黨々たる君子又恥かしからずや。父は父たり、子は子たりてふ教こそよからめ。父は父の道を盡し、子は子の道を盡す。かくて家齊ふべし。且つ子に躾すといふこと

諫諍に關する異議

父母に從順なれとは天地自然の道なり

儒教に諫諍を說く所以

らば、頭で歩くべし。斯く心得る時はあらそふことはなきなり。又腹の立つこともなきなり。親は慈悲ふかきものなれば、格別無禮なることはのたまはぬものなり。よく愼むべしと五兵衞は孫を諭しけるに、或る醫師之を聞きて「さて〳〵有り難き仰かな。しかし古の道に父母に過あれば三たび諫むといふことあり。今何事にてもそむかざるを孝行とのたまふは、古の道とは異なる樣に覺えぬ」と問ひぬ。

子之事レ親也三諫而不レ聽則號泣而隨レ之。(曲禮)

五兵衞すなはち答へて「これに就いてはさま〳〵の議論あり。父母にそむかずよく從順せよといふは、世間一統天地自然の道なり。諫めあらそふといふは儒者たる人の道なり。且つ諫め爭ふといふは甚だ理由(わけ)あることなり。昔桀紂といひし惡王ありて、孕みたる女の肝をぬき、酒をたゝへて池となし、男女を赤裸(あかはだか)にして追ひ廻はし狂せて、己が慰とせしとかや。是によりて天下大いに紊れ、社稷血食すべからざること眼前にあり。斯くの如きものは子として見て居るべけんや。諫めあらそふといふはこれ等のことをいふなるべし。然れども、今時さやうのものは一國を尋ねても一人もなかるべし。昔聖人世に出でて廣

血食ハ子孫相承ケテ祖先ノ祭ヲスルコト。

正心修身は養志の要

を安んぜんと欲せば、宜しく心を正しうして身を修むべし。心正しく身修まれば、他邦に仕へて歸省するに暇あらずと雖も、しかも父母賞典の事あるを聞いては、喜んで以て我が子も亦與れりとなし、罪を犯すものあるを聞いては、怒然として我が子に非ずとなす。此の如くなれば則ち孝と謂ふべし。若し夫れ心正しからず、身修まらずんば、父母罪を犯すものあるを聞いては、憂ひて以て我が子も亦犯すと爲し、賞典のことあるを聞いては、怒然として以て我が子に非ずとなす。此の如くなれば、數、歸省すと雖も、しかも以て孝となすに足らざるなり。(同上)

諫むるは子の道にあらず　川合元

從順は子の道

何事にても親の命に從順なるが子の道なり。犬と猿との出會の如く睨みあひて苦勞をかくるは不孝なり。いかやうにしても親の心のやすむやうにするがよきなり。もしあしき仰あるときは、是は我が不仕合とがてんして、露ばかりもそむくまじきなり。竈さかしまにぬれとならば、さかしまにぬるべし。頭で歩けとな

いに怒り、母を追ひ出さんとしけるを、閔子とゞめていふやうは、母ましまさば某ひとりこそ寒からめ、母もし歸り給はゞ三人ともに寒からんと、さまぐ\にしてなだめけり。母も此の事に感じて、遂に慈母となりけるとぞ。誠に親のみあしきと思ふべからず。(梅園叢書卷上)

父母の心は我が身に存す

孝　　二宮尊德

吾が身を愛敬せよ

父母、祖父、及祖先累世の心は皆吾が身に聚れり。何となれば、天下の父母たる者己が子の死を喜ぶ者なし。故に吾が身を以て我が子の死に代らんと欲するは、父母の心也。是れ父母の心の吾が身に存するに非ずや。然らば則ち人の子たる者は宜しく我が身を愛し、我が躰を敬し、以て父母の心を奉ずべし。(二宮先生語錄卷二)

養志

人の子たる者は宜しく父母の心を安んずるを以て要とすべし。苟も父母の心

聞くものの心によりて同じ言葉もよくもあしくもなる

閔子騫繼母に事ふ

り長しき異見は露なくして、いろ〳〵とそゞろをかはれ、互にへだて多く重り、果は怨敵の思ひをなす。むかし或る人の家に屏損じたりければ、其の子のいひけるは、かく屏の損じ候、盗人こそ入るべけれといひける。暫くして隣の人來りて、その子のいひしごとく、屏の損じ候、ぬす人こそ入るべけれといひしが、果してその夜盗人にあひけり。かの親吾子をば智ありてよく察したりとおもひ、隣の人をば、この人かくこそいひし、もしや盗人の手引などしつらんかと疑ひけるとなん。さればそのいふ詞も同じ言にして、聞く人も同じながら、子と他人とのへだてあれば、その思ふやう雲泥萬里のたかひとなる。おなじ秋の夜も、少年遊樂の燈の前にはあけやすきをうらみ、孤婦愁思の閨のうちには明けやらぬをかこつ。秋のよに違ひはあらざれども、志各異なればなり。今まことの親生きて再びいふとも、そのことば假令同じ事もあるべけれども、已に繼子の心に隔あれば、同じことばも怨のはしとなる。閔子騫幼き時母におくれ、父ふたゝびめとりて、三人の子をぞまうけける。この母常に閔子をにくみ、冬の著物には蘆の穗などつみて絮となし著せける。されど閔子少しもかへりみず、母を敬ひ弟を愛しみけり。其の後父この事をしりて大

親は子の酒を飲まざらんことを欲す

にすゝむ。 信綱の宣ひけるは、汝等みな子あり、その子の悉く酒を呑まんことを願ふか、飲まざらん事を願ふかと有りければ、臣等暫く默して居たりしが、子は酒を飲まざらんこそ親のこゝろやすく候へとこたへける。 人の至つて愛するは子なり。酒若し美物ならば、豈子の呑む事をいとはんや。 是れ千古の公論といふべし。

繼母に事ふる心得

繼母子不和の基

世に繼母繼子の中とて、十に七八はよからぬものなり。 是說あり。 實の親はたとひ杖をとりて指南などするとても、恩愛たがひに深きが故に、暫有りては互に如在なくなりゆき、他人も見咎もせぬものなり。 繼しきは世の習とて、子ははや、定めて繼母なれば心中に打ちとけはし玉ふまじと思ふもの已に胸の中に横たはりて失せず。 これ不和をなすの基なり よりて假初にいふ事もむかへて聞く故にむねに逆ふ也。 ましてや其の子に教訓などせんに、左なきだに金言耳に逆ふ習なれば、わが過は思はずして、是もまゝしき故なり、誠の親ながらへあらば、かゝる憂目にはあはじなど、世をうらみ述懐し、ぐわんぜなきわかき同志、理非わかたぬ隣の媼や嬶など、その品は何ともしらで、すはや此の人も繼子にくみするとて、彼子と咡き語

分ちて兩段の事と爲すべからずと。朱子も亦曰く、末即是本と謂ふには非ず、但其の末を學びて而して本便ち此に在りと。若し人をして概ね以て末を厭ひて而して直ちに本を求めしめば、啻に內の未だ必ずしも本を得ざるのみならず、外又事を僨らん。是を以て聖賢の孝を敎ふるや、唯許多の規矩を立てゝ、人をして循ひ踏ましむ、未だ專ら本を得べしと說けるを聞かず、況んや後世風俗の薄き、民皆生を治むるに汲々として、而して親に事ふるに藐々たるをや。今之に訓へて、力を農桑に致す、奚の暇ありてか身づから父母舅姑に事へんと曰はんか、吁是れ謂はゆる猱に木に升ることを敎ふるなり。人々若し斯の言を信せば、甚の世界をか成さん、怕るべきの甚しきなり。（本朝孝子傳）

孝　三浦梅園

飲酒の戒

近き松平伊豆守信綱は一時の賢君なりしが、ある夜咄の序、臣等酒の德をのべ、君

第一の大事なり。（養生訓第一）

孝の本末　藤井懶齋

客あり、余に語りて曰く、一儒生の言に曰く、凡そ民家の子婦たる者は、日として力を農桑に致さずといふことなし、奚の暇ありてか、身づから父母舅姑に事へん、唯其の父母舅姑に事ふる所以の本を失はずんば、以て孝となす、苟くも其の本を失はゞ、假令自ら子婦の道を窮め極むと謂ふとも、たゞ是れ戯場孝子の爲のみ、笑はざるべけんやと。若し斯の言を信せば、家主等が生事喪祭の如きも、またみな非なる歟と。曰く、儒生の言、蓋し謂らく、其の實心無くして而かも徒らに定省溫凊の末に規々たらんよりは、之れを外に廢して、而して中に誠あらんには若かずと。語固に理あり。然れども是れ恐らくは一を知つて而かも二を知らざるが若し。蓋し天下の物、豈本のなき末あらんや、苟くも事に末に從ふ時は本終に在らざるなし。故に程子の曰く、凡そ物には本末あるも、本末を

伴直家主、風早審麻呂、財部造繼麻呂、丹生弘吉等ヲサス。本書ソノ部參照。

も、其のじねんのしるしは必ずある理なり。假に目に見えざることとて、此の道理あるをうたがふべからず。（家道訓卷六）

身をつゝしむは孝の本

養生

人の身は父母を本とし、天地を初とす。天地父母のめぐみをうけて生れ、又養はれたる我が身なればわが私の物にあらず。天地のみたまもの、父母の殘せる身なれば、つゝしんでよく養ひて、そこなひやぶらず、天年を長く保つべし。是れ天地父母につかへ奉る孝の本なり。身を失ひては事ふべきやうなし。わが身の内、少なる皮はだへ、髮の毛だにも、父母にうけたれば、みだりにそこなひやぶるは不孝なり。況んや、大なる身命をわが私の物として愼しまず、飮食色慾を恣にし、元氣をそこなひ、病を求め、生れつきたる天年を短くして、早く身命を失ふこと、天地父母へ不孝の至、愚なるかな。人となりて、此の世に生きては、ひとへに父母天地に孝をつくし、人倫の道を行ひ、義理にしたがひて、なるべき程は壽福をうけ、久しく世にながらへて喜び樂しみをなさん事、誠に人の各願ふ所ならずや。此の如くならん事をねがはば、先、古の道をかうがへ、養生の術をまなんで、よくわが身をたもつべし。是れ人生

妻族にのみ厚きは不孝なり

今の人は妻族をもはらしたしみて、父族、母族にうとし。軽重あることをしらず。父母への不孝なり。おろかなりと云ふべし。妻族をしたしむべからずと云ふにはあらず、軽重の次第あるべし。(同上)

父の負債を果すは父の過を補ふ所以なり

父に負債あらば其の務を果せ

我が父人の財を借りてかへさず、又買ひたる物の價をかへさゞる、是れ父のひが事なり。其の子たる者、我がかへすべき力だにあらば、年久しくへだたりぬとも、其の貸主と賣れる主を尋ね求めて、我が財を以て父の借れるおひめと、買へる物のあたひを滯りなくつぐのひ返すべし。是を父の過を補ふと云ふ。孝の道なり。父の時、人の財をかへさず、あたひをかへさゞるは、我が心に快からず。又貸主賣主も財を失へるうらみふかし。然るに是をかへせば、おやの過を補ひ、我が心を快くし、貸主うり主のうらみなくなる、此の三の益あり。必ず我が身の養をはぶき、つひえをやめて、父のおひめをつくのひかへすべし。かくのごとく孝を行ひ、道を直くして、あはれみある人は、其の故とは目に見えざれども、必ず後に天のむくいありて、ひそかに惠みたすけ給ふ理あり。君子は其のむくいを心にかけて善を行はざれど

善因は善果を招く

をこらへて人をむさぼらざるべし。凡の人君子にあらざれば、わが心にかなはざることと多し。堪忍せざれば人の交は和らがず。然るに父兄は子弟のおのれにつかへやう足らずして心にかなはざれば子弟をせむ。子弟は父兄のめぐみうすくしてあきたらざれば父兄をうらむ。其の餘、夫婦親戚も亦しかり。たがひに堪忍せざれば、いかりうらみ出來て、父子、兄弟、夫婦、親戚の間むつましからず。此のゆゑに人の行のわが心にかなはざることをたがひに堪忍して、うらみいからざれば、一家の内やはらぎしたしむ。是れ家をとゝのふる道なり。又人のあしきをばゆるして堪忍し、わが身には道をつくして、人に堪忍せらるゝ行をなすべからず（同上）

三族に輕重あり

三族を親しむ

家の主となりては、三族をしたしむべし。三族は、第一に父族、第二に母族、第三に妻族なり。父方の一族は本族といふ。先祖より傳はれる血脈同じ。親疎の變りあれど、われと同氣なるゆゑ親しむべし。父族をあつく親しむは、是れ亦先祖へつかふる道なり。次には母方の一族は是れ父族につぎて親しむべし。次に妻の一族は母の族につげり。三族を親しむ、其の次第輕重かくの如し。是れ古の法なり。

三親諧和は齊家の要

凡そ家ををさむるに、まづ父子、兄弟、夫婦の三親をあつくすべし。古語に父子したしみ、兄弟和し、夫婦正しきは家の肥えたるなりといへり。もし三親和せずんば、富めりといへども家のやせたるなり。(同上)

愛敬は善をなすの本

善行の本

凡そ家にありて人家にまじはるには、善を行ひて、悪をいましむる、是を要とす。善を行はざれば人の道たゝず。善を行ふには愛敬を本とすべし。愛とは人をあはれみておろそかにせざるなり。敬とは人をうやまひて、あなどらざるなり。此の二はすべて人倫にまじはりて、善を行ふ心法なり。善をするは愛敬の外になし。父母を愛敬するを本として、兄弟、夫婦、親戚、下人に對するも皆しかるべし。各其の人の品によりて愛敬すべし。うとけれどもおろそかにすべからず。是れ愛なり。いやしけれどもあなどるべからず。是れ敬なり。(同上)

忍ぶことなければ和合なし

忍は家内和合の基

家ををさむるにも忍の字を用ふべし。忍とはこらふるなり。堪忍するをいふ。おごりをおさへて、慾をほしいまゝにせざるも、こらふるなり。又わが家の貧なる

ひて一かどの用に立つべきあたら身を、よしなき少しのことをいかりて、狂人愚人のために命を捨つることとおろかなり。をしむべし。

死を輕んずるは不孝

勇にあやまる人は死すべからずして死す。是れ仁にそむきて生をかろんず、孝にあらず。勇なき人は死すべくして死なず。是れ義にそむきて生ををしみ恥をしらず、忠にあらず。（同上）

家長の務

家長の務は孝を第一とす

凡そ家の主として家ををさむる人は、まづ父母によくつかふるを第一のつとめとし、次に妻をみちびき、子弟ををしふるを以て要とし、其の次に下部をつかふに心を用ひて禮法を正しくすべし。くるしめあなどりて、しへたぐべからず。

祖先

先祖をたふとび、時節の祭禮をこたるべからず。親戚をあつくしたしむべし。

親戚

親戚にうとくして、外人にしたしきは逆なり。國法をおそれ守り、上たる人の行、國家の政をそしるべからず。上をそしり、國政をそしるは、是れ大なる不忠不敬のいたりなり。つゝしむべし。（家道訓卷二）

三親諧和

義に合はざる死は不孝なり

少壯の時人の一言をとがめて口論し、小なる義をはげみ、勇みだてをして、道理なきことに身をわすれ、父母をすてゝ鬪ひ死す。不仁不孝のいたりなり。是れ學問せずして仁義忠孝の道をしらず、あたら命をすてゝ、道理にそむくこと愚なるかな。孟子曰、以て死すべし、以て死することなかるべし、死すれば勇をやぶるといへり。死ぬまじきことに死ぬるは勇を失ふ。古人の曰、生を捨つること豈やすからざらんや、死に處すること、誠にひとりかたしとは、これをいふなり。いふ意は、死ぬることはやすし、死して道理にかなふことかたしとなり。死ぬべき道理に當りて死ぬるは死に處する道を得たるなり。もし死ぬべからずして死ぬるは愚なる故なり。是れ犬死なり。

犬死は不孝なり

勇士は命をすつることかたからず。すてゝ道にあたること難し。道にかなはずして死するは犬死なり。たとへば狂愚なる者のわれに無禮なるをとがめて、口論して一朝の怒によりて人と鬪ひて身をすつ、是れ其の身をかろんず。是れ不孝なり。武にあらず。死ぬべくして死なざる、是れ命ををしむ、勇なきなり。義にあらず。戰にのぞみ、君の爲に節に死なず。是れ不忠なり。君父のために忠孝を行

一朝の怒に身を忘るゝは不孝なり

べし。道理に服せずば聲をはげましてとがむべし。此の方よりは惡口すべからず。かやうに遠慮なく、人をあなどりて惡口するは、おろかにして後のわざはひをおもんぱからず、必ず臆病なるうつゝなきしれ者なれば、此の方よりつよくとがむれば必ず閉口してやめるものなり。されどもわが方よりは人をあなどりの惡口すべからず。惡口すればいかなる臆病者も又いかりをおこしてたゝかひに及ぶことあり。妄人とたゝかひかちても我も亦自殺せずんばあるべからず。是れ一朝のいかりに其の身をわすれて其の親に及ぼすなり。不孝不智の至、もとより武勇にあらず。犬死といふべし。吾父の爲忠孝を行ふべきあたら身を、かゝる妄人に對してすつるはいとをしむべし。彼の愚人は人にせめられざればこりず。少しこらして大いにいましむるは、小人の福なりと易にも見えたり。凡そ朋友の交はたがひに禮をあつくうやまふべし。斯の如くなればあらそひ出來ず。あらそひは必ず無禮よりおこる。闘論なからんことを議すると甲陽軍鑑にしるせし内藤修理が說うべなり。(武訓上)

犬死を戒む

一旦の忿慾を忍ばずして身を忘るゝは大不孝なり

無禮を加ふるものなりとも無禮を以て報ゆべからず

食好色など、およそわが心にかなひてすきこのめる、耳目口體の欲、財寶器物の欲皆こらへて、ほしいまゝにむさぼらざるなり。 忿と慾との二をこらへざれば、義理にそむき心を亂し、病を生じ、財をつひやし、恥辱をとり、命を失ふ。 其の害大なり。 凡その身のわざはひは忿慾をこらへざるよりおこる。 しばしの間怒をこらへずして身をわするれば、父母を憂へしむ。 不孝是より大なるはなし。 しばらく堪忍すればわざはひなくして喜あり。 古人の詩にも、忍過事堪喜といへり。 堪忍すまして後は喜ありといふ意なり。 しばし堪忍せざれば莫大の禍となる。 程子も忿慾を忍ぶと忍ばざるとを、便ち有徳と無徳とを見るといへり。(初學訓卷四)

一朝の怒に身を忘るゝは大不孝

人中にて我に無禮を行ひ惡口するものあらば、恥辱にならざることは聞かざるふりして堪忍すべし。 彼の愚人に對し、いかりあらそふも本意ならず。 されども彼の者それをわきまへず、我をはづかしめたりとて、ほこりがほにて、われをあなどり、後日又われをはづかしむべきうれひを思はゞ、人なき所にまねきてとがむべし。 もし人中にて惡口すること二度に及ぶとも、いかるべからず。 道理をいひきかす

もんずる所なり。武士は武勇をむねとして、君に忠するも亦孝の道なり。もし戰場にて、いさみなくおくれをとり、或は變にのぞみて節義を失ふも、我が名をけがし親をはづかしめて、大なる不孝なり。婦人の夫にそむき不義なるも、大なる不孝なり。（初學訓卷二）

節義

堪忍

忿と慾とを忍べ

忍といふことゝ、亦善行なり。忍とはこらふるなり。堪忍するをいふ。忍に二事あり。一にはわが心にきらふことをこらへて忿らず、又一にはわが心にこのむ物をこらへてむさぼらず。是れ忿と慾との二をこらふるなり。忿をしのぶは、人のしわざ吾が心にかなはざるをこらふるなり。忿とはわが心を亂し、人を妨ぐ。心は萬事の本なり。いかりて心みだれてはいふこと行ふこと道理にかなはず。いかるとき、先物をいふべからず。いかる時物いへば必ずあやまる。是れいかりを忍ぶ一の手立なり。もしいはずしてかなはざることありとも、ことばにいかりをあらはすべからず。たとひ心の内にいかりとけずとも、ことばに出さずして、いかりやみ本心にかへるまでこらへぬれば、大なるあやまりなし。慾をこらふるは酒

志體を養ふにあり

父母の心にさからはぬやうにして諫むべし

葬祭

正行謹身

を養ふ孝の道なり。たゞ體を養ふのみにて志をやしなはざれば孝にあらず。其の身無禮不義を行ひ父母をうれへしめば、たとひ日々にいかなる味よき口腹の養をすゝむとも不孝なるべし。此の內外二の事をそなはらざれば孝の道にあらず。是れ人の子となれる者の必ずしりてつとめ行ふべきことなり。

幾諫

もし父母の身に過あらば、子たる者わが顏を悅ばしめ、聲を和らげ、言をゆるやかにして、やうやくいさむべし。父母諫を用ひずして、かへつていからば、いさめをまづやむべし。父母の心にそむくべからず。時過ぎて父母のけしきよき時又いさむべし。はげしくいさめて、父母のこゝろにさからふべからず。（初學訓卷二）

父母歿後の孝

およそ孝の道は、父母の存生の間よくつかふるのみならず、父母死して後終をつつしみて、はうふりをあつくし、遠きをおひて、時節の祭怠る可らず。又わが身を終るまで、父母を思ひしたひてわするべからず。わが一生の間、身をつゝしみ行を正しくして、わが身をはづかしめず、父母の名をけがさゞる、是れ亦孝の道においてお

孝道の要領は内に愛敬をたもち、外

づから飲食をあんばいし、其の味のよしあしと、ひえたるとあたゝかなるとをこゝろむべし。又夏冬をり〳〵の身にかなへる衣服をこしらへて、これをすゝめ、居所寝所を安からしめ、冬は温に夏は涼しくして、風寒暑濕をふせぎ、身にしたがへる調度、もろ〳〵のうつはもの事かけざるやうにとゝのへすゝむべし。およそ父母の身を養ふには飲食衣服居室器物を不足なくそなふるにあり。子たる者之を心にかけていとなむべし。おろそかなるべからず。年老いては脾胃よわく、元氣ともしければ、飲食の養、尤くはしかるべし。もし財あらば、日々に味よき物をすゝめずには有るべからず。古人の詩に、人生有祿親白頭、何能一日無甘饌。又曰、古人一日養、不以三公換といへり。又老人は體氣よわきゆゑ、風寒暑濕にやぶられやすし。其のふせぎをきびしくすべし。飲食と風寒暑濕にやぶられて、節にたがふことすこしなりといへども、病となりて害をなすことは大なり。をこたりなく其の初をふせぐべし。行立坐臥につねに心をつけてたすけたもつべし。是れ體を養ふなり。父母に仕ふるに志を養ふと體を養ふとの二なければ孝の道行はれず。内には愛敬の二をたもち、外には養志養體の二を行ふべし。是れ愛敬の心を以て父母

敬二ながら心にありて、顏色言葉にこやかにのどやかにして、うや〳〵しく父母の心にたがはず、父母の前に久しく在りて、其のをしへをきゝ、物がたりして、親をなぐさめ樂しましめ、其の志にそむかず、わが心にも、父母に對して物がたりするを樂しみ、父母のよろこべるを悅ぶべし。もし老いたる人をむつかしくおもひ、久しく相對するをものうく與なくおもひて退屈し、うらめしくいとひ苦しむは、愛敬二ながらかけたるなり。大不孝といふべし。孟子に、大孝は身を終るまで父母をしたふといへり。是れいとけなきとき父母をしたへる心を一生の間失はざるなり。

慕の字、身を終るまでわするべからず。また外へ出づれば必父母にまうし、歸れば必先父母にまみえて後、わが所に退く。行きてあそぶに常の處ありて、みだりにゆかず。習ふにつねのわざありてをこたらず。わが身の行をつゝしみつとめて、不義無禮の行なく、氣ずゐにして放逸なるわざなく、惡友に交はらずして、父母にうれへ心づかひなからしむるは、是れ志を養ふなり。

養體とは、父母の口腹身體をやしなふをいふ。わが家の力になるべきほどは飮食を味よくとゝのへ、父母の好み給ふ物をとひてすゝむべし。富貴の人の子も、み

二のもの鳥の兩翼のごとく、車の兩輪のごとし。一をかくべからず。(同上)

養志と養體

父母を養ふに、養志と養體との二あり。養志とは、父母の心に從ひてさからはず、つねに父母の心をよろこばしめたのしましめ、うれへ苦しみ無からしむるをいふ。朝は早くおきて父母の安否をうかゞひ、夕は父母の寢所をやすくし、朝夕と晝と折折父母にまみえて、うとくおろそかならず、むつまじくして、又うやまふべし。父母にまみゆるは、まづわが顏の色をやはらげ、言の聲をよろこばしくし、父母の氣體の安否をうかゞひ、其の時日の要用をいひのべ、尋ね問ひ、世の中のありしことゞもつまびらかに物がたりして、父母の心をなぐさめ、父母のをしへあらばつゝしんできくべし。父母われをよび給はゞ、はやく行くべし。遲くしてをこたるべからず。父母われにをしへ命ずる事あらば、つゝしんできゝ、つとめてはやく行ふべし。ゆるやかにすべからず。わするべからず。もしわするべきことならば、書きつけおきてつとむべし。わすれてをこたるべからず。いとけなき時父母をしたへる心を失はず、年たけて後も、父母をしたひてわすれず、父母に對するになづ〳〵しく愛

孝は五倫の初、百行の本

み、我を養へるにひとし。この故に孝を以て仁を行ふの本とし、人倫の道の初とす。聖人の道は五倫の道をあつく行ふを以てむねとす。なかにつきて、父母に孝をつくすを、五倫の初とし、百行の本とす。故に古の孝子は孝において尤あつく行へり。よろづ才行うるはしくとも、孝におろそかなれば、其の餘は見るに足らず。故に人の子たる者は、まづ父母につかふる道を、早くまなびて知るべし。孝の道にうときはおろかなることの至なり。(初學訓卷一)

愛敬

愛敬は孝子の心

父母につかふるに愛敬の二の心法あり。此の二は孝子の心とする所なり。人の子たるもの必これをしるべし。愛はいつくしむとよむ。親をいとをしむなり。敬はうやまふとよむ。つゝしみて親をうやまひおそるゝをいふ。愛なければ父母にうとくおろそかにして情うすし。敬なければ父母をあなどりかろしめてをこたる。

愛敬は雙翼兩輪のごとし

愛のみにて敬なければ、犬馬を養ふに同じ。敬すぎて愛すくなければ、父子の間へだたりうとくなりて、他人のごとし。父母の心樂しますず。此の故に愛敬二ながらいたらざれは孝にあらず。愛敬の心を以て、よくおやを養ふを孝とす。

質として、信長卿に來り仕へられし時、信長の前にて、老人の軍物語するを、耳を傾けて聞かれける。或る人是を見て、此の童たゞ人にあらず、後は必名士となるらんと云ひしが、果して英雄にてぞありける。凡そ若き人は老人の古き物語を好み聞きて、覺え置くべし。若き時は多くは古き物語を聞くことをきらふ。いましむべし。

祖先のことを知らざるは不孝なり

若き時我が先祖の事を知れる人あらば、能く問ひ尋ねて、しるしおくべし。若しかくの如くにせず、うかと聞きては覺えず、年たけて後、先祖の事をしりたく思へども、知れる人既になくなりにたれば、問ひて聞くべきやうなく、後悔にたへず。子孫たる人、我が親先祖の事を知らざるは無下におろかなり。況んや父祖の善行武功など有るを、其の子孫しらず、知れども顯さゞるは愚なり。大不孝とすべし。(同上)

孝は百行の本

五倫の道は父母につかへて孝を行ふを以て本とす。わが身は父母よりうけたれば、父母はわが身の本なり。其の上わが生れし初より、父母の養育によりて人となれり。

父母の二恩

生るゝと育はるゝと二の恩あり。其の恩のふかく大にして、きはまりなきこと、山よりも高く、海よりも深くして、たとへをとるに物なし。天地のわれをう

は是れ大なる無禮なり。いましむべし。内に和氣あれば顏色も目つきも和平なり、内に怒氣あれば顏色眼目惡し。父母に對して惡眼を顯すべきや、恥づべし。孝子の深愛なるものは、かならず和氣あるものなり。和氣ある者はかならず愉色なり。子たるものは父母に對して和氣を失ふべからず。（同上）

祖先を知れ

老人の物語を傾聽すべし

幼き時より、年老いておとなしき人、才學ある人、古今世變をしれる人になれ近づきて、其の物語を聞き覺え、物に書きつけ置きて忘るべからず。又疑はしき事をば、しれる人に尋ね問ふべし。ふるき事をしれる老人の物語を聞くことを好みて、嫌ふべからず。かやうにふるき事を好み聞きてきらはず、物事に志ある人は、後にかならず人にすぐるゝものなり。又老人をばむつかしとてきらひ、古きみちみちしき事、古の物語を聞きては恨めしく思ひ、其の席にこらへず、陰にて謗り笑ふ。是れ風俗の賤しき心なり。かやうの人はおひさきよからず、人に及ぶこと難し。古人のいはゆる下士は道を聞きて大いに笑ふと云へる、是なり。かやうの人には交り近づくべからず。必惡しき方にながる。

蒲生氏郷老人の物語を傾聽す

蒲生氏郷いとけなき時、佐々木氏より人

が身の生れ來れる本初を忘れたるなり。人と生れたるかひなしと云ふべし。われ人のはぢておそるべきこと、是より大なるはなし。（大和俗訓、躬行下）

父祖の言には絶對的に服順すべし

從順

子孫年若きもの、父祖兄長のとがめを受け、怒りにあはゞ、父祖の言の是非をえらばず、おそれ愼しみて聞くべし。いかにはげしき惡言を聞くとも、ちりばかりも怒り恨みたる心なく、顏色にも顯すべからず。必我が理ある事を言ひ立て、父兄の心に背くべからず。只ことばなくして、其の責を受くべし。是れ子弟の父母に事ふる禮なり。父兄たる人、もし人の言を聞き損じて、無理なる事を以て、子弟をしかりせむるとも怒るべからず。恨みそむける色を顯すべからず。言ひわけする事あらば、時過ぎて後謝すべし。或は別人を賴みて言はしむべし。十分に我に道理なくば言ひわけすべからず。（和俗童子訓、總論下）

父母に對して怒るは大無禮なり

和氣

怒りをおさへて忍ぶべし。忍とはこらふるなり。殊に父母兄長に對し、少しも心に怒り恨むべからず。況んや顏色と眼目に顯すべけんや。父兄に對して怒る

父母の恩の深高

一生の最大恨事

孝子は日を愛しむ

わが身の本初を知らざるは人の最大恥辱

父母の恩

父母の恩きはまりなきこと天地にひとし。父母なくんば何ぞ我あらん。其の恩海よりふかく、山より高し。海山は限あり、父母のめぐみはかぎりなし。いかにしてか其の恩をむくいんや。たゞ孝を行ひて、其の恩の萬一を報ずべし。父母につかへて其の力をつくして、をしむべからず。力とは身と財との力を云ふ。身の力のかぎりをつくしてつかへ、財の力のかぎりをつくして養ひ、其のちからををしむべからず。わかき時はわれも人も父母の恩を思はず、力をつくさずして、不孝を行ひ、父母をはりて、後悔すれど益なし。是れ一生のかぎりなき恨なり。人の子たるもの、後悔なからんことを思ひ、父母のいける時、ちからをつくして孝を行ふべし。一日も孝を行はずしてあだに過すべからず。父母につかふる年は久しからず。孝子は日ををしむといへること、心にかくべし。（大和俗訓、躬行上）

わが身の本初

天地父母はわが生れし本にして、わが身のよつて來れる初なり。わするべからず。天地の恩をしらずして仁にそむき、父母の恩を思はずして孝を行はざるは、わ

知らざるは禽獸と同じ。恩を知ると知らざるとは、人と禽獸とのわかるゝ所なり。俗語に、恩をしらざるは木石に同じと云ふがごとし。されど木石は、天地と人の妨となならず。わが輩の、おろかに私多き者は、かへりて妨となり、木石にだにおとれるわざ多し。身をかへりみるべきことにこそあれ。かへすぐ〳〵天地の中に生れたる人、天地の恩をしらでつかへ奉らざるは、いかんぞや。（同上）

恩を知らざるものは天地の化育を妨ぐるものなり

仁と孝

天地によくつかふる道を仁とし、よくつかふる人を仁人と云ふ。おやによくつかふる道を孝とし、よくつかふる人を孝子と云ふ。仁人の天によくつかふるは仁なり。孝子のおやによくつかふるは孝なり。禮記に、仁人の親につかふるは天につかふるがごとく、天につかふるは親につかふるがごとし。是故に孝子は身を成すといへり。おやにつかふるには愛をおもくし、天につかふるには敬をおもくす。愛敬をつくして天につかへ、親につかふるは其の身の德行を成就する道なれば、これを身をなすと云ふ。天は地をすぶ。地は天の內にあり。故に天道をいへば地道は其の內にあり。天につかふれば地につかふるも其の內にあり。（同上）

仁は敬を盡くし孝は愛を重くす

孝子は身を成す

らず、天地の財をつひやし、天地の物をそこなひて、日々に天地にそむけるわざをのみ行ひ、天地につかへ奉ることをしらで、一生の間、夢見るがごとく、酒にゑへるが如く、まよひさとらず、此の身をはりて、草木禽獸と同じくくちなんことは、人と生れたるかひなし。いたりて不仁にして、又おろかなりと云ふべし。人の子としておやにつかへずして、おやの用にたゝず、かへりておやにそむき、不孝にしておやをくるしむるがごとし。されば おやによくつかふるを孝とし、おやにそむくを不孝とす。天地によくつかふるを仁とし、天地にそむくを不仁とす。仁と孝とは一理なり。天地の恩と父母の恩とは同じ。父母につかふる心を以て天地につかふるは仁なり。天地につかふる心を以て父母につかふるは孝なり。又天理にそむきて人欲を行ふは、わが父母に不孝にして他人の父母をしたしむが如し。かへすがへすただ人はあだなる世の迷をさとりて、大恩をうけて人と生れ身をよせたる所の、いたりてたふとき天地の道にあけくれしたがひ、身をはるまで、天道をおそれつゝしみて、天につかへ奉るべきことにこそあれ。是れ即ち仁の心にして人の道なり。人となるもの、天地の恩をしらずにはあるべからず。恩をしるを以て人とす。恩を

仁の性にしたがひて、五倫の道を行ふが、天地につかへ奉る孝にて人の道なり。是れ即ち仁なり。人の道とする所、さらに此の外にあるべからず。次に禽獸草木を愛するも亦仁の内のことなり。天地は萬物の父母なれば、人倫を愛し、次に萬物を愛するも、亦天地につかふる道なり。（五常訓仁之上）

仁孝一理

およそ、人は、かりそめの一飯の恩、一物のめぐみをうけてだに、其の心に銘じてわすれざるべきことわりなるに、かほどきはまりなき天地の大恩をうけながら、それをさとらずして、はかなき世のならひにまよひて、天道にそむき、人道を行はず、其の大恩の萬一をも報せずして、身ををはりなんこと、いと口をし。たとひ不幸にして聖賢の書をよまずとも、天をいただき、地をふみ、其の中にうまれながら、かほどのことは、其の是非をわきまふべきことにこそ侍れ。いはんや、すこしばかりにても、いにしへの聖賢のふみをよみたる人、此のことわりをわきまへざらんは、いとはかなくこそ聞ゆめれ。されば我も人も、天地のめぐみによりて生れ、天地の内に身をよせ、天地のやしなひをうけ、天地の心をうけながら、天地の心にそむき、天地の道を知

人の道は天道に従ふにあり

五倫を愛するは天地に事ふる所以

もたとへがたし。天地の恩のむくいがたきこと、子として父母のむくいがたきと同じ。人は萬物の靈なれば、などか天地の恩の大なることを知らですぎぬべきや。故に人の道は只天地の恩をしりてつかへ奉るにあり。天地につかへ奉る道は、べちにあらず。天道にしたがひて、そむかざるにあり。天地にしたがふとは、いかにぞや。わが心に生れつきたる仁の徳は、是れ天地よりわれにさづけ給へるなり。こゝを以て仁を行ふは、卽ち天地の御心にしたがひてそむかざるなり。例へば、主君よりさづけ給へる官職を、よくつとむるを以て、君につかふる忠義とするが如し。仁を行ひて、天地のうみて子とし愛し給へる人倫を愛するが、天地につかへ奉る道なり。人倫は五あり、五倫といふ。五倫はわが父子、君臣、夫婦、兄弟、朋友の五品を云ふ。倫は輩なり、類なり。天下の萬民かぎりなしといへど、其の類を分てば此の五に出でず。五倫を愛するは萬民を愛するなり。萬民は天地の子にて、愛し給ふ所なれば、われ是を愛するは、卽ち天地の御心にしたがひて、天地につかへ奉る道なり。仁の性にしたがへば、五倫を愛する道おのづから行はる。中庸に、性にしたがふを道と云ふ、是なり。仁は性なり。五倫を愛するは道なり。天地より生れつきたる

つくさずといふ事なし。是れ程朱格物の學の妙處なり。かねて力をこゝに用ゐる人にあらずば、其の味をしるべからず。孟子の學ばずしてしるは良知なりといへるは、人に孝悌の心學ばずしてあり、是を本として學むで、其の量をつくせとの事なり。學ばずしてもそれにて足れりといふにはあらず。（駿臺雜話卷一扁鵲藥匙をすつの一段）

孝　　貝原益軒

仁は天地に事ふる所以

此の身の本は天地なり

人は父母より生ずといへど、其の根本をたづぬれば、皆天地の恩によりてうまる。うまれて後一生の間も亦天地のめぐみによりて、身をたつること、猶ほ親の氣をうけてうまれて後も、おやのやしなひによりて、人となるが如し。是れ誠にきはまりなき大恩ならずや。此の故に天地を以て大父母とす。天をば父と稱し、地をば母と稱す。人は天地の子なり。まことに天地の恩のきはまりなきこと、海山を以て

養體と養志

といへば、しばらく親に事ふるの事と申侍るべし。　朝省昏定やうの事は、凡そ親に事ふるの人誰か知らざるべきなれども、其れさへ田舎農家の民などは、親を愛するの心なきにはあらねど、朝に省むべく、昏に定むべき事ともしらざるぞかし。　況んや親を養ふは誰も養へども、口體を養ふと志を養ふの異同あり。　親を敬ふは誰もうやまへども、嚴威嚴格は親に事ふるの道にあらず。　其の外父母の前にては恒に言老を稱かず、叱咤の聲犬馬に及ばずといふの類に至るまで、すべて親に事ふるの事なり。　もし其の事に即いて各其の當然をきはめずして、わが親を愛するの心にもとむれば、おのづから事事つくすにたりぬといはゞ、聖人の上にはさもありなん、學者の及ぶべき所にあらず。　恐くは孝の道を盡さぬのみにてもなく、又心ならず不孝の事もありぬべし。　かくいへばとて、親に事ふることをやめて是等の事を講ぜよといふにもあらず、又是等の理をのこらず究めねば親に事ふべからずといふにもあらず。　たゞ親に事ふるの上にて其の事の當否をきはむべし。　もろ〳〵の事是をもて例して知るべし。　是れ則ち格物の學なり。　かくしつゝ久しうすれば、やうやく道理純熟して、後はわが愛親の心ひとつをもて、親に事ふるに、其の道を

小わりと可被思召候。たゞ人々の量の大小御座候故、大量の人ならでは仁をわが任といたし候事なりがたく候。量の大小にかゝはらず、たれにても仁の心をおこなひ候事は、孝弟忠信中庸の德行と可被思召候。是により孝弟忠信を土臺といたし、是よりのぼり候へば、君子の仁もよく相應いたし、齟齬いたし候所無御座候。若し又孝弟忠信を土臺といたさず候て、國天下を安んずるわざをのみ求め候はゞ、却て邪術にはせ候あやまりも出來可申事故、子思などの書を作り、其のふせぎを致され候事にて御座候。たゞ量の大小に隨ひ敎の名目は別にて候得共、道は一箇の道にて、更に別の道は無御座候。よく〳〵御工夫可被成候以上。(同上中)

孝の方法

孝　室鳩巢

其の事に即いて其の理を窮むべし

親を愛し、兄を敬するは學ばずしてしるといへど、親に事へ、兄に事ふるの事の上に愛敬の理を窮むべし。すべて君子の百行皆しかなり。其の事に即いて、其の理を窮めずして、己が善知り、惡知る者ひとつにてしるべきにあらず。孝は百行の本

五倫の中にて孝悌を特に重んずる所以

孝を第一とする所以

くに如在なく身にかけ申候事に候。信と申候は、朋友其の外あまねくの人にまじはり申候には言語を愼み僞り違候事なきやうに致し候を申候。是にて父母兄弟君臣朋友の道こもり申候故、五倫と申候も、孝弟忠信と申候も、ひとつ事にて御座候。其の内にも孝弟を專らと相見え候は、幼少なる人の未だ親の家内に居候内は、君臣朋友の上はさしあたらぬ事故に候。孝弟の内に孝を第一といたし候は、兄弟なき人は候へども、父母なき人は無之故に候。孝弟の敎は幼少なる人にも入り易く、是よりしては忠信五倫の道もおのづからに得候事故、先王の敎にも殊に專一に被成候事に候。扨是を中庸の德行と名付候事は、いかなる愚なる人も、又才智のすぐれ候人も、誰にてもなり申候事にて、別に高妙なる儀にて無御座候故名付候事に候。君子の道も是を土臺と致し候事は、君子の道は仁にて候。仁は國天下の民を安んじ候事にて、もと人の上たるものゝ道にて候。孝弟忠信中庸の德行は、分に相應にたれにてもなり申候事にて、上たる人ばかりの道にては無御座候。孝は父母を養ひ安んずる道にて候。弟は兄弟を養ひ安んずる道にて候。忠は君につかへて君を安んじ養ふ道にて候。信は朋友を安んじ養ふ道にて候。されば何れも皆仁の

孝悌忠信を中庸といふ所以

所作として寂寥を御慰可レ被レ成候はん哉。老後の境界思召やらるべく候。其上佛法世上に行はれ候事千年に近く候て、僧も天下の民に候。聖人の道は民を安んずるを本に仕候。疝氣癪聚の痼疾になり候は、扁鵲に療治をいたさせ候とも、是を除き申候配劑は施し不レ申事に候。蛇蝎毒蟲も天地の化育をもれ不レ申候。まして佛法も末の世には相應の利益も有レ之候。たゞ是非邪正の差別つよく御入候故、如レ此御誤有レ之候と存候。從來蒙二御懇意一候儀に候故、不レ顧二思召一申入候。以上。（徂徠先生問答書上）

孝悌は進德の階梯

孝行の儀御尋に候。成程聖人の敎には孝弟忠信を中庸の德行と名付け、是を貴賤によらず、人たる者の勤め行ふべき事といたし申候。君子の道も、是を土臺にいたし不レ申候得ば、高きにのぼるに階梯なきがごとくに御座候。舜の契を司徒の官になされ、五倫を敎へしめたまふも、孔子の民に中庸の德なき事を御なげき被レ成候も同意にて御座候。孝は父母によくつかへ候事、弟は長兄によくつかへ候事、忠は君につかふるにても、またたれにても、人のためになし候事をばわが身の事のごと

畢竟嫉妬之心にて淺増き次第に候。　聖人の道は、國家を平治する大道に候故、佛法抔と肩をならべ申候樣なる事にては無御座候。　佛法は其一人の身心を治め候事を教へ申候へば、曾て聖人の道の構ひに成候物にて無御座候。　然れば相手にも足り不申候物に候を、相手にいたし目にかけ申候事、世俗に申候職仇とやらんに相似申候。　宋儒の學問は元佛法より出候故、似たることを嫌ひ候て爭ひ候事もことわりにて候。　古學をも被成候仁の其餘習に御ひかれ、不孝の罪に御陷候事、無勿體儀と存候。　孔子は博奕もやむに賢れりと被仰候。　人は只ひまにてあられぬ物にて候。　ひまにて居候へば、さびしきまゝに種々の惡敷事出來候物に候故、孔子も如此被仰候事、聖人は人情をよく御存知候故に候。　此所より御見ひらき候はゞ、天下國家を治め候事も、掌に運らすごとく可有御座候。　年寄候ては、奉公の勤をも辭し、聲色の好も薄くなり、年頃かたらひ候朋友も次第に少くなり、若き人はわが同志にあらず候。　家事は子供に讓りぬれば再いろふべきにも無之、次第に無聊に成行候事に候。　あるひは棋象戲、雙六にても打ち、寺參、談議參、宿に候時は念佛にても申候より外は、さりとては所作無之事に候を、御制當候はゞ、何を

——博ハ局戯、奕ハ圍碁、現時ノ賭博ニアラズ。

忠と孝とを一に視るは非なり

父母の信仰を妨ぐるは不孝なり

謂へるなり。其の以て仁賢の德を馴致すべきを謂ふなり。然りと雖も、後儒論說を喜ぶの甚しき、遂に仁孝を以て之を一とするは非なり。孝は自ら孝なり。仁は自ら仁なり。君子は一を擧げて以て百を廢するを惡む。假し一の孝にして足らしめば、則ち江革、王祥既に聖人たり。故に孔子曰く、行うて餘力あらば則ち以て文を學ばんと。言ふこころは孝弟ありと雖も、學ばずんば未だ鄕人たるを免れざればなり。是れ又學者の當に知るべき所なり。然りと雖も、周官師氏既に至德敏德を立つ。以て一切を盡すに足れり。更に孝德を立てゝ以て之を敎ふ。見るべし、它の不善ありと雖も、苟も孝德あらば、則ち先王の取る所なるを。先王の孝を重んずることと是の若くなる夫。（辨名上）

江革ハ後漢ノ人、母ニ事ヘテ至孝ナリ、委クハ本書下卷參照。

王祥ハ晉ノ臨沂ノ人、性至孝、繼母ニ事ヘテ恭謹、寒天ニ氷ヲ剖キテ雙鯉ヲ得タリ、委クハ本書下卷參照。

父母の好む所に逆ふべからず

御兩親樣佛法御信仰に候を御制當被成候由傳承候。日頃の御孝行とは相違なる御儀以の外なる次第と奉存候。末世の儒者は、聖人の道を我私物の樣に存候故、不覺一家を立候て、孟子は楊墨と爭ひ、宋儒は佛老と爭被申候、其心入を尋候得ば、

親子一體

至德要道たる所以

孝は仁に至る階段なり

孝悌

孝悌は解を待たず。人の皆知る所なり。但し古至德と稱するもの三あり。泰伯の讓、文王の恭及び孝を至德要道と稱する、是なり。人は貴賤なく、父母あらざるは莫し。父母之を膝下に生つ。它の百行の如きは或は强壯にして乃ち能く之を行ふ。唯孝や幼より行ふ可し。它の百行は或は學ぶにあらざれば能く之を行ふ無し、唯孝や心に誠に之を求めば、學ばずと雖も能くすべし。親は身の本也。身は親の枝なり。故に人君は必ず其の志を繼ぎ、其の事を述ぶるを以て孝の至と爲す。臣下は必ず身を立て、名を揚げ、其の父母を顯すを以て孝の至と爲す。唯孝や以て神明に通ずべし。唯孝や以て天地を感ぜしむ可し。是れ其の至德なる所以なり。天下を和順するは必ず孝弟より始む。故に先王は宗廟養老の禮を立て、以て躬ら天下を敎ふ。是れ其の要道たる所以なり。孝弟忠信は孔門蓋し之を中庸といふ。其の甚高からず、人の皆行ふべき事たるを以てなり。故に先王の道を學ぶには必ず孝弟より始む。之を譬へば高きに登るには必ず卑きよりし、遠きに行くには必ず近きよりするが如し。孟子曰く、堯舜の道は孝弟而已と。是れ之を

忠孝の輕重

忠孝輕重なし

忠孝の並行

忠と孝と孰れか重き。曰く、輕重なし。君臣體均しく、恩義相倚る。其の親に孝なるものは必ず其の君に忠なり。其の君に忠なるものは必ず其の親に孝なり。又未だ其の親に孝ならずして、能く其の君に忠なるものは有らざるなり。未だ其の君に忠ならずして、能く其の親に孝なるものは有らざるなり。故に孔子曰く、孝を以て君に事ふれば則ち忠なりと。又曰く、忠臣を求むるには孝子の門に於てすと。

忠孝兩全なり難しと言ふは非なり

世俗多く言ふ、忠孝は兩全なる能はずと。此の言を爲す者は、蓋し其の一を勤めて其の一を緩うせんと欲するに意有るならん。若きは不孝の子に非ずんば、必ず是れ不忠の臣なり。不孝の子は人にあらず、不忠の臣も亦人に非す。之を戒めよ、之を戒めよ。歐陽子曰く、君に在つては則ち君たり、親に在つては則ち親たりと。此の言之を得たり。（同上）

孝

荻生徂徠

孟莊子の孝

く人の志を繼ぎ、善く人の事を述べ、身を立て道を行ひ、名を後世に揚げて、以て父母を顯はして、而して後以て孝と稱するに足る。孔子曰く、孟莊子の孝や、其の他は能くすべし、其の父の臣と父の政とを改めざる、是れ能くし難しと。莊子の父、獻子は魯の賢大夫にして名を諸侯に顯す。其の臣は皆獻子の擧ぐる所にして、其の政は皆獻子の建つる所なり。人材紀綱、以て後嗣に遺すに足る。莊子皆能く之を用ひて改めず。故に夫子之を稱す。言ふこころは莊子の孝は其の能くし難きもの固より多し、然れども此の二事の最も能くし難しとするに如かざるなり。此に由つて之を觀れば、其の先業を斁ぶり、其の家聲を墮す者は、他の美ありと雖も、不孝の甚しきものなり。

孟懿子が孝を問ひしに答へし夫子の語

孟懿子、孝を問ふ。子曰く、生きては之に事ふるに禮を以てし、死しては之を葬むるに禮を以てし、之を祭るに禮を以てすと。蓋し懿子は魯の上卿にして民の具に瞻る所なり。而して生事葬祭禮を以てせば、則ち徒に能く其の家を治めて法を有つのみにあらず、亦以て魯國を善くするに足る。君は以て忠となし、民は以て歸となし、以て孟氏の祀を永くすべし。故に夫子此を以て之に告ぐ。深い哉。（同上）

大孝は愛の至なり。（童子問卷中）

孝の大小

孝も亦大小ありや。曰く、父母をして憂なからしむるは易く、父母をして之を悦ばしむるは難し。何となれば、凡そ人の子たるもの、平生身を提し、業を勸め、亡賴の友なく、博奕と飲酒とを好まず、勇を好み鬪很以て其の父母を危くせば、則ち以て父母の憂を免るに足る。然り而して未だ父母の心を悦ばしむるには足らざるなり。苟に學を好み善に志し、身を立て、家を起し、以て其の祖業を張り、其の門楣を耀かすに足りて、而して後、父母の心、怡然、驩然、其の悦に勝へざるものあり。孝の至なり。父母をして憂無からしむる能はざるものは、以て人と爲すべからず、父母をして之を悦ばしむる能はざるものは、以て子と爲すべからず。勉めよや。（同上）

提ハ衣ノ正シキコトヲイフトアリ。

小孝は消極的

大孝は積極的

達孝

何をか達孝と謂ふ。曰く、達孝とは通天下の孝にして、一人の小孝に非ざるを謂ふ也。夫れ飲食供奉、左右就養は人子の常職にして、以て孝とするに足らず。惟善

達孝とは通天下の孝

平素の練德十分ならざれば誠を盡し難し

を盡さんとならば、德を練らずしては其の實必薄くして、或は害にあたつて變じ、死に臨んで變ず。凡ての事大節にのぞみ、大變に逢ひ、大事を決するに至らずしては、其の德發見する事あらず。世間平生底といへども、德を本にして其の事に處する輩は、其の根ざしかはれり。然れども事々たらざれば、その効あらはれず。非常の變こゝに來て、臣とし、子として、明白に其の誠をつくさんことは、德以て正しからずしては叶ふべからざる事也。(山鹿語類)

孝道　伊藤仁齋

孝

孝は愛を本とす

孝は愛を以て本と爲す。愛なれば順なり。順なれば百行成る。順とは父母の心に逆はざる、是也。其の親を愛せずして他人を愛する、之を悖德といふ。其の親に順ならずして他人に順なる、之を逆德といふ。孟子曰く、大孝は身を終るまで父母を慕ふ、五十にして慕ふものは予大舜に於て之を見たりと。慕ふは愛の發なり。

古來の孝子

爽の周の世に政道を輔佐せしより、歷代の大臣忠を盡して世をまつりごち、民を救ひて其の大功を治世に立て、周の太公望、漢の張良、蜀の諸葛孔明が戰伐の功を以て亂世に道義を存し、關龍逢が夏の桀を諫めて炮烙の刑に就き、比干が殷の紂を諫めて七竅の害に逢ひ、衞史魚が己れが屍を牖下にすてしめて靈公を諫め、周舍が諤々の臣たらんことを願うて趙簡子が過を諫め、漢汲黯が武帝を面折し、朱雲が成帝のために折檻の諫を行ふ、各人主の怒を侵して己が死を顧みず。齊畫邑の王蠋、燕の軍にやぶられて、燕王是を萬古侯に封ぜんと有りけれども、忠臣二君に事へず、貞女二夫を更へずと云ひて、つひにくびれて死す、唐顏杲卿が祿山を罵つて其の舌をたたれて死す、是れ皆忠立て其の道を盡すに至れり。君につかへて其の德をねるに非ずや。德こゝに正しからずば、何を以てか此の如きに至るべき。

而して大舜曾子の孝、董永王祥が力を盡し、老萊子黃香が色のまゝに養ひ、仲由、王裒が永く慕ひ、郭臣孟宗が誠感、羊伯奇、申生が死を致すは、是れ各父母につかへて其の誠を盡す。德を練るにあらずしては、如何してか此の如きに及ばんや。されば誠君父は人倫の大綱にして、我つかふる處、誠を盡さずば、君臣父子の道明ならず。

忠孝を本として德を練るべし

古來の忠臣

此に於て論ずる時は、常に氣を養うて安靜ならしめ、心を存して義理を味へ、是を君父に移して忠孝の實を詳ならしむる、是れ士の勤也。　出でて君に仕ふるに德を以てせず、入りて父兄に仕へて其の孝弟に誠あらざらんには、養氣存心の用更にあらはれず。　抑、德と云ふは、內に養ひ存する所を、外に用ひて其の誠を盡して究理せざるなき、是を名づけて德とす。　養氣存心すと云ふとも、君父において其の誠たらずんば、何ぞ其の下に及ばん。　然れば養ふ所、存する所、唯空談にして實なし。

凡そ聖人の道は普く天下に施し、大小精粗ともに其の用足りて、四海其の化に及ぶにおいて、初めて道々たり。　わづかに一己にてらし、一身を淸くせんことは碌々たる小人、言必信じ、行必果すの輩也。　されば君父につかへ、其の致すべきのつとめ聊か怠らずして、しかも其の理にかなひ、四海安寧に、家內無事にして、常に變に更に滯る處なき時は、天地の覆うて外無く、のせて棄つる無きに異ならず。　是れ大德に非ずや。　故に德を練る事は先づ忠孝を勵まして其の誠を盡し、君父に事ふる間、天性にしたがひ守つて更に違はざるを以て本とすべきなり。　されば古來伯禹の洪水を導き、皐陶の士官たる、道こゝに正しく、伊尹、傅說が商に勳猷を立て、周公旦、召公

母靈あらば亦奚ぞ其の名の毀傷を恨まんや。今は吾子の爭を用ひずと誰も、然かも其の志を拜すと。而して日ならずして刻就り、書肆序を請へり。之を簡端に題す。嗚呼一友の先見や誠に卓し。而かも我の欲する所は焉より大なるものあり。皇天の是の肝膈を鑒(テラス)るに非ざるよりは、孰か能く之を孚(まこと)とせんや。噫。

天保甲午冬十一月南至日

忠孝

山鹿素行

大丈夫世に在り、出でては君に仕へ朝廷に交り、入りては父兄につかへ家を齊ふ。故に天下の政事を助け、萬民の憂を救ふ。不順の逆臣あるときは、自ら將として閫外の任をうけ、籌を帷幄の裏に廻して、功を萬代の上に立て、或は使を奉じて大事を決し、君命をはづかしめず、或は死を致し命を輕くして、百年の壽を一刃の下に棄つ。是れ君につかへて忠を勵む也。而して父母において力を竭し、色養、永慕、死を致して顧みざるは、是れ內において盡す所の孝にあらずや。大丈夫の責め、甚以て重し

を以て相謀りて之を梓せんと。余因りて思ふ、孝は學ばず慮からざる性にして人心に存するものなり。然れども士人に在りてすら猶ほ行うて而かも著からず、習うて而かも察ならざるものあり。況んや日に用ひて而かも知らざる百姓の如きものは、焉ぞ孝は卽ち萬善、良知は卽ち孝、太虛は卽ち良知にして一貫の義なるを知らんや。然らば必ず之を小視する者あらん。之を小視する者あらば、則ち君を要して上を無みする者、聖人を非りて法を無みする者、孝を非として親を無みするもの、往々必ず出でん。草茅我の如きものと雖も、竊に之を憂患せずんばあるべからざるなり。故に慮ること再するに及ばずして、卽ち其の請を許し、而ち其の稿本を與ふ。時に一友諫めて曰く、此の書海內に流傳し、世儒の目に觸れば、必ず其の名を好むとの誹を起すものあらん。然らば、毀傷の但に子が躬に逮ぶのみならず、亦父母の名を毀傷せん。卽ち經に曰く、士に爭友あれば身に令名を離さずと。故に敢て告げずんばあらずと。曰く、名を好むとの誹は我豈敢て辭せんや。倘し海內の人之に因りて學び、黃公の如きもの一人勃起するあらば、亦風化を維持し、政敎を裨益する大助たるべし。夫れ此の如くんば、我が躬を毀傷すとも甘心する所なり。父

して語るべからざるなり。而して其の學の淵源も亦姚江より來り、姚江は孔子を祖述し、孟陸を憲章す。而して慈湖の學は陸子より來れり。夫の近溪の若き卽亦姚江に私淑せるもの。宜なる哉、夫の數君子は各世を異にし、時を殊にすと雖も、而かも其の孝を說く所以の簡易一貫、微旨奥義、彼此揆を同じくし、後先符を合せることや。余故に諸說を同刻し、我が徒の蒙士に授けんと欲す。而かも王子、慈湖、近溪の三子には全經を說ける書なきを如何せん。已むを得ずして、黃公の小傳を採りて、彙註を增補し、而かも其の大傳をば採入れざるは、浩博望洋の歎あるを以ての故なり。然れども復た王子、慈湖、近溪三賢の說若干を選びて、乃ち別に其の上に標し、而して又鄙說一二の經及び傳註を疏するものを以て按語となし、之を家塾に刻す。書肆某等之を傳へ聞きて、來り請うて曰く、彙註は既に孝經大全中に在れども、而かも和版は嚮に既に燒亡せり。其の間、坊間に出づるものは、乃ち其の燒亡の餘物にして僅々如たり。人之を觀んことを願ふと雖も、安ぞ容易に之を獲べけんや。黃公の孝經は亦未だ嘗て飜刻せしものあらず。故に之を家塾に刻せんよりは、之を書林に刻して以て弘く流傳するに如かず。是

姚江ノ學ハ陽明學ナイフ。○孟子ト陸象山。

乃ち至德要道の義と相反せり。亦之を憂ふること久し。嘗て明の江元祚が刻せる今文孝經彙註を得て以て之を閱せしに、是は乃ち章第なし。其の彙註といへるは、子漸朱鴻氏、初陽孫本氏、澹然虞淳熙氏三子の註書を删輯すればなり。熟讀玩味すること數日にして業を卒へたり。乃ち卷を掩うて嘆じて曰く、孝を以て萬善を貫き、良知を以て孝を貫き、太虛を以て良知を統ぶ。而ち天地聖人易簡の道、是に於て偶〻之を獲たり。遂に宿志を償ふ、亦幸ならずやと。因つて復た竊かに考ふるに、朱孫虞三子の註は、蓋し陽明王子及び楊慈湖、羅近溪の三賢が說ける孝を以て、其の根柢となせるものに似たりと。而して後又石齋黃公の孝經集傳を購うて以て之を讀めるに、其の大傳は論孟及び儀禮、大戴、小戴禮記を以て錯綜して緯と爲すと雖も、而かも其の特に是の經を釋ける小傳に至つては、則ち亦易簡にして一貫して、朱孫虞三子の說と相類せり。而して黃公の如きは則ち眞に能く之を君に移して忠なるもの。故に其の惡を匡救して、遂に中心に藏する所の愛を以て身を獻げて難に殉ひ、名を後世に揚げて以て父母を顯はせり。實に有明一代の孝子忠臣なり。南宋文謝と雖も豈其の右に出でんや。固より經文を口耳にする者と年を同じう

子百氏、君子小人、中國夷狄、皆以て上となして、間然するなきもののみ、唯孝を然りとなす。善の著なり。美の會なり。德の宗なり。宗に依れば則ち亂れず。會に取れば則ち闕くるなし。著に觀れば則ち眩せず。汝其れ之を勉めよや。（東里先生文集新瓦の一節）

增補孝經彙註叙

大鹽後素

孝經に古今文の異なるあり。古文を主とするものは今文を非とし、今文を主とするものは古文を非とし、論辯紛亂にして一に歸する能はず。然れども、其の章第を去りて以て之を讀まば、只一字二字の增減と、古文に閨門一章の多かるとに過ぎざるのみ。其の他の經旨は何ぞ嘗て異なるあらんや。宋黃慈溪諸儒にも亦既に是の論あり。而して孔氏の原本は固より章第なし。余故に常に章第を去り一貫を以て說下せる註書を獲んことを要むること既に久し。然るに古今の注家は大抵文字を訓釋し、義理を解說するのみ。而かも支離にして經を蝕するを免れず。

仁義心に備はりて志に發す。こゝろ存し、志立て、不忠不孝なるものあらんや。よく體認して之を味ふべし。

孝德の廣大

中根東里

吾また之を聞けり、善く父母に事ふるを孝となすと。夫れ之を善く事ふと謂ふ。則ち以て其の及ぶ所のもの廣且大なるを見るべし。唯に父母の軀に於て之を言ふのみに非ざるなり。天子の天下に於けるや、此に非ずんば平ならず。諸侯の國に於けるや、此に非ずんば治まらず。其の人を敎ふるや、此を以て之を貫く。蓋し君にして君たらざれば孝に非ざるなり。父にして父たらざれば孝に非ざるなり。兄にして兄たらず、弟にして弟たらず、夫にして夫たらず、婦にして婦たらず、凡そ禮にあらず、義にあらざるものは、皆孝にあらざるなり。何を以て之を言ふか。此に一あり。則ち父母悦ばざることなり。父母悦ばずんば、之を善く事ふと謂ふ可けんや。是の故に彼に在りて惡まるゝことなく、此にありても射はるゝことなく、諸

志と孝悌と一致す

舜の道は孝悌のみと云ふ。親を親とし、長を長として天下平とのたまひ、有子の孝悌は仁をするの本といへるも皆この道にて、凡そ仁義、禮智、禮樂の類も孝悌にもとづかずといふことなし。孟子曰、仁の實は親に事ふる、是なり。義の實は兄に從ふ、是なり。智の實は斯の二者を知つて去らざる、是なり。禮の實は斯の二者を節文する、是なり。樂の實は斯の二者を樂む、是なり。云々。これ等の言克く味ひて我聖人の學といふものしるべきなり。故にその志高きこと事物の外に立てりといへども、其の道孝悌にもとづかざるは儒者の學にあらずして、堯舜孔孟の正道にあらずして異端正道の別るヽ所以この處にあり。況んや余の聖人の道を學べる人、朋友親戚の間に於て我慢理屈を主張し、惡を發し、人を責むるを事として、是を以て義理を正し勤を守るといへる類、名付くるに異端を以てし難し。只大惡とのみいふべきなり。諸人孝悌の心有りとも、志足らずんばこの天眞を全うして生々の德を躰する事あたはじ。故に立志をはじめとし孝悌を本とす。志は孝悌の工夫、孝悌は志の主意、さらに二つ有るべからず。本なくんば何をか生ぜん。はじめなくんばいづくによくならん。是志と孝悌と一致なるの實體なり。孝悌は仁義なり、

答より得たるものならん。故に今は省略す。

孝悌　三輪執齋

孝悌は仁義の發用

孝悌は天地生々の徳也。人にうけて仁義となる。その發用は孝悌なり。故に凡そ生をうけて天地の間に生ずるもの人のみにあらず、禽獸草木といへども、此の二者にもとることと能はず。唯ものはこの徳を全うして行ふ事なければ、更に論せず。夫孝悌は人心に根ざして、人心は孝悌に發す。卽ち大學の民を親むは明德の物に行はるゝ所にして、德を明かにするは民を親むの根となるに同じ。この仁義禮智元來外より我を鑠にあらざれば、學びて後これあるにもあらず。故に孟子曰く、孩提の童もその親を愛するをしらずといふことなし。其の長ずるに及んでその兄を敬するをしらずといふことなし。親を親むは仁なり。長を敬するは義なり。他無し、是を天下に達する也と。是則書にも學びず、人にも傳はらずして自然と生れつきたるものなり。人の以て人たる所なり。是を名付けて良知と云ふ。又堯

士の孝

庶人の孝

世には計略を運し、軍兵を指揮し、敵を破り、其の官職を能く守り、先祖の靈を祭るは卿大夫の孝行の大概なり。　士の孝行は、吾が心の良知を致して君を愛敬し、二心なく忠節を守り、其の職分を勤め、我より高位の者を敬ひ、傍輩の交際混和に輯睦に、軍に臨んでは武勇を勵み、勳功をし、其の知行俸祿を能く保つて先祖の靈を祭るは、士の孝の大概なり。　庶人の孝行は農夫、百工、商賈各吾が心の良知を致して其の產業を能く勤め、米穀を積み、金銀を蓄へ、財寶を節用して妄に費すことなく、心術躬行を謹愼し、公儀を畏れ、法度を守り、吾が身妻妾の事を第二とし、父母の衣服食餌を第一とし、心力を竭して父母の心を安樂にして、萬事皆歡びたまふやうに、能く孝養するを庶人の孝とするなり。　此の如く天子、諸侯、卿大夫、士、庶人と其の等級の高下に由つて、五等の孝と分れども、畢竟各一箇の吾が心の良知を致すより外はなし。　大凡聖人、賢人の學問を論じたまふに、時に隨ひ、事に就いて、其の語には、或は不同なる如くなれども、唯致良知の三字に究竟すと會得すべし。（王學名義卷上）

父子有親てふ題目の下に數千言を費して述べたるものあり。　されど、そは藤樹の「天地萬物皆神靈光云々」の文と全然同一にして徃々措字の差あるのみ。　思ふに松庵は藤樹の翁問

ども、此の如き五段の階級なるゆゑ、その、大小高下に因つて分際相應の孝行なるを五等の孝といふなり。

天子の孝

夫れ天子の孝行といふは、吾が心の良知愛敬の誠を致して、天下の標準となり、賢人を擧げて、天下の政をする職とし、善人を擇んで、其の器量に從つて、官位職分を授け、小國の臣下をも輕慢せず、天下の政事法度正しく、萬民を子の如くに慇み、萬國の人其の德義に變化して、家毎に孝子となり、國毎に忠臣となりて、天下統一に治り、諸侯より庶人まで、少しも憾なく皆歡ばしめて、其の先王の神靈を祭りたまふは天子の孝の大概なり。

諸侯の孝

諸侯の孝行は、吾が心の良知の愛敬を致し、心術躬行正しく、公儀の制度を謹み守り、上卿より下士までそれ〴〵職分を授け、かりそめにも無禮をなさず、政道正しうして百姓を憐愍し、告ぐる所なき寡婦孤子の類を育て、士も庶民も悉皆歡心あらしめ、其の國長く富み榮えて、先君の神靈を祭るは諸侯の孝の大概也。

卿大夫の孝

卿大夫の孝行は、吾が心の良知を致して、心術躬行を正しく修めて、倉卒の行跡も人の儀則となり、一の言語も無益ならぬやうに能く愼み、君のため國のためとのみ志して、私の經營、利欲の心、露ほどもなく、治世には天下泰平國土安穩の政道に與り、亂

ひ、敬は尊崇して輕慢せざるをいふ。五倫を以ていへば、親を愛敬するは、最初一念の良知の根本なれば、元來の名を更めず、即ち孝といふ。それより交境によつて其の名を建て、愛敬の心を以て君に事へまつつて二心なきを忠といひ、臣下を使つて禮義正しきを仁といひ、子を善く敎ふるを慈といひ、兄に和順なるを悌といひ、弟に能く善を責むるを惠といひ、夫に善く事へて貞節を守るを順といひ、婦を能く倡(みちび)きて義を立つるを和といひ、朋友に眞實に交るを信といふなり。加之、天下の事、千條萬端にして窮無けれども、畢竟一箇の吾が心の良知、愛敬の誠を致し、擴充するより外はなきなり。

さて辱くも大聖孔子孝經を說き給ふに、五等の孝をわかたれたり。五等とは、等は等級と熟したる字にて、しなと訓じ、物の品の差別たるを云ふ。人間の上下の階級、一には天子、天下を知食す所の御位なり。二には諸侯、國を治むる大名の位なり。三には卿大夫、天子諸侯の命を受けて、國天下の政事をする家老執權の位なり。四には士、さぶらひと訓む、卿大夫に屬して諸役を勤むる人をいふ。五には庶人、農夫、百工、商賈の三を皆いふなり。吾が心、良知の愛敬の孝德は貴賤悉皆(すべて)同一體なれ

父母を愛慕する最初の一念を孝といふ

孝は百行の本

愛敬

孝　三重松庵

孝は帝王の貴より士民の賤まで、一切て出生と同じく、父母を愛慕する最初の一念吾が心の良知をさして號ぶなり。古の聖人の身を修め、家を齊へ、國を治め、天下を平にしたまふ敎の法は、其の事多けれども、吾が心の良知、最初一念の孝を致して擴充するより外はなし。故に大聖孔子、孝を以て至德要道と曰ひたまふなり。至德要道とは仁義の德、五倫の道の肝要といふ義なり。此の至德要道を以て君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友に交れば、卽ち義親別序信となりて、能く和睦して、上下倶怨あることなし。是を以て神明を祭れば神明納受し、天下に施せば天下平になり、國を治むれば國治り、家を齊ふれば家齊ひ、身に行ひ心に守れば身修り心正しくなる。されば庶民は財寶を蓄へ、其の身安樂になり、士人は官位を昇り、美名を彰し、卿大夫は家を興し、諸侯は一國の榮華を受け、天子は萬乘の位を保ち、四海の富を得たまひ、子孫長久なり。

至德要道を約めていへば、愛敬の二に究まれり。愛はしたしみむつまじきを謂

勢あり。孔子の時を得給はずして天下を周流し給ふも、古になき風なり。聖人にして時の變を行ひ給へども、後世の人これを似せて一二變する時は、五等の人倫の外に道學を以て、家を建て、産業とする者出來る勢なり。孔子は方々にて小官をも辭せずして役儀をつとめ給ひき。孟子に至つてははや師とあがめられて方々の馳走あり。官祿なく産業なし。德のおとろへたる也。然れども、孟子は大賢にて孔子に繼立ちて天運の變を行ひし人なれば、其の身においてはいふべきやうなし。後世に至つて孟子の德なき人孟子の風にならふ時は、まさしく道學を說いて産業とするになれり。たとひ其の人私欲のけがれなく、道を行ふとても、五等の人倫を離れて道者と云ふ者出來る時は、はや五等の人は道を離るる所あり。終には道學へそなへ物と成りて、天下國家の用をなさず。其の後道者佛者とて、人倫の外に道を說いて渡世とするもの多く爭ひおこりたるは尤なり。孔子此の萠を見給ひし故に、五等の孝を發明し給ふ也。萬歲道學の鑑なり。此の鑑に違ふ人は堯舜の徒にあらざる事明らけし。（集義和書卷八）

分を安んじて、人々處所の位に隨うて道を行ふなり。天の人を生ずること物あれば則あり。天子の富貴にはおのづから天子の則あり。公侯伯子男おの〳〵則あり。卿大夫士其の道あり。農工商其の務あり。其の行ふ所の大小は各別なれども、孝の心法はかはりなし。大河の水の流れて、所に隨つて象をなすが如し。方々にて田地の爲に井手を造れば、其の井手ほどに流るゝが如し。低きに就きて晝夜をとゞめず。外が温にして內明かなるの性はかはるなし。君子の象なり。小人の心法は外を照して內昏し。人の非をかぞへて己が不善を改めず。燈臺のもとくらきがごとし。天下の人みな內明かにして己が足らざるを知り、外温にして人の非をとがめず、天下の人みな我にまさる所あることを知らば、孝の象のごとく、相たすけて天下平なるべし。孔子の時すでに異端のおこるべき萠有り。孔門の學者は皆人々の本產あり。多くは日本の地士と云ふがごとくにて、古風の田地の家督あり。學は正心修身の志にてまなぶものなり。出でてつかふる人も國用のつとめあり。役儀なく本產なくして道を說いて人に養はるゝものはなかりしかども、堯舜三王の盛なりし時とはかはりて、何となく五等の人倫ばかりの樣にはなき

の狂言をなさんことを恐る。至善を期して、其の爲(しわざ)によるべからず。

二十四孝に就いて　　厚譽春鶯

舊記故事には廿四人の孝子を選びて贊を以てせり。其の中には張孝兄弟と田眞兄弟とを除きて、周の仲由と後漢の江革とを入れたり。今世に廿四孝と云へる書あり、誰人の作といふことを詳にせず。孝子二十四人を選び取りて、詩を撰し畫を圖して童蒙に便りす。其の詩は往々日記故事を寫せり。今廿四孝の作者を按ずるに、羅山子が儒門思問錄に曰く、世俗に所謂二十四孝とは何ぞや、對へて曰く延平尤溪の郭居と云ふ人あり、古今の孝子二十四人を選びて圖畫を記し贊を作りて全相二十四孝詩撰と題す。是れ六曲の屛風に一雙に畫圖二つ宛一曲に張りける故に廿四を得たるなるべし。其の中に郭巨蔡順等をも入れたり。憶ふに古今の孝子幾百千人かあらん、何ぞ廿四のみに限らんや。例せば本朝にても代々家家の數多ある歌の中より百首を選びて定家卿の小倉山莊の障子に張り給ひしを、今に至るまで小倉山百人一首と號して童女の翫讀み弄べり。何ぞ百人百首に限らんや。（孝道故事要略）

孝經の大綱　　熊澤蕃山

心友孝經の大綱を問ふ。答へて曰く、孝經の心法は心を正うし、身を修め、天命の

もろこしの上古は上質素に下ゆたかなりしかば、男女共に人のやつことなりて出づる者すらなし。　この故に子と婦と父母につかふべきより外人なし。　世のならはし無始より此のかた、此の如きものと思へばつとめてなせるに非ず。　後世は上おごり、下くるしめり。　故に親子兄弟離散して、男女共に人のやつことなる者多し父母共に分々相應に奴婢を使ひて子孫をつかはず。　此の習久くして常となれば、人皆此の如きものと思へり。　今俄に婢妾をしりぞけて子婦をつかへしめんとするとも、人情の習にて父母子婦共に安んずべからず。　又婢妾なき賤男賤女はみつぎもの多ければ衣食たらず、晝夜の家業せは〳〵しく勞役すれば、父母につかふべきいとまなし。　たとひ二三人の男女ありとても、其の業のつとめあれば私用にはつかひ難し。　たゞ朝夕の心術孝慈の本を失はずして一家和睦し、父母順ならば、今の世の至孝なるべし。　前漢の文帝、宋の代の山谷ごときは天質の美也。　孝行の一事においては生知安行なり、つとめてなせるにあらず。　天子の身としてみづから母につかへ、富貴にして婢妾の事を手づからなせり。　この人だにかくのごとしといひて、下つかたの者のおこたりをはげますべし。　不實にして跡をならはゞ、孝子

といへども、これは孝感の神物なれば、良薬となりて病いえたり。至誠神を感ずる道理なれば、平生も人力の及びがたき事共孟宗の誠によりて不意に得たるの神助あるべし。至誠無心の孝にして天地を動かし、鬼神を感せしむるほどの事なれば、孟宗に在りては是非を論ずべからず。其の跡を學ぶ時は性命の父母を失ひて情欲に事ふるのあやまりあらんことをいふのみ。

君子ならざる孝子あり

夫孝子とはいふべくして君子とはいふべからざるものあり。君子ならざるの孝子は天下國家を治むべからず。舜は父母弟大惡人なるが故に孝子の名あり、靈感あり。もし舜の父母を董永、王祥、郭巨、孟宗の父母のごとくならしめば、孝子の聞えもなく、靈感も有るべからず。君子の道徳にして孝無き事なるがゆゑ也。他の聖賢に孝子の聞えなき所なり。

孝行の通用

問ふ、いかなるをか孝行の通用とすべき。云ふ、其の位々其の分々に應じて、家業を失はず、子孫を亡ぼさず、子の身善人と成りて、父母の心を安んずるを通用とすべし。孝經の五等につまびらか也。

上代の形式は直ちに現代に實行すべからず

小學などに記せる孝行はもろこし上古の代の事也、末代に通じ難く、日本にわたり難し。いかんとなれば、時勢、人情大にかはれり。

にするは親の喜ぶ所にあらず

孟宗が口體の親に事へし所以

雪中に笋を求むるは道理にそむけり

して其の志を養ひ至味たらずば麁飯を供すべきのみ。親の獨味の爲に子を殺さば、親の本心大いに痛むべし。この事をよしとするにあらず。然れども全體の精神、親を愛敬するにありて、己をわすれ、子をわする。妻また夫の心に順從してそむかず。天下古今衆人の及ばざる所なり。道理をしることは學問による時は易し。郭巨が篤孝は老師大儒といへども其の十が一を得ることも難し。神明の靈感は其の至誠純孝の心にありて、事にあらず。學者もまたその跡を學ばずして、郭巨が親あることを知りて、己と妻子あることを知らざるの孝をこひねがふべし。

孟宗はいかん。云ふ、冬月の生笋(せいしゅん)は天子大樹(たいじゅ)(ショウグン)といふとも得ること能はず、雪中にぼたんの花を見んといふが如し。たとひありとても時ならざる物なれば食すべからず。無病の人なりとも愼むべし、況んや病人をや。此の願道理に背けり。性命の本心にあらず。舜ならば求め給はじ。其の時にあらざれば求むべからず、たとひありとても食すべからざるの道理をのべ給ふべし。孟宗平日其の家に得がたき物をも親に奉じ、子弟のさいかくになりがたからむ物をも求め出して供ずれば、其のきどく常となりて笋をも願ひたるなるべし。時ならざるの物は毒氣あり

が身を忘るゝは不孝なり

郭巨が口體の母を養ひし所以

親の爲に子が犧牲

故に母生魚を欲すれば、此の願を叶へざれば不孝なりと思ひて、其の得難きを分別せず、至誠に之を求む。其の志の篤實は美稱するにことばなし。神明の靈感をいたす所尤なり。其の志は愛すべく、慕ふべし。其の事はならひ難し。嚴寒厚氷の時節の生魚は、富貴の人の夏秋より貯へおかん事は知らず、貧賤の者いかで俄に川澤に得べきや。もろこしの中國は海遠くして海の生魚は天子諸侯といへども用ひ給はず、たゞ川澤に求むるのみ也。嚴寒には衣をかさねてだに火を用ひざれば居がたし、しかるをはだかにて厚氷に臥さば大病を發すべし。此の身祖父母より傳はりたり。親の口體の欲の爲に生々の本をそこなはゞ、親は不孝の罪人也。他人だに少慈心ある者は人のいたみをいたまずといふ事なし。父母の本心何ぞこころよからん。王祥にありては是非を論じがたし。後世の人これをよしとせば、後來情欲の父母に事ふるに流ずべし。

問ふ、郭巨いかん。云ふ、一家の至味を調へて親にすゝめ、夫婦は飽食を食するは子の志なり。親また孫を愛して食をわかつをたのしむは親の志なり。本心慈仁の發見によりて、みづから口體の嗜欲をわするゝものなり。たゞ親の本心に順從

葬祭分に踰ゆるは孝にあらず

志は愛すべし、事は學ぶべからず

王祥が情欲の親に事へし所以

親の口體を養はんためには我

養となし、みづから營む所もみな親に供して妻子なきなるべし。親の口體の爲に先祖の統を絶たんことは親をも又不孝の罪人になすなり。親を養ふも家の有無にしたがひ、妻子ありて共に孝を盡し葬も產をやぶらざるほどの分有るべし。董永においては天質の美也。神明を感動するの篤孝なればいふべきやうなし。其の時所位の勢も後世よりは知りがたし。後の人の手本になりがたき事也。世間の人親の身を我が身の如く思ふ者あらば大孝の聞え有るべし、董永は我が身よりも親の身を愛せり。妻子は人の欲する所なり、しかれども、親を養ふにさはり有りと思へば、ひとり居れり。人のやつことなる事は人のにくむ所なり、しかるを親の葬の爲に一生をやつこになげうつ。みな人情のなしがたき事にして、大力量の人といふとも及びがたき所なり。其の志をば愛すべし、其の事は學びがたし。

問ふ、王祥が後來の情欲の父母に事ふるとはいかん。云ふ、繼母祥を不孝といひて父に讒す。愛を父に失うて、天性の恩にそむけり。實にわれ不孝なるがゆゑに此の如しと思ひて、繼母の讒をうらみず。繼母は孝を欲するにあらず、かへつて孝行をいみねたむといへども、祥は其の非をとがめずして、生母よりもなほ孝行なり。

董永が口體を奉養せし所以

しめ、魚ををどらしめ、金子をたまひ、寒筍を生じ給ふのみ。大舜においては徳聖人たり、尊天子たり、富四海をたもち、壽百有餘歲、子孫萬々歲の大福をたまふ。明君の諸臣を下知し給ふも此の如し。一事々々の奉公をぬきんずる者には、そのほどほどの賞錄をたまひ、才徳衆にこえたる者には、高官大祿を命せらるゝことわりなり。たとへば百歩の外に射るが如し。舜の孝は黑星に當るがごとし。他の孝子は的に當るがことし、ふち矢までもゆるさるる者の及ぶ所に非ずといへども、目當とするものは黑星なり。故に後學の人は大舜を師とすべし。其の天よりたまふ所のしるしを期すべからず。たゞ天然性命の父母を奉養して、後來の情欲を父母とせず、其非は目に見るべくとも心にとがむべからず。惡のごときはおさへふせがずといへども、とぐるに至らざるの苦心、至誠を學ぶべし。父母平人ならば、好人となるべし。本より好人ならば、親たり、師たるべきなり。

〔問ふ、董永何を以てか口體を奉養せし。云ふ、喪祭は家の有無にしたがふべし。親の精神去りて、むなしきからの爲に子の一生を人の奴となさんこと、何ぞ親の心に心よからんや。此の一事を以て見れば、先祖よりの田宅諸物ことごとく親の奉

情欲の父母に事ふるものは一段劣れり

相叶ひたる父子兄弟は、常のことにこれはよからん、それはあしからんの相談あり、各の異見多し。和すれば其のよきにしたがふなり。師弟朋友君臣、皆然り。これ争多きによりて、其の和をしり、互に非を見ざる事を知るなり。父母弟は不和といへども、舜は孩提の時の和を失はず、父母弟の郷人にうとまれぬべく、刑罰におち入るべきやうなる悪をなす時は、もと此の如き人に非ず、一旦の心得ちがひとおぼして、常の人の思ひよりをいふごとく、かくては此の如しとの給ふなるべし。其の我を殺さんとするをも知り給はざるにはあらず。何の姦悪かこれにまさらん。玄かれども父の本心此の如くならず。我が赤子孩提より養育せられて成長せしものなり。今我を悦ばざるものは我が不孝となげき給ふなり。終に頑嚚傲（父ハ頑ニ母ハ嚚ニ弟ハ傲ナリ。）を化して常に帰する所なり。

董永、王祥、郭巨、孟宗の篤孝のごとき、天下各一人なり。平人凡情の及ばむ所に非ず。至誠の天に感じて、天下古今二つなき神應あり。孝子の至情をつくせる所においてはいふべきやうなし。玄かれども父母においては或は情欲の父母につかへ、或は口體の父母を奉養するに過ぎず。故に天應も又神助をあたへ、厚氷をとか

舜は大不孝、瞽瞍は大慈愛

の心あらば舜とするにたらず。むかし陽明子の郷に父子訟ふる者あり、陽明子これをにくまず、をしへて云ふ、舜はこれ世間大不孝の子、瞽瞍はこれ世間大慈悲の父なり。舜はみづから大不孝の身と思へり、故によく孝也。瞽瞍はみづから大慈愛にして赤子より此の如く養育し成長せしむ、今我心に叶はざるは不孝の子なりと思ひて、後妻の爲にうつさるゝことを知らず、この故に不慈なりと。訟者父子手を相とり泣きて去れり。

傲の一字

又云ふ、人生の大病は一の傲の字なり。子として傲れば不孝なり、臣として傲れば不忠なり、父として傲れば不慈なり、君として傲れば不仁なり、友として傲れば不信也。いにしへの聖賢諸の好人の名譽をなせる所はたゞ一の無我なり。

無我なれば傲を去る

我あれば則ち傲也。我なければ謙なり。謙は萬善の基、百福の歸する所なり。傲は衆惡の魁、禍災の源也。舜の大孝大知、一の無我より大德をなせるものなり

諫爭の眞義は和にあり

問ふ、孝經に云ふ、父に爭子あるときは身不義に陷らずと。此の如くなる時は非あればこれをみる、これを見ればいさむ。玄かるに姦を見ず格さずとはいかんと。云ふ、惡をかくして善をあぐるはたゞし給はざれども、無心自然の爭也。今もよく

は性命の父母に事へしにあり

姦惡をただすに意なし

する者は其の本心に非ず。象が殺し得たりと悦ぶものも後來のまどひ —— 象ハ舜ノ弟ナリ。なり。舜の生きておはするを見て心におどろき「君を思ふ」といひしは過を文り慝を掩ふ惡人の常態なり。然どもいまだ一點の靈明亡びざるが故に、兄を愛するの義を知る也。この故に舜其靈所あることを悦び給へり。唯自己一團の天理のみにして一毫の私己なきがゆゑに、その性命を父母とし、弟として後來の姦惡を見とがめ給はず。惡をかくして善をあぐるの至なり。或人問ふ「烝々として乂めて姦に格らざらしむ」と、此意は舜身を脩め善を行ひて父母弟を薰烝して心に恥あらしめ、姦惡をとげしめざるとの義かと。云く、舜何ぞ心ありて父母弟の惡を見てこれをおさへんが爲に薰烝して姦に至らざらしむる事をし給はんや。もししからば其惡性に激して化する事能はじ。父母弟の姦惡を見とがめ給ふ心は少しもなし。薰烝するといふは他より見る所なり。子たるの孝を盡し、兄たるの愛を盡し、雞鳴いて起きて終日善をなし、德を養ひ身ををさめて、父母弟の姦惡をとがめ給はず、たゞし給はざれども、是を薰烝して刑罪に落入るの大惡をなさしめ給はずと、わきより見る所のしるしなり。舜に此意あるにあらず。もし舜姦を見てたゞしふせぐ

孝を以てせずして何をもつてせん。堯舜の道の豐に高きこと明辨せずして明か也。彼異端の諸家は大鵬の側の蟬と鷦鷯とのごとし。日を同じうして語るべからず。孝經に四段の敎あり。天に四時のあるがごとし。第一段は條理也。第二段は極功也。春夏の道に配す。第三段は反覆して心法を發明し給ふ。第四段は變を說き給ふ。秋冬の義に配す。（集義和書卷八）

二十四孝或問　熊澤了介

二十四孝は元の郭居業の選びし所なりと稱せらる。普通には帝舜、漢文帝、曾參、閔損、仲由、董永、剡子、江革、陸績、唐夫人、吳猛、王祥、郭巨、楊香、朱壽昌、庾黔婁、老萊子、黃香、蔡順、姜詩、王裒、丁蘭、孟宗、及び黃庭堅の二十四人を指す。熊澤氏の或問には其の略傳を揭げ、次に評論を加へたり。今玆に錄する所はその評論のみなり。元來この二十四孝は怪誕のこと、選擇その當を得たるものにあらざれども、弘く人口に膾炙せるものなるが故に、姑く之を本書第四篇に收錄せり。この評を讀むに當りては、先づその部を一讀せらるべし。猶ほ二十四孝の由來に就いては、次に載する所の春鶯の說を參照せられんことを望む。

舜の大孝たる所以

大舜は性命の父母につかへ給へり。大孝とする處なり。父母の舜を殺さんと

性命の父母に事ふることを知るものにして天下を治むべし

聖人の治世

の父母に事へて後孝をもつて天下を治むべし。」みづから心を盡し、性命明かなる時、初めて父母の性命に事ふることを得べし。「愛敬を親に事ふるに盡して、而して德敎百姓に加はり、四海に刑る」といふものなり。此の如くなれば天下皆正人となる。天下正人となる時は、天下の人の悅心を得て其の父母に事へ給ふなり。先祖、天地、太虛共に其の悅心をうけ給ふ。此の時に至つて地初めて至極の和あり。鳳凰麒麟も此の大和の氣中に生じ、神龍靈龜も海中に生ず。風雨民の願に應じ、五穀大にみのり、草木生長して留滯なし。鳥獸魚蟲皆其の生を遂げ、山鬼の魑魅魍魎皆吉神に化し、蛇蝎みな龍に隨ひ、虎狼深山に遁れ隱る。出づれば必ず弓矢にあたる。天下の沈魂滯魄一時に消えて跡なし。惡鬼邪氣よるべき所なければ、こと〴〵く亡びて殘なし。天災地妖生ずべき所なし。人爲の禍亂何によつておこらんや。外に邪氣のおかすなく、內に七情の相勝なし。疾病いづくよりならんや。大舜の孝以て天下を知り給ふ。至德の化此の如し。中國の法の其の風を望むはいふに及ばず、東夷西戎南蠻北狄の、耳にもきかず、通路なき國々までも、此の時に至つて無事を樂まずといふことなし。堯舜は人倫の至といふ、是なり。此の如きの至治は

孟宗は情欲の父母あるを知りて性命の父母あるを知らず

驚いて其の故を問ふ。孔子曰く、我人に孝を敎ふるに大舜を師とせずと云ふことなし。舜は父の小杖を持つてうつ時は、うたれて退き給ふ。大杖を持つて追ふ時は、其のあたりに近付き給はず。父をして人を殺すの罪にいたらしめじとなり。今曾子幸によみがへりたればこそあれ。若し其のまゝに死にたらば、曾哲は孝子を殺すの罪をまぬかれじ。何ぞ大杖をみて早く退かざるや。心を用ひざるの甚しきなりと。門人曾子に告げたり。曾子趨りて其の罪を謝す。曾子は生得孝行なり。去れども氣質魯鈍木訥なる所ありき。聖師につかへて大學の心法を受用し給へば、愚なるも明かに、柔なるも剛く、此の身ながら神化變通して大賢の位に至り給へば、天下の事に於て何事も聖人にたがふ事なし。(集義和書卷八)

孝を以て天下を治む

學友問ふ、孝を以て天下を治むといへり。然らば孟宗の至孝なるも、天子とせば、堯舜の御代たるべきか。曰く、孟宗ごときの數子は唯天質の美なり。いまだ性命の學に委しからず。愛を以て其の親に事ふる所も又情欲の父母なり。雪中に筍を求むるは性命の父母につかふるの心にあらず。舜はもとめ給はじ。たゞ性命

孝心厚きも學足らざれば聖域に入らず

孝心厚くして學をなさば聖賢となる

曾子の例

問ふ、人の行は孝より大なるはなしといへり。しかるに孝行は聖賢にもおとらずして、聖賢の品にはもれたる人侍るはいかゞ。曰く、それは氣質の美にて侍り。いまだ大道を見ずして入德の學はしらざれども、氣質に木氣の精を多くうけて生れぬれば、木氣の神は仁なるが故に、慈孝懇切にして俗小心ともいふものにて、孝行なるものなり。其方の氣質にあつき程又他の靈明うすければ、孝行なる程にとて擧げ用ひては、國家の政道などには不才なるが多く侍り。此の人賢聖の師に逢うて心法を受用せらるれば、それは又常の人にちがひ、各別入德の功はやく、他の不足なる所もますことやすく侍り。曾子の如き是なり。むかし曾子父の爲に瓜をくさぎれり。あやまりて瓜の根をたつ。曾皙怒つて大杖をあげて曾子をうつ。曾子たえて地に伏したり。狂者なればすてゝ家に入りぬ。しばらく有りて曾子よみがへれり。父の心もとなく思ひ給はむことをはかりて、曾皙の前に跪き、さきに不敬の罪あり、大人力を用ひて敎へ給ふと云ひて我方に歸り、琴を彈じ詩を詠じて父に痛みなきことを知らしめたり。聞く人淚を流し感じあへり。門人悅んで夫子に告げたり。孔子聞召して、吾道の學者にあらず、門に至ることなかれと。侍者

いひ、君の前には臣と名付け、家臣は又君と稱するがごとし。畢竟一人の人なれども、逢ふにしたがつて名かはれり。本心の一德なれども、位によりて神通變化して其義極なし。(集義和書卷八)

所謂孝子の少き所以

逆境に處して初めて至孝表はる

學友問うて云ふ、同じく聖賢にて侍れば、何れも孝行ならざることはあるまじきに、大舜、文王、曾子、閔子の數人ばかり孝子の數に入り侍ることはいかゞ。答へて云ふ、歲寒くして松柏の凋におくるゝことを知り侍りぬ。平生無事の時には聖賢の善行ことにめづらしくいふべき樣なし。聖賢の道を行ひ給ふは人の無病の時と同じ理にて常なり。其の時は凡夫もうち見たる所はわかちがたし。明者の目には黑白のごとくわかるべき事なれども、大不孝か大惡人にてだにあらねば、夏山の綠は夏木冬木のわかちしらぬ目には、たゞ青山とばかり見ゆるなり。大難にあひ、大變に逢ひては、凡人と君子とのわかち大いにちがひあり。孝子の數にいれる聖賢はいづれもあふ所の境界常ならぬ所ありし故にて侍り。孝子にして而かも聖域に入らざるものある所以。

孝理は親に於て初めて愛敬として表はる

五倫は孝理の用

り。智は孝の神明なり。信は孝の實なり。赤子孩提のとき孝の理初めて親を愛するに發出す。花の纔に綻びむとする如し。其長ずるに及んで、子の心に親を尊ぶの敬生ず。花の淸香の如し。此愛敬の德、親に初めてあらはるゝ故に、本分の名をあらためず。親につかふる道を孝と云ふ。父母に事へては愛あらはれ敬存す。子においては愛事を用ひて敬内に伏す。是を父の慈と云ふ。父の慈と子の孝とを合せて、父子親ありといふ。此孝德君につかへては敬外にして愛内なり。臣においては愛敬ならび伏して威嚴備はり仁政行はる。君の仁と臣の忠とを合せて君臣義ありといふ。妻においては愛みちびき敬存す。夫においては敬ことを用ひて愛存す。夫の和義と妻の貞順を合せて夫婦別ありといふ。心ありて此くの如くするにあらず。心の妙にて自然とかく變化するなり。其中おのづから本末淺深の天則あり。兄につかふること父につかふるが如し。弟をめぐむこと子を愛するがごとし。兄の惠と弟の悌とを合せて長幼序ありといふ。朋友は眞實無妄の天道を父母としたる兄弟なれば、實なきものは朋友にあらず。是を以て朋友信ありといふなり。一人の子あり。子に逢ひては父とよばれ、父においては子と

孝の理なくして生ずるものなし

人に具はれる孝理の用を愛敬とす

五常は孝の諸方面

ひて象を取つて孝といふ。孝の字、老子の二を合せて作れり。文字の傍偏となす時には晝をはぶきしなり。天地いまだひらけざる太虚の時には、理を老とし、氣を子とす。天地すでに開けては、天を老とし、地を子とす。乾坤を老とし、六子を子とす。日を老とし、月を子とす。易の字、日月を合せて作れり。日月、老子、其義一なり。易と孝經とへだてなき道理なり。山を老とし、川を子とす。中國を老とし、東夷南蠻西戎北狄を子とす。君を老とし、臣を子とす。夫を老とし、婦を子とす。德性の感通においても、仁は老なり、愛は子なり。此理を以て萬事萬物におして見れば、孝の理なくして生ずるものなし、此神理の我が心に有するものを取りて受用とすれば愛敬なり。上より見くだせば、老夫の幼子を携へたる體にして愛の象なり。下より見あぐれば子の老を戴きたる體にして敬の象なり。其親を愛するの心は、天下においてにくむべきものなし。其親を敬するの心は、天下において慢り輕しむべきものなし。愛敬親につかふる一心の上に盡して、天地同根、萬物一體の性命明かなり。よく一日も私欲亡びて天理存する時は、其大をたづぬるに外なく、其小を見るに内なし。纔に初めて仁をいふべし。義は孝の勇なり。禮は孝の品節な

善誠身を以て親に順ふの道と爲す。　曰く配天、曰く明善誠身、只是れ明德を明にするにある而已。　明德の愛敬は寂然として動かず、感じて遂に天下の故に通ず。　聖凡を以て餘缺なく、窮達を以て加損せず。　但氣習情欲の爲に蔽はるれば、則ち啻に天下の故に通ぜざるのみならず、其の親に於ても亦通ずる能はず。　然るに幸に其の本體の明は未だ尙ほ其の息まざるものあり。　其の止を知つて而して舊習の葛藤を芟除し情欲の邪火を消化し、以て本體の明に復るべし。　これ之を大孝と謂ふ。　これ乃ち天下第一等の事、學問の第一義なり。（同上贈清水子說）

孝　　熊澤蕃山

孝は宇宙の根本原理

孝の本體は名狀すべからざる神理なり

孝の心法

孝は天地未畫の前になり、太虛の神道なり。　天地人萬物みな孝より生ぜり。　春夏秋冬、風雷雨露、孝にあらざるはなし。　仁義禮智は孝の條理なり。　五典十義は孝の時なり。　神理の含蓄のところを孝とす。　言語を以て名付け云ふべからず。　太

父母の私情に一時違ふとも眞正の善に就かば孝たるを失はず

肉體を以て父母に奉事するは小孝なり

徳性を以て父母に奉事するは大孝なり

嚴父配天

學ばず慮らざる、所謂良知なり。能く此の知を體察して、而して默修默證せば全く圭角無し。此れ乃ち聖脈の路に入り、格致の工程なり。是に於て把柄を得ば則ち父母の情識に違ふと雖も而かも親に順なるなり。如し一念墮落せば則ち父母の情識に從ふと雖も而かも悖逆の子たるなり。吾子請ふ旃を勉めよ。

善を爲すは耕耘の如し。當下の穀を得ずと雖も、必ず秋實を得。惡を爲すは鴆酒を飮むが如し。卽席の燕樂を得と雖も、必ず死期來る。（藤樹先生遺稿卷二 送森村子歸郷序）

大孝と小孝

鈞しく是れ親に順ひ、親を養ふ。或は大孝となり、或は小孝となるは何ぞや。人の一身、大體あり、小體あり。大體を以て親に順ひ、親を養ふは大孝たり、小體を以て親に順ひ、親を養ふは小孝たり。蓋し身體髮膚は小體なり、仁義禮智は此れ大體なり、身體德性皆之を父母に受く、而して己の私有する所にあらず、本皆父母なり。故に情愛を以て身を謹めば則ち親に順ふにも亦情愛を以てす、所謂情識の父母に順ふ者なり。德性を尊んで身を修めば、則ち親に順ふにも亦德性を以てす、所謂靈明の父母に順ふ者なり。是を以て孝經には嚴父配天を以て大孝と爲し、中庸には明

父母が子の遊學を喜ばざる所以

聖人の德、又何を以てか孝に加へんやと。(翁問答卷四)

眞正の善に就くは孝なり

親の其の子を愛するは仁なり。而して俗、名利を尚ぶの意其の中に間雜せば、則ち其の仁蔽はれて愚なり。是を以て人其の子の學を爲すを拒むものあり。而して其の子たるものは誤つて父我が學を拒むと謂つて、而して我が學を勸むる所以を知らざるなり。蓋し父の子の學を爲すを拒むは、位祿功名本學に由つて得るを知らず、卻て學問の其の子の位祿功名に害あるを患ふるのみ。如し其の實理を識り得ば、則ち必ず其の子の學を好まざるを患へずんばあるべからざるなり。然らば則ち其の學を拒む所は其の學を勸むる所以に非ずや。人たるものの其の機を識得して、而して篤志學を好み、自反して其の獨を愼めば、則ち必や父の靈明を觸發して、而して其の愚も亦氷釋融通すべし。森村子の境遇は少や茲に似たるものあり、故に特に擧げて以て別に臨むの話となす。是に於て森村子、力を用ふるの實地を問ふ。曰く、吾子の父の令に從はずして來りしは豈無父の心ならんや。善く來學の義を知る。父の令に違ふと雖も而かも實は嚴父配天の大順たるなり。此の知や、

死すとも、亦刀鋸僇辱と何ぞ異ならんと。 之は論語に、曾子臨終のとき門弟子を呼んで、予が手を啓け、予が足を啓けと云ひて、詩を引いて、敢て毀傷せざるの心法を示しめされたることを記せり。 曾子の本意は、血肉の身體髮膚をそこなひてやぶらざるところをもて、天性仁孝の身體髮膚をそこなひやぶらざることをあかしめされたる事、孝經の聖謨のごとし。 人の親となりては慈に止り、人の君となりては仁に止り、人の兄となりては惠に止り、人の弟となりては恭に止り、人の朋友となりては信に止り、富貴に素しては富貴を行ひ、貧賤に素しては貧賤をおこなひ、夷狄に素しては夷狄をおこなひ、患難に素しては患難をおこなひ、境遇に意必の累なきこと水の流るゝがごとく、心の安く靜なる事は山の定れるがごとく、暴君汚吏も志を奪ふことあたはず、天災地妖も殺すことあたはざるものなり。 もしまた聖胎純熟の時に至り、脱胎神化して聖神の位に至るときは、天地と其の德をあはせ、日月と其の明をあはせ、四時と其の序をあはせ、鬼神と其の吉凶を合せ、四表に光被し上下に格る。 玄かる故に、南面の位にありては帝堯の君たるなり。 北面の位にありては帝舜の臣たるなり。 位を得ずして下にありては玄聖素王の道なり。 孔子曰く、夫れ

肉體を全うすとも德性を失へば不孝なり

戰陣に勇なきは孝に非ず

の聖謨賢範の心は、人間の身體髮膚は本來天性仁孝の凝聚なることを示し給ふものなり。孝經に示したまふ身體髮膚これなり。さかる故に天性仁孝の道を心にまもり、身におこなふ時は、たとひ血肉の身體髮膚をばそこなひやぶるといふとも不孝にあらず、孝行なり。血肉の身體髮膚をばそこなひやぶるといへども、天性仁孝の身體髮膚をそこなひやぶらざるが故なり。身を殺して仁を成すとのたまふは此の意なり。天性仁孝の道を心にまもらず、身におこなはずして惡逆無道なるときは、たとひ身を全うして毛一すぢそこなひやぶらずといふとも、孝行にはあらず、不孝なり。血肉の身體髮膚をばそこなひやぶらずといへども、天性仁孝の身體髮膚をばそこなひやぶる故なり。曾子曰く、戰陣勇なきは孝に非るなりと。此の賢範の意は、軍陣戰場にて武勇をはげみ、さきがけをして軍功をなすときは、疵を被ぶり討死するが孝行なり。若し武勇をはげまさず、軍功をたてざるときは、たとひ臆病の惡名をうけずとも、不孝なりといましめされたり。

陳明卿曰く、若し曾子の心あらば、卽ち龍比の身首分裂すとも、手を啓き足を啓くと一般なり。然らずんば則ち牖下に老

龍逢ハ夏ノ桀王ノ臣、比干ハ殷ノ紂王ノ臣、共ニ忠諫ヲ以テ殺サル。

肉體を害ふも德性を全うせば孝行なり

を刈りゐけるところへ、虎ひとつきたりて楊豐をくひ殺さんとせしを、楊香はしりかゝり彼の虎の頸にいだきつきて、父のいのちをたすけたり。この楊香はとし十四になれる女なれば、いかつにたけく、腕だてのたしなみなく、柔軟なること勿論なり。しかれども、とらを手うちにしたるは樊噲にもおとらぬ武邊なれば、いかつ、うでだてのたしなみはせんなくして、孝忠仁義のたしなみ簡要なる事をわきまへ知るべし。されば楊香かくのごとくの武勇は、たゞ父をふかく愛する一念の仁よりはたらくところなれば、孝行忠節の心だに眞實なれば、誰人も必ずぶへんつよき理あきらめやすし。是にて仁義の勇の端的をよく〳〵體認あるべし。(翁問答卷三)

戰死は孝行

孝經に、身體髮膚之を父母に受く、敢て毀傷せざるは孝の始なりと示したまふ。此の毀傷は血肉の身體髮膚をそこなひやぶることにはあらず、孝德をそこなひやぶることとなり。仁を害すとのたまふ害の字の意あり。血肉の身體髮膚のことにはあらず、孝德の形體のこととなり。仁とは人なりとのたまふ人の字の意、形色は天性なり、惟聖人、然る後以て形を踐むべしと發明めされたる形色の字の意なり。此

孝あるものはよく勇なり

一あるひは合戰の場、あるひはぶへんをはたらくべき時には、たけきふるまひなくてかなはぬ事なれども、平生無事の時は詮なき事なり。戰陣のためにとて平生無事の時つね〴〵たけきふるまひをたしなみぬるは、湯ののみおきとやらん、おろかなるたしなみなるべし。たとへば軍陣のたしなみにとて平生はなさず具足冑をきるが如し。そのうへ武藝をならひ軍法をまなぶはぶへんのたすけなれば、常のたしなみ尤なり。いかつにたけくうでだてをたしなみ人をころす事をこのむは武邊のたすけになるものにあらず。却つてぶへんのさまたげとなるべし。その仔細は、いかにたけく腕だてをたしなむ人は、必ず人をあなどり輕しめて爭そふ心はなはだしきによつて、必ず喧嘩の犬死をなし、親にうれひをかけ、主君の知行をぬすみて淺まし。たとひ喧嘩のはたらきけなげなりとも、がみあひの強き犬に異ならず。心あらん士ははぢおそるべき事なり。つね〴〵ものやはらかにして、いかつにたけく、腕だてのたしなみなくても、孝忠の心だに眞實なれば、必ずぶへんの強き證據は、むかし楊豐といへる人のむすめ楊香、とし十四の時父にしたがひて山田

明德仁義は人の本有

武は孝忠の一顯現

明德といひ、仁義といふ名になづみて、實にまよひたるふしんなり。明德仁義はわれ人の本心の異名なり。此いのちの根なれば、いきとしいける人げんに、明德仁義の心なきは、一人もなし。親を愛するは仁なり。君に忠節をつくすは義也。此の孝忠の心をあきらかにして正しくおこなふを、明德を明かにし、仁義をおこなふといふ。これを學ぶを心學といふなり。武邊は孝忠の一色にして孝忠の一心眞實なれば、必ずぶへんつよきものなり。此のことわりをわきまへぬれば、武邊のたしなみばかり士道にして仁義をおこなふは士道にあらずといへるまよひ、あきらめやすし。そのうへ親にそむき、君に謀叛して惡逆をもつぱらとして、士の道も立ち、國もをさまりぬる事、むかしも今もそのためしなければ、仁義の道をすて、士の道もたち、世もをさまりたるなどいへるも、片腹いたきことなるべし。さてまた仁義の道にそむきて欲のためにはたらく勇は、むほん人ぬす人にして、ぶへんにあらず。しかるを何の吟味もなく、いかつにたけく、腕だてをして人をころす事をこのむをぶへんのたしなみと心得ぬるは、あさましくなげかしきことなるべし。

（翁問答卷三）

戰陣無勇非孝也の意義

孝德あれば戰陣に武功を立つ

小勇を化して大勇とす

陣に勇なきは孝にあらざるなりと。この賢範のこゝろは、恩にむくい義理を立つるが孝德の感通なり。君のおんは親の恩にひとしき廣大なる恩德なり。忠臣はかならず孝子の門よりいづるものなれば、孝德あきらかなるものは、必ず戰陣においで武邊をはげみ、武功をたつるものなり。もしつねぐ\孝行忠節のふりありても、戰陣においてぶへんのはげみなきは、眞實の孝行にあらずといましめはげます義なり。程子武學制に孝經を添へいれめされたり。此のこゝろは恩をむくい義理をたつることをしらざるものは、生れつきけなげにても主君の用に立ちがたし。却つて味方のわざはひにもなるものなり。左かるによつて、孝經ををしへ、恩にむくい、義理をたつる本心をあきらかにさせ、血氣の勇を化して仁義の勇となすべきためなり。よく體認して孝行の端的を得心あるべし。(翁問答卷三)

仁義も亦士道なり

盜跖といへる盜は、世けんにぬすみにましたるよき事なし、堯舜禹湯の仁義だては無益の事なりと高言せしと、かたりつたへしもあれば、まよへる凡夫はさやうの心得(明德、仁義の心學は士道に不必要なりとの見解)も尤なり。左かれども、それは

上帝に奉事するを孝行といひ、至徳要道といひ、又儒道といふ

神理にて觀ば、聖人も賢人も、釋迦も達磨も、儒者も佛者も、我も人も、世界のうちにありとあらゆるほどの人の形有るものは、皇上帝、天神地祇の子孫なり。さてまた儒道は、すなはち皇上帝、天神地祇の神道なれば、人間の形有りて、儒道をそしりそむくは、其の先祖父母の道をそしりて、其の命をそむくなり。まへに論ずるごとく、我人の大始祖の皇上帝、大父母の天神地祇の命をおそれうやまひ、其の神道を欽崇して受用するを孝行と名づけ、又至徳要道と名づけ、また儒道と名づく。これを教ふるを儒教といひ、之を學ぶを儒學といひ、これをよく學びて、心にまもり、身におこなふを儒者といふなり。（翁問答卷四）

孝忠に基く勇を眞の武とす

武邊の眞義

三經の中に孝行を說き、忠節を說き、勇强を說き給ふところ、正眞の武邊の敎なり。されば孝行忠節のためにかせぎはたらく勇を武邊とは名づけたり。孝行忠節にそむきたるはたらきのけなげはむほん人または盜と云ふものなり。此のことわりは知りやすきことなれども、わきまへたる人まれなるにや。むほんにんをも武邊者なりとほむる風俗、あさましくなげかし。曾子曰、戰

三經ハ孝經、大學、中庸ヲサシテイフ。

儒道は孝を第一とす

中外に通ずる公道

上帝は人倫の始祖

り。よく〳〵體認あるべし。(翁問答卷四)

全孝の心法は眞儒となる工夫

眞實の儒道を行ふ工夫は、先自滿の浮氣、名利の欲心をすて、間思雜慮の妄をのぞき、明德の心源をすまし、全孝の心法を受用するを根本第一とす。さて世間にまじはる禮儀作法は、其の國、其の處の風俗を本とし、何事も圭角なく、目にたゝぬ樣に取りなし、いかにも作法うや〳〵しく謙德を守り、かりそめにも人にまさらんとあらそふ魔心なく、孝悌忠信の道を根に入れてつとめおこなひ、親には孝行をつくし、君につかへては忠節をはげまし、よりおや、位高き人、年老いたる人、德たかき人などをよくうまひ、友だちにたのもしく義理をたて、兄弟の間には友恭をおこなひ、妻子には義慈をほどこすべし。かくのごとくにおこなふを儒道をおこなふとは云ふなり。かやうにおこなひてさはりある所は、世界のうちにはあるまじく候。よく〳〵體認してつとめおこなはるべき事なり。(翁問答卷四)

儒道は卽孝道

天神地祇は萬物の父母なれば、太虛の皇上帝は人倫の太祖にてまします。此の

孝の始の本義

單なる肉體の保全にあらず德性の保全を意味す

一念の惡心にておやの身をそこなひやぶると云ふ子細は、孝經に曰く、身體髮膚之を父母に受く、敢て毀傷せざるは孝の始なり。この聖謨の心は我が身にそなはるものは、心も性も身體も毛髮も皆親の心性身體毛髮を受けたるものなれば、身體髮膚も本、我が身體髮膚にあらず、親の身體髮膚なり。身體髮膚の主本たる心性も我が心性にあらず、父母の心性なり。然かる故に、我が身體髮膚をそこなひやぶるは卽ち父母の身體髮膚をそこなひやぶるなり。我が德性をそこなひやぶるは卽ち父母の德性をそこなひやぶるものなり。身體髮膚は器にしていやしく、德性は道にして貴きものなり。いやしき身體髮膚をそこなひやぶるも、大惡逆、大凶德なり。身體髮膚の主本たる天の尊爵の德性をそこなひやぶるは、猶ほ以て大惡逆、大凶德なり。此の道理を明にわきまへて心によく守り、敢て毀傷せざるは孝德を受用する始なりと敎へたまふなり。此の聖謨をよく體察すれば、名利の欲、習心、閒思雜慮などの邪念を克ちすてずして我が德性をそこなふときは、卽ち父母の德性をそこなひやぶること分明なり。孝經この節の終に爾の祖を念ふこと無からんや、厥の德を聿べ修むといへる詩を引いて結びたまふも、此の意を示し給はんためな

悖德悖禮

といふ。其の親を敬せずして他人を敬するものは、之を悖禮といふと戒めたまへり。かくのごとくなる孝德全體の天眞を明にする工夫を全孝の心法と云ふなり。

全孝の心法は致良知に歸す

全孝の心法、その廣大高明なること神明に通じ、六合にわたるといへども、約るところの本實は身をたて道を行ふにあり。身をたて道をおこなふ本は明德にあり。明德を明にする本は良知を鏡として獨を愼むにあり。

良知の普遍

良知とは赤子孩提の時より、その親を愛敬する最初一念を根本として、善惡の分別、是非を眞實に辨ずる德性の知を云ふ。この良知は磨けども磷(うすろ)がず、湼(そ)むれども緇(くろ)まざる靈明なればいかなる愚痴不肖の凡夫心にも明にあるものなり。

愼獨の意義

しかる故に、此の良知を工夫の鏡とし種として工夫するなり。大學の致知格物の工夫これなり。獨を愼むとは、一念のすこしおこる時に良知を鏡とし、よく省察吟味して名利の欲、習心、間思雜慮などの邪念おこるときは、我おやの身をそこなひやぶる不孝の罪人となりて、幽にしては六極莫重の鬼責をうけ、明にしては五刑莫大の肉刑を受くべき魔心なりとおそれ愼み、火急に克ち去つて神明に相通ずる至德の獨樂をもとむる工夫を云ふなり。

書經洪範ニ「一曰凶短折、二曰疾、三曰憂、四曰貧、五曰惡、六曰弱」トアリ、窮極セル惡事チイフナリ。五刑ハ墨、劓、剕、宮、大辟ノ五ノ刑罰チイフ。

孝德の本義を辨ふべし

於四海、無所不通。詩曰。自西自東、自南自北、無思不服。曾子曰、夫孝、置之、而塞乎天地、溥之、而橫乎四海。施諸後世、而無朝夕。推而放諸東海而準、推而放諸西海、而準、推而放諸南海而準、推而準、推而放諸北海而準。詩曰。自西自東、自南自北、無思不服。此之謂也。又曰。衆之本敎曰孝。其行曰養。養可能也。敬爲難。敬可能也。安爲難。安可能也。卒爲難。父母既沒。愼行其身。不遺父母惡名、可謂能終矣。仁者仁此者也。禮者履此者也。義者宜此者也。信者信此者也。强者强此者也。樂者自順此生。刑自反此作。孟子曰。仁之實、事親是也。義之實、從兄是也。智之實、知斯二者弗去是也。禮之實、節文斯二者是也。樂之實、樂此二者、樂則生矣。生則惡可已也。惡可已、則不知足之蹈之、手之舞之。禮記曰。仁人不過乎物。孝子不過乎物。是故、仁人之事親也、如事天。事天、如事親。是故孝子成身。

以上の聖謨賢範をよく熟讀して、孝德の親切、眞實、廣大、高明、無上、無外、至尊、無對にして、孝の外には德もなく、道もなき事を明に辨ふべし。たとひ其の行ふ德よしといふとも、孝德の天眞にそむきぬれば、天威のゆるさゞるところ君子のたつとばざる所なり。しかる故に、孝經に、其の親を愛せずして他人を愛するものは、之を悖德

孝の本體は絶對無限

へ給ふ。さてまた、父子の親をはじめにおき給ひて、朋友の信を終におきたまふこころは、孝は三極の至要、百行のみなもとにして、五典みな孝行なることをしめさんために、父子の親をはじめにをしへ給ひて、さて孝徳をあきらかにするには、朋友の善をせむるをたすけとする事をしめさんために、朋友の信をはりにをしへ給ふ。曾子の友を以て仁を輔くといへるも、このこゝろなり。畢竟五教みな孝行のをしへなり。たゞ凡夫のために五典、十義をわけてしめしたまふなり。至徳要道、三才一貫の心法、よく〳〵受用あるべし。（同上）

孝の本體

夫孝徳は中和を體段とし、愛敬を本實とす。方寸のうちにそなはりて、大靈に充塞し、六合を包羅し、上は無始の往古に達し、下は無窮の未來に徹し、生死幽明有無のしやべつなく、上もなく外もなき神道なるゆゑに、至徳要道となづけたまふ。（同上）

全孝の心法

孝經曰、夫孝天之經也、地之義也、民之行也。天地之經、而民是則之。又曰、天地之性、人爲貴。人之行、莫大於孝、孝莫大於嚴父、嚴父莫大於配天。又曰、孝悌之至、通於神明、光

したがひ、それ〴〵の運命をかんがへて、本分の生理、士農工商のうちを謀りさだむべし。これ子にをしふるの大方なり。（同上）

生理ハ生活ノ道ヲイフ、現今ノ使用法ト異ナリ。

孝は五教の首位

父子の親は萬化の源なり

孝は人極の第一義

父子の親は萬化のみなもと、天叙の本なり。君臣の義は立極の大義、明倫の主本なり。夫婦の別は人倫化生のもと、子孫相續のはじめなり。此の三つのものは、五倫のうちにての綱要なるゆゑに三綱となづけたり。しかるゆゑに三綱を先はじめに論じたまふ。さて三綱のうちにて父子のみちは天性にて、君臣の義を包みたり。そのうへ五倫の道みな孝行の條目なれば、孝は人極の第一義なるによつて、一番に父子有親とをしへ給ふ。君はおやの恩にひとしきゆゑに、おやにつかふる孝をうつして、君につかうまつる忠節となす。其のうへ明倫の主本なるによつて、第二ばんに君臣有義とをしへたまふ。夫婦の別もおもしといへども、君父よりはいやしきによつて、第三番に夫婦有別とをしへたまふ。兄弟は天倫のしたしび、骨肉同胞の愛おもきゆゑに、第四番に長幼有序とをしへたまふ。朋友は異親同氣の兄弟なれども、天倫同胞のしたしみよりはかろきによつて、第五番に朋友有信とをし

乳母の選擇

父母自身の修德

すがごとし。國土の方角、水土の風氣によつて、人間のうまれつき少しづゝかはりありといへども、詞つきには元來京田舍の差別なき故に、赤子のときより京にてそだてぬれば、關東にて生れたるものも京ことばになり、關東にてそだてぬれば、京にて生れたるものも關東ことばになるごとく、をさなきものゝこゝろだて、身もちも、父母、めのとなどの心だて、身もちを見あやかり、きゝあやかるによつて、父母、めのとの德敎を子孫にをしふる根本とす。しかるゆゑに、乳母の人がらをえらび、父母の身ををさめ心をたゞしくして、至孝のみちをくちにかたり、身におこなひて、をしへの根本を培養すべし。

就學

低能兒敎育法

八つ九つにもなりぬる時は、生れつき利根なるものには孝經をよませ、をり〳〵孝經の大意をときゝかせて、道をさとるもとゐとなし、六藝のうち急用なる藝よりそろ〳〵とならはし、才德兼備のをしへを專とすべし。生れつき愚鈍にしてさいとく兼備ののぞみなりがたきには、孝經の義理をいつとなくかたりきかせて、孝經の本心をうしなはずして、好人となるをしへを專とすべし。盛童の時よりのをしへは、師匠と友とをえらぶををしへの眼とす。

職業の選擇

さてすぎはひは、それ〳〵の器用に

ありと云へども、心ねぢけて本心の孝德なきものは、天地鬼神のにくみすてたまふところなれば、一旦えいぐわにほこるといへども、かならず一代二代のうちに子孫絶滅するものなり。たとひせつめつせざれども、あるにかひなき人がらにて、先祖の生性この人にいたりて相續せざれば子なきにひとし。

目前の富貴に執著するは迷なり

まよへる人は、眼前の一たんの富貴ほまれをのみ無上のものなりと思ひて、はじめなく、をはりなき至德の靈寶をばゆめにもしらざるゆゑに、たうざのしあはせだによければ、その外はなにもいらぬものなりとおもひ、本末是非を云ひみだして、無上のたのしみある事をしらず。無下に淺まし。

子孫敎養の道

胎敎

さて子孫にをしふるには幼少のときを根本とす。むかしは胎敎とて、胎內にあるあひだにも母德の敎化あり。いま時の人は至理をしらざるゆゑに、をさなきうちにはをしへはなきものなりと思へり。敎化の眞實を知らずして、たゞ口にて、いひをしへぬるばかりををしへと思ふよりおこりたるまよひなり。

習慣養成

根本眞實の敎化は德敎なり。くちにてはをしへずして、我が身をたてみちをおこなひて、人のおのづから變化するを德敎といふ。たとへば水の物をうるほし、火のものをかわか

慈の道は子の才德を成就するにあり

姑息の愛は不慈にして又不孝なり

子の教養を誤るは大不孝なり

孝と云ふなり。

親の子を慈愛するには道藝を敎へて子の才德を成就するを本とす。當座の苦勞をいたはりて子のねがひのまゝに育てぬるを姑息の愛と云ふ。姑息の愛をば、舐犢の愛とて牛の子をそだつるにたとへたり。姑息の愛は、さしあたりては慈愛に似たれども、その子氣隨になりて、才もなく、德もなく、とりけだものにちかくなりぬれば、畢竟は子をにくみてあしき道へひきいるゝにおなじ。そのうへわがみはおやにうけたれば、すなはち親の身なり。おやにうけたるわが身をわけて、子の身となしたるものなれば、子の身もこんぽんはおやの身なり。子をむざとそだてゝあしきみちへひきいるゝは、おやの身を惡道へおとしいるゝにことならざるゆゑに、子によくをしへざるは大不孝の第一なり。さて又いへをおこすも子孫なり、家をやぶるも子孫なり。子孫に道ををしへずして子孫の繁昌をもとむるは、あしなくて行くことをねがふにひとし。子孫のうまれつきさまざまありて、一概にをしへの法をろんじがたしといへども、まづ道ををしへて本心の孝德をあきらかにするををしへの根本とす。才藝人にすぐれ、しあはせ無類にして、にんげんのほまれ

愼養の道

又めい〳〵の力にしたがひて、十分に心力をつくし苦勞をかへりみず、我が身と妻子の私用を第二にして、一家のうちにての食物の滋味をそなへ、衣服の輕煖をささげ、いかにもよろこぶ色をつくし、父母のうけよろこばるゝやうにとりなし、もしまた、やまひあるときは良醫の療治をもとめ、看病の勞をつくしぬるは、よくやしなふの大がいなり。

幾諫

もしまた父母不義あらば、何となく父母の感悟ある樣にいさむべし。かんごなきときは、是非利害をあきらかにかたりのべて諫むべし。もし父母よろこばずしていかりをなさば、別して色をよろこばしめ、孝を起し、敬を起して、おやのいかりにさからふべからず。かくのごとくいくたびもいさめ、あるひはおやのあひくちの友をたのみていさむべし。おやの道にいり、德のあきらかになるやうにするが、孝の第一なるゆゑなり。

葬祭

父母の天年かぎりありて、ながきわかれのうれひにあたるときは、かなしびのまことをつくし、禮法をもつて葬をなし、喪にゐて哀戚をつくし、宗廟祠堂をたてゝ鬼神につかへ、四時俗節忌日の祭に誠敬をつくして、合莫の孝をおしきはむるを子の

く、あてがひ道あるに孝行なるは、おこなひやすき境界なれば、さして孝行と云ふべきにもあらず。おやのいつくしみあさく、あてがひ無道なるに孝行なるこそ、まことにありがたき孝子なれ。大舜のおこなひ給ふ孝行にてよく體認すべし。昊天罔極の恩たかき親と、毛頭恩なき道行づれの人と同じく思ひなすはあさましきまよひなり。此のまよひふかき人はかならず天罰をうくるものなり。おそれつゝしむべきことなり。

孝行の二大綱

孝行の條目あまたありといへども、畢竟は二箇條につゞまれり。第一には父母の心の安樂なるやうにするなり。第二には父母の身をよくうやまひやしなふなり。

養志と養體

養志の道

父母の心の安樂なるやうにするには、先わが身を修め、心を正しくして好人となり、それ〴〵のすぎはひの所作をよくつとめ、財用を節すれば、父母の心に、子のわざはひにあひ貧窮におよぶべきおそれなし。さて妻子臣妾をよく敎化して、家内の人みな聲をやはらげ、氣を下して父母を愛敬し、かりそめの下知もそむきおこたらず、兄弟一族和睦するやうにすれば、父母の目にふれ、耳に入ること、みな父母の心にかなひて、おのづから安樂になるものなり。

父母の恩は諸恩の根本なり

孝―順德

不孝―悖德

親慈にして子孝なるは常態なり、親不慈にして而かも子孝なるを奇特とす

なし。　また妻妾をたのしむべきものなし。　また子にわけあたふべき身なし。　富貴も妻妾も子も、此の身ありてのたのしみなり。　身をうけたる人は父母なり。　父母此の身をうみたるゆゑに、富貴の外飾をもうけ、妻妾のたのしみをもなし、子をそだて、老後のたすけともすれば、富貴をさづくる人のおんも、根本は父母のおんなり。　何事もみな父母の恩ならざるはなし。　父母の恩は廣大無類にして、おんの大根本なり。　しかるゆゑに父母を愛敬するを本とし、おしひろめて、餘の人倫を愛敬し道をおこなふを、孝と云ひ、順德といふ。　大根本の恩をわすれて、父母をばあいけいせずして枝葉のちひさき恩をむくいんと、他人をあいけいするを不孝といふ、悖德といふ。　悖德の人は、たとひ才能人にすぐれたりとも、眞實の人にあらず。　かならず終には神明の罰にあたるものなり。

おやのいつくしみあさく、不義無道の擬作あるによつて不孝なるをば、まよへる凡夫は實にもとおもひゆるすと見えたり。　一しほまよひのうちのまよひなり。　その仔細は禮儀たゞしくなさけふかくあらば、一日もしらぬ道行づれなりとも、骨肉のおもひをなし、われまた恩をもつてむくゆべし。　しかるときは親の慈悲ふか

不孝は人欲より生す

富貴

妻子に私す

を鑑として、體をたて道をおこなふの大孝を受用すべし。昊天罔極の厚恩をわすれ、心のやみいとくらきを迷といふ。このまよひふかきは烏けだものにもおとれり。烏は反哺の報をおこなひ、羊は跪乳のうやまひをなせり。にんげんの形をうけたるもの、恥ぢおそるべきことなり。心のやみにまよひて孝德のくらきありさまをあらましかたりて、われ人のいましめとすべし。

まよへる人のならひにて、富貴を無上のものとおもひ入り、第一のねがひとすれば、富貴を求むるたすけとなる人をば、かぎりなくうやまひ追從し、惡言のいかりをうけても、堪忍して辱めとせず、父母をばあるなしにあひしらひ、一言の惡口をうけても、はなはだいかりのゝしりてあさまし。あるひは父母にそむきて妻妾を寵愛し、あるひは父母をすてゝわが子をやしなふもあり。もしまた親の慈悲あさく、不義無道のあてがひあれば、うらみをふくみ、あだかたきの思をなせり。富貴をもとむるたよりとなれる人をうやまひ、大切に思ふは、我が身をかざる恩あるによつてなり。妻妾を寵愛するは、わが身のよくをとげてたのしむゆゑなり。子を愛するはわが身をわけたるゆゑなり。この身なければ富貴の外飾をかざるべきしたぢ

恩徳あまりに廣大なるが故に却つて之を忘るるものあり

父母の厚恩を體認せば孝念自ら開發せん

なくよろこびの眉をひらき、もしまた才徳も人に劣り、しあはせもよろしからざれば、おきふしたえずなげきとなせり。（三）

父母かくのごとくの慈愛、かくのごとくの苦勞をつみて、子の身を養ひそだてたれば、人の子の一身、毛一すぢにいたるまで、父母の千辛萬苦の厚恩ならざるはなし。父母のおんとくは天よりもたかく、海よりもふかし。あまりに廣大無類の恩なるゆゑに、ほんしんくらき凡夫はむくいんことをわすれ、かへつて恩ありとも、おんなしともおもはざるとみえたり。人間のかたちあるほどのものは、いかなる愚痴不背のしづのを、しづのめにいたるまでも、一飯の恩をむくいんと思はざるはあるまじ。恩をむくいんと思ふは孝徳のほんしんあるゆゑに、そのはづれのすこしくあらはれたるものなり。本心の孝徳ありて父母のおんをむくいんことをわすれぬるは、人慾の雲におほはれ、明徳の日のひかりくらく、心の闇にまよふゆゑなり。九牛の一毛をいひのぶる父母の厚恩をよく體認して、一飯のおんにくらべてみれば、人慾の雲はれ、明徳の日のひかりあきらかにして、父母の厚恩を報いんと思ふ本心の孝念かぎりなく開發すべし。この一念をもて孝行のはじめとなし、孝經の聖謨

置ける所以

孝德を全うせんには父母の恩を知るべし

懷孕中の苦惱

分娩の苦惱

哺育の劬勞

教育の心づかひ

配偶の選樣

立身を希ふ

は人間百行の源、人倫第一の急務なるゆゑに、聖人の五教に、父子親ありと第一に說き給へり。　孝德を明にせんと思ふには、まづ父母の恩德を觀念すべし。

　胎育のはじめより十箇月のあひだ、母は懷孕のくるしみをうけ、十病九死の身となり、父は孕子の保全、產育のあんをんなるべき事を願ひうれひて、千辛萬苦をこころにわすれず、臨產の時にいたりては母の身はきりさくほどの惱をうけ、父の心は煩熱のくるしみをいだけり。　幸にして母子あんをんなれば、一命再續のよろこびをなし、母はぬれたるしとねにふして子をばかわける裀にふさしめ、子よくねぶりぬれば、母の身屈伸をなさず、身あかづきけがれても、ゆあび、かみあらふべき暇もなく、衣裳、身のつくろひなどいととりみだし、子の安穩を思ふよりほかは他念なし。若し少しにてもやみぬれば、醫をもとめ、神にいのり、身をもてかはらんことを思ふ。乳哺三年のあひだ、父母の辛勞そのかずを知らず。

　入學のとしになりぬれば、師をもとめ、道ををしへ、藝をならはせ、才德は人にすぐれんことをねがひ、既に有室のとしにいたりぬれば伉儷をもとめ、家業を立て、とみさかえんことを謀りねがひ、その子才德人にまさり、しあはせもよく、榮えぬれば、限

一言一行も義に合はざれば不孝なり

我が本心たる孝徳の中に天地萬物存す

身は心より出づ

道徳の自律

道徳を細別せば五典十義となる

孝を五教の首位に

おそるゝもみな不孝なり。一言のいつはりも不孝なり。まして不義無道を身におこなひ、死すべきところにて死せず、死ぬまじき所にていぬ死をなし、とるまじき物をむさぼり、とるべき物をとらずして飢寒におよびなどするは、みなもつてのほか大なる不孝なり。心にかけてつゝしみまもるべきことなり。此の道理をしりあきらめて心にまもり、身におこなふを儒者の學問と云ふなり。世間にがくもんする人はたくさんあれども、此のほんいをさとり得たる人まれなり。(同上)

孝徳の本有及び孝徳實行の道

天地萬物皆神明靈光のうちに造化するものなるによつて、わが心の孝徳あきらかなれば、神明に通じ、四海にあきらかなる故に、天地ばんぶつみなわが本心孝徳のうちにあるものなり。まよへる人は心は身のうちにばかりありと思へども、根本は心の内に生れ出でたる身なり。然る故にさとりたる眼には内外幽明有無の差別なし。五倫の道を外とみて厭ひすて、内外幽明有無の二見をたつるは、さとりに似たるまよひなり。五倫の道をこまかに分ちて論ずれば、五典、十義となれり。先づ子の孝行と云ふ

五典ハ五倫ニ同ジ、十義ハ更ニ分チタルモノ。禮記ニ曰ク、父慈、子孝、兄良、弟弟、夫義、婦聽、長惠、幼順、君仁、臣忠、十者謂二之十義一。

庶人の孝

勤儉、遵法、修身、養親

明德を孝行の本意とす

人あひやはらかにねんごろにして、たちふるまひ、ことばつきいやしからず、心だて身もち義理にかなひ、簡要の禮法、藝能などうと〳〵しからず、軍陣にのぞむか、又は君長の難にあふ時は樊噲をもあざむくほどの武勇をいだし、武功をたて、その祿位をたもちて祭祀をまもりぬるは、さふらひの孝行の大がいなり。(同上)

庶人の孝

農工商いづれもその所作をよくつとめおこたらず、財穀をたくはへ、むざとつかひ費さず、身もち心だてよくつゝしみ、公儀をおそれて法度にそむかず、我が身妻子のことをば第二とし、父母の衣服、食物を第一におもひ入り、心力をつくして及ばぬきはをも調へて、父母のうけよろこばるゝ様にもてなし、よくやしなふは、庶人の孝行なり。(同上)

孝の本義

畢竟は明德をあきらかにするがかう〳〵のほんいにして候ふゆゑに、心にむさとしたる一念をおこし、あるひは怒るまじき事にはらを立て、よろこぶまじきことをよろこび、ねがふまじき事をねがひ、悔いまじきことをくやみ、おそるまじき事を

そのたのしみをたのしむやうに萬民を愛敬すれば、四海みなその德敎に化し、德澤にうるほひて、家ごとに孝子、國みな忠臣となり、天下一統に治まり、萬國のよろこぶ心を得て、その先王につかへ給ふは、天子の孝の大概なり。(同上)

卿大夫の孝

卿大夫の孝は職分に忠實なるにあり

其の位の職分に愛敬の孝德をあきらかにするが卿大夫の孝行なり。心をたゞしうし、身を修め、假初の行跡も人の手本となり、言葉一つもあだならぬ樣によくつゝしみ、君のため、天下のため、國のためのみ思ひいれ、我がわたくしのいとなみ、利害のはかりごとをば露ほども心にかけず、治まりたる時は天下國家あんをんのまつりごとをなし、みだるゝ時は大將となりて軍兵をさしつかひ、軍法よくこゝろえ、謀をめぐらし、百戰百勝の功をたて、よく其のくらゐをたもちて、その宗廟をまもりぬるは、卿大夫の孝の大がいなり。(同上)

公利を重んず

義勇奉公

士の孝

士の孝

かりそめにも二心なく、わが身をすてゝ君を愛敬する心をうしなはず、それ〴〵の職分をよくまもりつとめて、その長をうやまひ、傍輩にたのもしく、いつはりなく、

行道の意義

孝行の總領と條目

一擧手一投足皆孝道の中にあり

孝なき人は眞の人にあらず

天子の孝は天下を平治し皇運を振張するにあり

る身をもつて、人倫にまじはり、萬事に應ずるを道を行ふといふ。かくの如く身を立て道を行ふを孝行の總領とす。親には愛敬の誠をつくし、君には忠をつくし、兄には悌をおこなひ、弟には惠をほどこし、朋友には信にとゞまり、妻には義をほどこし、夫には順をまもり、かりそめにもいつはりをいはず、すこしの事も不義を働かず、視聽言動みな道にあたるを孝行の條目とするなり。かるがゆゑに、一たび手をあげ、一たび足をはこぶにも孝行の道理あり。人間千々によろづのまよひ、みな私よりおこれり。わたくしは我が身をわが物と思ふよりおこれり。孝はその私をやぶりすつる主人公なるゆゑに、孝德の本然をさとり得ざるときは、博學多才なりとも眞實の儒者にあらず。まして愚不肖は禽獸にちかき人なるべし。(翁問答卷一

天子の孝

愛敬の孝德を天下に明にするを天子の孝行とす。先みづから其の德を明にして萬化の大本を立てさだめ、賢人を愛敬して宰相となし、善人をあいけいして器量にしたがひ、それ〴〵の官職をさづけ、小國の臣下をもあなどりわすれず、禮樂刑政學校のをしへいと正しく、天下人ごとにその本心の孝德をおこし、その利を利とし、

孝の道理は萬物の中に具はれり

孝と身とは一體なれば、立身行道は卽ち孝の實行なり

立身の意義

(一)我が身は父母の身なることを知る

(二)我が身の本源たる太虛神明の本體を明らむ

孝卽身

元來孝は太靈をもつて全體として、萬劫をへてもをはりなく始なし。孝のなき時なく、孝のなきものなし。全孝圖には太虛を孝の體段となして、天地萬物をその中の萠芽となせり。かくの如く廣大無邊なる至德なれば、萬事萬物のうちに孝の道理そなはらざるはなし。就中、人は天地の德、萬物の靈なるゆゑに、人の心と身に孝の實體みなそなはりたるにより、身を立て道を行ふを以て工夫の要領とす。身を離れて孝なく、孝を離れて身なきゆゑに身を立て道を行ふが孝行の總領なり。親によく事ふるも、則ち身を立て道を行ふ一事なり。身を立つると云ふは、我が身はぐわんらい父母にうけたるものなれば、我が身を父母の身と思ひ定めて、かりそめにも不義無道を行はず、父母の身を我が身と思ひさだめて、いかにも大切に愛敬して、物我へだてなき大通一貫の身を立つるなり。さて元來をよくおしきはめてみれば、わが身は父母にうけ、父母の身は天地にうけ、天地は太虛にうけたるものなれば、本來我が身は太虛神明の分身變化なるゆゑに、太虛神明の本體をあきらかにしてうしなはざるを身を立つると云ふなり。太虛神明の本體をあきらめたてた

忠　仁

慈　悌

惠

順　和

信

生理的現象も亦孝の作用なり

孝道は卑近にして又高尚なり

愛敬するを忠°となづく。禮儀たゞしく臣下をあいけいするを仁°となづく。よくをしへて子を愛敬するを慈°となづく。和順にして兄を愛敬するを悌と名づく。善をせめて弟をあいけいするを惠°となづく。正しき節を守りて夫を愛敬するを順°となづく。義をまもりて妻をあいけいするを和°となづく。僞なく朋友を愛敬するを信°となづく。一身を以ていへば、耳目の聰明、四肢の恭重、行住坐臥の法則、皆孝德愛敬の感通ならざるはなし。かくのごとく親切なる道德なれば、いかなる愚痴不肖のしづのを、しづのめ、膝下の赤子までも、よく知りよく行ひ、さてまた至極の全體は聖人といへどもつくしがたきものなり。まことに不二の要道無雙の重寶なれども、卞和が璧となりて世俗の闇をてらさざること、なげかはしきことなるべし。(翁問答卷一)

韓非ニ曰ク、楚人卞和、玉璞ヲ荊山ニ得、奉ジテ之ヲ厲王ニ獻ズ。厲王玉人ニ之ヲ相セシム。玉人曰ク石ナリト。王和ヲ以テ誑スト爲シテ其ノ左足ヲ刖ル。厲王薨ジ武王位ニ卽クニ及ンデ、和マタ其ノ璞ヲ奉ジテ、之ヲ武王ニ獻ズ。武王玉人ニ之ヲ相セシム。又曰ク石ナリト。王マタ和ヲ以テ詐クトナシ其ノ右足ヲ刖ル。武王薨ジ文王位ニ卽ク。和乃チ其ノ璞ヲ抱キテ荊山ノ下ニ哭スルコト三日三夜。涙盡キテ之ニ繼グニ血ヲ以テス。王之ヲ聞キ人ニ其ノ故ヲ問ハシム。曰ク、天下ノ刖ラル、モノ多シ、子奚ゾ哭スルノ悲キト。和曰ク、吾刖ヲ悲ムニアラザルナリ。夫レ寶玉ニシテ之ニ題スルニ石ヲ以テシ、貞士ニシテ之ニ名ヅクルニ詐ヲ以テスルヲ悲ム。此レ吾ガ悲ム所以ナリト。王乃チ玉人ニ其ノ璞ヲ理メシメタルニ、果シテ玉ヲ得タリ。遂ニ命ジテ和氏ノ璧トイフ。

終の神道なり

ては人の道となるものなり。元來名はなけれども衆生に敎へしめさん爲に、むかしは聖人その光景をかたどりて孝となづけ給ふ。それより此のかた愚痴不肖の賤男賤女に至るまでその名をば知るといへども、その眞實の道理をば老師、宿儒、知見拔群の人さへさとり得ること稀なり。

世俗に所謂孝は淺近なり
孔子が孝經を述作せし所以

然るゆゑに世俗孝は親に事ふる一事となして、淺近の道理なりと思へり。孔子なげかはしくおぼしめして萬世の心盲をひらかんために、孝德神妙不測廣大深遠にしてはじめなくをはりなき神道を孝經に發明したまふ。

孝德の用は愛と敬との二

孝德の感通をてぢかくなづけいへば、愛敬の二字につゞまれり。愛はねんごろにしたしむ意なり。敬は上をうやまひ下をかろしめあなどらざる義なり。

愛敬の萬事に通ずることを明す鏡の物を映すが如し

孝はたとへば明なる鏡の如し。むかふものの形と色とによつてかゞみのうちの影はしなぐかはれども、あきらかにうつす。鏡の體はおなじものなり。そのごとく父子君臣の人倫にあるまじはる事は、千々よろづにしなかはれども、愛敬の至德は通せざるところなし。

孝は五倫の根本

あらまし大概を論ずるに、先五倫をもていへば、親を愛敬するが感通の根本なる故に、本分の名をあらためず孝行と名づく。さてそれより感通の景象によつて名をたてをしへを示したまふなり。二心なく君を

父母の本は之を推せば始祖に至る。始祖の本は天地なり。天地の本は太虛なり。一祖を擧げて而して父母、先祖、天地、太虛を包む。(孝經啓蒙)

其の親を愛する心は天下に於て憎むものなし。其の親を敬する心は天下に於て慢るものなし。愛敬親に事ふる一心の上に盡して、天地同根萬物一體の性命明かなり。一日も私慾亡びて天理存する時は、其の大を尋ぬるに外なく、其の小を見るに內なし。僅に始めて仁を云ふべし。義は孝の勇なり。禮は孝の品節なり。智は孝の神明なり。信は孝の實なり。(孝經心法)

這箇是れ人根、若し此の心を滅却せば、其の生や無根の草木の如し。倏ちにして死せざるものは苟に幸に免るゝ而已。

こは是れ三才の至德要道なり。天を生じ、地を生じ、人を生じ、萬物を生ず、只是れ此の孝。學とは此を學ぶのみ。孝何に在りや。吾が此の身にあり。身を離れて孝なく、孝を離れて身無し。身を立て道を行へば四海に光り、神明に通ず。

孝の體と用

此のたからは天にありては天の道となり、地にありては地の道となり、人にあり

第二篇　孝道に關する論說

第一　日本の部

孝道

中江藤樹

孝の原理（標題ハ編修ノ定ムル所、原書ニアルニアラズ、以下同ジ）

孝は天地未畫の前にある太虛の神道なり、天地人萬物皆孝より生せり。（孝經心法）

神理の含蓄する所を孝とす。言語を以て名づけ云ふべからず。强ひて象を取りて孝と云ふ。（孝經心法）

自己の德性は乃ち父母遺體の天眞なり。是を以て吾が性を養ふは親を養ふ所以なり、吾が性を尊ぶは吾が親を尊ぶ所以なり。かゝれば大孝の精髓は膝下に在ると否とを論せず。

孝は混沌の中にあり。太虛本體の神靈の方寸にあるものを孝と爲す。所謂未發の中とは是なり。故に曰ふ、孝は混沌の中にありと。（孝經援神契ノ語ヲ引用セシナリ）

昨夜三更夢　分明返深草　夢覺久不寢　已寢不知曉
憶得母愛吾　未異在懷抱　一日不相見　如人喪至寶
我亦聞之佛　孝順爲至道　奉養二十年　我志尚未了
苦哉多病身　甚矣母之老　我心常多樂　思之樂也少
低頭掐念珠　舉頭送歸鳥

余作懷母詩。吟已乃命紙筆。墨痕未乾。吾母忽然而至。余驚起。迎駕於階上而執手相喜。而吾病來殆四十日。偶於此日淨髮澡浴。輕著單衣。灑々落々。如不曾病者。母熟視且悅甚。於乎吾一念相思。而母卽至。豈無所感哉。又作詩記喜云。

憂懷不可掃　徒矣憶母詩　詩就拭淚睫　吟罷更相思
再吟使人寫　人何解吾悲　寫已墨未燥　慈母忽然來
恍惚初疑夢　非夢復奚疑　煮茶陳山菓　燒筝具雲糜
不能老萊舞　諧笑學嬰兒　奇哉憶母處　應念如相期
慈母兮慈母　亦似無緣慈

（元　政）

るに至ることは最も必要なることであらうと思ふ。殊にこの二事は最も今日廢れて居るを以て、識者の大いに注意し研究するに至らんことを希望せざるを得ない。

事父母自不足者其舜乎。不可得而久者事親之謂也。孝子愛日。

（揚子法言）

道人在敬。敬固爲終身之孝。以我軀爲親之遺也。一息尙存。可忘自敬乎。

（佐藤一齋）

親歿之後吾軀卽親也。我之養生卽是養親之遺。不可認做自私。

（佐藤一齋）

今日普通の家に於てはその先祖と稱すべきものは、數代若しくは十數代を溯るに過ぎない。その系圖を辿つて數百年の昔に至るといふことは多くの場合不能のことである、況して建國の初に至り、天祖に及ぶといふことは出來ない。去かしながら我が國の歴史は我々の祖先も皇室と其の本を同じうするといふことを我等に語つて居る。さすれば中間の祖先は明でないために其の祭を爲すことは出來ないとしても、其の最初に溯り天祖を祭ることは當然爲さなければならぬことである。之を孝道の上よりいふも、溯つて數代若しくは十數代に至つて止まるのは謂のないことである。遠く其の源に溯るは當然である。故に孝道より云ふも國民は皆天祖を祭るべきである。今日も神宮司廳は毎年大麻を頒布して居る、之を受くる所の家に於ても唯之を神棚に安置するに止まる。特にその祭式を營むといふことはない。或は燈明を點じ、酒饌を供することがあるけれども、例へば宮中に於て行はせらるるが如き特別の儀式を擧げない。かかる儀式も弘く行はるるに至ることは、孝道の實現上希望すべきことである。之を要するに、喪祭の二事に關しては大いに考究を悉し、時勢に適應したる儀式の定まるあつてその行はる

毎に祖先の年忌を營む。即ち溯つては千年、千五十年、千百年忌等の法事がある。神祭に於ては期祭、三年祭より十年祭に至り、爾後十年毎に祭式を擧げ、百年以後は五十年毎に祭を行ふを例とする。儒祭に於ては春夏秋冬の仲月に於て、或は夏冬を略して春分、秋分に行ふのが例である。我が國民の多數は佛式に依るが故に、今日なほ之に由つて三年、七年等の年忌を行ふものは尠くないやうである。然かるに系圖の十分明確ならざるにも由るのであるけれども、二百年、三百年の昔に溯り祖先の祀を爲すことは極めて稀である。祖先崇拜は我が國俗であると稱し、又我が國體の基く所であると稱するのである。然かも家々その祖先を祭るといふことは、あまり實行せられて居らぬ。これは孝道の趣旨よりいふも甚だ遺憾とせざるを得ない。かかる祖先の祭式にも大凡一定の儀式が定まり今後弘く行はれるやうに至らんことを希望する。かく祖先の祭を爲すと云ふことは決して宗教的のことでもなく、又素より迷信的のことでもない。歐洲には數百年前に創立された大學があるが、此等が其の三百年祭、四百年祭等の儀式を擧ぐる等は今現に見る所である。我が祖先の祭を爲すはそれよりも尚ほ當然のことである。

摸したものであるが、似て非なるものである。斯の如き習慣はひとり父母の喪ばかりでなく、他の親族の場合に於ても、稍、同じであるが、孝道を重しとする我が國に於て喪服の制全く廢れて毫も之を怪むものの無いといふのは、之を西洋に見て不思議なる對照である。今日は儀式と云ふ儀式は皆廢れて居る時代であるから、據ろないと云ふものの、喪服の制は將來必ず行はるるやうにならなければならぬ。彼の葬式の當日だけ喪章を帽につけ、腕に卷く風も全く彼を摸して、而かも其の日に止まるのは全きを得たものではない。況して西洋と異つて、父母死後の孝養を敎ふる所の我が國に於ては、喪中の間、著服を著用するの習慣が起らなければならぬ。

次に父母の死後長き期間を經たる後、之が追遠の誠を致し、又祖先の祀を爲すこゝに就いて一言したい。この點に關しても、維新前には定まれる習慣があつた。その式には佛敎に依るもの、神道に依るもの、並に儒敎に依る三種がある。佛式によれば父母一週忌の法事を營む外、三年、七年、十三年、十七年、二十五年等年忌の一定したものがある。更に遠くは卅三年、五十年、百年忌等の法事あり、爾後通常五十年

り喪に居るものは喪服を著用する習慣があり、制度があつた。これは當然のことである。古代我が國に於て國民は喪に丁つては藤衣を著くる風があつた。その官あるものはそれ〴〵喪服の定めがあつた。然るに今は共に廢れて唯わづかに葬式の當日喪主並に親族が特別の服裝を爲すに止り、翌日よりは通常の衣服を著けて怪まないことになつた。支那に於ては古は素より今日に於ても喪服を著する習慣がある。高位高官の人にして常に綾羅を纒ふものも喪に當つては粗末なる麻服を著、その色合のごときも目立たざるものに一定して居るやうである。歐米諸國に於ても喪服を著用する習慣があり、多くは一年間、上下衣ともに黑色の服を以て喪服として居る。この外、帽子にも喪章を附し、腕にも喪章を捲く。その喪服を著、喪章を附くる期間は一ヶ年を通常とし、六ヶ月を下らないやうである。之に加ふるに名刺も黑の輪廓を附したるものを用ひ、封筒にも、又書箋にも黑の輪廓を附して一年間は之を用ひるのを例として居る。されば世間はその人の喪中にあるを認め、交際場裡に出でざるを以て當然のこととして居る。我が國では今日葬儀の通知だけに黑の輪廓を附した封筒、書箋を用ひるやうになつた、これは彼を

以後の事で、新を喜び舊を嫌ふ氣風の影響を被つた爲であらうが遺憾のことである、又西洋の風に照して見て恥づかしいことである。若し今日の狀態を以て變則にあらずとしたならば、孝道を以て我が道德の特色なりといふことは虛妄なりと謂はなければならぬ。早く人情の本體に復し孝道の趣旨に適ふやうにならんことを希望する。

因に公職ある者の除服出仕といふが如きも、他の親族の場合は兎に角、父母の忌服に就いては少くも二三ヶ月の期間喪に服せしむるやうにありたい。是れ孝道の趣旨を貫徹せしむる所以である。或は今日の如き繁劇なる社會に於て斯かる悠暢なることを許さぬといふ者もあるかも知れない。然しながら是れ世道人心に關する事柄である。徒らに實利實益の點のみより見ることはできない事柄である。

悲、內にあれば必ず表に表はるるものである。我等が日常纏ふ所の衣服は單に寒暑を防ぐためばかりではない。故に縞柄の心に適するものを擇び、色合の眼を喜ばしめるものを選ぶは素よりその所である。然らば、喪に居る期間平素の衣服を脫ぎ捨てて喪中相當の衣服を著用すると言ふは自然のことである。故に古よ

受けて職務を執るに至ること平素と異ならない。従つてその人は爾後普通の交際を爲し、公の會合等にも出席して憚らない。元來喪に居るといふことは哀心悲哀を懷き多くは閉居して通常の交際を避け、身には麁服を著けて以て謹愼の意を致すことである。その官職あるものにあつては、長く事を執らないといふことは出來ないにしても、心は常に喪に服するつもりで、娯樂等に遠ざかるべきは洵に自然のことではないか。親の喪に丁る場合に就いて言へば、孝道の趣意より言ふも然らざるを得ない。然るに今日は親の喪に丁つても二三週間の後は全く平生と異る所なく、何人も之を見て怪まないといふのは不都合のことではあるまいか。

孝道の我が國の如く盛んならざる西洋に於ても父母の死後一年間は其喪に居り、此の間は喪服を著け、公の集會娯樂の場所等には決して立ち入らないと云ふ習慣が儼として存して居る。蓋し人情の自然であつて、自ら孝道の趣旨に適うて居る。孝道を以て我が國民道德の特質なりと稱する我が國に於て、父母の死後其喪に居る期間の極めて短くして、忽ちに平素と異ならない行動を爲す如きは、洵に人情の自然に反し、孝道の趣旨に悖るものと言はなければならぬ。斯の如きは維新

死後葬儀を終つた後、死者に對する悲哀の情は直ちに去るものではない。故に或る期間その哀に居るといふは人情の自然であつて、その親に於ける場合より言へば孝道の一端である。されば儒敎に於ては三年の喪を說く。儒敎の勢力ある支那に於ては、この喪の制は今日尙ほよく行はれて居る。そは或は形式を存するに止まるとも評することが能きるかも知れぬが、兎に角支那に於ては今日尙ほ父母三年の喪に服する者がある。我が國に於ても昔は三年の喪に服するを一般の制となして居つた。然かるに大寳令に至つて、三年の喪を一年に短縮して今日に及んで居る、現行の忌服令なるものは大體之に依つて居る。維新前にはその忌服の制に武家京家の二種あつたが、明治七年十月に至り、京家の制を廢する布告が出でた。卽ち爾後武家の忌服令が行はれて居る形である。法律規則を以て忌服卽ち喪の制を定むる當否は別問題として、或る期間哀に居るといふことは古よりの習慣であつて、又人情の自然に出づるものであらう。然かるに今日は忌服の制は殆んど有名無實となつて居る。その官職あるものにして喪に當つたときは、定式の忌服を受けると屆け出づるけれども、一二週間にして多くは除服出仕なる辭令を

者哀悼の精神を沒却し、親の場合に於ては孝道の趣意にも背くことがあるから、之を一大弊風であると云ふのである。普く死亡葬儀の通知を發するが如きその煩累は大いなるものである。之が爲に家内は混雜を極めて遺族は落著いて柩に侍し、往事を追懷し、悲哀の誠を盡すことが出來ない。知人朋友は同情を表して憂愁を分たんが爲に集まるのでなく、葬儀に關する諸般の事務を處理せんが爲に來り助くるのである。故に不幸の前後より葬儀を終るに至るまで一家の中の混雜は名狀し難い。これは一般の葬儀に就いて、いうたのであるが、予が親を葬る場合に於ても同樣である。之を要するに、今日の葬儀は其の形を見れば甚だ盛大で厚葬の趣旨に適ふやうであるけれども、葬儀の精神は全く失はれて居るかと思ふ。世間一般かくの如き葬儀を營んで怪まないことは孝道に不利なる影響を及ぼす虞があると思ふ。何となれば、父母を失つたる悲は悲哀の極であつて之を哀むは當然のことであるに拘らず、混雜に紛れ、俗事に心を奪はれてその悲を忘るるが如き狀あるは、孝道の趣旨に適はないものといはんければならぬ。予は孝行の趣旨に適ふ所の葬儀の行はるるに至らんことを、孝道の爲に切に希望するものである。

よい。一見すれば、厚葬の趣旨に適うて居るというてもよい。殊に父母を葬るが如き、成るべく之を厚くするは、孝子の情に於て當然のことである。今日の葬儀は果してその趣旨に適うて居るものであらうか。世間往々今日の會葬者の不謹愼を咎めその行列の中にある際又は式場に於て談笑するを非難するものが少くない。實に葬儀は悲哀の極であるといふべきものである。死者及び遺族に同情を表し、その悲哀を分たんが爲に會葬したるものは、自ら肅然として愁ふる容のある筈である。然かも多くの葬式に於て談笑して毫も愁色なき會葬者の多きは、想ふに死者及び遺族に對して眞の同情を有せず、從つて其の悲哀を分つ爲に會葬したのでないからである。されば今日葬式の一事だけは立派に存在して居るやうであるが、實は意味のない虛式になつて居ると云はなければならない。即ちその存するは其の存せざると大なる相違はない。葬儀にして幾んど存せざるも同じであるとすれば、孝道は此の一角に於て少くも崩壞したと云はなければならぬ。

今日の葬儀を華美にし、會葬者の多きを以て誇とする風あるは一大弊害である。予は之を華に流れ實に遠ざかると云ふ邊より云ふのでない、葬儀の本旨を失ひ死

づた。總じて冠婚葬祭は人生の大事として最もその儀式を重んじたものである。維新以後是等の儀式は何れも破壞されてしまつたというてもよい。元服の式の如き、今日は民間には全く其の跡を絶つたといふ有樣である。曩に皇室令を以て皇族の成年式を定められたが、斯の如き儀式は國民一般の間に行はれてもよいことである。結婚に至つては、その式を擧ぐることは今日も猶ほ一般に行はれて居るというてもよい。然るに多くは簡略を旨とすると稱し、略式に依るといひ、區々にして一定する所がない。儀式にして一定する所がないとしたならば、殆んど式と名づくることは出來ない。故に今日多くの場合に於て見る所の結婚の式なるものは、實は式と名づくべきものではないというてもよい。祭式の如きも其の宮中に行はせらるるものは今日尙ほ古の制を存するけれども、民間各自の家に於て行ふべきものは漸次廢れて、僅に舊慣を重んずる家に於て稀に見る所で、それさへも年と共に益、廢れんとして居る。葬式に至つては、他の冠婚祭等と異つて、今日獨り相當に行はれて居るというてもよい。その儀式の爲に多額の費用を投ずると、裝飾を華美にすること、會葬者の多きこと等に至つては以前にまさるというても

附論

喪祭を論ず

喪祭のことは孝道の餘論でなく、孝道の内で論ずるのが當然である。唯茲には叙述の便宜上これを附論となしたのである。且つ喪祭に關する著者の意見は大略茲に述べた如くであるが、そは多くは希望に止まつて、更に喪祭の沿革等を研究した上でなくては十分の意見は立て難い。かた〲附論とし、別に論じたのである。

孝は生に事ふるのみを以て全うせらるるものではない。父母死後の孝がある。更に溯つて祖先に崇敬の意を致すも、亦孝道である。卽ち喪祭は孝道と別なものではない。

人の死するときは尊屬親と云はず卑屬親にても必ずこれが葬式を營むことは、何れの國の風俗に於ても見る所である。況して父母の死に當つては相當の儀式を備へて之を葬るは當然のことである。我が國古はその儀式嚴格に一定して居

孝は人の自然の性に基き、その理由を聞くことを俟たないで實行する所であるが、之を現今の倫理學說に照らして觀ても、孝道は亦理由のあることであると云ふべきである。されば此の點より云ふも、孝道の大切なることは了解せらるる次第である。

なんぼほど強い角力の關取も
親にはまけて見事なりけり

いが、しかし又その一方の極端に馳せて理性を偏重する弊に落ちた。然かるに感情も理性も共に人性の一部であつて、何れも偏輕偏重すべきものでない、道德の理想とする所は人性に具れる諸性能の調和的發展である、卽ち人格の完成であるとするのが自我實現說の主張である。此說によれば、人は單なる快樂慾の滿足を求むるのではなく、又克己制慾をのみ事とするのでもなく、その本性なる諸性能を最もよく發展せしむるのを理想とするのであるから、その要件として身體の發育に注意し、知能を磨き、道德の修養を積み、入りては家族と團欒の樂を偕にし、出でて社會の公衆と交りて、比せず、同せず、適なく、莫なく、義のある所に從て行爲し、事を執ること忠實勤勉に、君に事へて忠義の誠を致し、己が天禀の長所に從て、社會の事業を分擔し、全力を捧げて之に從事し、己の特長を出來得る限り發達せしめなければならぬ。素より名を求めてしかするのではないが、身を立て道を行ふ結果は自然に其の名世間に揚がり後世に傳はり、父母の名を顯すことになる。これ孝道の極致とする所ではあるまいか。

斯の如くいづれの倫理學說から觀ても、孝道の實行は理由のあることである。

ことがあつたならば、まことに不孝の極といはなければならぬ。又克己說は人際の品位を尙び、自他の人格を尊重すべきことを敎ふるのであるが、この點も亦孝道とよく一致する。父母に對する尊敬は孝道の一要素である。何事にもあれ子女の將來の生活を規定するものは、父母の膝下に於て習ひ得た德性に基くことが多い。父母を尊敬することをすら知らないものは、他人を尊敬することを爲ない。其の親の他人に尊敬せられるを見て大いに喜ぶのは孝子の常情であるが、我が親の人に尊敬せられんことを欲するものは、己先づ人の親を尊敬せなければならぬ。其の子が人に侮辱せらるるのを見て悅ばないのは世間の親の常であるが、己よく人に尊敬せられて親の悅びを得んと欲せば、己先づ他人を尊敬せなければならぬ。動あれば反動ありとは物質界に於てのみ眞なるのではない、人事界に於ても猶ほその通りである。よく克己節慾して己の品位を維持し、他人の人格を尊重するのは、克己說の主張する所で、また親に對する道である。

(五) 自我實現說より觀たる孝道。 快樂說が感情を偏重するに反對して云つた克己說はよく人の品位を維持する上に於て大に貢獻する所があると云つてよ

(四)　克己說より觀たる孝道。　快樂說に對立して克己說と云のがある。快樂說は快樂卽ち感情の滿足を以て究竟の目的とするが、人には感情の外に理性がある。理性を無視し、感情にのみ從うて行動したならば、勢ひ放縱の生活となり、遂に自他を害する結果を見るのであらう。感情は人も動物も共に具ふる所であるが、理性は人間の特質である。理性によつて感情を制御して行く所に人の人たる所以の品位が保たれる。克己は卽ち道德上の善であると主張するのである。誠にその所說の如く感情は盲目的のものであるから、理性の統御がなかつたならば、人は放縱に流れるであらう。而して放縱なる生活は親の心を安んずる所以ではない。孟子は不孝の場合を數へて、遊惰、博奕、貪婪、放恣、鬪狠の五つであるとしたが、是等は何れも克己心なく、感情に從ふによつて生ずる所である。孝經にも、上に居つて驕らず、下に居つて亂れず、醜に交つて爭はないのが孝道の消極的條件で、この驕、亂、爭の三者を除かなければ、每日牛羊豚の美肉を備へて親を養ふとも不孝たるを免れないと說いてあるが、ここに謂ふ所の三者は皆克己心の缺乏から生ずるものである。若し夫れこれら放縱の生活の爲に家產を蕩盡し、父母の孝養を闕く如き

は多少の抑損を爲しても父母に對して孝養を盡し、父母の悅ぶ態を見て、與に俱に樂む方がよほど優つて居る。又己の一家のみならず、一鄕一國のもの、皆相俱に樂しく暮すのは更に望ましきことである。己の一家は幸福であつても、世に鰥寡孤獨不具癈疾の賴る所なきものが多く存するとしたならば、かゝる社會は健全な社會ではなく、かかる社會の一成員たる己もまた眞に幸福なりとはいはれない。故に是等のものの爲には社會國家の事業として特別の施設をなし、彼等不幸の輩を收容することに努めなければならぬのは素よりであるが、一般民衆に孝道の觀念が薄かつたならば、いかに努むるとも其の施設の行きわたることは出來ない。よし此等の設備が大いに發達して彼等不幸の輩が悉く收容されるにしても、そは自然の血緣によつて繫がれた家庭生活の如くに人生の幸福を享樂することのできないのは言ふまでもない。若し孝道がよく行はれたならば、世の無告者の數は著しく減少するであらう。されば社會全體の幸福を增加せんが爲には孝道の振興に俟つ所が極めて多い、從つて孝道の實行は功利主義の立場から見ても大いに望ましいことと言はねばならぬ。

行の模範を示しておかねばならぬ。人生の快樂はさま〲であるけれども、家庭生活より得る所の快樂は其の最も大いなるものである。而して家庭團欒の樂を全からしめんが爲には、家族間の諧和を第一要件とし、家族間の諧和は、よく孝道を實行することによりて得られる。若し子女たるものが、父母に不從順であり、老親を邪魔物扱にするやうでは家族間の諧和は到底期することができず、從つて己の快樂も減殺せらるることになる。されば利己主義の立場から見ても孝道は實行すべきことである。

極端な利己主義は現今に於ては殆んど信ずる人がない。利己主義よりもずつと穩健な快樂説は功利主義と唱へられる一派の説である。人は社會的に生存する者であり、社會の人々は皆己と同樣に快樂を欲望するものであるから、他人の快樂を無視して己一人の快樂を得んとするのは甚だ謂のないことである、人は己の快樂と同時に公衆の快樂の增加せんことを目的として行爲しなければならぬとするのが此の派の主張の要點である。洵に古人も言つたやうに、己一人樂むよりも、人と與に倶に樂むほど愉快なことはない。己一人の慾望を充足せんよりも、己

い、必ずや人々と共に社會的に生活しなければならぬ。而して社會的に生活する以上は、人の爲、世の爲に盡さなければならぬ多くの義務がある。この義務を盡さなければ己の快樂が得られない。義務を盡すのは、義務の爲に義務を行ふのではなく、己の快樂欲を滿足せしめんが爲である。既に義務の遂行が己の快樂を得る爲の手段であるとすれば、遠きものに對してよりも、己に近きものに對する義務を先にしなければならぬのは當然である。己が最も大いなる恩惠を受けた人、又は受けるらしき人に對する義務を先にせねばならぬ。一般世人に對するよりも朋友に對する義務を先にしなければならず、子女に對する義務はなほ先にしなければならぬ。何となれば、一般世人よりも朋友は己により多くの快樂を與ふるものであり、子女は又己の老後を慰めることに於て朋友よりも尙ほ一層多くの力を致す者であるからである。然しながらそれよりも尙ほ急なるは親に對する義務である。親は實に我をして今日あらしめた大恩人である。己はこの大恩人に孝養を盡すことに於て、父母の滿足を得て、大いなる幸福を感ずることができる。又己の年老いたる後、子女の手厚き孝養を欲するならば、己先づ父母に孝養を盡して、實

の大原則となし、人は之を直覺的に認得して、之によつて百行を規整して行かうとするのは、今述べた二つの形式の中の後者に屬するものと見ることができやう。

(三) 快樂說より觀たる孝道。 純粹な直覺說は、良心の直覺に基きて我等の感ずる義務の念に從うて行爲すべしといふのみで、其の行爲の結果の如何は考量の中に入れない。 されど、人の行爲するは單に義務の念に從うて之を遂行せんとするのみではなく、何等か其の結果として得る所のあることを豫想せるものと見なければならぬ。 何等の目的もなしに人が行爲するとは思はれない。 玆からば人の欲する究竟の目的は何であらうか。 此の問に應じて現れたのが快樂主義の倫理說である。 快樂主義には多くの類種があるが、人生終極の目的が快樂の享受にあると主張する點に於て一致して居る。

快樂說の中で早く世に現れ、且つ其の主張の最も明瞭なのは利己主義である。利己主義によれば、人が種々の行動をするのは畢竟するに自己の幸福を獲んが爲である、人の爲にするが如く見ゆる行爲も、其の實は之によりて己のより大なる快樂を得んとするのであると主張する。 人は孤獨で生存を全うすることはできな

心の直覺を證明しやうとするには必ずこの途に出でなければならぬ。「人に親切なれ」「正直なれ」「人を傷害する勿れ」といふやうなことも、直覺的に感得せられ、殆ど自明の眞理として何人にも承認せられる所であるけれども、之を「親を愛敬すべし」といふ道德律に比べたならば、ずつと後に至つて始めて感知する所であるといはねばならぬ。隨分他人に對して不親切のことを爲し、朋友に危害を加ふるが如きことをさへ敢てする幼童も、親の命令には服從すべく、又親を愛敬すべきことは知つて居るのが常である。而してこの直覺的識別に從ひて親を愛敬し、その命令敎誨に從順であつたならば、孝道の趣旨に適ふのであつて、やがて又直覺說の主張と一致するのである。同じく直覺說といふ中にもいろ〳〵あつて、正邪善惡をその場合場合に直覺すると主張する學派もあり、又一般的なる道德律を直覺的に認知し、之に照らして個々の場合の適否を識別すると主張する學派もあるが、孝道と矛盾しないばかりでなく、孝道が其等の主張に對して有力なる根據を與へることは何れの形式の直覺說に對しても同樣である。「孝は天の經なり地の義なり、民の行なり、天地の經にして民は之に則る」というて、孝を以て天地の大法に根ざせるを倫理上

ないばかりでなく、よく親に事ふる孝子にして初めてよく神に事へ、親に從順なる孝子にして初めて主權者の命令に從順であるといふことができやう。

(二) 直覺說より觀たる孝道。 單に外部の權威に服從するのが道德であると するのは無意味のやうに思はれ、義務の念の根據が何所にあるかといふことを研究して、之を我が心の內部に求めやうとする倫理學說は所謂直覺說である。 道德上の義務の念は外部より課せられるのではなく、各人自ら正邪善惡を直覺するより來り、正邪善惡の直覺は、何人にも先天的に良心が具はつて居るに基くとするのがこの說の主張の大要である。 されば、良心の先天的存在の證明はこの說のためには最も大事なことである。 玄かるに先天良心の證明は、その良心が發現する場合を見て之を數へ上げるより外に仕方がない。 而して良心の作用が最も早く發現するのは子が親に對する場合である。「人の學ばずして能くする所のものは其れ良能なり、人の慮らずして知る所のものは其れ良知なり、孩提の童も其の親を愛することを知らざるはなし」と孟子の言つて居るのは、卽ち良心の存在及びその直覺的識別の實在を證明しやうとしたのである。 これは孟子だけではない、苟くも良

權威に服從せんためには、必ず先づ父母の命令教戒に從順でなければならぬ。父母の敎に從はないものは、外部の權威に從順であることはできぬ。而して父母の敎に從順であるのは卽ち孝道の一要件である。また人が漸く成長して、父母を介せずに自ら宗敎的命令を會得し、國家の法制を解釋し得る時期に至つても、父母に不從順であつてもよいといふ理由は更に無い。佛敎に於て孝養を勸奬することの極めて懇切であるのは素より、基督敎に於ても「爾の父母を敬へ」と命じて居る。其の他の宗敎に於ても不孝を爲よと敎へたものは決してない。國家の法制に至つては、親に孝養を盡すべしといふことを積極的に命令しないにしても、親を粗末にすべしと命令したことは未だ曾てない。之に反して親を思ふ孝子の至情が、偶然の出來事のために要路の人の心を動かして、國家がその孝子に對して特に恩典を與へた事例は、孝道を特に重んずる東洋諸國に於てのみならず、西洋に於ても古來屢、あつた所である。又特に孝道を勸奬する爲に、國家が孝子表彰の制度を定め、或は不孝の子を極刑に處して天下の不孝兒をして反省する所あらしめたことは決して珍しいことではない。されば孝道は他律的道德主義より見て、之と衝突し

第二十二章　倫理學說上より觀たる孝道

以上に於て孝道の理論實際の兩方面に涉り、從來學者の注意し硏究しなかつたと思ふ點に關し、少しく予の考へ得たことを述べた。最後に倫理學說の上から觀たならば孝道にはどんな意味があるであらうか、簡單に論じて見たい。古來世間に現れた倫理學說は極めて多いけれども、その所說の類似する所によつて數種類に大別することができる。今は普通に世に行はれて居る分類法に從ひ、其の各〻の立脚地から順次に觀て行かう。

(一)　他律說より觀たる孝道　他律說に二種類ある。卽ち神の命ずる所に從ふのが正善であると見る宗敎的他律說と、國家の命ずる所に從ふのが正善であると見る政治的他律說との二つの種類があるのであるが、その外部より課せられた法則の權威に服從するのが道德であると見る點に於ては、其の揆を一にして居る。左かるに年少のものにあつては是等の外部の法律の存することを直接に知るのではなく、必ず父母の敎訓を通じて間接に之を知るのである。故に外部の法律の

由るからである。

つゝしみを
人のこゝろの
根とすればこと
ばの花もまこ
とにぞ咲く

あい〳〵と返事よければむつまじく
こゝろにふそくあれば無返事
家内中なかあしければ地獄なり
なかゝよければいつも極樂

於て大いなる不孝といはなければならぬ。道德上の責任は任意の行爲を爲したる者にありて、その他のものの關知しない所であるといふけれども、父母はその子の不道德を以て我の責任にあらずとして意を安んずることは能きない。之を自己の責任の如く感じて自ら咎め、自ら苦むばかりでなく、又その子の爲に之を憂ふるの情を加ふるものである。道德上より言へば、不道德の行爲に對する良心の呵責は社會の制裁、法律の制裁よりも一層嚴峻にして痛むべきものなりといふけれども、子の不道德に對する父母の悲哀痛恨より嚴刻なるものは無からうと思ふ。要するに一切の不道德は大いなる不孝といはんければならぬ。之を正面より云うて一切の道德は卽ち孝であるといふことが能きる。かくて孝道を全うするものは道德を全うする者である。苟も孝道に反する者は道德に反する者である。孝道の理想に達するは道德の理想に達すると同じことである、卽ち人生の理想に達するものである。如何にして此の域に進むことが出來るか。己を忘るるにある、私心を去るにある。如何にして己を忘るることを得るか、念々親あることを忘れざるに由る、其の私心を去ることを得るは事々物々親の喜憂を思うて失はざるに

良心の稱讃を得る心である。併しながら孝子は常に父母の高恩は如何に努むるも決して報じ難きものであるとの念を抱いて居る。如何に孝養を盡してもなは足ると云ふことはないとの感を抱いて居る。それ故に歳月の久しきに亙つて毫も怠慢の心を生じない、益〻精進勇猛向上して底止する所を知らない。是を以て至孝の心は益〻高く益〻廣くして遂に天地に瀰漫するに至るといふことも能きるやうになる。神ありとせば神に通じ、佛ありとせば佛に通ずる。その人心を感動する所あるが如きは當然のことである。

前に孝道は卽ち總ての道德と一致するというた。或はこの理は容易に認め難きものがあるとしても、總ての不道德は卽ち不孝なりといふ理は何人も容易に理解することが能きやうと思ふ。放蕩の爲に身を誤るは、それ自身一の不道德である、これが爲に如何に父母の心を痛ましむるか。この點より見れば、放蕩卽ち不孝といはなければならぬ。一擧一動常に親を忘れなかつたときには、放蕩の罪惡を犯すが如きことは決して生じない。又朋友に信を失ふも、それ自身一の不道德である。而してこの不信の行爲は父母の心を痛ましむるは勿論、父母を辱むる點に

を取り何れを捨つべきか。實に私心を去りて、一に子たる道を盡さんとする行は、之を呼んで天の經、地の義なりといふも不可なるを見ない。されば孝道は天地の大道と一致するものというてもよい。從つて孝道は總ての道徳と一致するものと謂ふことが能きる。

孝子は事々物々に渉り常に親を思うて忘れざるものである。何事を爲すに就いても、親の喜憂を思うて忘れない。かくて一擧一動悉く皆孝道の發現となる。孝の顯著なる發現は非常の時に於て見るのであるが、孝は日常の行爲の上にも現れて居らなければならぬ。又孝は最も明かに逆境に於て顯れるけれども、又常に順境に於ても現れて居らなければならぬ。孝子傳中の人が多く逆境にあるものであるのは已むことを得ないが、順境の人もその孝たる所以に於ては、毫も之に異なつてはならぬ。逆境に於ける孝のみが理想の孝ではない。理想の孝は順逆の兩境に應じてそれぞれ現れなければならぬ。要するに常に親を思うて忘れざるものは、庶幾くは孝道を全うすることができる。

孝道を全うするものの心は或は之を評して平和なる心といふことも能きる。

第二十一章　孝道の理想

孝道の理想は之を從來の孝子の精神に於ても見ることが能できる。眞の孝子は己あるを忘れて親あるを知るのみである。故に孝子の心は親の心と全く一致するものというてもよい。孝子は一點の私心を挾まない、其の心は毫も私慾に蔽はれない、佛敎の言葉を藉りていへば無我の心であるというてもよい。故に或る人は孝心は佛心なりというた。佛心は卽ち無限絕對の心である。斯く觀じ來れば、賤が伏屋に於ける貧兒の孝心も實は天地に塞がつて居る大いなる心であるというてもよい。この心を以て、例へば他の權勢は之を抑へて自ら專らにせんとする心に比すれば、孰れが大にして孰れが小なるか。またその心を以て種々の手段を盡し私財を積んで飽かざる心に比すれば孰れが稱すべき心であるか。またこの心を以て、他を排し他を傷け以て自己の名譽を揚げんとする心に比すれば、孰れが可なるか。また旣に權力を得、富を得、名譽を得るや、齷齪として之を失はんことを恐るるが如き心を以て、孝子がその本分を盡して自ら安んずる心に比すれば、何れ

望なしとするも、名を揚げ父母を顯はすは孝道の一端である。而してそは今日に於ては能き難きことでは無い。否、何人も爲さなければならぬ、一身の爲にも、亦國家の爲にも爲さねばならぬ。而して是れ亦父母の爲なりとすれば尙ほ更爲さねばならぬ。されば今後は老いて後子に依賴せんとする思想全くなくなるとするも、孝道の必要從つてなくなると思ふが如きは、大いなる間違である、いはゞ物質的の孝道は今後に必要を減ずるにしても、精神的の孝養は益、其の實行を必要とするに至るものである。而して精神的孝養の方法は時勢の進步に伴ひ益、多岐多端となる。換言すれば、孝道の內容は複雜となるものである。

實の内容を異にしなければならぬ。

人々老年に達すれば、早く隱退して一に子の孝養に待つといふが如き風は社會狀態の變化に連れおのづから無くなるであらう。何人も老後の計を爲し、子の扶養をあてにせざる覺悟を爲すを要する。されば今後は多くの人は其の生を終るまで自ら生計を維持することが能きるやうになるであらう。予はかくなることを希望する。斯の如くなつたからというて、子の孝養を要せぬといふことは毫もない。元來體養を爲すが如きは孝子の至れるものではない。體養を爲すことは今後或は全くその必要を認めない時代に至つても、所謂心養を爲す必要は決して無くなるものではない。前に述べたごとく、今日は父母のその子に望む所は頗る擴大されたというてもよい。或は父母は子の已に對し盡すことを望むことは多くないかも知れぬ、しかしながら子の益、德を修め、學を習ひ、以て立派の人物となり、社會國家に貢獻することを望むであらう。かかる望には制限がない。而して親の志を遂ぐるは孝子たるものの當然勤むべきことである。たとひ父母は言葉に出だし明かに之を示すことが無いにしても、かかる希望あるは疑がない。よし希

るが如くなつて居つたのも怪むに足らない。孝道の内容の單純であつたのも當然である。然るに今日は社會の狀態全く一變して、身分位地を限定する階級は全く撤去せられ、生活は上進した。複雜となつた。人の慾望を制限する人爲の桎梏は一も存せないやうになつた。是に於て孝子が父母の心を滿足せしめんとする、その内容の複雜となれるは當然である。孝經に謂はゆる身を立て、道を行ひ、名を後世に揚げ、以て父母を顯し、孝の終を全うするといふものも、今日は初めて之を實行することが出來るやうになつた。əかもその方法は千差萬別にして、その程度も亦際限がない。封建時代に於ては全く限定されて、如何ともすることが出來なかつた。今日は身を立つるといふ上に於ても、あらゆる方面に涉り、道を行ふといふ上に於ても、その爲すべきことは實に無量である。名を後世に揚げるといふに至つては、その方面、その程度、殆んど極まる所を知らない有樣である。然らば今後に於ける孝道の内容は、之を從前に比し極めて複雜になつたと謂はなければならぬ。孝道を全うせんとするものは、よく其の事情の變化に應じて、是等複雜なる道を行はなければならぬ。今後の孝子は從來の孝子と其の精神を一にしてその行

從來の孝道の內容は以上の如くであつたけれども、今後の孝道はその內容に於て從來よりも大いに新なるものあるべく、また頗る複雜を加ふるに至るであらう。素より孝道の眞髓、孝子の精神に至つては、今後も昔日と毫も異なる所は無いであらう。唯その精神の發現する方面、樣式は、時によつて異なるあるは當然のことである。孝子の己を忘れて一意親の心を安んぜんとする精神の如きに至つては、古今によつて決して異なるものではない。

維新前にあつては社會の階級は嚴重に區別され、時に一二の例外がないでは無いが、多くはその身分位地はおのづから定つて居つた。その生活は極めて單純であつた。從つて人の慾望の範圍は極めて狹隘であつた。士農工商を問はず、又その位地の高下と富の多少とを問はず、昔時は多くは現狀を維持して安穩に生を送るといふ大體の有樣であつた。貧賤に身を起して青雲の大志を遂ぐるといふが如きは眞に稀有の場合であつた。斯かる社會にあつては、孝子が父母の志を成さんとするも、その範圍のおのづから限定され、その方面のおのづから一定されて居つたのは當然である。されば從來孝子の事蹟がおのづから一定の形式に箝まれ

第二十章　孝道內容の變遷

孝子として從來世に傳はるものの數は頗る多い。その傳記を見るに概ね一樣なる觀がある。仔細に之を見れば、各、異なる所があるけれども、しかも大體その趣を同じうして居る。從來孝子は多く貧窮なるものの中に見るを常とする。その千辛萬苦、幾んど寢食を廢して多年一日の如く、父母の孝養を盡すといふのは多くの孝子に共通する所である。又父母の疾病あるに當つて、あらゆる治療の方法を盡すといふが如きも、また多くの孝子に見る所である。その他父母の心を慰めんが爲に自ら負ひて或は神社佛閣に賽し、或は風景を探る等、自己の勞苦を意とせず、ひたすら父母の耳目を喜ばしめんことを期するが如き、從來の孝子に常に見る所である。斯くの如く、從來世の龜鑑として傳はれる孝子の行實も其の內容を概括し來れば、甚だ豐富なりとはいへない。孝の內容はかくの如きものに過ぎざるものであらうか　孝子は貧困者の間にのみ見るを得べきか、父母病疾に惱むにあらざれば孝子たる能はざるか。

及んでは、樂む所は、權勢ではない、事業でもない、又名譽でもない、況して金錢でもない。書畫骨董の樂みといふもさしたることでは無い。この時に當つて人生の幸福とする所は、兒孫の日夕定省を怠らず、以て其の心を慰むるにある。而して斯の如き幸福はひとり孝道によつて達することができるのである。而して何人も一度は老境に進むものである。この際に於ける幸福を全うする爲には、孝道に由る外はない。孝道が人生の快樂の全般を蔽ふものであるといふことはできぬにしても、人の晩年に於ける幸福は、孝道によつて得る外ないといふことができる。冀くは孝道を振起して以てこの人生の幸福を全うするやうにしたい。而して獨り我が國ばかりでなく歐米諸國でも此の道を弘めて、その惠に賴らしめたいと思ふ。これ決して空望ではない。

求めらるるものでない。

家族制確立して孝道よく行はるる結果として、親戚緣者は互に相助け、子は必ずその老親に孝養を盡すといふ狀態は、望ましきものではなからうか。素より世に親族緣者のあるなく、しかも財產なく、又勞働に服する能はざるものもあらう。是等に對して社會が必要の補助を與ふるは、洵に已むことを得ない次第である。然しながら法律上扶養の義務なきものは、たとひ血族の關係あるも、棄てて顧みないといふのは、決して希望すべき狀態ではない、從つてかかる事情より起る盛大なる慈惠的施設も亦望ましいものではない。予は斯かる殺風景の事情の成るべく少からんことを望むものである。

衣食に事を闕くといふは貧窮なる社會のことである。世に相當の資產を有して物質的には安樂なる生活を送るものは少しとしない。然かも孝道よく行はれずして荒涼たる晩年を送るといふは、精神的に悲慘なる生活であるといはなければならぬ。また精神的に不幸なる生活と稱せんければならぬ。如何に權勢を專らにしたる人も、如何に活動したる人も、また如何に名聲を得たる人も、その老年に

病者も亦あるであらうし、老人も亦必ず無ければならぬ。然かも是等慈惠的の施設を要せぬといふ社會は家族制の最もよく行はれて血族の關係あるもの、又は知人故舊の關係あるもの、互によく幇助する場合である。元來親戚知友はこれを顧みずして、たとひ仁人志士といはるると雖も實は何等の關係なきものが却つて慈愛の手を擴げて助くるといふは、自然のことでは無い。斯かる不自然の現象の現に存するのは、家族制の廢弛したるに原因して居る。我が國に於て、是等慈惠的施設の盛んならざるは一は家族制のなほ存在して、世の便りなきものは親戚故舊の間に於て多くは扶助せらるるからである。近時歐洲諸國に於ては老年者の不幸を救ふが爲に國費より巨額の金額を支出して、老年者に年金を給與する制を設くるに至つた。或る者は之を以て博愛の制度となし善事と思ふものもある、その之を非とするものもその事を美として、唯國費の際限なく增加するを不可とするのである。然かしながら斯の如き制度を必要とする社會は甚だ殺風景のものである。年金制は老者をして僅にその饑餓を免れしむるに過ぎない、幸福なる餘生を送らしむる所以ではない。眞に人生の幸福と云ふべきものはかかる制度の上に

第十九章　孝道と人生の幸福

世に鰥寡孤獨の寒に叫び饑に泣くものなく、事に從ふ能はざる老者も、安穩にその餘生を送るを得る社會は幸福なる社會である。卽ち老若を論せず男女を問はず、各、その所を得て、その生を樂むことを得る社會は幸福なる社會である。現在の社會はかかる域を距ること頗る遠いものである。之を歐米諸國の社會に見るに、規模の宏大なる孤兒院は至る所に存し、設備の完備せる慈惠醫院や養育院は多くして其の數を知らない。故に孤兒の助なきものは孤兒院に收容され、老者病人の扶養看護するもののなきは養育院慈惠醫院に收容せられる。かくて人道博愛の精神は世の不幸なるものに及んで居るやうである。乍しながら、親族緣者の關係なきものの手にあつて世話を受くる是等の孤兒や、老者や、病人は、親族緣者の溫かき情、行き屆ける手によつて保護せらるるに比ぶれば甚だ憐むべきものである。理想的に幸福なる社會に於ては、孤兒院の必要なく養育院慈惠醫院の必要なき社會でなければならぬ。乍しながら如何なる時代に於ても孤兒はあるであらう、

利己的に傾くことを矯正するに足る。父祖に名聲ありたる場合に於ては勿論、別に傳ふべき名譽が無いとしても、誤つて父母を辱むることがあつてはならぬといふ念は、不正の慾望を抑制する上に效力がある。かかる見地より見れば、孝道は事業の發達を助くるものであるといふことは言へないにしても、事業をして誤つたる方向に陥るを防ぐ力があるといふことができる。要するに孝道の振起はよし直ちに事業の發達を助くるものでは無いにしても、事業の發達と兩立しないものといふことは斷じてない。

の爲には輕卒突飛なることを嫌ふのは當然である。然らば父母妻子は却つて輕卒なる行動を爲さしめざるものであつて、事業の爲に却つて利としなければならぬ。或は又これ等の係累あるが爲に自由に行動することが能きないと愚痴をこぼすものがある。漠然と自由の行動といへば善い事のやうであるが、その意味を能く詮議して見ると、思ひ切つたる勝手の事が能きないといふ意味に外ならない。何人も父母妻子と常に同棲しなければならぬといふことは無い。父母の膝下にあるのみが孝養を盡す道ではない。自己の居住を轉ずることは父母妻子ありとも毫も之を妨げない。然らば通常、人のいふ父母妻子の係累は事を爲すに便ならずといふことは甚だいはれのないことである。況して父母妻子あるが爲に、その者は數倍奮勵努力することがあり、又これあるが爲に一旦蹉跌失敗しても自暴自棄に陷ることを免るる等、多くの益を受けて居るに於てをやである。

凡そ事業は自己の爲にすると共に、又社會の爲にしなければならぬといふけれども、實際、專ら利己的に傾くのは弊害なりと謂はなければならぬ。事業を爲すに當つて父母の滿足を求め、その名譽を傷けざらんことを思ふときには其の餘りに

い。然しながら冒險的ならずとも事業は澤山ある。且つ冒險的事業はその名の示す如く、もと十分の成算を立てて行ふものではない。

孝は事業の發達を妨害するものでなく、大事業を成立するものである。一身の慾望を充たすを以て目的とする事業は、それより大なる目的を以てする事業に比しおのづから小なるは理の當然である。如何に大いなる慾望も自己の名譽權勢の爲にするものは一時的たるを免れない。されば稍、大いなる事業は或は社會の爲にすといひ、國家の爲にすといふのである。或はその起りは個人の慾望より出でたるものであつても、事業の範圍規模が擴大するに從つて、おのづから一般的、社會的の性質を帶ぶることになる。して見れば事業の發達は個人主義と終始するものであるといふことは事實でない。事業を營むに當つて自己の慾望の爲にし、かねて父母の爲にするとし、進んでは祖先を顯彰する爲としたならば、その目的の大なるだけ、大いなる奮發を要することは當然である。世に父母妻子等の係累あるが爲に事業を爲すに不便多しと訴ふるものが少くない。實に父母妻子を顧みれば、輕卒に突飛なる事を爲し難いといふことは事實である。而して事業の經營

第十八章　孝道と事業の發達

若し道德を公德と私德との二つに分けて論ずれば、孝はその私德に屬するものである。孝の直接の對象は父母並に祖先である。是を以て或は孝道の振起は事業の發達と何等の關係なきものであると考へるものもあらう。甚しきに至つては、我が國に於て事業の十分に發達しないのは家族制に原因して居るといふものすらある。常に父母の心を安んじ、その心配すること無からんことを心掛けて居ればおのづから大膽に自己の運命を賭して事業を計畫し、經營することが能きないやうに考へ、從つて大事業が起らないやうに考へるものもある。斯の如く直接に孝道の振起を以て事業の發達に害あるとまで考へざるも、事業の發達は專ら個人的思想より起るものであると考へるものに至つては尠くない。然しながら斯の如く考ふるものは誠に皮相の見に過ぎないと思ふ。孝道と冒險的事業とは兩立し難しといふのは正當のことであらう。冒險的事業にして成功し以て大いに國家社會に貢獻するものもある。故に冒險的事業は一概に排斥すべきものでな

にも之を讀んで感動するが如きものは尠しと爲ないけれども、この方面に於ては文學者の手腕に依つて更に大作名什の出づる餘地は無限なりというてよい。又我が國從來二十四孝を標題とする戲曲があつて廣く行はれて居るけれども、その內容は餘り孝道と深い關係がない。明治式の二十四孝に關しても、又一大戲曲の新たに起らんことを冀望せざるを得ない。

（七）民謠の改良。民謠が偉大なる感化力を有することは、何人も否定することの能きない事實である。現時一般に行はるる民謠の中には、教育的價値のあるものも少くはないが、猶ほその大部分は淫猥なるものを以て充たされて居る。之に代ふるに孝道に關する歌謠を以てしたならば、孝道の振興に資することが多からうと思ふ。本書第三編に載する「孝子吉兵衛の歌」の如きは、或る地方では民謠の如くに行はれて居り、それは小學教師が女兒に手毬歌として歌はせたに基いて居るといふことである。斯くの如きは孝道勸奬の一良法であると思ふ。

以上に列擧することは、予の僅に心付いた所に過ぎない。想ふに研究を積んだならば、更に幾多の方法が案出せらるゝであらうと思ふ。

というてもよい。　親子の情愛はその自然なる點に於て、その普遍なる點に於て、またその熱烈なる點に於て、その含蓄する意味に於て、男女の相愛に讓らない。　左かのみならず、男女の愛情はこれを人の一生に就いて言へば、青春の時期より壯年の時に限られて居る。　少年の時之を闕くは勿論、年老いて後顧みれば昔は思慮が淺かつたといふ感を起さざるはない。　之を嬰兒の時代より、生を終ふるまで渝らざる所の親子の情に比ぶれば、同日に論ずべきではない。　又男女の愛は如何に之を美しく描かんとするも劣情の聯想を免れないものである。　純潔なる、清淨なる愛としては親子の情に比することはできない。　斯の如く、親子の愛情並にその情の種種に發現する態は詩歌文章小説の爲に好題目たると共に無限の材料を提供するものといふてもよい。　然らば孝に關する文學の振興を冀望するは、大いにその理由ありといふことができる。　若し一大文學者の出づるありて、精神を罩め、熱誠を注いで、一大文章若しくは詩歌若しくは小説を物することがあつたならば、そは人々の傳誦する所となるは勿論、その人を感奮興起せしむる力は、冷かなる理窟を說くものに優ること萬々である。　本書第三篇に引用する所の詩歌、格言、文章の類の中

(五) 家族制の擁護。 前に將來に向つて長く家族制を維持する爲には孝道に由る外はないといふことを述べた。 而して若し家族制にして確立する時には、又孝道の維持に裨補する所がある。 故に法制上の關係等に於ても常に家族制の維持に顧慮するが如き、必要であらうと思ふ。 今日個人主義に對立して國家主義なるものがある。 この二主義は法制上に於て常に適當に顧慮されて居る。 更に日本に於ては家族主義なる一主義を認め、常に之に相當の注意を拂はんことを望むのである。 わが民法、殊に親族法の如きは我が習慣を參酌したと稱するけれども、しかも個人主義に餘り重きを措いた跡が明かであるかと思ふ。 將來に於ては家族を本位とする一主義の法制上に認められんことを望む。 これやがて孝道の發揮に幾分の力を添へるものであらうと思ふ。

(六) 孝に關する文學の振興。 今日に於ても孝を詠じ孝德を贊し孝德を頌する詩歌、文章は少くは無い。 しかしながらその一層振興して、この方面に大文學の興ることがあつたならば、孝道の勸奬に寄與する所は頗る大なるものであらう。 男女間の戀愛は文學の好題目である、今日の詩歌美文、悉く之に關しないものは無い

孝子の田租を免じたる如き、之を其の儘今日に行ふことは出來ないことと思ふが、或は西洋の或る國に行はるる有德有勳の士を自由市民と爲す如き制を斟酌して孝子の公民權又は選擧權を認むるが如き、一の方法であらう。之を社會的にしては或る種類の會の名譽會員に推薦するが如き、その一であらう。孝子の死去するに當つては公費を以て之が葬式を營むが如き、又維新前に於て幕府がその費用を以て孝子傳を編纂印行して社會に頒ち、數多の藩に於ても之に倣ひ、その管内の孝子傳を編纂刊行したるが如く、中央といはず、地方といはず、官衙に於て孝子傳を編纂印行するが如きも亦一の方法であらう。孝子を表彰するに土地山林を以てして、之を孝子田又は孝子林として、廣く孝道勵奬の實を示すが如き、亦その一であらう。前にも述べた如く、孝は人のその生涯に於て早く行ふ所であつて、少年の時既にその善行の認むべきものがある。他の德義に至つては、多くは成長の後を俟たなければならぬ。故に小學校又は中等の學校に於て、既に早く孝子として稱すべき行のあるものを求むることが出來る。依つて是等に對して學校内に於て之を表彰して孝道の勸奬をつとむるが如きも有効な方法であらうと思ふ。

(三) 孝道の敎育。 今日初等、中等の敎育に於て孝道を說かないものはない。是が敎育を忘れて居るものは一つもない。 去かしながら、その說明及び敎授の方法等、多くは千篇一律である。 斯の如くしてよく其の目的を達することを得るであらうか。 孝道敎育の現狀は間然する所がないとは云へない。 勿論孝道の說明は前項に述べた孝道の闡明と相關聯して居つて、孝道の研究にして進めば直ちに之を敎育上に利用することが出來る。 唯孝道を遵守すべしと繰り返すばかりで其の目的を達することの出來ないのは明白である。 されば孝道敎育に關しても大いに研究を要する點がある。 比較的孝道を輕んずる西洋に於ても、其の孝の說明の如きは我に比して一層適切なるものがあるかと思ふ。 それは第二篇に引用する所を見れば明かであらう。 之に由つて考へて見ても、孝道敎育の適切有效なる方法はなほ大いに研究を要する所である。

(四) 孝子の表彰。 前に述べた如く、今日も孝子表彰の道は存して居るといふけれども、孝道を奬勵する爲には一層この制を擴張し、或は更に特別なる表彰の方法を講ずるが如きことも必要であらうと思ふ。 王朝時代並に德川幕府時代に於て

は常にいはるる所である、而して人はこの格言の眞なることを認むるもののやうである。去かしながら孝の百行の本であるといふことは既に十分に證明せられたる所のことであるか。若し既に證明せられたる所の眞理であるとしたならば、事實も亦之と一致しなければならぬ。且つこの眞理よりして種々の系論が生じて來る。卽ち他の善行を期せんが爲には、その本たる孝より先づ始めなければならぬといふことの如きは當然生ずる所である。而してこれ又眞理でなければならぬ。果して然らば道德上すべての事の實行を期する爲には、孝を以て始めんければならぬ。然るに孝を說くに當つてはその百行の本たることをいふけれども、他の行を論ずるに當つては孝のその本なることを認め、孝より始めなければならぬとは言はない。故に「孝は百行の本なり」といふことの如きも、嚴密に考へて證明せられたることとは實際に認められて居らぬと云はなければならぬ。其の他忠孝一本の說の如き、前にも述べた如くなほ大いに闡明するを要する餘地があらう。若し孝道實踐の細目に至つては、尙ほ多々研究を要する所がある。從來明かにせられたる所の外に、孝に關し考究すべき問題は多々あるであらうと思ふ。

思ひ行にあらはすに至つては十分でないかと疑はれる。前にも言つた如く、忠は國民擧つて今日之を行ひ、大いなる遺憾は無い。然るに孝は之を忠に比して相伴はないといふ感あるを免れない。今日孝道を重んずるといふは、十分精神の籠つたる尊重の仕方でないかのやうに感じられる。故にあらゆる方法を盡して、國民をして孝道の最も尊重すべきものなることを體認するに至らしめ、必ず實行の之に伴ふやうにしたいと思ふ。これは方法でなくして冀望に過ぎない如くであるが、孝道發揮の爲には、國民が衷心より確實に孝道を尊重するといふことが第一に必要であらうと思ふ。かゝる精神を起さする爲には種々の手段を要することは素よりである。

(二) 孝道の闡明。 通常孝道に關しては、もはや研究を要することがないやうに思ふものが少くない。果してさうであらうか。若し幾分なりとも尚ほ之を明かにする餘地がありとしたならば、大いに研究して餘蘊なからしむる必要があると思ふ。唯説明を要するまでもなく孝は子たる者の行ふべき道であると繰り返して居るばかりでは孝の實行を期する所以ではなからう。孝は百行の本なりと

第十七章　孝道の勸奬

孝道は維新に至つて危機に瀕したといふことは前章に述べた。而かもなほ其の全く廢絕に至らないのは、孝はもと人の天性に出づるものであるからである。曩に述べたごとく、孝道は普遍的の現象である。又理論上より考へて見ても、その人性の自然に基くことは明かである。故に之を自然に放棄するも、西洋に見るが如き程度に於て孝道の行はるることは疑を容れない。然しながら忠孝を以て我が道德の特質なりとし、長くこの特質を持續せんとしたならば、孝道の勸奬は忽諸に附すべきものではない。その方法に關しては大方の研究に待つべきものが多くして、予に名案があるのではないが、唯玆に二三の思ひ付きを擧げて見やう。

(一)　孝道の尊重。　孝は敎育に關する勅語にも明示せられ、忠孝は國體の精華にして敎育の淵源なりとも宣せられてある。國民擧つてこの聖旨を奉戴しないものはない、卽ち國民は今日旣に孝道を尊重して居ると言はなければならぬ。然かるに予を以て觀るに、その孝を尊重するといふは口に云ふのであつて、心に深く

を賞するに藍綬章を以てし、自己の危難を顧みず、人命を救助したる善行を賞するに紅綬章を以てする規定である。故に古の如く主として孝義を表彰すると異つて、比較的その重要の度を減じた感がある。又以上の外、地方長官より金員を下賜して善行を表彰する制度もあるが、これ又古の如く、ひとり孝子に專らなることはできぬ。今日は古の如く特に孝を重視するとは云へぬのである。

以上に擧げた如く、國民の孝道の思想に影響を及ぼす事情の新に生じたるものは少くはない。去かるに是等の事情は皆國家社會の進運に伴ふものであつて、他の關係より眺むれば希望すべきものなりとも云はなければならぬ。又如何に之を除去せんとするも得べからざることである。故に今後大いに孝道を發揮せんとすれば新にその方法を講究する外はない。而して孝は忠と共に我が國民道德の大本なりとしたならば、而して何れも偏重偏輕すべからずとしたならば、今後大いに孝道發揮の方法を講せなければならぬ。

て國家の富彊に貢獻すべしと云ふ。其の他封建時代にはなくして明治の社會の要求する道德上の責務は少くはない。學校は是等を併せて敎ふるものである。故に孝道を閑却するのではないけれども、以前の如く、孝道に力を專らにすることはできなくなつた。これ又國民をしておのづから從來の如く孝道を重視せざるに至らしめた一因であらうと思ふ。

更に敎育の普及よりして、一時孝道に不利なる結果を來したことがあらうと思ふ。それは明治の新敎育を受けたるものは、その學問、識見、概して父母よりは遙かに勝るやうになつた。往々にしてその懸隔の甚しきものがある。孝道の精神より言へば、父母の知識の程度の如き、素より問ふべきでないけれども、その懸隔著しきときはおのづから子の父母を尊敬する念の薄らぐは免れない所であらう。これ一時のことであるが、今日は丁度その過渡の時代に際して居るかと思ふ。

(六) 孝道奬勵の道。今日は褒賞條例なるものあり、孝子節婦はこれに由つてその善行を表彰せられ綠綬章を賜ふといふことがある。故に孝道奬勵の道は備はつて居るというてもよい。唯今日の褒賞條例に於ては公共の事業に盡力した者

ることは實に驚くべき程のことであつた。今より見れば洵に煩瑣に堪へない感がある位である。是等の禮式習慣は維新の變更と共に全く一掃されたというてもよい。而して今日に至るまで新時代に應ずる習慣儀式が未だ定まらないものが多い。孝道の實踐は形に現れて禮儀習慣と密接の關係を有つて居るものである。たとへば家庭の内に於ける各種の禮式の如き、その親子の間に關するものは孝道と密に交涉する所がある。最も著しきものは、父母の喪及び追孝の祭奠の如きものである。斯の如き禮式習慣の廢止はおのづから孝道に不利の影響を與ふるに至つたと思ふ。

（五）新敎育の進步普及。前にも述べた如く、今日敎育の普及は忠孝の敎の普及に與つて大いに力あるものである。去かしながら、舊敎育に於て其の敎ふる所は專ら忠孝彝倫の外に出でなかつたというてもよいのに反して、今日の敎育は學問技藝に重きを置くのみならず、道德上に於ても、古の如く忠孝彝倫の外に尙ほ求むる所が多い。即ち大いに公德を重んずべしと云ひ、人は獨立自營以て身を立つべしといひ、勤勞を尙ぶべし、勞働は神聖なりと解せよといひ、又大いに事業を興し

因に孝道の眞髓は個人主義的精神と衝突しないといふことを一言して置かうと思ふ。子として親に服從し、親の爲に孝養を盡し、己を忘れて親の心を以て心とすべしとは、卽ち孝道の精神である。斯の如きは自己の衷心より任意的に發し、卽ち自己の踐むべき道を全うせんが爲に爲す所のことでなければならぬ。孝行は自己の意に反して强ひて他の爲に盡すのではない。若し他に餘儀なくせられて親に孝養を盡すといふならば、これ眞の孝養ではない。眞の孝は自己の衷心より出づるものでなくてはならぬ。故に孝道は自己を本位とする思想と必ずしも衝突するものではない。

(三) 漢學及び佛敎の衰微。 佛敎及び佛敎は孝道を勸奬するに力を用ひたものである。苟くも漢學の敎育を受くるといへば孝經の素讀を爲さぬものはなかつた有樣である。維新以後儒敎並に佛敎の衰頽は一時その極に達した。これ又國民の孝の思想に幾分不利の影響を與へたであらうと思ふ。

(四) 舊風俗廢れて新習慣未だ興らざること。 維新以前に於ては、萬般の事に關し、嚴重なる習慣儀式があつて、國民は之を遵守したものである。その整頓した

らぬといふことは已むことを得ない。この大勢の影響を被れる外、孝道は特に其の動搖を生ずべき事情に遭遇したかと思ふ。

(一) 革新の氣風。 維新の變更は一般に革新の氣風を生じ、舊を捨て新を喜ぶ風潮は滔々として社會を支配し、在來の習慣の如きは爲に多く破壞せらるるに至つた。孝道の如きもおのづから其の影響を被り、素より之が爲に全く破壞され了ると云ふほどではないけれども、幾分不利なる影響を受くることは免れなかつた。

(二) 個人主義の思想。 維新後に於て個人主義的思想の發達したことは著しいことである。孝道の精神は決して個人主義と兩立しないものではないが、形より見れば相反するがごとき感がある。從つて幾分の影響を被むることを免れぬ。殊に個人主義的思潮の適用の如何に由つては孝道に直接の影響を與ふるに至る。厭くまで個人の利害を本位として之を擴張して止まないときには孝道と牴觸する虞もある。又個人主義的思想は、往々排他的の利己思想となる虞がある。その適用に至つても往々誤つて不相當の範圍にまで及ぼさるることがある。斯くて是れが爲に孝道は幾分の動搖を受くるに至つたと思ふ。

一度外國に接するに當つては、國民の心おのづから一に歸して、之を以て彼に對することになるのは、自然の勢である。而して國民精神の中心點は皇室にあることは明かである。其の他、近く日清日露の兩役の如き國民忠誠の精神を發揮するに絕好の機會を與へた。斯くて今日は如何なるものも熱烈なる忠君の精神に富んで居る。後世の史家をして、明治時代の特徵を說かしむれば、必ずやこの熱烈なる忠誠の精神の發揮を以て、その一に加ふるであらうと思ふ。

孝も亦忠の如く明治年間に至つて、その精神は大いに發揮するに至つたであらうか。何人も然りと答ふるものは無からう。實に不思議にも孝道は明治年間に至つて、寧ろ衰頽しつゝあることを認めざるを得ない。素より不孝の子が多くなり孝子が少くなつたといふ次第ではない、孝子を求むれば明治年間に於ても少しとしない。之を統計的に證明することは素より出來ないが、孝子は澤山あるであらう。唯孝に關する國民の觀念が漸く薄くなりつゝありといふことは認めなければならぬかと思ふ。維新後、國民の精神は大いなる變動を受け、今なほ動搖しつつありというてよい。孝に關する思想の如きも亦同一の運命を分たなければな

第十六章　孝道の危機

近時忠孝は國民道德の大本なりと盛んに唱道せられ、忠孝一致、忠孝一本の說は、教育者に依つて大いに鼓吹されて居る。封建時代に於て、忠孝の教が最も重んぜられたといつても、教育はその一部に限られ、出版事業も極めて幼稚なる時にあつては、其の教は廣く國民の間に普及して居つたとは云へない。之に反して今は教育の普及したる結果として、忠孝の教は總ての國民の間に普及して居るというてもよい。斯くて忠孝の教はよく完全に實行せられて居るといふことができるか。姑く忠に就いて言へば、この精神の國民の間に普及し、且つ其の旺盛なるは前古曾て見ない所であらうと思ふ。蓋し幕府は政權を返上し三百の諸侯はその藩籍を還して、王政古に復し、加ふに明天子の聖德を以てし、國民悉く王化に浴するに至つたからである。玄かしながら、なほ是等の理由の外に、忠君の發揮すべき事情は維新前後より今日に至るまで多く發生した。幕府の末葉に當つて國學の復興、勤王論の勃興の如き、其の一つである。最も大いなる原因は外國との接觸である。

民法の規定を一見するに過ぎない場合には、類似の誤解を來さないともいへない。今日は國民にして民法の條文を一讀するものすら少い場合であるから、斯かる虞は殆んど無いのであるが、一面より言へば、國民の法律を知ることは之を希望せぬければならぬ。また年と共に法律の國民に周知せらるるに至るは疑のないことである。そこで前に述べた望が起るのである。予は茲に現行親族法一篇の規定を以て直ちに孝道の精神に背くものであると信ずるのではない、唯孝道を斟酌することと一層深かつたならば、幾分の修正を施す餘地があるであらうとの疑を有するまでゞある。或る學者は我が親族法も一歩進まば歐米のそれの如く、全く個人主義に據るやうになるであらうと、その著述の內に明言して居る。予は我が親族法の運命がかくなるべきものであるとは信じない。予はその反對に尙ほ一層我が家族制や孝道と善く調和する親族法に進化せんことを希望するものである。切に世の識者並に專門家の研究を希望する。

と二者は各〻その範圍を異にし、又その目的見地を異にして居るものである。しかしながら二者共に親族の關係に就いて規定するものである。故に其の間に全然關係する所が無いとはいへぬ。法律の制定者にして我が國の家族の性質並びに孝道を重んずること一層大なりしならんには、或は其の規定を別にしたであらうかとも思ふ點が無いでもない。元來我が親族法は大いに我が風俗舊慣を斟酌して制定せられたものであつて、歐米諸國の親族法とは頗るその趣を異にして居ると稱せられて居る。蓋しさうであらうと思ふ。しかし望蜀の希望がある、それは尙ほ一層我が國の事情に重きを措かれたならばよかつたと思ふことである。この親族法の精神が、專門の法律家に由つて解せらるゝが如く、國民一般に領解せらるるならば、或は心配する必要がないかも知れないが、僅に其の個條を一讀するに止つたならば、或は大なる誤解を生じて、その極孝道を罔するが如き憂なしとも限らない。曾て法學生の間に、子は親に孝養を盡す義務があるや否やといふ問題を討議したことがあつたと傳へられて居る。斯の如きは法律そのものの性質をも知らず、從つて法律と道德との關係區別を知らないより起つた所のものであるが、

親族篇にある親子の關係の規定の如きも、未成年者の利益を保護するを主たる目的として居る。親權もその目的に外ならないのであつて、親の利益の爲に、その權利を認めて、子をして之に服從せしむる趣意に出づるのではない。未成年たる子の利益を保護する爲に、法律上十分の能力を有せざる者と見做す未成年たる子をして、之に服從せしめんとするのである。社會に子の利益を思はずして必要なる保護を加ふることを爲ない親が萬一あつた時の場合に處する方法を定めたものである。概して法律は人が其の當然爲すべきことを爲ない爲に社會の安寧秩序に害を及ぼす場合に處する方法を規定するものである。要するに民法親族篇の規定は、孝道と關係なきものである。若し親子のあらゆる關係は民法の規定に盡きて居ると思ひ、之を遵守すれば子たる道德上の本分をも盡くすものと考ふるならば、そは大なる誤である。孝道は法律の規定の上に、子の盡くすべき本務を認むるものである。とは云へ孝道は民法の規定と衝突するものではないことは固よりである。

孝道を主張する上に於ては民法の規定は何等の妨害となるものではない。も

第十五章　孝道と民法

民法の一部たる親族篇には親族關係、又は家族關係より生ずる諸種の權利義務を規定してある。即ち戸主、家族の權利義務、親權の效力、喪失より、扶養の義務等に至るまで之を規定して居る。其の定むる所は頗る綿密であつて、一見すると家族及び親族の關係より生ずるあらゆる場合を網羅してこれに處する行爲の規則を示して居るやうに思はれる。或は殆んど實際に起ることが無からうと想像される場合のことをも明瞭に定めてある。去かしながら是等は總べて純粹なる法律上の規定であつて、社會の安寧秩序を保つといふ見地より必要なる規定を爲したものに過ぎない。最密なる意義に於て社會の安寧秩序を害する虞のない限りは、法律は毫も問ふことを爲さぬ。いふまでもなく、法律は不道德のことを規定することはないけれども、今日は道德上のことは之を道德に讓つて干渉することを爲ない。故に親族篇に定めてある所は、如何に詳細に亙つて居つても、何れも法律關係と見做すべきものであつて、道德上のことに渉つて居るものではない。されば

基礎とするやうにならなければならぬ。將來の家族制は專ら孝道を基礎とするものでなければならぬ。かかる家族制は他に如何に其の存在を危くする事情があつても、永く其の存在を保つことが出來る。

父母のこゝろにあふぎそむかずば
天の惠ぞすゑ廣となる

ることなく、家の組織、家族の關係等に就いて、益〻改良を加ふるといふが如き企圖はおのづから大いなることを得ない。現に歐米の社會に於ては家を以て單に眠る場所と爲すが如き有樣も見えて、快樂幸福は之を家外に求むるが如き傾向もある。かくの如きは決して望ましきことではない。

以上論じた如く、家族制は之を一般的に考へてなほ主張する理由あり、希望すべき理由がある。況して我が國に於ては建國以來家族制は我が社會組織の特徴にして、我が天壤無窮の國體と密接の關係ありとしたならば、家族制の維持は最も之を必要とせねばならぬ。玄かるに本章の初に述べた如く、家族制の存在を危くするが如き原因少くないとしたならば、我等は之を維持する方法を大いに講じなければならぬ。而して予の考では孝道は實に家族制を將來に維持するものである。前に述べたるが如く孝は我が父母を敬愛するより、溯つて祖先に及ぶものである。故に孝道にして確立するに至らば、たとひ幾多のその存在を危くするものがあつても、家族制の永く維持せらるることは疑を容れない。過去の家族制は或は家長權を基礎とし、或は土地財產を基礎として存在したが、將來の家族制は無形の力を

ともあるであらう。又孫の新に興す家は更に一層圓滿なるものであり得ないとはいへない。去かしながら斯の如く家の代を追うて發達するは、云はば偶然に生ずる結果であつて、今代の家をして前代の家よりも、又次代の家をば今代の家よりも進歩發達せしめやうとするにはその連續を認めて、意識的に家の代を逐うて進歩發達することを期するに如かない。即ち此の點より見るときには個人の發達は家の進歩に待たなければならぬといふことは明かである。從つて家族制は希望すべきものであるといふことができる。

人の幸福はその種類多く、又その幸福とする所も人によつて異るけれども、家族的の關係より受くる幸福は人生の幸福中大いなるものであつて、何人も之を欲しないものは無いというてよい。夫婦の相敬愛するより生ずる幸福も大いなるものであらう。親子の關係より生ずる幸福も小なるものではない。既に家といふことは幸福を聯想せしむるものである。かゝる家族的の幸福は家の組織の完全し、家族間の關係圓滿なるに從うて得らるゝことは言ふまでもないことである。若し家を以て單に一時の存在に過ぎないものとするときには、自ら家を重要視す

ほその創立の古きを誇となし、過去の歴史を語ることを忘れないではないか。左かも我等の家には語るべき歴史なく希望すべき未來なしとするは、頗る人情に反するものではないか。かくの如く考へ來るときは、家族制を維持すること即ち家の數代に亙つて連續して存在することを認むるは、誠にその理由あることを認めざるを得ない。

更に個人の發達幸福の上より考へて、家の必要にして希望すべきものなるを解することができる。如何なる人も必ず家族的の關係に立つものである。故に個人の發達の爲には家族的の關係に於ても亦發達する所が無ければならぬ。言ひ換へれば、個人の發達は家族の發達と相關係するもので、家族として發達なき時には、少くともその關係に於て人の發達は闕けて居るといはんければならぬ。人類が進歩して理想的の域に達するときには、即ち個人が理想的の域に達したる時であつて、同時に社會が理想の域に達し、國家が理想の域に達した時であり、又家庭が理想の域に達した時でなければならぬ。たとひ家の連續して存在することを認めなくとも、子の成す家は親の成したる家よりも進歩したるものであるといふこ

由は毫も無いではないか。況んや歐米に於けるが如く數代に亙る家を認めないといふ場合に於ても、血統の關係は祖先より子孫に至つて連綿として繼續して居るのである。かかる自然の基礎を具ふる所の團體卽ち家をして長く繼續するものとするのは、決して理由の無いことではない。卽ち家族制は人の性に其の基礎を有すると云へる。

人には歷史を尙ぶの性があるといふことが能できやうと思ふ。個人主義の歐米に於ても尙ほ其の祖先に有名なるものあるときには、子孫は之が系圖を語ることを誇となし、又有名なる人の傳記を著はすものは溯つてその祖先のことを吟味するが如き皆この性に基くというてもよい。今、人が必ず組織する所の家をして之を子々孫々に傳へんとし、子孫は又之を父祖に承くるとするは洵に自然なる人性の要求ではないか。我が家は我が一代を以て始まり我が一代を以て終るとするよりは、我が家には過去あり將來ありとする方が如何に人情の自然に適ふか。國は國の歷史あり將來あるを以つて誇となし、都市も農村も各、その過去の歷史を有し、將來の發展を希望するのは自然のことである。單に營利を目的とする會社もな

ば、我に於ける家は連綿として數代に亙る家である。彼にあつては一代の家である。彼我の差は單に茲に存するのである。即ち個人を單位として組織する社會にも一代の家は存在するのである。故に人は必ず家を成すものであるというてよい。然らば家族制を採るか、個人制を採るかといふ差は、家は一代のものとして存するか、之を相續せしめて數代に亙るものと成すかといふ點にある。實に問題はここにあるのである。

家は血族相集つて成す所の團體である。人はかゝる團體の外に幾多の團體を組織する。國家の如きは即ちその最も大なるものである。國家の外になほ公共團體なるものがある。その他商事會社等種々の團體を組織する。而して何れの團體も之を血族の團體に比すれば人爲的のものであるといはんければならぬ。然かも是等人爲的の團體も、多くは之を永久に存續せしむるのが常である。これは其の團體を組織したる目的が一時的ならざるより生ずるのであるが、人が必ず組織する團體、しかも最も自然的なる團體たる家は何故に之を一代の存在に止むるのを至當とするか。彼は數代に亙るものとなし、此は一代に止むべしといふ理

歐米諸國の社會は家族を本位とせず、個人を本位とするといはれる。即ち國家と個人との間には家といふものを介在することは無いのである。乍しかしながら何れの國に於ても、人は必ず或る意味に於ての家を成すものである。極端なる共産主義が行はれ妻女の共有すら行はるる社會に於ては、個人は初めて家を成さずして生活すると云へる。苟くも然らざる以上は、必ず或る意味の家を成すのである。その家は夫婦及びその子女の集つて組織するもので、夫婦の死亡に由つてその家は全く絕亡に歸し、子女の成長し、結婚するに至つて新に一家を興すものである。即ち子の成す家は親の造つた家と何等の關係のないものである。乍かも是れ亦一種の家たるを失はない。歐米の社會には我が國に於けるが如き家を存し無いといふのは、之を精密にいへば、祖先より承け繼いで之を子孫に傳ふる家がないといふのである。また家について家長なるものを認めないといふまでである。その夫婦子女共同して生活する狀態を以て言へば、我と彼と多く異なる所はない。或は我にありては結婚したる子が、その兩親と同棲するを普通とし、彼にあつては別居するを常とするといふ差あるに過ぎない。されど其の根本的の相違を云へ

斯の如く家族制の衰亡を促す原因は少くない。若しこの勢にして進んで止まなかつたならば、家族制は近き將來に於て全く亡ぶるに至るかと思はれる。家族制の滅亡は毫も意とするに足らないものであるか。家族制にして若し全く滅ぶるに至るときは我が國の組織は歐米と同じく、個人を單位とするに至ることは必然の結果である。かくて我が國家組織の特質を失ふことは何等の差支はないか。或は我が家族制は我が國體と關係する所があるといふ。果して然らば家族制の衰頽は國體の維持に關係する所があると云はなければならぬ。たとひ家族制が衰へても直ちに國體の維持を危くすることは無いにしても、完全に國體を維持するためにはよく家族制を保持することに須つあるは疑ないことであらう。然らば、この點より考ふれば、家族制は之を維持することを努めんければならぬ。如何にせば之を維持することを得べきか。

此の問題に答ふるに先ち、家族制は我が國家組織の特質にして又我が國體と相關聯するといふことを離れて、元來家族制なるものは之を維持する必要理由あるか、又之を維持することは希望すべきことであるかを考へて見やう。

く長く一定の地に住居しない有様を呈して來た。家族制は人の必然に一定の土地に永住することを必要としないけれども父母の家又は祖先と同一の地に住するといふことは、家の觀念を强くし、之を持續する上に力あることは疑を容れない。更に工業組織の關係は工場に於ける大工業を生ずるに至り、家內工業は漸次衰ふる傾がある。玆に於て職業の世襲は益、困難になつて來た。商業の經營に於ても大規模のものに移る結果、世襲的家業は漸次なくなる。かくのあとき狀態は何れも皆家族制に多少の關係を及ぼすものである。其の他都會の益、膨脹して地方人口の漸次減少するがごとき、貧富の懸隔は愈、大となるがごとき、近世に於ける經濟上の變動は實に著しきものである。而して經濟上の關係が益、重大の意味と勢力とを有するに至ることは、これを政治上にしても、社會上にしても著しいものである。而して是等の變動は一として家族的に利なるものは無く、皆不利なるもののみであるといはんければならぬ。而して斯かる經濟の發展は之を如何ともすることは出來ないもので、又他方より觀察すれば希望すべきものであるといはんければならぬ。

べんとする個人主義の勃興は過去より現在に及び、更に將來に亙つて家族制を危くするものである。極端なる個人主義が家族制と兩立すべからざるものであることは明かである。たとひ極端ならずとも、個人主義はその性質として家族主義に對して裨益あるものではない。既に述べた如く、我が法制上に於て家の財産を認めない主義を採つたのは、個人主義の一つの勝利である。今日或る論者は個人主義が滔々として人心を支配するのを歎くものもあるが、又一方には我が國民の、なほ個人の自由權利を主張する念の乏しきことを慨嘆するものもある。想ふに將來我が國に於ても個人主義は益、勢力を振ふに至るであらうと思ふ。幸にして個人主義と家族主義とよく調和することを得れば兎も角、然らざるときは家族制は常に個人主義に對して警戒しなければならない。

(四) 經濟組織の變動。　四民の區別が廢止せられたるより生ずる經濟上の關係には家祿を失ふあり、或は世襲的家業の漸減を來すあり、また業務の選擇は全く個人の自由に委せらるゝ等がある。かゝる變動の家族制に及ぼす影響は容易に推知することが能（で）きる。更にまた交通の發達は人の移住を容易にして右のごと

つた、たとひ財産の以て傳ふべきものがない場合に於ても、祖先の職業は多くは家業として之を傳へたのである。故に家を繼承相續する上に於て根據があつたというてもよい。且つ農には農の家風あり、商には商の、工には工の家風があつて、家の相續の上にかゝる無形の力も與つて居つた。然るに維新以後四民の階級全く廢止せられ、人はその力に由つて、いかなるものも青雲の志を達するを得べく、いかなる業務を擇ぶも、その好む所に從ふことになつた。之を個人主義とは自覺しなかつたけれども、强大なる力を以て實際個人主義は社會を支配し、人の精神を左右するに至つた。素より階級到度の廢止は維新の一大功績にして、又國民の幸福に寄與するもの、又社會進歩の上よりいふも、四民の平等は喜ぶべきことである。思ふに家族制度と四民の平等とは兩立しないものではなからう。唯玆に述べるのは一朝にして四民の區別を廢したるが爲に、家族制の上に大いなる動搖を與へたといふのである。

(三) 個人主義の勃興。 前に述べたる二つの原因は過去に於て家族制に危害を與へたものである。而して將來にはその影響を及ぼすものではない。玆に述

して、總て在來のものを以て固陋舊弊なりとして斥くるに至つた。苟くも新しきものは選擇する所なく之を採り、苟くも舊きものは容赦なく之を棄てて顧みないといふ勢であつた。斯かる大勢の及ぶところはたとひ如何なるものもその破壞的の力に抗することは能きなかつた。我が家族制の如きも如何にその基礎は鞏固であつたからというても、その破壞的の影響を免るることは出來なかつた。かかる新を喜んで舊を嫌ふ所の精神も後には其の反動を來し、國粹保存主義等の鼓吹を見るに至り、爾後人心は漸く覺醒の時期に達して善なるものは之を保存し、その惡なるものは之を棄つるといふ中正の態度を取るに至つた。從つて近き數年來は家族制に就いて云々する聲を頻りに聞くやうになつた。然しながら我が家族制が維新激變の影響を受けて蒙つた創痍は之を認めなければならぬ。

(二)　階級制度の廢止。　封建の時、士農工商の階級の儼存したることは家族制の維持に對しては有益であつたといはなければならぬ。士にあつては勿論家祿の制あり、これを無形にしては士たるの家風あり、祖先の遺業を紹述して益、家名を揚ぐるといふことには便宜であつた。農工商ともにその職業は多く世襲的であ

日は尙ほ家族制の儼存したる時代を去ること遠からずして、法律上既に意味を失ひたる家產が、尙ほ人心の上に昔時の觀念を保存するにも由つて居る。其の上古に存したる氏族の制度は早く既に消滅したけれども、過去二千數百年間の歷史を有する家族制は、たとひ之を破壞する原因が幾多發生しても、一朝にして全く衰亡に歸するものではない。

去かしながら維新以後家族制の維持を危くする所の幾多の原因が現はれ來つたことを考へるときは、家族制の將來は徒らに樂觀をして居るわけには行かない。我が家族制の衰亡は毫も憂ふるに足らないとしたならば、いざ知らず、長く之を保存すべきものであるとしたならば、これが維持に關しては大に考究する所がなければならぬ。今茲に家族制の衰亡を促す重なる原因に就いて先づ考へて見やう。

(一) 維新の激變、舊制度の破壞。 維新の變革は之を外國の歷史に見るが如く、血を流すとなく、平和の間に行はれたけれども、其の社會百般の制度慣習を破壞した力は實に非常なるもので、他國の鮮血を流した大いなる革命の結果も、之には及ばない位である。 啻に舊慣古俗の破壞せられたばかりでなく、人心も亦全く一變

のでないことは明かであるが、若し家に屬する土地その他の財産があるとしたならば、それは家の維持發達の上に大いなる力を有するものたることは疑を容れない。歐洲諸國に於ける家族制の沿革を見るに、歐洲の社會も最初は家族制を基礎として居つた。而して此の時代に於ける家の基礎は强大なる家長權であつた。この家長權は財產は勿論家族の身體生命も其の權內に存して居つた。玄かるに斯かる專制的にして又强大なる家長權を基礎とする家が衰ふるに當つて、その家長權に代つて基礎となつたものは土地財產であつた。即ち或る時代に於ては土地財產を基礎とする家が長く存在して居つた。然るに個人主義の發展に伴うて、財產の主體は個人又は人格を以て擬せられたるものに限るに至つて、家族制に於ていふ家は殆んど消滅に歸した。即ち歐米に於ける今日の家は一代限りのもので、夫婦親子の共同生活を指すのであつて、之を祖先に承けて子孫に讓る所の家は最早存在せざるに至つた。

我が國に於て財產制度の上に個人主義を採用するに至つたに拘らず、なほ家族制を存するのは前にも言つた如く、家督の相續を認むることにも由るけれども、今

第十四章　我が家族制と孝道

我が國家の組織は歐米諸國と異なつて家族を本位とし、個人をその單位とするものでないといふことは常に說かるる所である。洵に我が國は家族を單位とすることは法制の上に於ても之を認めることができる。然かしながら之を以て封建時代に於ける有樣に比較するときには、我が家族制は漸次壞崩する傾があるかと思はれる。之を法制上について言へば、僅かに家督の相續を認むるに過ぎなく、財産は今は家に屬せずして、戶主又は家族たる個人に屬するに至つた。今日に於ても家產等の言葉を使用することがあるけれども、最密なる法律上の意味に於ては家に屬する財產なるものは無いのである。卽ち財產に關しては家族主義を認めずして個人主義を取つて居るのである。唯この制度の起つて以來年を經る未だ久しからざるが故に、或は祖先傳來の財產は家に屬するものの如く考ふるものも實際少くない。然かしながら年と共に斯かる觀念は事實上消滅するに至るものと見なければならぬ。素より家族制の基礎は、ひとり財產の上にのみ存するも

の初に達すべきである。さりながら眞に孝道をして精神あり力あるものならしめやうとしたならば、單に理論上に止まらず、事實上に於ても口に説くに止まらず行に於て、遡つて祖先を崇敬するといふことを爲なければならぬ。今日の孝道は遺憾ながら未だかゝる域に達して居らない。予の茲にいはんとする所は、今日の孝道そのものが直ちに祖先崇拜の俗を維持する力ありといふのではない、長く將來に祖先崇拜を維持せんとすれば、力あり精神ある孝道に待つ外はないといふのである。祖先崇拜の俗が廢れても、長き歷史を有する我が國體は直ちに其の影響を受くることなきは疑を容れない。けれども之を無窮に維持するには、豫め今日より慮る所がなければならぬ。從來の歷史傳說はた又制度文物等は之を維持する力があるというても、その根本は國民の精神に外ならぬ。適切にいへば大いに孝道を發揮して之に賴る外は無いと信ずる。我が國體と孝道とは先祖崇拜の俗を通して密に相關するものと云ふべきである。

あるといふことは、小學の兒童も今日は其の說明を聽いて知つて居る。然しながら實際に於て祖先を崇敬する風俗儀式は漸次廢れつゝあるではないか。また交通機關の非常に發達したるに拘らず、大廟に參宮するものは必ずしも增加しないのである。斯の如き形式に亙つたことは或は問ふを要せぬとしても、唯歷史を披いて我等の祖先は天祖に出づるといふことを知るのみに止まつて切實に祖先を崇敬することを感ぜざるに至るは、憂ふべきことである。單に口に祖先を崇拜すべしと說くのみにして、その精神がなくなつたならば、祖先崇拜はその名のみ存して何等の力もないものといはなければならぬ。予は祖先崇拜の觀念に新しき血を注入して之を將來に維持するは孝道の外にないと思ふ。

今日我が國民の間に行はれて居る所の孝道は、十分精神に富んで居るといふことはいへない。單に孝道の現狀を維持するのみにて長く將來に祖先崇拜の思想を持續し得るとは思へない。長く祖先崇拜の俗を將來に維持せんとするには、今日よりも力あり精神に富んだる孝道を以てしなければならぬ。

孝道の溯源的道德たるとは前に述べた所である。理論上よりすれば溯つてそ

ることになり、若しこの思想のみより見れば、古を卑むの心はおのづから起らざるを得ない。更に祖先の神格的性質を信じた思想は、祖先崇拜の習慣を繼續するに力があつたであらう。然るに此の考も科學の進步につれて既におのづからその力を失ふに至つた。かかる次第であつて、將來に祖先崇拜の習俗を維持するものは、孝道を措いて外になからうと思ふ。孝道を基礎とする祖先崇拜であつたならば、祖先は必ずしもその子孫より優越したものなることを要せない。祖先の時代は今日よりも未開なりしことを妨げない。我が國從來の歷史に於て祖先崇拜の思想がよく持續され來つたといふことは、將來をトする資料たるに足るとはいへ、時勢の變遷に依つて種々の新なる原因が生じ來つて之を打破することを慮らねばならぬ、單に過去の歷史をのみ賴みとすることはできない。

現に我が國に存在して居る所の祖先崇拜は如何なる程度に於て行はれて居るのであるか。日々壞崩に傾きつゝあることはないか。口に祖先崇拜をいふことは或は今日は寧ろ從來よりも盛んである。祖先崇拜の俗は我が道德の特徵であるといふことも今日は盛んに說かれるのである。我等の祖先も亦天祖の後裔で

第十三章　我が國體と孝道

萬世一系の皇室を戴き以て今日に至れるは、我が國體の特徴であつて、此は君民の同祖なることと、天祖の宏遠なる德と、列聖の盛德とに由るには相違ないけれども、國民に孝道を重んずる精神のあることも亦與つて力あるものである。祖先崇拜の風俗習慣が我が國體の維持に力あることは論のないことである、而して祖先崇拜のよく今日まで持續さるゝに至つたのは、孝道の力が與つて居る。歐洲諸國に於て祖先崇拜の夙く跡を絕つに至つたのは種々の原因があらうけれども、孝道の觀念の之を維持するものが無かつたのも、一大原因であつたらうと思ふ。我が國に於ても若し孝道にして廢れるに至るならば、永く祖先崇拜の俗を將來に維持することは困難になるであらうと思ふ。

從來は祖先崇拜を維持する種々の事情もあつた。例へば古を尙ぶといふ思想があり、理想的の時代は寧ろ昔時にあつたといふ思想があつた。これ等は確かに祖先崇拜を維持するに於て力があつたに相違ない。今日は進化の理明かにさる

常に相一致して何れの場合にも離れないものであることを證明せんとするにはなほ從來明かにせられたる論據を以て十分なりとすることは出來ない。故に嚴密なる意味に於て忠孝の一致を主張せんとすれば、更に研究を要する。今日の場合に於ては、忠孝の二者は種々の關係に於て密接するものなりといふに止らなければならぬ。唯この密接の關係は最も確實に且つ明瞭に認めたいと思ふ。從來は漠然と忠孝一本、忠孝一致というて確實にその關係を認むることをしなかつたと思ふ。眞に忠孝一致なりとすれば、忠孝はその消長を共にしなければならぬ、ひとり忠のみ隆んにして孝は衰ふるといふことを許さない。然るに維新以來忠道の發揮せることと前古未だ曾て聞かない所であるに拘らず、孝道は衰へて之に副はないではないか、しかも漫然忠孝一致、忠孝一本を唱へて居る。これ忠孝の關係を理論上に於ても亦事實上に於ても、確實に且つ明瞭に認めんとしないからであると思ふ。要すに忠孝を以て我が孝道の特質、我が道德の大本と認むる以上は、從來の說明を以て滿足することは出來ない、更に大いに研究するを要するものである。

である。孝と忠とは差別あるものの間の道德である。およそ差別あるものの間の關係を表すに、親子の關係を以てせんとするは、何れの國に於ても見る所である。例へば佛敎に於ても佛と衆生との關係を、父子を以てあらはして衆生を佛子と見る。基督敎に於ても神を以て天に在す所の父と呼ぶのである。西洋に於て自己と國家との關係をあらはすに、或は父國といひ、或は母國といひ、父祖國といふ。更に狹き關係に於ては、自己の敎育を受けたる學校を母校と稱する。かゝる親子的の關係を他の無形のものにまで及ぼし、模範となれる法律を母法と稱する。かく親子の關係を以て之を適用し得べきものに及ぼさんとするは、人情の常にして各國に共通することであるというてもよい。それゆゑにこの關係を君臣の上に及ぼし、君を以て親に擬し、臣を以てその赤子に擬するのは洵に當然のことである。されば忠の孝と相關するは洵にその理ありといふことが能できる。孝にして廢ることがあれば、忠はおのづからその影響を蒙らざるを得ない。

忠と孝との關係は從來既に說き明かされたることの外、なほ數多の相接觸する所の點がある。忠孝は斯の如く密に相關するものである、而しながらこの二者は

說より見れば極めて力弱き云ひ方である。兎に角孝は一切の道德の根基であるといふ關係より、忠と密接なるものであるといふことができる。

孝は報恩的行爲の根本であるといふことを述べた。君に對する報恩的行爲は實に親に對する報恩的行爲に次ぐものである。此の關係に於て忠と孝とは近接のものである。廣くいへば我等は隣人に、又社會に負ふ所の恩惠ありといふことができるけれども、是等は我等の父母に負ふ所の恩惠の如く具體的にして又直接なるものではない。君主の恩は恩惠の中に於て親の恩に最も近きものである。殊に君主の恩惠は我が親の等しく負ふ所にして、我が祖先の又等しく浴したる所である。故に君恩に報ゆる所の忠は孝と最も密接の關係があるといはなければならぬ。孝子は必ずしも忠臣ならざることがあつても、忠臣は必ず孝子でなければならぬ。蓋し君恩を報ずるものは親恩を報ずるものでなければならぬからである。

次に孝は幼者の長者に對し、弱者の强者に對する道德である。忠も亦弱者の强者に對し、被治者の治者に對する道德である。この關係に於て兩者は其の性質を同じうして居るのである。他の忠孝以外の道德は、多くは對等なる者の間の道德

をなしたる藤田東湖をして今日に生れしめたならば、その說の徵あるを喜ぶと共に、聖勅の忝きに感泣するであらう。予も此の如き說明を一層明にすることは、今日に最も必要であらうと思ふ。近年忠孝を說くもの、その一致一本をいふや、多くは之を君民同祖の關係のみより說いて、この東湖の說明を併せ取らんとしないのは、予の少しく遺憾とする所である。

斯の如く忠孝の關係は從來の說明に於て多少の疑あり、或は忠孝の意義を幾分變更して考ふるが如きことがあるにしても、既に悉されたるものであると見てよいであらうか。予は忠孝の關係に就いて從來說かれたる以外に尙ほ擧ぐべきものがあると信ずる。その第一は第五章以下に於て說いた如く、道德的行爲の最初のものにして、又相續不斷の道德なるを以て、孝は一切の道德と關係するものである。この點より見て忠と孝とは又一の接觸する點があるといふべきである。前にも述べた如く、忠臣を求むるは孝子の門に於てするといふことは卽ちこれであらう。若し忠孝一致の說よりいふ時には孝子は卽ち忠臣にして、忠臣は卽ち孝子であるといはなければならぬ。忠臣は孝子の門に出づるといふが如きは、忠孝一致の

望の間に一致を缺くときには如何にすべきか。或は希望の間に輕重勝劣の差等を設けて、君に忠ならんことを欲する希望は、親の希望として最大最勝のものであるとして、之に從ふとせんか、一應解釋することができたやうにも思はれる。しかるに實際の場合について考へて見るに、親の明示するの希望は他にあつて、君に忠なるべしとの希望は暗默の間に推定する外なき場合が多い。故にその明示したる希望にして忠たる所以に適はずとすれば、その明示の希望に背くことを敢てし、しかも之を以て孝なり忠なりとしなければならぬ。即ち幾分孝行の意味を變更して解せなければならぬ。

天子が臣民の人倫道德を重んずることを明かに希望したまふことは列聖の詔勅に表はれて居る。殊に明治の聖天子に於かせられては、或は軍人に賜はりたる勅諭に於て、又最も明かに敎育に關する勅語に於て、或は又戊申の詔書に於て最も痛切に明示したまうた所である。これらは道德の全般にかかるものであつて、獨り孝道にのみ關するものではないが、孝道は道德上最も重大なるものであるとしたならば、即ち孝なる所以は忠なる所以であることは明かである。若しこの説明

乍しながらこの場合に於ては、忠孝の通常の意味を幾分變更して考へる必要がある。例へば孝子が專念一意親の病氣の恢復せんことを祈り、看護に盡すがごとき行爲をも、直ちに忠なりといはなければならぬ。又例へば孝子はたゞ親あるを知つて他あるを知らず、只管孝養を盡すがごときも、天子はその臣民の親に孝ならんことを欲したまふが故に、君に忠なるものであるといふことになる。素より忠といひ孝といひ、明かにその親に盡すことを自覺し君に盡すことを自覺する場合に限るとするは窮屈な解釋である。知らず識らず孝なるともあり忠なることもある。故に以上の如く說明するも、強ち不當ではない。乍しながら少しく細かにこれを考ふるときには、なほ疑を生ずる。親は子の忠ならんことを欲するといふのは認めてよからう、たとひ明かに斯の如き希望を表示しなくとも、かかる希望あるものと推定して差支なからう。人の親たるものの希望にして、たゞこの一の希望あるのみであつたならば、疑もなく忠なるは卽ち孝なるのである。乍かるに親の希望は此に止まるであらうか、他に幾多の希望を明示する場合が少くないと思ふ。幸にして總ての希望が一致することができれば、疑はないけれども、若し希

の如く孝は卽ち忠なりといふことは能きない。我にありて忠孝一致と云ふは我が國の歴史より生ずることで、支那に於て忠と孝と相離れて存するは又其の歴史より生ずることである。以上の說明は正當なるものであつて、疑を容れる餘地はない。玄かしながら之を以て忠孝一本若くは一致の說明と爲すときは、忠孝一致の意味は大に限定しなければならぬ。卽ち忠と孝とは同じ場合があるといふことを說明するには十分であるが、忠孝は常に相悖らぬものであるといふことの說明にはならぬ。なぜなれば、孝といひ忠といひ、幾多の實質內容があつて、我等が溯つて祖先並に天祖を崇敬する場合ばかりが孝であり忠であるのではない。他に孝と云ひ忠と云ふべき場合が多くある、それらが常に相一致するか否かは判らぬ。例へば本書第四篇に引用する孝子傳の多くの場合の如き、その孝たるは明かであるが、之を以て忠であるといふことは穩當でない。

或は親は子の忠ならんことを欲するが故に、忠なるは卽ち孝なる所以である。天子は又常に人倫の正しからんことを欲したまふが故に、親に孝なるは卽ち君に忠なる所以であると。この說明によれば忠孝は常に一致して分れざるものである。

が如きものがある。故に一本より出づるものは互に共通して同じき性質を有することはあつても、全然同一のものであるとは云へない。更に進んで考ふれば、忠孝一本のその一本たる所以のものは何であるか。或は忠孝一本とはこの二者全く同一のものであつて一面より見れば忠となり、一面より見れば孝となるといふが如き意味であるが如く解せらるゝ場合もある。若しかかる意味であるとしたならば、忠孝は之を一なりと云ふべく、之を一本といふは不當のことである。又忠孝一致といふことも、考へて見れば疑を挾む餘地がある。忠孝は時に一致することもあるといふ意味であるか、或は忠孝は常に必ず一致して居るといふ意味であるか、即ち忠は必ず孝にして、孝は必ず忠であるといふ意味であるか。斯の如く我が孝道の顯著なる特質を表はす意味が甚だ明瞭を缺いて居る。

進んで忠孝一本又は一致の說明の實質を考へて見やう。通常の說明に依れば、我が國に於ては君民同祖である、我等臣民の祖先も天祖の子孫であつて、我等の宗祖たる皇室と其の祖先を同じくする、故に我等の父母に孝にして又祖先に孝なるは卽ち忠である。支那の如きにあつては、時に革命があつて、國を變へるを以て斯

らば忠孝一致のことは我が孝道に於ける重大なる點と見なければならぬ、從つて之を明かにすることは最も必要である。

忠孝一致といひ、或は一本といふ、その意義は既に明瞭になつて居るものであらうか。我が國に於て忠孝一致といひ、一本といふ時は、何人も其の意味を疑ふことなく、十分明晰なることゝ考へて居る。果して然るか。通常忠孝一本といひ、忠孝一致といふことを以て、同意味の如くに考へて居る。併しながら文字の示す所によれば、一本といへば其の根本を同じうし一にして居るといふことであつて、一致といへば二者の各別に存在して、しかも相悖らないことをいふのである。故に或は事實上に於ては同一であつても、理論上に於ては一本と一致とは區別して考へなければならない。更に一本といへる意味を考ふるに、疑を存すべき餘地があるかと思ふ。忠孝一本といふときに、之を以て忠と孝とは常に相悖らないものであるといふ意味を含んで居るやうに解する。併しながら本を一にするというても、その末も亦一であるといふことは能きぬ。幹根は一であつても枝葉まで一であるといふことはできない。兄弟は同一の父母より出でゝも、其の身體精神は相反する

代の天子が孝經の讀誦を勸め、或は天子自ら孝經の註釋を作つて之を頒たれたことの如き、又孝子を表彰することの如き、我が國に劣ることはない。夫かのみならず支那に於ては孝子を賞して授くるに官職をさへ以てしたことも少くはない。孝行を奬勵する方法も亦至れり盡せりというてよい。不孝の所爲を罰するに嚴刑を以てするが如きも亦我が國と異ならない、否、我が國の不孝を罰する制は、彼に學べる所のものであるといつてもよい。夫からば大いに孝を重んずるといふことは、我が國孝道の特質とすることは能きない。我が孝道を支那に於けるものと區別する他の特質は何であらうか。

我にありては孝は忠と結び著き、支那に於ては孝と忠とは必ずしも相關しない。これ彼我孝道の異なる所であると通常唱へられる。むかしから我が國に於ては忠孝一本といひ、或は忠孝一致といひ、この二者は相離れざるものゝ様に說かれて居る。支那に於ても孝を重んずると共に忠を重んずる事はあるけれども、我に於けるが如く、忠孝一本或は一致等の說はない。實に忠孝一致は我が孝道を支那の孝道と區別する特質である、從つて又他國に於ける孝と區別する特質である。然

第十二章　忠と孝

孝は普遍的なるものであるが、我が國の孝は特殊の性質を有するものである。その特質とは如何なるものであるか。我が國に於て孝を重んずることの甚しきは、一の特質と見てもよい。夙く千年以前に於て、天子は孝經を頒布して孝道を勸められたことがある。孝子を表彰することの如きも、時に張弛はあつたけれども、常に行はれて居つたというてよい。江戸幕府は寛正年間に孝義傳五十卷を官刻して頒布し、諸藩も之にならうて孝子傳を公刊したものが少くない。又一般國民の間にも孝を重んずるの念は弘く行き渉つて居る。孝子の美談は國民の喜んで傳唱する所であり、兒童の伽話として家庭の内にも行はれる所である。更に國の法制の上に於ても、不孝の所爲を以て罪惡の極と見做して、之を罪するに嚴刑を以てした。これ明治に至り、新法制の制定に至るまで長く行はれた所である。斯の如く孝を重んじたといふ事實は、我が國の孝道の特徴というてもよい。

然るに孝を重んずることは、支那に於ても我が國に異ならぬやうである。歴

存しても、之を以て我が特有となすことは能できる。 然かるに何れの國にも存する所のものを以て、なほ我が特質なりと主張しやうとするには、そのものは特別なる形に於て、又特別なる程度に於て、或は又特別なる意味に於て存在しなければならぬ。 大小を以ていへば、大なるものでなければならぬ。 勝劣を以ていへば、勝れたるものでなければならぬ。 我が道徳の特質たる孝は、果して他の國に存する孝に比し、大なるものであるか、勝れたるものであるか。

孝に賣る心かはるゝ蜆かな　　失名

我が國並に支那に於けるが如く、孝子の事蹟を集めたる大部なる孝子傳に至つては恐らくは無いであらうと思ふ。去かしながら孝子の事蹟の傳ふべきものは少しとせない。而して其の事蹟を弘く、亦多く集めて之を示すことは、彼の國の書物を多く參考する便なき我が國に於ては難しとする所であるが、本書第四篇に擧ぐる、孝道行實の西洋に於ける部を參考すれば、或は西洋にもかゝることあるかと初めて氣のつく者もあらう。之を要するに、西洋に於ても孝の行はるゝ事は疑を容れない。即ち孝は普遍的であるといはなければならぬ。

道德上の本務にして普遍的なるものは、素より孝に限らない。幾多の美德は東西各國に共通して重んぜられるのである。今茲に孝の普遍的なることを述べたのは、或は孝を以て我が國若くは東洋の特有なるが如く考ふるものがあるから、之に對して說いたのである。而して孝道が東洋特に我が國の道德の特色たることは疑ない。その孝道を以て特色とするのは我にのみあつて、彼に全く缺けて居る爲ではない。孝を重んずる程度と其の內容とに於て、特色となすべきものがあるのである。彼になくして我にのみ存するものであつたならば、如何なる形に於て

には父母の恩の大なることを説きて、子たるものは、その洪恩に對し、力を竭して報ゆべきことを説いて居る。總じて報恩の美德たることを說くのは、西洋に於ても我が國と異なることはない。而して西洋に於ても父母の恩惠の深く且つ大いなるものであることは之を認め、從つて父母に報ゆることを說く。又いづれの敎訓に於ても、年若き子女の父母の命令に從順なることを以て美德とせないものはない。近時西洋諸國に於て、宗敎に依らずして修身敎授を施さんとする企が漸く盛んになつて來た。それが爲に或はその敎授の要目を編纂し、旣に敎科用書に充つべきものすら、著作せられたるものが少くない。是等を披いて見るに、何れも皆家庭に於ける子の義務として父母を敬愛することを說かざるものはない。斯くの如く西洋に於ても、孝を以て子たるものの本務と認むることは、東洋と同じことである。なほ如何に孝を說くかに就いては、本書の第二篇に載する所の西洋に於ける孝道に關する論說を見れば明かである。

道德上孝の美德たることを認むる以上は、孝子の事蹟も亦西洋に存するのは當然のことである。古より孝子の美德として今日に傳はるものも西洋に少くない。

第十一章　孝は普遍的である

孝が人情の自然に基くことは、既に學者の論じて居る所である。されば孝は普通的のものでなければならぬ。我が國に於ては古來孝を重んじたることは、別に述ぶるまでもなく、又支那印度等に於て之を重んじたることも辯ずるまでもないことである。然るに西洋に於ては孝道を重んぜず或は全く之を闕くものの如く考ふるものがある。去かしながら、それは大なる誤である。素より西洋に於ては、我が國並に支那に於けるが如く孝を以て非常に重要なるものとなすことはしない。去かしながら孝行を以て善行となし、之を勸むることは、我が國と異なることはない。通常基督教の如きは、その父母に背くことさへ敎ふるもので、孝行の敎がないやうに考ふるものがあるけれども「汝の父母を敬へ」といふことは聖書に屢、出て居る言葉であつて、西洋に於て、子女の父母に事ふることを敎訓する場合には、常に聖書の「汝の父母を敬へ」といふ句を引證して居る。それに由つて觀ても、基督教に於て、孝行を一の美德と見做すことは明かであらう。プラトーンの問答錄の中

を受けたる時は、異日必ず之を報せなければならぬ。これ當然のことである。而して今日かくの如く大なる誤解すら爲すもの多きに至つたのは、畢竟孝道の衰頽より自然に生じた結果であらうと思ふ。　孝道の發揮は他の一切の報恩的道德の振起となるものである。

父母によく仕ふるうちはおのづから
角菱なしにまるくをさまる

おやのおん
いよ／＼たかし
つゝしんで
つかふこゝろぞ
すゞしかりける

邊にしてまた無比なる親恩を記せなければならぬ。實に我等人と生れたるものは、一人としてこの關係を免るゝものはない。而して多くは之に加ふるに、父母の無量の慈愛に浴して成長したるものであつて見れば、その親の恩を記し、之を報ずるを努むるは當然のことである。この當然のつとめを盡さずして、なほ他の道德を行ひ得るといふに至つては解することができない。若し尙ほ親の恩は忘るゝが、他の恩はこれを記しこれを報ずるものがありとすれば、それは眞の報恩ではない、更に得んとするがために、又は既に得たるものを失はざらんがために他の喜ぶことを爲すのである。報酬を豫期して爲す行爲は眞の報恩的行爲ではない。故に親に孝ならずして、而かも人の恩誼はこれを報ずと云ふは僞であると云ふべきである。

近時感恩の思想、報恩の行爲の著しく衰へた觀のあるは疑なき事實であらう。甚だしきは恩を記して之を報ずるを以て意氣地なきことの如く、獨立特行の精神と兩立せざる如くに思ふものすらある、誤解の甚しきものである。徒らに首を下げ他の憐みを請ふは素より斥くべきことである。されど或る事情より他の恩誼

生活には苦しきものありて、或は自ら之を絶たんとするものすらある。又ある場合に於ては、生命を擲たなければならない場合もある。茲に生命よりも更に貴ぶべきものがある、卽ち人格である。人格を全うするためには生命をも棄つる場合がある。この人格は我が父母あつて而して後に存するを得たものである。或る場合に於ては、人格は我の自ら有する所であるといふ。かくの如く言ひ得る場合もある。親といへども子の人格を奪ふことはできない。併しながら斯の如く貴重すべき人格は如何にして生じたのであるか、父母あるにあらざれば、我は存在することは能きない。我にして存在せざるときは、人格は存在することは能きない。我は人と生れたものである、といふことは深遠なる意味を有することである。之を考ふれば考ふるほど、深い意味がある。素より自覺せずしてしまへば夫れ迄であるが、一旦我は人と生れたものであると氣がついたときには、この一事より萬事が生ずる、總ての道德も之より生ずるというてよい。前に述べた人格も卽ち之より生ずるのである。されば子として親の特殊の慈愛に浴することが無かつたとしても、人と生れたといふ一事に至つては、深くその原く所を考へて、廣大無

第二篇以下に引用する所を參考すれば、如何に詳細に說き示されてあるかを知ることができる。殊に佛敎に於て說く所の如きは、誇大に失するの感すらある。併しながら、予はかの說く所は形容に過ぎざるものでなく、人の子たる者は切實に之を感ずべきものなることを斷言したいと思ふ。

親の恩に就いては從來既に說き盡されたること第二篇以下に示す如くであるから、茲には之を繰り返さない。唯茲に少しく辯ずる必要を認むることは、親の恩惠とは哺育、長養、敎育等、生後親の特別なる愛護をのみ指すのではない、父母より何等特殊の愛撫を受けなくとも、假令父母頑慳にして却つて虐待されたと云ふことがあつても、なほ親の恩の洪大なることを認めなければならぬ。既に先覺者もいへるがごとく、我が生あるは親あるに由るものである。我が生命にして生活の價値なしとすれば、いざ知らず、苟くも然らずとしたならば、親はこの價値ある生命の根源である。人は往々自己に金錢を給與し、職業を與ふるの恩を記する。而して動もすれば生命を與へられたる恩を忘れんとする。さらば親は我が誕辰の後何等の恩惠を與へずとするも、なほ生命を與へ給へる恩ありと言はなければならぬ。

び社會の恩である。父母の恩を報ずるは卽ち孝にして、國王の恩を報ずるは卽ち忠である。衆生の恩を報ずるは一般隣人に對する本務及び社會に對する本務を盡す所以であつて、三寶の恩を報ずることは宗敎的の本務と個人として盡すべき本務とを包括する。かくて四恩に報ずるは大體道德的の本務を包括する次第であるが、かく分類したる上に就いて考ふるも、父母の恩を報ずるは他の三恩を報ずる行爲の基礎となるものである。古より「忠臣は孝子の門に出づ」といふが如く、親恩を記するものにして初めて君恩を感ずることができるからである。更に細かに分類すれば、恩惠の種類は幾多の目に分つことができやう。而して父母の恩惠はあらゆる恩惠の根本である。唯何人も父母の厚恩に浴せざるものはない故に尋常一樣のこととして、特に之を記することをせない傾がある。而して偶〻他人より受けたる物質上又は精神上の援助を以て、父母の恩にも勝るものゝ如く感ずるものがある。かゝる顚倒の起るのは、此れは普通にして、彼れは特殊であるからである。少しく深く考ふれば、その輕重大小はおのづから明かである。

父母の恩の洪大なることについては、從來既に說き盡して餘す所がない。本書

國家より恩惠を被つて居るといふことは、これらの本務の基礎を成すものである。それゆゑに是等本務の實行を期するには、人の隣人や社會、國家に負ふ所あるを説明する。然しながら我等が社會國家に負ふ所の恩惠なるものは多くは間接である。故に恩人より受くる恩惠の如く之を直感することは難い。又その恩惠ありと云ふも理論上類推して知り得たる所のもので、之を恩惠として感ずることは難しとする所である。然し本務を履行せんとする心を起すには、この恩惠の觀念より出立するを要する。孝道を實行して常に父母の恩を記し、之を報ずるものにあつては、隣人の恩を記し、社會國家の惠に報ずることに於て準備せらるる所があるというてよい。即ち孝道は人の國家社會に盡す本務の基礎を成すものであるといふことができる。この基礎この準備なくして國家社會に對する本務を實行せしめんとするも、到底出來ないことである。概括していへば、孝道は道德實踐の基礎を成すものであるといふことができる。

恩惠の分類に就いては、古くより佛教に於て爲したるものがある。即ち父母の恩、國王の恩、衆生の恩及び三寶の恩の四である。この中、衆生の恩とは即ち隣人及

第十章　孝は報恩的行爲の根源である

道德的行爲は概して報恩的行爲である。報恩は相互的關係より生ずるものであつて、正義の觀念の如きも、この相互の關係を認むるより生ずるものである。斯くて道德上多くの行爲は、報恩的關係に歸するのである。反面より之をいへば、恩を忘れ恩に背く行爲は大なる不道德である、また何れの國に於ても何れの時代に於ても、忘恩を以て不道德の極となさざるはない。

孝はこの報恩的行爲の根源と成るものである。蓋し父母の恩は恩の最大最重のものである。苟くも人たるものは父母の深恩を被らないものはない。この高恩を記し、之を報ずるは當然のことである。父母の恩をも忘れて之を報せざるものは、如何にして他の報恩的行爲を爲すことができやうか。若し報恩的行爲を勸奬せんとしたならば、必ず先づ孝道の發揮より始めなければならぬ。

道德上、人に對する本務、社會に對する本務、又は國家に對する本務を說く。これらの本務はいづれより生ずるか。蓋し人は直接間接に隣人より庇護を受け、社會

ふ所以であるからである。之を要するに、その内容は地位身分によつて一樣ではないけれども、親を敬愛し、親の志を養ふに至つては天子も亦我等と同じく、その道を一にせらるゝのである。孝道は實に上御一人も之を尊重せさせ給ふ所のものである。これ亦孝の一特質といふべきである。

ちゝはゝのことのみ思ふ秋のくれ　蕪村

の孝である、と明記してある。之に由つて觀るときには、天子の孝は一般臣民の孝と性質を異にして居るやうに見える。孝の德の結果を論ずれば、天子の孝德の洪大なるは明かであるけれども、其の親に事ふる孝道たる所以に至つては、天子と臣民と毫も異なる所はない。孝經に謂はゆる德敎百姓に加はり、四海の刑となるといふことに重きをおいて、之を以て天子の孝と爲すならば、これは孝といへる觀念と餘り密なる關係がないと云はなければならぬ。孝は飽迄も親に事ふる道であつて、民を安んじ國を治むることゝは相關係しないといはなければならぬ。玄からばこの二者は全く相關せざるものであるかといふに、天子が親の心を養ひ給ふ所より民を安んじ國を治むるは、卽ち孝道となる。天子となつては常に民を愛し國を治むるを以て念とせられざるはない。その子たるものは、その志を繼いで以て孝道を全うせらるべきである。又天子の御母としては、必ずその明君たらんことを希望せられざるはない。然らばその志を養ひ給ふ邊より見れば、明君たるは卽ち孝道を全うする所以である。斯の如く考へ來るときには、天子にあつては治國安民も亦孝道となる。而して之を以て天子の孝となすのは、矢張り親の志を養

第九章　天子にも孝がある

畏多くも天子もまた孝道を行はせ給ふといふことは、前章より自然に生ずる結論である。廣く言へば、天子も亦道德を行はせらるゝもので、勅語にも「朕爾臣民ト倶ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」とある。一概に論ずれば斯の如き次第であるが、天子の行はせたまふ道德は、我等臣民の行ふ所のものと大にその趣を異にするのである。忠の如き、臣民の道德として最も重大なるものである。が、君主に取つては關係のなき所である。其の他、或は友といひ、敬といひ、又其の他の德義に至つても、天子の行はせたまふ所は、我等の行ふ所と同じくはない。去かるに獨り孝道に至つては、天子も我等も毫も異なる所はない。想ふに斯の如きは他の道德に於ては見ることの出來ない所であらう。實に孝は天子より庶人に至るまで皆齊しく遵守すべき所の道德である。

古より天子の孝と稱するものがある。孝經にも天子章の一章あり、親を愛し親を敬するの心がおのづから百姓に及び、德教百姓に加はり、四海に刑（のり）となるは天子

い。

「不正直なるなかれ」といふことは、何人も確守すべきことであつて、一人として之を守らなくともよいといふことはない。孝は何人も之を行はなければならぬといふことは、これと其の趣を同じくするものであるか。これまた全く同一であるといふことはできない。一は消極的にして、一は積極的である。不正直は之を爲さなければ、それでよいのである。孝を爲すべしとは、不孝の所爲をなさないのを以て足れりとするものではない。進んで孝養を盡さなければならない。斯の如く、孝道の積極的實行は一人として之を免るることはできないものである。これ又孝道の一の特質と見るべきものである。道にして離れることの出來るものは道でないと云ひ、道は須臾も離れることの出來ないものであると云ふが、眞に事實的に離れることの出來ないものは孝道あるのみと云うてよい。

い。しかしながら其の正直は、多くの場合に於て僞らないといふことである。卽ち不善を爲さないといふことに過ぎない。若し積極的に正直の美德を發揮し、或は誘惑に抵抗して正直を嚴守するといふ場合に至つては必ずしも多くはない。而して「正直なるべし」といふことは、かゝる場合に就いて言ふのであつて、消極的に「虛僞を語るべからず」といふ場合を指すのではない。孝道は之と異なりて、單に親に對して不孝なるべからずと要求するばかりではない、積極的に孝養を盡すべしと要求するものである。故に正直の道の萬人に通ずるといふと其の趣を異にするものがある。人は誰でも必ず孝道を行ふ機會に遭遇するものであるから、之を行はなければならぬことになる。人にして孝道を行ふ機會がないといふものは一人もない。古から孝行したいと思ふ時には親がないと云ふけれども、親は既になくなつても死後の孝養がある、祖先への孝養もある。生に事ふるのみが孝行ではない。これに反して、人は必ず正直の行爲を爲すべき機會に遭遇するものであるといふことはできない。故に正直は何人も行ふべきものであるといふことは眞理であるとしても、人は必ず正直の行爲を爲すものであるといふことはできな

第八章　孝は何人も必ず行ふべきものである

道德は何人も之を行はなければならぬ。これ一點の疑もない所である。然しながらこれは大體であつて、分つていへば、道德の各綱目はすべて何人も行はなければならぬといふことはない。兄弟なき身には友道を行ふことはなく、獨身なるものは和道を行はんとしても行ふことができない。嚴密なる意味に於て、人は孤獨の生活を營むことはできないけれども、朋友といふ朋友なく、人に接することも殆んどなき生活を爲すものは往々ある。かゝる人は信を行ふ機會なく、恭敬を行ふ場合も殆んどない。山中に隱遁したる僧侶は己の行を淸くする外、他に盡すべき本務は無いというてもよい。然るに孝道の一に至つては、何人も必ず之を行はなければならぬ。山中の隱遁者も孝を爲さなければならず、兩親なき孤兒も之を行はなければならない。

孝の外、萬人必ず行はなければならぬ本務も存するが如く見える。例へば「正直なるべし」といふことの如き、苟くも人間たる以上は、必ず之を守らなければならな

高潔なる道德に向はしむる所以であるといふことができる。

深草元政

旅館蕭條夢不成　忍聞暗雨打窓聲
一身臥病雙親老　況是天涯萬里情

る所は殆んどないというてもよいのである。若し孝子をして、孝敬を闕かしめんとすれば、想ふに堪へ難き苦痛を感ずるのであらう。されば」とて孝子の孝養は、この苦痛を免れんが爲になすものなりと謂うてはならぬ。謂はゆる「孝子は親あるを知つて己あるを知らない」のである。その行爲は純粹に利他的であつて、自己精神の慰安を求むるものともいふことはできない。之を要するに、孝行は徹頭徹尾利他的の道德であるといはなければならぬ。而してこの點に於て、他の本務美德と大に其の性質を異にするものである。

道德の進化を論じて、自利心は道德の發達を助成したるものなりといふは、必ずしも理由の無いことではなからう。去かしながら道德の進歩發達せる今日に於て、道德上の判斷を下すに當りては、利他的行爲を以て道德に適ふものとし、自利心を雜ふること少き程度に應じて、道德の高潔なることを測定するものというてよからう。若し果して然らば、一切の道德行爲の中に於て、孝行は最も高潔なる、又最も尊重すべきものと謂ふことができる。且つ前章に述ぶるが如く、孝は百行の本であるとしたならば、この純利他的道德を發揮するは、即ち他の一切の行爲をして

の加護を得ると云ふ結果がある。斯の如く、殆んどすべての道德は相互的である、片務的のものでないというても差問ない、利他に兼ぬるに自利を以てするものである。

然るに獨り孝に至つては純利他的の動機より出で、毫も自利の念を雜へないのは勿論、之を結果より論ずるも、自利的の報酬ありと言ひ難い。孝子は隣保に稱せられ、或は官府より表彰せられ、或は神明の加護を受くるとさへ稱せられる。されば孝行の結果は、決して小さいものではないやうに見える。去しかしながら、その世間に稱せられるといふことも、必ずしも大いなる名譽ではない。官府の表彰も亦之を忠臣の恩賞等に比すれば、殆んど云ふに足らない。神明の加護に至つては傳說的にあるのみで、事實上絕無のことであらう。古より孝德には神明の感應があるとするのは、孝德の大なるより生ずると同時に、孝は何等の報償を得ることがないから、それでは不權衡である、そこで感應があるとしたのであらう。されば孝子の孝道に盡すは、之を幾多の傳記に徵するに、何等の報酬をも期せざることは甚だ明かである。實に孝行は片務的の道德にして、その絕大なる善行も、その人に報ゆ

第七章　孝は純利他的道德である

道德は元來自利的のものであるか、或は利他的のものであるかその議論は別として、多くの道德は之を結果より見れば、自利、利他、兼ね有するものである。全く利他的動機より出でたる行爲も、その結果は他利に兼ぬるに自利を以て終るのである。人の爲に親切を盡すが如き、若し報償を需むるが爲になしたならば、之を高潔なる行爲といふことはできない。故に人の爲に謀るものは、全く自利の念を絶ちて親切に爲せんければならぬ。然しながら、斯く純利他の精神より親切を盡したる結果は、必ず自利的の報酬を來す。古より忠臣が君國の爲に盡したるが如き、純粹に奉公犧牲的の精神に出でたるものであらう。然かるに其の結果はどうであるか。或は榮爵を以て賞せられ、或は高祿を以て酬いられて居る。故に結果より論ずれば、利他に兼ぬるに自利を以てするものであるというてもよい。更に夫婦の相和し、相愛敬するが如きも、相互的の關係ありといふことができる。兄弟の友も朋友の信もまた相互的である。若しそれ神を信じ佛に歸依するといふも、亦そ

やうとするのではない、今日我等の解する孝道は自ら祖先崇拜を含むといふことを述べるのである。

尙ほ玆に一の記すべきことは、獨り孝のみ溯源的であつて、他の一切の道德には溯源的のもののないといふことである。朋友の道は朋友相互の間に限られて、その朋友の朋友に及び、更に又その朋友に及ぶといふことはない。其の他の德義に於ても、漸次其の關係をたどつて他に及ぼすといふことはない。

斯の如く、孝の溯源的道德であるといふことは其の特質であるが、これには何等かの意味を有するか。この事實よりしては、唯孝道の一種特別の性質あることを結論し得るばかりであらう。孝のこの特質を有することは、單に其の一事のみを以て孝の重大なることを證するに足るとは言ひ難い。唯孝道の特異のものであるといふことを證するものと言うのである。

第六章　孝は溯源的道德である

孝は道德的行爲の最初のものにして、而かも一生を通じて間斷なく行ふべきものである。而して孝の初は幼にして親に事ふるにあるは明である。而して孝は親の生存中は勿論、その死後に及ぶものであるといふことは既に之を述べた。孝は茲に止まらず、更に溯つて親の父母に及び、遂に祖先にまで及ぶものである。斯の如く溯つて祖先に及ぶのは、もと孝は父母の心を心とするを本體とするにより、父母は又その親の子として孝道を盡すべきにより、溯つて祖先に到るのである。即ち孝の溯源的道德たるは理屈上當然のことである。若し父母に孝養を盡すことと、祖先を崇敬することとを以て二つの事實の如く思はば、それは誤といはなければならぬ。父母に孝養を盡さんとすれば、必ず祖先を崇敬せざるを得ないのである。祖先崇敬は父母孝養の一面である。謂はゆる祖先崇拜なるものの風俗の發生し發達するに至つたのは、孝道以外の原因に由るといふことは或は正當なる見解であるかも知れない。茲に謂ふのは祖先崇拜は孝道に起源することを論じ

は實質的の意義あること明かになつたとすれば、孝の德の大なるはいふまでもなく、苟くも行爲の道德ならんことを期するためには先づ孝道を發揮し、孝の實行を爲さざるべからずといふ結論を生ずる。要するに孝は繼續的道德なりとのことは、實踐道德上重要の關係あるものと謂はなければならぬ。

懷舊　牡丹折りし父が怒ぞなつかしき　大　魯

續連絡を爲すものではなからうか。孝道を離して見るときには、人の一生に於ける道德は斷片的のものと成り了るといはなければならぬ。

前項に於て道德の全體又は斷片といつたのは、素より道德の觀念に一貫したものがあるとか無いとか云ふのでない。道德を各自に體認する上に於て、すなはち具體的道德として之を論じたのである。具體的道德として個々の德行を連絡するものは、孝の外に需むることができないと論じたのである。この見解よりすれば「孝は百行の本なり」といへる格言の正確なることを知ることが出來る。從來この格言は、苟くも孝を口にする人によつて常に繰り返されたることであるが、主として孝の重要なる德義たるを形容するために云ふものの如くであつて、實質的に孝は百行の本であると認めたのでないやうに思はれる。如何にして孝は百行の本であるかといふ理論上の說明を缺けることは別としても、百行の善ならんことを欲するが爲に、先づ孝道を實踐せしめんとするが如き意圖に至つては之を闕いて居る。繰り返して言へば、孝は百行の本なりとは、孝の德の洪大なることを頌したるに過ぎなかつたと思ふ。然かるに以上の見解によりて孝は百行の本なりと

友人に對する不信の行爲といふことはできない。即ち朋友の信は交るに誠實を以てし、助くべきときに助け、忠告すべきときに忠告すれば、その道を全うするといふことができる。いはば信の道は必要なる時期、若くは必要なる場合に於て行ふべきものである。語弊はあらうが、間歇的に行ふべきものなりというてよい。

孝の實行は相續不斷にして間斷なしといふことは、唯それだけの事實にして、道德的上何等の意味關係なきことであるか。元來道德は之を身に體する上に於て斷片的にあらずして一體を成すものであるかどうか。かゝる疑問を明かに提出して之を解釋せんとしたことは未だ之を聞かない。唯冥々の間に道德は一體を成すものの如く考ふるを常とする。しかるに具體的に本務の實行を考へて見ると多く斷絕がある。若し斷絕ありとすれば、道德は斷片的のもので、一貫して全體を成すものでないと見なければならぬ。素より其の行爲を爲すものは同一の人であるに相違ないけれども、道德それ自身は斷片的である。若しなほ一體を成すと言へば、一生を通じて何かその間の連絡接續を保つものがなければならぬ。而して玆に孝道は一生を通じ、間斷なきものであるとしたならば、孝は即ち道德の接

じて間斷なく行はなければならない。

本務の中に於て、友の如き、和の如きは、兄弟夫婦の關係始まりての後こそ間斷なく行はなければならぬものであるといはれる。併しながら其の本務の始まるは素より孝の如く幼童の時よりするものではない。たとひ之を生じても、死亡等により兄弟夫婦の關係を存せざるに至るときは、友、和の本務は當然其の履行の終局を告げるものである。孝に至つては、たとひ親にして死することがあつても猶ほ終を告げない。謂はゆる「死に事ふること生に事ふるが如し」で、假令父母百年の後も我が一生を通じて孝道を行はなければならない。斯の如く連續して間斷なく履行することは、獨り孝に於て見るばかりであつて、他の本務にはない所である。

全體孝は父母の心を安んじ、其の心を養ふを主眼とする。それ故に孝の行は四六時中間斷なく、行住坐臥、一擧一動、皆孝道を離れない。飲食を食つて健康を傷くる虞あるは不孝である。遊惰にして學業を怠るは孝なる所以ではない。朋友としても互に其の健康ならんことを希望し、學業に進まんことを祈ることはある。併しながら自ら不注意にして健康を破り、放逸にして學業を怠ればとて、之を以て

第五章　孝は繼續的道德である

前章に於て孝は人間德行の最初のものであるといふことを述べた。實に孝は最初の德行であるばかりでなく、人の一生を通じて繼續して行ふべき道德である。孝は之を行ふに斷續を許さないものである。道德は人の踐むべき道なりといふことは疑ないが、それは悉く皆繼續して行ひ、毫も間斷なきものであるといふことではない。例へば勇は一の美德にして人の修むべき德であるが、間斷なく勇氣の行を爲さねばならぬといふことはない。優しかるべきときにはやさしくし、勇ましかるべき時に勇ましくすればよいのである。然るに孝は一生を通じて間斷あるを許さない。孝は人生の初に行ふ道德にして、又人生の中に於ても、人生の終に於ても連續して行はなければならぬ。卽ち孝は兒童の行にして、少年青年の行であり、且つ壯年の行にして、又老年の行である。他の道德は或る年代に限るものである。博愛といひ奉公といふが如き、主として中年以後の德義であることは、何人も認むる所であらう。孝には行ふべき時と、行はざるもよい時とはない、一生を通

は、孝は實に百行の本である。即ち道德の全體に關係するものである。要するに、孝は人間の最初の德行であると云ふ事實は孝道に於て注意すべき點であつて、又道德上重要の關係あることと云ふべきである。

五唯知足

うへしたや右も左も口ひとつ
まもれば吾唯足ることを知る

いはなければならぬ。古より諸德の歸一する所を求めて誠にありとする。如何なる善行美德も誠の一に歸するといふ。その考は必ずしも不當なものではない。誠を以て親に對へば孝となり、誠を以て君に對へば忠となり、誠を以て人に交れば信となり、誠を以て事を處すれば忠實となる。かゝる考は大にその理由があるやうに思ふ。併しながら、人の一生に於ける道德の發生に就いて考ふるときには、誠なるものが、初より存してこれが種々の場合に應じて種々の本務美德となつて現るるとは認め難い。卽ち嬰兒にも旣に誠があつて之を以て親の命令を迎へ以て從順となるのであるとはいへない。嬰兒の素直に父母のいひつけを聞くは、之を評して僞なきものであるといふことは差閊ない。さればとて誠の德すでに嬰兒に具はるあつて由つて以て親のいひつけを聞くのであるといふことは出來ない。實に嬰兒の孝行は單純なるものである、原始的のものである。この行爲を形容して誠なるものであるといふのは差閊ない、しかしその行爲は誠の發現であるとは認め難い。玄かして親に孝なるの心は長じて君に事ふるときには忠となり、人に交るときには信となるといふは正當であらうと思ふ。かくの如く觀じ來るとき

ものは天下に無い。その他博愛の道、公益のために盡す本務の如き、いづれも中年以後に於て始めて行ふべきものである。

孝が人間一生の道德的發展に於て最初に現れるものであるといふことは、以上の說明に由つて略〻明かになつたと思ふ。この事實は唯それだけの事實たるに止まつて、道德上何等の意味關係なきことであらうか。最初の道德的行爲であるといふことは、これを草木を譬ふれば發芽の如きものである。草木の幹枝や花實は發芽と關係なきものではなからう。然らば孝は一切の道德と相關するものであるといはなければならぬ。また孝は最初の本務であるといふことを、人間の道德的行路に譬ふれば、孝はその出發點の如きものである。出發點の如何は行路の前程に大いなる關係を有する。古より「孝は百行の本なり」といふことの如きも、この見地より說明することを得るであらう。

更に廣く之をいへば、凡そ事物の存在するは、その始あるによるものである。然らば道德の存在は孝の初あるによるのであるといふこともいひ得られる。かく考ふるときには、孝の最初の德行であるといふ事實は、其の意味甚だ深遠であると

爲すことは疑なからうと思ふ。卽ち孝行の最も簡單なものである所の父母の命令に服從するといふことは、すべての道德的行爲の中で最も先に現るるものである。人の一生に於てこの行爲に先んずるものにして善と稱するものは一もないといふことができる。すなはち孝を以て本務なりとせば、孝は人間の最初に行ふ本務であつて、他の一切の本務は孝の後に生ずるものである。孝を以て德であるとすれば、孝は人間の最初に有する德であつて、他の一切の德は孝に後れて生ずるものである。儒敎に於ても孝は人間の最初の德行の如くにも說くけれども、予は明白に此の點を斷言し、孝は他の一切の德行よりも早く現るるものであると明言する。

德といひ、本務といふときには、人の須らく履修すべきもので、何人も之を履修せずともよいといふことはない。乍しながら之を履修する上に先後する所があるかと考へて見ると、前後の關係が確かに其の間に存するのである。例證するまでもなく、友の本務は兄弟あつて始めて行ふべきもの、和の道は成長の後結婚したるときに始まるものである。孝と並び稱する忠の如きも、七八歲の幼童に責める

第四章　孝は人間の最初の徳行である

以上數章に亙り略述した如く、孝を以て道德上重要のものと爲すことは、儒教佛教は素より、西洋の思想に於ても共通して居ることである。殊に儒教の如き、佛教の如きに於ては、古より孝に關する著作多く、孝に關する研究は今日は最早餘蘊なきやうにも見える。然るに東洋に於ては孝道を以て自明の理の如く考ふるため、西洋に於ては之を重んずること他の美德の如くならざるためか、孝道に關する研究は必ずしも從來既に闡明し盡されたりといふことができないかと思はれる。以下章を逐うて之を說かうと思ふ。

第一に言ひたいのは、孝は道德的行爲の中で、人間の一生に於て最も最初に現る所のものであるといふことである。人間の一生を通じて爲すべき道德的行爲は其の種類頗る多い。その中について、孝はいづれの行爲よりも早く現るるものである。嬰兒又は兒童の行爲にして道德的判斷を受くる時期は、いづれのときに始まるかといふことは一定し難いにしても、親に對する行爲を以て最初のものと

見られない限りは無いが、東洋に於けるが如く明かに父母の志を養ふといふ敎はないやうである。又孝道に就いて西洋と東洋と最も大いなる相違を言へば、父母死後の孝養及び祖先に對する孝の點である。素より父母の喪に服し或る期間喪服を著するが如き習慣は嚴に定まつて居るが、これは人情自然の悲みを表するのであつて、孝養の一とするので無い、從つて子の本務としてかかることを論究するものは無い。之を要するに、孝に關する西洋の思想は我と異なる點もあるけれども、又その同じき所を見出すこともできる。その詳細なることは第二篇に反譯引用する所を見て知つてもらひたい。

は、單に親に對して孝養を盡すことだけでは不十分であつて、親が己に對して與へられたると同じ努力注意を、己の子に與へて斯くて初めて親の恩を完全に報ゆることが能きるといふて居る。斯かる說明は我より見て參考する價値があらうと思ふ。

かくの如く、近時西洋に於ては稍、詳しく孝道を說くに至つたけれども、その父母に從順なるべし、父母を尊敬すべしといふが如き、多くは丁年未滿のものに對していふもののやうである。殊に西洋に於ては隱居の制あるなく、又子にして結婚すれば多くは別居するを常とし、親は老後に至つても子の扶養に依賴するといふ習慣が少い。從つて東洋に於けるが如く、父母の身を終ふるまで孝養を盡すことを重く說くといふことはないやうである。去かし或る者が想像するやうに、西洋では子は老親の扶養を一切かまはぬといふ程ではない、自己の收入を割いて老親を養つて居る者は素より多くある。唯東洋に於ける如く此の點を重視せぬと云ふまでである。又父母を敬ふといふ精神を廣く推し擴めていへば、父母の名を辱むるが如きことを避くることゝなり、父母の心を安んずるといふことも、子の本務と

なつたといふことではなからう。前に言ふ通り、學校に於て敎授せんとする道德に就き、大體に涉つて之を授くる必要ある所より、おのづから玆に及んだのであらうと思ふ。

子の本務を說くに當り、父母の恩惠の大いなることを示して、之を報ずることの至當なるを說くは大體に於て東洋と異らない、又父母に對し從順なるべしと敎へ、父母を尊敬すべしといふが如き、亦東洋の思想と異つたことはない。倫理運動の主唱者たるアドラー氏の說明は、少しく從來東洋に見る所のものと異つて居るかと思ふ節がある。氏は子の本務より生ずるものの如くにも說いて居る。親はその子の將來の幸福の守護者である、從つて子の個性を尊重し、これを保護し、之を發達せしむる本務がある、殊に子の個性的傾僻を發見することを努め、之を矯正して子の本具の靈性を保たしむることが親の本務であつて、又同時に親の特權である。玆に子は親に從順でなければならぬといふ本務が、以上の關係から生ずる。又親を尊敬しなければならぬといふ本務も生ずる。親の恩惠に對して之を報ずるといふ本務も生ずると說いて居る。なほアドラー氏は完全に親の恩を報ずることと

第三章　孝に關する西洋の思想

孝道は東洋の特有であつて西洋には之を缺くやうに思ふものもあるけれども、それは誤である。西洋に於ても孝道を一の善行とは認むるのである。然しながら孝を以て重大なる德行と考へないのは、大いに東洋と異る所である。從つて孝に關する特別の著述は無いやうである。基督敎の聖書の中には「汝の父母を敬へ」といふことが二三個所に出て居るのである。故に基督敎に於てはこの句を敷衍するものの外、特に孝道に關する敎はない。孝に關する稍〻精細なる說は、却つて近時に至つて說かるゝやうになつたかと思ふ。學校に於ける德育の方法として、宗敎を離れて特に道德敎育を施すべしといふ說が起つた以來、その道德を授くる方案を考ふるに當り、道德の全般に涉つて之が系統項目を授くる必要が生じた。是に於て家族的道德を說く必要を生じ、從つて其の中に子の本務を說く要を認むるに至つた。その趣旨は今日我が國の學校に於て說明する所と大差ないやうである。然かし之は西洋に於て近時に至つて特に孝道を說く必要を感ずるやうに

して居るというてもよい。要するに、佛教に於て說く孝道には種々の特質を有するけれども、其の大いに孝道を重んずることは儒敎と異らない。その詳細なる說明に至つては、これを第二篇及び第三篇に引用するところに讓つて、茲には說かない。

深草元政

父母無憂老在家
幾囘衣鉢出煙霞
壺中天地風光別
到處相携常見花

の樂を全うするにある。故に子たるものが父母の恩を報じて、父母を安樂の境に導かんとするためには、卽ちこの究竟の域に誘導するを目的とする。故に父母の體を養ひ、その心を安んずる外、父母をして佛道に歸し、遂に佛果を成せしむるを以て孝の至れるものとなす。是れ佛教に說く所の孝の一特質なりというてよい。

又佛教は因果應報を說き、善因には善果あり、惡因には惡果ありと說くが故に、父母に孝養を盡す善因には必ず善果あることを說く。されば之を信ずるものに就いて言へば、孝道を勸奬する上に於て、大いなる利器を有するというてもよい。素より一般に孝道を說き、孝道を勸むる場合に於ても、孝行は世に稱せられて善き結果あることを說くけれども、佛教に於て說くが如く、具體的にして孝養の果報に重きを措くとは大いに異る。これ亦佛教に說く孝の一特質である。又佛教に於ては過去現在未來の三世を立つるが故に、父母祖先の追孝を說く、而してその趣旨は、祖先を單に崇敬する意に止らず、祖先をして生死流轉の苦を脫して佛果を得しむる因緣に資せんとするのである。故に追孝の意味は子たるの志を致して、父母祖先を尊敬する以上に、父母祖先をして佛果を得る勝緣を結ばしめんとする意義が存

第二章　孝に關する佛敎の說

佛敎の經典の中、孝を說いたものがいろ〳〵ある。いづれも短篇であるけれども、佛說孝子經、佛說父母恩重經、佛說父母恩難報經、及び佛說睒子經の如き、何れも一部の經をなして居る。其の他、心地觀經報恩品の中に、委しく父母の恩を報ずることを說いたものがある。その四恩のことを說いたものに至つては、幾多の經文の中に散在して居つて枚擧に暇がない。その說く所は或は重複をして居るけれども、佛經に於て孝道を重んずることは、之に由つてその一端を知ることができる。

佛敎に於て孝を說くは、多くその報恩の關係よりする。而してその父母の恩惠の大なることを說くに至つては、佛敎は最もその詳細を極めたものであらうと思ふ。如何に之を說くかは第二篇に引用する所に讓つて茲には略するが、既にその恩惠の洪大なるを認むる以上、あらゆる手段を盡して之に報ずるを以て子の本務と說くのである。この點は他に說く所とその趣を異にしない。たゞ佛敎はその主眼とする所、轉迷開悟にある。卽ち六道の輪廻を免れ、生死を解脫して涅槃寂靜・

の謂はゆる孝は、我が身の本性として具れるものゝ外には無いのであるから、身を離れて孝はない。孝を離れて身なく、身を離れて孝なく、孝と身とは相卽不離の關係を有するものである。孝は斯の如き深遠なる趣旨を有して、しかも日常實行すべき卑近の道であるから、修養に志すものゝ學ぶべきことはこれを措いて他にはない。敎の由つて生ずる源は孝である。かやうに見るのが藤樹の孝に關する見解の大意である。儒敎に現はれたる孝の觀念が、藤樹にいたつて如何に哲學的根據を與へられたかは、以上の敘述によりて幾分明かになつたことと思ふ。而して藤樹が孝道實行を勸奬するや極めて懇切であつて、かの儒敎に存し、宋儒によつて蹈襲せられた貴族的特色は大いに改められ、よく一般の民情に適合するやうになつた。而して此の點に於て佛敎の孝論の影響を受けたことが少くないやうにおもはれる。その所論の詳細は本書第二篇及び第三篇に載するところについて知られんことを望む。

て父母にのみ止まるのではなくて、父母に對する敬愛はやがて天地神明を敬愛することになる。　而して天地神明は道德的秩序を確立し、且つ之を維持し發展することを念とするものであるから、天地神明に對する敬愛は、やがて太古以來發展して來た道德的秩序を尊重するといふことになるのである。　志かるに道德的秩序を尊重するものは、世に處して悖德亂倫の所業を爲すことはない。　從つて孝道に心掛くるものは、五倫の、つとめを盡し五常の德を全うし、人道の理想に契合するやうになる。　洵に孝は萬德の基である。　よく孝道を踐行するものは、天理の自然に率ふのであるから、よく發達進化して、世界文明の進步を促がすことを得るのであるが、若し孝道に背くときは、早晚滅亡の悲境に陷るを免れない。　孝心は人の根とも稱すべきものであつて、一旦その心を滅却せば、根なき草木の如く、忽ちにして枯死せざるを得ない、其の暫く餘生を保つが如く見ゆるものは、僥倖にして一時を免れたのに過ぎない。　我が身の斯の如く存在し得るも、祖先の孝によるのであつて、若し我等の祖先にして不孝であつたならば、我等の血族は遠き昔に於て斷絕して、今日の我が身のあるべき筈はない。　故に孝を離れて我が身はない。　志かるにそ

のである。實に人類は萬物の靈長として、その德天地に配し、造化の功業を賛くべきものである。然らば人は如何にしてこの大任を全うすることを得るかといふに、我等が生を天地の間に禀くると同時に、その身に孝德の萠芽が具つて居つて、成長するに從つて發展すべきものであるから、よく之を養うて完全の域に到らしむることに努むればよいのである。而して此の德性は父母遺體の天眞に外ならないのであるから、之を養成し、之を尊重し、之に率由するは、卽ち父母を敬愛する所以であり、やがて宇宙の化育を助くる所以である。萬物の靈長として、天地と並び立ちて三となる、その行には樣々あれど、孝行より大いなる行はない。而して孝道の要訣は、父母の遺體の天眞たる自己の德性を完全に發達せしむるにあるのであるから、大孝の精髓は父母の膝下にあると否とを論ずるに及ばぬ。

我が德性は父母の遺體の天眞であり、父母は又之を祖先に受けたのであるから、その本源に溯れば、宇宙の根本原理たる心靈的實在に歸著せねばならぬ、而してこの根本實在は、混沌の中に在る所の孝であつて、大虛本體の神靈に外ならないのであるから、孝道の實行は父母を敬愛するに始まるけれども、其の關係する所は決し

藤樹は宇宙の根柢に一個の心靈的實在があつて、それが種々に現れて天地萬物となると見たやうである。而してその宇宙の根本實在たる心靈をば孝であると說いた。孝は天地未畫の前より存する大虛の神道であつて、天地人萬物皆孝より生じたのである。且つこの孝は大虛を以て全體として、萬劫を經るも終りなく、又始めなし、孝のなき時なく、孝なきの物なし。實に孝は無始無終無限絕對の實在であつて言說を超絕したものであるが、强ひて其の象を取りて、姑らく孝と名づけるのである。この根本的實在は分れて理氣の二元となり、其の氣は分れて人物の形となり、其の理は分れて人物の性となり、かくて天地萬物が生成せられる。萬物の中で、唯人のみは理の全體を禀け得て明德明かに、其の氣の正眞を受け得て動靜順である。故に人は萬物の靈長といはれる。孝は世界萬物を造り、且つ世界萬物に適滿する大道であつて、世界萬物は唯之によりてのみ發達することを得るのであるが、人類以外の萬物の分有する所の孝の理は、人類に賦與せられた糟粕に過ぎないのであるから、蕪雜混濁にして靈覺靈明なく、人類の幇助を俟たなければ十分に發達進步することができない、卽ち世界の進化は人間の活動に俟たなければならぬ

るべきことで、一般庶民の到底行ひ得べきことでない。かの論語の中にある所の體を養ふのは犬馬も尙ほよくする所である、敬せずば之と分つ所がないといふが如きも、比較的富裕なるものに就いて言うた語としてはまことに適切であるが、最下層のものに向つては、先づ體を養ふことを敎へねばなるまい。勿論下層社會のものと雖も、全く尊敬を缺いて居つたならば、孝といふことはできないけれども、衣食に足らぬ所があるやうでは、禮節も行はるゝことができないといふ事情もあらう。是を以て佛敎に於て下層社會の民衆に孝道を敎ふるにまことに適切なやうに說くのに比較すると著しき差が認められる。そは本書第二篇に載する所を參照せられたならば、何人にも氣のつくことである。後世の儒者にあつては、幾分下層社會の狀態に注意したのもあるけれども、それは佛敎の孝論の影響を受けて、之を調和したのによるのであらう。

もと儒敎の孝論には以上の如き特色を具へて居つたが、之が我が國に傳はり、德川時代の漢學興隆の時期に至つて、大いに變化して來た。その中で最も特色のあるのは中江藤樹の見解であるから、次に少しく之を述べて見やう。

主張する所は道德を以て天下を平治せんとする、所謂德治主義の政治論である。儒教にあつては道德と政治とは相離るべきものでなく、常に相一致すべきものである。其の孝經を作つた趣意も、直ちに之を治國平天下の要具としやうとしたのである。その冒頭に「先王に至德要道ありて以て天下を順にせり」とあるのは、よく之を證明して居る。而して此の政治的特色は倫理的特色と矛盾するものではない、政治と道德とは全く同一と見るのであるから。

(三) 貴族的特色。是は前項の特色から直ちに來る所である。孝を以て天下を平治しやうとするのであるから、一般庶民の孝道を說くよりも、在上者の心得を說くに多くの力を費すのは怪むに足らぬ。孝經に於て、親を尊敬し、親を嚴にすべきことを繰り返しく說いて居るが、親の體を養ふべきことについては餘り多く言つて居ない。これは家に世祿あり、可なり富裕なものについては、多く言ふ必要がなかつたのであらう。その親の恩を知らしめることについても、養育の苦勞を說いたのは、僅に詩經に蓼莪の一篇があるのみである。かの禮記に詳述する所の子の親に事ふる節目の如きに至つては、富裕なる家の子弟に於てのみ實行し得ら

今試みに儒教の孝論の特色を擧げてみると、大體次の如くいふことができやうと思ふ。

(一) 倫理的特色。 飽く迄倫理的であつて、哲學的でなく、宗教的でない。 天の經なり、地の義なり、といふやうな語があるけれども、是は天人の交感を自明の眞理と心得、天地自然の運行を見て之を實行の模範にしやうとする漢人種の因襲的信念に基いて發した言葉に過ぎないので、哲學的に道德の原則を宇宙の根本原理より演繹しやうとしたのではない。 尤も後世の註釋者の手に由つて幾分哲學的の色を著けられたことはあるけれども、孔子の説く所は純然たる倫理上の所論である。 孝經や四書の中に説く所が、如何にも實踐道德的であるのは素よりであるが、禮記に載する所に至つては、極めて實踐的に孝道實行の場合を指示したものである。 天を敬し父祖の遺靈を祭祀すべきことを説くけれども、之は佛教に追善供養を説くが如く宗教的意味を有つて居るのではない、唯先人を思ふ至情を表し、いつまでも忘れないやうに努めるに外ならない。

(二) 政治的特色。 是は孝を以て諸德の本とするより來る所である。 儒教の

つたならば、機を見て徐ろに諫めて惡に陷らしめぬやうにせねばならぬ。親を不善に陷らしむるは、親を嚴かにする所以でない。玄かし不幸にして親の惡しき慾望が既に充足されて、行爲となつて發れた以上は、もはや仕方がない、唯この上は出來得るだけ、親の爲にその惡を隱して世に知れないやうにせねばならぬ。即ち子は親の爲に其の不善を隱すのが至當であつて、正直なれといふ道德律は、この場合には適用することができない、否、親の不善を蔽ふといふ美しき心情の中に、おのづから「直」があると見るのである。此の見解はよく人情を酌み取つたものであつて、現時の我が刑法に於ても、かゝる場合を不論罪として許して居る。

三年の喪は儒敎の極力主張する所である。其の當時墨子が實利主義の見地から厚葬久喪を駁擊して、三年の喪を廢せんとし、孔子の門人の中にさへ、三年の喪は長きに過ぐると論じたものもあつたが、孔子は飽くまでこの制度を持續しやうとした。孟子も亦大いに之を主張して居る。又四時に其の靈を祭りて追悼の至情を表すべきことを說く。生けるに事へては愛敬し、死に事へて哀感するが孝子のつとめである。

て孝道より離るゝことはできない。人は天地間の萬物中、最も優秀なるものであつて、從つて最も貴いものであるが、その貴い所以はよく孝道を行ふからである。人に百行あれども孝より大なるものはない。孝は實に天の經であり、地の義である。人よく天地の經義に則つて孝道を全うしたならば、天に常明あり、地に常利あるが如く、よく常行あるといふことができる。然らば一般に通ずる孝道の要目は何であるか。

平素は父母を尊敬し、よく父母を奉養して其の心情を樂ましめ、父母に病あるときはこれを憂へて懇に看護し、父母の喪に丁りては哀をきはめ、その靈を祭るときには嚴肅にせねばならぬ。其の中でも尊敬と養志とは最も重んぜらるゝ所である。體を養ふだけで尊敬が缺けて居つたならば禽獸に等しく、身を愼まずして父母の心を憂へしめたならば、朝夕美味を以て養うても不孝といはねばならぬ。遊惰、博奕、貪婪、放恣、驕慢、鬪爭等は、或は奉養を缺き或は憂慮せしむる原因であるから、何れも不孝である。世に罪惡の數は頗る多いが、不孝よりも大なる罪惡はない。

親を敬ひて嚴かにするのが孝道の理想である。故に若し親に不善の慾望があ

て耕種を勤め、地味を察して宜しきに適ひ、恭謹倹素にして親の奉養を怠らないのが庶人の孝であると説かれた

天人の相感相應は古來漢人種の堅く信ずる所である。上に明王あり、下に賢相良民ありて、各、その身分に應じたる孝道を全うしたならば、天帝の冥助を得て、災害を生ぜず、禍亂作らず、天下和平、四海安穩、萬民その生を樂む理想的社會を見ることができる。天下また孝德の大いなるに比すべきものはない。若し天下の人々が孝道を實行しなかつたならば、理想的社會は到底地上に現はるゝことなく、人生の眞個の快樂は之を得ることができない。「故に天子より庶人に至るまで、孝に終始なくして、しかも患の及ばざるものは、未だこれあらざるなり」とは孝經に明言する所である。

然らば孝の終始とは何であるかといふに、父母より受けたる身體髮膚を毀傷せざるが孝の始であつて、修養を積み、善行を勵み、名を揚げて父母を顯すが孝の終である。即ち孝は親に事ふるに始まり、君に事ふるに中ばし、身を立つるに終るとするのである。斯の如く觀ると、孝は萬德を包擁するものである。人は一生を通じ

種なる德を備へなければならぬのはいふまでもないが、その諸德の由つて生ずる根本は孝である。　孝弟は仁を爲す本なりといひ、仁の實は親に事ふること是なりといひ、道德の實行力たる良能の萠芽は、孩提の童子が親を慕ふ時に顯はれて居るといつて居る。　卽ち孝は人の生涯に於て最も早く現はれる德であるから、よく此の心を存して何時までも忘れないものは、他の諸德を自然に兼ね備へることになり、かゝる有德の人々より成立つた社會は完全圓滿なる社會であつて、所謂仁の實現せられた狀態である。　前にも述べた如く、儒敎の勃興した當時の社會には封建制度が行はれて、王侯卿相悉く其の職を世襲して居つたのであるから、各、その父祖の道を承け繼いで、之をよく守つたならば、社會は平穩無事に治まるべき筈である。是に於てか、身分に應じた孝道が唱へ出された。　親を愛敬して天下萬民に孝道實行の模範を示し、德化四海に及ぶは天子の孝であり、地位高けれども驕らず、恭謹節制にしてよくその身を保ち、己が治下の人民を安んずるは諸侯の孝であり、服飾言行悉く古制に則り、人民の怨惡を招かぬやうにして、祖先の廟を守るは卿太夫の孝であり、忠順にして家祿を失はず、祖先の祀を絕たぬのは士の孝であり、天時に順ひ

て理想的の世としたことは、事新しく言ふまでもないことであつて、孝を以て天下を治むるのを理想的の政治とする思想も、こゝに胚胎したものである。

孝道に關する儒敎の意見は、孝經に於て最もよく表はれて居る。孝經の作者に就いては種々の異見があつて、後人の擬作であるとさへいふものもあるが、しかしながら儒敎に於て此の經が如何に重んぜられたかは、歷朝の帝王が自ら其の註疏を作り、或は儒臣に命じて註解を作らしめて、之を天下に頒ち、又學者篤志家が各、見る所に從つて註解を作つて刊行した事實によつて之を知ることができる。孝經大全に據ると、魏の文侯を初とし、列國に一、漢に十六、三國に十、晉に二十三、齊に一、梁に十六、魏に四、後魏に十七、周に二、陳に三、北齊に三、隋に五、南北朝に二、唐に十三、周に一、宋に三十八、元に二、明に二十一、總數百八十四名の孝經の註釋家がある。而して其の註釋の中の十四種は孝經大全に輯錄してある。されば今は孝經を經とし、之にその他の經書中に散見する思想を交へて說くことにしやう。

儒敎の理想とする所は仁である。而してこの仁を實現するには孝道の實行に俟たねばならぬ。仁は道德の理想であつて、この理想境に到達せんがためには、種

以て組織された社會に於ては、血族間の親愛の度は一層その深さを加ふるものである。而して血族間の親愛の情は、又家長制度を維持し、且つ之を鞏固にするものである。若し血族間の親愛の情が薄らいで來たならば、この制度は其の根柢に動搖を來し、延いて社會組織の崩壞を誘致するであらう。さればこそ當時の爲政者は遍く敎を民間に布いて、天下の萬民をして家內和合せしむることを、治國平天下の第一要件とした。而して家內の和睦を保つには、孝道が最も有力なるものである。人々よく孝道を辨へ父母の心を以て心としたならば、家庭に風波の起る虞はない。而して天下の百姓をして家族相親和せしむるには、上にあるものが其の模範を示すに如くものはない。堯は近臣を集めて輔弼の臣を擧げんことを諮つたが、その時四岳は進み出でゝ、瞽(めしひ)の子に舜といふものがあつて、父は頑(かたくな)で、母は嚚(ひすか)しく、弟は傲慢にして不悌であるが、舜はよくこの間に立ちて家內の調和を保つて居ると申し上げた。そこで帝は使臣に命じて舜を迎へさせて、拔擢して相位に卽かしめ、己の娘を以て之に妻はせ、遂に天子の位を讓つた。この一事によりても、當時の社會に如何に孝が重んぜられたかを知るに足るのである。而して孔子が堯舜の世を以

第一章　孝道に關する儒教の見解

孔子は「述べて作らず、信じて古を好み竊かに商の賢大夫であつた老彭に比す」と自ら言つて居るやうに、故らに新しき學說を唱へ出して世人の耳目を聳動させやうとはせず、堯舜以來の聖賢の道を尊んで、之を世に傳へやうとしたのである。言ひ換ふれば、唐虞三代の思想を集大成したのである。從つて儒教即ち孔子の學說を述べるに當つては、先づ上代に溯つて、謂はゆる先王の道を一瞥しなければならぬ。

抑も如何なる民族も、或る一定の程度まで發展すると、家長制度を以て社會を組織するものであるが、漢人種も亦其の例に漏れず、黃河の邊に永住すべき土地を見出した時に家長制度を以て社會を組織した。唐虞三代の間にこの制度は漸次發達して、家長の最も有力なるものは天子となり、周の世に至りては完全なる封建制度を築き上げた。この家長制度は祖先の崇拜と互に因となり果となり、年長者の尊敬、血族の親愛と密に相關する。血族相親むは自然の人情であるが、家長制度を

に足らないであらうか。孝道の衰ふるはそれ自身大に憂ふべきことである。況して孝は忠と相並んで道德の大本であつて我が道德の特質なりとすれば、其の消長は決して等閑に附すべきものではない。然るに今日の狀を觀るに、口に盛んに孝を說くことはあるけれども、事實上孝の思想の漸々消え失せんとするを意としないかを疑はざるを得ない。凡そ道德は口に之を唱ふるを以て足れりとせざるは云ふまでもないことである。然るに我が道德に於て最も重大なりとする所の孝に至つては、單に口に之を說き之を繰り返すのみにして、其の實行の件はざるを顧みない狀がある。且つ其の口に說く所も亦千篇一律にして、新なる工夫の如き毫も見ることが出來ない。孝道の爲に、將た又道德の大本の爲に甚だ遺憾である。茲に於て孝道に關する研究は最も必要であると云はなければならぬ。而して其の研究は理論、實行の兩方面に亙り共に進めなければならぬ。

本を一にすと云はるゝ孝も亦明治の聖代に至つて十分に發揮せられたであらうか。何人も然りと答ふることは出來ない。孝道は明治に至つて却つて衰へつゝあるのではなからうか。口に孝を說くことは盛んならずとせない。而して事實は如何であらう。予は孝道の今日危機に瀕して居るかを疑ふ。如何にして孝道のかくの如く衰頽するに至れるかを考ふれば、幾多の原因の存することを發見するに難くない。實に維新後に於ける我が社會は、孝道をして危機に陷らしむる種種の事情をもち來した。恰も忠君の精神を發揮するに裨補する所あつたのとは正反對である。その事情の如何なるものであるかは之を後章の硏究に讓り、兎に角孝道の痛く衰へたことは事實として認めなければならぬ。

以上の觀察にして間違つて居つたならば、我が道德の爲に甚だ幸と云ふべきである。唯何人も孝道の日に衰へつゝあることを認めざるを得ないのを憾みとする。少くとも孝の精神は忠君の精神の發展に伴はざることを認めざるを得ない。茲に於て一大問題が生ずると思ふ。忠孝の大義は道德の大本であつて、國民道德の特質であるとは尙ほ眞なるか。孝道の衰頽は道德の大本の確立に對し憂ふる

建國の當初より今日に至るまで各時代を一貫して渝ることがないと云ふべきである。されど時に汚隆ありて、忠君の精神も亦一張一弛あることを免れない。而して今日は忠君の精神の最もよく發揮したる時である。三千年に垂んとする我が國史の何れの時代を取り來つて之を明治の今日に比するも、此の精神の強く、明に、又普く發揮せられたること今日に如くはない。實に忠君の精神の强烈なることは明治聖代の一大特徵である。是れもとより偶然のことではない。聖天子上にましまして常に國民の康福を進めさせ給へるは一大原因である。外國との接觸は國民をして國家的觀念を懷くに至らしめ、民心をして自ら我が國家の中心點たる萬世一系の皇位に向はしめたことも亦一因である。歴史上未曾有の事件であつた日淸、日露の兩役の如き、最も此の忠君の精神を發揮するに與つて力あつた。其の他條約の改正と云ひ、憲政の樹立と云ひ、全國皆兵の制と云ひ、敎育の普及と云ひ、何れも忠君の精神を普く國民の間に涵養するに資せざるものはなかつた。かくて忠君の精神は遺憾なく明治時代に於て發揮せらるゝに至つた。

道德の大本として忠と並び稱せらるゝ孝に至つては如何であるか。忠と其の

孝道上卷

第一篇　孝道本論

緒　言

忠孝は道德の大本にして我が國民道德の特質なりとは、常に唱道せらるゝ所である。何人もこれに就いて疑を容れるものはない。而して今や我が國道德の大本よく立ち國民道德の特質よく發揮せられて餘蘊なしと云ふを得べきか。抑、また道德の大本を確立することに向つて更に努力するを要し、道德の特質を發揮することに向つて尙ほ盡力するを要するであらうか。

我が國民は古より忠君の精神に富んで居ると稱せられる。玄かり此の精神は

目次終

第二　支那の部……五三七

第二篇　孝道に關する論說……一五一

孝道

上卷目次

上卷凡例

一、第二篇に載する孝道に關する論說は、從來の述作を網羅し盡したりとは云ふべからざるも、其の主要なるものは多くは之を採らんことを期せり。

二、漢文を以てせるものは之を假字交り文に書き直せり。中には往々國文に改めたるものありと雖も、其の意義は之を損せざらんことを期せり。

三、國文を以てせるものの中に於ても、或は其の要なしと認めたる部分は之を中略せり。又假名遣の如き、甚しく今日の慣用に違ふものは之を訂正せり、されど強ひて一定することを期せず。

四、支那人の手に成れる論說の少きは、編者の寡聞に由るものあるべしと雖も、亦支那に於ては孝に關する學者の說は多くは孝經の註疏に限らるるに由らん。蓋し孝經の註疏にして支那人の制作に成れるもの極めて多し。其の之を採らざるは、孝經の要旨精神は孝經の本文の上に明かなるを信ずるに由る。

予深く之を憾とし、敢て本書を世に公にす。若し夫れ世の實際教育に從事せる諸士、その材料を本書に採り、適宜斟酌して教誨に資するあらば、孝德を涵養して百行の本を堅くし、我が國體の精華を發揮するに於て庶幾くは裨補する所あらん。

之を要するに、予は我が道德の現狀に顧み、其の將來を察して、孝道の勸獎を絶叫する必要を感ずるものなり。

明治四十三年十月

澤柳政太郎しるす

翻つて思ふに、昔時孝謙天皇詔りして家毎に孝經一本を藏せしめ給ひ、又大學の明經道に於ては孝經を以て必修科目となしたりき。降つて德川時代に至りては、幕府自ら浩澣なる孝義錄を編して孝道の勸奬に資し、地方諸藩に於ても之に倣ひしもの多く、殊に心學者の如きは平易にして趣味ある文字を以て孝子傳を作りて、之を庶民の子弟に讀ましめたりしかば、實踐を裨益すること極めて大なるものありき。然るに維新以來文運の進步に伴ひ圖書の世に出づるもの、汗牛充棟も啻ならざるにも拘らず、畏くも明治六年皇后陛下の侍臣に命じて編ませ給ひし明治孝節錄を外にしては、未だ曾て孝を主題とせる書物の刊行せられたるを聞かず。これ豈昭代の一大恨事たらずとせんや。

の實行を勸奬するの一層緊切なるを信ずるものなり。卽ち第三篇、第四篇に掲ぐる詩歌格言の類並に孝道行實は、專ら孝道の實踐に資せんとするもの、その孝子の事蹟に至りては、普く諸書を渉獵し、數千百人中より選出せるものたり。支那に於けるものも、亦甚しく其の選擇を誤らざるを信ず。西洋に關するものについては、努めて之を採録せんことを欲したれども、予の寡聞なる、或は脫漏少からざるべきか。孝に關する詩歌等にして、諷誦すべきもの少からざるべしと雖も、更に現代文學者の覃思構想に待つもの頗る多し。予は孝を中心とせる大文學の出でんことを切望するもの、その孝道の實踐に力あること理談の比にあらざるべし。

本書は卽ち之を叫ばんが爲に成れるものなり。予の孝道に關する意見は略、之を第一篇に述べたりと雖も、尙ほ考究中に屬する問題少からず。本書第二篇に揭ぐる所は、卑見の參照たり、補足たるべきものなり。而して此等は孝道研究の資料たるべきものにして、古今の論說中、之が研究に重要なりと思はるゝものは、多くは此に網羅し得たるを信ず。予は孝道に關する從來の述作の頗る價値あるを認むると共に、新なる研究の更に一層重要なるを信ずるもの、從來の論說を本書に收めたるは、一は以て研究の資料に供し、一は更に此の以外に於て新なる研究の起らんことを翹望する意に出づるものなり。

予は孝道に關する理論的研究の必要なるを認むると共に、其

民間にありては其の俗の觀るべきものなく、偶、これありと雖も、大勢漸く廢絶に歸せんとす。抑、我が家族制や、我が祖先崇敬の風や、之を其の解崩するに委して、恬として顧みる所なくして可ならんや。予は之を維持せんことを欲するもの、而して之を永く將來に維持せんには、一に孝道の力を以てする外なしと考ふるものなり。

孝道は實に道德の全體に關するものにして、特に我が國家社會の組織とは極めて密接の關係あるものなり。然り而して其の現時の狀態は甚だ寒心に堪へざるものあり。今にして孝道の發揮を圖るにあらずんば、恐るべき結果を生ずるを免れざるべし。實に孝道の勸奬は國家道德上の緊要事たりと云ふべし。

せられずと云はざるを得じ。若し又孝にして百行の本ならんか、我が社會に於ける善行美事と稱せらるるもの、多くは僞善ならざるを得んや、蓋し本濁りて末獨り澄まんは、その理なければなり。

或は曰く、我が國家の單位は個人にあらずして家にあり、これ我が國特異の組織なりと。又曰く、祖先崇拜は我が國民性なりと。之を實際に徵するに、我が家族制は果してしかく鞏固なるものなりや。法制上家督相續を認むることは卽ちこれあり、然れども家祿なく、家業なく、家產なき家の意味は頗る空漠にして、名を存して實を有せざるに異ならざるものの如し。若し夫れ祖先崇敬に至りては、畏くも之を宮中の行事に見るを得れども、

序

曰く、忠孝は道德の大本なりと。曰く、忠孝一本の大義は我が國民道德の特色なりと。又曰く、孝は百行の本なりと。顧みて現代道德の實際を觀るに、維新以來忠愛の精神の益〻發揮せらるゝに反して、孝道は愈〻頽廢する處なくんばあらず。忠と併せて孝を稱すること、今日甚だ盛んなるに拘らず、予を以て看れば、孝道は今や危機に瀕するものの如し。孝にして忠と共に道德の大本ならんか、我が國道德の基礎はいまだ確立するに至らず、否倍〻動搖せんとする傾ありと云はざるを得ざるべし。孝にして忠と共に我が國民道德の特色ならんか、此の特色はいまだ發揮

澤柳政太郎著

孝道

上卷

東京

合資會社

富山房發兌

(明治四十三年十一月)